

# 様極数歩畑田

宮崎県の境界ことはじめ



## 発刊に当たって

平成16年度の不動産登記法の改正に伴い、我々土地家屋調査士が業務で扱う「筆界」の文言が法文上に明記され定義がなされた。この事は大変意義深いものである。すなわち、不動産登記法で表されている地番、地目、地積は全て筆界を基にしているということである。当然、我々土地家屋調査士は現地の占有状況等にかかわらず目に見えない筆界を探索することがその使命であるということになる。

さらに、その後の不動産登記法の改正により、法務局において土地の筆界を特定するいわゆる筆界特定制度が創設され、土地家屋調査士が中心となって、筆界調査委員として現地及び法務局・その他官公署の資料から原始筆界の特定を法務局の筆界特定登記官と共に行っている。更には、土地の筆界の不明を原因とする民事紛争の裁判外解決手続（ADR）においても、「境界問題相談センターみやざき」を開所して、その紛争処理にあたり代理人として活躍のステージを押し広げて行くこととなった。ますます、「土地家屋調査士＝筆界」のフレーズが定着しつつある事を実感する。

ところが、宮崎県内でも明治20年頃に作られた更正図が表面上だけはコンピューター化しているが、相当数が現在も準地図として一般に公開されており、作成から長年経っていることもあり、筆界の探索には困難が伴うことが多い。そこで、土地家屋調査士法第25条第2項では、「調査士はその業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない」と規定し、土地家屋調査士に「地域の慣習」の習得を義務づけているのである。

「原始筆界」を追い求めていくと、その成り立ち、生い立ちに深い思いが行き着き、先人の技量、知識、果てはその苦勞にまで心動かされる。

宮崎県版「地域の慣習」は、「<sup>たはたぶすうきわめよう</sup>田畑歩数極様」と名付け発刊の日を迎えた。タイトルは明治7年9月13日「第128号達」から取り、内容はサブタイトルに有るように、宮崎県の地租改正に関する法令、文書を網羅したものである。それだけに止まらず法令、文書の一部を口語体に改め、その習熟の一助としたこと、又、宮崎地方法務局、宮崎県文書センターのご協力で見つかった各種の文書、資料の調査、研究により、登記簿の成り立ち、更正図の精度等について従来の認識に新たな発見を加えること出来たことは、今後、土地家屋調査士業務を行う上において、ひいては不動産表示登記制度において大いなる一歩となるものと思う。会員緒兄の座右の書として御愛読、御活用され続ける書で有ろう事を期待して止まない。

平成23年3月

宮崎県土地家屋調査士会  
会長 蓑原 照光

# 全 体 目 次

## 第1章 資料編

1. 序 -資料の説明-	1
2. 年表	3
3. 宮崎縣市町村図1	9
4. 大区小区図	10
5. 宮崎縣市町村図2	11
6. 西南戦争経路図	12
7. 法令(宮崎県法令) 【資料1】から【資料72】	17
8. 法令(全国法令) 【資料73】から【資料98】	207

## 第2章 解説編

1. 用語の解説	239
2. 資料に見る宮崎県地租改正の流れ	243
3. 「宮崎県における公図の作成経緯」 宮崎県における地租改正等に関する古文書から(新井克美)	245
4. 調査士のぼやき 【資料99】から【資料108-3】	270
5. 調査士のつぶやき	315
6. 「幕末期から明治初期の土地制度」(永井哲雄)	321
7. 文書センターだより	333

目次（宮崎県法令）		頁
1 屋敷地券発行につき伺	明治5年11月28日	17
2 地券掛任命願	明治6年1月19日	17
3 地券発行につき取調の布告	明治6年1月19日	18
4 各郡地券掛附属の人名届	明治6年4月5日	20
5 地券掛人員届	明治6年4月8日	22
6 地券発行につき証印税残金村方へ下渡の達	明治6年5月29日	22
7 地租改正ニツキ「上諭」	明治6年7月28日	24
8 太政官布告第272号 地租改正条例	明治6年7月28日	25
9 従前無税邸地の地券税につき申越	明治6年8月15日	27
10 貫属屋敷地券施行の儀につき伺	明治6年8月	28
11 高千穂一八村の地券調報告	明治6年8月24日	32
12 地券取調増置の判任官の月給につき伺	明治6年9月28日	33
13 市木村・海北村・六郎坊村合併願	明治6年11月20日	35
14 地券発行につき小区合村区分願	明治6年11月29日	35
15 都井村・御崎村・大納村合併願	明治6年11月29日	40
16 地租改正布告の管内布達	明治6年12月20日	40
17 市木村・海北村・六郎坊村合村につき伺	明治6年12月	42
18 貫属屋敷地券発行処分再伺	明治7年1月10日	43
19 諸県郡貫属士族旧給地高の地券渡方につき達	明治7年2月24日	44
20 地券渡方見合せの申入	明治7年3月5日	45
21 地租改正につき布達	明治7年4月24日	48
地租改正二付人民心得書		49
22 地租改正につき一区郭実施の布達	明治7年4月28日	59
23 官員増置伺	明治7年5月4日	61
24 無税邸地地券施行地租収納の布達	明治7年5月4日	64
25 貫属邸地地券申受規則の改正	明治7年5月25日	65
26 地租改正につき告諭の布達	明治7年6月12日	66
27 地租改正につき人民心得書改正の布達	明治7年7月17日	68
地租改正二付人民心得書		69
28 市木村・海北村・六郎坊村合村再伺	明治7年8月27日	70
29 田畑歩数極様の儀達	明治7年9月13日	72
30 地租改正の儀につき伺	明治7年10月18日	73
31 沽券税施行につき伺	明治7年12月	76
32 地租改正に一層勉励すべき旨の達	明治8年3月20日	78
33 地券入費拝借金延納伺	明治8年6月8日	79

34	市街分一税金上納延期の儀につき伺	明治8年6月21日	80
35	士族の抱地、永作地並びに諸郷自作地へ 地券と禄券渡しにつき回報	明治9年1月31日	81
36	地租改正実地丈量見分につき上村行徴巡回の達	明治9年1月	85
37	第三大区村位等級表	明治9年8月31日	85
38	区会延開上願	明治9年9月1日	86
39	諸県郡地租改正につき巡回申付	明治9年9月23日	87
40	地租改正猶予の布達	明治10年2月18日	88
41	地租改正再着手の布達	明治12年1月23日	88
42	地租改正の取調帳簿類紛乱につき達	明治12年1月23日	89
43	地租改正再着手につき心得書布達	明治12年1月25日	89
43-1	第1号 詔書写		90
43-2	第2号 地主所有主取定方心得書 23箇条		90
	44 (明治9年5月12日太政官布告第67号)		96
	45 (明治9年5月12日太政官布告第68号)		98
43-3	第3号 地所境界取定方心得書 7箇条		98
43-4	第4号 地所名称細目心得書 19箇条		100
	地所名称細目心得書		100
	同附録7箇条		103
	46 (明治7年11月7日太政官布告第120号)		105
	47 (明治8年7月2日太政官布告第114号)		108
	48 (明治8年10月9日太政官布告第154号)		108
	49 (明治9年6月13日太政官布告第88号)		108
43-5	第5号 地引絵図取調方心得書 4箇条		109
	竝 一字限絵図一村總絵図雛形		
43-6	第6号 土地丈量心得書 23箇条		114
	市街土地丈量法心得書		119
50	地租改正につき村総代人届出の布達	明治12年2月3日	123
51	地所処分につき代書人等に注意の諭達	明治12年3月28日	123
52	実地丈量請負人につき諭達	明治12年4月8日	124
53	薩摩大隅(甌島外七島を除く)及び 日向諸県郡改租の件	明治13年7月1日	125
	鹿児島県出張復命書		127
54	鹿児島県下日向国四郡改租の件 鹿児島県出張復命書	明治13年9月29日	128
			129
55	明治12年度より新税施行につき布達	明治14年8月15日	131

56	鹿児島県下塩田山林等改租の件	明治14年9月30日	132
57	地券取扱心得の達 「地券取扱心得書」	明治15年2月13日	133
58	地目変換開墾鋤下年期等起返願心得（甲第96号）	明治17年7月7日	139
59	官有払下地新規反別入願及民有地買上ノ地所 一筆限地租届出手続（甲第105号）	明治17年7月25日	146
60	地籍編製規則（甲第10号）	明治18年1月27日	149
61	地籍編製心得	明治18年1月27日	154
62	地籍編製心得書改正（甲第22号）	明治18年2月28日	155
63	實地取調順序（乙第150号）	明治18年10月6日	155
64	明治19年5月21日 乙第80号	明治19年5月21日	157
65	明治19年6月23日 乙第95号	明治19年6月23日	159
66	土地除賦租願届手續（県令第5号）	明治20年1月31日	159
67	明治20年7月16日 県令第55号	明治20年7月16日	162
68	街路取締規則（県令第60号）	明治20年9月16日	164
69	明治20年10月1日 県告示第85号	明治20年10月1日	167
70	明治20年12月14日 県告示第114号	明治20年12月14日	167
71	宮崎県山林特別処分例	明治33年4月12日	189
72	租税之方法 都城県		190

法 令 (全国法令)			頁
73	大蔵省達第47号	「田畑勝手作り」	明治4年9月7日 207
74	太政官布告第682号		明治4年12月27日 207
75	大蔵省無号達	「地券発行地租収納規則」	明治5年正月欠日 207
76	大蔵省(租税寮)無号達		明治5年正月欠日 207
77	東京府達	「地券申請地租納方規則」	明治5年2月10日 207
78	太政官布告第50号		明治5年2月15日 208
79	大蔵省達第25号	「地所売買譲渡二付地券渡方規則」	明治5年2月24日 208
80	大蔵省達第83号		明治5年7月4日 208
7	地租改正二ツキ「上諭」		明治6年7月28日 24
8	太政官布告第272号	「地租改正条例」	明治6年7月28日 25
81	大蔵省事務総裁達	「地方官心得書」	明治6年7月28日 209
46	太政官布告第120号	「地所名称区別改定」	明治7年11月7日 105
47	太政官布告第114号	「地所名称区別改正」	明治8年7月2日 108
82	地租改正事務局議定	「地所処分仮規則」	明治8年7月8日 209
83	地租改正事務局議定	「地租改正条例細目」	明治8年7月8日 210
48	太政官布告第154号	「地所名称区別ノ内追加」	明治8年10月9日 108
84	地租改正事務局別報第14号達	「市街地租改正調査法細目」	明治9年3月7日 211
85	地租改正事務局別報第16号達	「山林原野調査法細目」	明治9年3月10日 211
44	太政官布告第67号		明治9年5月12日 96
45	太政官布告第68号		明治9年5月12日 98
86	太政官達第60号		明治9年6月8日 212
49	太政官布告第88号	「地所名称区別改正」	明治9年6月13日 108
87	地租改正事務局別報達第69号	「崖地処分規則」	明治10年2月8日 213
88	司法省内訓		明治13年2月17日 213
89	大蔵省	「地租改正報告書」	明治15年2月 213
90	大蔵省達号外	「地租条例取扱心得書」	明治17年4月5日 216
91	大蔵省達第89号	「地租二関スル諸帳簿様式」	明治17年12月16日 217
92	大蔵大臣訓令主秘第10号	「地押調査ノ件」	明治18年2月18日 218
93	大蔵省	「実地取調順序」	明治18年月日不詳 218
94	大蔵省主税局「地租便覧」前款	「地租便覧」	明治19年1月 219
95	大蔵大臣内訓第3890号	「地図更正ノ件」	明治20年6月20日 220
96	「明治18年地押調査始末」		明治年月日不詳 220
97	法律第99号	「国有土地森林原野下戻法」	明治32年4月17日 222
98	「府県地租改正紀要」		224

# 第 1 章 資料編

## 序 ー資料の説明ー

### 1. 登記に関する法历年表

登記に関する全国法令と宮崎県法令を年表にして、その注意点と特徴を備考欄に記載した。

### 2. 宮崎県市町村図1

江戸時代の県内各藩の区分と、明治4年の美々津県と都城県の区分である。

### 3. 大区小区図

大区小区制は明治4年から明治11年まで実施された。(260頁参照)

収録した文章の中にも「大区」「小区」が数多く出てくる。

### 4. 宮崎県市町村図2

平成の大合併以前の市町村区分図である。

### 5. 西南戦争経路図

西南戦争の宮崎県内における戦いの経路図である。

西南戦争は宮崎県に多大な影響を及ぼした。地租改正事業にも重大な影響が及び、それまで調査していた多くの各種資料が紛失した。西南戦争は県内のほぼ全市町村を縦走しており、資料紛失があったことも容易にうかがえる。

### 6. 宮崎県法令

上下2段組になっており、資料【1】から資料【57】までは上段に法令、下段は読み下し文である。資料【58】から資料【72】までは読み下し文はなく、上段下段とも法令である。

### 7. 全国法令

資料【73】から資料【98】まで全国法令の一部を掲載した。

### 8. 用語の解説

資料に出てくる用語で分かりづらいものを現代用語にした。

### 9. 資料に見る宮崎県地租改正の流れ

資料から判断出来る宮崎県地租改正の動きを簡単に説明した。

### 10. 「宮崎県における公図の作成経緯」

ー宮崎県における地租改正等に関する古文書からー

都城公証人役場の新井克美先生に、前半では、全国の地租改正の流れを解説して頂き、後半では、地租改正の全国法令と宮崎県の法令を比較して、わかりやすく解説して頂いた。

### 11. 調査士のぼやき

資料【99】から資料【108-3】まで

地租改正資料と登記の関係について、鎌田隆光副会長の「ぼやき」である。

### 12. 調査士のつぶやき

宮崎県の地租改正について、宮崎県の土地制度などとの関連をまじえて、谷口和隆副会長がつぶやいている。

### 13. 「幕末期から明治初期の土地制度」

明治初期における宮崎県の土地制度について、宮崎県文書センター主席運営嘱託員 永井哲雄先生 に講演して頂いた講演録である。

#### 14. 文書センターだより

明治30年に宮崎県が各市町村に対して、地租改正資料の保管状況を調査した記録である。

なお、資料【1】から資料【72】までは全て宮崎県発行の「宮崎県史」に収録したもの又は宮崎県文書センターが所蔵しているものである。資料【99】から資料【108-3】までのうち地租改正委任状、地租改正名寄簿、地押調査委任状及び地押調査日記は宮崎県文書センター所蔵のものであり、土地台帳、地券及び公図は宮崎地方法務局所管のものである。

登記に関する法令年表

		全 国	本 県	備 考
慶応3年	1867	大政奉還		
明治元年8月7日	1868	行政官布告第612号(税法は一兩年旧慣による)		
明治元年8月18日		行政官布告第1096号(村々/地面八都下百姓持)		人民の土地所有を認める
明治2年5月17日	1869	行政官布告第460号(万石以下ノ邸地ウ定テ一ケ所ト為シ町地ニ属スル者ハ地租ヲ徴ス)		
明治2年6月17日		太政官沙汰第543号(諸藩版籍奉還ノ請ヲ聴ス)		「門・組」、代官、庄屋、弁振、組頭
明治2年6月17日		太政官沙汰第544号(版籍奉還ノ請ハサル諸藩ニ奉還ヲ命ス)		
明治3年7月欠月	1870	大蔵省達第505号 検見規則		田畑の一部を坪刈りして税率を決める 土地丈量をせず適正な収穫高に基づき課税
明治4年正月5日	1871	太政官布告第4号(社寺ハ現境地ノホカハ上地セシム)		社寺領地の没収
明治4年4月4日		太政官布告第170号 戸籍法(大区小区制)		壬申戸籍、属地主義(以前は人別帳)
明治4年5月24日		太政官達第258号(諸社寺上地ニ付境内外区分定方及石高調方再達)		
明治4年7月14日		太政官布告 鹿藩置県		
明治4年8月欠日		大蔵省達第39号(荒蕪不毛地払下二付一般入札サシム)		
明治4年9月7日		大蔵省達第47号(田畑勝手作りヲ許ス)		農作物の作付けを自由にする
明治4年9月13日		大蔵省達第49号(社寺領上知ノ布告中土地所分ヲ解釈ス)		
明治4年11月14日				美々津県、都城県の設置
明治4年12月27日		太政官布告第682号(東京府下武家地町地ノ称ヲ廢シ地券ヲ発行シ地租ヲ上納セシム)		市街地券→2/100の法券税(従来無税であった市街地に課税する)
明治5年正月欠日	1872	大蔵省(租税寮)無号達(府県地子免除アル地ハ東京府地券規則ニ準シ改正ノ予因ヲ稟候セシム)		
明治5年正月欠日		大蔵省無号達(今後全国ノ市街地ヘモ地券ヲ発行シ地租ヲ徴収スル)		
明治5年2月15日		東京府達 地券申請地租納方規則		
明治5年2月15日		太政官布告第50号(地所永代売買ヲ許ス)		土地取引の自由を認める。「所持」＝「支配進退」から所有へ
明治5年2月24日		大蔵省達第25号(地所永代売買許可ニ付地券渡方等規則ヲ定ム)		郡村地券(農地等)
明治5年4月9日		太政官布告第117号(庄屋主年寄等ヲ廢シ戸長ト改称シ給料並ニ諸入用割合ヲ定ム)		
明治5年7月4日		大蔵省達第33号(全国一般地券ヲ発行スル)		地券制度の創設(壬申地券)、地券大帳
明治5年7月		大蔵省租税寮に地租改正局を設置		
明治5年7月25日		大蔵省達第94号(合併地番を認める旨)		
明治5年8月5日		大蔵省達第97号(地券料紙ハ耐久ノ品ヲ用ヒシメ証印ヲ府県ニ交付ス)		
明治5年8月晦日		大蔵省達第118号(不定地年季ヲ定メ割發致候間ハ向御持主相定可申立事)		
明治5年9月4日		大蔵省達第126号(地券発行に際し原則として丈量を要しない)		
明治5年10月3日		租税寮改正局日報第22号(拝借地・公有地ノ意義)		
明治5年11月28日			屋敷地券発行につき伺	地券掛を任命する願い出
明治6年1月15日	1873			宮崎県設置
明治6年1月17日		太政官布告第18号 地所質入書入規則		
明治6年1月19日			地券掛任命願	
明治6年1月19日			地券発行につき取調の布告	
明治6年3月25日		太政官布告第114号(地券発行ニ付地所名称区別共更正)		公有地の定義
明治6年4月5日			各郡地券掛附属の人名届	
明治6年4月8日			地券掛人員届	
明治6年5月29日			地券発行につき証印税残金村方へ下渡の達	
明治6年7月28日		地租改正ニツキ上諭	地租改正ニツキ上諭	
明治6年7月28日		太政官布告第272号 地租改正条例	太政官布告第272号 地租改正条例	地租改正条例 改正地券
明治6年7月28日		大蔵省事務総裁達 地租改正施行規則		
明治6年7月28日		大蔵省事務総裁達 地方官心得書		
明治6年8月7日		租税寮改正局日報第40号達(村受公有地ニ関スル達)		
明治6年8月15日			従前無税邸地の地券税につき申越	
明治6年8月			貴属屋敷地券施行の儀につき伺	
明治6年8月24日			高千穂一八村の地券調報告	→ 住民は初めは抵抗があったが、実情を知ると協力的になった
明治6年9月28日			地券取調増置の判任官の月給につき伺	
明治6年11月20日			市木村・海北村・六郎坊村合併願	串間市
明治6年11月29日			地券発行につき小區合村区分願	
明治6年11月29日			都井村・御崎村・大納村合併願	串間市
明治6年12月20日			地租改正布告の管内布達	
明治6年12月			市木村・海北村・六郎坊村合併につき伺	
明治7年1月10日	1874		貴属屋敷地券発行処分再伺	旧鹿兒島藩の改正は滞りがちである事がわかる
明治7年2月7日		太政官布告第120号 地所名称区別		
明治7年2月24日			諸郡貴属士族日給地高の地券渡方につき達	
明治7年3月5日			地券渡方見合せの申入	
明治7年4月24日			地租改正につき布達 人民心得書	
明治7年4月28日			地租改正につき一區郭実施の布達	
明治7年5月4日			官員増置伺	作業は難を極め官員増置が必要
明治7年5月4日			無税邸地地券施行地租収納の布達	
明治7年5月12日		太政官布告第53号(5年ごとに地價の改訂を行う旨)		
明治7年5月25日			貴属邸地地券申受規則の改正	
明治7年6月12日			地租改正につき告諭の布達	→ 県参事福山健偉が、民衆に対し内容を周知徹底させるためにわかりやすく書いている
明治7年7月17日			地租改正につき人民心得書改正の布達	
明治7年8月27日			市木村・海北村・六郎坊村合併再伺	
明治7年9月13日			田畑歩数極様の儀達	
明治7年10月18日			地租改正の儀につき伺	
明治7年11月7日		地所名称区別改定 太政官布告第120号		公有地を官有・民有に区分
明治7年11月7日		太政官達第143号(官有地区民有地取調難形)		
明治7年11月29日		内務省達乙第72号 社寺領上地跡処分規則		
明治7年12月			法券税施行につき伺	
明治7年12月28日		内務省達乙第84号(全国地籍編纂調査トシテ官員派出ニ付取調難形)		
明治8年3月20日	1875		地租改正に一層励励すべき旨の達	
明治8年3月24日		太政官達第38号(内務大蔵両省間ニ地租改正事務局ヲ置ク、地租改正事務局の設置)		西米良 黒木重国「明治8年日記」 M8. 2 地券掛が上山 M8. 4 下総図作成作業 M8. 5 年入れ作業(1ヶ月)
明治8年5月8日		内務省布達甲第8号(耕地宅地山林等百坪以下切歩売買ヲ許ス)		
明治8年6月8日			地券入費拜借金延納伺	
明治8年6月12日		地租改正事務局報第3号達書(丈量間辛ニツキ達)		土地丈量の物差し統一
明治8年6月21日			市街分一税金上納延期の儀につき伺	
明治8年7月2日		太政官布告第114号 地所名称区別ノ内・改正		
明治8年7月8日		地租改正事務局議定 地所処分規則		官有地の色分け、民有地認定の基準の整理
明治8年7月8日		地租改正事務局議定 地租改正条例細目		1間6尺・方6尺を1坪・30歩を1畝・10畝を1反(1反につき10歩の許容差)
明治8年7月28日		太政官達第132号 公用土地買上規則		
明治8年7月28日		太政官達第133号(公用土地買上規則中人民ニ告知スヘキ条件ハ使府県ヨリ布達セシム)		
明治8年8月30日		太政官達第154号(地租改正事業ハ明治9年末ヲモッテ一律竣工スベシ)		

明治8年9月30日		太政官布告第148号 建物書入質規則並二売買譲渡規則		
明治8年10月9日		太政官布告第154号 地所名称区別ノ内・・追加		
明治8年10月22日			旧高鍋藩旧知行地の儀につき建白	地租改正事業に対する土族の不满
明治8年11月20日		地租改正事務局達乙第8号(合併地券ヲ廢シ、一筆一券トスル)		
明治8年12月28日		地租改正事務局別報第10号達書(市街地丈量厘位四捨五入積算ハ六位四捨五入ノ儀)		
明治9年1月29日	1876	地租改正事務局別報第11号(山林原野等官民所有区別処分派出官員心得書)		
明治9年1月31日			土族の抱地、永作地並びに諸藩自作地へ地券と禄券渡しにつき回報	
明治9年1月			地租改正実地丈量見分につき上村行徴巡回の達	諸県地方でも高岡緩では作業が進んでいた
明治9年2月8日		地租改正事務局別報第11号達書(市街地丈量更正ノ達)		
明治9年3月7日		地租改正事務局別報第14号達 市街地租改正調査法細目		市街地は正確な丈量
明治9年3月10日		地租改正事務局別報第16号達 山林原野調査法細目		山林原野は大まかな丈量(斜距離)
明治9年3月13日		地租改正事務局無号達(地券台帳雛形)		地券大帳から地券台帳に
明治9年3月19日		地租改正事務局別報第17号達(市街地ハ呼ノ称ヲ用フ)		
明治9年5月12日		太政官布告第67号(地租改正調査二臨ミ承服セサル者処分方)		
明治9年5月12日		太政官布告第68号(隠田切開切添地等処分方更正)		隠田、切開、切添地の処分
明治9年5月18日		内務省議定 地所名称区別細目ノ件		
明治9年5月23日		内務省達丙第35号 地籍編製地方官心得書		
明治9年6月8日		太政官達第60号(道路等級ヲ廢シ国道県道里道ヲ定ム)		里道の概念の由来
明治9年6月13日		太政官布告第88号 地所名称区別中改正		
明治9年8月22日		地租改正事務局達乙第12号(地券面年月日ハ交付年月日ヲ記載シ改正年度ヲ記載スベシ)		
明治9年8月31日			第三大区村位等級表(県内では諸県地方を除き改正作業が進んでいた)	M9. 8. 21 鹿児島に併合される作業が一時的に中止
明治9年9月1日			区会延開上願	
明治9年9月23日			諸県郡地租改正につき巡回申付	
明治9年11月13日		内務省達乙第130号(畦畔ハ本地ノ地籍ニ編入スベシ)		
明治10年1月20日	1877	太政官布告第8号 民有荒地処分規則		M10 西南戦争(1月~9月) 戦乱により多くの書類が紛失
明治10年2月8日		地租改正事務局別報第69号 崖地処分規則		
明治10年2月18日			地租改正豫定の布達	戦争のため作業は中止
明治10年5月17日		地租改正事務局別報第78号(丈量ノ際畦畔削除ノ件)		
明治10年7月7日		司法省達丁第49号(地券書替ヲセストモ当事者間ニオイテハ有効ナル)		
明治11年5月27日	1878	地租改正事務局別報第108号(深山幽谷等丈量ハ足数又八日量ヲ以反別ヲ定ム)		
明治11年7月		郡区町村編成法(大区小区制廃止、郡町村を復活)		字図に大区、小区の記載があればこれ以前に作ったもの
明治11年10月4日		地租改正事務局別報第116号(地所売買譲渡或ハ家督相続等ノ地券書替ハ券面ヲ以下渡之儀達)		
明治12年1月23日	1879		地租改正再着手の布達	明治6年以降の条例などを再録した
明治12年1月23日			地租改正の取調帳簿紛失につき達	
明治12年1月25日			地租改正再着手につき心得書布達	
			第一号 詔書写	
			第二号 地主所有主取定方心得書 二三箇条	後半はM9. 5. 12 太政官布告68号
			第三号 地所境界取定方心得書 七箇条	
			第四号 地所名称細目心得書 拾七箇条	
			地所名称細目心得書 同附録七箇条	
			地所名称区別公布 四件	後半はM7. 11. 7 太政官布告120号
			第五号 地引絵図取調方心得書 四箇条	
			並 一字限絵図一村總絵図雛形	
			第六号 土地丈量心得書 二十三箇条	斜距離
			市街土地丈量心得書	
明治12年2月3日			地租改正につき村総代人届出の布達	
明治12年2月10日		太政官布告第6号(土地売買譲渡ハ今書替ニヨラス裏書ニヨル)		
明治12年2月12日		太政官達第7号(地券雛形)		
明治12年3月			日高次吉家文書 地租改正委任状	綾町 四本兼良日記
明治12年3月28日		地租改正事務局達乙第2号 地券雛形		
明治12年3月28日			地所処分につき代書人等に注意の諭達	M12. 5~M12. 7 平板、磁石、間綱、定規、そろばん、矢立を使用
明治12年3月31日		地租改正事務局達乙第3号 地券取扱順序		M16. 6 地券を発行
明治12年4月8日			実地丈量請負人につき諭達	まず、一筆限図を作り、それに合わせて小字図、大字図とし、大字図別に地番を付した
明治12年7月			中山政安家文書 官民有地雑種反別書上帳	
明治13年2月17日	1880	司法省内訓		「人民ノ私有ニ帰セシメタルハ実ニ行政上ノ特別ノ恩典ニ出タルモノトス」
明治13年11月30日		太政官布告第52号 土地売買譲渡規則		
明治13年7月1日			薩摩大隅(甌島外七島を除く)及び日向諸県取改組の件	宮崎県の地券はM14年以降のものしかない?
明治13年9月29日			鹿児島県下日向四郡改組の件	この頃までには諸県地方を除いて作業は終了。国の役人が検査をし地租改正事務局に報告したものの
明治13年11月30日		土地売買譲渡規則		
明治14年3月	1881		日高次吉家文書 地租改正名寄簿	改正作業の委任状
明治14年6月30日		太政官達第59号(地租改正事務局廃止大蔵省ニ於テ取扱)		山林を除いて改正事業完了
明治14年8月15日			明治12年度より新税施行につき布達	
明治14年9月30日			鹿児島県下塩田山林等改組の件	
明治15年1月11日	1882	大蔵省達第1号 民有開墾地調査順序		
明治15年1月31日		太政官(大蔵卿達書)布達第2号(地所売買譲渡ニ付土地分割取扱手續)		
明治15年2月13日			地券取扱心得の達	
明治15年2月		大蔵省 地租改正報告書		
明治16年5月9日	1883			宮崎県再置県
明治16年11月7日			県 甲48号(地目変換、畦畔改廃につき歩数増減に係る地価修正心得)	
明治16年11月29日			県 甲56号(荒地起返開墾等反別出入願心得)	地租改正が終了した後の処理法
明治17年3月15日	1884	太政官布告第7号 地租条例(地租改正法令廃止)		
明治17年4月5日		大蔵省達第7号 地租条例取扱心得書		三斜法、平斜面、野取繪圖
明治17年7月7日			県 甲96号(地目変換開墾等心得 M16甲48号甲56号M17甲35号廃止)	M17. 4. 5地租条例心得書と同じ(平斜面)
明治17年7月25日			県 甲105号(官有私下地、民有地買上土地地租金届手續)	
明治17年8月13日			県 甲116号(地租改正条例に係る公立学校等除算手續)	
明治17年9月27日		大蔵省達主秘第37号 地租検査手續		
明治17年11月15日			成185号(山林原野別地価地租別紙雛形に倣い区別し・・)	
明治17年12月16日		大蔵省達第89号 地租二關スル諸帳簿様式(土地台帳)		帳簿の整理(府県庁・地租台帳・野取絵図、町村戸長役場・土地台帳・野取図)
明治18年1月27日	1885		県 甲10号(地籍編製規則並びに同心得)	明治18年頃の県文書には地券紛失届が実名入りで多数ある
明治18年2月18日		大蔵大臣訓令主秘第10号 地押調査ノ件		1回目の作業の修正・その後の変更・山林原野の調査
明治18年2月19日			成11号(地図野取絵図に別紙雛形に倣い目録を調製し・・)	日之影町
明治18年2月28日			県 甲22号(M18甲10号改正)	M12~M13 山林を中心に二度目の改正作業
明治18年4月27日			県 甲59号(畦畔増設、開墾等願届心得)	
明治18年6月29日			県 甲96号(地券書替出願手續)	
明治18年8月27日			県 甲110号(M18甲59号改正追加)	

明治18年10月6日			乙150号(土地台帳編成につき実地と齟齬あれば別紙の順序で調査せよ)	
明治18年11月4日			県 甲1290号 (M18甲96号加除更正)	
明治18年12月24日			乙185号 (M18乙9号、乙150号の実地取調、帳簿調製着手心得書)	
明治年月日不詳	明治18年地押調査始末			
明治18年月日不詳	大蔵省 実地取調順序			
明治19年1月	1886		中山政安家文書 地押調査日記	三斜での野取図
明治19年1月欠日	地租便覧			
明治19年1月8日			県 乙1号 (管内各地反別地価人員内土族現在調)	
明治19年4月			中山政安家文書 地押調査日記	脱落地編入願
明治19年5月21日			県 乙80号 (M18乙9号は更正す)	
明治19年6月4日			県 甲42号 (M17甲96号, 甲105号, 116号を加除更正す)	野取図の色分けの仕方の変更
明治19年6月23日			県 乙95号 (M18乙150号を左の通削除す)	
明治19年7月31日	大蔵大臣内訓第4739号 地押調査実地順序			
明治19年8月6日			県令乙6号 (M18乙150号速改正し7号難形に合筆を追加)	
明治19年8月11日	法律第1号 登記法		法律第1号 登記法 (併登記法を裁可し茲に之を公布せしむ)	所有権、質権、抵当権は登記による。地券制度廃止
明治19年12月3日	司法省訓令第32号 登記法取扱規則			
明治19年12月16日			県令甲27号 (96号布達地券書替出願手続左の通改正す)	
明治20年1月31日	1887		県令5号 (土地除租願い手続を定む)	M17. 7. 7甲96号と同じ
明治20年4月11日	大蔵省訓令第25号 土地分合筆取扱手続			
明治20年6月20日	大蔵大臣内訓第3890号 地図更正ノ件			地押調査図 (更正図)、平板
明治20年7月16日			県令54号 (地券下付書替出願を定む、M18甲96号は廃止す)	
明治20年9月16日			県令55号 (分割合筆は郡役所に願出よ、丈量はM20県令5号に依るべし)	
明治20年10月1日			県令60号 街路取締規則	
明治20年12月14日			県告示85号 街路取締ノ市街地ヲ定ム	
明治21年12月14日	1888		告示114号 準市街地ノ区域ヲ定ム	
明治20年3月22日	1889 法律第13号 (地券ヲ廃止シ地租ハ土地台帳ニ依リ徴収ス)			
明治22年3月22日	勅令第39号 土地台帳規則			土地台帳が府県庁に所管替え
明治22年3月23日	法律第13号 地券廃止			地券制度の廃止
明治22年4月1日	大蔵省令第6号 土地台帳規則施行細則			
明治22年5月25日	大蔵省主税局長通知 (土地台帳は新調する)			
明治22年6月20日	大蔵省訓令第44号 地租二関スル諸帳簿管理其他取扱心得			
明治22年6月20日	大蔵省訓令第45号 (島庁郡役所地租事務取扱手続中更正)			
明治22年7月24日	大蔵省主税局長通知 (官有官用地について土地台帳を備える)			
明治22年11月12日	司法省訓令第13号 (土地ヲ分合シテ売買譲渡ノ節ハ戸長役場ヲ經由シテ郡役所ヘ届出ノ後登記スベシ)			
明治22年11月25日	大蔵省訓令第67号 (土地ヲ分合シテ売買譲渡ノ節ハ戸長役場ヲ經由シテ郡役所ヘ届出ノ後登記スベシ)			
明治22年11月29日	法律第30号 (地租条例中改正)			
明治22年12月29日	大蔵省令第19号 地租条例施行細則			
明治22年12月29日	大蔵省訓令第76号 地租条例及同施行細則取扱心得			
明治23年2月20日	1890 大蔵省訓令第10号 (地租二関スル諸帳簿様式更正)			改図図から野取図に
明治23年2月22日			県令15号 (地租条例の心得左の通定む) 野取図の色分け例	
明治23年3月29日			県令27号 (M22県令45号分合筆様式を更正す)	
明治23年10月29日	司法省令第7号 登記法取扱規則			
明治23年11月24日	勅令第275号 官有財産管理規則			
明治23年11月24日	勅令第276号 官有地取扱規則			
明治24年3月24日	1891 法律第3号 度量衡法			
明治24年7月8日			県令45号 (M23県令15号難形の更正)	
明治24年8月6日			県訓令180号 (分合筆を発見せしは訂正許可を得て届出るべし)	
明治24年9月15日			県告示89号 (M20告示114号の内小林を改正す)	
明治26年2月16日	1893 大蔵省主税局長坤第455号通牒 (畦畔改廢取扱)			
明治26年7月14日	司法省訓令民刑第576号 (各登記所ニ土地台帳簿本備付ノ件)			
明治28年1月26日	1895 坤第838号大蔵省主税局長通牒 (土地ヲ分裂シテ官有地ト為スモノ取扱方ノ件)			
明治29年4月6日	1896 大蔵省主税局長通牒 (土地ヲ分裂シテ官有地ト為シテ土地ノ登記手続)			
明治29年10月	税務管理局官制			土地台帳が税務署に所管替え (人員も引き継いだ)
明治30年8月6日	1897 農商務省令第13号 (官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手続)			
明治31年10月8日	1898 大蔵省主税局長坤第806号通牒 (地目変換土地台帳等取扱方)			
明治32年3月13日	1899 法律第62号 宅地組換法			
明治32年3月22日	法律第85号 国有林野法			
明治32年3月31日	勅令第111号 地租條例施行規則			
明治32年4月10日	大蔵省訓令第349号 地租條例施行上取扱方			
明治32年4月17日	法律第99号 国有土地森林原野下戻法			官有民有区分の最終是正立法
明治33年4月12日			農商務大臣 宮崎県山林特別処分例	官有林区分の下渡 用語が「下戻」から「下渡」に変更
明治43年12月20日	1910 勅令第444号 地租條例施行規則			
大正10年4月7日	1921 法律第43号 国有財産法			
昭和6年3月31日	1931 法律第28号 地租法			地租条例廃止
昭和15年7月	1940 家屋税法			家屋に国税を課す
昭和22年3月31日	1947 法律第30号 土地台帳法			地租法廃止 (地租が府県税となる)
昭和22年4月	地方自治法 (固定資産税を課す)			税務署で台帳を管理する必要がなくなった
昭和25年7月31日	1950 土地台帳法の一部を改正する法律 (法律180号)			土地台帳が法務局に所管替え (人員は引き継がない)
昭和25年7月31日	地方税法			
昭和26年4月	1951 不動産登記法の一部改正			大福帳からバインダー式登記簿に
昭和26年6月	法律180号 国土調査法			地籍簿、地籍図を登記所に送付
昭和29年5月20日	1954 法律第120号 土地区画整理法施行法			
昭和35年3月31日	1960 不動産登記法の一部改正			土地台帳法廃止、表示に関する登記制度新設
昭和35年4月1日	民事甲第685号民事局長通達 登記簿・土地台帳一元化実施要領			一元化指定前の地積測量図はない
昭和37年4月28日	1962 細則改正			測量図、土地所在図、建物図面、各階平面図の様式が定められる
昭和37年4月	準則改正			土地改良・区画整理の確定図、国土調査の地籍図を17条地図にすることができる
昭和41年4月1日	1966 メートル法完全実施			これ以前の地積測量図は尺貫法
昭和46年4月16日	1971 準則改正			国土調査の地籍図を原則として17条地図にする
昭和52年9月	1977 細則改正、準則の全部改正			地積測量図の記載内容の整備 (B4版、恒久的地物)
平成5年7月	1993 不動産登記法の一部改正			地図に準ずる図面の閲覧制度、建物合体登記の創設
平成13年4月	2001 情報公開法施行に伴う整備法			地図に準ずる図面、地積測量図の写しの交付制度
平成17年3月	2005 不動産登記法・施行令・施行規則			
平成18年1月	2006 筆界特定制度			

宮崎県市町村図 1

1740年頃

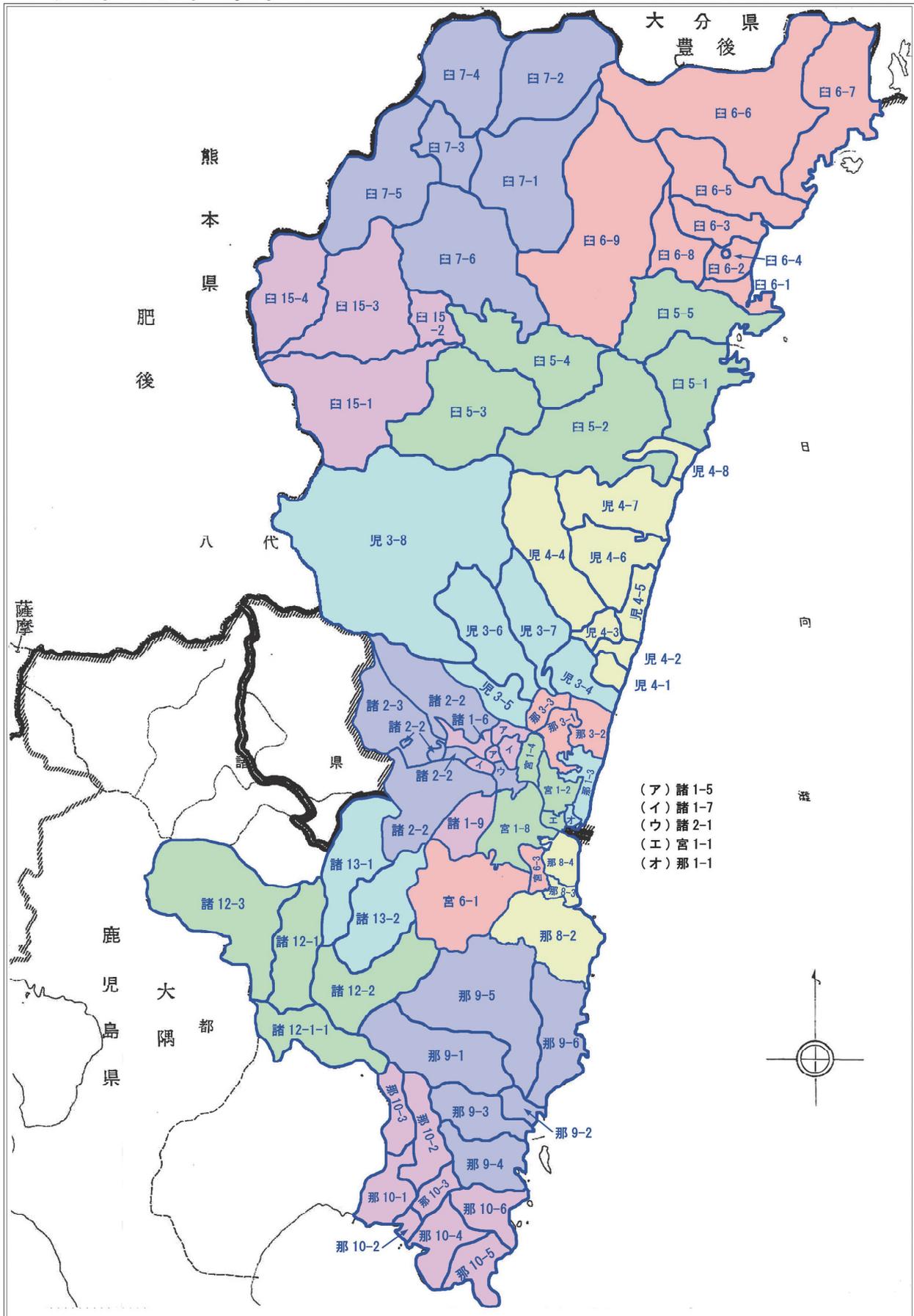
明治4年11月14日

美々津県、都城県の設置



# 大区小区图

明治 11 年 7 月 22 日時点



# 宮崎県市町村図 2

平成の大合併以前  
町村名は平成15年時点





宮崎県文書センター所蔵 宮崎県公文書（歴史文書）

自明治五年  
至明治三十三年

# 地租改正資料

## はじめに

「地租改正」は、明治初期に明治政府によって行なわれた国家の財政基礎を確立するため、土地制度、租税制度の一大改革をいい、それは江戸時代以来の各領主ごとに異なっていた土地制度や税制度を全国的に改めて、一律にするためのものであった。その前提となったのは「土地の私有」である。

この改革をすすめるにあたって明治6年7月28日太政官布告第272号として公布された「地租改正法」を柱として、その別紙として「地租改正条例」（全文七章のうち追加の章がある）、その施行手続きを規定した「地租改正施行規則」、担当地方官の心得を定めた「地方官心得」を、ひとまとめにして実施されたものである。

「法」による税制改正の要点は（1）旧来の石高制にもとづく田畑貢納制を廃止し、土地収益から算定した地価の100分の3の地租を徴収する。（2）従来土地に賦課されてきた村入費などは地租の3分の1をこえないこと。（3）豊凶によらず増減しないことなどであった。

実施にあたって「地価の算定」をするための前提となる実測調査「土地丈量」が事業の中心となった。この土地丈量は稲田、田畑の縄のびなどの隠匿、脱漏を許さず厳格に実施され、番地が附され、土地面積の増加ともなった。

しかし地価算定にはさまざまな不合理な点があり、結局、国の財源確保という立場から、明治8年7月「地租改正条例細目」で地位等級が押しつけの形で出された。

また、「条例」では、（1）厳格に調査を行い整理の見込みが立てば大蔵省の許可を得たのち旧税法を廃止して新法を実施する。一郡、一区からでも調査ずみの所から施行してもかまわない。（2）豊凶にかかわらず税の増減は一切行なわない。天災により土地が変換したときは免税または無税とする。（3）田畑の称を廃止して耕地とする。（明治10年太政官布告第70号で「田畑の称の併用」が認められる）家作のある土地は宅地と称する。（4）物品税が200万円以上になったときは、地租を100分の1まで順次引き下げる。（5）地租改正の成功までは据え置かれる旧法について苦情を申し立てても、原則として一切とりあげない。

また明治7年5月、太政官布告第53号で「改正の年より五年間は地価を据え置く。但し売買地価に増減があれば地券裏面に朱書で記載しておく」など修正された。

以後、明治10年には、地租改正に対する大規模な反発行動により「100分の3」が「100分の2.5」に引き下げられた。西南戦争により改正事業が遅れた宮崎県（当時は鹿児島に併合されて宮崎県はない）での適用は、100分の2.5に引き下げられてからである。

この改正事業は、耕地については明治13年には、ほぼ終了し同15年7月には、山林原野を含めて終了したとされている。次の「告諭」（抜粋）は、この改正事業の推進にあたって当時の宮崎県参事（知事にあたる）福山健<sup>たてこと</sup>偉が、事業の主旨内容を県民に示したものである。

## 告諭

一今般 朝廷ヨリ地租改正ト云事ヲ仰セ出サレタルニ付、小前末々ニ至ルマデ御趣意取違ヘサル様委シク告知ラセ候、サテ其地租トハ即チ年貢ノ事ニテ改正トハ年貢ノ納様ヲ御替ナサル、事ナリ、是ハ上納ヲ多ク御取りナサル、訳デハナク年貢ニ高イ低イノナキ様ニアソバストノ事ナリ、是マデハ国々ニテ年貢ノ納メヤウガ違ヒ、タトヘハ同シ位ノ上田ニテモ石盛ニハ多キ寡キガアリテ上納平等ニコレナク、年貢ニ迷惑イタシ居ル小前モアリシナリ、然ルニ県ト云テ 朝廷御一トマトメノ御政事ニナリシ上ハ以前ノ儘ニテ置レガタク、年貢ニコ、ハアマイ、アソコハカライト云事ノナキヤウニト厚キ御趣意ニテ御改正ナサル、事ニ候、・・（省略）・・

一此度ノ地租改正ハ以前ノ検地ノ仕様トハ違ヒテ、地価ト云テ取揚米又ハ小作米ヲ以テ土地ノ直段ヲ取調べ、其土地ニ相当シタル正直ナル直段ヲ真価ト云フ、コノ真価ニ応シ上納ニ高イ低イノナク、是ソマコトノ年貢ト云モノニナラネバナラス、次ニハ又畝歩カ間違テハ相スマヌ故竿境ヲ入違ヒナクイタシ、且落地ト隠シ歩ノナキヤウニ取調スバナラヌ事ナリ、夫故規則モ数ヶ条アル事ナレバ六ヶ敷事ノ様ニ思フモノモアルヘケレト、是ハ朝カラ晩マデ取扱スル田畑ヲ隣リノ持主ト立会テ竿ヲ打ち其畝歩ヲ正直ニ書イダシ・・（省略）・・

一地租改正ハ面倒ナリ御上ミニテ成シ下サルレハヨキモノヲト心得違居ル者モアルカ知レヌカ、若シモ夫等ノ心得違アツテハスマヌ訳ナリ、前ニモ云通り高上ケセントカ年貢ヲ増サントカ云事ニテハナク、土地ノ持主ヲ屹トキハメテ昔ノ大名方ニ渡リタル朱印ヤ黒印見タル様ナ場ニ券状ト云モノヲ持主ニ渡シ、・・（省略）・・

右之通候事

（全文は66頁に掲載）

この史料集は、宮崎県文書センターが所蔵する明治5年11月28日の「屋敷地券発行につき伺」から明治33年4月12日の「宮崎県山林特別処分例」までの宮崎県下（明治9年8月21日以降は鹿児島県に併合されている）の「地租改正」に関する史料である。

その間、明治9年9月1日の「区会延開上願」と、明治10年2月18日、鹿児島県令大山綱良の「地租改正猶予の布達」以降明治12年1月25日、鹿児島県令岩村通俊代理大書記官渡辺千秋による「地租改正再着手につき心得書布達」までは空白である。これは明治10年2月15日、西南戦争が始まり、県下が戦場と化したからである。

戦後、再開された鹿児島県日向国宮崎の地租改正は、明治13年11月15日の「鹿児島県下日向国四郡改租済之事上申御覽」で終了するが、日本全土均一の土地私有制を中心にした日本の歴史に例を見ない税制改革は、田畑や宅地では一定の形が出来上がったが、山林などでは、多くの問題

が残された。

それは、旧幕時代の日向国のように各藩の支配がそれぞれ大きく違っていたから画一的な対策では解決できない問題が山積していたからである。その影響はあらゆる面で今に及んでいるといっても過言ではない。その意味からここに納められた史料は土地に関する業務を主とする者にとっては、なかでも「地所名称細目心得書19ヶ条」「同附録7ヶ条」「地所名称区分公布4件」「地引絵図取調方心得書4ヶ条」「土地丈量心得書23ヶ条」「市街土地丈量法心得書」などは必見のものであろう。

宮崎県文書センター

主席運営嘱託員 永井哲雄



# 宮崎県法令

上下2段組になっています。

上段は原文です。

下段は読み下し文です。

## 1 屋敷地券発行につき伺

明治五年十一月八日

今般屋敷地券御発行ニ付而者、士族、卒其他諸村高地之外山野地伐開居屋敷取構候者不少筈、是以従前居屋鋪同様之振合ニ取計仕可申哉、何分被仰渡度奉存、此段申出候也

申十一月廿八日 南大区長

<sup>保書</sup>「書面士族、卒屋敷其外無税地之分、当年ヨリ地券税法ニ引直、高地之外切開居屋敷□□□税之分ハ、追而一般地券施行迄ハ是迄通据置可申、地券法ニ引直候分ハ租税割賦帳江組入早々可差出候、尤士族、卒屋敷高内ニ致来候分ハ矢張高内引者据置、士族、卒屋敷地券高引と相認可申事

壬申十二月一日 租税課

〔南北郡治所願届伺類等〕五年〕

## 2 地券掛任命願

明治六年一月二九日

当管内居屋敷之分壬申年ヨリ地券税法ニ引直候積ニ御座候間、左之人員ニ地券掛被 仰付度奉存候

第廿区副戸長 山田百太郎

## 1 屋敷地券発行につき伺

明治五年十一月八日

今般、屋敷地券の御発行に付いては、士族、卒族、その他諸村の高入地のほか山野地を切り開いて屋敷を取り構えた者も、少なくないはず、これを従前の居屋敷同様の振合に取り計すべきか、どのようにしたらよいか指示をおおぎたく申し出ます。

申十一月廿八日 南大区長

<sup>保書</sup>「書面士族、卒族の屋敷、その外無税地の分は、当年より地券税法に引き直し、高入地のほか、切り開いた屋敷□□□税の分は、おつて一般地券施行迄はこれまで通り据え置き、地券法に引き直した分は、租税割賦帳に組み入れ、すみやかに差し出すこと。もっとも、士族、卒族の屋敷で高の内にして来た分はやはり高内引きは据え置き、士族、卒族屋敷の地券は高引としたためること

壬申十二月一日 租税課

〔南北郡治所願届伺類等〕五年〕

## 2 地券掛任命願

明治六年一月二九日

当管内、居屋敷の分は、壬申年（明治五年）より地券税法に引き直す積りであるので、左の人員に地券掛りを仰せ付けられたく存じます。

第廿一区同 萱嶋健太郎  
 第廿二区同 久保田文一  
 第廿三区同 森 承八  
 第廿四区同 立山 藤市  
 第廿五区同 岩村綱太郎  
 竿取 六人

右御達之上者巡廻取調可申候、郡管  
 巡廻渡方ニ準シ旅米御下渡相成度奉  
 存候、此段申出候也

癸酉一月十九日 高鍋出張  
 大区役所

〔南北郡治所一卷〕旧美々津県 宮崎県 明治五  
 年八月〜六年二月

### 3 地券発行につき取調の布告

明治六年一月二十九日

竿次本 何村

一 田方何拾何町何反何畦何歩

内

上田何町何反何畦何歩  
 此高何拾何石何斗何升何合  
 何勺何才  
 但悉畦ニ付地価何拾貫文位  
 中田、右同  
 此高、右同  
 但右同  
 下田、右同  
 此高、右同  
 但右同

第廿区副戸長 山田巨太郎  
 第廿一区同 萱嶋健太郎  
 第廿二区同 久保田文一  
 第廿三区同 森 承八  
 第廿四区同 立山 藤市  
 第廿五区同 岩村綱太郎  
 竿取 六人

右の任命通知をした後は巡廻し取り調べます。  
 郡管巡廻渡方に準じ旅米を、御下げ渡し下さ  
 るよう申し出ます。

癸酉一月十九日 高鍋出張  
 大区役所

〔南北郡治所一卷〕旧美々津県 宮崎県 明治五年八月  
 〜六年二月

### 3 地券発行につき取調の布告

明治六年一月二十九日

竿次本 何村

一 田方何拾何町何反何畦何歩

内

上田何町何反何畦何歩  
 此高何拾何石何斗何升何合何勺何才  
 但畝に付地価何拾貫文位  
 中田、右同  
 此高、右同  
 但右同  
 下田、右同  
 此高、右同  
 但右同

下々田、右同

此高、右同

但右同

右従前御検地帳元之地位ニ不拘、  
現今売買之真価見込相立値段可相調  
候

竿次本

一畠方何拾何町何反何畦何歩

内

上畠何町何反何畦何歩

此高何拾何石何斗何研何合

何勺何才

但志畦ニ付地価何拾貫文位

中畠、右同

此高、右同

但右同

下畠、右同

此高、右同

但右同

下々畠、右同

此高、右同

但右同

右従前御検地帳元之地位ニ不拘、  
現今売買之真価見込相立値段可相  
調候

一惣合田畠何拾何町何反何畦何歩

一惣合高何拾何石何斗何研何合何勺

何才

右者今般地券御発行ニ付御用見□  
相成候間、来月限右雛形ニ基き取  
調可差出候、此段及布告候也

但何ヶ村有之候而も雛形ニ基き

下々田、右同

此高、右同

但右同

右、従前の御検地帳の元の地位に拘わらず、  
現在の売買の真価を見込み値段を立てととの  
えること。

竿次本

一畠方何拾何町何反何畦何歩

内

上畠何町何反何畦何歩

此高何拾何石何斗何研何合何勺何才

但し、志畝に付地価何拾貫文位

中畠、右同

此高、右同

但右同

下畠、右同

此高、右同

但右同

下々畠、右同

此高、右同

但右同

右は、従前の御検地帳の元の地位に拘わらず、  
現今の売買の真価を見込み値段を立てととの  
えること

一惣合 田畠何拾何町何反何畦何歩

一惣合高 何拾何石何斗何研何合何勺何才

右は今般地券の御発行につき御用見□成り  
ましたので、来月までに右の雛形に基づき取  
り調べ差し出すように布告する。

但し、何ヶ村あったとしても雛形に基づ

取調可差出候

癸酉一月十九日

都城県参事 桂 久武 (印)

〔管内布達留〕旧名仰渡帳 旧都城県分 宮崎県

明治五年一月〜六年一月

#### 4 各郡地券掛附属の人名届

明治六年四月五日

四月五日回ス 岩下敏之 (印)

参事 (印) 庶務課 (印)

典事 租税課 (印)

地券掛附属申付候御届面別紙之通ニ  
而可然哉

地券取調掛

諸県郡 拾方石以上

〔采書〕「当県貫属〇〇〇村居住」

月給七円 〔采書〕「河野敬一」

〔采書〕「同郡〇〇〇村居住」

月給七円 黒木小十郎

那珂郡 拾方石以上

同那珂郡〇〇〇村居住

月給七円 竹井彌平

宮崎郡〇〇〇村居住

月給七円 竹原祐之

宮崎郡 拾方石以下

同郡 〔采書〕「〇〇〇村居住」

月給七円 佐々木階蔵

児湯郡 拾方石以下

〔采書〕「同〇〇〇村居住」

き取調べて差し出すこと

癸酉一月十九日

都城県参事 桂 久武 (印)

〔管内布達留〕旧名仰渡帳 旧都城県分 宮崎県 明治

五年一月〜六年一月

#### 4 各郡地券掛附属の人名届

明治六年四月五日

四月五日回す 岩下敏之 (印)

参事 (印) 庶務課 (印)

典事 租税課 (印)

地券掛り附属を申し付ける届け書類は別紙の  
通りでよいでしょうか

地券の取り調べ係り

諸県郡 拾方石以上

〔采書〕「当県貫属〇〇〇村居住」

月給七円 〔采書〕「河野敬一」

〔采書〕「同郡〇〇〇村居住」

月給七円 黒木小十郎

那珂郡 拾方石以上

同那珂郡〇〇〇村居住

月給七円 竹井彌平

宮崎郡〇〇〇村居住

月給七円 竹原祐之

宮崎郡 拾方石以下

同郡 〔采書〕「〇〇〇村居住」

月給七円 佐々木階蔵

児湯郡 拾方石以下

〔采書〕「同〇〇〇村居住」

月給七円 吉野誠一郎  
臼杵郡 拾万石以下

宮崎郡 〔録〕「同〇〇〇村居住」

月給七円 安井迂叟

右者地券取調ニ付当県管下日向国郡村総代トシテ地位等熟知之者人撰致シ、各郡ノ石高二応シ人員ヲ定メ附属可申付旨御達有之候ニ付、人物及吟味候処、右之者共当時戸長等相勤居地味等熟知之者ニ付附属申付頭書之通給与致候、尤右附属之者ハ郡村惣代之儀ニ付士族より□人撰候而者事務差支候ニ付、戸長副戸長亦ハ村民之中ヨリ人撰可致義ハ宮城県江御指令之旨ヲ以致承知候得共、当管内之儀ハ至極辺鄙ノ場所ニ而右等之事務相弁候者村民之内ニテハ甚々難得、〔録〕「且従前土着ノ土地所々持致候者多分有之」戸長之義モ多クハ士族ノ内ヨリ土地人情等熟知之者ヲ撰ミ相充テ置候次第ニ御座候間、前頭之通御聞〔置〕届相成度、且当県ハ石高二応シ候而ハ土地余程広大ニ而右人員ニ而ハ逆モ引足不申候ニ付、定額月給ヲ以差繰増員申付追而可申上候、此段及御届候也

明治六年四月 権参事

租税頭 陸奥宗光殿

〔支庁掛合案〕乾 明治六年二月ノ六月

月給七円 吉野誠一郎  
臼杵郡 拾万石以下

宮崎郡 〔録〕「同〇〇〇村居住」

月給七円 安井迂叟

右の者は、地券の取調について当県管下の日向国の郡村総代として土地の位を熟知の者を選び、各郡の石高に応じて人員を定めてそれぞれに担当させるように、通知があったので、人物をよく吟味したところ、右の者たちが現在戸長などを勤めていて土地等について熟知している者なのでそれぞれの担当を申し付け頭書の通りの給与にいたしました。

もともと、右の者は、郡村の総代であるので、士族の中から選んでは事務に差し支えるので、戸長、副戸長又は村民の中から選ぶべきことは、宮城県へ御指令を出された旨をもって、承知しておりますが、当管内は、たいへん辺鄙な場所なので、右の事務をとるのを、村民の中から得るのは、甚だ難しく、〔録〕「且つ従前から住んでいた者で、土地を持っていたものが多分におり」戸長を選ぶのも、多くは士族の内から土地人情を熟知しているものを選び充当した次第で、前に述べたとおり、お聞き届け頂きたく、かつ、当県は石高に応じて、土地が大変広大なので、右の人員ではとても足りず、定額の月給で差し繰りして、増員を申しつけたことを追加して申しあげ、このことをお届けいたします。

明治六年四月 権参事

租税頭 陸奥宗光殿

〔支庁掛合案〕乾 明治六年二月ノ六月

## 5 地券掛人員届

明治六年四月八日

四月八日回 村田権少属

参事(印) 典事(印) 庶務課(印)

地券掛人員御届案

地券掛人員御届

兼務

九等出仕	久保田好那
権大属	岩切實敬
権少属	松元利中
十四等出仕	塩 團七
十五等出仕	小森兼重 <small>兼二</small>
等外一等	肥田景正
等外二等	菊地 邊
	日高治吉

右人員地券掛事務<sup>事務</sup>申付候間、此段御届申出候也

明治六年四月八日

宮崎県権参事 上村行徴

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

〔支庁掛合案〕乾 明治六年二月〜六月

## 6 地券発行につき証印税残金村方へ下渡の達

明治六年五月二九日

<sup>欄外朱書</sup>

「式十九号」

今般地券御発行ニ付別紙之通御布告相成候条、御達之趣厚相心得一同精々

## 5 地券掛人員届

明治六年四月八日

四月八日回 村田権少属

参事(印) 典事(印) 庶務課(印)

地券掛人員御届案

地券掛人員御届

兼務

九等出仕	久保田好那
権大属	岩切實敬
権少属	松元利中
十四等出仕	塩 團七
十五等出仕	小森兼重 <small>兼二</small>
等外一等	肥田景正
等外二等	菊地 邊
	日高治吉

右の人員を地券係りに申し付けました事を、御届け申します。

明治六年四月八日

宮崎県権参事 上村行徴

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

〔支庁掛合案〕乾 明治六年二月〜六月

## 6 地券発行につき証印税残金村方へ下渡の達

明治六年五月二九日

<sup>欄外朱書</sup>

「式十九号」

今般、地券の御発行について別紙の通り布告されたので、法令の趣旨をよく心得て、一同

可致勉勵者勿論、可成出費不相掛様  
注意可致候、左候而地券調済之上証  
印税仕払残金村方へ下渡候条、精細  
仕訳書可差出、此旨無洩可相達候也

明治六年五月廿七日

宮崎県権参事 上村行徴 (印)

追而先達而相渡置候地券願雛形之  
内別紙之通増補致候間、此旨無洩  
可相達候也

〔采書〕

「本文五月廿九日布告出ス」

第五拾四号

府県

地券発行ニ付テハ郡村下調向多分ノ  
失費可有之ニ付、出格ノ詮議ヲ以証  
印税収入ノ内増置官員月給ヲ始其他  
地券ニ関係ノ庁費仕払候残金ハ此度  
限村方へ下渡候条、毎村地券取調ニ  
付割合出金可致分戸長ヨリ精細仕訳  
書ヲ以為申立、於県庁遂検査不相当  
ニ無之分ハ至当ノ割合ヲ以可下渡事

明治六年四月四日

大蔵大輔 井上 馨

第三号地券願雛形之内増補

何番

何番

字何

竿請

一上畑何畦歩

〔采書〕「屋敷」 誰

此高何程

石盛幾ッ

できるだけ勉勵すべきことは勿論、なるべく  
出費が掛からぬ様にする。そのようにし  
て地券調べが済んだ上で証印税を支払い、残  
金を村方へ下し渡すので、詳しい仕訳を差出  
すように。この旨を洩れないように知らせ  
ること。

明治六年五月廿七日

宮崎県権参事 上村行徴 (印)

追加、先に渡しておいた地券願の雛形のうち  
別紙の通り増補したので、この事を洩れなく  
通知すること。

〔采書〕

「本文五月廿九日布告出ス」

第五拾四号

府県

地券発行に付いては郡村の下調べに多分の失  
費が有るので、特別に協議して証印税収入の  
内増置した官員の月給を始めその他、地券に  
関係する庁費を払い残金は、このたびに限り  
村方へ下げ渡すので、村ごとの地券取調に付  
き村が必要とする出金分は、戸長より精細に  
仕訳書で申し立てをして、県庁において再度  
検査し不相当な所がない分は適切な割合をもつ  
て下し渡す事

明治六年四月四日

大蔵大輔 井上 馨

第三号地券願雛形之内増補

何番

何番

字何

竿請

一上畑何畦歩

〔采書〕「屋敷」 誰

此高何程

石盛幾ッ

此地代金何拾何円也

何番 何番  
字何 竿請

一上畠何反歩 誰  
〔朱書〕  
「内何畦歩」 〔朱書〕  
「屋敷」

此高何程 石盛幾ッ

此地代金何拾何円也

〔朱書〕  
「屋敷地之分右朱書之通可認事」

〔本庁ヨリ諸布達〕乾 旧都城支庁分 宮崎県 明  
治六年二月（七月）

## 7 明治六年七月二八日「上諭」

### 地租改正ニツキ「上諭」

（上諭以下百四十三字朱書）

上諭

朕惟フニ租税ハ国ノ大事人民休戚ノ  
係ル所ナリ従前其法一ナラス寛苛輕  
重率ネ其平ヲ得ス仍テ之ヲ改正セン  
ト欲シ乃チ所司ノ群議ヲ採リ地方官  
ノ衆論ヲ尽シ更ニ内閣諸臣ト弁論裁  
定シ之ヲ公平画一ニ歸セシメ地租改  
正法ヲ頒布ス庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊  
ナク民ニ劳逸ノ偏ナカラシメン主者  
奉行セヨ

明治六年七月二八日

此地代金何拾何円也

何番 何番  
字何 竿請

一上畠何反歩 誰  
〔朱書〕  
「内何畦歩」 〔朱書〕  
「屋敷」

此高何程 石盛幾ッ

此地代金何拾何円也

〔朱書〕  
「屋敷地のは右の朱書きの通り認めるべ  
き事」

〔本庁ヨリ諸布達〕乾 旧都城支庁分 宮崎県 明治六  
年二月（七月）

## 7 明治六年七月二八日「上諭」

### 地租改正法につき「上諭」

（上諭以下百四十三字朱書）

上諭

朕思うに、租税は国の大事であり、人民の喜  
び悲しみにかかわる所である。従前よりその  
法律は一律ではなく、寛容であつたり、苛酷  
であつたり、また、輕重があつたり、平等と  
はいえず、それでこれを改正したいと、役人  
のさまざまな意見を出させて、地方官の衆論  
を尽くし、更に内閣諸臣と弁論して裁定し、  
これを公平画一にした地租改正法を頒布する。  
願わくば賦課に厚薄の弊害がなく、人民に勞  
苦と安逸の偏りがないよう主者は執り行うよ  
うに。

明治六年七月二八日

## 8 太政官布告第二七二号

今般地租改正ニ付旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候條改正ノ旨趣別紙條例ノ通可相心得且従前官庁並郡村入費等地所ニ課シ取立来候分ハ總テ地価ニ賦課可致尤其金高ハ本税金ノ三分ノ一ヨリ超過スヘカラス候旨布告候事

明治六年七月二八日

### 地租改正条例

第一章 今般地租改正ノ儀ハ不容易事業ニ付實際ニ於テ反復審按ノ上調査可致尤土地ニ寄り緩急難易ノ差別有之各地方共一時改正難出来ハ勿論ニ付必シモ成功ノ速ナルヲ要セス詳密整理ノ見据相立候上ハ大蔵省へ申立允許ヲ得ルノ後旧税法相廢シ新法施行イタシ候儀ト可相心得事

但一管内悉皆整理無之候共一郡一区調査済ノ部分ヨリ施行イタシ不苦候事

第二章 地租改正施行相成候上ハ土地ノ原価ニ随ヒ賦税致シ候ニ付以後仮令豊熟ノ年ト難モ増税不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成候事

第三章 天災ニ因リ地所変換致シ候節ハ実地点檢ノ上損潰ノ厚薄ニヨ

## 8 太政官布告第二七二号

今般の地租改正につき、旧来の田畑貢納の法はすべて廢し、更に地券調査が済み次第、土地の代価に従い百分ノ三を地租と定めらるゝことが布告されたので、改正の趣旨を、別紙條例のとおり心得え、また従来官庁並びに郡村の必要費用を、土地に賦課して取立ててきた分はすべて地価によって賦課する。もっともその金額は、本税金の三分の一より超過することはできない旨も布告する。

明治六年七月二八日

### 地租改正条例

第一章 このたびの地租改正については、容易な事業ではないので、実際に何度も反復審査して調査すること。もっとも土地によっては緩急難易の差が有つて、すべての地域で改正するのが難しい事は勿論であるので、必ずしも完了を急ぐ必要はない。詳密に整理の上、見通しが立ったら大蔵省へ申し立て、許可を得てのち、旧税法を廢し新法を施行ことを心得る事。

ただし、一管内すべての整理ができなくても、一郡一区で調査済の部分より施行しても構わない。

第二章 地租改正が施行された後は、土地の原価にしたがって課税するのであるから、以後たとえ豊熟の年でも増税しないことは勿論であるが、不作の年があつたとしても、減税することが一切あつてはならない。

第三章 天災により土地が變換した時は、実地点檢の上損害の程度によつて、その年限

リ其年限り免税又ハ起返ノ年限ヲ  
定メ年季中無税タルヘキ事

第四章 地租改正ノ上ハ田畑ノ称ヲ  
廃シ総テ耕地ト相唱其余牧場山林  
原野等ノ種類ハ其名目ニ寄り何地  
ト可称事

第五章 家作有之一区ノ地ハ自今総  
テ宅地ト可相唱事

第六章 従前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ  
税家屋ノ税等混淆致シ居候ニ付改  
正ニ当テハ判然区分シ地租ハ則地  
価ノ百分一ニモ可相定ノ処未タ物  
品等ノ諸税目興ラサルニヨリ先ツ  
以テ地価百分ノ三ヲ税額ニ相定候  
得共向後茶煙草材木其他ノ物品税  
追々発行相成歳入相増其収入ノ額  
二百万円以上ニ至リ候節ハ地租改  
正相成候土地ニ限り其地租ニ右新  
税ノ増額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ  
一二相成候迄漸次減少可致事

第七章 地租改正相成候迄ハ固ヨリ  
旧法据置ノ筈ニ付従前租税ノ甘苦  
ニ因リ苦情等申立候トモ格別偏重  
偏軽ノ者ニ無之分ハ一切取上無之  
候条其旨可相心得尤検見ノ地ヲ定  
免トナシ定免ノ地無余儀願ニ因リ  
破免等ノ儀ハ総テ旧慣ノ通タルヘ  
キ事

第八章 地租改正後売買ノ間地価ノ  
増減ヲ生シ候トモ改正ノ年ヨリ五  
ヶ年ノ間ハ最初取定候地価ニ抛リ  
収税スヘキ事

り免税にするか、または復興までの年限を  
定めて、その期間中は無税にすること。

第四章 地租改正が施行された後は、畑の名  
称を廃止してすべて耕地とよぶ。そのほか  
牧場、山林、原野等の種類は、その名目  
によって何地と称すること。

第五章 家がつてある一区画の土地は、こ  
れからすべて宅地と称すること。

第六章 従前の地租については、物品の税、  
家屋の税等が入り混じっていたので、改正  
にあたっては はっきりと区分し、地租は、  
則地価の百分の一に定めるべきところ、ま  
だ物品等の諸税目が決まっていないので、  
まず地価の百分の三を税額に定めたが、今  
後、茶・煙草・材木その他の物品税を追々  
発行して歳入を増し、その収入額がふえて  
二百万円以上に至るときは、地租改正を実  
施した土地に限り、その地租に右の新税の  
増額分を割りあて、最終的に、地租が百分  
の一になるまで徐々に減税すること。

第七章 地租改正が実施されるまでは、もと  
もとの旧法を据え置くはずなので、従前の  
租税の甘苦について苦情等を申し立てよう  
とも、格別に偏重偏軽の者でなければ、一  
切取り上げないよう心得ること。もともと、  
検見の地を定免としたり、定免の地を致し  
方なき願出により破免にすることに関して  
は、すべて旧慣習のとおりにすること。

第八章 地租改正後に売買されて地価の増減  
が生じたとしても改正の年より五年間は最  
初に取定めた地価により収税すること。

但地価昂低ヲ生シ候節ハ券状裏  
面へ其地方官ニ於テ朱書ニテ記置  
可申事

右之通相定候猶詳細ノ儀ハ大蔵省ヨ  
リ可相達事

明治六年七月

### 9 従前無税邸地の地券税につき申 越

明治六年八月二五日

〔外朱書〕

「戊二号」

〔外朱書〕

「本文第九月二日相達候事」

当管内土族市街従前無税邸地今般  
地券施行ニ付伺書先度差廻候処、郭内  
外ヲ分チ候テハ後來人氣ニモ差障ル  
ヘク候間、無税邸地之分者総テ地券  
税之方ニ振向伺出相成候ハ、如何可  
有之哉之旨ヲ以、租税課江掛合之趣  
相達候、右着県内無税屋敷地之分ハ  
一般地券税施行相成度トノ義ハ初発  
ヨリ及吟味候得共、何分地券税施行  
之義ハ市街之景況相成シ居候旧城下  
等地子免除之ヶ所ノ分御施行之御布  
達面追々有之、郡村江相接シ候邸地  
ハ諸県伺ニモ高内ハ起返シ、高外ハ  
近傍比較相当ノ貢租相課候様御指令  
相成居候ニ付、諸所耕地中ニ散在致  
シ居候邸地ハ逆モ其通ニハ許可之処  
如何可有之哉、就而者一郭之景況ヲ  
ナシ候地所ハ地券税、其余ハ高地引  
戻之方ニ振向、且亦右地所之義ハ地

但し、地価の高低が生じた時は券状の裏  
面にその地方官が朱書で記載すること。

右のとおり定める。なお詳細については大蔵  
省より達する。

明治六年七月

### 9 従前無税邸地の地券税につき申越

明治六年八月二五日

〔外朱書〕

「戊二号」

〔外朱書〕

「本文は第九月二日に通知した」

当管内の土族の市街で、従前は無税の邸地は、  
今般地券施行につき先ほど伺い書を差し廻し  
たところ、範囲の内外を分けるにおいては後々  
の人々の考え方にも差し障るので、無税の邸  
地の分はすべて地券税の方に振向ける伺い出  
をし、どうしたらよいかと租税課に問い合わせ  
せると通知した。これについては県内の無税  
の屋敷地の分は一般地券税の施行にすると  
の事は初めから吟味したけれど、なにぶん地券  
税施行の事は市街の景況をしている旧城下等  
で、土地税免除の箇所の方は施行の通知が  
おいおいあって、郡村に接している邸地は諸  
県伺にも、高に入っているものははたかえし、  
高に入っていないものは近傍の土地と比較し  
相当の税を課すように指令があつており、と  
ころどころ耕地中に散在している邸地はとて  
もその通りには許可はどうしたものか、一区  
画として景況をなしている地所は地券税、そ  
の他は税地に引戻しの方に振りわけ、かつ、

券渡方ニ付而者、元来鹿児島分裂場  
所モ余多有之事候間、何レ同県同様  
之御所置有之度トノ趣意ニテ候得共、  
郭内外ヲ不分総テ地券税御許可相成  
ヘキ都合モ有之候ヘハ、爾後管内一  
同ノ為ニモ相成事候間、別紙之通伺  
書□替郵便ヨリ差廻候間、急速御所  
分相成候様尚亦可被取計候也

但無税邸地一条ニ付而者比節鹿児  
島県へモ及曳合候処、本文ノ通相  
決候趣ヲ以先度当県江出張相成居  
候戸叶、伊藤両氏江者打合之上、  
先度差廻候雛形絵図面等無洩相添  
差出相成候様為念申越候

明治六年八月十五日 宮崎本庁  
(印)

東京支庁詰 飯牟禮権大属殿

〔東京支庁往復留〕明治六年

## 10 貴属屋敷地券施行の儀につき伺

明治六年八月

〔欄外朱書〕

「第四十七号」

貴属屋敷地券施行之義ニ付伺

一旧城下士族之邸地ヲ始メ従前無税  
之分賦税之義、昨壬申以来追々御  
達モ有之候処、当県管轄日向国ハ  
旧鹿児島藩分裂及ヒ飢肥、高鍋、  
佐土原、延岡ノ旧四藩所轄等合併  
致シ候ニ付、元各藩異制之儀モ不  
尠、殊ニ旧来士族ニ邸地ヲ与ウル

また右の地所は地券を渡すについては、元来、  
鹿児島藩領が分裂した場所も多く有る事なの  
で、いずれ同県同様の措置があるべき趣旨で  
すが、区域内外をわかたずすべて、地券税が  
許可になるような都合もあるのでそれ以来管  
内一同の為にもなる事なので、別紙の通り伺  
書を振替郵便より差し廻すので、速く所置が  
あるように、なおまた取り計らわれること。

但し、無税の邸地の件については、このた  
び鹿児島県へも問い合わせたところ、本文の  
通り決定したとのことで、この度当県へ出張  
されている戸叶、伊藤両氏と打合せの上、先  
般通知した雛形絵図面等をもれなく添えて差  
し出す様に念の為申し伝えた。

明治六年八月十五日 宮崎本庁 (印)

東京支庁詰 飯牟禮権大属殿

〔東京支庁往復留〕明治六年

## 10 貴属屋敷地券施行の儀につき伺

明治六年八月

〔欄外朱書〕

「第四十七号」

所管内の地券施行に付いて伺

一旧城下内の士族の邸地をはじめ従前は無税  
の分に賦税をする事、昨五年以来順次通知  
もあつたところであるが、当県の管轄の日  
向国は旧鹿児島藩を分けた所、及び飢肥、  
高鍋、佐土原、延岡の旧四藩の所轄等が合  
併をしたので、元の各藩は制度が違つこと  
も少なからず、ことに旧来士族に邸地を与

モ或ハ城下ニ限り或ハ郷村ニ散在  
為致候類モ有之、其慣法同一ニ無  
之候間夫々取調候処、旧鹿児島藩  
分裂諸県郡之内ニハ、古来外城ト  
唱へ一郭ヲ為シ一名麓ト称スル者  
旧都城県下ヲ始め十九ヶ所ニ設置  
シ、其地ニ士族ヲシテ居住セシメ、  
其大ナルハ戸数千三百軒余小ナル  
モ百五十ヲ下ラス、平民モ亦其郭  
内ニ住居シ屋敷高付而已致シ悉皆  
無税ニ有之、尤中古以来追々戸数  
相増シ郭内ノ地不足シ、屋敷無之  
士族ノ者郭外荒蕪ノ地ヲ自ラ開墾  
高入之上更ニ高内引之免許ヲ得テ  
家作スル者ハ無税、其他ハ士民ノ  
別ナク有税屋敷ニ候間、郭外散在  
ノ無税屋敷ハ税地ト犬牙交錯シ居  
候ニ付、郭内従前無地ハ士民之別  
ナク地券税ニシ、郭外無税屋敷ハ  
高戻シニ致シ相当ノ賦税可致方ニ  
可有之候得共、等シク士族邸地ニ  
両様之税額相成彼是情態ニモ関係  
致候間、総而地券税施行仕度、然  
ルニ右外城之義ハ薩隅両州ニ其数  
百有余モ有之地景モ亦大同小異ニ  
候間、鹿児島県取扱ト同轍ニ無之  
候テハ人心ニモ関係致シ候儀ニ付、  
別紙第一号ヨリ第十九号迄各所之  
景況略図相添差出候間、士族無税  
邸地ハ総テ地券税ニ御聞届有之度  
候

一 飭肥城之義ハ陸軍省所轄ニ付第百

えたところも、或る所は城下に限り与えたり、或いは郷村に散在させる例も有り、其の慣法は同一で無く、それぞれ取り調べをしたところ、旧鹿児島藩から分かれた諸県郡の内には、古来外城と唱え一地域を為し麓と称する所は、旧都城県下を始め十九ヶ所に設置し、其の地に士族を居住させて、大きいところは戸数千三百軒余、小さくても百五十を下らず、平民もまたその麓地域内に住居し屋敷高付のみして、ことごとく悉皆無税であり、しかも中古以来だんだん戸数が増し、麓地域内の土地が不足し、屋敷が無い士族の者は地域外の荒れ地を自ら開墾してその高に入れ、更に高の内から引き無税を得て家を作る者は無税、其の他は士民の別なく有税の屋敷であつたので、麓地域外に散在する無税の屋敷は、税地と入り組んでいたもので、麓地域内の従前の無税地は士民の別なく地券税にし、郭外の無税の屋敷は高戻しにして相当の賦税をいたすべきであるが、等しく士族の邸地に二通りの税額になり、あれこれ関係することにもなるので、すべて地券税を施行したい。

しかし、この外城の事は薩隅両州にその数は百有余もあり、土地の事情もまた大同小異であり、鹿児島県取扱と同一でなくては、人心にも関係する事なので、別紙第一号より第十九号まで各所の景況、略図を添え差し出しますので、士族無税の邸地は総て地券税として採用して頂ければありがたい。

一 飭肥城の件は陸軍省の所轄に付、第百十四

十四号御布告ニ基キ取調可申候得共、旧同藩之士族旧卒之者共居住之元城下ヲ始メ四拾ケ村余ニ散居シ、邸地ハ悉ク高内引ニテ従前無ニ候間、旧城下之市街町屋敷トモ辛未年ヨリ畑並稅ヲ納ムニ接続致シ居候別紙第二十号迄図面之如キハ地券稅ニシ、其余一村二十軒、廿軒位散在致シ候第廿三号、廿四号図面之如キハ村並相当リ貢租可相課哉ニ候得共、前条同断ニ付總テ地券稅施行仕度候

一 旧佐土原藩之義ハ古来上田島村ニ城郭有之、士族邸地市街共従前高外地子免許之地ニ候处、己巳年旧知事初メ屋敷ヲ下田島村ニ移シ、同村地内字広瀬ノ不毛地ヲ士族及ビ平民ニ分与シ、士族ヲシテ此地ニ移住セシメ、旧郭内士族邸地跡ノ内追々開墾既ニ相当ノ収稅致シ候モ有之候ヘトモ、第廿五号図面之通町家近接ニ未タ居付之士族屋敷モ有之、旁以同所並広瀬、都於郡三ヶ所ハ第二十六号、廿七号図面之通市街之景況ニ付、右三ヶ所ハ勿論地券稅ニシ、上三財村外式ヶ村ニ散在候第廿八号ヨリ三十号迄図面之分共高内外ニ不拘是亦前条同断總テ地券稅施行仕度候

一 旧高鍋藩所轄之義田畑屋敷ト従前三種ノ石盛有テ、屋敷ハ則一石式斗ヨリ四斗迄一斗劣リ之法ニシテ、士族並旧卒ノ邸地モ悉ク高付ケ致

号御布告に基づき、取り調べするべきではあるが、旧同藩の士族や旧卒族の者どもが居住している元城下を始め、四拾ケ村余に散居し、邸地はことごとく高内引であり、従前は無税だったので、旧城下の市街(町屋敷トモ辛未年ヨリ畑並稅ヲ納ム)に接続しており、別紙第二十号までの図面のときは地券稅にし、その他一村に十軒、二十軒位散在している第二十三号、二十四号図面の如きは村並相当の貢租を課すべきだが、前条のようにすべて地券稅を施行させたい。

一 旧佐土原藩は、古来上田島村に城郭があった。士族邸地、市街ともに、従前は高に入れない無税地であったが、己巳(きみ)年に旧知事は、屋敷を下田島村に移し、同村地内の字広瀬の不毛の地を士族と平民に分与し、士族を此の地に移住させて、旧地域内士族邸地跡の内は、順次開墾し、既に相当の収稅をしている土地もあるけれども、第二十五号図面のとおりに町家に近接しその上未だに居住している士族屋敷も有る。さらに、同所と広瀬、それに都於郡三ヶ所は第二十六号、二十七号図面のとおりに市街の状況につき、右の三ヶ所は勿論地券稅にし、上三財村ほか式ヶ村に散在している第二十八号より三十号までの図面の分は共に高の内外にかかわらず、また前条と同様總て地券稅を施行したい。

一 旧高鍋藩所轄は、田畑屋敷と従前三種の石盛(区当たりの標準收穫量)が有って、屋敷は一石式斗から四斗まで、一斗下がりの法により、士族並びに旧卒族の邸地もことごとく

シ、其内士族及有功之卒ハ屋敷税免除、旧城下ヲ始メ城下即ち高鍋  
上江ノ西村ナリ福島郷村々並椎木村外式筒村ニ散居シ、城下ト雖トモ町家ハ従前有税地ニ付、士族邸地モ高戻シニ致シ相当ノ賦税可致方ニモ可有之候得共、他之貫属ト賦税ノ法両岐ニ出候テハ不公平ニ候間、第三十一号図面之通旧城下ニ住居ノ分ハ地券税ニシ、第三十二号図面之通福島郷ニ散在ノ分等ハ高戻シノ上相当之賦税可致哉ニ候得共、管内同徹ニ無之候テハ人氣ニ關係致候義ニ付、前条同様従来之無税邸ハ總テ地券税施行仕度候

一 旧延岡藩士族ハ第卅二号図面之通旧城郭之内外ニ居住シ、城内ハ高外地ニシテ岡富村外三ヶ村之高地ト雖トモ城下之分ハ従前無税ノ処、去ル庚午年以来市街屋敷ハ高戻シニ取計収税致シ来リ候エトモ士族屋敷ハ無税ニ候間、旧城内並旧城下士族邸地一同地券税施行仕度候

但旧城本丸及西丸敷地御拵下之義ハ別紙ヲ以相伺候

右之通ニ候間、此末御指令ニ依テ地券税施行之場所、従前高内引之分地租帳之内市街成引別税上納ト相記シ、昨壬申御達相成候地券発行地租收納規則ニ照準、別紙甲印之地券相渡本年ヨリ収税可致、就テハ地券税收納之者共為心得乙印

高付けにし、そのうち、士族及び功績があつた卒族は、屋敷税を免除し旧城下を始め(城下即ち高鍋、上江の西村なり)福島郷の村々並びに、椎木村ほか式筒村に散居し、城下とはいへ、町家は従前は有税地であり、士族邸地も高戻しにし、相当の賦税を致す方もあるが、他の貫族と賦税の法が二通り出ては不公平であるので、第三十一号図面のとおり、旧城下に住居の分は地券税にし、第三十二号図面のとおり福島郷に散在の分等は高戻した上、相当の賦税をするべきと考えられるけれども、管内 同じようにしなければ、人心にも関係する事なので、前条同様、従来は無税邸は總て地券税を施行するようになりたい。

一 旧延岡藩士族は第三十二号図面の通り旧城郭の内外に居住し、城内は高外地であり岡富村外三ヶ村の高入地といえども、城下の分は従前は無税のところ、去る庚午年以来市街屋敷は高戻しにして、収税してきたところであるが、士族屋敷は無税であるので、旧城内並びに旧城下の士族邸地は皆同じく地券税を施行したい。

但し、旧城本丸及び西ノ丸の敷地の拵下は別紙をもって伺います。

右のとおりであるので、今後指令に依つて地券税施行の場所、従前高内引の分で地租帳に「市街成引別税上納」と記し、昨壬申年に通達した地券発行地租收納規則に照らし、別紙甲印の地券を渡し、本年より収税致すべく、ついでには地券税を収納する者共の心得のため、乙印のとおり通達をする

之通相達可申哉、此段相伺候也

明治六年八月

宮崎県権参事 上村行徴印

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

『大蔵省諸願伺届』宮崎県出張所 明治六年七月  
二二日

べきかどうかお伺いします。

明治六年八月

宮崎県権参事 上村行徴印

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

『大蔵省諸願伺届』宮崎県出張所明治六年七月二二日

(本文中の図面類は宮崎県文書センターには  
保管されていない)

## 11 高千穂一八村の地券調報告

明治六年八月 四日

今般地券御発行ニ就而者下民いまた  
其実効ヲしらされハ、兎角難渋かる  
者茂間々有之哉ニ候処、当支庁受持  
区内之内十五小区高千穂鞍岡村之義、  
初発地券御発行之段正副戸長より相  
達候処、少々者苦情茂申出たるよし  
ニ付懇々及説諭候処、下民能ク其道  
理ヲ弁へ御趣意ヲ貫徹いたし、今日  
ニ至而者頻りに地券ヲ希望し、既に  
此内ヨリ地所内験査有之候処百姓共  
至極難有がり、今日者何卒某か地所  
ヲ見分し給へ、明日者某が地面を見  
分し給へと各先ヲ競ふて験査ヲ受ル  
ニ至れり、然ルニ日頃炎暑殊之外悪  
敷候処、験査ヲ受ル地主共ヨリ戸長  
等之苦勞ヲ察し、一日見分先江在合  
之酒肴ヲ携へ験査人江饗せんとす、  
戸長説て日ク、是無用也、此度地券

## 11 高千穂一八村の地券調報告

明治六年八月 四日

今般地券御発行については住民はまだその効  
果を知らないので、とかく難渋する者もまま  
有るようではあるが、当支庁の受持区内の内、  
十五小区高千穂鞍岡村は、はじめての地券の  
発行を正副戸長より伝えたところ、少々苦情  
も申出たとの事なので、懇々と説諭したとこ  
ろ、住民はよくその道理をわきまえ、趣旨を  
貫徹し、今日に至ってはしきりに地券を希望  
し、既にこの内から、地所内の験査が有ると  
ころでは、百姓共は至極有難がり、今日はな  
にとぞ自分の土地を見分して下さい。明日は  
私の土地を見分して下さいと、各先を競って  
験査を受けるようになった。それなので日頃  
炎暑で殊のほか悪しき処で験査を受ける地主  
達から戸長等の苦勞を察し、一日の見分先へ、  
あり合せの酒肴を持ってきて験査人を饗応し  
ようとするけれど、戸長は次のように諭した。  
これは無用だ。このたびの地券調べに付いて

調ニ付而者民費も不少事ニ付、決而ケ様なる事ハいたす間敷との段相諭候処、不得止其儘持帰りぬ、其後ニ至りてハ右様之義いたす者ハ無之候へ共、間ニ者昼飯時ニ至ルと地主等休<sup>レ</sup>ミノ場所江来り、竹筒ニ湯酒等ヲ用<sup>レ</sup>意<sup>酌</sup>いたしたるヲ腰より取出し、是ハ手造之湯酒也、暑氣晴シニ用ヒ給杯と差出スものも有之、其形勢全ク諂之仕業ニ無之信実寸志之振舞ニ而候由、当村之其氣風自然近村ニ押移り、今ハ高千穂十八ヶ村者大概何村も地券ニ付苦情等申者無之一同難有かり居候由、然なから余村者いまた鞍岡村のことときには不至由、高千穂出張副区長清水湛より聞届候付為御心得形行申上越候也

明治六年八月廿四日 延岡支庁詰

瀬寝史生

田原権少属

本庁地券掛御中

〔案文留〕支庁 明治六年三月〕

## 12 地券取調増置の判任官の月給につき伺

明治六年九月二八日

〔欄外朱書〕

「六年十月十七日西塚持参、岡部落手」

地券取調増置之判任官ハ定員之内ニ編入云々御達ニ付一件伺

今般地租改正被 仰出候ニ付而者、去壬申年御省ヨリ被相達候地券取調

は、民費も少くないので、決してこのような事はしてはいけないと説得したところ、やむをえずそのまま持帰って、その後には、右の様な事をいたす者は無くなったけれども、中には、昼飯時になると地主等が休んでいる場所へ来て、竹筒に湯酒等を用意「酌人」したものを腰より取出し、これは手造りの酒です。暑氣晴しに飲んで下さい。などと杯を差出すものもある。その様子は全くへつらいの仕業ではなく、信実の寸志の振舞であるとの事で、当村のその氣風は、自然と近村にも押移り、今は高千穂十八ヶ村はたいがいの村も、地券に付いて苦情等を申す者は無く、一同有難がっているそうである。しかしながらその他の村は、まだ鞍岡村のようにはないと、高千穂出張副区長清水湛より聞届けたので、心得のため現状申し上げます。

明治六年八月廿四日 延岡支庁詰

瀬寝史生

田原権少属

本庁地券掛御中

〔案文留〕支庁 明治六年三月〕

## 12 地券取調増置の判任官の月給につき伺

明治六年九月二八日

〔欄外朱書〕

「六年十月十七日西塚が持参し、岡部が受取」

地券取調に増置の判任官は定員の内ニ編入云々という通知に付き一件伺

今般地租改正を仰せ出でられた事については、去る壬申年御省より通知された地券取調のた

ニ付増置之判任官ハ以後定員之内ニ編入云々御達相成候、就テハ右増員月給之儀ハ即別途□請取方申出可相渡哉、又ハ地券御発行成業迄ハ去壬申七月第八十八号ヲ以御達之通証印税之内ヨリ仕払可致哉、当県之儀兼及御届候通最早下調済寄既ニ券状相渡候場合ニ相成居候得共、未証印税上納ニ不至候ニ付、是迄地券掛官員月給ハ額田県伺御指令ニ基キ第二常備金之内ヨリ取替相渡置候間、御治定之筋何分御指令相成度、此段相伺候也

明治六年九月廿八日

宮崎県参事 福山健偉 印

大蔵省事務総裁

参議 大隈重信 殿

〔外朱書〕  
「書面増置判任官定員ニ編入相成候上ハ、当九月分ヨリ其県官員月給定額増加候筋ニ付、別段請取方可申立、尤地券掛官吏巡回旅費□等外附属□分等地券渡方ニ属シ、諸費者是迄之通証印税之内ヨリ仕払候儀ト可相心得事

但地券渡方之儀者四千九百七十五号ヲ以相達候通、名頭名子持地区分実際調査具状之上取計候儀ト可相心得事

明治六年十月廿三日

租税頭陸奥宗光代理

め増置する判任官はこれから先は定員の内に編入云々と通知されました。ついでには右増員の月給の事は、即ち別途に請け取りを申し出て渡すべきか、又は地券の御発行が完了するまでは、去る壬申七月第八十八号をもって通知の通り証印税の内より仕払いすべきか、当県はかねてから届に及びました通り、もはや下調べは済み寄せ、既に券状を渡すような場合に成っていますが、未だ証印税の納入には至っていませんので、これまで地券掛官員の月給は、額田県伺御指令に基キ第二常備金の内より取替えて渡して置きました。御決定の内容をどうぞ指令して頂きたく、お伺いたします。

明治六年九月廿八日

宮崎県参事 福山健偉 印

大蔵省事務総裁

参議 大隈重信 殿

〔外朱書〕  
「書面の増置の判任官を定員に編入したら、当九月分より、その県官員の月給の定額を増加することになるので、別に受け取りを申請すること。もっとも、地券掛りの官吏の巡回旅費□等のはか附属の□分等は地券渡方に属し、諸費はこれまでの通り証印税の内より仕払うと心得ること。

但し地券渡方は四千九百七十五号をもって通知した通り、名頭名子の持地の区分は、実際の調査を具体的に詳しく述べて取計る事と心得ること

明治六年十月廿三日

租税頭陸奥宗光代理

租税権頭 松方正義印

〔請願伺届〕宮崎県 明治六年八月

13 市木村・海北村・六郎坊村合併願

明治六年十一月二〇日

当小区三ヶ村之处、此度地券御調村切地之順序を以更ニ相調申候处、市木村より六郎坊村ニ入、或六郎坊村より海北村ニ入右様錯雜仕候ニ付、判然村分仕候而者御書上相成居候ニ付村高帳ニ齟齬仕候間、三ヶ村合併之物計ヲ以市木村一村ニ仕度奉存候、尤一村ニ相纏候而茂小区中聊差支之筋無御座候ニ付御聞濟彼成下度、此段奉願候也

明治六年十一月廿日

第八大区六小区

副戸長 田中長久

右 同 吉松卓蔵

戸 長 田中耕蔵

宮崎県権参事 上村行徴殿

〔各区万留〕第二課、明治六年分

14 地券発行につき小区合村区分願

明治六年十一月九日

〔付箋〕  
一 区長添紙ニ寄シハ地券取調ニ就テハ最差支有之趣き相聞候ニ付、地租改正ノ月ニ当リ申立ノ通合村相

租税権頭 松方正義印

〔請願伺届〕宮崎県 明治六年八月

13 市木村・海北村・六郎坊村合併願

明治六年十一月二〇日

当小区は三か村の処、このたび、地券調べは、村切地の順序をもって更に調べました処、市木村より六郎坊村に入っていたり、或いは六郎坊村より海北村に入っているという様に錯雑しておりますので、はっきりと村分けをしましては書き上げましたように成っており、村高帳と食い違っていますので、三ヶ村合併の総計で市木村を一村にしたいと思ひます。もともと、一村にまとめても、小区中は少しも差しつかえはありませんので、御聞き届け下されるようお願い致します。

明治六年十一月廿日

第八大区六小区

副戸長 田中長久

右 同 吉松卓蔵

戸 長 田中耕蔵

宮崎県権参事 上村行徴殿

〔各区万留〕第二課、明治六年分

14 地券発行につき小区合村区分願

明治六年十一月九日

〔付箋〕  
一 区長の添紙によれば、地券の取調については、最も差し支えが有るような事を聞きまして、地租改正の月にあたり、申し立ての

成候テハ如何□□

酉十二月二日 長倉権中属 (印)

参事 (印) 庶務課常 (印)

出納課 (印)

租税課 (印)

地券掛 (印)

第十大区伺合村区分等之義簡易至  
当の見込ニ者候得共、右村市分合  
ハ其地之苦情取糺、四隣圍繞村市  
境界ヲ記候図面并反別戸口詳細取  
調伺出旨、大蔵省九十九号布達  
之趣も有之、第一其区ハ勿論県庁  
取扱諸帳簿直シ付等混雜、地券徴  
兵等昨今急速之处ニ、絵図其他明  
細調書取立伺済迄者凡ニヶ月余ニ  
及ふべく、付而者此涯却而事務乱  
雜可相成候ニ付、是迄通り被取置  
候而ハ如何、於其義者

印

書面伺之趣簡易の見込ニハ候へ共、  
市村分合者大蔵省本年第九十九号布  
達之旨も有之、昨今地券其他諸務雜  
錯之折柄不都合之義有之候条、難聞  
届候事

酉十二月 参事

欄外朱書

「甲第千二百十一号 十二月二日受」

別紙之通願出候趣相違無之候、当区  
内之儀ハ実以他村入組之地所不少不  
便勝ニ御座候处、此度地券取調ニ付  
而ハ最指支候儀有之、雜駁之地所ハ  
区域も判然分兼候様有之、図面等甚

通り合村をさせて頂いてはいかがですか。」

酉十二月二日

長倉権中属 (印)

参事 (印)

庶務課常 (印)

出納課 (印)

租税課 (印)

地券掛 (印)

第十大区伺の、合村区分等の件は、簡易で  
きわめて当たり前のようではあるが、右の  
村市の分合は、その土地の苦情をきちんと  
調べ、四方が接している村市の境界を記入  
した図面ならびに反別、戸口を詳細に調べ  
て伺いを出すべきで、大蔵省九十九号布達  
の趣旨もあるので、第一その区は勿論、県  
庁の取扱諸帳簿を直し付ける等で混雜し、  
地券、徴兵等昨今急ぐところに、絵図その  
他明細、調書の取立の伺いが済むまではお  
よそ二ヶ月余はかかると思われるので、つい  
ては此の件は、かえって事務が乱雑に成る  
ので、これまで通りにしておかれてはどうか。

印

書面伺いの主旨 簡易なようではあるが、市  
村の分合は大蔵省の本年第九十九号布達の主  
旨もあり、昨今は地券その他の諸務雜錯のお  
りから不都合があるので、聞き届けられない。

酉十二月 参事

欄外朱書

「甲第千二百十一号十二月二日受」

別紙の通り願出の趣旨は間違いないので、当  
区内の件は実際他の村が入り組んでいる地所  
が少なくなく、本当に不便でありますので、  
此のたび地券取調については最も指し支えが  
あり、入り乱れた地所は区域も判然と分かり

ダ面倒之趣、殊ニ村落等ハ先年旧幕ニ付御届前之儘ニ而有之候ハ、逐々家数相減当時ハ漸ニ、三軒も有之候場所等御座候次第、且ツ四小区合併更ニ区分、右ハ地形ニ随ひ平等ニ区画仕候得者至極便宜相成候間、願之通御聞済被成下度、比段申上候也

明治六年十一月三十日

第十大区々長 神代勝彦

宮崎県参事 福山健偉殿

此節地券御発行ニ付而村切地之順序を以調方仕候処、地所其村々之近方而已ニ無之他之小区と錯雜或村落混淆仕居万事不便、図面等も明瞭ニ難出来御座候ニ付別紙之通一、二、三、四小区合併、更ニ五小区ニ区分シ每区一村宛ニ仕候ハ、地図其他村落判然便宜可相成候間、何卒区分合村之義御許可被成下度奉伏願候、右様改正仕候而も小区内差支之筋無御座候間、早々御沙汰之程奉仰候也

第十大区一、二、三、四小区

明治六年十一月廿九日

副戸長

水元重試  
城 重利  
田中 登  
清水加太郎  
川崎盛善  
河野三草  
木嶋頼藏

兼ねる有様である。図面等は、はなはだ面倒で、殊に村落等は、先年旧幕府に届けたままであつては、だんだん家の数は減り、今はやつと二、三軒ある場所等であるので、また、四小区に合併、あらためて区分は地形に応じて平等に区画すれば、たいへん便利に成りますので、この願い通り聞き入れて頂くように申し上げます。

明治六年十一月三十日

第十大区々長 神代勝彦

宮崎県参事 福山健偉殿

このたび、地券の発行については、村切地の順序により調べましたところ、地所は、その村々の近方だけではなく、他の小区と錯雜し、或いは村落が入り交じつており、万事不便です。図面等も明瞭に出来なくて、別紙の通り一、二、三、四小区を合併し、あらためて五小区に区分し每区を一村にしてもらえば、地図その他村落がはっきりとし、便利になりますので、なにとぞ区分合村の件、御許可下されますよう伏してお願いします。右の様に改正して頂いても小区内は差し支えありませんので、早く決定をお願いします。

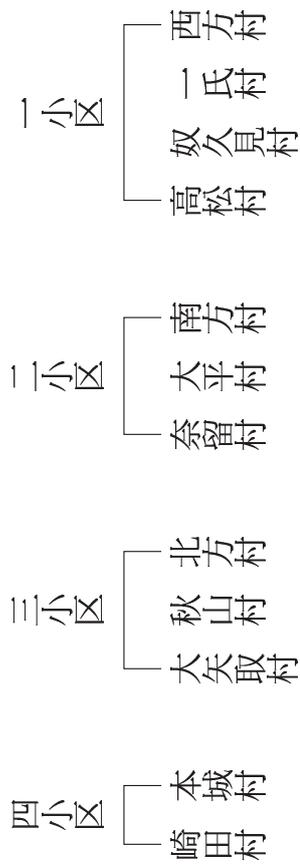
第十大区一、二、三、四小区

明治六年十一月廿九日

副戸長

水元重試  
城 重利  
田中 登  
清水加太郎  
川崎盛善  
河野三草

右四小区合併更に左之通五小区二分  
割

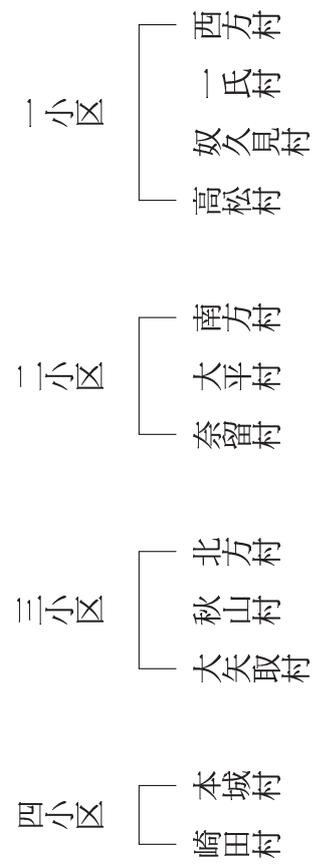


宮崎県参事

福山健偉殿

回戸長  
鈴木坦平  
日高真吾  
田中 仲  
山下謙藏

右の四小区は合併し更に左の通り五小区に分  
割した



宮崎県参事

福山健偉殿

木嶋頼藏  
回戸長  
鈴木坦平  
日高真吾  
田中 仲  
山下謙藏

一小区  
新称西方村

- 高松村
- 奴久見村
- 西方村之内
- 字春井田 鹿谷
- 木代 塩町 今町
- 南方村之内
- 字田口

二小区  
新称郡本村

- 西方村之内
- 字松清 郡本
- 塩屋原 下高野
- 上ノ町 桂ノ原
- 穂佐ヶ原
- 南方村之内
- 字塩屋原 松尾
- 北方村之内
- 字塩屋原

三小区  
新称南方村

- 大平村
- 奈留村
- 一氏村
- 大矢取村
- 南方村之内
- 字池之上 徳間

四小区  
新称北方村

- 秋山村
- 北方村之内
- 字初田 田瀬
- 谷ノ口 屋治
- 古川 羽ヶ瀬 前田
- 南方村之内
- 字下井牟田 倉谷

一小区  
新称西方村

- 高松村
- 奴久見村
- 西方村之内
- 字春井田 鹿谷
- 木代 塩町 今町
- 南方村之内
- 字田口

二小区  
新称郡本村

- 西方村之内
- 字松清 郡本
- 塩屋原 下高野
- 上ノ町 桂ノ原
- 穂佐ヶ原
- 南方村之内
- 字塩屋原 松尾
- 北方村之内
- 字塩屋原

三小区  
新称南方村

- 大平村
- 奈留村
- 一氏村
- 大矢取村
- 南方村之内
- 字池之上 徳間

四小区  
新称北方村

- 秋山村
- 北方村之内
- 字初田 田瀬
- 谷ノ口 屋治
- 古川 羽ヶ瀬 前田
- 南方村之内
- 字下井牟田 倉谷

五小区  
 新称本城村

- └─ 本城村
- └─ 崎田村
- └─ 南方村之内

字千野

『各区万留』第一課 明治六年分

五小区  
 新称本城村

- └─ 本城村
- └─ 崎田村
- └─ 南方村之内

字千野

『各区万留』第一課 明治六年分

### 15 都井村・御崎村・大納村合併願

明治六年十一月九日

当小区三ヶ村之处、比節地券御発行ニ付而村切ニ地之順序ヲ以調方仕候处、地所其村々之近方而已ニ無之他之村内江混淆仕、図面等明瞭ニ難出来御座候ニ付都井村、御崎村、大納村合併更ニ都井村ト相称申度奉存候、最一村ニ相纏候而七小区中聊差支之筋無御座候ニ付、御聞届被成下度此段奉願候也

明治六年十一月廿九日

第十大区五小区

副戸長他行中 山内隆藏

同 加藤禎一

戸長 田中束穂

宮崎県参事 福山健偉殿

『各区万留』第一課 明治六年分

### 16 地租改正布告の管内布達

明治六年二月二〇日

〔采書〕  
 「坤第九十六号」

### 15 都井村・御崎村・大納村合併願

明治六年十一月九日

当小区は三ヶ村のところ、このたび、地券発行について、村切に土地の順序をもって調べましたところ、隣接している土地ばかりではなく、他の村へ入り交じり、図面等には明瞭に出来ませんので、都井村、御崎村、大納村を合併したらえ、新しく都井村と称したく思います。もともと一村にまとめましても、七小区中はいささかも差し支えはありませんので、御聞届け下されたく、この件お願い申し上げます。

明治六年十一月廿九日

第十大区五小区

副戸長他行中 山内隆藏

同 加藤禎一

戸長 田中束穂

宮崎県参事 福山健偉殿

『各区万留』第一課 明治六年分

### 16 地租改正布告の管内布達

明治六年二月二〇日

〔采書〕  
 「坤第九十六号」

(印)

第幾大区

租税之儀ハ従前藩々之適宜ヲ以テ其方制ヲ相立候ヨリ、今日ニ至テハ輕重甘苦大ニ不公平ヲ生シ候故、今般別冊之通全国画一之税法ニ御改正相成、賦ニ厚薄之弊ナク民ニ劳逸之偏ナカラシメント至仁之御趣意柄、未々迄

貫徹心得違無之様可致候、<sup>〔朱書〕</sup>然レ共此事件ニ於テハ不容易次第ニ付「一時改正可致訳ニハ無之、追而着手之日ニ至テハ掛り官員派出之上篤ト其地之実況ヲ熟察シ、人民之疾苦ニ不立至様漸次施行之積ニ有之候条、一統疑惑致間敷候、此旨布達候事

但百分ノ三賦税之義ハ更ニ取調<sup>〔朱書〕</sup>「大蔵省へ」伺済之上ナラテハ改正難相成、即今申出候地券願代価へ直ニ百分ノ三賦税致候義ニハ無之候間、是亦疑念致間敷候

明治六年十二月廿日 参事

<sup>〔朱書〕</sup>

「坤第九十七号」

各区

(印)

正副区長

正副戸長

今般地租改正之儀被仰出委細別紙ヲ以布達及候通ニ候処、至仁之御趣意柄未々迄貫徹シ、心得違之者無之様、猶厚ク説諭可致候、就而者右御規則ニ基キ速ニ着手可致筈之処、固ヨリ不容易一大重事、殊ニ即今地券取調央致施行候而ハ一事両端ニ涉

(印)

第幾大区

租税の件は前々より各藩は都合のよい方法で制度を立ててきた。今日に至っては、その輕重甘苦はたいへん不公平を生じているため、今般別冊の通り、全国画一の税法に改正する事になり、課税に厚薄の弊害がなく住民に負担が片寄らないようにとの天皇のお考えを、未々まで貫徹し心得違いの無い様にする。

「<sup>〔朱書〕</sup>しかし、この件においては容易ではないので」すぐに改正すべき訳にはいかず、順次着手する日になれば、掛官員を派遣し十分にその土地の実況を考えて、住民が悩み苦しまないように徐々に施行するつもりですので、全員心配せぬよう、この件を通知する。

ただし 地価の百分ノ三の賦税の件は、更に取調べて<sup>〔朱書〕</sup>「大蔵省へ」の伺いが済んだ後でなければ改正する事は難しく、すぐに今、申し出た地券願代価へすぐに百分ノ三の賦税をするという事ではないので、これまた疑念を持たないように。

明治六年十二月廿日 参事

<sup>〔朱書〕</sup>

「坤第九十七号」

各区

(印)

正副区長

正副戸長

このたび、地租改正の件については詳しく、別紙をもって布達された通りである。至仁(天皇)の御趣旨を、国民が心得違いする者が無いよう貫徹し、さらに十分説明する。ついでには、この規則にもとづきすみやかに改正手続に着手すべき筈のところ、もとより容易ではない一大重事であり、殊に、すぐに地券

り混雑可致候ニ付、先度相達置候地券願成功ヲ一ト仕切、右調理之上着手可致筈伺済相成候間、昨今取調候地券願ハ即税法改正之楷梯ト相心得、一層勉励精々急埒地券状可為申請候、尤別紙御達之 御趣意ニ基キ着手之次第ハ更ニ可相達候条、右旨趣篤ト了解改正之着目可致置候、就而ハ其節ニ至候得者掛り官員派出篤ト其地之実況ヲ熟察シ、人民之疾苦ニ不立至様尽協議漸次施行候積ニ候得共、御布告誤解不致様厚ク告諭可致、此旨分而相達候事

明治六年十二月廿日 参事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治六年九月ノ二二  
見

### 17 市木村・海北村・六郎坊村合村につき伺

明治六年二月

〔外朱書〕

「第七十六号」

日向国那珂郡市木村、海北村、  
六郎坊村三ヶ村、  
比節市木江合村ニ付伺

- 一反別百八拾六町九区五畝貳步  
市木村
- 一反別貳拾壹町貳反貳畝拾五步  
海北村
- 一反別五拾町五反三畝貳步

取り調べをいたし施行しては、全てにわたり、混乱するので、まず先に通知していた地券願いの完成を区切りとして、これを調整のうえで着手することとなると伺い済みなので、昨今取調べをした地券願いは、そのまま、税法改正の段階であると心得て、一層勉励しできるだけ急いで解決をして地券状になるように申請をする。もっとも、別紙通知の趣意に基き着手するにあたっては、更に通知するので、この趣旨をよく了解し、改正に気を付けておくように。ついではその時になったら、掛りの官員が出掛けて行って、よくその土地の実況を熟察して、住民が悩み苦しまないように、十分協議をつくして、徐々に施行する積りであるので、布告を誤解しない様に、十分に納得のいく説明をする事を通知します。

明治六年十二月廿日 参事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治六年九月ノ二二  
見

### 17 市木村・海北村・六郎坊村合村につき伺

明治六年二月

〔外朱書〕

「第七十六号」

日向国那珂郡市木村、海北村、六郎坊村  
の三ヶ村は  
今度 市木合村につき伺

- 一反別 百八拾六町九区五畝貳步  
市木村
- 一反別 貳拾壹町貳反貳畝拾五步  
海北村
- 一反別 五拾町五反三畝貳步

六郎坊村  
反別合貳百五拾八町七反拾九步  
合村市木村

右村々之儀者旧高鍋藩制中数百年間  
三ヶ村之名ハ有之候へ共、別紙絵図  
面之通各村散在甚致錯雜候付、従前  
貢納其他現実ハ市木村ニ相纏メ取扱  
来、然ルニ此節地券御発行実地調査  
ニ付テハ、現実通合村致サステハ不  
都合不少村民共ニモ希望之事候付、  
市木村エ合村御聞届相成度、絵図面  
相添此段相伺候也

明治六年十二月

宮崎県参事 福山健偉 (印)

内務卿 大久保利通殿

印  
〔朱書〕

「書面海北村外ヶ村市木村へ合村  
之儀、客歳大蔵省第九十九号布達  
之通戸数等取調尚可伺出事

明治七年四月十三日

内務卿 木戸孝允 (印)」

〔支庁掛合案〕坤 宮崎県 明治七年七月、二  
月

## 18 貫属屋敷地券発行処分再伺

明治七年一月一〇日

〔外朱書〕

「一月廿七日進達 岡部落手」

六郎坊村  
反別 合計 貳百五拾八町七反拾九步  
合村市木村

右の村々の件は、旧高鍋藩制の中で、数百年  
間三ヶ村の名があつたのですが、別紙絵図面  
の通り、各村は散在し非常に錯雑しておりま  
すので、従前から貢納その他は実際には市木  
村にまとめて取り扱ってきました。しかしな  
がらこのたびの地券発行の実地調査について  
は、現実に合わせて 三村を合わせなければ  
不都合も少なく、村民たちも希望している事  
なので、市木村へ合村するよう聞届けして頂  
きたく、絵図面を添えてこの件をつかがいま  
す。

明治六年十二月

宮崎県参事 福山健偉 (印)

内務卿 大久保利通殿

印  
〔朱書〕

「書面 海北村ほかヶ村市木村へ合村する  
件は昨年大蔵省第九十九号布達の通り、戸数  
等を取り調べ、もう一度伺いを出すこと

明治七年四月十三日

内務卿 木戸孝允 (印)」

〔支庁掛合案〕坤 宮崎県 明治七年七月、二  
月

## 18 貫属屋敷地券発行処分再伺

明治七年一月一〇日

〔外朱書〕

「一月二十七日進達 岡部落取」

貫屬屋敷地券発行所分再伺  
昨明治六年八月第四十七号ヲ以貫屬  
屋敷地券施行所分之儀及伺置候処、  
今以御指令無之、取調ニ付甚差支候  
ニ付至急御指令有之度、此段更ニ申  
出候也

明治七年一月十日

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

〔租税寮諸願伺届〕宮崎県出張所 明治七年一月

〽

### 19 諸県郡貫屬士族旧給地高の地券 渡方につき違

明治七年二月十四日

〔欄外朱書〕  
「番外」

二月廿二日回議 近藤 七

参事 庶務課  
租税課  
出納課  
改正掛

鹿児島県分裂当県内諸県郡一郡貫  
屬士族旧給地高之儀、地券状小作  
人江相渡候筋御治定相成居候処、  
比節別紙之通御届ニ及候ニ付左之  
通更ニ御布達相成可然哉  
今般<sup>印</sup>地券施行ニ付鹿児島県分裂当県  
内貫屬士族旧給地高地券之儀、小作  
人江相渡候筋ニ而取調ニ茂相成居候  
へ共、鹿児島県ト協議之趣有之大蔵

武士屋敷地券発行について再度伺  
昨明治六年八月第四十七号をもって武士の屋  
敷地券を施行する件をお伺いしましたところ、  
いまだに指令がなく、取り調べにはなほだ支  
障がありますので、至急指令していただきた  
く、この件もう一度申し出します。

明治七年一月十日

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 陸奥宗光殿

〔租税寮諸願伺届〕宮崎県出張所 明治七年一月

### 19 諸県郡貫屬士族旧給地高の地券渡方につ き違

明治七年二月十四日

〔欄外朱書〕  
「番外」

二月二十二日回議 近藤 七

参事 庶務課  
租税課  
出納課  
改正掛

旧鹿児島藩を分けた当県内諸県郡一郡に所属  
する士族の旧給地高につき、地券状は小作人  
へ渡すべきものであると定められたところ、  
このたび、別紙の通り届けたので、左の通り、  
更に布達すべきものでしょうか。  
今般<sup>印</sup>地券施行については、旧鹿児島藩から  
分かれた当県内に所属している士族の旧給地  
高の地券については、小作人へ渡すべきであ  
ると取調べもしているけれど、鹿児島県と協

省へ及御届ニ候間、従前之高主江所  
藏之名寄帳曳替可下渡候条、已ニ調  
上之帳簿取下願書且当分調中之向者  
同様可取計候、此段更ニ相達候事  
但帳簿調直ニ付而ハ、最前之雛形通  
可相心得事

〔朱書〕「四日」  
明治七年甲戌二月廿十日

〔後筆〕  
宮崎県参事 福山健偉  
二月廿八日出ス」

- 第一大区
- 第二大区
- 第十一大区
- 第十二大区
- 第十三大区
- 第十四大区
- 正副区長
- 正副戸長

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月ノ六月

## 20 地券渡方見合せの申入

明治七年三月五日

〔欄外〕  
「問合写」

地券渡方之儀ニ付明治五年七月本省  
ヨリ布達候処、右者不容易事業ニテ  
追々御申出之趣モ有之專御尽力中之  
処、先般地租改正法御頒布相成一層  
精密調査可致義ニ付、最前之順序ヲ  
逐ヒ券状相渡候而者前途改正ニ臨ミ  
居徒ニ冗費モ相掛候而已ナラス、一

議している事もあって、大蔵省へ届けをして  
いるので、従前の持高の持ち主が所蔵してい  
る名寄帳とひき替えて渡すべきであるので、  
すでに調べあげた帳簿の取り下げの願いが出  
され、かつ現在取り調べ中のものは、同様に  
取り扱うようにこの件を更に通知します。

但し、帳簿の調べ直しについては、最前の雛  
形通りにするよう心得ること

明治七年甲戌二月廿四日

〔後筆〕  
宮崎県参事 福山健偉  
二月廿八日出ス」

- 第一大区
- 第二大区
- 第十一大区
- 第十二大区
- 第十三大区
- 第十四大区

正副区長

正副戸長

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月ノ六月

## 20 地券渡方見合せの申し入れ

明治七年三月五日

〔欄外〕  
「問い合せ写し」

地券渡方の件に付いて、明治五年七月本省よ  
り通知をしましたが、右は容易ではない事業  
で、つきつきと申し出もあり、もっぱら努力  
されているのですが、先般、地租改正法が頒  
布され一層精密に調査するべきであるとの内  
容であるので、従来の順番どおりに券状を渡  
しては、先々改正する際に、いたずらに

且検査之券状ヲ授与候へハ二重ノ手数ニテ再改正之節却テ調査之障碍共可相成、付而者当今迄先ツ手續ヲ以御取調相成候地者此際地券渡方ハ見合置、更ニ改正之順序ヲ以御着手相成候方可然ト相考候エトモ、右者追々御尽力之上ニ付實際ニ依リ夫是御斟酌可有之義ト存候間、其辺之御見込一応致承知度、此段申入候也

明治七年<sup>三</sup>(甲)月五日

租税頭 松方正義 印

宮崎県参事 福山健偉殿

本年三月五日付ニテ御申越之次第柄逐一御尤之事ニテ、当方ニ而モ其評議不致事ニハ無御坐候得共、旧鹿兒島藩分裂并旧佐土原藩所轄之地ハ檢地帳存在致居候へ共、旧幕領、旧延岡、飲肥、高鍋藩々ノ如キハ往古之檢地ニテ帳簿上下実地大ニ齟齬致シ居、新田畑大繩場等引分取調候ニ付地据等ニ正副戸長苦心相極居、村入費モ多分相掛候由相聞、此際引続改正之順序ヲ以再調致シ候へハ、下情如何可有之ト夫是苦慮罷在候義御坐候、今回御申越之趣ヲ以其担当ノ者ハ勿論各区々長戸長等招集会議致シ候処、当管内之義ハ旧藩々之仕来ニテ地租之厚薄不均候間、更ニ改正法

むだな費用がかかるばかりでなく、一旦検査した券状を渡してしまえば、二重の手数で再改正の時に、かえって調査の障害ともなるので、については現在まで、先ず手続をして取調べが済んでいる土地は、この際地券を渡す事は見合せて置き、更に改正の順序によって着手する方がいいと考えますが、これについては除々に尽力していますので、実際にもとづき、あれこれと斟酌する事もあると思いますので、その辺の見込を一応承知しておくよう申し入れておきます。

明治七年三月五日

租税頭 松方正義 印

宮崎県参事 福山健偉殿

本年三月五日付にて申し込みのことは、逐一もつともであり、当方にもその評議をしないことではありませんが、旧鹿兒島藩領の内日回分ならびに旧佐土原藩所轄の土地は、檢地帳は存在していますが、旧幕領、旧延岡、飲肥、高鍋藩などは昔の檢地帳で帳簿上と実地は大いに食い違っており、新しく開かれた田畑、大繩場等田畑税別ごとに分けて取調べていますので、そのままにしておくかどうかは、正副戸長が苦心して決めており、村の経費も多分にかかっていると聞いており、この際、引続き改正の順序により再調すれば、下々の事情はどうなるかと、あれこれ苦慮しています。今回の趣旨により、その担当者はもちろん、各区々長・戸長等を招き集めて会議を致したところ、当管内では旧藩々のしきたり

ニ着手相成候ハ、速ニ均一之税法ニ  
 帰シ人民一同安堵為致度トノ議ニ決  
 シ、御局日報昨癸酉年第四十四号ヲ  
 以被相渡候千葉県伺ニ準拠人民心得  
 書並取調帳相製管内エ布達致シ置、  
 其上管内地租偏重ナル村落ヲ実地調  
 査ヲ遂ケ、改正迄ノ手續調整掛官員  
 之内至急御察江差出篤と御檢閲之上、  
 若シ御趣意ニ相触候廉々ハ御指令ヲ  
 受候上全地追々致着手度、尤未帳簿  
 出来居不申分ハ最前之順序ヲ替、実  
 地一枚限地図ヲ画キ候地引絵図ヲ取、  
 昨癸酉年六月三千五百三十号ヲ以地  
 券願取調規則中不都合之廉々掛紙ニ  
 テ御指示へ照準、現地一筆限帳昨今  
 取調、最前地券願諸帳簿差出有之分  
 ハ追而改正法ニ調査替可致候、猶委  
 曲ハ不日掛官員出京可申出候ニ付可  
 然御聞置有之度、此段御回答申進候  
 也

明治七年四月廿<sup>付箋</sup>五日

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 松方正義殿

一<sup>付箋</sup>収 宮崎県参事 福山ヨリ 租  
 松方租税頭宛之書封 税  
 領 七年五月十三日 寮

〔租税寮講願伺届〕宮崎県出張所 明治七年一月

〽

で地租の厚薄が等しくないので、更に改正法  
 に着手しましたら、すみやかに均一の税法に  
 して、人民一同安心させたいと決定し、御局  
 の日報を千葉県伺に準拠し人民心得書、並び  
 に取調帳を作り、管内へ布達し、その上、管  
 内で地租が偏重している村落の実地調査を実  
 行し、改正までの手續調整の掛り官員から至  
 急租税役所に出して、よく檢閲していただき、  
 もし御趣意に抵触しているそれぞれの箇所は、  
 御指令を受けたく、全地順次着手したく、  
 もっとも、まだ帳簿が出来ていない分は最前  
 の順序をかえ、実地一枚限地図を書いた地引  
 絵図を取り、昨癸酉年六月三千五百三十号に  
 より地券願取調規則中不都合がある箇所は、  
 付箋をつけて、御指示に照らし合わせ、現地  
 の一筆限帳を昨今取調べて、最前の地券願  
 の諸帳簿を差し出した分については、おつて、  
 改正法に調査替をする。なお詳細は、後日掛  
 官員が出京し申し出ますので、しかるべく聞  
 き置いていただきたく、以上の件、御回答を  
 いたします。

明治七年四月廿七日

宮崎県参事 福山健偉

租税頭 松方正義殿

一<sup>付箋</sup>収 宮崎県参事 福山ヨリ 租  
 松方租税頭宛之書封 税  
 領 七年五月十三日 寮

〔租税寮講願伺届〕宮崎県出張所 明治七年一月

21 地租改正につき布達

明治七年四月二十四日

〔編外〕  
「第六十四号」

四月廿三日回 松元少属 (印)

参事 (印) 庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

改正掛 (印)

地租改正ニ付管内布告案

(印)

〔編外〕  
各区「く」

正副区長

正副戸長

地租改正之儀ハ、乾九十六号ヲ以昨  
癸酉十二月地券渡成功ヲ一ト仕切り  
調理之上着手可致□ト相達置候□、  
未仕上之目途も不相立村□候  
ハ、畢竟去年来格別御用繁多ニテ心  
ヲ任セサル事も可有之候得ハ、即今  
ノ順序ヲ逐ヒ券状相渡候テハ改正之  
着手次第後シ相成、郡村之冗費も不  
尠候間、最前手續券状渡方ハ取消、  
更ニ改正之順序を以着手相成候者速  
ニ全国均一ノ税法ニ帰セシメ、従来  
厚薄ノ貢租ヲ廢シ人民之疾苦ヲ解キ  
各安堵セシメ度、依テ別紙人民心得  
書并絵図面雛形相渡候条、右ニ基キ  
致着手其成功ノ順序ニ随ヒ時々大蔵  
省江申立、速ニ税法改正相成候様可  
致取分候、此段更ニ布達候事

明治七年四月廿四日

宮崎県参事

21 地租改正につき布達

明治七年四月二十四日

〔編外〕  
「第六十四号」

四月廿三日回 松元少属 (印)

参事 (印) 庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

改正掛 (印)

地租改正ニ付管内布告案

(印)

〔編外〕  
各区「く」

正副区長

正副戸長

地租改正の件は、乾九十六号をもって昨癸酉  
十二月 地券渡し成功をひと仕切り調整の上  
着手するようにと通知していたところ、未  
だ仕上げの目途も立っていない村があるので、  
つまるところ、昨年来格別に公務が繁多で落  
ち着かない事もあるので、即今の順序に逐ひ、  
券状を渡しては改正の着手が次第に後れてき  
て郡村のむだな費用が少なくないので、まえ  
に手続した券状の渡し方は取り消し、更に改  
正の順序によりは、すみやかに全国均一の税  
法に帰して、従来厚薄していた貢租を廃止  
し人民の悩み苦しみをなくし、各人を安堵さ  
せたく、よって別紙人民の心得書ならびに絵  
図面雛形を渡したので、右にもとづき着手し、  
完成した順序に従ってその時々大蔵省へ申し  
立て、速やかに税法改正が成立する様取り分  
けすること。この件、更に通知する。

明治七年四月廿四日

宮崎県参事

〔綱外朱書〕

「坤第六十四号」

各区へ

地租改正之儀ハ、乾九十六号ヲ以昨癸酉十二月地券渡成功ヲ一ト仕切ラ調理ノ上着手可致旨相達置候処、追々調査済ニテ帳簿差出候村方モ候得共、即今ノ順序ヲ逐券状相渡候テハ改正ノ着手次第後レ相成、郡村ノ冗費モ不尠候間、最前手續券状渡方ハ取消、更ニ改正ノ順序ヲ以着手相成候得ハ、二重ノ手数ニ不涉速ニ全国均一ノ税法ニ帰シ、賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメント、厚キ慈仁ノ

御趣意ヲ貫徹シテ一同安堵セシメ度、依テ別紙人民心得書并絵図面雛形等大蔵省へ伺済ノ上布達可致筈候得共、其内為心得相渡候条、右ニ基キ致着手其成功ノ順序ニ従ヒ、時々大蔵省へ申立速ニ税法改正相成候様可致処分候、此段更ニ布達候事

明治七年四月

宮崎県参事 福山健偉

### 地租改正ニ付人民心得書

#### 第一条

一 今般 地租改正被仰出候ニ付昨癸酉年四月相達候地券願之儀ハ、旧来石盛之不同ト真租ノ甘苦ニ因リ高低有之儘ノ地価ヲ記載スルモノナレハ、此度地租改正ニ付テハ実地

〔綱外朱書〕

「坤第六十四号」

各区へ

地租改正の件は、乾九十六号をもって、昨癸酉十二月地券渡しが出来上がったものをひとしきり調整の上、着手するようにと通知しておいたところ、順次、調査済みとなり、帳簿を差し出した村方もあるけれど、即今の順序に従って券状を渡しては改正の着手が次第におくれてきて、郡村のむだな費用も少なくなっているので、最近までの、手続した券状渡方は取り消し、更に改正の順序により着手すれば、二重の手数がかからず速やかに全国均一の税法になり、課税に厚薄があるという害がなく住民に楽しみや苦勞がかたよらないようにと、厚き天皇の御趣旨を貫徹して全員を安堵させたく、よって別紙人民心得書ならびに絵図面雛形等を大蔵省へ問い合わせた上で布達する筈であるが、そのうちを心得の為に渡すので、右に基き着手し、その完成した順序に従って、その時々大蔵省へ申し立て、速やかに税法の改正ができるように処理するよう、此の件を更に布達します。

明治七年四月

宮崎県参事 福山健偉

### 地租改正に付き人民心得書

#### 第一条

一 今般 地租改正を命ぜられたので、昨癸酉年四月に通知しました地券願の件は、旧藩ごとに旧来一反当たりの標準收穫量算定が違ふ事と、真租の多少により、高低があつたままの地価を記載するものであるので、

相当ノ真価ニ無之、加之無代価ノ地多分有之候間、御規則第一則ノ通従前ノ石盛并貢租等ハ一切ナキモノトシ、更ニ其土地一歳取上ケ米金ノ作益ヲ見積リ、各地ノ慣行ニ因リ何分ノ利ヲ以テ地価何程ト見込相立、更ニ持主銘々ヨリ為申出、其村正副戸長共篤と調査ノ上不都合無之ニ於テハ、別紙如雛形帳面相仕立一筆限持主小作人名前下へ調印セシメ、正副戸長立会人共奥書連印之上可差出事

但地券願書追々差出候分券状下渡候筈ナレトモ、改正ノ日書替ニ重之手数ニ涉候間、本文手續済ノ上下渡可申事

## 第二条

一 地価積り方ハ従前各村小作人付高ノ仕来一樣ナラス、地主ニテ貢租村入費ヲ弁スルモアリ小作人ニテ貢租村入費ヲ弁スルモアリ、貢租村入費引去リ秋作ノミ半分ニスルモアリ、区々ノ仕来ニ付更ニ其地ヨリ一ケ年取上ケ惣数之内貢租村入費ハ一切地主方ニテ弁スル者ト仮ニ見做シ、此後ノ地租即地価ノ百分之三、村入費即地租三分ノ一ヲ目的トス、種籾肥代一ケ年收穫ノ二割五分ヲ引去リ全ク地主所得ニナルヘキ米金ヲ仮ニ六分利ト見做シ地価ヲ

このたびの地租改正については美地相当の真価にではなく、これに加えて無代価の土地が多分にありますので、規則第一則の通り従前の石盛ならびに貢租等は一切ないものとし、更にその土地が一年で取り上げる米や金の作益を見積り、各地の慣行により、それなりの利があるので地価は何程と見込をたてて、更に持ち主がそれぞれ申し出をして、其の村の正副戸長がじっくりと、調査した上で不都合が無い時には、別紙雛形帳面のように仕上げて、一筆ごとに持主、小作人の名前を下に調印させて、正副戸長、立会人とも、奥書に連印して提出すること。但し、地券願書を順次差し出した分は、券状を下げ渡すはずではあるが、改正の日の書き替えが二重の手数にわたるので、本文に記載してある手續を済ました上で下げ渡すこと。

## 第二条

一 地価の計算方法については従前は各村の小作人付高の仕方は同じではない。地主にて貢租や村入費を支払うところもあり小作人にて貢租や村入費を支払う所もある。貢租、村入費を引いて、秋作だけを半分にする所もあり、まちまちのしきたりがあるので更にその土地から一年間で収穫した総数のうち貢租 村入費は全て地主方が支払うものと、仮にみなし、その後の地租すなわち地価ノ百分之三、村入費すなわち地租の三分ノ一、種籾肥代一ケ年收穫ノ二割五分を除いて、純粋に地主の所得になるべき米金を、仮に六分利とみなし、

### 算出記載可致事

但各人民相競ヒ相糶リ売買有之地ハ、小作人付高ノ割合ヨリ高価ナルハ必然ノ勢ニテ則真価ナル者ニ候間、右等ノ地ハ入付高割合ニ拘ラズ、現今売買之地価可申出事

### 第三条

一土地ノ売買各人ノ好悪ニヨリ其利分低昂アリト雖トモ、不動産ニテ利子ノ丈夫ナル者故概略六分利アテヲ以テ普通トス、故従前売買無之村々ハ一ケ年取上ケ惣数ノ内ヨリ種肥代ヲ始此後ノ地租村人費等ヲ引去リ、右ノ算当ヲ以テ至当ノ代価ヲ見積リ可申出事

但永小作等ノ地入付高、実地適當不致分ハ本文ノ振合ヲ以テ取調可申出事

### 第四条

一米麦其他ノ物産品直積リハ其所相場ヲ用ヒ、年々格別昂底アル物品ノ如キハ、三ケ年或ハ五ケ年等ノ平均ヲ用ヒ可申出事

### 第五条

一雛形ニ記セル收穫米其他ノ品類ハ是迄年々其地ヨリ生セル取上高ノ惣数ニシテ、種肥其他ノ諸費等一切引去ラス<sup>有</sup>ノ儘書出スヘシ、尤

### 地価を算出し記載すること

但し、各住民が競って売買している土地は、小作人付高の割合より高価である事は必然であるので、すなわち真価であるので、右等の土地は入付高割合にかかわらず、現在の売買地価を申し出ること

### 第三条

一土地の売買は各人の好き嫌いによって其の利益に高低はあるけれど、不動産であり利益はしっかりあるので、概略六分利あてを普通とする。だから前から売買が無かった村々は、一年の收穫の総数の中から種子肥料代を始めその後の地租、村人費等を差引き計算をして適切である代価を見積りし申し出ること

但し、永小作等の地入付高が、実地に相応しない所は本文の振合を以って取調べを申出ること

### 第四条

一米麦その他の物産品の直積りは其所の相場を用ひ、年々特別の高低がある物品のようなものは、三ケ年あるいは五ケ年等の平均を用いて申し出ること

### 第五条

一雛形に記す收穫米その他の品類は、これまで年々其の土地から生じる取上高の総数で、種子肥料その他の諸費等は一切除かないで、そのまま書き出す事。もつとも、其の年々

其年々豊凶ニ寄り一定ナラスト雖トモ平年ノ作柄ヲ以テ正実ニ書出シ可申出事

## 第六條

一 従前用來候反別ハ往古ノ検地帳或ハ鬮割帳等ニ拠リ候事ニテ、検地ハ土地ニ寄地所ノ余歩ヲ取ルニ種々ノ方法アリ、又古今ノ規則一ナラス、鬮割帳ハ村方限りニテ調タル帳簿モアレハ誤来レルモノ少カラス、惣テ年曆ヲ経天災地変等ノ為ニ帳簿上ト実地ト大ニ相違イタシ、或ハ広ク或ハ地誥リニナリ来レルモノ多ケレハ、御規則第二則ノ通り是迄ノ帳簿ニ拠ル時ハ地ノ広狭適実ナラス、隠ニ地価ノ昂低ヲナシ其相当ヲ失ヒ候ニ付、現今所有スル所ノ現歩ヲ更ニ精密ニ取調、別紙雛形ノ振合ニ字一筆限ノ地図ヲ製シ、然シテ一村ノ惣絵図ヲ仕立、之ヲ以テ根拠トシ諸事取調可致事

## 第七條

一 実地歩数ヲ定ルハ從來竿先等ノ争論ヲモ防ク為メナレハ、村役人立会銘々持地ニ畝杭ヲ建置キ、然ル後ニ隣田畑持主共申合、耕地へ臨ミ経界ヲ正シ銘々限り持地有之儘ノ形ヲ画キ、入歩出歩等相見計ヒ屈曲ヲ平均シテ縦何間横何間ト問

の豊作凶作により一定ではないとしても平年の作柄で正しくありのままに書き出し申し出ること

## 第六條

一 前より使ってきた反別は昔の検地帳あるいはくじ割帳等に拠ってきたので検地は土地に寄つて地所の探検する面積を処理する種々の方法がある。又、古くからの規則はひとつではない。くじ割帳はその村だけで調べた帳簿もあるので、誤りがあるものも少なくない。すべて年月を経て天災地変等の為に帳簿上と実地とが大きく相違して、或は広く或は土地不足も多いので、規則第二則の通り、これまでの帳簿による時は、土地の広い狭いは正確ではなく、陰で地価が高かったり、低かったりして、適切さを失っているので、現在所有している所の実際の広さを更にくわしく取り調べ、別紙雛形の振合に字一筆ごとの地図を作製し、そのうち一村の総絵図を作成し、これを根拠として諸事を取り調べる事

## 第七條

一 現地で測量し土地の面積を決めるのは、従来の竿先等の争論を防ぐためであるので村役人が立ち会って各人持地に畝杭を建て置いて、そののちに隣の田畑の持主と話し合つて、耕地に行つて境界を正して各人が持地のありのままの形を画き、面積に入るところと出るところを確かめて、屈曲を平

数ヲ量リ其間數ニ応シ坪詰イタシ、  
田畑竿先芝地等五六歩もアリ或ハ  
山畑縁斜面ノ芝地等一筆ニ立ル程  
モナク、応シテ所得有之地所ハ現  
歩ヲ改メ図中ニ顯シ從來所持イタ  
シ候者ノ所持地江組込、一筆限名  
寄帳一筆ノ外書ニ致シ、至当ノ代  
価ヲ附シ一筆毎ニ右之通精細取調、  
畝杭へ更正ノ反別ヲ認メ第六条ノ  
字限り地図ヲ仕立可申事

但畝杭ハ手強キ杭木ヲ建て、改  
正スミマテ紛敷義無之様注意可  
致事

### 第八条

一 字限地圖并一村惣繪圖出来ノ上ハ  
地租改正掛ニ差出シ検査ヲ受ケ、  
夫ヨリ地価取調帳ヲ相仕立可申事

### 第九条

一 実地有歩ヲ調出シ候トモ、地租改  
正ノ上ハ地価ニヨリ貢租民費等差  
出候義ニテ、反別ノ多少ニハ拘ハ  
ラサル訳ニ付後來紛乱ノ憂無之様  
隠引畦引等差略無之、極テ精密ニ  
現反別取調可申出事

### 第十条

一 是迄一筆志畝歩内外等ノ小筆ニテ  
□□□ノ分ハ、此度志人持ニテ地

均して、縦何間横何間と間数を量り、其の  
間数に応じ坪詰め（面積を決めること）を  
し、田畑竿先芝地等で五六歩もある所、或  
は、山畑、縁斜面の芝地等で一筆に立てる  
程もない所でも、所得が有る地所は現在の  
面積をあらため図中にあらわし、從來所持  
していた者の所持地へ組み込み、一筆ごと  
に名寄帳一筆の外書にして、妥当な代価を  
附し、一筆毎に右のように精細に取り調べ、  
畝杭へ更正の反別をしたため第六条の字限  
（あざきり）地図を作成する事

但し、畝杭は手強き杭木を建て、改正が  
終わるまで、まぎらわしきことがないよ  
うに注意する事

### 第八条

一 あざきり地図ならびに一村の総繪圖が出来  
あがったら、地租改正掛りに差し出し、検  
査を受け、それから地価取調帳を作成する  
事

### 第九条

一 実地の余計の面積を算出したとしても、地  
租改正後は地価により貢租民費等を納める  
ので、反別の多少には拘わらないので、後々  
紛乱がないように、隠引、畦引等の策略が  
無いよう極めて精密にありのままの現在の  
反別を取り調べ申し出る事

### 第十条

一 これまで一筆で志畝歩内外の小さな畝町で  
不都合の分は、今回、一人で地続きの分に

統之分ニカキリ百坪□□合併一筆ニ致シ候義願ニ寄り差許サレ候条、合筆致シ度者ハ合筆イタシ、或ハ各所ノ地所ヲ合併一筆ニ致シ来リ候分銘々引分ケ別筆ニ相立テ新番ヲ打ち、或ハ一筆ノ内幾筆ニモ切畝歩致シ是迄何番ノ内ト記シ候トモ、固ヨリ人民ノ都合ニ寄り既ニ裂地ニイタシ候上ハ其状畝歩ヲ別筆ニ立<sup>テ</sup>□□總テ地順ニ新番ヲ付、現地ノ景況ニ随ヒ取調申スヘキ事  
但向後屋敷地ノ外ハ兼テ御達ノ通、□坪以下ノ切歩不相成事

### 第十一条

一切替畑等ノ名目ニテ従来凡□□志町程モ竿受イタシ、其内志式反ツ<sup>ン</sup>モ両三年目毎切替作付イタシ候地所ハ、其竿受ノ反別ヲ一筆ト見做シ外並地番ヲ付□□地ノ部ニ加ヘ至当ノ代価ヲ申立、尤既ニ熟畑ニ相成居候分ハ更ニ現歩ヲ量リ、本途耕地ノ部ニ入レ相当ノ筆株相立可申事

### 第十二条

一新開地、鋤下年季中者御規則一通□□ノ券状相渡スヘク候へ共、従来多ハ見積ノ□□反別ヲ用采候義ニテ、年季明之節検地等ノ手数ヲ省ク為メ更ニ其土地ノ現反別ヲ量リ有体可申出事

かぎり百坪□□を合併して一筆にする事は申し出があれば許されるので、合筆したい者は合筆をし各所の地所を合併して一筆にした分をそれぞれに引き分けて、別筆にして新番号を打ち、あるいは一筆を幾筆にも切畝歩をして、これまでの何番の内と書いても、はじめから住民の都合によって、既に裂地（分筆）した土地はその実際の面積を別筆にしてすべてに地順に新番を付け、現地の景況にしたがって取り調べする事

但し、今後、屋敷地のはかは以前から通知があつたとおり、□坪以下の切歩（分筆）（畝町を小さくすること）はできない。

### 第十一条

一切替畑等の名目で従来およそ□□志町程も面積があるのに、その内志式反ずつ二〜三年毎に切替作付している地所は、その面積を測った反別を一筆とみなし、外の並び地番を付□□地の部に加へ適切な地価を申し出る。もっとも既に熟畑になっている所は、更に今の面積を測り、本来の耕地の部に入れ相当の筆株を立てる事

### 第十二条

一新開地、鋤下年季の土地は規則により一通□□の券状を渡すべきであるが、従来多くは見積の反別を使用してきたので、年季明け時、検地等の手数を省くため、更に其の土地の現反別を量りありのままに申し出る事

### 第十三条

一 新開墾下年季願済ノ分ハ、御規則第十二則ノ通其年季中無税之儀ニ付無代価ノ券状可相渡、若墾下ノ名義ニ候共是迄年季ノ定メモナク兩三年以前ヨリ多少作付イタシ或ハ墾下税等納来候程ノ場所ハ、相当ノ代価申立御規則之通税納可致事

但墾下税等納来候地所ト雖トモ其実作付不相成荒蕪之地ハ、本文之例ニ無之御規則第二則ニ準シ可申出事

### 第十四条

一 是迄高内所ノ荒地ハ御規則第十則ノ通、年季中無代価ノ券状相渡□□□□従前□□租弁納致来候荒地ト雖トモ損害ノ厚薄ニヨリ更ニ可起返難易ヲ量リ、年季ヲ定メ其年季中無税相成候ニ付、生地同様現歩数ヲ取調可申出、就而者是迄引方相成候地ト雖トモ既ニ起返作付等致シ候地所ハ、現歩ヲ改メ至当ノ代価ヲ申立、尤川欠川成等ニテ亡地相成地主申分無之ハ捨り地ニ致シ、従前引歩帳相渡置候分ハ返納可致事

但荒地ト雖トモ池沼成等ニテ水草又ハ魚鳥等ノ利潤有之分ハ凡ノ反別ヲ記シ相当之代価申立、御規則第十一則之通りタルヘキ

### 第十三条

一 新開墾下年季願いが済んでいる分は、御規則第十二則の通り其の年季中は無税であるので、地価のつけられていない券状を渡すべし、もし無税ではあつたけれども、これまで年季の定めもなく、二、三年以前から多少作付していたり、あるいは墾下税等を納めてきた場所は、適切な代価を申し立て規則の通り税納をする事

但し、墾下税等を納めてきたところといえども、実際には作付けができなかった荒れ果てた土地は、本文の例にはないので、規則第二則に準じ申し出る事

### 第十四条

一 これまで、高の内の荒地は、規則第十則の通り、年季中は無代価の券状を渡し□□□□従前□□租弁納をしてきた荒地といえども、損害が多い少ないにより、更に復旧の難易を量り、年季を定め、その年季中、無税になるので、生地と同様現面積を取り調べ申し出る事。ついでにはこれまで、税引きに成った土地といえども、既に復旧ができ、作付等をしている土地は、現在の面積を改め適切な代価を申し立て、もっとも川欠、川成で、土地がなくなり地主の申し出が無いものは廢耕地にして、前より引歩帳を渡していた分は返納すべき事

但し、荒地といえども池沼成等で、水草又は魚鳥等の利潤がある土地は、およその反別を記し、適切な代価を申し出て、規則第十一則のとおりとする事

事

### 第十五条

一 番号之儀ハ從來ノ本田畑宅地ヲ初メ高内引并従前無税貫屬屋敷ハ勿論、社寺ノ上知反高大纏場試作地或ハ社寺境内地、墓所地、堤外不定地、諸物干場、官林其他或ハ耕地ニ孕リ居候、向後田畑ニ可相成見込ノ草場、林藪、池沼等公有地ノ類ニ至迄悉ク□ノ順序ヲ以新規押番ヲ付可申事

### 第十六条

一 甲村ノ地所乙村へ飛び地ニ相成居候分ハ甲村地押番号ヲ末番ニ加へ、地図ハ実地ノ遠近ニ随ヒ惣地図として載セ候トモ別紙ニ致シ候トモ都合次第ニ取調、又乙村ヨリ甲村へ飛び地入り候分ハ甲村地図上へ色分けイタシ何村他地下記載シ、或ハ甲村乙村ノ地所犬牙錯置ノ地所ハ甲乙村押番ニイタシ合地図ヲ製シ、甲乙村ヲ別色ニ相記シ可申事

### 第十七条

一 秣場野地或ハ池沼等ノ数村入会候公有地ハ、其地之村方□順ノ番号ヲ打ち図面江其訳記載シ、数村役人連印シ別帳ヲ以テ差出可申事

### 第十五条

一 番号の件は、従来の本田畑宅地をはじめ、高内引ならびに前より無税の武士・藩士等の屋敷は勿論、社寺の土地、反高、大纏場、試作地或いは、社寺境内地、墓所地、堤外不定地、いろいろな物の干場、官林その他、或は耕地に含んでいた土地で、今後田畑に成るはずと見込まれる草場、林藪、池沼等、公有地の種類にいたるまでことごとく□の順序により新規の押番を付ける事

### 第十六条

一 甲村の地所で乙村へ飛び地になっている分は甲村の地押番号を末番に加へ、地図は実際の遠近にしたがい、惣地図として載せても、別紙にしても、都合のよい方法で取り調べ又、乙村から甲村へ飛び地が入り交じっている分は、甲村地図上へ、色分をし、何村他地と記載し、或は甲村と乙村の地所が入り交じっている土地は甲乙村押番にして合地図を作製し、甲乙村を別色に記載する事

### 第十七条

一 秣場、野地、或は池沼等で数村が入会している公有地は、その地の村方は□順の番号を打ち図面へその訳を記載し、数村の役人が連印し、別帳で提出する事

## 第十八条

一人又は数人惣持ノ山林、原野等其村ニ属せる地所或野山等へ松漆之類植付候山等へ、至当之代価ヲ附シ地価取調帳銘々所持ノ田畑宅地名寄ノ外書ニ各種限り書かへ合計イタシ、其他左ノ各種ノ地所へ取調帳惣計ノ外書ニ書載セ可申、尤地所番号ハ十五条ノ通り心得可申事

神社 官庁地 官有地  
公有地

但其村方買得ノ確証アル分ハ村請ノ二字加

除税地

右各種ノ名称ハ昨年第一百十四号ノ御布告見合可申事

## 第十九条

私有ノ山林ハ勿論、公有地ノ山林原野村中請或ハ村中進退ノ分ハ反別境界ヲ記載イタシ、広曠ノ原野海岸空地深山等ニテ村分公有セサル地ハ官有地下唱へ候地所ニ付凡反別書出、且数村ニ跨リ居候大山等ハ其村限り界ヲ記シ可申事

## 第二十条

藪林等ニテ是迄高外ノ地下雖トモ現今田畑ニナリシ分ハ田畑ノ部ニ加へ、之ニ反シテ元高内ノ田畑ニ

## 第十八条

一人又は数人で総持の山林、原野等、その村に属している地所あるいは野山等へ松や漆の類を植え付けている山等は、適切な代価を附し、地価取り調べ帳に各人所持の、田畑、宅地、名寄せの外書きに各種全部書いて合計をし、その他、左の各種の地所は取調帳総計の外書に記載する事。もつとも、地所番号は十五条の通りに心得る事

神社 官庁地 官有地  
公有地

但し、その村方が買い取った確証がある土地は、村請の二字を加える。

除税地

右各種の名称は昨年第一百十四号の布告と照らし合わせる事

## 第十九条

私有の山林はもちろん、公有地の山林、原野で村中の請、あるいは、村中で権利を持つ分は、反別と境界を記載し、荒れ果てた原野、海岸、空地、深山等で村として分け、所有していない土地は、官有地と呼ぶ地所であり、すべて反別を書き出し、かつ、数村にまたがっている大山等は、当該村だけの境界を記載する事

## 第二十条

藪林等で、これまで無税の土地とはいっても、現在田畑になっている分は、田畑の部に加へ、これに反して、江戸時代に高に組

テ現今藪林芝地等ニ変セシモノハ  
藪林芝地何畝歩ト記載シ、或ハ従  
来松林ニ大纏畑之名目ヲ附シ或ハ  
山野地□伐野等之名称ヲ以高付等  
イタシ候分ト雖トモ現地山林之分  
ハ外山林同様外書ノ部へ入レ、其  
地惣而旧名ニ不泥現在ノ地形ニ寄  
リ区分シ可取調事

### 第二十一条

一 地券取調ニ付一昨壬申年切添切開  
隠田等之類、此度限一切被差許ノ  
旨御布告有之、地代金上納ヲモ被  
差許候儀ニ付至仁ノ御趣意厚ク相  
心得、漏落等無之様篤ト入念相当  
ノ地価ヲ付有体可申出、万一地租  
改正後ニ至リ隠歩等有之ニ於テハ  
今般更ニ被仰出候御布告之通欺隠  
田糧律ニ準シ所刑相成候条、心得  
違致間敷事

### 第二十二条

一 地価之義地主小作人共自身ニ調方  
致シ候上ハ決而相当ナル事ハ無  
之筈ナレドモ、万一地租ヲ減セン  
為ニ低価ニ書出シ候様ノ儀有之候  
トモ、官ニハ夫々ノ検査法則アリ  
テ其当否ヲ検査シ不相当ト見込候  
時ハ調直シ等ノ処分致シ候ニ付心  
得違不致、第一条ノ趣相守リ見込  
之定価有体可申出候事

み込まれた田畑で今では藪林、芝地等に変  
わっている土地は、藪林、芝地、何畝歩と  
記載し、あるいは、従来、松林に大纏畑の  
名目を附し、あるいは、山野地□伐野等の  
名称で、高付等をした土地といえども、現  
地が山林の分は、ほかの山林同様に外書の  
部に入れ、その地すべて旧名にこだわらず、  
現在の地形により区分し取り調べる事

### 第二十一条

一 地券取り調べにつき、一昨壬申年（明治五  
年）に切添、切開、隠田等の土地は、この  
たびに限り一切許されるという布告があっ  
た。土地に関する諸納金を払うことも許さ  
れるとの事であり、天皇の趣意を厚く心得  
て漏れ落ちることが無い様に、よく入念に  
適切な地価を付けて、ありのままに申し出  
ること。万一、地租改正後になって隠面積  
等があった場合は、今般、更に出された布  
告の通り、欺隠田糧の刑罰に準じ、処刑す  
ることになるので、心得違いをしない事

### 第二十二条

一 地価は、地主、小作人とも自分自身で調べ  
るので、決して不相当な事はないはずであ  
るけれど、万一地租を少なくせんが為に低  
価で書き出すような事をしたとしても、官  
にはそれぞれの検査法則があつて、その正  
否を検査し、不相当であると見た時は、調  
べ直し等の処分をするので、心得違いをせ  
ず、第一条の趣旨を守り、見込の定価をあ  
りのまま申し出る事

第二十三条

一 各大区毎ニ巷ケ所或ハ式ケ所ツ、取調所ヲ設ケ、官員出張地租改正之事務取扱ヒ時々回在諸事差配リ可致事

第二十四条

一 右ケ条之外昨癸酉年戊九十六号ヲ以布達ニ及置、太政官第二百七十式号地租改正御規則ハ勿論、字一筆限地図帳并地価取調等ノ雛形ヲ能々熟知不都合之義無之様注意可致、若了解イタシ兼候廉有之候ハ、何ケ度なり共同出精密ニ取調可申事

右之通可相心得事

明治七年四月

22 地租改正につき一區郭実施の布達

明治七年四月二八日

欄外朱書

「坤第六十八号」

四月廿四日回

平田中属

参事 (印)

庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

地租改正掛 (印)

今般一區郭実地着手済当掛官員上京之筈御決議ニ付而者、各区一小区毎

第二十三条

一 各大区毎に、巷ケ所或は式ケ所つつ取り調べ所を設け、官員が出張し、地租改正の事務を取扱い、時々村を回って諸々の事を気配りする事

第二十四条

一 以上の事の外、昨癸酉年戊九十六号により布達した太政官第二百七十式号地租改正規則はもちろん、字一筆きり地図帳ならびに地価の取り調べ等の雛形を、よくよく熟知して、不都合が無い様に注意する。もし了解しかねる箇所があったならば、何回でも伺い出て詳細に取り調べる事

以上の通り心得る事

明治七年四月

22 地租改正につき一區郭実施の布達

明治七年四月二八日

欄外朱書

「坤第六十八号」

四月廿四日回

平田中属

参事 (印)

庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

地租改正掛 (印)

今般、一區画の实地調査の着手が済み、当係り官員が上京する手筈である。各区とも一小

正副戸長ニ而各区内平均可相成見据  
相立、一、二村別紙雛形之通為取調、  
租税寮江申立改正之凡目的之内議ヲ  
遂ケ被置候而者如何可有之哉、衆議  
ヲ乞

各区

一 地租改正ニ付一區郭実地着手済之  
上、掛リ官員上京申付候者ニ付而  
ハ、各大区各一小区之内正副戸長  
ニ而小区内相<sup>「平均は中下三ヶ村あり」</sup>れ候村を一、二ヶ  
村見据、別紙雛形ノ通り取調〇月  
十五日〇可差出候〇、昨酉年三月  
取調差出候田畑代価積書ハ多ク拾  
石平均ニ有之、昨同年十一月差出  
候坪様ハ旬後れ之場所モ有之候ニ  
付、更ニ現実之見据<sup>「取調積書差出」</sup>ヲ以取調可差  
出事、此段布達候事

明治七年四月廿八日

宮崎県参事

日向国何郡何村

上之部 第六第七大区ハ従前売買ノ  
現価ヲ本文ノ例ニ倣ヒ取調  
可差出事

一 田壹反歩 但何尺竿  
此收穫<sup>米</sup>何程 但種肥其外諸費ヲ  
モ引去ラス、一作  
又ハ兩毛作トモ総  
テ其地一歳ノ收穫  
ヲ挙ク可シ

一 畑壹反歩 但竿右同断  
此收穫品何程 但畑ハ麦、大豆、

区ごと、正副戸長にて各区内平均 になるよ  
うに見据えて、一、二村を別紙雛形の通り取  
り調べをして、租税寮(国の役所)へ申し立  
てをして、改正のおおよその目的の内部協議  
をされては如何でしょうか。皆の意見を伺つ。

各区

一 地租改正については、一區画の实地調査に  
着手をして、係り官員を上京させるはずな  
ので各大区の各一小区の内、正副戸長にて  
<sup>「積書」平均は中下の三ヶ村ばかり</sup>  
小区を見据えて、別紙雛形の通り取り調べ  
〇月十五日〇差し出すこと、昨酉年三月に  
取り調べて差し出した田畑の代価の積書は  
多くは拾石平均であった。昨同年十一月差  
し出した坪付面積は時期遅れである場所も  
あったので、更に実際の收穫見積で取り調  
べ差し出す事、この旨を布達する。

明治七年四月廿八日

宮崎県参事

日向国何郡何村

上之部 第六第七大区は従前に売買し  
た現価を本文の例にならい取  
調べさしだすこと

一 田壹反歩 但し何尺竿  
此收穫<sup>米</sup>何程 但し、種子、肥料、その外  
諸費は引かず、一作又は二  
毛作とも総てその土地一年  
の收穫を挙げること

一 畑壹反歩 但し竿は右同じ  
此收穫品何程 但し、畑は麦、大豆、藍の

藍ノ類其他重毛作  
ノ分両毛或ハ三毛  
トモ総テ<sup>其地</sup>□□一歳  
ノ収品ヲ挙クヘシ

中下之部、右ニ準シ取調ノ事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月（六月）

類 その他多毛作の分は一  
毛あるいは三毛ともすべて、  
その土地の一年の収品を挙  
げること

中下の部は、右に準じ取り調べる事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月（六月）

### 23 官員増置伺

明治七年五月四日

〔外朱書〕

「七年五月廿四日進達 落手」

官員増置伺

- 一十等一人
- 一十一等二人
- 一十四等三人

兼テ御趣意ニ基キ民力上實際治効ノ  
進歩肝要ニ相心得精々注意致シ候へ  
トモ、旧県之事務兎角不連続ニテ租  
税出納戸口家禄其他一切ノ簿書錯雜  
紛乱相成居、諸取調筋不明了ニ付、  
初二ハ簿書調理ニ注目シ渾テ調整ノ  
後、専ニ実地上ニ着手可致見込ニ候  
処、<sup>何分</sup>□□辺辟ノ地山林荒蕪多クシテ  
土壤広遠□□其間ニ離居散布シ、其  
上旧数県入会ノ地僅ニ牆ヲ隔テ、其  
制ヲ異ニシ、亦其情一ナラス、凡ソ  
事ヲ施ス、甲ニハ吻合スルモ乙ニハ  
支梧シ、丙ニハ便トイフモ丁ニハ不  
便ト思フ如<sup>ク</sup>□□テ、タトヘハ仁恤ノ  
意ニ出ルモ猶之ヲ苦辛ト思ヒ、事ノ  
平便ナルヲ却テ難事トスルノ類誤□  
スルモノ多ク、反覆懇説実施サズレ

### 23 官員増置伺

明治七年五月四日

〔外朱書〕

「七年五月廿四日進達 受領」

官員増置伺

- 一十等一人
- 一十一等二人
- 一十四等三人

かねて、趣意に基づき、民力が上がり、實際  
に治める成果をあげることが大事であると心  
得て気を付けているけれど、旧県の事務はと  
かく不連続であり、租税、出納、戸口、家禄、  
その他一切の帳簿が、錯雜として紛乱してお  
り、もろもろの取り調べ事項が不明瞭である  
ので、初めは帳簿の調整を重視して、総て調  
整した後、もっぱら、実際の土地調査に着  
手すると見込んでいたところ、何分辺地の山  
林や、荒れた土地が多くて、土地が広く、そ  
の間に住居が離れて散在していて、そのうえ  
旧数県の入会の土地が、わずかな垣根で区切  
られているだけでその上、旧県ごとに、その  
制度が違っており、またその実情はひとつで  
はない。事業をするには、甲には一致しても、  
乙には食い違っており、丙には都合が良くても  
丁には不便と思うようで、たとえば情をか

バ人心ニ洽カラシムル能ハス、区戸長之ニ心ヲ尽ストイヘトモ諸般ノ事務動スレハ蠅集、且近来地租改正取調中ニテ区務別テ繁劇人民保護ノ道行届兼其要領ヲ失スル恐レコシアリ、然レトモ此ニ急且厚フスレハ彼ニ緩且薄ク夫長滯滞相成、諸君御届等毎々延期申出候次第ニ付、一時両条トモ更張致度志念ニテ是迄官員ノ内兩三名、且一時雇数名申付交番巡回実地踏入調査ヲ遂ケ、或ハ各人民ヲ招キ集メ親ク膝ヲ交ヘテ懇到説示シ、又其言ハントスルヲ言ヒ、其訴ヘントスルヲ訴ヘシメ、其情ヲ詳ニ之ヲ□□鞭策シ且今般区□□長ヲ□□□令シテ□□朝旨遵守ノ次第之議□□□区内ノ景況人民ノ疾苦ヲモ問ヒ、同心協力蒼生撫育ノ実効相遂度数日及謀議候処一同奮起致候ニ付、此機ニ乗シ更ニ是迄ノ手續ヲ逐ヒ実着上一層勉励シ、旧ニ安スルノ民心ニ挽回シテ勉業セシメ数年ヲ出スシテ実効ヲ奏シ度目途ニ候、尤庁中事務ノ義ハ今日ニ至ル迄午前第七時ヨリ出勤午後第五時退出時機ニヨリ、昏暮ニ及ヒ勉励候ヘトモ全ク其効ヲ得ス、付テハ近頃如何ノ事候ヘトモ官員増加不相成候半テハ一意徹底不致、日頃ノ素志空ク相成リ実以遺憾焦思ノ至ニ候間、何卒前文ノ情実深ク御洞察特別ノ御取訳ヲ以テ本行ノ通官員御増置被成下度、此段相伺候也

けてやっていると思つてやっても、これを苦辛と思つたり、無難と思つ事が却つて難事であると思つたり、誤□するものも多く、くり返し懇説して実施しなければ、住民に広くゆきわたらせることはできない。区戸長はこれに心を尽くしてはいるけれど、諸般の事務は、ややもすれば雑多に積み重なり、且つ今は地租改正の取り調べ中であり、区務はきわめて忙しく人民保護のことは行き届きかねて、そのやり方や時期を失ってしまう恐れがある。しかし、こちらを早くかつ手厚くすれば、一方では緩んでかつ、薄くなってしまい、あれこれが停滞してしまい、諸君の届けがいつも延期の申出をするようになるので、一時両方の件とも気を締め直す意図で、これまで官員の内、二三名、かつ一時雇いを数名指名して、交代で巡回し実地にふみいり、調査を遂げ、あるいは住民を招き集め、親しく膝を交えてきわめて丁寧に説明し、又言うべきことを言い、その訴えようとする事を訴えさせ、その実情を詳しく口説きはげまして、かつ今般区戸長を□□□令して□□朝廷の意向を遵守する様に□□区内の景況や住民の苦勞をも問い、一つの気持ちで協力し、人民を大切に育て、効果をあげたく、数日に及び協議しましたところ、一同奮起いたしましたので、この機会に、これまでの手續を着実に遂行し、一層勉励し、旧例に満足している住民の気持ちを変えて、勉業させて数年もかけず効果を出したい目途です。もっとも、庁中の事務の件は今日にいたるまで午前第七時より出勤し、午後第五時退出し時機により、早朝日暮れま

但地租改正成業ノ上ハ自ラ区務  
閑隙可相成ニ付、其節ニ至候ハ  
、速ニ減員可致候

明治七年五月四日

宮崎県参事 福山健偉

内務卿 大久保利通殿

で勉強していますが、全くその効果が出ず、  
つては、最近どの様なことがあれども官員  
増加ができないようでは一つの事も徹底でき  
ず、日頃の目的を遂げる志も空しくなつて、  
実に遺憾であせり心を悩ませておりますので、  
なにとぞ前文の事情を深く考えて頂き、特別  
の御取り計らいをもつて本行の通り、官員の  
増置をして頂きたく、伺います。

但し、地租改正が完成した時は、おのずか  
ら区務は暇になるので、その時になればす  
みやかに減員いたします。

明治七年五月四日

宮崎県参事 福山健偉

内務卿 大久保利通殿

<sup>〔採書〕</sup>  
一書面申出之通ニハ難聞届候得共事  
情無余義相聞候ニ付、特別之詮議  
ヲ以テ十二等五名、本年六月ヨリ  
八年 五月迄増置聞届候条、右金  
員ヲ以人員差操精々勉強事務整頓  
可致、尤月給請取方之義ハ更ニ大  
蔵省江可申出事

明治七年六月九日

内務卿 大久保利通 印

〔内務省諸願届〕(三)

<sup>〔採書〕</sup>  
一書面の申し出のとおりには聞き届けにくい  
のであるが、苦しい事情は理解されるので、  
特別の詮議で十二等五名、本年六月より八年  
五月迄増置することを許可するので、この金  
員をもつて人員をやりくりして精々勉強し事  
務処理をはかるように。もつとも月給請取方  
の件は更に大蔵省へ申し出る事

明治七年六月九日

内務卿 大久保利通 印

〔内務省諸願届〕(三)

24 無税邸地地券施行地租収納の布達

明治七年五月四日

〔編外朱書〕

「坤第七十一号」

五月三日回 松元利中

参事 (印) 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
出納課 (印)  
改正掛 (印)

今般無税邸地券施行地租収納之義  
伺之通御指令有之候、就而者各区

① 江左之通御布達ニ及候而者如何  
各区へ

全国一般地券施行地租収納之義、旧  
県ニヨリ相達候通ニテ高内引貫屬邸  
地及従前地子免許之市街等地租之義、  
地価百分一之納税被仰渡候間、耕地  
ト致混同候而者不都合ニ付、無税邸  
地ノ義ハ別紙規則雛形之通取調、六  
月十五日限帳簿可差出候、尤期限ニ  
不到候共取調相出来候分者差出不苦  
候事

但地租之義ハ明治六年五月相達  
候通同年分ヨリ収納之義ト可相  
心得候事

右之通、布達候事

明治七年五月〔朱書〕「四日」

宮崎県参事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月(六月)

24 無税邸地地券施行地租収納の布達

明治七年五月四日

〔編外朱書〕

「坤第七十一号」

五月三日回 松元利中

参事 (印) 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
出納課 (印)  
改正掛 (印)

今般無税邸の地券を施行し、地租収納の件  
は伺いの通り指令があつたので、ついでに

① 各区へ左の通り通知をしてはいかがか  
各区へ

全国、一般に地券施行し、地租を収納する件  
は、旧県から通知した通りで給地高引の貫屬  
の邸地および前から地子を免税された市街等  
の地租の件は、地価百分一の納税を申し渡さ  
れたので、耕地と混同しては不都合なので、  
無税邸地の件は、別紙規則の雛形の通り取り  
調べ、六月十五日迄に帳簿を差し出す様に、  
もつとも期限が来なくても取り調べが出来た  
分は差し出しても差し支えない。

但し、地租の件は明治六年五月達した通  
り、同年分より収納する意味と心得ること。

右の通り、布達する。

明治七年五月〔朱書〕「四日」 宮崎県参事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月(六月)

## 25 貫屬邸地地券申受規則の改正

明治七年五月二十五日

〔<sup>欄外朱書</sup>「番外」  
印〕

各区

正副区長

正副戸長

坤第七十号ヲ以テ相達置候貫屬邸地地券申受規則之内、第一条、第十六条別紙之通改正候条、此旨更ニ相達候事

〔<sup>朱書</sup>〕  
明治七年五月「廿五」日

宮崎県参事 福山健偉

### 第一条

一 一郭ヲ成シ其貫屬賜邸ヲ始メ従前地租免許ノ地并村内散在ノ貫屬賜邸従前無税地ノ分ハ、地価百分ノ一収税被 仰付候ニ付、坤第六十四号ヲ以テ相達候地租改正ニ付取調候一字限村絵図へ組ミ色分けノ上、地順ヲ逐イ耕地打込ミ、新番為負一筆限帳仕立可差出事

但耕地ト混同不致様厚注意可致事

### 第十六条

一 右ケ条之外、明治六年四月相達候耕地地券取調規則第二十三条、二十四条及ヒ第二十六条ニ照準可致事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月「六月」

## 25 貫屬邸地地券申受規則の改正

明治七年五月二十五日

〔<sup>欄外朱書</sup>「番外」  
印〕

各区

正副区長

正副戸長

坤第七十号をもって通知していた貫屬の邸地地券申受規則のうち、第一条、第十六条を別紙のとおり改正しますので、この件更に通達する。

〔<sup>朱書</sup>〕  
明治七年五月「廿五」日

宮崎県参事 福山健偉

### 第一条

一 一區画を成している貫屬に与えられた邸宅をはじめ、従前の地租免除の土地ならびに村内に散在している、貫屬の賜宅で前より無税地の分は、地価の百分の一の収税を申し付けられたので、坤第六十四号をもって通知していた地租改正で、取り調べをした一字限村絵図へ組込み、色分けの上、地順をおって耕地に打ち込み新番をつけて、一筆限帳を仕立て、提出すること。

但し、耕地と混同しないようよく注意する事。

### 第十六条

一 右条文のほか、明治六年四月に通知していた、耕地地券取調規則第二十三条、二十四条及び第二十六条に照らし合わせよ。

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月「六月」

## 26 地租改正につき告諭の布達

明治七年六月二日

〔備考〕  
「坤第八十三号」

各区

地租改正ニ付切要之ケ条、小前未々ニ至リ御趣意取違無之様別冊之通及告諭候条、此旨布達候事

明治七年五月十二日〔備考〕

宮崎県参事 福山健偉

告諭

一今般 朝廷ヨリ地租改正ト云事ヲ仰セ出サレタルニ付、小前未々ニ至ルマデ御趣意取違へサル様委シク告知ラセ候、サテ其地租トハ即チ年貢ノ事ニテ改正トハ年貢ノ納様ヲ御替ナサル、事ナリ、是ハ上納ヲ多ク御取リナサル、訳デハナク年貢ニ高イ低イノナキ様ニアソバストノ事ナリ、是マデハ国々ニテ年貢ノ納メヤウガ違ヒ、タトヘハ同シ位ノ上田ニテモ石盛ニハ多キ寡キガアリテ上納平等ニコレナク、年貢ニ迷惑イタシ居ル小前モアリシナリ、然ルニ県ト云テ 朝廷御一トマトメノ御政事ニナリシ上ハ以前ノ儘ニテ置レガタク、年貢ニコ、ハアマイ、アソコハカライト云事ノナキヤウニト厚キ御趣意ニテ御改正ナサル、事ニ候、其上畏クモ 天子様ノ御沙汰ニ年貢ト云ハ軽ケレバ百姓ノ喜ビ、重ケ

## 26 地租改正につき告諭の布達

明治七年六月二日

〔備考〕  
「坤第八十三号」

各区

地租改正については重要な条文は、農民の末々にまで御趣旨を取り違えしないように、別冊の通り告諭するので、この旨を布達する。

明治七年五月十二日〔備考〕

宮崎県参事 福山健偉

告諭

一今般 朝廷より地租改正ということ仰せ出されたことにつき、農民末々に至るまで御趣旨を取り違えないよう詳しく知らせる。さてその地租とは、即ち年貢の事であつて、改正とは、年貢の納め方を替えさせることである。これは、上納（税額）を多く取られる訳ではなく、年貢に高低のない様にされることであり、これまでは、それぞれの藩領によつて年貢の納め方が違い、たとえば、同じ上田でも、石盛には多い少ないの差があり、上納は平等でなく、年貢に困っていた農民もあつた。しかし、県を置かれ、朝廷から全体を一つにして治めることになつたので、以前のままでなく、年貢でもここは甘い、あそこは辛いと云ふことのない様にと、十分に意を尽くされて、改正されることである。そのうえかしくも、天皇の御意志によれば、税と云えば、軽ければ百姓は喜び、重ければ百姓は苦しむ、誠に大切なるものであるが、前々よりその取り方が一様でなく、緩やかな時もあり、厳し

レバ百姓ノイタミ、誠ニ大切ナル  
モノナルヲ、前々ヨリ其取方一樣  
ナラス〔付箋〕寛カナルモアリ、強キモア  
リ、輕キモアリ、重キモアリテ兎  
角改正セサレバカナハサル儀トテ、  
朝廷并諸県ノ官人ヲ召サセラレ御  
評議ヲ尽サセ玉ヒ、地租改正ノ仕  
様ヲ定メサセラレ、上納ニ高イ低  
イノ違ヒナク、百姓ノ苦勞ト安樂  
ト片行キノナキヤウ取計ヘシトノ  
思召ナレバ、有ガタク感服シ奉  
ルヘキ事ナリ

一 此度ノ地租改正ハ以前ノ検地ノ仕  
様トハ違ヒテ、地価ト云テ取揚米  
又ハ小作米ヲ以テ土地ノ直段ヲ取  
調べ、其土地ニ相当シタル正直ナ  
ル直段ヲ真価ト云フ、コノ真価ニ  
応シ上納ニ高イ低イノナク、是ソ  
マコトノ年貢ト云モノニナラネバ  
ナラス、次ニハ又畝歩カ間違テハ  
相スマヌ故竿境ヲ入違ヒナクイタ  
シ、且落地ト隠シ歩ノナキヤウニ  
取調スバナラス事ナリ、夫故規則  
モ数ヶ条アル事ナレバ六ヶ敷事ノ  
様ニ思フモノモアルヘケレト、是  
ハ朝カラ晩マデ取扱スル田畑ヲ隣  
リノ持主ト立会テ竿ヲ打ち其畝歩  
ヲ正直ニ書イダシ、又ハ歳々有ノ  
儘ノ出来高ヲ三、五年平均シ申出  
ルマデノ事ニテ造作モナキ事ナリ、  
聊モ心得違ノナク正道ニ規則ヲ守  
ラネバナラス、若詐リカマシキ儀

い時もあり、軽い時もあり、重い時であつ  
て、とにかく改正しなければいけない事と  
して、朝廷ならびに各県の官吏を招集して  
論議を尽くされて、地租改正の方法を定め  
させて、税に高い低いの違いがなく、百姓  
の苦勞と安樂と片よりのないよう取りはか  
るようにとの思召し召しであるので、有りが  
たく感謝するべき事なり

一 このたびの地租改正は、以前の検地の仕方  
とは違って、地価と云って収穫米又は小作  
米によって土地の値段を取調べ、その土地  
に相当した正当な値段を真価として、この  
真価に応じ上納に高い低いのない、これこ  
そ真の年貢というものにしなくてはならず、  
次に、面積が間違っていけないので正確に  
測量をして、且つ「落地」と「隠し地」の  
ないように取り調べなければいけないため、  
規則も数ヶ条あるので、難しいことの様  
に思うものもあるが、これは朝から晩まで取  
り扱ひする田畑を、隣の持主と立会って、  
竿を打ち、その畝歩を正直に書きだし、又  
は年々の有りのままの出来高を三、五年平  
均し、申出だけのことで、難しいこと  
はないので、いささかも心得違ひがないよ  
う正直に規則を守らねばならない。もし、  
偽りをするような計らいをして、後日これ  
が発覚したときは、必ず迷惑を蒙るので、  
極々念を入れて正直に書出すべきこと。

トモ取計ヒ置、後日相願ル、トキ  
ハ屹ト迷惑ヲ蒙ル事故、極之念ヲ  
入レテ正直ニ書出スベキ事ナリ

一 地租改正ハ面倒ナリ御上ミニテ成  
シ下サルレハヨキモノヲト心得違  
居ル者モアルカ知レヌカ、若シモ  
夫等ノ心得違アツテハスマヌ訳ナ  
リ、前ニモ云通り高上ケセントカ  
年貢ヲ増サントカ云事ニテハナク、  
土地ノ持主ヲ屹トキハメテ昔ノ大  
名方ニ渡リタル朱印ヤ黒印見タル  
様ナ場ニ券状ト云モノヲ持主ニ渡  
シ、田畑ハ持主ノ代々ノ重宝トナッ  
テ己カ勝手ニマカセ売買モ出来テ、  
御用タリトモ持主受合ノ上ナラデ  
ハ上ニテ勝手ニ田畑ノ取扱ハナラ  
ヌ事トナル訳ユヘ、下方ニ於テモ  
夫タケノ調上ヲ致サスシテハ相ス  
マヌ事ナリ、只今ニテハ夫是ト費  
用モカナル様ナレトモ、ツマリハ  
銘々永久家督ノキハマル事ナレハ、  
能々此道理ヲ嚙ミ分ケテ御用ノ運  
フ様ニ心掛ルカ肝要ニ候ナリ

右之通候事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月十六日

## 27 地租改正につき人民心得書改正 の布達

明治七年七月十七日

〔外朱書〕

「坤第九十七号」

一 地租改正は面倒だ、役所がして下さればよ  
いのにと心得違いをする者もあるかも知れ  
ないが、若しもそれらの心得違いあつては  
申し訳ないことであるのは理由がある。以  
前にも云つたとおり高上げをするとか、年  
貢を増やそう、とか云うことではなく、土  
地の持主を正確に決めて、昔の大名などに  
渡つた朱印や黒印状のような、券状と云う  
ものを持主に渡し、田畑は持主の代々の重  
宝となつて、持主が自由に、売買も出来て、  
国の仕事であっても持主の承諾なしでは、  
お上が勝手に田畑の取扱はできないことと  
なる訳なので、下々の者においても、それ  
だけの調査をしなければ済まない事なので  
ある。只今にては、それこれと費用もかか  
ることではあるが、つまりは銘々永久家督  
がきまる事なので、よくよくこの道理を嚙  
み分けて、国の仕事かうまくはこぶ様に心  
掛けるが肝要である。

右の通り候事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年一月十六日

## 27 地租改正につき人民心得書改正の布達

明治七年七月十七日

〔外朱書〕

「坤第九十七号」

七月十七日回 松元少属 (印)

参事 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
改正掛 (印)

地租改正ニ付人民心得書大蔵省江  
伺之処、別紙之通更正可致旨御指  
令有之候ニ付、左之通御布達相成  
候テハ如何

印 各区正副区長江

地租改正ニ付坤六十四号ヲ以為心得  
相渡置候人民心得書、大蔵省江伺  
候処第一条ヨリ第三条迄別紙之通致  
更正候様御指令有之候間、最前之分  
ハ取消更ニ相達候事

明治七年七月 宮崎県参事

### 地租改正ニ付人民心得書

#### 第一条

一 今般地租改正被 仰出候ニ付、昨  
癸酉年四月相達候地券願之儀者、  
旧来石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦ニ因  
リ高低有之儘ノ地価ヲ記載スルモ  
ノナレハ、此度地租改正ニ付テハ  
実地相当ノ真価ニ無之、シカノミ  
ナラス無代価ノ地多分有之候間、  
御規則第一則ノ通従前ノ石盛并貢  
租等ハ一切ナキモノトシ、更ニ其  
土地一歳取上ケ米金ノ作益ヲ見積  
リ、各地ノ売買仕来リノ方法ニ因  
リ云々

#### 第二条

七月十七日回 松元少属 (印)

参事 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
改正掛 (印)

地租改正については、人民の心得書を大蔵  
省へ伺いをたてたところ、別紙の通り更正す  
るよう、指令があつたので、左の通り布達  
してはいかがか。

印 各区正副区長へ

地租改正については、坤六十四号をもって、  
心得のため渡していた人民心得書、大蔵省へ  
伺いをたてたところ、第一条より 第三条迄  
別紙の通り更正をするように指令があつたの  
で、最前の方は取消し、更に達をすること。

明治七年七月 宮崎県参事

### 地租改正につき人民心得書

#### 第一条

一 今般地租改正を仰せ出され、昨癸酉年四月  
に通達した地券願いの件は、旧来、石盛が  
同じではないと、貢租の甘苦により高低が  
あつたままの地価を記載するものだったが、  
このたびの地租改正については、実地相当  
の真価ではなく、しかもそれだけでなく無  
代価の土地が多分にあるので、規則第一則  
の通り、従前の石盛ならびに貢租等は、一  
切ないものとして、更にその土地から一年  
間に得た米金の収益を見積り、各地の売買  
しきたりの方法による云々

#### 第二条

一従前各村小作人付高ノ仕来一様ナ  
ラス、地主ニテ貢租村入費ヲ弁ス  
ルモアリ、小作人ニテ貢租村入費  
ヲ弁スルモアリ、貢租村入費引去  
リ秋作ノミ半分ケニスルモアリ、  
区々ノ仕来リニ候得共、前条雛形  
ニ書上候ニハ現在ノ小作地ニテ貢  
租村入費ハ一切地主方ヨリ弁スル  
モノノミヲ書出可申事

### 第三条

一地価積リ方ハ従来種々ノ慣法アリ  
ト雖モ、今般ノ積リ方ハ第一条ノ  
如ク是迄ノ貢租等ハ一切無キモノ  
ト見做シ、更ニ一ケ年其地取揚高  
総数ノ内ヨリ此後ノ地租即地価、  
村費地租三分ノ一、種肥代等ヲ引去  
リ、全ク地主取得ニナルヘキ米金  
ヲ以テ至当ノ代価ヲ見積リ可申出  
事

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年七月ノ二二  
見

## 28 市木村・海北村・六郎坊村合村 再伺

明治七年八月七日

〔欄外朱書〕「七年九月十日」

〔欄外〕「瀨落掌」

宮崎県管下日向国那珂郡海北  
村外老ヶ村市木村エ合村之儀  
再伺

一反別百八拾六町九反五畝貳步

一従前の各村の小作人付高のしきたりは一様  
ではなく、地主にて貢租村入費を支払うと  
ころもあり、小作人にて貢租村入費を支払  
うところもあり、貢租村入費は除いて秋作  
だけを半分にするところもあり、まちまち  
のしきたりがあるが、前条のひな形に書き  
上げるところは、現在の小作地で貢租村入  
費は一切地主方から支払うものだけを書き  
出すこと。

### 第三条

一地価の計算方法は、従来種々の習慣方法が  
あるが、今般の計算方法は第一条のように  
これまでの貢租等は、一切無いものとみな  
し、更に、一ケ年のその土地からの総収穫  
高の内よりこれからのちの地租（即ち地価  
百分の三）村費（地租三分の一迄を目的と  
する）、種子肥料代等を差引いて、全て地  
主の取得になる米金を適切な代価を見積り  
申し出る事。

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年七月ノ二二頁

## 28 市木村・海北村・六郎坊村合村再伺

明治七年八月七日

〔欄外朱書〕「七年九月十日」

〔欄外〕「瀨落掌」

宮崎県管下日向国那珂郡海北村外老ヶ  
村市木村へ合村する件の再伺

一反別百八拾六町九反五畝貳步

市木村

戸数六拾三軒

人員二百九拾三人

一反別貳拾壹町貳反貳畝拾五歩

海北村

戸数二拾三軒

人員百九人

一反別五拾町五反三畝貳歩

六郎坊村

戸数<sup>〇</sup>百七拾軒

人員千百七人

反別合貳百五拾八町七反拾九歩合村  
市木村

戸数合三百五拾六軒

人員合千五百九人

右者海北村外一ヶ村市木村エ合村之  
義、昨癸酉十二月付を以相伺候処、  
客歳大蔵省第九十九号布達之通戸数  
等取調尚可伺出旨本年四月十三日付  
を以御指令ニ付取調候処、反別戸数  
人員書面之通御座候、情態且絵図面  
等ハ先ニ申上候通之事ニ付合村御聞  
届相成度、此段相伺候也

明治七年八月廿七日

宮崎県参事 福山健偉

内務卿 伊藤博文殿

〔<sup>採書</sup>書面伺之通聞届候事

明治七年九月廿一日

内務卿 伊藤博文 印〕

〔諸願届届〕宮崎県 明治六年八月

市木村

戸数六拾三軒

人員二百九拾三人

一反別貳拾壹町貳反貳畝拾五歩

海北村

戸数二拾三軒

人員百九人

一反別五拾町五反三畝貳歩

六郎坊村

戸数<sup>〇</sup>百七拾軒

人員千百七人

反別合貳百五拾八町七反拾九歩 合村  
市木村

戸数合三百五拾六軒

人員合千五百九人

右は海北村外一ヶ村を市木村へ合村の件、昨  
癸酉十二月付で、伺いをしたところ、昨年、  
大蔵省第九十九号布達の通り戸数等を取り調  
べて、もう一度伺いを出すようにと、本年四  
月十三日付をもって指令があつたので、取り  
調べたところ、反別戸数、人員は書面のと  
おりです。実情かつ絵図面等は先に申し上げた  
通りであるので、合村の件を聞き届けて頂き  
たくこの件をお伺いします。

明治七年八月廿七日

宮崎県参事 福山健偉

内務卿 伊藤博文殿

〔<sup>採書</sup>書面伺のとおり聞き届ける。

明治七年九月廿一日

内務卿 伊藤博文 印〕

〔諸願届届〕宮崎県 明治六年八月

29 田畑歩数極様の儀違

明治七年九月二三日

〔編外朱書〕  
第一「第百廿八号」

九月五日回 地租改正掛 (印)

長官 (印) 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
出納課 (印)

当県管下田畑竿人之節、歩数之極  
様旧藩々之慣法区々ニ有之、左之  
通改正相成候而者如何、諸課之高

〔印〕評ヲ乞フ、於其儀二者  
各区  
正副区長  
正副戸長

当管下田畑歩数極様、縦横之間数ヲ  
乘シ得ル処之歩数を其儘野帳ニ記載  
スルモアリ、或ハ得ル処ノ端歩壹歩  
ヲ捨、二、三、四歩ハ三步ニ留メ、  
五、六、七歩ハ六歩トスルモアリ、  
旧藩々之慣法区々ニ有之候、右様県  
内区々之処分ニテハ不都合ニモ有之、  
且此節改正ニ付收穫地価等之算計簡  
便ハ無論後來区戸長事務取扱之都合  
モ可被宜、管内一般三步節減之法ニ  
則武歩ニ充サルハ捨テ、武歩以上ハ三步トス、五歩ニ充サ  
ルハ三步トシ、五歩以上ハ六歩トス、余儀之都テ三歸シタ  
ル時ニ何畝何合ニ止マルコトヲ要ス  
改正候条、此旨相達候事  
但是迄着手精図等出来済之区々ハ、  
朱ニテ引直シ差出不苦候事

明治七年九月二三日

宮崎県参事 福山健偉

29 田畑歩数極様の儀違

明治七年九月二三日

〔編外朱書〕  
第一「第百廿八号」

九月五日回 地租改正掛 (印)

長官 (印) 庶務課 (印)  
租税課 (印)  
出納課 (印)

当県管下田畑の竿人のとき、歩数の決め方  
は、各旧藩の慣法がまちまちで、左の通り改  
正をしては如何か、その件について、各課の  
すぐれた意見をお願いします。

〔印〕各区  
正副区長  
正副戸長

当管下では、田畑の歩数の決め方は、縦横の  
間数を掛けて得られた歩数を、そのまま野帳  
に記載するところもあり、あるいは、得られ  
た数字の端数の壹歩を捨て、二、三、四歩は  
三步とし、五、六、七歩は六歩とするところ  
もあり、各旧藩の慣法がまちまちであるので、  
このように県内まちまちの処分では不都合で  
もあり、かつ、このたびの改正については、  
收穫地価等の計算が簡便である事は無論、こ  
れからのちの区戸長の事務取扱の都合のよい  
ように、管内一般に三步節減の法(すなわち、  
武歩に充たざるは捨て、武歩以上は三步とす、五歩に  
充たざるは三步とし、五歩以上は六歩とす、他は全て  
これにならって、三歸した時に何畝何合に止まること  
を要す)に改正をするので、この件を通達しま  
す。

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年七月、二二  
見

### 30 地租改正の儀につき伺

明治七年一〇月一八日

〔欄外〕

「一〇月一八日 大津落掌」

地租改正之儀ニ付伺

#### 第一条

官舎敷地ハ、高内引土地買上代金百分一ヲ以テ拝借地代取立可申旨、壬申二百九十八号ヲ以テ御布達有之候処、右敷地名称癸酉第百十四号御達書ニ相見得ス候ニ付テハ、官舎地之名称ニシテ高内引ニ取調、地租ハ買上代金百分一取立可然哉

#### 第二条

鉾山之儀、人民所有地ニ無之鉾山寮手行之分ハ総テ官有地之積取調、現今請負稼致シ居候坑口及ヒ坑業ニ属セル諸建物敷地并屋敷地ハ総テ拝借地ノ積証書取置、地租ハ近傍相当ノ見合ヲ以テ相定可伺出旨日報癸酉三十三号秋田県伺江御指令有之候処、銘々稼ノ分モ試堀之地ト雖モ官有地ノ積取調可然哉

ただし、これまでに着手して精図等が出来あがっていてまちまちなどところがある時は、朱にて引直し、提出してもかまわない。

明治七年九月二三日

宮崎県参事 福山健偉

〔管内布達留〕坤 宮崎県 明治七年七月、二二見

### 30 地租改正の儀につき伺

明治七年一〇月一八日

〔欄外〕

「一〇月一八日 大津受取」

地租改正の件に付いて伺

#### 第一条

官舎敷地は、高内引の土地の買い上げ代金百分の一をもって拝借地代を取り立てる様、壬申二百九十八号により布達があつたが、右は敷地名称癸酉第百十四号の通達書に見えないことについては官舎地の名称として高内引に取り調べ、地租は買い上げ代金の百分の一を取り立ててよいか。

#### 第二条

鉾山については、人民所有地ではなく鉾山寮が探掘している分は、すべて官有地のつもりで取り調べ、現今、請け負って稼働している坑口及び坑業に属している諸建物敷地ならびに屋敷地はすべて拝借地のつもりで、証書を取って、地租は近傍とつりあつて適切に決めるように伺いを出すようにとの、日報癸酉三十三号の秋田県の伺いに指令があるので、各々稼働中の分も試堀の土地でも官有地の積もり

### 第三条

甲乙ノ両社甲社江合併致シ候節、乙社持田畑山林寄附地等之類者其儘甲社持之券状相渡可然哉

### 第四条

部一山ト称号スル山アリ、是ハ荒蕪之地官民差問無之箇所見立免許ヲ得杉檜等植付、伐木ノ日ニ及テ一山ノ内ヲ三分二分ケ、本数検査ノ上仕立主江其一ヲ与へ余ハ官有トシ、或ハ地所之難易ニ依リニ二分ケ、一ヲ仕立主江与へ一ヲ官有トスルアリ、右ハ旧約之通据置地所之儀ハ分一山之名称ヲ以官有地ニ取調可然哉

右者本年八月十二日并十月二日付ヲ以大蔵省江相伺候ケ条之内前書四ケ条御省江申立候様御指令相成候ニ付、此段相伺候也

明治七年十月十八日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

内務卿 伊藤博文殿

〔采書〕

### 第一条

官舎敷地云々ト有之候得共、官舎之内ニハ種別有之儀ニ付予定難及指令候条廉限取調可申出、尤官宅敷地等

で取り調べをするべきか

### 第三条

甲乙の両神社が甲社へ合併した場合には、乙社が持っている田畑、山林、寄附地といったものは、そのまま甲社持の券状を渡してもよいか

### 第四条

部一山と称号する山がある。これは荒れ果てた土地で、官民どちらでも差し支え無い所を見立て、許可を得て杉檜等を植付け、伐木する時期になったら、一山の内を三つに分け、本数検査の上、仕立主へその一分を与え、他は官有とし、あるいは土地の難易により二つに分け、一分を仕立主へ与え一分を官有とするところがある。右の山は従来の取り決めの通り据え置き、地所の所は分一山の名称をもって官有地として取り調べてよいか。

右は本年八月十二日ならびに十月二日付をもって大蔵省へ伺った個条のうち前書四ケ条は御省へ申し立てをする様に指令があつたので伺います。

明治七年十月十八日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

内務卿 伊藤博文殿

〔采書〕

### 第一条

官舎敷地うんぬんとあるけれども、官舎の内には種別があるので、あらかじめ定めることは難しく、指令した箇所にかぎり取り調べ申

ニ候得ハ官有第三種ノ地ト相心得、  
地租ハ土地買上代金ノ百分ノ一ヲ以  
当省乙第五拾五号達ニ照準、官宅敷  
地拝借料ノ名義ヲ以年々地理寮へ上  
納可致事

### 第二条

鉦山手行之分ハ伺之通人民請負稼致  
シ居候坑口及抗業ニ属セル諸建物屋  
敷地并試掘等ノ土地官地ニ属スル分  
ハ伺之通相心得、一条同様第五拾五  
号達ニ照準取調可申出、尤民有ノ土  
地ニテ収税候分ハ大蔵省へ可申出事

### 第三条

合社ニ属スル寄附地ハ伺之通、廢社  
之分ハ寄附人へ差戻シ可申事

### 第四条

松下官林悉皆取調差出之上可及何分  
指揮ノ事

但差向村方ヨリ伐木願出候分ハ箇  
所字反別本数目通間等詳細取調、  
従前地所々分之例規等具状可申出  
儀ト可相心得事

明治七年二月四日

内務卿 大久保利通 印

〔讀願何屋〕宮崎県 明治六年八月

し出ること。もっとも、官宅敷地等であれば、  
官有第三種の地と心得て、地租は土地買上  
げ代金の百分の一を、当省乙第五拾五号達に  
照らし合わせて、官宅敷地拝借料の名目で毎  
年地理寮（国の役所）へ上納すること。

### 第二条

鉦山稼業の分は何いの通り住民が請け負って  
稼働している坑口および抗業に属している諸  
建物屋敷地ならびに試掘等の土地で官地に属  
する分は何いの通りと心得て、一条同様第五  
拾五号達に照らし合わせて取り調べ申し出る、  
もっとも民有の地で収税している分は大蔵省  
へ申し出る事

### 第三条

合併した神社に属する寄附地は何いの通り、  
廢社の分は、寄附人へ差し戻す事

### 第四条

払い下げた官林は、すべて、取り調べて差し  
出し、何らかの指示をする事。

ただし、さしあたって村方より伐木を願  
い出ている所は、箇所、字、反別、本数、  
目通何間等を詳しく取り調べ、前からの土  
地所々分の例規等を具体的に申し出ること  
と心得よ。

明治七年二月四日

内務卿 大久保利通 印

〔讀願何屋〕宮崎県 明治六年八月

31 沽券税施行につき伺

明治七年二月

沽券税施行ニ付伺

当県下沽券税施行伺済相成候各所地  
価之儀取調候処、地券発行ニ付追々  
具状申述候通、地所売買嚴禁之風習  
有之ヶ所多ク右等ノ形行ニ候へ者、  
各村散在貫属宅地地価之目途モ無之、  
且市街邊モ僻邑而已ニテ差テ売買モ  
無之位ニ付、從來売買致来候旧延岡  
領ノ如ク地価ヲ準拠ニ取り、担当之  
官員出張申付、各所ノ景況ヲ篤と斟  
酌シ、其所ノ者ノ利害申諭シ再応遂  
検査候処、地価左之通申出不相当無  
之相聞候間、券状相渡度候

臼杵郡延岡

士族屋敷

三百坪ニ付 地価貳拾四貳拾錢

但貳拾八円ヨリ拾

円迄

市街屋敷

地価七拾円

但百円ヨリ四拾円

迄

児湯郡高鍋

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾七円七拾壹錢

但貳拾五円ヨリ拾

円迄

31 沽券税施行につき伺

明治七年二月

沽券税施行に付き伺

当県下で沽券税を施行してもよいか伺いが済  
んだ各所の地価を取り調べたところ、地券発  
行について順次詳しく申し述べた通り、地所  
は売買嚴禁の風習があるところが多く、それ  
なので、各村に散在している士族、華族、平  
族の宅地の地価の目途もなく、かつ、市街と  
いってもへき地だけであり、さして売買もな  
いくらいなので、從來から売買してきた旧延  
岡領のように地価に拠って、担当の官員の出  
張を申し付け、各所の景況をよく考えて、そ  
の所の者の利害を言い聞かせ再び検査をしま  
したところ、地価を左の通り申し出て、不相  
当な所がなく、聞き入れたので、券状を渡し  
たい。

臼杵郡延岡

士族屋敷

三百坪に付 地価貳拾四貳拾錢

但貳拾八円より拾円迄

市街屋敷

地価七拾円

但百円より四拾円迄

児湯郡高鍋

士族屋敷

三百坪に付 地価拾七円七拾壹錢

但貳拾五円より拾円迄

那珂郡佐土原

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾七円七拾壹錢

但貳拾五円ヨリ拾

円迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価四拾五円拾貳錢

但八拾円ヨリ貳拾

円迄

那珂郡鉢肥

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾三円拾錢

但貳拾円ヨリ七円

迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価三拾五円七拾錢

但七拾円ヨリ拾五

円迄

諸県郡都城

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾四円五拾錢

但拾八円ヨリ拾円

迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価五拾円

但八拾円ヨリ貳拾

円迄

諸県郡高岡

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾五円八拾三錢

但拾九円ヨリ拾円

迄

那珂郡佐土原

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾七円七拾壹錢

但貳拾五円ヨリ拾円迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価四拾五円拾貳錢

但八拾円ヨリ貳拾円迄

那珂郡鉢肥

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾三円拾錢

但貳拾円ヨリ七円迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価三拾五円七拾錢

但七拾円ヨリ拾五円迄

諸県郡都城

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾四円五拾錢

但拾八円ヨリ拾円迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価五拾円

但八拾円ヨリ貳拾円迄

諸県郡高岡

士族屋敷

三百坪ニ付 地価拾五円八拾三錢

但拾九円ヨリ拾円迄

市街屋敷

三百坪ニ付 地価四拾四円拾六銭  
但六拾五円ヨリ三  
拾円迄

右相伺候ニ付至急御指令有之度候也

明治七年十二月

宮崎県参事 福山健偉

大藏卿 大隈重信殿

〔采書〕

「上申之趣聞届候条、収税之儀昨七  
年四月七日指令但書之通収入方取計  
地券税帳早々取調可差出事

明治八年一月廿一日

大藏卿 大隈重信印」

『大藏省請願届届』 宮崎県明治八年一月」

### 32 地租改正に一層勉勵すべき旨の 達

明治八年三月二〇日

〔欄外朱書〕

「乾番外」

三月廿日回

近藤七 (印)

長官 (印)

庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

改正掛 (印)

別紙之通被相達候処、方今着手央之  
義ニ候間、鹿児島県分裂ヲ除ク之外  
各区へ御達書写ヲ以猶又御達相成居  
候而者如何、其儀ニ於テハ

〔印〕

御達案

市街屋敷

三百坪に付 地価四拾四円拾六銭

但六拾五円より三拾円迄

右についてお伺いたしますので、至急指  
令をして下さい。

明治七年十二月

宮崎県参事 福山健偉

大藏卿 大隈重信殿

〔采書〕

「申し出の趣旨は聞き届けたので、収税の件  
は昨七年四月七日指令但し書きの通り収入を  
取り計らい地券税帳を早々に取り調べ、差し  
出す事

明治八年一月廿一日

大藏卿 大隈重信印」

『大藏省請願届届』 宮崎県明治八年一月」

### 32 地租改正に一層勉勵すべき旨の達

明治八年三月二〇日

〔欄外朱書〕

「乾番外」

三月廿日回

近藤七 (印)

長官 (印)

庶務課 (印)

租税課 (印)

出納課 (印)

改正掛 (印)

別紙の通り通達があつたので、ただ今着手中  
であるので、旧鹿児島藩のうち日向国分を除  
くほか、各区へ通達の写しを一度通達しては  
如何か。

〔印〕

御達案

正副区長

正副戸長

今般別紙之通被相達候条可得其意候、  
就而者方今着手中猶又一層致勉勵速  
ニ成功ヲ奏候様精々可取計候、此旨  
相達候事

明治八年三月 宮崎県参事

〔後書〕

「今般ノ下ニ大蔵省ヨリノ五字ヲ加  
へテハイカ、」

宮崎県

地租改正之儀者因ヨリ重要之条件ニ  
付一概ニ速成ヲ要シ候儀ニ無之候得  
共、已ニ着手之上在再歲月ヲ度り候  
テハ人民勞費モ一層相高シ、且逐年  
米価之低昂ニ因リ地価之不適當ヲ生  
スル等新法施行之障害不少候条、速  
ニ成功ニ相運候様可取計、尚同件協  
議トシテ当省租税寮官員派出令巡回  
候条、万端打合差支無之様可取計、  
此旨相達候事

明治八年三月五日

大蔵卿 大隈重信「印」

〔管内布達留〕乾 宮崎県 明治八年一月〕

### 33 地券入費拝借金延納伺

明治八年六月八日

地券入費拝借金延納伺

正副区長

正副戸長

今般別紙の通り通達されたので、趣旨を理解  
されたい。ついでに、ただ今着手中であるが  
さらに一層勉勵をして速やかに終了するよう  
に、精々取りはかられたい。この旨を通達す  
る。

明治八年三月 宮崎県参事

〔後書〕

「今般の下に「大蔵省より」の五字を加へて  
はどうか」

宮崎県

地租改正の件は、もとより、重要な条件であ  
るので一概に速く出来上がるということでは  
ないけれども、すでに着手しているが、のび  
のびになり、歳月をかけ過ぎては、人民の勞  
費も一層かさみ、かつ、年ごとに米価に高低  
があり、地価の不適當が生じるなど新法施行  
の障害は少なくないので、速やかに完成する  
様に、取り計ること。尚同件の協議として当  
省の租税寮の官員を派出させて巡回させるの  
で、万端打合せをして、差し支えが無いよう  
に、取り計ること。この旨を通達する。

明治八年三月五日

大蔵卿 大隈重信「印」

〔管内布達留〕乾 宮崎県 明治八年一月〕

### 33 地券入費拝借金延納伺

明治八年六月八日

地券入費拝借金延納伺

一金壹万五千円

右者旧都城美々津両県引続地券取調ニ付諸入費予備金之内を以操替仕払ニ付印税取立可仕埋候処、改正法ニ取調替ニ重之手数ニ涉リ未地券渡付之都合ニ至兼、諸入費仕払方右致難渋候間、本行之金員拝借被仰付度去七年五月十四日付ヲ以申出同六月十三日御指令済□□金御下渡相成候処、同十二月迄返納之都合整兼本年六月迄延納申出御聞届相成候、就而者期限通上納□□之処、各郡村調査未相済精々及尽力候へとも、何分余事トハ相替り急速運兼地券渡付印税取立候都合ニ□□至候間、本年十二月迄延納御聞届有之度、此段相伺候也

明治八年六月八日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

大藏卿 大隈重信殿

〔大藏省諸願伺届〕宮崎県 明治八年二月〕

34 市街分一税金上納延期の儀につき伺

明治八年六月二日

〔外朱書〕〔外朱書〕  
「第百号」「八月三日達」  
〔外朱書〕  
「本紙地券懸ニあり」

市街分一税金上納延期之儀伺

一金壹万五千円

右は旧都城、美々津、両県が引き続き地券取り調べしているので、諸入費の予備金の内から繰り替え支払いをしているので、印税を取り立て、その穴埋めをすべきところ、改正法で取り調べ替への二重の手数にわたり、いまだに、地券渡しの段階にならず、諸入費の仕払いが難渋しています。先にこの金員の拝借の許可を得たく、去る七年五月十四日付をもつて申し出、同六月十三日の指令がなされ、□□金を下げ渡しを受けたところ、同十二月まで返納の都合がつかず、本年六月まで延納を申し出て聞き届けられましたが、ついでに、期限通り上納□□のところ、各郡村の調査が未だ済まず、精々尽力していますが、何分他の事とは違って急速には運ばず、地券を渡し付け、印税を取立てる都合に□□至らないので、本年十二月まで延納する事を聞き届け頂くよう、伺います。

明治八年六月八日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

大藏卿 大隈重信殿

〔大藏省諸願伺届〕宮崎県 明治八年二月〕

34 市街分一税金上納延期の儀につき伺

明治八年六月二日

〔外朱書〕〔外朱書〕  
「第百号」「八月三日達」  
〔外朱書〕  
「本紙地券懸にあり」

市街分一税金上納延期之儀伺

管内市街分一税施行之儀明治六年八月相伺候趣有之候処、昨七年四月七日御聞届ニ付尚地価取調七年十二月上申候処、本年一月廿二日伺通御指令相成当分券状渡方施行中ニ候、就テハ明治六年御省第十号御達之通同年并昨七年分目今収税中ニ付来七月限上納致度、然ルニ本年前半年分モ追々収税之期限ニ差臨ミ候得トモ、斯收入陸續相重難渋之次第モ有之候ニ付、本年分ニ限り後半年分一同収税致度、不都合之儀ニハ候得共出格之訳ヲ以右通御聞届有之度、此段相伺候也

明治八年六月二十一日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

大藏卿 大隈重信殿

〔採書〕

「第七千式百七十六号

伺之通

明治八年七月十九日

大藏卿 大隈重信」

〔御指令綴〕宮崎県第三課 明治八年〕

35 士族の抱地、永作地並びに諸郷自作地へ地券と禄券渡しにつき  
回報

明治九年一月二日

一月廿一日回

龍岡資時 (印)

第一課常務 (印)

管内市街地域の分一税を施行について、明治六年八月に伺った主旨がありますが、昨七年四月七日聞き届けて頂いたので、なお地価を取り調べ、七年十二月報告したところ、本年一月廿二日、伺いの通り指令が出て、当分のところ券状の渡方を施行中であるので、ついでには明治六年御省第十号御達の通り、同年ならびに昨七年分をただ今収税中であるので、来たる七月までに上納したい。しかし、本年前半年分も、順次収税の期限がきてしまいうけれど、この収入は次々に重なって難渋していますので、本年分に限り、後半年分を一緒に収税いたしたく、不都合ではあります、格別の理由で、右のとおり聞き届けて頂きたいと伺います。

明治八年六月二十一日

参事福山健偉代理

宮崎県権参事 上村行徴

大藏卿 大隈重信殿

〔採書〕

「第七千式百七十六号

伺之通

明治八年七月十九日

大藏卿 大隈重信」

〔御指令綴〕宮崎県第三課 明治八年〕

35 士族の抱地、永作地並びに諸郷自作地へ地券と禄券渡しにつき回報

明治九年一月二日

一月廿一日回

龍岡資時 (印)

第一課常務 (印)

戸籍 (印)

松元十一等出仕ヨリ別紙通回報相成候ニ付、鹿児島県出庁出庁平田権大属江左之通回答相成候テ如何、尚諸賢之御高評ヲ乞

但御正訂之上上局江開申致シ差廻シ度候

両度之御掛合且長官江御伺之趣逐一致了承、郷引伺地券渡方同等之書面ハ過日写取差進候ニ付最早回着之筆存申候、尤自作地并拘地禄券渡之儀者松元十一等出仕巡回先江掛合越候様長官ヨリ致承知御伺之趣ヲ以掛合置候処、別紙之通去ル廿九日回報相達候、然処内務省出張官員糟谷方江茂右地所禄券渡之儀 (篤七) 尋問ニ及候一方可然致承知篤と承合候」処、地券ト禄券者別種之物ニ付双方共渡方不相成候テハ不都合之段承及候、就テハ松元氏見込茂以前ニ不相替当掛中之評議モ双方共相渡候テ可然一決上局江伺出候処、御異存無之候ニ付其形行可及御回報ニ旨致承知候間、其 (甫) 御承知之上尚鹿児島県へ御聞合有之度、左候テ次官ニも決テ御異存有之間敷候ニ付御掛合ニ不及筋、上局御相談之旨 (七) 致承知候 (聞)、此段モ添テ及御回報ニ候也

明治九年一月

宮崎県庁

「後」常務掛

「前」戸籍掛

鹿児島県出張

戸籍 (印)

松元十一等出仕より別紙の通り回報しましたので、鹿児島県へ出庁の平田権大属へは左の通り回答してはいかがか、なお皆様の意見をお願いします。

但し、訂正した上で、上局へ説明して回覧します。

再度のやりとりで、且つ長官へ伺った事は逐一了承し、郷引伺、地券渡方同等の書面は、すでに写し取って上局へ上げたので、すでに回覧していると思います。もっとも自作地ならびに拘地の禄券渡しの件は松元十一等出仕が巡回先へ掛け合いするように長官から承知し、問い合わせの内容を掛け合っておいたところ、別紙の通り、去る廿九日回報が着いた。そんな中、内務省出張官員糟谷方へも、右の地所の禄券渡しのことは (よ) 質問をしました。「加筆」「そのように承知して、十分にやりとりをしました。」ところ、地券と禄券は別種の物であるから双方とも、渡さなくては、不都合と承りました。ついでには、松元氏の見込も以前と変わらずに、当掛りの協議も、両方とも渡すべきと決めて、上局へ伺い出たところ、異存はなかったため、そのなりゆきの旨を回報することを、承知しましたので、その (甫) を承知の上で、なお鹿児島県へ聞き合わせして頂きたい。そうすれば、次官も決して異存はなく、問い合わせは必要ないと、上局との相談した旨も承知される。この件も、あわせて回報いたします。

明治九年一月

宮崎県庁

「後」常務掛

「前」戸籍掛

平田権大属殿

禄券渡之儀、鹿児島県出張平田氏ヨリ別紙之通伺来候ニ付最所御見込之通御異存無之哉、可申遣越旨長官ヨリ致承知候間御存意之程至急御報知有之度、此段及御掛合候也

明治九年一月廿四日

宮崎県庁

戸籍掛 (印)

第九大区巡回

十一等出仕 松元利中殿

城下拘地永作地并諸郷自作地江地券渡ノ儀ハ都城具伺済通ニテ禄券渡ス否之論ハ過日庶務江掛合ニ及置候通ニテ、昨日モ当県改正掛土師上村ヨリ打合有之候趣ハ、先達テ松元利中氏帰鹿児之節話有之候ニハ、自作地等ハ地券ハ勿論禄券モ別ニ相渡候様窮居候趣、依テ篤ト及勘考候処、自作地等地券ノミニテハ百姓門請同前ニテ兎角禄券モ渡置候方家禄之証判明可然歟、於当県モ先日松元良藏蔵寝等ノ議論ニハ地券ノミニテモ可然トノ凡吟味、又改正掛ニテハ其県松元話通之方可然歟トノ見込、イツレモ未不致一決、私モ反復熟考候処、松元氏話ノ方尤存候間、尚戸籍掛ヨリ改正掛松元出張先へ打合ハ、協議何分其県丈ケ之御吟味ハ御通知被下度、

鹿児島県出張

平田権大属殿

禄券渡しの件は、鹿児島県出張平田氏から別紙の通り、問い合わせがきたので最初の見込の通り異存ないかどうか、連絡すべき旨を、長官より承っているので、考えを至急知らせるよう、問い合わせをいたします。

明治九年一月廿四日

宮崎県庁

戸籍掛 (印)

第九大区巡回

十一等出仕 松元利中殿

城下の拘地、永作地ならびに諸郷の自作地へ地券渡しは、都城具が伺済の通りで、禄券を渡すかどうかの議論は、先日、庶務へ交渉しておいた通りで、昨日も、当県の改正掛土師、上村より打ち合わせがあった主旨は、さきに、松元利中氏が鹿児島に帰った時に話しがあり、自作地等は、地券は勿論、禄券も別に渡すように、急に決まった内容で、それで、よく考えたところ、自作地等の地券だけでは、百姓の門請と同じで、とにかく、禄券も渡しておいた方が、家禄の証明ができて、いいのではないかと、当県においても、先日松元良松元良藏蔵寝等の議論には、地券だけでもよいとおおよそ吟味していた。又、改正掛りにてはその県の松元の話の通りの方がよいと見込んでいて、どちらとも、まだ決まっていな。私もくりかえして熟考したが、松元氏の話の方がもっともだと思つたので、なお、

尤次官公御賢考モ可有之、何分貴公  
様迄御伺申上候間御指揮被下度奉存  
候

一月廿一日

平田

福山公閣下

別紙御掛合之趣致承知候、地券之儀  
ハ其地之所有ヲ窮メ反別收穫ヲ検査  
シ其地価ヲ定メ其税ヲ賦課シ大蔵省  
租税歳入ノ内ニ收入スルノ証書ナリ、  
仮令ハ是迄鹿県ニテ相唱ル引付ニ類  
似セリ、禄券ハ大蔵省歳入之内ヨリ  
年々士族江支給スル家禄ノ証書ニシ  
テ仮令ハ手形ニ類似セリ、仍テ地券  
ト禄券トハ出ト入トノ違ヒアリテ別  
種モノナリ、是迄知行高二引結有之  
候抱地自作地等ノ如キ地券ノミヲ所  
有セハ其主地タル判然致シ候得共、  
平田氏説ノ如ク農民請地同様ニテ年々  
地租区入費ヲ收入スル迄ニテ家禄ハ  
自然消滅ノ姿ニ可相成歟、仍テ自作  
地等是迄知行高帳相渡居候分ハ引替  
禄券被相渡、又作式浮免ト相唱ヘ知  
行高二ハ引結無之地所ノミ分配有之  
候類ハ地券ノミ被相渡候方至当ナラ  
ン、於当県テハ其通御施行相成候テ  
ハ如何候哉、此旨御回答申進候也

第九大区下方村巡廻先キヨリ

戸籍掛りより、改正掛り（在庁している係官  
がいなかったら、松元の出張先へ打合せ）へ  
協議し、何分その県だけの判断は通知をして  
頂きたい。もっとも、次官のお考えもあるので、閣下へ伺い申し上げますので何分の指示  
をして下さい。

一月廿一日

平田

福山公閣下

別紙問い合わせの趣旨は承知した。地券の件  
はその地の所有をよく調べ、反別收穫を検査  
し、その地価を定め、その税を賦課し、大蔵  
省租税歳入の内に收入するという証書である。  
たとえば、これまで、鹿県でいていた、「引付」に似ている。禄券は大蔵省歳入の内  
より、年々士族へ支給する家禄の証書で、た  
とえば手形に類似している。よって地券と禄  
券とは、出と入との違いがあつて別種のもの  
である。これまで知行高に入れていた、抱地、  
自作地等の様な土地の、地券のみを所有すれ  
ば、その所有者ははっきりするけれど、平田  
氏が言うように、農民は請地と同様で、年々、  
地租区入費を収入するだけでは、家禄は自然  
消滅の姿になってしまうかもしれない。よっ  
て、自作地等で、これまで知行高帳を渡して  
いた分は、引替に禄券を渡し、又作式浮免と  
呼んで、知行高にはくり込まない土地のみ分  
配があるような類の土地は、地券だけを渡し  
た方が正当であろう。当県においてはその通  
り施行しては、如何か、この旨回答をします。

第九大区下方村巡廻先キヨリ

明治九年一月廿六日 松元利中  
 戸籍掛御中  
 (『万留』戸籍掛 明治九年)

明治九年一月廿六日 松元利中  
 戸籍掛御中  
 (『万留』戸籍掛 明治九年)

36 地租改正実地丈量見分につき上  
 村行徴巡回の達

36 地租改正実地丈量見分につき上村行徴巡  
 回の達

明治九年一月  
 (欄外朱書) 「番外」  
 第二、四、五、六大区  
 正副区長

明治九年一月  
 (欄外朱書) 「番外」  
 第二、四、五、六大区  
 正副区長

今般地租改正実地丈量見分旁トシテ  
 参事上村行徴巡回候条、為心得此旨  
 相達候事

今般地租改正の実地丈量の見分をするついで  
 に、参事上村行徴が巡回されるので、心得の  
 ため、通達します。

明治九年一月  
 宮崎県権令 福山健偉  
 (『宮崎県諸達』乾 明治九年)

明治九年一月 宮崎県権令 福山健偉  
 (『宮崎県諸達』乾 明治九年)

37 第三大区村位等級表  
 明治九年八月三十一日

37 第三大区村位等級表  
 明治九年八月三十一日

(表紙) 「村位等級表  
 明治九年八月三十一日」

(表紙) 「村位等級表  
 明治九年八月三十一日」

田  
 方  
 地  
 位

一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七	八 等	九 等
山田村	新名爪村	広原村	西上那珂村	新田村	下田島村	下那珂村	上三財村	岩爪村之内 貴方隈
鹿野田村	尊子丸村	上田島村	現王島村	伊倉村	下三財村	上富田村	三納村	
岩爪村	調殿村	平郡村		東上那珂村		穂北村	下富田村	
妻村	岡富村	荒武村					藤田村	
黒生野村	清水村	加勢村						
		三宅村						
		南方村						
		右松村						

畑  
方  
地  
位

七等	六等	五等	四等	三等	二等	一等
下三財村	童子丸村	新田村	西上那珂村	上田島村	西島村	妻村
上高田村	鹿野田村	平郡村	右松村	清水村	理土島村	黒生野村
東上那珂村	三宅村	南方村	調殿村		伊倉村	
	藤田村	下田島村				
	下那珂村					
	蕨武村					
	穂北村					
	下高田村					
	上三財村					
	加勢村					
	山田村					
	戸原村					
	新名爪村					

(一部省略)

第三大区惣代人御中

別紙之通第三大区村位等級表再吟味  
之上取極相違無御座候、依之各村正  
副戸長并惣代人連印為致、此段申上  
候也

明治九年

第三大区地租改正  
惣代人 高山 猛 (印)

右同 萩原直一郎

副区長 森権十郎 (印)

宮崎県庁

地租改正掛御中

『第三大区村位等級調表』二冊

38 区会延開上願

明治九年九月一日

区会延開上願

衆庶共同之実益ヲ計ラセラレ区会開  
場云々、庶第七拾五号ヲ以御発令相

第三大区惣代人御中

別紙の通り第三大区の村位の等級表を再びよ  
く検討して、取り決めたことに間違いありま  
せん。これによつて各村の正副戸長ならびに  
総代人に連印をさせ、間違いがないことを申  
上げます。

明治九年

第三大区地租改正  
惣代人 高山 猛 (印)

右同 萩原直一郎

副区長 森権十郎 (印)

宮崎県庁

地租改正掛御中

『第三大区村位等級調表』二冊

38 区会延開上願

明治九年九月一日

区会延開上願

一般住民が平等な実益になるように、区会開  
場云々と、庶第七拾五号をもつて命を下され

成、具サニ了承仕、規則第三章ニ基  
キ速ニ本月開場可申立之処、地租改  
正期限ニ差望、右ハ永年民間之苦楽  
ニ相関シ実ニ容易之事ニアラス、精々  
着手念入区吏定員而已ニテ迎モ難心、  
数名之雇ヲ率ヒ追々各村ニ派出イタ  
シ事務甚ダ繁劇ニ涉リ居、現今正副  
戸長等悉ク区会ニ引揚ケ候而ハ夫丈  
ケ改正之為ニハ運動ヲ失シ、從テ該  
向之雇等ヲノツカラ其手ヲ空アスル  
外無之、篤と遂評議終ニ事之緩急ヲ  
致斟酌、当区之儀者一限ヲ延シ来明  
治十年三月開場ニ上願仕度御坐候間、  
前条事実特別之御詮議ヲ以御許容被  
下度、此段上申候也

但御布達類貫徹之タメ且ツ人氣折  
合ヲ本トシ、各小区会者従前通猶  
盛シニ取仕建置候

明治九年九月一日

第二大区副区長 濱田良啓 (印)  
同 安藤七郎 (印)  
同 区長 田原親一 (印)  
宮崎縣權令 福山健偉殿

〔各大区万留〕

### 39 諸県郡地租改正につき巡回申付

明治九年九月三日

改正御用掛 近藤 七

て、詳細に了承をして、規則第三章にもとづ  
き速やかに、本月開場するよう申し立てたこ  
ころ、地租改正の期限にあたり、地租改正は  
これから永く民間の苦楽に関係して、実に容  
易の事ではない。精々着手には念を入れ、区  
吏の定員のみではとても応じ難く、数名の雇  
いを引連れて、順次各村に派出して、事務は  
甚だ繁忙になっており、現在、正副戸長等を  
ことごとく区会に引揚げては、それだけ改正  
の為には、活動をなくし、従って、地租改正  
の仕事をする雇人等はおのずから手が空いて  
しまうほかはなく、よく協議をして、仕事の  
緩急をよく考え、当区は期限をのぼし、来た  
る明治十年三月開場することをお願いしま  
すので、前条の事実について特別の検討をし  
て許可して下さる様、申し上げます。

但し布達類を貫徹するため、且つ住民の氣  
持の折り合いを旨とし、各小区会は従前  
通り、盛んに仕立てておきます。

明治九年九月一日

第二大区副区長 濱田良啓 (印)  
同 安藤七郎 (印)  
同 区長 田原親一 (印)  
宮崎縣權令 福山健偉殿

〔各大区万留〕

### 39 諸県郡地租改正につき巡回申付

明治九年九月三日

改正御用掛 近藤 七

同 松元利中  
同 池辺雄一郎  
同 長友與七  
同 日高捨五郎  
同 鈴木林平  
地租改正御用ニ付諸県各区へ巡回申  
付候事

九月廿三日 鹿児島県  
〔採書〕  
「本日第六課へ報ス」

〔万留〕

#### 40 地租改正猶予の布達

明治一〇年二月一八日

甲第十号

管下地租改正ノ儀此涯猶予候、此旨  
布達候事

明治十年二月十八日

鹿児島県令 大山綱良

〔鹿児島県布達〕明治一〇年一

#### 41 地租改正再着手の布達

明治一二年一月三日

丙第拾六号

日向国<sup>諸郡</sup><sub>ヲ除ク</sub>

今般地租改正再着手候ニ付テハ係官  
員派出為致候条、総テノ調査ハ旧宮  
崎県ニ於テ取調候手續ヲ追ヒ整理可  
致、此旨布達候事

同 松元利中  
同 池辺雄一郎  
同 長友與七  
同 日高捨五郎  
同 鈴木林平  
地租改正の仕事のため諸県各区へ巡回を申し  
付ける

九月廿三日 鹿児島県  
〔採書〕  
「本日第六課へ報ス」

〔万留〕

#### 40 地租改正猶予の布達

明治一〇年二月一八日

甲第十号

管下の地租改正の件については、今回限り猶  
予します。この旨通知します。

明治十年二月十八日

鹿児島県令 大山綱良

〔鹿児島県布達〕明治一〇年一

#### 41 地租改正再着手の布達

明治一二年一月三日

丙第拾六号

日向国<sup>諸郡</sup><sub>ヲ除ク</sub>

今般地租改正を再び着手する事に付いては、  
係官員を派出させるので、総ての調査は、旧  
宮崎県に於いて、取り調べた手續に従い、整  
理するようにこの旨通知する。

明治十二年一月二十三日  
鹿児島県令岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋

『鹿児島県布達』明治十二年一〇

42 地租改正の取調帳簿類紛乱につ  
き達

明治十二年一月三日

丙第拾七号

日向国<sup>諸</sup>縣<sup>郡</sup>  
区戸長

今般丙第拾六号ノ通布達候ニ付テハ、  
前々取調置候帳簿類兵乱ノ為メ紛乱  
ニ属シ候村方モ可有之候条、右等ノ  
分ハ至急宮崎支庁ニ申立係り官員ノ  
指揮ヲ受クヘシ、此旨相達候事

明治十二年一月二十三日  
鹿児島県令岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋  
『鹿児島県布達』明治十二年一〇

43 地租改正再着手につき心得書布  
達

明治十二年一月五日

丙第十五号

薩隅両国  
日向国諸縣郡

明治十二年一月二十三日  
鹿児島県令岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋

『鹿児島県布達』明治十二年一〇

42 地租改正の取調帳簿類紛乱につき達

明治十二年一月三日

丙第拾七号

日向国<sup>諸</sup>縣<sup>郡</sup>  
区戸長

今般丙第拾六号の通り、布達した件について  
は、前々から取り調べておいた帳簿類が兵乱  
(西南の役)のため、どこに行ったかわから  
ず、また失われたりした村もあるので、この  
村の分は、至急、宮崎支庁に申し立て、係り  
官員の指揮を受けることを通達する。

明治十二年一月二十三日  
鹿児島県令岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋  
『鹿児島県布達』明治十二年一〇

43 地租改正再着手につき心得書布達

明治十二年一月五日

丙第十五号

薩隅両国  
日向国諸縣郡

今般、地租改正に再着手致シ候条、別紙心得書、各目等反覆熟読、苟クモ謬誤ノ患無之様、厚ク注意シ、精敷調査可致、此旨布達候事

明治十二年一月二十五日

鹿児島県令 岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋

「別紙」

43—1 第一号

今般、地租ノ儀、別紙 詔書ノ通被 仰出候ニ付テハ、明治十年ヨリ地価百分ノ二分五厘ト被定候条、此旨布告候事

詔書写

朕惟フニ維新日浅ク中外多事、国用實ニ費ラレス而シテ、兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ、未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ愍シ、曩ニ旧税法ヲ改正シテ、地価百分ノ三トナシ、偏重無カラシメントス。今又親ク稼穡ノ艱難ヲ察シ、深く休養ノ道ヲ念フ、更ニ税額ヲ減シテ、地価百分ノ二分五厘ト為サン、有司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ、以テ朕カ意ヲ賛クヘシ

明治十年一月四日

43—2 第二号

地所所有主取定方心得書 二十三

今般、地租改正に再着手したので、別紙、心得書の条文項目等を繰り返して熟読し、万が一にも、間違いが無い様、十分注意し、正確に調査をする様に布達する。

明治十二年一月二十五日

鹿児島県令 岩村通俊代理  
鹿児島県大書記官 渡邊千秋

「別紙」

43—1 第一号

このたび、地租については、別紙の詔書のとおり命令され、明治十年より地価の百分の二分五厘と定められたので、この旨を布告する。

詔書写し

朕思うに維新からまだ日が浅く、国内外の様々のことに、国の予算は不足している。そして、多くの人民は、なお疾苦の中にあつて、いまだ国が富んで豊かであるという恩恵をこうむっていないのを憐れみ、ここに旧税法を改正して、地価の百分の三として偏重のないようにする。今又親しく稼業の困難を察してよく休養するようと思ひ、更に税額を減じて地価百分ノ二分五厘とする。官吏は、十分に歳出費用を節減して朕の意志に協力せよ。

明治十年一月四日

43—2 第二号

地所所有主取定方心得書 二十三簡条

## 簡条

### 附

明治九年太政官第六十七号公布

## 地所所有主取定方心得書

### 第一条

- 一 従来人民名請ノ地所ニシテ直作或ハ小作為致居候地所、又ハ買得ノ確証アルモノハ民有地ト可相定、若其民有地ト可定縁由無之土地ハ渾テ官有地ト可相定事

但土地ノ原由不分明ニシテ此簡条ニ難照モノハ、簡所限可伺出事

### 第二条

- 一 民有地ニアラサル山林、原野ヲ私ニ田畑宅地ニ開墾セシモノニシテ、明治九年太政官第六拾七号公布以前ニ係ル分ハ此度限其罪ヲ問ハス、民有地トシテ差支ナキ場所ハ直ニ其者ノ所有地ニ定ム可シト雖トモ、若シ民有地トナシ差支アルモノハ可伺出事

### 第三条

- 一 山林、原野、秣場、牧場、稲干場等ノ類村内所用ノ地ト雖トモ、従前無税ニテ民有ノ確証無之其所有難決分ハ伺出差図ヲ受可申、若又民有ノ地ト雖トモ利潤無之村方及持主ニ於テ此際土地致シ度モノハ、其段可申出事

### 第四条

## 附

明治九年太政官第六十七号公布

## 地所所有主取定方心得書

### 第一条

- 一 従来、人民の名請である土地で、直作あるいは小作をさせていた土地、又は買い取ったという確証のある土地は、民有地と定める。もし、その民有地と定める根拠がない土地はすべて官有地と定めること

但し、土地の由来が、不分明で、この簡条に照らすことがむずかしいものは、その簡所に限り、伺い出ること

### 第二条

- 一 民有地ではない山林、原野を、勝手に田畑宅地に開墾した土地で、明治九年太政官第六拾七号公布以前に関する土地は、今回に限り其の罪を問わないので、民有地として差し支えない場所は、ただちにその者の所有地と定めるべきとするが、もし、民有地として、差し支えあるものは伺い出ること

### 第三条

- 一 山林、原野、秣場、牧場、稲干場等の類で、村内所用の地であっても、従前は無税で、民有の確証がなく、その所有を決めにくい土地は、伺い出て、指図を受けること。もし、又民有の土地といえども、利潤がなく、村方及および持主において、この際官有としたい土地は、その旨を申し出ること

### 第四条

一 山林、原野等既ニ官簿又ハ村方旧帳簿ニ某村持誰某持ト記載有之分ハ民有地ト相心得ヘク、従来村持山林ト唱ヘ村費ヲ以テ樹木植付、其地ノ火除或ハ下草払等夫々手入ヲ加ヘ伐採自由致シ来候成蹟有之分ハ、箇所限り取調可伺出事

但村費自費ヲ以テ樹木栽植イタシ候共、分一山衆力山ノ如キハ官有地ト可相心得事

#### 第五条

一 従前山税又ハ秣場税等納メ来ルト雖トモ、曾テ栽培ノ労費ナク全ク自然生ノ草木ヲ伐採仕来候ノミニシテ、他ニ民有ト定ム可キ憑拠無之モノハ、其地所ヲ処有セシモノニ非ス、右等ノ地所ハ官有地ト可相定候事

但草木等ヲ伐採スルモノニシテ尚其ノ事ヲ受継キ度モノハ、事由申立更ニ指揮ヲ可受事

#### 第六条

一 甲村区画内ノ地所ニシテ乙村ニ於テ進退自由仕来ルモノハ、其地元ハ甲村ニ相定メ、其所有主ハ乙村ニ可相定事

#### 第七条

一 官有ノ堤塘及ヒ川敷等ヲ以テ網干場又ハ稲干場等ニ使用仕来ルモノハ、更ニ拝借可願出事

#### 第八条

一 山林、原野等で、既に、官簿又は村方旧帳簿に、某村持ち、誰某持ちと記載がある土地は民有地と心得ること。従来、村持ちの山林と称して村費で樹木を植え付け、その土地の火除け、あるいは下草払い等、それぞれ手入れをして、伐採を自由にしてきた実績がある土地は、その箇所に限って取り調べを伺い出ること

但し、村費や自費により、樹木栽植してきたといつても、分一山、衆力山のような土地は官有地と心得ること

#### 第五条

一 従前は、山税又は秣場税等を納めて来たとしても、かつて栽培の労働や経費もかからず、全く自然生の草木を伐採してきただけで、他に民有と定めるような証拠がない土地は、その土地を所有したものではない。右等の地所は、官有地と定めること。

但し、草木等を伐採する土地で、なおその事を受継ぎたい土地は、その理由を申し立て、更に指示を受けること

#### 第六条

一 甲村区画内の土地で、乙村から支配を自由にしてきた土地は、その所在は甲村に定めて、その所有主は乙村に定めること

#### 第七条

一 官有の堤塘及び川敷等で、網干場又は稲干場等に使用してきた土地は、更に拝借を願ひ出ること

#### 第八条

一 萱葎場等ノ地所ニシテ一村或ハ一人植立ノ成蹟並進退自由仕来候証跡有之モノ、並ニ成蹟ナシト雖トモ一人持ハ一村中、一村持ハ最寄郡村ニ於テ保証申立ルニ於テハ民有地ト可相定、其自然生ニシテ進退自由等成蹟ナキモノハ官有地ト可相定、若シ疑似ニ渉ルモノハ箇所限可伺出候事

### 第九条

一 山林、原野、池沼等従来甲乙村或ハ数村入会致シ来ル場所ハ、其旨諸帳簿へ可致記載事

### 第十条

一 溜池、溝渠等ノ敷地従前民有ニアラサルモノハ官有地第三種トシ、其民有ノ証跡アルモノハ旧税ノ有無ニ拘ハラズ民有地第二種ト可相心得事

但シ民有池沼ニシテ水草魚鳥其他ノ利潤アルモノハ、民有地第一種ニ可組人事

### 第十一条

一 溜池ハ最前提塘築立費並修理等一切民費ヲ以テセシモノハ、民有地ト可相定候事

### 第十二条

一 道路、提塘敷共各地ニ於テ従来定リタル間数アルヲ犯シ切開タルカ、或ハ宅地ニ取囲ヒタルモノアルト

一 萱葎場等の土地で、一村或は一人が植え立てた実績があり、並びに支配を自由にしてきた証拠があるもの、並びに実績はなくても、一人持ちとするには一村の中で、あるいは一村持ちとするには最寄りの郡村に於いて、保証を申し立てる土地は民有地と定める事。それが、自然に生えて、支配を自由に行っている等の実績のない土地は、官有地と定める事、もしまぎらわしく、見分けにくいものは、その箇所に限って伺い出ること

### 第九条

一 山林、原野、池沼等で従来は甲乙村、あるいは数村が入会をしてきた場所は、その旨、諸帳簿へ記載すること

### 第十条

一 溜池、溝渠等の敷地で、従前から民有でない土地は、官有地第三種とし、民有の証拠があるものは、旧税の有無によらず民有地第二種と心得ること

但し、民有の池沼であつて、水草魚鳥その他の利潤があるものは、民有地第一種に組み入れること

### 第十一条

一 溜池は、最前の提塘築立費並びに修理等を一切民費でしたものは、民有地と定めること

### 第十二条

一 道路、提塘敷ともそれぞれの地で、従来から決まっている間数があるのに入り込んで切り開いた土地、あるいは宅地に取り囲ん

キハ、其歩数ハ旧道敷塘敷ニ復シ  
候様可致事

### 第十三条

一官有ノ堤塘道敷等ニ孕ミ候地所ニ  
シテ従前居住差許置候分ハ、拝借  
地ト可相心得事

### 第十四条

一從來官有地ニ設クル墳墓社寺境内ニ屬  
セル分ヲ除キ  
所有主有之分ハ民有地トナス可シ、  
若其祭祀人無之モノハ官有地ニ可  
取調候事

但シ祭祀人無之墳墓ト雖トモ四  
圍人民ノ墳墓ニ接スルモノハ、  
別段地種ヲ區別スルニ及ハス候  
事

### 第十五条

一従前官有ノ堤塘道敷等へ設クル墳  
墓ハ、官有地第三種祭主ノ拝借地  
ニ可取調候事

但借地料ハ不及上納儀ト可相心  
得事

### 第十六条

一従前社寺ニ於テ境内ノ外ニ土地ヲ  
所有シ、貢租作徳共一切社寺へ収  
入セシモノハ上地致シ官有地第三  
種ト定ムヘキ事

### 第十七条

一前条ノ如ク貢租作徳共一切社寺へ  
収入スト雖トモ、人民所有地ヲ社  
寺ニテ出金買得セシ確証アルモノ  
ハ、其社寺ノ所有地ト可相定事

### 第十八条

だ土地があるときは、その歩数は、旧道敷  
塘敷に復旧する様にする事

### 第十三条

一官有の堤塘道敷等に含まれている土地で、  
前から居住を許された土地は、拝借地と心  
得ること

### 第十四条

一從來、官有地に設ける墳墓（社寺境内に散らばっ  
ている分を除き）で所有主がある土地は、民有  
地とする。もし、その祭祀人がないものは、  
官有地として取り調べる事。但し、祭祀人  
がない墳墓といえども、まわりが住民の墳  
墓に接するものは、他に地種を区別するに  
は及ばない

### 第十五条

一従前、官有の堤塘道敷等へ設ける墳墓は、  
官有地第三種祭主の拝借地として取り調べ  
ること

但し、借地料は納めるには及ばないと心  
得ること

### 第十六条

一従前、社寺において、境内の外に土地を所  
有し、貢租と農作物とも全て社寺へ収納し  
たものは、官有として官有地第三種と定め  
ること

### 第十七条

一前条の様に、貢租と農作物とも全て社寺が  
収納するといっても、住民の所有地を、社  
寺が出金して取得した確証ある土地は、そ  
の社寺の所有地と定めること

### 第十八条

一 従前人民其地ヲ有シ其貢租社寺ニ於テ收入セシモノハ、人民ノ所有地ト可相心得事

#### 第十九条

一 社寺境外土地ノ内、従前社寺ノ費用ヲ以テ田畑宅地ニ開墾セシ地所並買得セシ地所ハ、其社寺ノ所有地トシ、旧神官僧侶又ハ先住職ノ私費ヲ以テ開墾セシ証跡有之者ハ、其者ノ所有地ト可相定事

#### 第二十条

一 社寺土地ノ内、旧幕府及旧領主等ヨリ其貢租ノミヲ寄附シ、土地ハ人民ニテ所有セシモノハ、其人民ノ所有地ト可相心得事

#### 第二十一条

一 人民ヨリ其所有地ヲ社寺へ寄附シ、其貢租ハ社寺ヨリ納メ来ルモノハ、其社寺ノ所有地ト可相定事

#### 第二十二条

一 郷蔵学校等は迄無税地ト雖トモ人民共有スルモノハ、民有地ト可相定事

但官地拝借ノ分ハ官有地第三種ト可致取調事

#### 第二十三条

一 従来作職浮免地、村長役屋敷及役分地、庄屋浮免地、万浮免地之儀ハ、一郷一村一己ト所有主相定メ可申出事

鹿児島県

一 従前、人民がその土地を所有して、その貢租は社寺の収入としてきた土地は、人民の所有地と心得ること

#### 第十九条

一 社寺境外の土地の内、従前、社寺の費用で田畑宅地に開墾した土地ならびに買取った土地は、その社寺の所有地とし旧神官、僧侶又は先住職の私費で開墾した証拠がある土地は、その者の所有地と定めること

#### 第二十条

一 社寺土地の内、旧幕府及旧領主等よりその貢租のみを寄附し、土地は人民が所有してきたものは、その人民の所有地と心得ること

#### 第二十一条

一 人民より、その所有地を社寺へ寄附し、その貢租は社寺より納めてきた土地は、その社寺の所有地と定めること

#### 第二十二条

一 郷蔵、学校等でこれまで無税地であったとはいえ、人民が共有するものは、民有地と定めること

ただし、官地の拝借の分は、官有地第三種とするように取り調べること

#### 第二十三条

一 従来、作職浮免地、村長役屋敷および役分地、庄屋浮免地、万浮免地については、一郷一村一人と所有主を定めて申し出ること

鹿児島県

#### 44 太政官布告第六十七号

隠田切開切添地等ノ儀ニ付テハ、明治五年<sup>九</sup>大蔵省第百貳拾六号布達地券渡方規則中第二十一条、及明治六年<sup>九</sup>第三百拾五号ヲ以テ及布告候趣モ有之候処、更ニ左之通被相定候条、此旨布告候事

明治九年五月十二日

##### 第一条

隠田切開切添地ノ此布告以前ニ係ルモノ、該府県地租改正済迄ニ申出ル時ハ、其罪ヲ問ハス其者所有ニ可相定、若シ之ヲ申出スシテ改正済後ニ至リ発覚スルモノハ、律ニ照シ処分スベシ

但此布告以後ニ係ルモノハ、地租改正済ノ前後ヲ不論渾テ律ニ照シ処分スベシ

##### 第二条

廉落残歩ハ此布告ノ前後ヲ不論該府県地租改正済迄ニ申出ル時ハ、其罪ヲ問ハス其者所有ニ可相定、若シ之ヲ申出スシテ改正済後ニ至リ発覚スルモノハ、律ニ照シ処分スベシ

##### 第三条

官簿ニ記載アル地並ニ記載ナシト雖モ、從來官山官林用地附屬地等ノ証アル地ヲ私ニ田畑宅地等ニ侵墾セシモノ、此布告以前ニ係ルモノハ、該府県地租改正済迄ニ申出ル時ハ、其罪ヲ問ハス、其民有地トナシ差支ナ

#### 44 太政官布告第六十七号

隠田、切開、切添地等については、明治五年<sup>九</sup>大蔵省第百貳拾六号布達の地券渡方規則中の第二十一条、および明治六年<sup>九</sup>第三百拾五号で布告した趣旨もあるが、更に左の通り定められたので、この旨を布告する

明治九年五月十二日

##### 第一条

隠田、切開、切添地で、この布告以前に係るものは、その府県の地租改正が済むまでに申し出る時は、その罪を問はず、その者の所有に定める。もしこれを申し出ずに、改正が済んだ後になって、発覚したものは、法律に照らし処分すること。

但し、この布告以後に係るものは、地租改正済の前後を問わずすべて法律に照らし処分すること

##### 第二条

台帳から落ちてしまった残歩は、この布告の前後を問わず、当該府県の地租改正が済むまでに申し出る時は、その罪を問はず、その者の所有に定める。もしこれを申し出ずに、改正済後になって発覚したものは、法律に照らし処分すること

##### 第三条

官簿に記載のある土地ならびに記載なくとも、從來、官山、官林の用地、附屬地等の証拠がある土地を、勝手に、田畑、宅地等に進入開墾したものは、この布告以前に係るものは、当該府県の地租改正済までに申し出る時は、その罪を問わない。それを民有地として、差

キモノハ其者へ素地相当代価ヲ以テ可払下、其民有トナシ難キモノハ直チニ返地セシメ、事情ニヨリテハ更ニ借地差許ス儀モコレアルヘシ

#### 第四条

前条侵墾地地租改正済後ニ至リ発覚スルモノ、及此布告以後ニ係ル侵墾地ハ、渾テ律ニ照シ処分スヘシ

#### 第五条

前条ノ地ハ旧藩県ヨリ開墾願済ノ分タリトモ未地代金ヲモ納メスシテ未着手ノモノハ直ニ返地セシメ、其民有地トシテ差支ナキモノハ、更ニ相当ノ代価ヲ以テ其者へ可払下、其地代金ヲ納メストモ己ニ着手スルモノハ、直ニ其者ノ所有ト定ムヘシ

#### 第六条

凡ソ民有ニアラサル地ヲ私ニ売買或ハ質入トナスモノ此布告以前ニ係ル分、地租改正済迄ニ申出ルモノハ其罪ヲ問ハス、其民有地トナシ差支ナキモノハ売買並ニ流質地共買得者及質取主へ其儘無代価ニテ下渡、其民有地トナシテ差支アルモノ並質地年限中ノモノハ官有地ニ編入スヘシ、比布告以後ニ係ルモノハ、地租改正済ノ前後ヲ不論律ニ照シ処分スヘシ

『鹿児島県布達』明治二年一〇

し支えないものはその者へもとの土地代相当の代価で払い下げる。民有とし難い土地は、直ちに返地させて、事情によっては更に借地を許可する事もある

#### 第四条

前条の侵墾地は地租改正済後になって発覚するもの、およびこの布告以後に係る侵墾地は、すべて法律に照らし処分すべし

#### 第五条

前条の土地は旧藩県より開墾願済の分であっても、まだ土地代金を納めずに、未着手のものは、直ちに返地させて、その民有地として差し支えないものは、さらに相当の代価でその者に払い下げる。その土地代金を納めなくても、すでに着手しているものは、ただちにその者の所有と定めること

#### 第六条

およそ民有ではない土地を、個人的に売買あるいは質入したものは、この布告以前に係る分を、地租改正済までに申し出るものはその罪を問わず。民有地として差し支えないものは、売買ならびに流質地とも、その土地を買った者、および質取主へそのまま無代価で下渡し、そのうち民有地として、差し支えのあるもの、並びに質地が年限中であるものは、官有地に編入する。この布告以後に係るものは、地租改正済の前後をいわず、法律に照し処分すること

『鹿児島県布達』明治二年一〇

#### 45 太政官布告第六十八号

地租改正調査ニ臨ミ丈量済收穫地価  
適當ノ見据相立一郷一区内ニ就テ人  
民過半承服ノ場合ニ至ルト雖モ其一  
部分ノミ私見ヲ張り承服セサル者有  
之節ハ近傍類地等ノ比準ヲ取り相当  
ノ地価ヲ定メ地券相渡収税申付候条  
此旨布告候事

明治九年五月十二日

#### 43—3 第三号

地所境界取定方心得書 七箇条

##### 地所境界取定方心得書

###### 第一条

一 庁下鹿児島沽券税地之儀ハ郡村地  
ノ内各所ニ星散市街郡村ノ區界判  
然不致候ニ付今般地租改正調査ニ  
際シ候テハ更ニ其實況ヲ以テ村市  
ノ境界ヲ判然區別シ星散ノ場所ハ  
都テ郡村地ニ取調可申事

但シ本条ニ反シ郡村地ヨリ市  
街ニ飛散ノ分ハ市街地ニ組入  
ヘキ事

###### 第二条

一 各村境界不分明ナルモノハ其証跡  
及從來ノ習慣實地ノ景況等ニ随ヒ  
熟議ノ上境界可相定候事

###### 第三条

#### 45 太政官布告第六十八号

地租改正の調査に臨み、測量が済んで收穫地  
の地価が適正に評価された一郷一区内につい  
て、ほとんどの人民が承服した場合であつて  
も、そのうちの一部で、個人の主張をして、  
承服しない者がある時は、近傍の類地等の基  
準を採用して、相当である地価を定めて、地  
券を渡し、収税を申しつける旨を布告するこ  
と

明治九年五月十二日

#### 43—3 第三号

地所境界取定方心得書 七箇条

##### 地所境界取定方心得書

###### 第一条

一 鹿児島県庁の管轄下の鹿児島島の沽券税の土  
地については、郡村地の各所に散らばつて  
おり、市街郡村の境界が判然としないので、  
今回の地租改正の調査にあつては、その  
実状により、村市の境界をはつきりとわか  
るようには區別し、散らばっている場所はす  
べて郡村地として取り調べること

但し、本条と反して、郡村地から市街に  
散らばっている土地は、市街地に組み入  
れること

###### 第二条

一 各村の境界がわからないものは、その証跡  
と從來の習慣、実地の状況等に従つて、よ  
く協議をして、境界を定めること

###### 第三条

一 甲乙両村ノ地所犬牙錯雜相混シ境界判然難相立モノハ両村熟議ノ上  
第五条ニ照準境界判然候様可致候事

#### 第四条

一 従来甲村ヨリ乙村へ乙村ヨリ丙村へ飛地有之地方ハ熟議ノ上可成丈組替イタシ區域判然候様可致事  
但土地組替ノ儀ハ一々出願ノ上可相定候事

#### 第五条

一 地処ノ境界不分明ナルモノハ双方熟議ノ上大畧左ノ三項ニ随ヒ尚其土地ノ旧慣等ヲ參酌シ境界可相定候事

第一項 河溝ヲ界トスルモノハ其河溝敷ノ中心ヲ以テスベシ

第二項 山頂ヲ界トスルモノハ雨水分派スル所ヲ以テスベシ

第三項 道路ヲ界トスルモノハ其中央ヲ以テスベシ

#### 第六条

一 海陸境界ハ満潮ノ処ヲ以テ可相定候事

#### 第七条

一 甲乙地境証跡有之モノハ格別証跡ナキ崖地所属定方ハ左ノ四項ノ通心得ヘシ

第一項 甲乙両地ノ間ニアル崖

一 甲乙両村の土地が入り組んでいて、混ざり合っていて、境界をはっきりさせえないものは、両村がよく協議して、第五条に照らして境界をはっきりわかる様にする

#### 第四条

一 従来は甲村より乙村へ、乙村より丙村へ飛び地がある地方は、よく協議をして、なるだけ組み替えをして区域をはっきりわかるようにすること

但し、土地を組み替える件は、一々願い出て定めること

#### 第五条

一 土地の境界が明らかでないところは、双方がよく協議して、あらかし左の三項に従い、なお、その土地の慣習等を参考にして、境界を定めること

第一項 河溝を境界とするものは、その河溝敷の中心を境界とすること

第二項 山頂を境界とするものは、雨水が分かれる所(分水嶺)を、境界とすること

第三項 道路を境界とするものは、その中央を境界とすること

#### 第六条

一 海と陸の境界は満潮の場所で定めること

#### 第七条

一 甲乙地の境界の証拠があるものはともかくとして、証拠がない崖地の境界の定め方は左の四項の通りとする

第一項 甲乙両地の間にある崖地は上層

地ハ上層地ノ所属トス

第二項 従前ヨリ崖地ノ半服ヲ以テ上層下底ノ境界トスルモノハ旧慣ニ従フヘシ

第三項 斜面緩ニシテ桑茶野菜等植付得ヘキ崖地ハ官有地第三種トス

第四項 石垣又ハ竹木柵等ヲ以テ土砂扞止ヲナセル崖地ハ其証跡ニ拠テ所属ヲ定ムヘシ土砂扞止及修理等上下主双方合力ヲ以テ為シ来レル者ハ双方ノ共有トス若地主轉換シテ証跡ノ徴スヘキナキ者ハ上層地ノ所属トス

地の所属とする

第二項 従前から崖地の中間を上層、下層の境界とするものは、慣習に従うこと

第三項 斜面が緩やかであり、桑茶野菜等の植え付けができる崖地は官有地第三種とする

第四項 石垣又は竹木、柵等で土砂をせき止めている崖地は証拠により所属を決める事。土砂の土止めや修理等を上下の双方が力を合わせてやってくる所は、双方の共有とする。もし、地主が変わっていて、証拠を明らかにする事ができない所は、上層地の所属とする

#### 43—4 第四号

地所名称細目心得書 拾九箇条  
同附録 七箇条

附

地所名称區別公布 四件

#### 地所名称細目心得書

##### 第一条

一 地所各種ノ名称ハ別紙御布告地所名称區別ニ照準可致事

#### 43—4 第四号

地所名称細目心得書 拾九箇条  
同附録 七箇条

附

地所名称區別公布 四件

#### 地所名称細目心得書

##### 第一条

一 土地の各種の名称は別紙で布告した地所、名称、區別に照らすこと

## 第二条

- 一 山陵ト称スルモノハ列聖ノ兆域ヲ言ヒ御墓ト称スルモノハ皇妃皇子皇女等ノ兆域ヲ言フ

## 第三条

- 一 金坑ト称スルモノハ金鑛ヲ鑿開スルノ区域ナリ

## 第四条

- 一 水源涵養山ト称スルモノハ飲水田水等ノ需用アルカ為ニ漫ニ伐木セス水源涵養ニ供スル山ナリ

## 第五条

- 一 土砂扞支山ト称スルモノハ土砂ノ流出ヲ扞防スルカ為メ伐木ヲ禁スル山ナリ

## 第六条

- 一 秣場ト称スルモノハ芻秣ヲ刈ルノ場所ナリ但人民柴草芻秣ニ兼用スルモノハ其用フルノ多キニ従テ名称ヲ下ス可シ

## 第七条

- 一 山林ト称スルモノハ山岳若クハ溪間等ニアル樹木叢生ノ地所ヲ云フ

## 第八条

- 一 林ト称スルモノハ地勢平坦ニシテ樹木ヲ叢生セル所ナリ

## 第九条

- 一 藪ト称スルモノハ篁竹ノ叢生セル所ナリ

## 第十条

## 第二条

- 一 山陵と呼ばれている所は、代々天皇の墓域を言い、御墓と呼ばれる土地は、皇妃、皇子、皇女等の墓域を言う

## 第三条

- 一 金坑と言う所は、金鉱を開鑿する区域である

## 第四条

- 一 水源涵養(かんよう)山と呼ばれる所は、飲み水、田に引く水等の需要があるために、みだりに伐木をせず水源涵養に供する山である

## 第五条

- 一 土砂扞支(かんし)山と称する所は土砂の流出を防ぐために伐木を禁止する山である

## 第六条

- 一 秣場と称する所は、まぐさを刈る場所である。但し、住民が柴草とまぐさに兼用している土地は使用が多い方の名称を付けること

## 第七条

- 一 山林と称する所は、山岳もしくは谷あい等にある樹木が繁茂する土地をいう

## 第八条

- 一 林と称する所は、地形が平坦で樹木が繁茂する土地である

## 第九条

- 一 藪と称する所は、篁竹(こらちく、笹の一種)が生えている土地である

## 第十条

- 一 寄洲ト称スルモノハ沙磧ノ水邊  
ニ漸積シテ土地ヲ為スモノナリ

#### 第十一条

- 一 沙漠ト称スルモノハ沙磧渺望艸  
木ヲ生セサル土地ナリ

#### 第十二条

- 一 湖ト称スルモノハ天造ニテ水ノ  
陸地内ノ一処ニ湊溜シ廣フシテ深  
ク且清メルモノナリ

#### 第十三条

- 一 沼ト称スルモノハ其形容性質湖  
ニ近キ者ナリ其名所ヲ異ニスル所  
以ハ唯淺フシテ泥アルヲ以テナリ

#### 第十四条

- 一 池ト称スルモノハ耕地ノ涵養魚  
鳥水草等ノ利ヲ獲ンカ為メ地ヲ穿  
チ堤塘ヲト築キ水ヲ蓄フルモノナ  
リ

#### 第十五条

- 一 澤ト称スルモノハ水草交錯ノ地  
ナリ

#### 第十六条

- 一 溝渠ト称スルモノハ地ヲ掘リテ  
水ヲ流決スルモノナリ其水道ト称  
スルハ飲料ノ用ニ供スル水路ナリ  
又人家稠密ノ宅地間ニ溜澱セル穢  
水或ハ鑛氣等ヲ含蓄シテ植物ニ害  
アル噴出水ヲ流決スルモノハ之ヲ  
悪水路ト称スルモノトス

#### 第十七条

- 一 堤塘ト称スルモノハ土石ヲ築キ  
水ノ流溢ヲ壅遏スルモノナリ

- 一 洲と称する所は、石や砂が水辺に次第に  
積もつて土地になつた所である

#### 第十一条

- 一 沙漠と称する所は、石や砂が果てしなく  
広がつて、草木が生えない場所である

#### 第十二条

- 一 湖と称する所は、自然に出来たもので、  
水が陸地内の一箇所にたまって広く、深  
く、澄んでいる

#### 第十三条

- 一 沼と称する所は、その形態、性質は湖に  
近い。名称が違つているのは、ただ浅く  
て泥土がある点である

#### 第十四条

- 一 池と称する所は、耕地を涵養したり、魚、  
鳥、水草等の利益を取るため、土地を掘つ  
て堤塘を築き水をためた所である

#### 第十五条

- 一 沢と称する所は、水草が交錯している所  
である

#### 第十六条

- 一 溝渠と称する所は、土地を掘つて水を流  
す所である。水道と称する所は、飲料の  
用に供する水路である。又、人家が密集  
している宅地間にたまつている悪水ある  
いは鉱物等を含んでいて、植物に害ある  
水を押流するのはこれを「悪水路」と称  
するものとする

#### 第十七条

- 一 堤塘と称する所は、土石を築いて、水が  
あふれ出ないようふさぎ止める所である

## 第十八条

- 一 温泉地ト称スルモノハ温泉沸出ノ地ナリ其冷泉ニシテ人身ニ薬効アルカ如キハ冷薬泉ト称スルモノトス

## 第十九条

- 一 鹽田ト称スルモノハ溝渠ヲ鑿開シテ潮ヲ注入シ小溝ヲ穿チテ之ヲ分派シ以テ製鹽スル場所ナリ鹽濱ト称スルモノハ溝渠ノ設ケナク直ニ海濱ノ砂場ヘ潮ヲ注キ以テ製鹽スル場所ナリ

### 地所名称細目心得書附録

#### 第一条

- 一 藪林等ニテ是迄高外ノ地ト雖モ即今田畑ニナリシ分ハ田畑ノ部ニ加ヘ田何畝歩畑何反何畝歩ト相認メ又之ニ反シ元高内ノ田畑ニテ現在藪林芝地或ハ海川等ニ變セシ場所ニテ向後可起返目途無之モノハ渾テ現今ノ地種ニ編入シ其他田畑成畑田成畑宅地成等ニ至ルマテ渾テ舊名ニ不拘現今田畑宅地藪林等ノ實形ニ随ヒ其名称ヲ附シ可申事但從來年季ヲ定メ無税ノ積リ間届置タル荒地ハ損害ノ厚薄ニヨリ更ニ起返スヘキ難易ニヨリ年季長短見込相立可願出事

## 第十八条

- 一 温泉地と称する所は、温泉が沸出している土地である。冷泉で人身に薬効があるようなものは、冷薬泉と呼ぶものとする

## 第十九条

- 一 塩田と称する所は、溝渠を切り開いて海水を注入し、小さな溝を掘って、流れを分けて製塩する場所である。塩浜と称するものは、溝渠を設けず直接、海浜の砂場へ海水を注いで製塩する場所である

### 地所名称細目心得書附録

#### 第一条

- 一 藪林等で、これまで課税対象外の土地とはいえ、現在田畑となった分は、田畑の部に入れ、田何畝歩、畑何反何畝歩とする。また、これに反して、元は税地の田畑で、現在は藪林芝地、あるいは海川等に変った場所で、今後再度耕作地として復旧する目途がない土地は、全て、現在の地種に編入し、その他、田が畑と成ったり、畑が田に成ったり、畑が宅地に成ったりしたものは、全て旧名にかかわらず、現在の田、畑、宅地、藪林等ノ実形に従ってその名称を付けること

但し、従来期限を定めて無税として認められていた荒地は、損害が多い少ないにより、あるいは、再び耕地に復旧する難易状況によって、期限の長短の見込みを立てて願出すること

## 第二条

- 一 温泉ノ儀ハ涌出シ口湯小屋ニ限り温泉敷地ト可相定事  
但温泉場ト雖モ温泉涌出シ口湯小屋等ヲ除ノ外ハ一般普通ノ宅地ニ可取調事

## 第三条

- 一 石灰焼所並水車敷陶器製造所等家屋建設セルモノハ渾テ宅地ノ部へ編入シ一時仮ニ設ケタル堀建小屋炭焼小屋ノ如キ事實宅地ト見据カタキモノハ實地ノ景況ニ應シ畑地亦ハ山林等ノ部分へ編入ス可キ事

## 第四条

- 一 河海附寄洲或ハ原野等ノ内鹽田又ハ耕地等ニ開拓シ未タ熟地ニ至ラス一歳ノ収益種肥代ヲモ償ヒ得サルモノハ何々新開鋤下地ト名称ヲ附シ鋤下年季見込ヲ付ケ可願出事

## 第五条

- 一 河海ニ沿ヒ耕地鹽田等ヲ開拓シ大潮洪水等ノ為地所ノ變換常ナラサルモノ及ヒ變換スル迄ニ至ラス候トモ作毛製鹽等ノ損亡婁ニシテ収穫ニ定度ナキモノハ總テ不定田畑鹽田トノ名称ヲ附シ可申候事

## 第六条

- 一 河海入江等ニ菅及芦葭ノ類ヲ植付多少ノ収益有之地所ハ營生地又

## 第二条

- 一 温泉は涌き出し口、湯小屋に限って温泉敷地と定めること  
但し、温泉場といつても、温泉涌き出し口、湯小屋等を除く外は、一般普通の宅地として取り扱うこと

## 第三条

- 一 石灰焼所、並びに水車敷、陶器製造所等で家屋を建設している土地は全て、宅地の部へ編入し、一時的に仮設した堀建小屋、炭焼小屋のように実際は宅地と見るのが難しい土地は、実状に応じ、畑、あるいは山林等の部分に編入すること

## 第四条

- 一 河、海に附属する寄洲、あるいは原野で、塩田又は耕地等に開拓したが、まだ十分な土地になっておらず、一年の収益が種肥代も償えない土地は、「何々新開鋤下地」と名称を付け、鋤下年季の見込みを付けて願い出ること

## 第五条

- 一 河、海に沿って耕地や塩田等を開拓し、大潮、洪水等のために、しばしば土地種目の変更がある土地、及び、変更するまでには至らないが、耕作物や製塩の損害がしばしばあり、収穫が一定でない土地は全て「不定田畑塩田」との名称を付けること

## 第六条

- 一 河、海、入江等にスゲ及びアシ、ヨシ類を植え付け、多少の収益がある土地は、

ハ芦葭生地ノ名称ヲ附シ可申事

第七条

- 一 山林原野等ヲ開拓シ毎年種藝スルトキハ地力忽チニ衰ヘ収益僅少ニシテ能ク其勞力種肥料等ヲ償フニ至ラス隔年兩三年乃至四五箇年目ニ種藝スルモノハ之ヲ切換畑ト名称ヲ附シ可申事

但從來切換畑ト唱フル者モ十數年ヲ経サレハ種藝シ能ハサル者ハ其地ノ實況ニヨリ林或ハ藪地ト取調ヘキ事

鹿児島県

46 太政官布告第二百十号

明治六年<sup>三</sup>第百十四号布告地所名称區別左之通改定候条此旨布告候事

明治七年十一月七日

官有地	地券ヲ發セス地租ヲ課セス
第一種	区入費ヲ賦セサルヲ法トス
一 皇宮地	皇居離宮等ヲ云
一 神地	伊勢神宮山稜官國幣社府縣社及ヒ民有ニアラサル社地ヲ云

「菅生地又は芦葭生地」と呼ぶこと

第七条

- 一 山林、原野等を開拓し、毎年草木や作物を植え付けている地は、地力がすぐに衰えて収益が少なく、労力や種肥料等を償うことができない。一年おき、二〜三年から、四〜五年おきに植え付けをする土地は、「切換畑」と呼ぶこと

但し、從來は切換畑と称している土地でも、十数年たたなければ、植え付けができない土地は、現況により、林、あるいは藪地とすること

鹿児島県

46 太政官布告第二百十号

明治六年<sup>三</sup>第百十四号布告の地所名称區別を左の通り改定したのでこの旨を布告する

明治七年十一月七日

官有地	地券は発行せず、地租は課さない
第一種	区入費をかけないのを定めとする
一 皇宮地	皇居離宮等をいう
一 神地	伊勢神宮、山稜、官国幣社（政府・国が祭祀を行う神社と定められた）の土地 府県の神社、及び民有でない神社の土地をいう

第二種 地券ヲ發シ地租ヲ課セ  
ス区入費ヲ賦スルヲ法  
トス尤府縣所用ノ地ハ  
地券ヲ發セス唯帳簿ニ  
記入ス

- 一 皇族賜邸但此地ニ在ル官舎  
ニ貸渡ス時ハ借地料ヲ賦ス  
ヘシ

第百十四号  
明治八年七月更正

- 一 官有地 官院省使寮司府縣<sup>本</sup>庁  
裁判所警視庁陸海軍<sup>分</sup>  
營其他政府ノ許可ヲ得  
タル所用之地ヲ云

第三種 地券ヲ發セス地租ヲ課  
セス区入費ヲ賦セサル  
ヲ法トス

但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ  
貸渡ス時ハ其間借地料及ヒ  
区入費ヲ賦スヘシ

- 一 山岳丘陵林藪原野河海湖沼池澤  
溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有  
地ニアラサルモノ
- 一 鉄道線路敷地
- 一 電信架線柱敷地
- 一 燈明台敷地
- 一 各所ノ舊跡名区及ヒ公園等民有  
地ニアラサルモノ
- 一 人民所有ノ權利ヲ失セシ土地

第二種 地券を發行し、地租は課さな  
い区入費はかける定めとする  
もつとも、府県の所有地は地  
券を發行せず、ただ帳簿に記  
載する

- 一 皇族に与えられた屋敷但し、その  
土地の官舎として貸す時は借地料を  
かけること

第百十四号 明治八年七月更正

- 一 官有地 官、院、省が使用する役所、府  
県本庁、支庁、裁判所、警視庁、  
陸海軍本営、分営、その他政府  
の許可を得て使用する土地をいう

第三種 地券を發行せず、地租も課さず、  
区入費をかけないのを定めとす  
る

但し、住民の願ひ出により、この  
土地を貸し渡す時は、その間は借地  
料と区入費をかける

- 一 山岳、丘陵林、藪、原野、河、海、湖沼、  
池、澤、溝渠、堤塘、道路、田、畑、屋  
敷等、その他 民有地でない土地
- 一 鉄道線路敷地
- 一 電信架線柱敷地
- 一 燈明台敷地
- 一 各地の旧跡、名区及び公園等、民有地で  
ない土地
- 一 住民所有の權利がなくなった土地

一 民有地ニアラサル堂宇敷地及ヒ墳墓地

一 行刑場

第四種 地券ヲ發セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦スルヲ法トス

一 寺院大中小学校説教場病院貧院等民有地ニアラサルモノ

民有地

第一種 地券ヲ發シ地租ヲ課シ区入費ヲ賦スルヲ法トス

一 人民各自所有ノ確證アル耕地宅地山林等ヲ云

但此地賣買ハ人民各自ノ自由ニ任スト雖モ潰シ地開墾地ノ如キ大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

第二種

一 人民數人或ハ一村或ハ數村所有ノ確證アル学校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地ヲ云フ

但此地賣買ハ其所有者一般ノ自由ニ任スト雖モ潰地或ハ開墾ノ如キ大ニ地形ヲ變スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

第三種 地券ヲ發シテ地租区入費ヲ賦セサルヲ法トス

一 官有ニアラサル墳墓地ヲ云フ

一 民有地でない堂宇の敷地及び墳墓地

一 行刑場

第四種 地券を發行せず、地租をかけず、区入費をかけるのを定めとする

一 寺院、大中小学校、説教場、病院、貧院等、民有地でない土地

民有地

第一種 地券を發行し、地租を課し、区入費をかけるのを定めとする

一 住民各自の所有の確かな証拠のある耕地、宅地、山林等をいう。

但し、この土地の売買は、人民各自の自由に任すといつても、他目的に転用や災害地となつたりたり、また、開墾のように大きく地形を変更することは、官の許可を申請することを定めとする

第二種

一 人民數人あるいは、一村、あるいは數村で所有の確証がある学校、病院、村の共同倉庫、牧場、秣場、社寺等、官有地でない土地をいう

但し、この土地の売買はその所有者一般の自由に任すといつても、転用、開墾のように大きく地形を変更する事は、官の許可を申請することを定めとする

第三種 地券を發行して、地租区入費をかけないのを定めとする

一 官有ではない墳墓地をいう

#### 47 太政官布告第百十四号

明治七年第百二十号布告地所名称  
區別ノ内官有地第二種及民有地第  
三種ノ条左之通改正候事

官有地 第二種 地券ヲ發シ地租  
ヲ課セス区入費ヲ賦スルヲ法ト  
ス尤モ府縣所用ノ地ハ地券ヲ發  
セス唯帳簿ニ記入ス  
但此地ニ在ル官舎ヲ貸渡ス時  
ハ借地料ヲ賦スヘシ

民有地 第三種 地券ヲ發シテ地  
租区入費ヲ賦セサルヲ法トス

- 一 官有ニアラサル郷村社地及ヒ墳  
墓等ヲ云  
明治八年七月

#### 48 太政官布告第百五十四号

明治七年十一月第百二十号布告地  
所名称區別中民有地第三種左ノ通  
追加候事

民有地第三種  
民有ノ用悪水溜池敷堤敷及井溝  
敷地  
明治八年十月

#### 49 太政官布告第八十八号

明治七年十一月第百二十号及ヒ八  
年七月第百十四号布告地所名称区

#### 47 太政官布告第百十四号

明治七年第百二十号布告 地所名称區別の  
うち官有地第二種及び民有地第三種の条文  
を左の通り改正する。

官有地 第二種 地券を發行し、地租は課  
さず、区入費をかけるを定めとする。もつ  
とも、府県の所有地は地券を發行せず、  
ただ、帳簿に記載をする。  
但し、この土地にある官舎を貸し渡す  
時は借地料をかける。

民有地 第三種 地券を發行し、地租区入  
費はかけないのを定めとする。

- 一 官有ではない郷村の神社や墳墓等をいう。  
明治八年七月

#### 48 太政官布告第百五十四号

明治七年十一月第百二十号で布告した地所  
名称區別の中で民有地第三種を左の通り追  
加する

民有地第三種  
民有の用悪水、溜池敷、堤敷、及び井溝  
敷地  
明治八年十月

#### 49 太政官布告第八十八号

明治七年十一月第百二十号及び八年七月第  
百十四号で布告した地所名称區別の中で民

別中民有地ノ部第二種ヲ一種ニ合  
セ第三種ヲ第二種ト相改候条此旨  
布告候事

明治九年六月十三日

43—5 第五号

地引絵図取調方心得書 四箇条

竝

一字限絵図一村總絵図雛形

地引絵図取調方心得書

第一条

一 別紙甲号雛形ノ振合ニ倣ヒ一字  
限絵図及ヒ乙号雛形ニ倣ヒ一村總  
絵図ヲ製シ縣庁へ可差出事

但一字限絵図ハ平面見取絵図ニ  
相製シ一村總絵図ハ各字ノ図ヲ  
寄セタルノミニテ一筆限番号地  
目区画等記載ニ不及事

第二条

一 字ノ儀實地境界錯雜イタシ舊來  
ノ儘据置候テハ取扱不便ナル分ニ  
限り此際更ニ道路山川溝渠堤塘等  
ヲ限り区界判然相立候様可取調事

第三条

一 字限絵図ハ可成美濃紙一枚ニ記  
載スヘシト雖モ若シ其地廣濶ニシ  
テ一枚ニ纏メ難キモノハ切絵図ト

有地の部 第二種を一種に合わせ、第三種  
を第二種と改めこの旨を布告する

明治九年六月十三日

43—5 第五号

地引絵図取調方心得書 四箇条

並びに

一字限絵図一村總絵図雛形

地引絵図取調方心得書

第一条

一 別紙甲号雛形の仕方にならつて、一字限  
り絵図及び乙号雛形にならつて一村總絵  
図を作り、県庁へ提出すること

但し、一字限り絵図は平面見取絵図と  
し、一村總絵図は各字の図を合わせただ  
けで一筆ごと限り、番号、地目、区画等  
の記載は必要ない

第二条

一 字は、実際の境界が入り混じつていて、  
旧來のまま据え置いては、取扱いが不便  
である分に限り、この際もう一度、道路、  
山、川、溝渠、堤塘等に限って区界が判  
然とする様に取り調べること

第三条

一 字限り絵図は、なるべく美濃紙一枚に記  
載すべきであるが、もし、その土地が広  
くて一枚にまとめにくいものは、切絵図

為シニ一枚又ハ三枚ト為スモ苦シカ  
ラス

#### 第四条

- 一 右箇条ノ通相心得絵図出来ノ上  
ハ竿次帳ニ相添縣庁へ差出シ實地  
ノ検査ヲ可受候事

鹿児島縣

にして一枚又は三枚としてもよい

#### 第四条

- 一 右箇条文の通り心得て、絵図が出来たら、  
竿次帳に添付し、県庁に提出して、実地  
検査を受けること

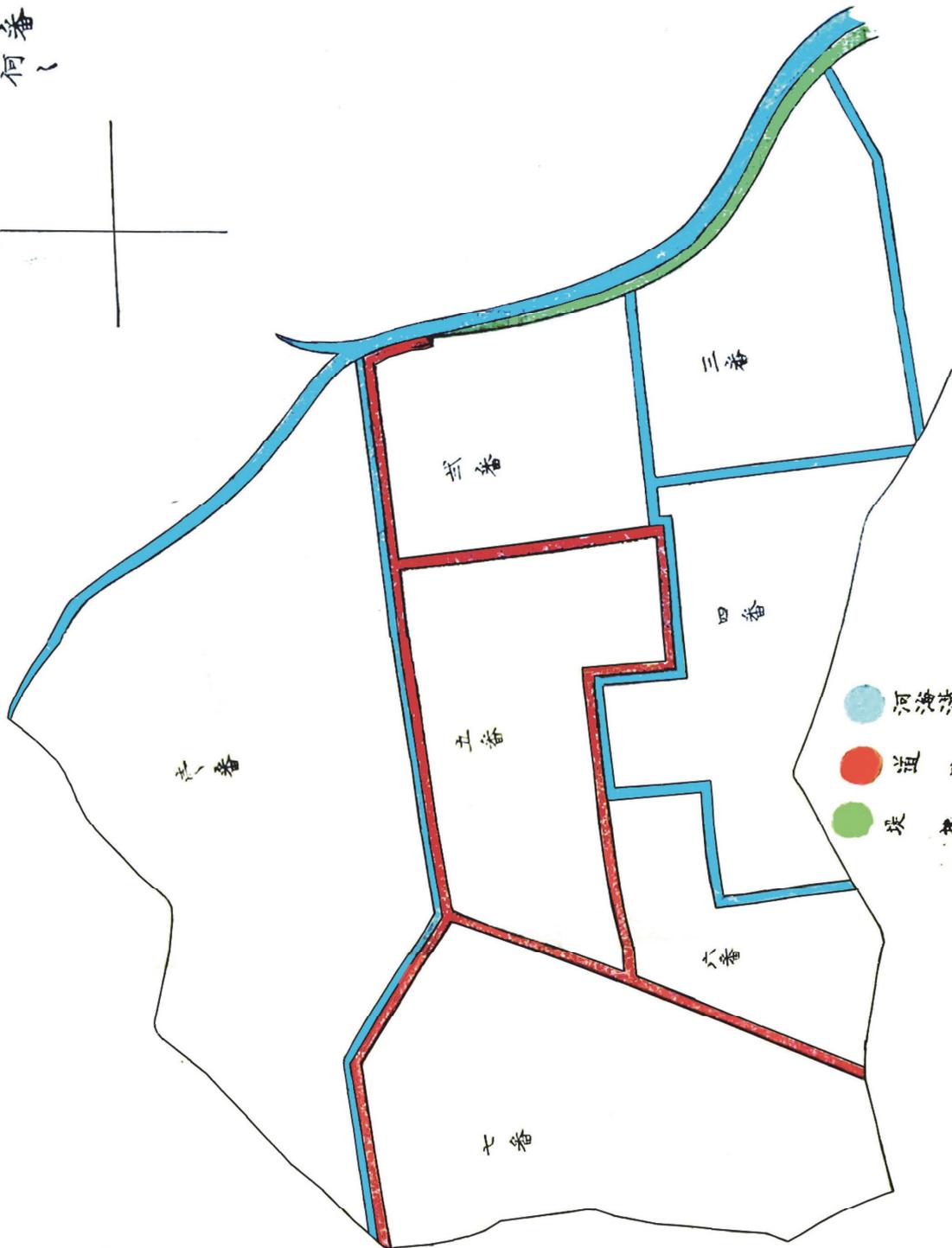
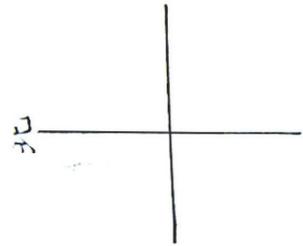
鹿児島県

一審  
字何二



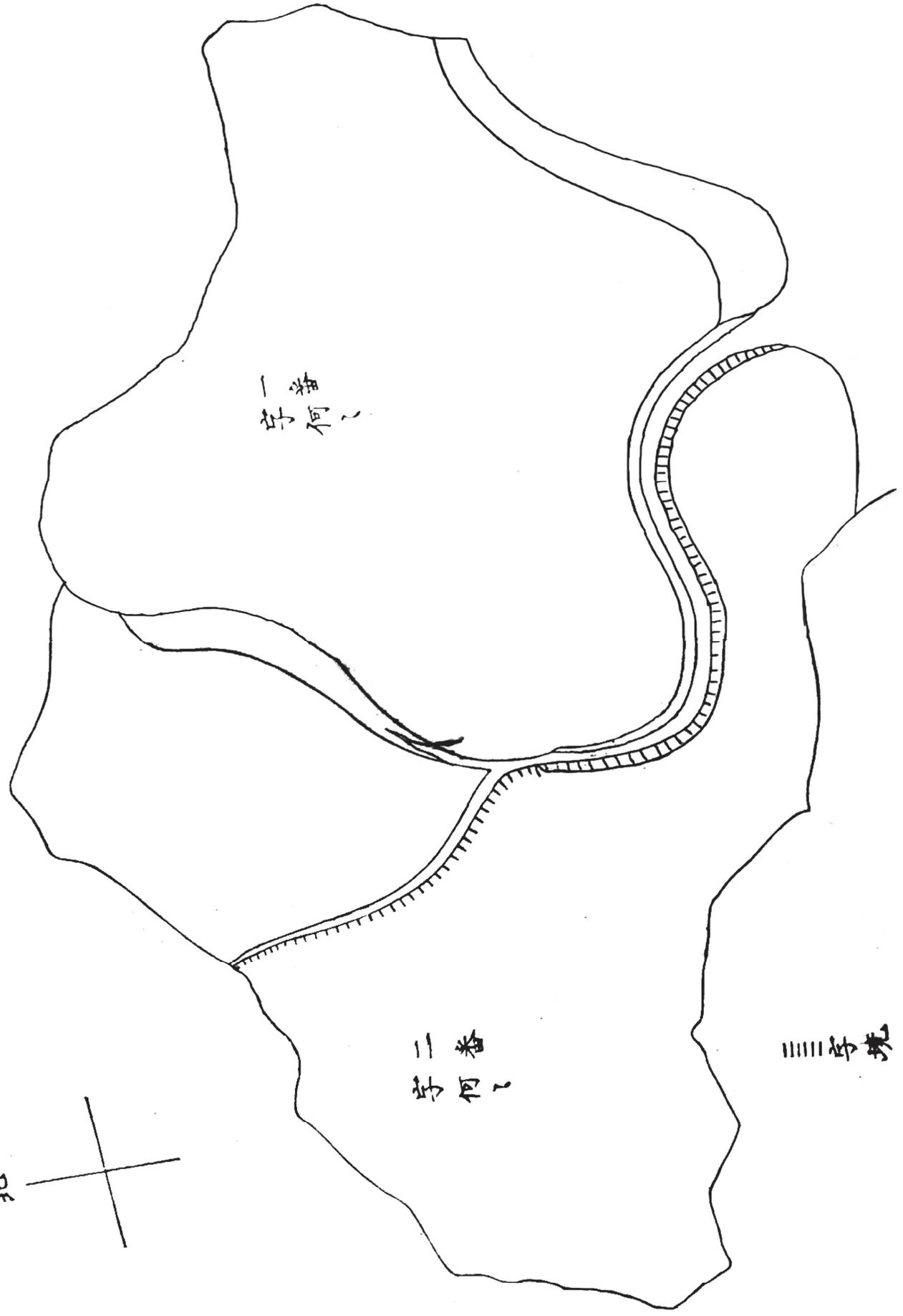
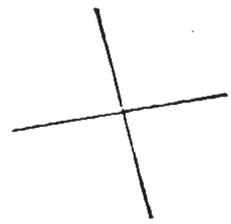
- 河海海渠池沼
- 道路
- 堤塘

二番  
字何



- 河海溝渠
- 道路
- 堤地

北



一番  
字何?

二番  
字何?

三番  
字何?

土地丈量心得書 二十三箇条

## 土地丈量心得書

## 第一条

一従前用ヒ来リ候反別ハ往昔ノ檢地帳通ニシテ天災地変等ニ因リ地所変換イタシ現今ニ至リテハ牒簿上ト實地ト大ニ相違シ或ハ廣ク或ハ畝誥リニナリタルモノ甚多シ故ニ是迄ノ牒簿ニ據ル時ハ地ノ廣狭適實ナラス陰ニ地價ノ高低ヲ生シ其相當ヲ失ヒ候ニ付更ニ今所有スル實形ノ現畝歩ヲ以精密ニ取調可申事

## 第二条

一地所番号ノ儀ハ從來ノ番号ニ拘ワラス更ニ一村ノ地所ヲ一貫トシ本田畑宅地其他大繩場等ハ勿論神社境内地墓地不定地或ハ山林原野海岸空地等ノ各種類ニ至迄官民有ヲ問ハス有税無税ニ関セス道路堤塘河川溝渠ヲ除キ一村進退ノ地ハ悉皆地續キヲ以テ一筆限リ押番ヲ附スヘキ事

但從來一筆ノ地所ニシテ道路溝渠等ヲ跨リ或ハ田畑宅地等入交リ或ハ生地ト荒地ト入混シ候分ハ仮令一人ノ持地タリト雖モ今般更ニ別筆トシ可取調候事

土地丈量心得書 二十三箇条

## 土地丈量心得書

## 第一条

一今まで使ってきた反別は、昔の検地帳の通りであり、天災等で土地が変わって、現在では、帳簿上と実際は大きく違っていて、広くなったり、狭くなったりしている土地がたくさんある。だから、これまでの帳簿に基づいては土地の広狭が適切ではなく、そのため地価の高低が生じ、その適正さを失うので、さらに現在所有する実際の形状の畝歩を精密に取り調べること

## 第二条

一土地の地番は、從來の番号に関係なく、一村の土地を一貫して田、畑、宅地、その他、大繩場等はもちろん、神社境内地、墓地、不定地、あるいは山林、原野、海岸空地、等の各種類にいたるまで官有、民有を問わず、有税、無税に関せず道路、堤塘、河川、溝渠を除いて一村に所属する土地はすべて地続きの土地を一筆ごとの押番を付けること

ただし、從來は一筆の土地で、道路や溝渠等が横切っていたり田、畑、宅地等が入りこんでいたり、或いは生地と荒地とが入り混じっている土地は、たとえ一人の所有地だとしても、今回はそれぞれ別筆として、調査すること

### 第三条

一 一旦番号ヲ定ムル後売買譲渡等ニヨリ切歩スルトキハ仮令ハ一番地ヲ二箇ニ分裂セハ一番地ノ内イ号ロ号トナシ又右イ号ヲ分裂スルトキハ一片ハ元番号ニ据置他ノ一片ハ一番地ノ内ハ号ト記号スヘキ事

### 第四条

一 右ニ反シ隣田畑ノ地所ヲ買得シテ畦畔ヲ毀テ實地一筆一枚トナスカ如キハ其畦畔ノ歩數ヲ丈量シ本反別ニ組入番号ハ従前ノ両番ヲ存置シ何番何番合併舊反別若干ト肩書ニ記注スヘキ事

### 第五条

一 従前沽券税地ハ舊番ニ拘ワラス一村耕地山林原野等ノ地順ニ新番ヲ附スヘシ尤反別ハ六尺竿ニ引直シ竿次帳等ニモ順番ニ記載シ惣計ニ至リ内何反何畝歩舊沽券税地ト記載スヘキ事

### 第六条

一 従来一筆ノ地所小畝歩ニテ不都合ノ分ハ此度壹人持ニテ地續ノ分ニ限り幾畝歩ナリトモ一筆ニ致シ不苦候事

### 第七条

一 畝杭ノ儀ハ持主銘々所持ノ地所一筆毎ニ改正ノ反別番号持主姓名等ヲ相記シ左ニ掲ケル雛形ノ通杭木建置可申事

### 第三条

一 いったん、番号を定めた後、売買や譲渡等により、分筆する時は、たとえば一番地を一筆に分筆すれば一番地のうちイ号ロ号として、また、そのイ号を分筆するときは、一方は元番号のままにして、もう一方は一番地のうちハ号と記号を付けること。

### 第四条

一 右とは反対に、隣接の田畑の土地を買取り、畦畔を毀して、土地を一筆一枚にするような時は、その畦畔の歩数を測量して本反別に組み入れ、番号は従前の両番をそのまま残して、「何番何番合併旧反別若干」と肩書に記注すること

### 第五条

一 従前の沽券税の土地は旧番にかかわらず、一村、耕地、山林、原野等の地順に新番をつけること。もともと反別は、六尺竿に引き直し、竿次帳等にも順番に記載して、総計して、うち「何反何畝歩 旧沽券税」と記載すること

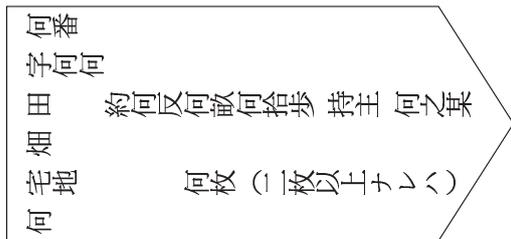
### 第六条

一 従来より、一筆の土地が狭く小さく不都合であった分は、このたび、同じひとりの所有の土地で、地続きの土地に限り、幾畝歩でも一筆にしてよいこととする

### 第七条

一 畝杭は、持主が各人所有の土地の一筆毎に、改正された反別、番号、持主姓名等を記入して、左に掲げた雛形の通り杭木を建て置くこと

表面



但凡長三四尺竹木適宜ナルヘシ尤  
モ地目ノ上三寸程余地ヲ存スヘキ  
事

第八条

一 川敷、道敷、溝敷、堤敷等ハ追テ取調ノ  
積リ可相心得事

第九条

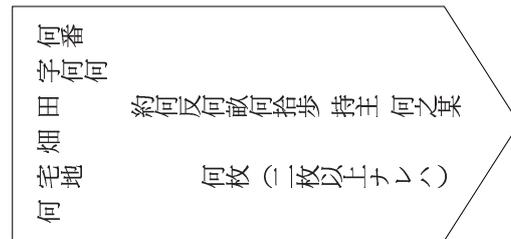
一 實地畝歩ヲ丈量スルニハ三斜十字  
ノ両法相用別紙雛形ニ倣ヒ野取帳  
ヲ製シ其村ニ備ヘ置キ可申事

第十条

一 間竿ノ儀是迄六尺五寸竿用采候得  
トモ今般ハ更ニ六尺竿相用反別可  
取調事

但壹間以下ノ端尺ハ三寸毎ニ其  
余寸ヲ切捨ツヘシ譬ヘハ五寸ナ  
レハ二寸ヲ切捨三寸ニシテ此間  
詰五寸トシ七寸ナレハ一寸ヲ切  
捨六寸ニシテ壹合トシ壹尺三寸  
ナレハ壹寸ヲ切捨壹尺二寸ニシ  
テ貳合トナスカ如シ且坪敷取調  
方ノ儀別紙図面ノ通四方曲折ニ  
隨ヒ十字法或ハ斜法ニ據リテ丈  
量シ實地間敷ヲ以テ現積ヲ算出  
シ詳細可取調詳細可取調尤坪詰  
ノ儀ハ一步未満ハ切捨タルヘキ  
事

表面



但し、約三四尺の長さの竹木が適當である。  
もともと地目の上三寸程は余地を残すこと

第八条

一 川敷、道敷、溝敷、堤敷等は追って調査が  
あると心得ること

第九条

一 實際の土地の畝歩を測量するには、三斜十  
字の両法を用いて別紙の雛形にならって、  
野取帳を作製して、その村に備え置くこと

第十条

一 間竿については、これまで六尺五寸の竿を  
用いて来たが、今回は六尺の竿を用いて、  
反別を測量すること

ただし、一間以下の端尺は三寸ごとにそ  
の余り寸を切り捨てること。たとえば、  
五寸であれば一寸を切捨てて、三寸にし  
て、此の間を詰めて五寸とし、七寸であ  
れば一寸を切り捨てて、六寸にして一合  
とし、一尺三寸であれば、一寸を切り捨  
てて、一尺二寸にして二合とするという  
ように。ただし、坪敷を取り調べる方法  
は、別紙図面の通り四方曲げ折りに従い、  
十字法あるいは斜法により、測量し現地  
の間敷で実際の面積を算出して、詳細に  
調査する事。もともと、坪詰めの件は一  
歩未満は切り捨てること

## 第十一条

一 量地ハ畦畔ヲ除キ畦際ヨリ畦際マ  
テ反別寛苛ノ弊ナク一々精敷ヲ要  
シ地形方正ニシテ出歩入歩ヲ目量  
シ易キモノハ十字法ヲ相用ヒ苦シ  
カラスト雖モ地方方正ナラス出歩  
入歩等目量シ難キモノハ別ニ畦繩  
ヲ用ヒ出入ノ歩數ヲ細密ニ見定メ  
斜法ヲ相用ヒ可申事

但地形ニヨリ一繩ニ求積シ難キ  
トキハ幾仕切ニモ分裂シ丈量可  
致事

## 第十二条

一 數箇ノ畦ヲ跨リ一筆トナス地所ハ  
惣積ノ内ヨリ畦畔ノ歩數ヲ除キ反  
別ヲ定ム可キ事

但畦畔ハ追テ調査ス可シ

## 第十三条

一 新開地、鍬下年季中ハ無代價ノ券状  
可相渡處從來多クハ凡反別ヲ用ヒ  
來候儀ニ付此度ノ取調ニハ更ニ其  
土地ノ現反別ヲ量リ有体ニ可申立  
事

## 第十四条

一 川欠荒等ニテ水溜リトナリ反別丈  
量ナリカタキ場所ハ地主從前所持  
地ノ素稱ニヨリ假ニ凡反別ヲ可書  
出事

## 第十五条

一 實地有歩ヲ調出シ候トモ地租改正  
ノ上ハ地價ヨリ貢租民費等差出候  
儀ニテ間竿ノ長短畝歩ノ廣狭ニハ

## 第十一条

一 測量する土地は、畦畔を除いて、あぜ際ま  
で、反別の広い狭いの弊害がなく、正確に  
することを要し、地形が四角形で凹凸があつ  
ても目測しやすい土地は十字法を利用して  
もよいが、土地が四角形でなく、凹凸等も  
目測しにくいものは、それとは別に畦繩を  
用いて、出入の歩数を細密に見定めて、斜  
法を用いて、測量すること

但し、地形により、一本の繩で求積でき  
ない時は、幾仕切りでも分割して測量す  
ること

## 第十二条

一 數箇所の畦が横切つて一筆となつてい  
る土地は、総面積のうちから畦畔の歩数を除  
いて反別を定めること

但し、畦畔は追つて調査すること

## 第十三条

一 新開地、鍬下年季中は無代價の券状を渡す  
べきところであるが、從來から、多くはお  
よその反別を用いてきているので、この度  
の取り調べにはさらに、その土地の現反別  
を測量して、実情どおりに申し立てること

## 第十四条

一 川の決壊等で水溜りとなつて、反別の測量  
ができない場所は、地主は、從前の所持地  
のまま、仮におおよその反別を書きだす  
べきこと

## 第十五条

一 實際の土地の面積を調べても、地租改正を  
したからには、地価により、貢租や、民費  
等を納めるので、間竿の長短や畝歩の広い

不拘譯ニ付後年紛亂ノ憂無之様篤ク注意イタシ精密ニ反別取調可申事

### 第十六条

一 隠田切開切添及廉落残歩等ノ儀ハ別冊第三号明治九年太政官第六拾七号公布ノ通候条不都合無之様可致候事

### 第十七条

一 山地ハ<sup>即チ</sup>高聳斜面側面ニテ縦横ノ間敷ヲ量リ反別ヲ算出可致候事

### 第十八条

一 深山幽谷或ハ柴草生茂シ容易ニ丈量ナリ難キ地所ハ四至ノ境界<sup>東ハ何村境西ハ何村田畑ニ境南ハ何川境北ハ何ノ界ト記スカ如シ</sup>ヲ詳記シ周圍ノ里程ヲ量リ凡ノ反別ヲ算出可致候事

### 第十九条

一 山林原野秣場共道路又ハ河川溝渠等ニ跨ル地所ハ幾仕切ニテモ別筆ニ取調フ可ク候事

### 第二十条

一 田畑宅地ノ邊隅ニ設ケシ瑣々タル墳墓ハ本地反別ノ外書ニ其歩數□名稱ヲ記載ス可ク候事  
但從來ノ墓地ニ餘歩ヲ見込置候儀ハ不相成候事

### 第二十一条

一 從來田畑ノ内各自適宜ニ設ケタル井戸手溝冷水路等ハ本地一ト繩ノ内ニ打籠腹書ニ内何歩何々と記載

狭いにはかかわらないので、後年になって、争亂の心配がないよう、十分注意して、精密に反別を調査すること

### 第十六条

一 隠田、開墾切り開き、切り添え、及び取り調べ落ち残歩等は、別冊第三号明治九年太政官第六拾七号公布のとおりであるので、不都合のないようにすること

### 第十七条

一 山地は即ち高くそびえる斜面の側面で縦横の間敷を測り、反別を算出すること

### 第十八条

一 深山、幽谷あるいは柴草が生い茂り、容易に測量できない土地は、四隅の境界（東は何村境、西は何村田畑の境、南は何川境、北は何の界と記すように）を詳しく記して周囲の里程を測りおよその反別を算出すること

### 第十九条

一 山林、原野、秣場で、道路または河川、溝渠等が横切る土地は幾仕切にしてでも、別筆として取り調べること

### 第二十条

一 田畑宅地の片隅に設けてある、小さな墳墓は本地反別の外書に其の歩数、名称を記載すること  
但し、從來の墓地に余歩を見込みおくとをしてはならない

### 第二十一条

一 從來の田畑の内に、各自適宜設けた井戸、手溝、冷水路等は本地のひと繩の内に打ち込み、腹書に内何歩何々と記載する事

可致事

但變換定リナキモノハ別段内書  
ニ不及事

第二十二條

一 己家屋ノ為メ設ケタル道路小徑  
及宅地ノ四壁内ニ有之竹藪及芝地  
物置場物干場等ノ如キハ本地一繩  
ニ打籠メ可申事

第二十三條

一 田畑宅地□内往古ヨリ其ノ墓某ノ  
塚ト唱ヘ樹木ヲ栽植シ或ハ碑石等  
建設有之分ハ本地ノ外書ニ記載可  
致候事

鹿児島縣

市街土地丈量法心得書

市街土地丈量法心得書

第一條

一 市街之丈量ハ最モ緻密ヲ要ス然ル  
ニ當廳下之儀者沽券稅發行之際舊  
帳簿上記載之坪數等ニ據リ地券下  
附有之候ニ付其坪數等實地ニ適セ  
ス故ニ今般更ニ最前之調ニ據ラス  
實地ニ就キ精覈調査可致事

第二條

一 丈量ニ臨ミ家屋櫛比之場所ハ其區  
畫限リ表通裏通横町之四方ヲ綿密  
ニ測量シテ適宜分見之縮圖ヲ製シ  
圖上ニ於テ全地之坪數ヲ算出致シ

但し、變換が定まらない土地は別段内書  
するには及ばない

第二十二條

一 軒の家屋のために設けた、道路、小徑及  
び宅地の四壁内にある竹藪及び芝地、物置  
場、物干場等のようなものは本地一繩にま  
とめること

第二十三條

一 田畑、宅地、□内、昔から、その墓はだれ  
その塚と呼ばれ、樹木を栽植したり、碑  
石等を建設してある土地は、本地の外書に  
記載すること

鹿児島縣

市街土地丈量法心得書

市街土地丈量法心得書

第一條

一 市街の測量は最も緻密を要する。しかし、  
当県下では沽券稅發行の際、旧帳簿上に記  
載の坪數等により地券を下付してあるが、  
その坪數等は實際の土地に適合してない  
ので、今回は更に前回の調査によらず、実  
地にもとづいて、正確に調査すること

第二條

一 測量に際しては、家屋が隙間なく並ぶ場所  
は、その区画を限定して、表通りと裏通り  
と横町の四方を綿密に測量して、適宜分見  
の縮図を作製し、図上で全地の坪數を算出

置キ而シテ每一筆ノ表裏及奥行等  
ヲ測量シ其坪數ヲ通計シテ曩キニ  
算定セシ全地坪ニ照シ差違ナキヲ  
要スヘキ事

### 第三条

一 士族邸地其他何々小路何々馬場ト  
稱スル場所ニシテ其幅員最モ狹隘  
ナルモノハ實地ノ景況ニ随ヒ何々  
通りヨリ何々角迄或ハ何々橋ヨリ  
何之何迄大畧一ヶ町ト見做ス可キ  
區域ヲ立之〇壹局部トナシテ取調  
候モ不苦候事

### 第四条

一 丈量坪詰之法ハ一ト繩毎ニ一厘未  
滿ハ一厘ハ六分ノ百分ノ切捨テ積算ハ一  
筆毎ニ勺位一坪ノ百分ノ一ヲ云フニ止メ  
壹勺未滿ハ切捨テ候儀ト相心得別  
紙甲号雛形ノ如ク野取帳ヲ製シ該  
町へ備へ置クヘキ事

### 第五条

一 市街中宅地ト別區域ヲナシタル田  
畑山林等之レアル時ハ郡村耕地ノ  
丈量法ニ照準シ各別ニ調査可致事

### 第六条

一 宅地一區域之内ニ孕メル祠堂及ヒ  
菜園地等ハ勿論其他風火防禦ノ為  
メ設ケタル周圍ノ生垣並溝敷林等  
宅地一切ノ所用ニ属スルモノハ本  
地壹枚ニ丈量シ更ニ區別スルニ及  
ハサル事

但本条ニ反シ元ト一筆ノ地ト雖

しておいて、そのうえ一筆ごとの表裏及び  
奥行等を測量し、その坪数を合計して、先  
に算定した全体の坪数に照らし合わせて誤  
差のないようにすること

### 第三条

一 士族邸地その他、何々小路何々馬場と稱す  
る場所で、その幅員があまりにも狭いところ  
は、実際の土地の現況に従って、何々通  
りより何々の角まで、あるいは何々橋より  
何の何まで、概略一ヶ町とみなすべき区域  
を立て、これを一局部として取り調べても  
よい

### 第四条

一 測量の坪詰めの法とは、ひと繩ごとに一厘  
未滿は(一厘は六尺の百分の一即ち六分をいう)  
切り捨て、積算は一筆ごとに勺位(一坪の百  
分の一をいう。即ち何坪何合何勺とする。)に止め  
一勺未滿は切り捨てると心得て、別紙甲号  
雛形のように野取帳を作製して、各町へ備  
え置くこと

### 第五条

一 市街中に、宅地とは別区域をした田畑山林  
等がある時は、郡村耕地の丈量法に照らし  
合わせてそれぞれ別に調査すること

### 第六条

一 宅地一区画の中に含まれる祠堂及び菜園地  
等はもちろん、その他、風火防御のために  
設けた周囲の生垣、並びに溝、敷林等で、  
宅地の利用に属するものはすべて、本宅地  
一筆として測量し、特別に區別する必要は  
ない

但し、本条とは反対に、もとは一筆の土

モ區域外ト認ムルモノハ別筆ニ  
取調ヘシ

### 第七条

一 往還道路ニ傍テ各町貫流スル溝渠  
等ハ官有地第四種トス総テ丈量外  
ト可相心得若シ其幅員ヲ侵シ家作  
又ハ庇卸等ナシタルモノハ速ニ舊  
形ニ復シ往来又ハ水理ノ障碍無之  
様注意可致事

### 第八条

一 判然區畫ヲナシタル墳墓地ハ別筆  
ニ取調フヘシト雖モ宅地内ニ孕メ  
ル瑣々タル墓地ニシテ區域引分ケ  
難キモノハ一繩ノ内ニ取調其歩數  
ヲ引分ケ本地坪數ノ外書ニ顯シ置  
クヘキ事

### 第九条

一 實地調査ノ際落地重複之憂無之様  
従前ノ稱呼ニ抱ハラズ官民有地ノ  
種目ヲ論セス該町所属ノ地ハ每一  
筆限り地順ニ従ヒ更ニ一町ヲ通貫  
シテ押番ヲ附スヘキ事

### 第十条

一 従来一筆之地所ニシテ往還道路ヲ  
跨リ別區域ヲナシタル地ハ假令一  
人持ト雖モ今般之調査ニ際シ各別  
ニ番号ヲ附スヘキ事

### 第十一条

一 一旦番号ヲ定ムル後チ賣買讓渡等  
ニ因リ切歩スルモノハ何番ノ内イ  
号ロ号トナシ又ハ右ニ反シ近隣地

地であっても、区域外と認められるもの  
は別筆として取り調べること

### 第七条

一 往還道路の横にある側溝で各町を貫流する  
溝渠等は、官有地第四種とする。総て、測  
量外と心得ること。もしその幅員を侵して、  
家を作ったり、庇（ひさし）卸等を作ったり  
したものは、すみやかに、元のとおりに戻  
して、往来や水利の障害にならないよう注  
意すること

### 第八条

一 はっきりとした区画がある墳墓地は別筆に  
調査するとはいえ、宅地の内に含まれる小  
さな墓地で区域を引き分けにくい土地は、  
一筆として調査し、その歩数を引分けて本  
地の坪数の外書として置くこと

### 第九条

一 実地調査の際、落地や重複の間違いが無い  
ように、従前の呼称にかかわらず、また官  
有地、民有地の種目を論ぜず、各町に所属  
する土地はそれぞれ一筆ごとに地順に従っ  
て、更に一町を通貫して押番を付けること

### 第十条

一 従来は一筆の土地であって、往還道路が横  
切り別々の区域になった土地は、たとえ同  
一人の所有であっても、今回の調査に際し  
ては、それぞれ別に番号を付けること

### 第十一条

一 一旦番号を定めた後に売買讓渡等により分  
筆する時は、何番の内イ号ロ号とし、また  
は右とは反対に、近隣の地続きの土地を売

續ノ場所ヲ買得シテ本場一筆ニ合  
セント欲スル時ハ従前ノ両番ヲ存  
置シ何番合併ト肩書ニ記注スヘキ  
事

## 第十二条

一 従前各町各地之境界錯雜致居候場  
所ハ此度之調ニ於テ地續之者立會  
之上可成區畫ヲ正シ而シテ右等ノ  
地ハ他日紛議ヲ生セサル様判然境  
標ヲ建置キ可申事

## 第十三条

一本町ヲ離レ他町村ニ飛地等之レア  
ルモノハ其本町□ノ末番ヲ附ス可  
シ若シ双方共議之上地所組替等ニ  
係ルモノハ經伺之上可相定事

## 第十四条

一 河川道路溝塹堤塘等ハ番外トシ總  
テ此度ノ調ヘニハ不及儀ト可相心  
得事

## 第十五条

一 各地丈量及ヒ番号等確定候ハ、別  
紙丙号雛形ノ通り各自目撃シ易キ  
場所ヲ見立毎地畝標ヲ可建置事

## 第十六条

一 縮圖ハ美濃全紙ニ製スヘシト雖モ  
域内廣フシテ全紙ニ難認モノハ番  
分ケヲ以テ二枚又ハ三枚ト為スモ  
不苦候事

## 第十七条

一 別紙丙号雛形ノ如ク一町限り縮圖

買取得して、本番地一筆に合せようとする  
時は従前ノ両番を残して何番合併と肩書に記  
注すること

## 第十二条

一 従前より、各町各地の境界が錯雑している  
場所は、この度の調査で、地続きの者が立  
会いの上、なるべく区画を正す。このよう  
にして、右の様な土地は、後日、紛議が起  
こらない様に、はっきりとわかる境標を建  
て置くこと

## 第十三条

一本町を離れ他町村に飛地等のあるものは、  
その本町の末番を付ける事。もし双方で協  
議の上、地所組替等に係るものは、伺いを  
したうえで定めること

## 第十四条

一 河川、道路、溝塹、堤塘等は番外とし総て  
この度の調査には及ばないと心得ること

## 第十五条

一 各地丈量及び番号等が確定したら、別紙丙  
号雛形の通り、各自が目につきやすい場所  
を選び、それぞれ地所ごとに畝標を建て置  
くこと

## 第十六条

一 縮図は美濃全紙で作製するが、区域が広く  
て全紙に入り難いものは地番で分けて、二  
枚又は三枚にしてもよい

## 第十七条

一 別紙丙号雛形のとおり、一町限りの縮図を

ヲ製シ丁号書式之通り竿次帳ヲ造  
リ縣廳へ進達シ尙實地ノ検査ヲ受  
クヘキ事

**50 地租改正につき村總代人届出の  
布達**

明治十二年二月三日

丙第二十四号

薩隅両国

日向国諸県郡

地租改正之儀ニ付丙第十五号ヲ以テ  
及布達候ニ付テハ、正副戸長ニ於テ  
該務ヲ担当スルハ勿論、又各村ニ於  
テモ右事務負担スヘキタメ壹ケ村ニ  
付七名以内之總代人ヲ撰択シ、其人  
名地租改正掛ニ可届出、此旨布達候  
事

但撰択方法之如キハ其地方エ派出  
之改正掛官員ニ万事承合指揮ヲ可  
受事

明治十二年二月三日

鹿児島県令岩村通俊代理

鹿児島県大書記官 渡邊千秋

〔鹿児島県布達〕明治十二年一〇

**51 地所処分につき代書人等に注意  
の諭達**

明治十二年三月八日

丙第五十六号

薩隅両国

作製し丁号書式の通り竿次帳を作り県庁へ  
進達し、さらに、実地の検査を受けること

**50 地租改正につき村總代人届出の布達**

明治十二年二月三日

丙第二十四号

薩隅両国

日向国諸県郡

地租改正の件について、丙第十五号をもって  
布達した件については、正副戸長に於て、こ  
の職務を担当するは勿論、又各村に於ても、  
右事務を負担すべきために、壹ケ村に付き、  
七名以内の總代人を撰択し、その人名を地租  
改正掛りに届け出る事。この旨を布達する

但し、撰択方法は、その地方へ派出した改  
正掛り官員にすべて問い合わせ、指揮を受け  
ること

明治十二年二月三日

鹿児島県令岩村通俊代理

鹿児島県大書記官 渡邊千秋

〔鹿児島県布達〕明治十二年一〇

**51 地所処分につき代書人等に注意の諭達**

明治十二年三月八日

丙第五十六号

薩隅両国

日向国諸県郡

今般地租改正実施候ニ付テハ、丙第十五号ノ内第二号ヲ以テ地所処分方ノ儀相達シ候処、各地ヨリ代書代言体ノモノ入込各村ヲ徘徊シ、自分生計ノ為メ妄誕詐譎ヲ逞シ、既ニ処分済ノ地所ト雖モ種々ノ騙術ヲ以テ無謂願訴ヲ教唆スル由相聞候、右地所処分等ハ総テ第二号ニ準シ公正ニ所有主相定メ可申立、決シテ右等ノ騙術ニ罹リ財産ヲ失ヒ候様ノ悔ヒ無之様飽マテ注意シ心得違無之様可致、此旨諭達候事

明治十二年三月廿八日

鹿児島県令 岩村通俊

『鹿児島県布達』明治十二年一一

52 実地丈量請負人につき諭達

明治十二年四月八日

丙第五十九号

薩隅両国

日向国諸県郡

今般地租改正再着手相成候ニ付テハ、他県下ヨリ実地丈量請負人等入込種々ノ騙術ヲ施シ、各村ノ調査引請方等申勸候趣相聞候、若シ各村ニ於テ費用ノ計算等モ不相弁猥リニ条約相結候節ハ、他日不都合ヲ醸生スルモ難計ニ付成丈該村ニ於テ人繰着手可致、

日向国諸県郡

今般地租改正を実施するについては、丙第十五号の内第二号を以て地所処分方の方法を通知したところ、各地より、代書や代言のような者が入り込み、各村を徘徊し、自分の生計のために、うそ、いつわり、でたらめを言つて、既に、処分済の地所といえども、種々のだましで、理由の無い願訴を教唆すると言ふ事を聞いている。右、地所処分等は、すべて第二号に準じ、公正に、所有主を決め申し立てること。決して、右等のだましにあい、財産を失うような悔いがないように、あくまで注意し、心得違がないように注意すること。この旨を諭達する。

明治十二年三月廿八日

鹿児島県令 岩村通俊

『鹿児島県布達』明治十二年一一

52 実地丈量請負人につき諭達

明治十二年四月八日

丙第五十九号

薩隅両国

日向国諸県郡

今般、地租改正の再着手をする事については、他県下より実地測量の請負人等が入り込み、種々のだましの手で、各村の調査を引き請ける事をすすめるような事を聞いているが、もし、各村に於いて、費用の計算等も理解しないで、みだりに契約を結ぶと、他日に不都合が生ずる恐れもあるので、できるだけ、その

万々一間ニ合ヒ兼候向有之他ノ人民  
雇入候節ハ、地租改正係派出所エ篤  
ト其ノ計算費用等申出、同係ノ認可  
ヲ受ケ然ル后チ条約可致、此旨諭達  
候事

明治二二年四月八日

鹿児島県令 岩村通俊

〔鹿児島県布達〕明治二二年一一

### 53 薩摩大隅（甌島外七島を除く） 及び日向諸県郡改租の件

明治二三年七月一日

〔欄外朱書〕  
「会計部第七号 九月五日会計部受  
付」

地租改正之義上申

鹿児島県下薩摩国（甌島ヲ）大隅（大島、  
徳之島、  
高島、与論島、  
種子島、屋久島ヲ除ク）  
及ヒ日向国諸県  
郡耕宅地々租改正整理セシヲ以テ、  
県令岩村通俊ヨリ別紙之通新旧税額  
比較表ヲ附シ改正税施行之義伺出候  
ニ付、之ヲ実地ニ照シ反覆局議ヲ竭  
シ猶且隣県ニ比較スルニ、敢テ不権  
衡無之公平至当ノ税額ト存候、依テ  
県令稟請之如ク明治十二年ヨリ旧税  
法相廢シ新税施行之義許可致候、依  
テ書類相添此段及上申候也

明治十三年七月一日

地租改正事務局總裁

大隅重信 印

村に於いて、人のやり繰りをして、着手する  
こと。万が一間に合いそうになくて、他地の  
人民を雇い入れる時は、地租改正係派出所へ、  
その計算費用等をよく申し出て、同係の認可  
を受け、その後で契約をする事。この旨を諭  
達する。

明治二二年四月八日

鹿児島県令 岩村通俊

〔鹿児島県布達〕明治二二年一一

### 53 薩摩大隅（甌島外七島を除く）及び日向 諸県郡改租の件

明治二三年七月一日

〔欄外朱書〕  
「会計部第七号 九月五日会計部受付」

地租改正之義上申

鹿児島県下薩摩国（甌島ヲ）大隅（大島、徳之島、高島、  
与論島、  
種子島、屋久島ヲ除ク）  
及ヒ日向国諸県郡の耕地宅地の地租  
改正の整理をしたので、県令岩村通俊から、  
別紙の通り、新旧税額比較表を付して、改正  
税施行の件を伺い出たので、これを実地に照  
らし、くり返し局議をつくし、なおかつ、隣  
県に比較してみると、不釣り合いはなく、公  
平至当の税額であると思うので、県令が申請  
したように、明治十二年より旧税法を廃し、  
新税を施行する件を許可します。よって書類  
を添えて、この件について上申します。

明治十三年七月一日

地租改正事務局總裁

大隅重信 印

左大臣 熾仁親王殿

(別紙)

薩隅両国及ヒ日向国諸県郡改  
租之儀ニ付伺

当県管下薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(大島、徳之島、喜界島、与論島、沖永良部島、種子島、屋久島ヲ除ク)及ヒ日向国諸県郡地租改正之儀、昨明治十二年一月以降着手這回別表之通り耕宅地之分整頓、右者貴局出張員ト審議ヲ遂ケ精査ヲ尽シ候儀ニ付、兼テ伺済之通り明治十二年ヨリ新税施行之儀御許可相成度、此段相伺ト候也

但鹿児島市街、塩田塩浜、温泉地、山林、原野及ヒ各島ノ儀ハ引続キ整理ヲ遂ケ、追々可相伺候也

明治十三年五月十九日

鹿児島県令 岩村通俊

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県下薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(大島、徳之島、喜界島、与論島、沖永良部島、種子島、屋久島ヲ除ク)及ヒ日向国諸県郡改租収穫地価実地至当ト確認仕候間、該県令岩村通俊ヨリ申立ノ通り明治十二年度ヨリ旧税相廃シ新税施行御許可相成度、此段副申仕候也

明治十三年五月廿九日

鹿児島県出張

久野謙次郎

地租改正事務局総裁

左大臣 熾仁親王殿

(別紙)

薩隅両国及び日向国諸県郡改租之儀に  
付伺

当県管下薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(大島、徳之島、喜界島、与論島、沖永良部島、種子島、屋久島ヲ除ク)及び、日向国、諸県郡の地租改正の件は、昨明治十二年一月以降 着手し、別表の通り耕地宅地の分を整頓した。右は、貴局出張員と審議をとげ、精査を尽くしましたので、かねて伺済みの通り明治十二年より新税施行を許可して頂きたく、この件を伺います。

但し、鹿児島市街、塩田塩浜、温泉地、山林、原野及び各島の件は引き続き整理を遂げ、順次伺います。

明治十三年五月十九日

鹿児島県令 岩村通俊

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県下薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(大島、徳之島、喜界島、与論島、沖永良部島、種子島、屋久島ヲ除ク)及び日向国諸県郡の改租収穫地価の实地調査は適切であると確認しましたので、当県令の岩村通俊より申し立ての通り、明治十二年度より旧税を廃し、新税を施行する事を許可されるよう、副申します。

明治十三年五月廿九日

鹿児島県出張

久野謙次郎

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県出張復命書

鹿児島県所管薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(五島及七博ヲ除ク)日向国諸県郡耕宅地改租ノ事業竣功セリ、其田畑ノ収穫、宅地ノ地価確實公平ニシテ官民間毫モ遺憾ナキ点ニ帰着セルヲ信認ス、則新旧税額差引調并ニ改租考抛要目志冊、検査村収穫帳式綴相添此旨謹テ復命ス

明治十三年五月廿一日

地租改正事務局十六等出仕

高橋徳三郎

同 十五等出仕

小川一誠

同 十一等出仕

原 信謹

同 九等出仕

片柳 篤

同 八等出仕

伊藤祐敬

地租改正事務局総裁

大隈重信殿閣下

〔表紙〕

薩摩国(奄島ヲ除ク)

鹿児島県管内大隅国(大島外六島ヲ除ク)

日向国諸県郡

新旧税額差引調

(以下省略)

大隈重信殿

鹿児島県出張復命書

鹿児島県所管薩摩国(奄島ヲ除ク)大隅国(五島及七博ヲ除ク)日向国諸県郡の耕宅地の改租の事業が完成しました。その田畑の収穫、宅地の地価は確實で公平であり、官民間ですこしも遺憾ないという事を確信します。則ち新旧の税額を差し引き調べならびに改租考抛要目を志冊、検査村収穫帳を式綴添えてこの旨を謹んで復命します。

地租改正事務局十六等出仕

明治十三年五月廿一日

高橋徳三郎

同 十五等出仕

小川一誠

同 十一等出仕

原 信謹

同 九等出仕

片柳 篤

同 八等出仕

伊藤祐敬

地租改正事務局総裁

大隈重信殿閣下

〔表紙〕

薩摩国(奄島ヲ除ク)

鹿児島県管内大隅国(大島外六島ヲ除ク)

日向国諸県郡

新旧税額差引調

(以下省略)

54 鹿児島県下日向国四郡改租の件

明治十三年九月十九日

〔外來書〕

「会計部第一四号 九月廿日会計部  
受付

内務部第四十一号 十月廿二

地租改正之義ニ付上申

鹿児島県下日向国四郡地租改正之義  
今般竣成ニ付、明治十二年ヨリ新税  
施行致度旨稟請ス、仍テ反覆審議ヲ  
竭候処調査精覈ニシテ租額適当ト見  
据候間、該県令稟請之如ク許可致候、  
仍之別紙新旧税額比較表相副此段及  
上申候也

明治十三年九月廿九日

地租改正事務局總裁

大隈重信 (印)

太政大臣 三條實美殿

日向国四郡改租之義ニ付伺

当県管下日向国〔薩縣〕地租改正之  
儀今回別表之通整理致候、右ハ旧宮  
崎県着手之遺緒ヲ継キ貴局出張員ト  
審議ヲ遂ケ精査ヲ尽シ候条、其詳細  
ニ至テハ貴局出張員ヨリ開陳可相成  
儀ニ有之候、依之兼テ伺済之通明治  
十二年ヨリ新税施行之義御允可相成  
度、此段伺上候也

但山林、原野ハ引続整理ヲ遂ケ追  
テ全管下一轄ニ取纏メ可相伺候也

明治十三年四月五日

鹿児島県令 岩村通俊

地租改正事務局總裁

54 鹿児島県下日向国四郡改租の件

明治十三年九月十九日

〔外來書〕

「会計部第一四号 九月廿日会計部受付

内務部第四十一号 十月廿二

地租改正の件に付き上申

鹿児島県下、日向国四郡の地租改正は、今般  
完成したので、明治十二年より新税を施行し  
たい旨を稟請します。よってくり返し審議を  
つくしましたところ、調査は正確であり、租  
額は適当と思いますので、県令が稟請したよ  
うに許可します。すなわち別紙の新旧税額比  
較表を添えて、この旨を上申します。

明治十三年九月廿九日

地租改正事務局總裁

大隈重信 (印)

太政大臣 三條實美殿

日向国四郡改租之義に付伺

当県管下、日向国〔薩縣〕の地租改正の件は、  
今回、別表の通り整理しました。右は、旧宮  
崎県が着手した遺業を継ぎ貴局の出張員と審  
議を遂げ、精査を尽くしました。その詳細に  
ついてはは貴局出張員より申し述べられるこ  
とです。従って、かねて伺い済みの通り、明  
治十二年より新税を施行する件を御許可して  
頂きたく、この旨を伺います。

但し、山林、原野は引き続き整理をして、  
のちに全管下一轄に取りまとめて伺います。

明治十三年四月五日

鹿児島県令 岩村通俊

地租改正事務局總裁

大隈重信殿

鹿児島県下日向国(諸島郡)四郡改租  
収穫地価実地至当ノ貢額ト確認仕候  
間、該県令岩村通俊ヨリ申立ノ通り  
明治十二年度ヨリ旧税相廃シ新税施  
行御許可相成度、此段副申仕候也

明治十三年六月

地租改正事務局

六等出仕 久野謙次郎

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県出張復命書

下官等客年之初奉命西下、爾来旧宮  
崎県之着手ヲ継キ、其要務県官ノ施  
行ニ附着セラル、モノハ県令ニ決議  
ヲ求メ、其責分本局ノ負担ニ嬰レル  
モノハ丁寧ニ審議ヲ尽シテ、以テ別  
紙簿冊之通此事業ヲ整理シタリキ、  
且其収穫地価ニ至テハ適実公平ヲ表  
シ、下官等ノ信用シテ疑ヲ容レサル  
所ノモノナリ、抑旧宮崎区域之改租  
ハ八年ニ着手シ將ニ成功ヲ告ントス  
ルノ際彼十年ノ騷擾ニ攪動セラレ、  
為ニ此業ヲ中止スルノミナラス帳簿  
之烏有ニ附スルモノ算スルニ復少シ  
トセス、然レトモ各部担当ノ県官非  
常ノ勉励ヲ尽シテ、以テ遂ニ其成功  
ヲ今日ニ看ルニ至ラシメタリ、夫旧  
宮崎県ハ日向国一円ヲ所轄シ其郡ハ  
則宮崎、那珂、児湯、臼杵、諸県ノ

大隈重信殿

鹿児島県下、日向国(諸島郡)四郡の改租、収  
穫地価の実地調査は適切な税額であると確認  
しましたので、県令の岩村通俊より申し立て  
の通り、明治十二年度より旧税を廃し、新税  
施行を許可されるよう副申します。

明治十三年六月

地租改正事務局

六等出仕 久野謙次郎

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県出張復命書

私達 官員は去年の初めに西下を命じられ、  
以来、旧宮崎県が着手の仕事を引き、その要  
務で県官が施行すべき事は、県令に決議を求  
め、その責任が本局の負担によるものは、丁  
寧に審議を尽して、別紙簿冊の通り、この事  
業を整理しました。かつその収穫地価に至っ  
ては、適切公平なものとして、私達は信用し  
て疑いをいれない出来ばえである。  
そもそも旧宮崎区域の改租は、明治八年に着  
手し完成しようとする時に、かの十年の騷乱  
(西南の役)にかき乱され、その為この事  
業を中止するだけでなく、帳簿が全くなくなっ  
たものも少なくない。しかし、各部担当の県  
官は、非常に勉励を尽して、ついにその成功  
を今日見る事ができた。旧宮崎県は日向国一  
円を所轄し、その郡は、すなわち、宮崎、那  
珂、児湯、臼杵、諸県の五郡といえども、八  
年には、諸県を除いて四郡の改租に着手した。

五郡ナリト雖トモ、八年ニ在テハ諸  
県ヲ除テ四郡ノ改租ニ着手シタルモ  
ノナリ、故ニ今回之整理モ亦旧ヲ逐  
テ四郡ニ其区域ヲ定メテ、以テ鹿児  
島本部ノ改租着手ト分離シタリキ、  
夫全国ノ概況ハ其地勢西北ニ起テ南  
ニ走り、其縦線五十六里余其横径式  
拾式里弱ト称ス、而シテ南ハ薩隅ノ  
背部ヲ東ネ西北ハ豊肥ノ襟喉ニ連接  
シテ、東ハ所謂著名ノ日向洋ニ枕メ  
タルモノナリ、而シテ其内部ハ山谿  
崎嶇僅ニ宮崎、高鍋、穂北、延岡近  
傍ヲ除クノ外方一里ノ平野アルヲ不  
看、四郡ノ村落二百三十一箇、其土  
地ノ沃瘠、其旧税ノ甘苦、且其水利  
耕運便否ノ如キハ別冊ニ之ヲ詳悉ス、  
其簿冊ハ目錄ヲ添テ別ニ電覽ニ供ス、  
依テ今回鹿児島県令岩村通俊ヨリ開  
申之義御允許相成候様致度、此段謹  
テ復命仕候也

明治十三年四月

地租改正事務局

十一等出仕 片山恭平

同局

十等出仕 関方高

地租改正事務局總裁

大隈重信殿

地租改正局上申鹿児島県下日向国

四郡改租済之事

右謹テ御覽ニ供ス

明治十三年十一月十五日

故に、今回の整理もまた、古きにならつて、  
四郡にその区域を定めて、鹿児島本部の改租  
着手と分離して行った。

そもそも全県の概況はその地勢は西北に起こつ  
て、南に走り、その縦線は五十六里余り、そ  
の横径は二十二里弱といわれる。しかし南は  
薩隅の背部を東ね、西北は豊肥の喉もとに連  
接して、東はいわゆる著名の日向洋に枕つき  
る。しかし、その内部は山や谷は険しくて、  
わずかに宮崎、高鍋、穂北、延岡近傍を除い  
た外は一里四方の平野がある所はない。

四郡の村落二百三十一箇、その土地が肥えて  
いるかやせているか、その旧税の甘苦、かつ、  
その水利耕運の便利がどうかという事は、別  
冊にこれを詳細に述べる。その簿冊は、目錄  
を添えて、別によくわかるよう供覧します。  
よつて、今回、鹿児島県令岩村通俊より申し  
上げる件は御許可になるよう、この旨を謹ん  
で復命します。

明治十三年四月

地租改正事務局

十一等出仕 片山恭平

同局

十等出仕 関方高

地租改正事務局總裁

大隈重信殿

地租改正局 上申 鹿児島県下 日向国四

郡 改租済の事

右謹んで回覧に供す

明治十三年十一月十五日

太政大臣 三條實美  
左大臣 熾仁親王  
右大臣 岩倉具視

〔外朱書〕

「内地乙四五二号」

明治十三年十月廿二日

大臣 ① 内閣書記官

地租改正局上申鹿児島県下日向

国四郡改租済之事

右回覧ニ供ス

参議 ①

明治十三年十月

会計部主管参議

別紙地租改正事務局上申鹿児島県下

日向国四郡改租ノ儀供高覧候也

〔公文録 地租改正事務局之部全 明治一三年七月  
月二頁〕

### 55 明治一三年度より新税施行につ き布達

明治一四年八月二五日

甲第三百二十七号

本県（種子島豊永村外  
四ヶ村ヲ除ク） 耕宅地、山林原

野其他雑種地共地租改正整頓ニ付、

明治十二年（鹿児島市街ハ同後半年）

ヨリ旧税法相廢シ新税施行之儀其筋

ニ於テ許可相成候条、此旨布達候事

「八月二五日」

明治一四年（七月廿日）

太政大臣 三條實美  
左大臣 熾仁親王  
右大臣 岩倉具視

〔外朱書〕

「内地乙四五二号」

明治十三年十月廿二日

大臣 ① 内閣書記官

地租改正局 上申 鹿児島県下 日向国

四郡 改租済之事

右回覧に供ス

参議 ①

明治十三年十月

会計部主管参議

別紙地租改正事務局 上申 鹿児島県下 日

向国四郡 改租の儀高覧に供します。

〔公文録 地租改正事務局之部全 明治一三年七月  
二頁〕

### 55 明治一三年度より新税施行につき布達

明治一四年八月二五日

甲第三百二十七号

本県（種子島豊永村外  
四ヶ村ヲ除ク） 耕宅地、山林、原野、その

他雑種地とも地租改正をきちんと整理したの

で、明治十二年（鹿児島市街は同後半年）よ

り旧税法を廢し、新税を施行することを担当

役所において許可になったので、この旨 布

達する

「八月二五日」

明治一四年（七月廿日）

鹿児島県令 渡邊千秋

『鹿児島県布達』明治十四年六月

56 鹿児島県下塩田山林等改租の件

明治十四年九月三〇日

鹿児島県申牒管下塩田其他改租ノ儀ニ付上申

鹿児島県下薩摩、大隅熊毛郡種ヶ島、日向三ヶ国五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国塩田及山林、原野、雑種地改租調査竣功候ニ付、今回別紙新旧税額比較表ヲ以テ新税施行ノ儀伺出候間、省議ヲ尽候処調査其宜ヲ得実地適當ノ税額ト視認候間、該県稟請ヲ許可致候、依之該県出張吏員復命書相添此段及上申置候也

明治十四年九月三十日

大蔵卿 佐野常民印

太政大臣 三條實美殿

〔別紙〕

塩田其他改租之義伺

管下薩摩、大隅熊毛郡種ヶ島、日向三ヶ国五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国塩田及山林、原野、雑種地改租之義別表之通り整頓セリ、右ハ貴局出張員ト審議ヲ遂ケ精査ヲ尽シ候義ニ付、明治十二年ヨリ新税施行之義御允可ニ相成度、因テ別表相副此段相伺候也

明治十四年六月十五日

鹿児島県令 渡辺千秋

地租改正事務局総裁

鹿児島県令 渡邊千秋

『鹿児島県布達』明治十四年六月

56 鹿児島県下塩田山林等改租の件

明治十四年九月三〇日

鹿児島県が申謀した管下の塩田その他の改租の件につき上申。

鹿児島県下薩摩、大隅熊毛郡種ヶ島、日向三ヶ国五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国の塩田および山林、原野、雑種地の改租の調査が完成したので、今回、別紙の新旧税額比較表をもって新税施行の件を伺い出たので、省議をつくしましたところ調査は、その通りでよく、実地に適切な税額と確認しましたので、鹿児島県の稟請を許可します。これによって、鹿児島県へのお出張吏員の復命書を添えて、上申いたします。

明治十四年九月三十日

大蔵卿 佐野常民印

太政大臣 三條實美殿

〔別紙〕

塩田その他改租の伺い

管下薩摩、大隅熊毛郡種ヶ島、日向三ヶ国五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国の塩田及び山林、原野、雑種地の改租の件は、別表の通りきちんと整理しました。右は貴局出張員と審議を遂げ、精査を尽くしましたので、明治十二年より新税を施行する件を許可して頂きたく、よって別表を添えて、この件を伺います。

明治十四年六月十五日

鹿児島県令 渡辺千秋

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

鹿児島県所管薩、隅五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国山林、原野、雑種地改租之事業竣功セリ、下官等地租改正局奉職中該県へ派出シ、百事県官ト協議シ之ヲ調査セルヲ以テ、茲ニ一言ヲ副へ閣下ニ白ス、其大要地位等級、地価、地租各権衡ヲ得テ確実公平ナルヲ信認ス、因テ該県令稟請ノ如裁可アラシコトヲ乞、此旨謹テ上申ス

明治十四年七月九日

大蔵四等属 原 信謹

大蔵二等属 片柳 篤

大蔵卿 佐野常民殿

〔公文録 大蔵省一二月第一 明治一四年〕

〔註〕別表は省略した。

57 地券取扱心得の達

明治一五年二月二三日

乙第二十二号

郡役所

戸長役場

地券取扱心得左之通相定メ候条、此旨相達候事

明治一五年二月十三日

鹿児島県令渡邊千秋代理

鹿児島県大書記官 上村行徴

地券取扱心得書

大隈重信殿

鹿児島県所管、薩、隅五ヶ村ヲ除ク、日向三ヶ国の山林、原野、雑種地の改租の事業が完成しました。われ等地租改正局に職務中は、該当県に出掛けて、さまざま、この件につき県官と協議し、これを調査しましたので、ここに一言を添えて閣下に申し上げます。その大要は、地位等級、地価、地租はそれぞれ釣り合っており、確実公平であると確信します。よって鹿児島県令が稟請したとおり決裁して下さい。この旨、謹んで上申します。

明治十四年七月九日

大蔵四等属 原 信謹

大蔵二等属 片柳 篤

大蔵卿 佐野常民殿

〔公文録 大蔵省一二月第一 明治一四年〕

〔註〕別表は省略した。

57 地券取扱心得の達

明治一五年二月二三日

乙第二十二号

郡役所

戸長役場

地券取扱の心得を左の通り定めたので、この旨を達する

明治一五年二月十三日

鹿児島県令渡邊千秋代理

鹿児島県大書記官 上村行徴

地券取扱心得書

第一条 地券証並台帳下渡之義ハ整理之都合ニ抛リ一郡或ハ四、五ヶ村ヲ取纏、租税課ヨリ送附スベキ事

第二条 地券到着之上ハ送状ニ照シ紙数及ヒ帳数ヲ改メ、三日以内ニ領収証書可差出事

第三条 前条ノ手續ヲナシタル上ハ該村戸長及ヒ惣代人ヲ呼出シ、遅クモ十五日以内ニ地券ヲ下付シ、尙三十日以内第三号ノ届書為差出其旨可届出事

但大島、甌島、熊毛、馭謨郡ハ海上ノ都合ニ依リ本条ノ日限伸縮スルコトアルベシ

第四条 書換用紙ハ先以テ五千枚ツ、下渡ス可シ、爾後ハ三ヶ月分ノ見込相立可申出事

第五条 廻送ノ券状万一破損等アルモノハ書換へ下与シ、其紙数及ヒ郡村名一々可届出事

第六条 地券下与ノ後三十日以内ニ誤謬アルヲ発見シ訂正ヲ乞願スルモノアル時ハ(區別地目及地価等ノ誤謬ハ何ノ上宛分スベシ)篤ト調査之上地券書換下与可致事

但シ本条ノ書換ハ其時々第壹号雛形ニ倣可届出事

第七条 第五、六条書換不用反古破損紙等ハ、中央二寸計切断ノ上不取締無之様保存シ、全轄渡シ済ノ

第一条 地券証ならびに台帳の下げ渡しは、整理の都合により一郡あるいは、四、五ヶ村を取りまとめ、租税課より送附すること

第二条 地券が到着したら、送状に照らし、紙数及び帳数を確認し、三日以内に収証書を差し出すこと

第三条 前条の手續をしたら、その村の戸長及び総代人を呼び出し、遅くても十五日以内に地券を渡し、なお、三十日以内に第三号の届書を出させ、その旨を届け出ること

但し、大島、甌島、熊毛、馭謨郡は、海上の都合に依り本条の期限が伸縮することがある

第四条 書き換え用紙は、まず五千枚つつ渡すこと  
以後は三ヶ月分くらいの見込を立て申し出ること

第五条 回送した券状が万一破損等したものは書き換えて渡し、その紙数及び郡村名をそのつと届け出ること

第六条 地券を渡した後で、三十日以内に関違ひがある事を発見し、訂正を願ひ出るものがある時は(區別地目及地価等ノ誤謬ハ何ノ上宛分スベシ)よく調査をして地券を書き換え下げ与えること

但し、本条の書き換えは、その時々、第壹号雛形の通りに届け出ること

第七条 第五、六条の書き換えで不用となった破損紙等は、中央を二寸ばかり切断して、管理もれがない様保存し、

上入札払取計、代金之儀ハ租税課  
地租改正掛へ送納可致事

第八条 券状下与ノ後売買譲渡確認  
ノ証新規下渡等ノ義ハ、十二年  
二月公布第六号、同三月十一日  
地租改正  
事務局乙第三号達、同五月十  
乙第  
五号□其他成規定例ニ従ヒ可取計  
事

第九条 第八条ノ書換不用及ヒ書損  
反古紙ハ、尚第七条ノ手續ニ準シ  
注意スヘシ、最毎年六月三十日限  
入札払取計、其紙数及ヒ代価共可  
届出事

但代金ノ儀ハ租税課地方税掛へ  
送納可致事

第十条 地券下与及書換ヲナシタル  
モノハ壹ヶ月毎ニ取束ネ、翌月五  
日限第二号雛形ニ倣報告可致事

第十一条 戸長役場ニ於テハ地券証  
受取タル日ヨリ十日以内ニ各自へ  
下渡スベキ事

第十二条 地券証印税ノ儀ハ客年本  
県乙第百九十七号達ニ抛リ聊不都  
合無之様可取扱事

第十三条 郡役所ヨリ戸長役場迄ノ  
途中ニ於テ万一破損紙出来セシ時  
ハ、第五条、第七条ニ抛リ可取扱  
事

第十四条 旧地券ハ戸長ニ於テ取纏、  
新地券受取ノ節引換還納可致事

一括渡し終わったあとで入札処理と  
して払いとする。代金は、租税課、  
地租改正掛りへ送納すること

第八条 券状を下げ与えた後、売買し譲渡を  
確認した証書を 新規に下げ渡す件  
は、十二年二月公布第六号、同三月十一日  
地租改正事務局乙第三号達、同五月十  
乙第五号□その他の規定例により処  
理すること

第九条 第八条の書き換えて不用になった用紙  
及び書き損じた古紙は、なお第七条の  
手續に準じて注意する事。もともと毎  
年六月三十日迄に入札払いをして、そ  
の紙数 及び代価とも届け出ること

但し、その代金は、租税課地方税  
掛りへ送納すること

第十条 地券の下げ与えと、書き換えをした  
ものは、壹ヶ月毎に束ねて、翌月五  
日迄に第二号雛形により報告する事。

第十一条 戸長役場においては、地券証を受  
け取った日より十日以内に、各自  
へ下げ渡すこと

第十二条 地券証印税の件は、去年本県乙第  
百九十七号達により少しの不都合  
もない様に取り扱うこと

第十三条 郡役所より、戸長役場迄の途中で、  
万一、破損紙が出来た時は、第五  
条、第七条により取り扱うこと

第十四条 旧地券は、戸長においてまとめ、  
新地券を受け取った時に引き換え  
て返納すること

第一号雛形

地券訂正表									
亢調					訂正				
郡村名	地目	反別	地価	地租	地目	反別	地価	地租	名面 番号 何々
(一筆限記) 載スヘシ)									

右之通訂正候ニ付、此段及御届  
候也  
年月日 郡長姓名印  
県令宛

用紙美濃野

第一号雛形

右の通り訂正したので、これを届けます。

年月日 郡長姓名印  
県令宛

用紙美濃野

第二号雛形

明治何年何月分地券報告					
地券下与			書換		
事由	地目	枚数	事由	地目	枚数
官地 御下	草生地	何枚	荒地起返	田	何枚
盜難	田	何枚	開墾期明	畑	何枚
何々	〃	〃	何〃	〃	〃
計		何拾枚	計		何拾枚
通計		何百枚			

右ノ通候也  
年月日 郡長姓名印  
県令宛

右の通りです。

年月日 郡長姓名印  
県令宛

第三号雛形

第三号雛形

御届

過般御下与相成候地券証本人共へ相渡シ、若相違之廉モ有之候ハ、可申出旨相達置候処、聊相違之義無之旨銘々ヨリ申出候ニ付、此段御届申上候也

何郡何村

戸長

年月日

何ノ某印

郡長宛

『鹿児島県布達』明治一五年四

御届

さきに、下げ与えられた地券証は、本人達へ渡し、もし間違いがあれば、申し出る様に通知していたところ、少しの間違いもないと、それぞれが申し出たので、この旨を届け出ます。

何郡何村

戸長

年月日

何ノ某印

郡長宛

『鹿児島県布達』明治一五年四



# 宮崎県法令

上下2段組になっています。

上段、下段ともに原文です。

読み下し文はありません。

58 地目變換開墾下年期等起返願心得

甲第九拾六號

明治十七年第七號地租條例布告相成候ニ付テハ地目變換開墾下年期全期明荒地免租年期全起返願届心得別冊之通相定候條此旨布達候事

但明治十六年當縣甲第四拾八號全甲第五拾六號明治十七年當縣甲第三拾五號布達ハ廢止ス

明治十七年七月七日 宮崎縣令田邊輝實

地目變換開墾下年期全期明荒地免租年期全期明願届心得

第一章 各地目種類

第一條

有祖地中ノ各地目ニ包含スル種類左ノ如シ

第一類

- |      |      |      |     |
|------|------|------|-----|
| 田    | 未定田  | 沼田   |     |
|      | 流作田  |      |     |
| 畑    | 未定畑  | 流作畑  | 切換畑 |
|      | 燒畑   | 山畑   |     |
| 郡村宅地 | 堂宇敷地 | 水車敷地 |     |
|      | 社寺境内 |      |     |
| 市街宅地 |      |      |     |
| 塩田   | 塩畑   | 塩溜   |     |
|      | 製塩場  | 未定鹽濱 |     |
| 鑛泉地  | 温泉池  |      |     |
|      | 冷泉地  |      |     |

第二類

- |    |     |       |     |
|----|-----|-------|-----|
| 池沼 | 堀   | 養魚池   | 水車溝 |
|    | 蓮池  | 井戸敷   |     |
| 山林 | 崖地  | 竹木雜生地 | 樨山  |
|    | 竹藪  | 柴藁萱山  | 石山  |
| 原野 | 秣場  | 蒲生地   | 牧場  |
|    | 草生地 | 芝地    | 萱野  |

- |      |     |      |
|------|-----|------|
| 柴生地  | 野地  |      |
| 雜種地  | 網干場 | 鱒干場  |
|      | 濱地  |      |
| 舟揚場  | 荷揚場 | 造船場  |
| 流木置場 | 布晒場 | 物置場  |
| 土揚場  | 稻干場 | 海岸砂地 |
| 土取場  |     |      |

第二章 土地丈量

第二條

凡土地ノ丈量ハ三斜法ヲ用ヒ其地主之ヲ爲シ段別帳及ヒ野取繪圖帳(第一號雜形ニ倣ヒ)ヲ調理スヘシ

第三條

凡間未滿ノ尺度ハ六尺ノ拾分壹ヲ分ト爲シ分ノ拾分壹ヲ釐ト爲シ丈量ノ際端尺三寸ヨリ五尺七寸マテ三寸ヲ増ス每ニ六除ノ數ニ適セサルモノハ之ヲ切捨テ五釐ニ止ムヘシ(即チ四寸六分ハ二寸六分ニ切捨テ三寸六分五釐ト爲シ五尺九寸得ルトキハ二寸ヲ切捨テ五尺七寸ニ六除ノ數ニ爲シ)其積算上ニ於テハ一步未滿ヲ切捨ツヘシ但シ一筆ノ土地ニシテ一步未滿ナルモノハ合勺迄ヲ用フヘシ

市街宅地ハ丈量上ニ於テ釐未滿ヲ切捨テ釐位ニ止メ(釐六分五分ノ二即チ六分ヲ謂フ)其積算上ニ於テハ壹勺未滿ヲ切捨テ勺位ニ止ムヘシ(壹勺ノ二分ノ一即チ一分ノ二ヲ謂フ)

第四條

田畑ノ丈量ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ打詰ニナスヘシ

第五條

田畑ノ畦畔其地主自由ニ變更スベキモノハ之ヲ本地ニ量入シ其常ニ變更セサルモノハ之ヲ除却ス(除却セシ畦畔ノ步數ハ本地ノ外書トシテ反別帳ニ記載スヘシ)畑宅地ノ一筆ノミニ用フル通路及ヒ一筆内ニシテ其所有主便宜ニ設タル小逕ノ類ハ總テ本地ニ量入スヘシ

崖高ノ地其崖脚中ノ畝入ニ必要ナル土地ハ之ヲ本地ニ量入シ崖脚ニシテ多少ノ收利アル土地ハ之ヲ本地ニ量入若クハ一筆ニ丈量スヘシ

一筆ノ田畑宅地内ニ孕在スル雜種地等ハ之ヲ本地ニ量入スヘシ

### 第六條

山林原野雜種地等ハ其實際ノ平斜面ニ應シ三斜法其他適宜ノ方法ヲ以テ丈量スルモ妨ケナシ

## 第三章 地位釐定

### 第七條

地價ヲ定メ又ハ地價ヲ修正スルモノハ其町村戸長及ヒ地主ニ於テ近傍類地ト其地力ヲ比較シ尚其地ノ情況又ハ現況ニ依リテ地位等級ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ在テ地主多數ナルトキハ其地主中ヨリ貳名以上五名以下ノ總代ヲ撰ミ之ヲシテ其地位等級ヲ定メシムヘシ但實地檢査ノ節ハ惣代人立會フヘシ

主任官吏實地檢査ノ節該地位等級不適當ト認ムルトキハ更ニ戸長地主又ハ總代人ヲシテ再評セシムルコトアルヘシ

地位ノ評定ニ係ル一切ノ費用ハ地主ノ負担タルヘシ

## 第四章 地價算則

### 第八條

地價ハ收穫利率及ヒ檢査石代(利率及ヒ不在其種地ニ依リ其種肥料ヲ收穫ノ一割五分ト爲シ左ノ算則ニ據テ定ムルモノトス)

#### 算則

田畑ハ收穫物ノ内ヨリ種肥料ヲ引去リ其殘數ニ檢査石代ヲ乘シ實ト爲シ其地ノ地目ハ所得金ヲ以テ實ト爲シ地租率百分ノ三(地租修正ノ節用ヒタルモノ)ト地方稅率百分ノ一(地租修正ノ節用ヒタルモノ)トヲ合シ之ニ利率ヲ加ヘ法トナシ法ヲ以テ實ヲ除シ得ル數ヲ地價ト爲ス

## 第五章 地目變換

### 第九條

地目變換ヲ爲セシモノハ第七條ニ依リ地位等級ヲ釐定ノ上届書貳通(第二號雛形ニ做ヒ)ヲ調理シ之ニ第二條ノ反別帳并野取繪圖帳ヲ添ヘ差出スヘシ

## 第六章 開墾及鍤下年期全期明

### 第十條

第二類地ヲ開墾スルニ際シ鍤下年期ヲ要スルモノハ願書(第三號雛形ニ做ヒ)ヲ調理シ色分圖面相添ヘ其時々差出シ許可ノ後ニ於テ着手スヘシ

### 第十一條

一筆地ノ内幾部分ヲ開墾スルモノハ其區域廣狭ヲ區分シ反別ヲ概量シテ願書ニ記載スヘシ

### 第十二條

開墾ハ左項ニ依リ實際要スル勞費調書(第四號雛形ニ做ヒ)ヲ調理シ願書ニ添ヘ差出ヘシ

- 一 項 事業ハ 開墾平堆等難易ノ實況
- 二 項 工夫ハ 雇役ノ多少賃錢ハ自他町村ノ比較

### 第十三條

鍤下年期明ニ至ラハ更ニ反別ヲ丈量シ第七條ニ依リ地位等級ヲ定メ期明ノ届書貳通(第五號雛形ニ做ヒ)ヲ調理シ之ニ第二條ノ反別帳并野取繪圖帳ヲ添ヘ差出ヘシ

### 第十四條

鍤下年期中當初ノ目的ヲ改メ他ノ地目ニ變スルトキハ其事由ヲ詳記シ第十三條ノ例ニ準據届出ヘシ又ハ更ニ鍤下年期ヲ要スルモノハ第十條第十一條第十二條ノ例ニ依リ願出ヘシ

### 第十五條

鍤下年期明ニ至リ開墾ノ成功ニ至ラス鍤下繼年期ヲ要スルモノハ願書(第八號雛形ニ做ヒ)ヲ調理シ之ニ第十二條ノ勞費調書ヲ添ヘ差出ヘシ

第十六條

歛下年期明ノトキ其開墾當初ノ目的ニ達セス  
他ノ地目ニ變スルモノハ其事由ヲ詳記シ第十  
三條ノ例ニ準據届出ヘシ

第十七條

歛下年期明ニ至リ該全地ノ幾分ヲ竣功セシモ  
ノハ其部分ノミ第十三條ノ例ニ準據届出ヘク  
其殘地ハ第十五條ノ例ニ依リ願出ヘシ

第十八條

前約歛下年期中無稅据置ノ分滿期ニ至リ未タ  
熟地ニ至ラス尚繼年期ヲ要スルモノハ素地相  
當ノ地價ヲ査定スルニ依リ第七條ニ準シ地位  
等級ヲ定メ繼年期願書 (第七號雛形ニ倣ヒ)  
ヲ調理シ差出ヘシ

第十九條

開墾歛下年期ヲ要セサルモノハ無年期開墾願  
書 (第八號雛形ニ倣ヒ) ヲ調理シ其時々許可  
ヲ得タル后着手シ其年落成ノ上第七條ニ依リ  
地位等級ヲ定メ届書貳通 (第九號雛形ニ倣ヒ)  
ヲ調理シ之ニ第二條ノ反別帳並野取繪圖帳及  
色分圖面ヲ添ヘ差出ヘシ

第七章 荒地免租年期全期明

第二十條

荒地免租年期ハ其災害ニ罹リ荒地ト成リシ后  
二十日以内ニ願書 (第十號雛形ニ倣ヒ) ヲ調  
理シ色分圖面ヲ添ヘ差出ヘシ

第二十一條

荒地免租年期中再ビ災害ニ罹リ流亡荒損トナ  
リ前附與ノ年期内ニ於テ原地價ニ復シ難キモ  
ノハ更ニ其年ヨリノ再荒地免租年期願書 (第  
十一號雛形ニ倣ヒ) ヲ調理シ色分圖面ヲ添ヘ  
差出ヘシ

第二十二條

荒地免租年期明ニ至リ尚荒地ノ形状ヲ存スル  
モノハ繼年期願書 (第十二號雛形ニ倣ヒ) ヲ  
調理シ色分圖面ヲ添ヘ差出ヘシ

第二十三條

荒地免租年期明若クハ繼年期明ニ至リ未タ原  
地價ニ復シ難キモノハ低價年期願書 (第十三  
號雛形ニ倣ヒ) ヲ調理シ之ニ第二條ノ野取繪  
圖帳ヲ添ヘ差出ヘシ

第二十四條

免租年期明若クハ繼年期明及低價年期明ニ至  
リ他ノ地目ニ變シ又ハ低價年期明ニ至リ尚原  
地價ニ復シ難キ分アルトキハ第七條ニ依リ地  
位等級ヲ定メ期明ノ届書貳通 (第十四號雛形  
ニ倣ヒ) ヲ調理シ之ニ第二條ノ反別帳並野取  
繪圖帳及色分圖面ヲ添ヘ差出ヘシ

第二十五條

荒地免租年期繼年期低價年期各其年期明ニ至  
リ原地價ニ復シ期明ノ届書貳通 (第十五號雛  
形ニ倣ヒ) ヲ調理シ之ニ第二條ノ反別帳並野  
取繪圖帳ヲ添ヘ差出ヘシ

但低價年期明ハ反別ヲ丈量スルニ及ハス

第二十六條

地租改正以前ノ荒地ニテ原地價ナキモノハ期  
明ニ至ラハ第七條ニ依リ地位等級ヲ定メ届書  
貳通 (第十六號雛形ニ倣ヒ) ヲ調理シ之ニ第  
二條ノ反別帳並野取繪圖帳及色分圖面ヲ添ヘ  
差出ヘシ

第二十七條

川成海成湖水成ニシテ免租年期明ニ至リ原形  
ニ復シ難キモノハ第二十二條ノ例ニ倣ヒ繼年  
期願書ヲ調理シ差出ヘシ

第二十八條

前條ノ荒地繼年期明ニ至リ尚原地目ニ復セス  
他ノ地目ニ變セサルモノハ字番地目反別等一  
筆限詳記シタル願書ヲ調理シ地券ヲ添ヘ返還  
願出ヘシ

第八章 願書期限

第二十九條

前各條願届書 (荒地免租) ハ左ノ期限ニ依リ地  
所所轄郡役所ヲ經差出ヘシ

一月ヨリ  
有マテ  
ノ分ハ其年七月十五日  
限り

一 地目變換 七月<sup>月</sup>日<sup>日</sup>ノ分ハ翌年一月十五日  
限リ

一 荒地免租年季 罹災后三十日限リ

一 開墾<sup>墾</sup>下年期 其時々  
并無年期開墾

右之外ハ 満期ノ翌年一月十五日限

第九章 雜則

第三十條

前條々願届等ノ調理ハ其町村地主自ラ爲スモ  
又ハ惣代人ヲ定メ爲サシムルモ地主ノ適宜タ  
ルヘシ

但惣代人ヲシテ調理シタルヨキハ其一切  
ノ費用ハ地主ノ負担タルヘシ

第三十一條

前條々願出届出ノ上ハ主務ノ官吏實查シ地價  
ヲ定メ又ハ地價ヲ修正スルモノハ其地價及荒  
地免租年期開墾<sup>墾</sup>下年期ハ其年期ヲ查案セシ  
ムヘシ

但主務官吏實地檢査ノ節ハ其町村戸長地  
主又ハ地主惣代人立會フヘシ

土地ノ丈量又ハ地位地價ノ檢査ヲナストキハ  
左ノ雛形ニ倣ヒ一筆限リ畝<sup>畝</sup>杭ヲ建テ檢査ヲ受  
クヘシ

一筆地ノ内數枚アルモノハ何枚ト記スヘシ

字何番  
何反別何程 何枚 地主何ノ其  
外何程畦畔

寸法適宜

(以下書式)

(第一號) (表紙部分)

(用紙半紙)

段別帳  
何郡  
何町村

(以下書式)

字何々  
何番 (地番<sup>地番</sup>欄ニ記載スベシ) (惣代人ヲ定メ調理シタルモノハ持主姓名ノ下ニ實印ヲ捺スヘシ)  
一 田反別何程 持主 何某  
外反別何程 畦畔  
字何々  
何番  
一 田反別何程 持主 何某  
外反別何程 畦畔  
字何々  
何番  
一 畑反別何程 持主 何某  
外反別何程 畦畔  
字何々  
何番  
一 宅地反別何程 持主 何某  
惣反別何程  
内  
田反別何程  
外反別何程 畦畔  
畑反別何程

外反別何程 畦畔  
宅地区別何程

右者(地目變換)(開墾鐵下年期明)(荒地免租年期明)(何々)ノ土地丈量仕候處前書之通相違無御座候也

右地主(又ハ地主惣代)  
年月日 何 基印  
何 基印  
何 基印  
戸長 何 誰印

縣令宛

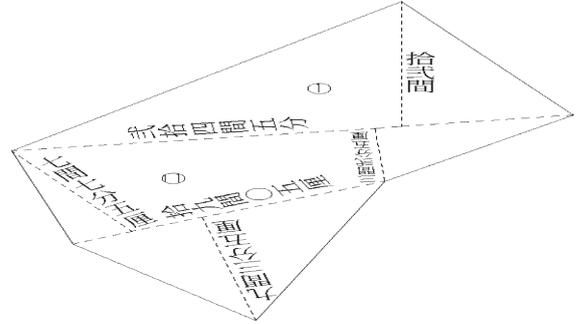
(以下書式)

(第一號二屬ス)(表紙部分)  
(用紙半紙)

野 取 繪 圖 帳  
何 郡  
何 町 村

何 郡  
字何々 何 町 村  
何番 (惣代人ヲ定メ調繪シタルモノノ持主姓名ノ下ニ實間ヲ捺スヘシ)  
一 田反別壹反壹畝貳拾七步 持主 何 某

外反別何步 畦畔

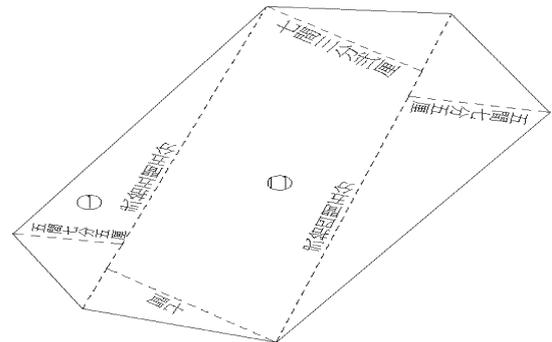


- 一 三百八拾八坪八合七勺五才
- 二 三百貳拾五坪七合五勺五才
- 計七百拾四坪六合三勺
- 此ニ除三百五拾七坪

**三合壹勺五才**

切捨ヘシ

字何々  
何番  
一 畑反別壹反貳拾貳步 持主 何 某  
外反別何步 畦畔



- 一 三百貳拾五坪六合貳勺五才
- 二 三百貳拾坪貳合壹勺五才
- 計六百四拾五坪八合四勺
- 此ニ除三百貳拾貳坪

**九合貳勺**

切捨ヘシ

右者（地目變換）（開墾下年期明）（荒地免租年期明）（何々）ニ付地盤丈量仕候處每筆ノ野取繪圖前記之通相違無御座候也

右地主（又ハ地主惣代）

何 某 印  
何 某 印  
戸長  
何 誰 印

年月日

縣令宛

（以下第二號書式省略）

（第三號）（以下書式）

開墾下年期願

何 郡  
何 町村

字何々

何 番 持主 何 某

一 何反別何程

此地價金何程 何等<sup>町反</sup>當金何程

此地租金何程

但（田）（畑）（宅地）ニ開墾

（此間ニ野明ケ置クヘシ）

字何々

何 番

何反別何程 地價金何程 地租金何程 内

一 何反別何程 持主 何 某

此地價金何程 何等<sup>町反</sup>當金何程

此地租金何程

但（田）（畑）（宅地）ニ開墾

（此間ニ野明ケ置クヘシ）

殘 （殘額ニ区何當金ヲ乘シ開墾租ヲ算出シ之項ノ增額租ノ内ヨリ之ヲ引キテ殘額租ヲ開墾地ノ價租トシ記載スル）

何反別何程 素地据置

此地價金何程 何等<sup>町反</sup>當金何程

此地租金何程

惣計反別何程

地價金何程

地租金何程

内

何反別何程

地價金何程

地租金何程

何反別何程

地價金何程

地租金何程

右者鄰地并近傍ノ地主及其他共故障ノ筋無之ニ付今般開墾仕度候間相當ノ墾下年期御査定ノ上御聽許相成度勞費調書并色分圖面相添ヘ此段奉願候也

右地主

年月日 何 某印

縣令宛

前書之通相違無之候也

戸長

何 誰印

(用紙美濃紙)

何々願

字何々

色分圖面ハ四圍接續ノ地形及土地ノ分界等詳記シ一筆限  
ニ調整スヘキモノト雖モ數筆連續スルモノ又ハ一字内ニ  
〇散スルモノハ其一字限一紙ニ調整スヘシ但字違ヒノモ  
ハ別紙ニスヘシ第拾號ニ屬スル雛形モ之レニ倣フ

凡例



海川溝

道路

堤唐

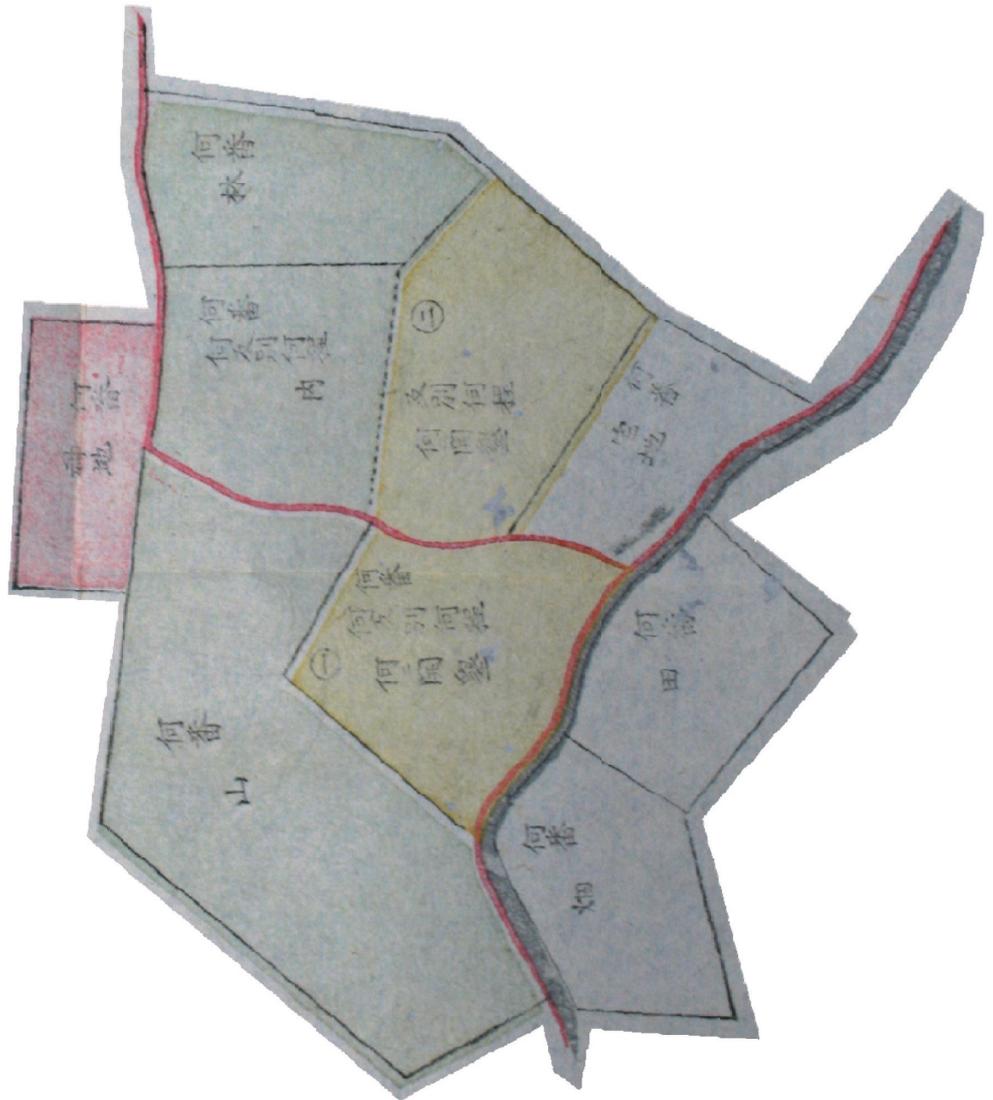
耕宅地

雜山種林地原野

神社寺地

願地

- ① 一筆ノ全地開墾ノ例
- ② 一筆ノ内幾分力開墾ノ例



何郡何町

地主

戸長

某印

誰印

59 官有私下地新規反別人願及民有地買上ノ  
地所一筆限地租金届出手続

甲第百五號

官有拂下地新規反別人願及民有地買上ノ地所  
一筆限地租金届出手續左之通相定候條此旨布  
達候事

明治十七年七月廿五日 宮崎縣令田邊輝實

第一條 官有地拂下之許可ヲ得タルモノハ其  
地所轄ノ町村戸長ニ就キ地所引渡ヲ受タ  
ル上明治十七年當縣甲第九十六號布達第三  
章ニ準據地位等級ヲ定メ新規反別人願書  
(甲號雛形ニ倣ヒ)ヲ調理シ之ニ色分圖面  
并拂下許可ノ指令又ハ達書之寫ヲ添ヘ其指  
令又ハ達書到達ノ日ヨリ十五日以内ニ地所  
所轄ノ郡役所ヲ經願出ヘシ

第二條 前條反別人願出ノ上ハ主務ノ官吏ヲ  
派遣シ土地ノ丈量并地位等級ノ當否ヲ實檢  
シ相當ノ地價ヲ查案セシムヘシ  
但實地檢査ノ節ハ其町村戸長并地主立會  
フヘシ

第三條 前條實地檢査ヲ受クルトキハ明治十  
七年當縣甲第九十六號布達第三十一條ニ準  
據一筆限畝杭ヲ建ヘシ

第四條 民有地ヲ買上ニナリタル地所ハ買上  
ノ達到達受書差出タル上該地一筆限地租金  
届書(乙號雛形ニ倣ヒ)貳通ヲ調理シ之ニ  
色分圖面并ニ買上ノ達寫ヲ添ヘ其達到達ノ  
日ヨリ十五日以内ニ地所所轄ノ郡役所ヲ經  
届出ヘシ

(甲號) (以下書式)

拂下地新規反別人願

何郡

何町村

字何々

何番

第何等 但類地字何々何番何ニ比較

一何反別何程 拂受人 何某

此拂下代金何程 壹反ニ付金何程

但 明治何年何月何日許可

明治何年何月何日指令(又は達書)到達

(此間五野明ケ置クヘシ)

(一筆以上アルトキハ左ノ例  
依ヒ總計ヲ規ケヘシ)

總計反別何程

(此間五野明ケ置クヘシ)

内

何反別何程

(此間五野明ケ置クヘシ)

何反別何程

(此間五野明ケ置クヘシ)

右者何々(轉ノ書ヲ)ニ依リ拂下願(入札ノ  
上)今般別紙寫之通許可相成候ニ付類地ニ比  
準相當ノ地位等級取調候處書面之通ニ有之候

問實地御點檢地價御査定ノ上反別人御聽許相  
成度色分圖面相添此段奉願候也

年 月 日 何郡何村町 何番戸 何 某 印

縣 令 宛

前書之通相違無之候也

戸長 何 誰 印

(甲號ニ屬ス)

拂下地新規反別入願

字何々 (一字中数字アルトキハ一紙ニ取調)  
(字違ヒノモノハ各別ニスヘシ)

何郡何町村

戸長 何 某 印

戸

長

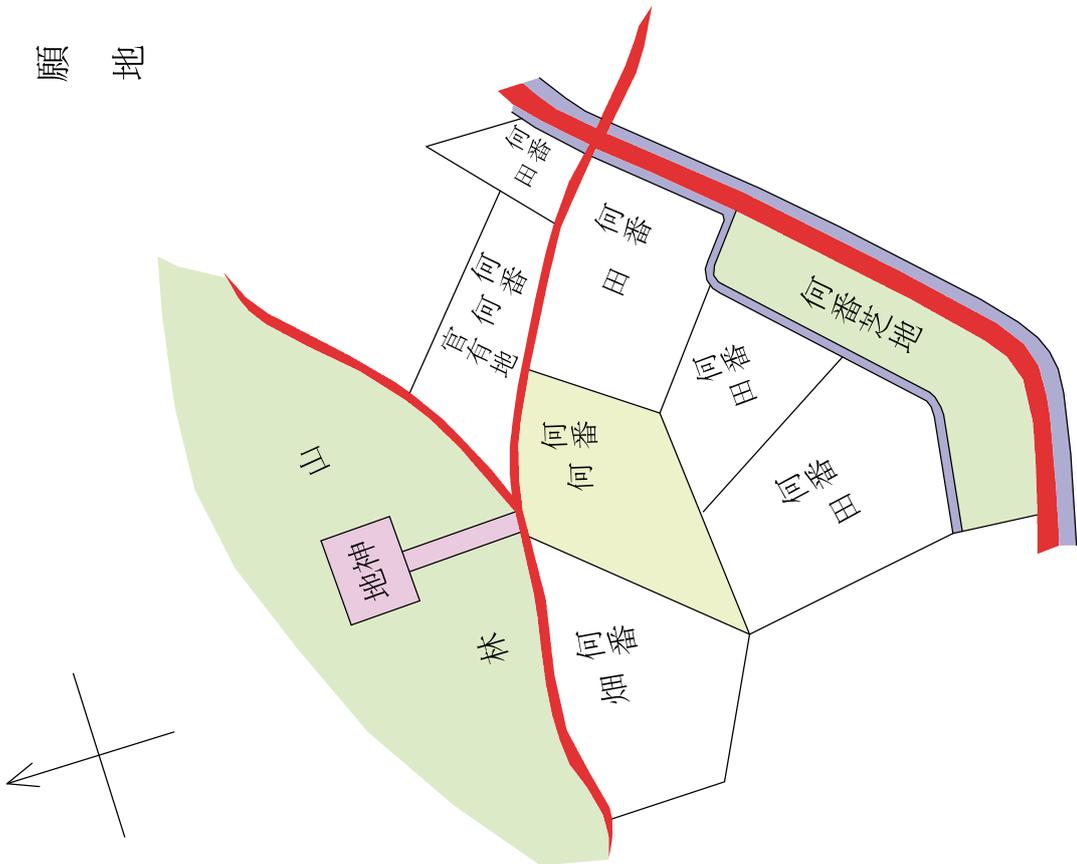
何

誰

印

凡例

- 海川溝
- ▬ 道路
- 堤塘
- 耕宅地
- 山林原野  
雜種地
- 神地社寺地
- 願地



60 地籍編製規則

甲第拾號

地籍編製規則並全心得別冊之通相定候條右ニ  
照準本年ヨリ向フニケ年ヲ期シ成功可致此旨  
布達候事  
明治十八年一月廿七日 宮崎縣令田邊輝實

地籍編製規則

第一章 總則

第一條 地籍ハ土地ノ經界廣狹及ヒ其名稱所  
有ヲ明哲判別スルノ圖籍ニシテ國家一曰モ  
欠クヘカラサルノ典籍トス依テ之カ編纂ノ  
方法ヲ設タル左ノ如シ

第二條 地籍ハ全國地籍府縣地籍國地籍郡地  
籍村町地籍ノ五種アリ其村町地籍ハ官民有  
地ノ別ヲ問ハス地元村町ニ於テ之ヲ編製シ  
其郡地籍以上ハ管廳ニ於テ編製管理スルモ  
ノトス

第三條 地籍ハ一ケ年毎ニ土地變換ヲ添消更  
正スルモノトス

第二章 土地經界

第四條 土地經界ヲ釐正ス〇〇地籍編製ノ主  
眼トスル所ナレトモ暫ク地租改正ニ當リ決  
定シタル各町村各字一筆限り四至ノ經界ヲ  
以テ區別スルモノトス

第五條 新ニ經界釐正ヲ要スルモノハ將來ノ  
錯雜ナカラシムルカ故ニ左ノ三項ニ據リ區  
別スベシ

但其地方ニ於テ別ニ慣例アルモノハ其習  
慣ニヨルモノトス

- 一 河川ハ其水流ノ中心ヲ以テ界トス
- 一 山頂ハ雨水ノ分派スル所ヲ以テ界トス
- 一 道路ハ其中央ヲ以テ界トス

第六條 從來紛議等アリテ其經界確定セサル  
モノ、如キハ更ニ兩郡村町協議ノ上其旨趣

ヲ詳明シ實地明瞭ナル圖面ヲ添ヘ双方連署  
申立ツヘシ

但從來爭論地ニシテ裁判ニ係ルモノハ其  
事由ヲ詳記シ双方ヨリ申立ルモノトス

第七條 從來人會地ト稱ヘ甲乙之村方所屬未定  
地ハ地形明瞭ナル地圖ヲ調製シ双方協議ノ  
上意見申立ツヘキモノトス

第八條 字ハ舊慣ニヨルヲ旨トスルヲ以テ分  
裂合併スヘカラサルモノト雖モ改租ノ際己  
ニ更正シタルモノハ朱書ヲ以テ舊字ヲモ付  
記スルモノトス

但實際廣漠若シクハ狹少ニシテ止ムヲ得  
ス分裂合併ヲ要スルモノハ出願許可ヲ得  
ヘシ

第九條 畦畔畦岸ハ其上部ノ土地ニ屬スヘキ  
モノト雖モ別ニ證迹又ハ其地方ノ慣習等ア  
ルモノハ之ニ由リ其所屬ヲ定ムルモノトス

第三章 丈量方積

第十條 土地ノ丈量ハ總テ水平面ヲ實測スル  
ヲ法トスト雖モ暫ク改租ノ際調査セシ反別  
ヲ登録スヘシ尤モ道路堤塘畦畔河川溝渠等  
ノ類ニシテ新ニ實測ヲ要スルモノハ(明律  
第七年  
在舊據り)三斜法ヲ用ヒ總テ平面積ノ反別ヲ  
得ルモノトス

但高山深谷或ハ湖沼等ニテ四至境界ノミ  
ヲ掲載シ有ル分ハ此際可成段別ヲ得ルモ  
ノトス

第十一條 土地ヲ度ルハ曲尺六分ヲ一厘十厘  
ヲ一分十分<sup>六</sup>ヲ一問ト稱シ總テ何萬何  
何百何拾何問何分何厘ヲ以テ計算スヘシ

第十二條 土地ノ方積ヲ求ムルハ方壹分<sup>四</sup><sub>分</sub>  
ヲ壹勺拾勺ヲ壹合拾合ヲ壹坪トシ總テ何萬  
何千何百何拾何坪何合何勺ト稱シ之ヲ反別  
ニ更ムルニハ三千坪ヲ壹町步トシ三百坪ヲ  
壹段步トシ三十坪ヲ壹畝步トシ壹畝步以下  
ハ何拾何步何合何勺ト稱シ勺位ニ止メ其余  
端數アルモノハ切捨ツヘシ

第四章 土地番号

第十三條 全村中數字アルモノハ之レニ順次番号ヲ附スヘシ

但シ改祖ノ際既ニ附記アルモノハ此限ニアラス

第十四條 道路堤塘畦畔河川溝渠等ノ如キ新ニ番号ヲ附スルモノハ隣地ノ内番ト何番ノイ号何番ノロ号(例ハ隣地番番三畦畔ノ類アレハ之ヲ番番ノ號トシ次ニ川アレハ壹番ノ號トナシ)ト地勢ニヨリ順次附スルモノトス

第五章 地所名稱

第十五條 地所ノ名稱ハ明治七年第百二十號全八年第百十四號全年第百五十四號全九年第八十八號全十三年第四拾三号布告ニヨルヘシト雖モ尙左ノ細目ニ倣ヒ類別スヘシ

細目

- 一 皇宮地 皇離宮等ヲ云フ
- 皇宮地附屬地 皇宮地ニ屬スル土地ヲ云フ
- 一 神地
  - 官國幣社 陸官國幣社境内地ナリ但官國幣社國幣社及ヒ大小ヲ區別スルモノトス
  - 縣社 縣社境内地ナリ但〇社已下之ニ倣フ
  - 小社 村社ニ列セサル無格神社ノ境内地ナリ
- 一 官用地
  - 縣廳用地 本廳敷地警本分署警本支署郡役所等敷地之部ニ編入ス
  - 工部省用地 電信分局及ヒ燈臺敷地ヲ云フ
  - 司法省用地 裁判所及ヒ官倉敷地ヲ云フ
  - 陸軍省用地 兵庫軍屬ノ地ヲ云フ
- 一 山 山ノ總稱ナリ
  - 金山 金礦ヲ發掘スル山ナリ以テ銅鐵鉛ノ之ヲ類別スヘシ
  - 石炭 石炭ヲ採掘スル所ナリ
  - 石山 築石ヲ析出ス所ナリ
  - 砥石山 砥石ヲ採掘スル所ナリ
  - 水源涵養山 飲水田水用等ノ爲メ伐木ヲ新サハル山ヲ云フ
  - 土砂打止山 土砂ノ流出ヲ打防スル爲メ伐木ヲ禁スル山ヲ云フ

- 用材山 家屋建築及ヒ船體等ニ供スル木種ノアル山ヲ云フ
- 雜木山 薪炭等ニ供スル木種ノアル所ナリ
- 柴草山 禾草ヲ肥糞等ニ刈取ノ場所ヲ云フ
- 葛秣山 葛草ヲ刈取場所ヲ云フ但人民踐踏葛草ニ兼用スルモノハ其用ユルノ最モ多キニヨリ名稱ヲトスヘシ
- 一 丘陵 山ノ小ナルモノ即チ微巖地ノ稱呼ナリ一里塚ノ如キ此部ニ編入ス
- 一 林 樹木ノ叢生スル所ニシテ地勢高低平坦ニ拘ハラズ樹木ノ繁茂シタル地ヲ云フ但水源涵養林土砂打止林雜木林ヲ區別スルモノトス
- 一 藪 藪竹ノ叢生スル所ヲ云フ
- 一 原野 耕地林業ニアラサル廣平ノ土地ニシテ菅藨草等ノ生若ニ〇七〇〇ノ原野ト稱ス
- 一 荒蕪地 人民開墾ニ着手シ事故アリテ草生地トナリタル墾或ハ〇〇シタル耕地ノ起返シセサルモノ等私有ノ權利ヲ失ヒシ地所ヲ云フ
- 一 附寄洲 泥砂ノ水涯ニ堆積シテ漸ク陸地ヲ為スモノナリ
- 一 池 耕地灌溉爲水草等ノ利ヲ獲ルカ爲メ地ヲ鑿シ水ヲ蓄フル所ナリ但沼ト形相近キヲ以テ舊稱別胡ナラス今夫造ヲ沼トシ人爲メ池トス
- 一 川 両地間ノ低所ニ線ノ水路ヲ通シ流レテ海ニ入ルモノヲ云フ
- 一 沼 天然開閉ニシテ水溜リ淺ク泥濘キモノヲ云フ
- 一 澤 淺瀆等ニシテ概ニ線ノ水路アルモ水草交錯ノ地ヲ云フ
- 一 湖 天造ニシテ水ヲ陸地内ノ一所ニ潴溜シ廣クシテ深キモノヲ云フ
- 一 溝渠 耕地灌溉ノ水草等ノ用水及ヒ雨水ヲ流通スル水路ノ總稱ナリ
- 一 堤塘 土石ヲ以テ築キ水ヲ遮斷シテ蓄スルモノナリ但堤塘堤岸堤堰堤基此部ニ入ル
- 一 道路 人馬ノ往還スル所ナリ但國縣里道ノ區別ハ種類等級ニ從フヘシ
- 一 畦畔 田畑ノ界ニアルモノナリ
- 一 崖岸 水崖ノ高キ所道路川溝田畑宅地等ノ際限ニアルモノナリ
- 一 温泉地 人身ニ藥効アル温冷泉湧出ノ地ナリ但冷泉ヲ區別ス
- 一 河岸地 河川ノ沿岸ナリ
- 一 並木敷 往還ノ兩傍ニ杉松木等ノ並列スル場所ヲ云フ
- 一 物揚場 波止ヲ設ケ貨物ヲ船ヨリ上ニシテ或ハ筏ニ陸揚スル所ヲ云フ
- 一 物置場 屋宇ヲ設ケ前項ノ貨物ヲ蓄藏スル所ヲ云フ
- 一 波止場 海邊ニシテ人工ノナシ船舶ノ碇泊ニ便ナラシメ傍ノ物積貯船積ノ田ニ供スルモノナリ
- 一 電信架線柱敷地 電信ヲ通スル架線柱ノ敷地ナリ
- 一 燈臺敷地 航海警急ノ爲メ所ニ點燈シテ標識ヲナスタル地ナリ
- 一 舊跡 古戰場古城跡廢墟以來廢城此内ニ加フ有名古人ノ佳趾ヲ云フ
- 一 名所 風光佳地天造ノ美アル有名ノ地ヲ云フ
- 一 公園地 衆庶ノ供樂園ニ定メシモノナリ
- 一 揭示場 布告畫畫等ヲ揭示スル場所ヲ云フ
- 一 堂宇敷地 屋宇ヲ結構シ佛像等ヲ設置スルモノヲ云フ
- 一 墳墓地 現今埋葬ヲ要セサル古墳或ハ無縁ノ墓地ヲ云フ但地蔵塚等此部ニ加フ
- 一 埋葬地 屋宇埋葬スル土地ナリ
- 一 燒場 屋宇ヲ火廢スル場所ナリ
- 一 斃牛馬捨場 家畜ノ斃死セルモノヲ埋ムル場所ナリ

- 1 行刑場 犯罪人ヲ處刑スル場所ナリ  
但監獄敷地内ニ屬スルモノハ別ニ掲記セズ
- 1 寺院敷地 寺院ノ境内地ナリ
- 1 學校敷地 學術傳習ノ場所ナリ  
其前記醫學大中小學ノ別アルハ其種類ニ從フシ
- 1 説教場敷地 社寺境外ニ設ケル佛道及ヒ諸宗ノ教法ヲ説ク場所ナリ
- 1 病院敷地 人身ノ疾病ヲ醫療スル場所ナリ
- 1 倉庫敷地 凶器豫備ノ為ニ穀類等ヲ蓄藏スル場所ナリ
- 1 田 水田ナリ
- 1 畑 陸田ナリ
- 1 宅地 人ノ住居スル一區域ノ地ナリ
- 1 鹽田 溝渠ヲ開鑿シテ潮ヲ注人シ之ヲ小溝ニ  
分派セシメテ以テ曬鹽スル場所ナリ
- 1 鹽漬溝 鹽漬ノ設ケテ直チニ海濱ノ砂場  
ヘ潮ヲ注キ製鹽スル場所ナリ
- 1 試作地 新ニ田畑ヲ開キ之ニ種藝シ藝合ヲ試シク地ナリ
- 1 荒地 天變ニ因テ地體開墾荒蕪シ原形  
ヲ失シ其用ヲナサハル地ノ總稱ナリ
- 1 牧場 牛馬羊豚ノ類ヲ蓄養スル地ナリ

第十六條 改租調査ノ際既ニ名稱確定シタル分ト雖モ其名稱實際適應セズ誤調ト認ムルモノハ此際細目ニ照據シ類別更訂スヘキモノトス  
但本條ノ場合ニ於テハ誤謬訂正ノ手續ヲナスヘシ

第十七條 改租ノ際一筆ノ内書トナシタル瑣々タル社堂石塚其他ノ種類ハ別ニ顯ハスニ及ハスト雖モ本地ノ外書シタルモノハ別項ニ類集スヘキモノトス

### 第六章 地籍地圖

第十八條 各種ノ地籍ハ總テ地圖ヲ調製併備スルヲ法トスト雖モ己ニ改租ノ際調製シタル地圖ニ基キ補正シ縣廳ヘ差出スヘシ縣廳ニ於テハ之ヲ謄寫シ其町村ヘ下附スヘキモノトス

但町村地圖ハ別ニ字圖ヲ附スルモノトス  
第十九條 地籍ハ別紙雛形ニ倣ヒ調製スルモノトス

第二十條 村町全圖ハ成ルヘク巨多ノ幅員ヲ要セサルヲ主トスト雖モ實際大村ニシテ止ムヲ得ス幅員ヲ要スルモノハ河川溝渠等ノ經界分明ナル所ヲ限り切圖トナスモ妨ケナ

シトス

第二十一條 字圖ハ成ヘク美濃紙一枚ノ内一字ヲ圖寫スルモノト雖モ區域廣濶ニシテ縮圖ナシガタキモノハ分裂數枚トナシ何字ノ一号ニ号ト記載スルモ妨ナシトス

第二十二條 町村ニ於テハ地籍變換簿ヲ製シ土地變換アル毎ニ遺漏ナク之ヲ牒記シ調査ノ便ニ備フヘシ  
但變換簿調製書式ハ追テ相達スヘシ

(以下書式)

何國何郡

何村町

反別

此譯

官有地反別

内譯

反別

第一種

内

皇宮地反別

内

皇宮地附屬地反別

神地反別

内

宗廟地

官幣社地

別格官幣社地

國幣社地

縣社地

郷社地

村社地

小社地

反別

第二種

内

官用地反別

内

縣廳敷地反別

警察本署敷地反別  
 警察署敷地反別  
 監獄署敷地反別  
 郡役所敷地反別  
 警察分署敷地反別  
 官倉敷地反別  
 官舎敷地反別  
 陸軍省用地反別  
 工部省用地反別  
 内  
 電信分局敷地反別  
 司法省用地反別  
 内  
 裁判所敷地反別  
 官舎敷地反別  
 反別 第三種  
 内  
 山反別  
 内  
 金山反別  
 銀山反別  
 銅山反別  
 鉄山反別  
 鉛山反別  
 石炭山反別  
 石斫山反別  
 砥石山反別  
 水源涵養山反別  
 土砂扞止山反別  
 用材山反別  
 雜木山反別  
 柴草山反別  
 藪林山反別  
 林反別  
 内  
 水源涵養林反別  
 土砂扞止林反別  
 用材林反別  
 雜木林反別

田反別  
 畑反別  
 宅地反別  
 鹽田反別  
 鹽濱反別  
 畦畔反別  
 溝渠反別  
 池反別  
 沼反別  
 澤反別  
 河反別  
 河岸反別  
 波止場反別  
 物揚場反別  
 物置場反別  
 物干場反別  
 附寄洲反別  
 道路反別  
 並木反別  
 堤塘反別  
 揭示場反別  
 牧場反別  
 原野反別  
 荒蕪地反別  
 倉庫敷地反別  
 燈明臺敷地反別  
 電信架線柱敷地反別  
 名所地反別  
 舊跡地反別  
 火除地反別  
 堂宇敷地反別  
 燒場反別  
 墓地反別  
 斃生馬捨場反別  
 行刑場反別  
 反別 第四種  
 内  
 學校敷地反別  
 内

中學校敷地反別  
 小學校敷地反別  
 師範學校敷地反別  
 説教場敷地判別  
 内  
 大教院敷地反別  
 中教院敷地反別  
 小教院敷地反別  
 寺院敷地反別  
 病院敷地反別  
 民有地反別  
 内譯  
 反別  
 内  
 田反別  
 畑反別  
 畦畔反別  
 宅地反別  
 鹽田反別  
 鹽澆反別  
 山反別  
 内  
 用材山反別  
 水源涵養山反別  
 土砂扞止山反別  
 雜木山反別  
 柴草山反別  
 藪林山反別  
 石炭山反別  
 石斫山反別  
 砥石山反別  
 林反別  
 内  
 水源涵養林反別  
 土砂扞止林反別  
 學校敷地反別  
 内

第一種

中學校敷地反別  
 小學校敷地反別  
 神社地反別  
 内  
 縣社反別  
 鄉社反別  
 村社反別  
 小社反別  
 寺院敷地反別  
 堂宇敷地反別  
 病院敷地反別  
 鄉藏敷地反別  
 燈明臺敷地反別  
 揭示場敷地反別  
 牧場反別  
 秣場反別  
 原野反別  
 竹林反別  
 荒蕪地反別  
 試作地反別  
 物干場反別  
 溝渠反別  
 池反別  
 沼反別  
 澤反別  
 河岸地反別  
 波止場反別  
 物揚場反別  
 物置場反別  
 水車場反別  
 附寄洲反別  
 温泉地反別  
 反別  
 内  
 神社地反別  
 内  
 縣社反別  
 鄉社反別  
 村社反別

第二種

池反別  
溝渠反別  
堤塘反別  
道路反別  
土取處反別  
揭示處反別  
墓地反別

61 地籍編製心得

地籍ハ國家基典ノ樞要ナルモノニシテ官民ノ間須臾モ欠クヘカラサルモノナリ由テ先地籍ノ大本ヲ立テ年々補正ヲ加ヘ漸次精密ニ至ラシメ遂ニ大成ヲ要セント欲ス故ニ今地租改正ノ際調査セル方積名稱ヲ基本トシ尚道路堤塘河川溝渠及湖沼島嶼ニ至ルマテ寸遺尺漏ノ地ナカラシメンコトヲ左ノ個條ニ準據シ精疎繁簡其中ヲ執リ編製竣了スルヲ要ス

地籍編製心得書

- 第一條 經界ヲ釐正スルハ筆界ヨリ始メ順次字界ヨリ村界ニ及フヘキモノトス
- 第二條 海ト陸地トハ滿潮ノトキ地盤ノ現ル、所ヲ經界トシ河川ト堤塘又ハ岨岸トハ平常水澁ノ臯涯ヲ以テ經界トシ溜池ハ水掃口ノ上端ヲ以テ區別スルモノトス
- 第三條 平坦ノ土地掘鑿シタル溝渠ハ凹字形ノ上部ノ所ヲ幅員トナスヘシ尤其上部ニ一帯連亘シタル土揚場ノ如キハ其溝渠ノ幅員トスルモ妨ケナシ或ハ一方又ハ双方ニ堤塘アルモノハ用水滿流ノ澁涯ヲ以テ溝渠ノ幅員ト堤塘トヲ區別スヘシ
- 第四條 畦畔涯岨ハ左ノ二項ニ照準取調フヘキモノトス

- 第一項 一筆ノ田畑中ニアル僅少ナル畦畔ニシテ歲々變動スルモノハ本地ニ組入レ別ニ反別ヲ掲タルニ及ハスト雖モ其變動セサルモノハ反別ヲ本地ノ外書ニシ其形状ヲ地圖ニ顯スヘキモノトス
- 第二項 畦畔最大ニシテ刈草其他多少利潤アルモノハ現地目ト畦畔トヲ各其地種ニ從ヒ區分スヘシ

畦 比	畔 隣	ノ ニ	幅 倣	員 フ	ハ
--------	--------	--------	--------	--------	---

- 第五條 道路堤塘河川溝渠ノ數字ニ連涉スルモノハ一字限リヲ以テ一筆ニ取調フヘキモノトス  
但一字中ト雖モ地脉ヲ離ル、モノハ別筆トナスヘシ
- 第六條 堤塘ニシテ道路ヲ兼用スル者ハ其步數ヲ内書ニ顯ハシ道路ノ部ヘハ外書ニ其步數ヲ記載スヘキモノトス  
但道路ニシテ堤塘ヲ兼スルモノモ亦本條ニ倣フ
- 第七條 古來忠臣義僕等ノ墳墓ニシテ小祠ノ体裁ヲナシ其後裔ナキモノハ官有地トナスヘシ尤モ人民ノ墳墓ニ交接スルモノハ共葬墓地トナスモ妨ケナシ
- 第八條 道路堤塘或ハ官林中ノ墳墓地ハ民有地トナスヲ得ス其吊祭主ノ拜借地トナスヘシ
- 第九條 道路堤塘河川溝渠ノ類ハ總テ官有地ニ編入スヘシ雖モ人民所有ノ証左アルモノハ其事由ヲ詳記シ伺出ヘキモノトス  
但改祖調査ノ際已ニ確定シタルモノハ此限ニアラス
- 第十條 從來耕地中ニアル石捨場ノ類ハ官有地ハ第三種ハ民有地ハ第二種ハ編入スルモノトス
- 第十一條 堤塘道路敷中ニアル神社堂宇又ハ人民居宅ノ類ハ本地反別ノ内書ニ步數ヲ顯スヘキモノトス

但一區域ヲナシ竹木生立セシ箇所モ亦  
本條ニ倣フ

第十二條 道路堤塘敷中或ハ神社學校等ノ  
一區ヲナシタル官有地又ハ民有耕宅地等  
ノ内ニアル電信柱敷地及ヒ揭示場ノ類ハ  
本地ノ内書ニ其歩數ト名稱トヲ顯スヘキ  
モノトス

但一區ニシテ餘地ナキモノハ其本地ノ  
素稱ヲ掲ケ其所甲ノ名稱ヲ腹書ニ記載  
スヘシ

第十三條 河川幅員中ニアル民有ニアラサ  
ル附峯洲ニシテ林藪若クハ田畑等ニナシ  
タルノ類ハ河川反別ノ内書ニ顯シ普通林  
藪等ノ部ハ外書ニ其歩數ト事由トヲ記  
載スルモノトス

但民有地ニシテ川欠ケ等ニ係ルモノハ  
本地ノ内書ニ顯スヘシ

第十四條 海川岸ニアラスト雖モ總テ物品  
ヲ蓄藏スル場所ハ物置場中ニ編入スルモ  
ノトス

第十五條 原野中萱葎場蜀秫場等ハ内譯ニ  
區分スヘシ尤モ民有地ハ其種類ヲ別項ニ  
掲クルモノトス

第十六條 丘陵或ハ並木敷中ニアル里程塚  
ノ如キモノハ其本地ノ内書ニ顯スヘキモ  
ノトス

第十七條 官林ハ農商務省山林局出張所調  
査ノ反別ヲ掲クルモノトス

第十八條 名所舊跡等ニシテ社寺境内地ニ  
存在セルモノハ其社寺地ノ腹書ニ記載ス  
ルモノトス

第十九條 社寺一境内地ニシテ官民有地ノ  
混淆ナルモノハ官有地ノ廉ハ民有地ヲ民  
有地ノ廉ハ官有地ヲ朱字ヲ以テ外書スル  
モノトス

第二十條 地籍下調ノ順序ハ先ツ以テ每字  
一筆限り表ヲ製シ一字限り小計ハ全村町  
地籍書式ニ倣ヒ別紙ニ類集シ以テ全村町  
ニ及フヘキモノトス

第二十一條 字圖ハ規則第二十一條ニ因リ  
每筆ノ地且反別及番号ヲ記入スルモノト  
ス

第二十二條 岩礁ハ潮ノ干満ニ依リ出没ス  
ルト否ヲ問ハス單ニ岩礁トシ其位置ノミ  
ヲ記載スルモノトス

第二十三條 地籍調査ニ係ル地種反別地目  
等ノ變換ハ都テ明治十七年七月一日ノ現  
在ヲ以テ掲載スルモノトス

甲第拾壹號

明治十七年甲第七拾四號布達第一條中金五拾  
錢ノ下及第貳條中金三拾錢ノ下ハ以内ノ二字  
挿入候條此旨布達候事

明治十八年二月五日 宮崎縣令田邊輝實

## 62 地積編製心得書改正

甲第貳拾貳號

本年甲第拾號布達地籍編製心得書第二十一條  
中地目ノ下(反別)ノ二字ヲ挿入候條此旨布  
達候事

明治十八年二月廿八日 宮崎縣令田邊輝實

## 63 實地取調順序

乙第百五拾號

郡役所

戸長役場

明治十八年乙第九號ヲ以相達候帳簿様式中土  
地臺帳編成ニ付テハ實地ト齟齬セル廉有之ト  
キハ後來不都合ヲ生スヘキニ付別紙ノ順序ニ  
依リ詳細實地取調ヲ爲サシメ事實相違ノ有無  
來ル明治十九年四月三十日迄ニ開申セシムヘ  
シ此旨相達候事

明治十八年十月六日

宮崎縣令 田邊輝實

### 實地取調順序

第一條 今般ノ實地取調方ハ地租改正以後ニ係ル地目變換開墾地其他ノモノニシテ苟モ帳簿圖面ト實地ト齟齬スルモノハ各地主ニ於テ之ヲ調理シ夫々ノ順序ヲ經由スヘキ筈ナレトモ然ルトキハ却テ事ノ煩雜ニ涉リ其要領ヲ得ヘカラサルニ付此際特ニ每町村ニ於テ地主惣代人貳人以上<sup>知ノ者</sup>ヲ撰定シ實地取調ニ從事セシムヘシ

第二條 實地取調着手前ニ於テ地券面ト實地ト齟齬スルモノハ其地主ヨリ該地ノ字番号及ヒ現在ノ地目ヲ記載シ之ヲ惣代人ニ差出シ實地取調上ノ参照ニ供セシムヘシ

第三條 實地着手前ニ於テ地租改正以後夫々正當ノ順序ヲ經既ニ處分済ニ係ル土地ニシテ未タ帳簿ノ訂正ヲ爲サ、ルモノアルトキハ其現地目反別地價及處分済ノ年月日ヲ附箋ニ記載シ之ヲ該帳簿面該當ノ所ニ貼附シ置キ此際ノ取調上ヨリ發顯セル相違ノモノト混淆セサル様區別シ置クヘシ

第四條 戸長役場ニ於テハ用係等ノ中ヲ以テ適宜擔當者ヲ定メ彼此異様ノ調査ニ涉ラサル様便宜實地ニ就キ其事業上ヲ注視スヘシ

第五條 實地調査ヲ了セシトキハ惣代人ヨリ直チニ其旨ヲ戸長役場ニ申出戸長ニ於テハ其取調書ヲ調査シ事實精敷ナリト是認スルモノニ限り開申ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條 實地ノ調査ハ現在徵租ノ基本ニ供スル帳簿<sup>地券圖帳</sup>及ヒ改租ノ際調製セシ繪圖面ヲ根據トシ每筆實地ニ照ラシ地押調査ヲ爲サシムヘシ

但地押調査ハ地番號ヲ逐ヒ一字限對照シ相違ノ土地ハ其字番號現地目及ヒ其事由ヲ別帳ニ登記シ以テ訂正方出願又ハ届出ノ根據ト爲サシムヘシ

第七條 實地調査上落地或ハ開墾地及ヒ地目變換地等未タ其手續ヲ了ヘサルモノ其他渾テ實地ト帳簿圖面ト齟齬スルモノヲ發顯スルトキハ左ノ手續ニ依リ其町村戸長ヨリ該取調上精敷ナル旨是認ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ別紙第壹號準例ニ倣ヒ訂正方開申セシムヘシ

一

落地ハ其地番ヲ丈量シ四至ノ境界判明ナル色分圖面野取繪圖並ニ從來所有ノ確証ヲ添ヘ近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第二號雛形ニ倣ヒ願書取調隣地主連署ノ上有租地編入ノ義ヲ出願セシムルモノトス

二

開墾地及ヒ地目變換ハ其地盤ヲ丈量シ且近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第三號及ヒ第四號雛形ニ倣ヒ願書取調色分圖面並ニ野取繪圖ト共ニ差出サシムルモノトス

三

圖面及ヒ帳簿ニ對照シ渾テ實地ト齟齬セルモノ<sup>(例ハ荒地成墾地成生地成ニシテ未タ其手續ヲ了ヘサルモノノ類)</sup>アルトキハ此際惣テ取調明治十七年本縣甲第九十六號及甲第一百十六號布達ニ照準願書差出サシムルモノトス

第八條 反別ハ地租改正ノ際確定シタルモノニ付這回ノ取調ニ方リ故サラニ實地ノ丈量ヲ爲スニアラスト雖モ其地ニヨリ甚シキ差違アリテ其儘据置難シト思惟スルモノハ此際特ニ丈量シ別紙第五號雛形ニ倣ヒ願書取調野取繪圖帳相添ヘ訂正方ヲ出願セシムヘシ

第九條 地租改正後地主ノ便宜上ヨリ畦畔ヲ廢設シ本地反別ノ増減ヲ申出サルモノアルトキハ此際渾テ丈量シ別紙第六號及ヒ第七號雛形ニ倣ヒ取調野取繪圖相添反別地價ノ訂正ヲ出願セシムヘシ

第十條 前各條土地丈量並ニ地位銓定ハ明治

十七年甲第九拾六號布達第二章及第三章  
ニ依リ調理セシムヘシ

第十一條 地租改正ノ際調製セシ地圖ト實地  
ト照合シ異動ヲ來シ候分ハ別ニ其異動ノケ  
所ヲ判明ニ記載シタル繪圖面ヲ調製シ置ク  
ヘシ尤モ在來ノ圖面不明瞭ニシテ將來錯亂  
ノ虞アルモノニ限り更ニ調製セシムヘシ

第十二條 脱落地々番ハ隣地ノ番号ヲ甲トシ  
脱落地ニハ其之番號ヲ附スヘシ

第十三條 實地取調上第七條ノ類ヲ發顯シ各  
項ノ手順ヲ以テ願届出ルトキハ主務吏員ヲ  
派遣シ其反別ヲ檢シ地價ヲ査索セシムヘシ

第十四條 實地ノ調査ヲ了り夫々處分濟ノ上  
ハ續テ土地臺帳及ヒ名寄帳編製ニ着手スヘ  
シ

第十五條 前條々實地取調ニ要スル費用ハ渾  
テ各地主ノ負擔タルヘシ

第十六條 前各條中開申書及願届書共總テ所  
轄郡役所ヲ經差出スヘシ

(以下書式省略)

64 明治十九年五月廿一日 乙第八拾號

乙第八拾號

郡 役 所  
戸 長 役 場

明治十八年乙第九號達別冊十六項是ハ書左ノ  
通更正ス

是ハ願出届出ノ分許可ノ上ハ其書面ニ付屬  
スル圖面ヲ拔去リ該地ノ沿革(第六號ヨリ第七號  
號迄ノ様式ニ依リ)  
ヲ記入シ檢査ヲ受ルトキノ参照ニ供ス前項  
ノ記入ヲナシタル上ハ號數ヲ朱記シ一町村  
限り又ハ字限りニ順次編綴ス  
再度變換ノモノハ最前ノ圖面ニ何年月日何  
號ニテ訂正ト(第七號第八號  
様式ニ依リ) 朱記シ索引訂正  
ノ欄ヘモ朱記ス  
編綴ノ順序ハ凡例ヲ初葉ニ置キ次ニ索引次

ニ圖面ヲ追綴ス

若シ檢査ノ際境界誤謬等ニテ願書ヘ添付セ  
シ圖面ニ異動ヲ生スルトキハ更正シテ編綴  
ス

右相達ス

明治十九年五月廿一日 宮崎縣合田邊輝實

何郡何村何						
索引						
號數	字	地番	許可年月日	訂正	事由	
壹號	〃	壹號	〃	〃	〃	開墾年季明
貳號	〃	五番	〃	〃	〃	荒地成
三號	〃	十三番	〃	〃	〃	地目換變
四號	〃	五十番	〃	〃	〃	官有地成
五號	〃	百番ノ一	〃	〃	〃	分裂賣買
全上	〃	百番ノ二	〃	〃	〃	全上
六號	〃	壹番	〃	〃	〃	學校地成
七號	〃	五番	〃	〃	〃	荒地起返
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第壹號

字何々何番 何郡何村何

一畑何反何畝歩 内何歩丈量増

地主 某

何年何月何日

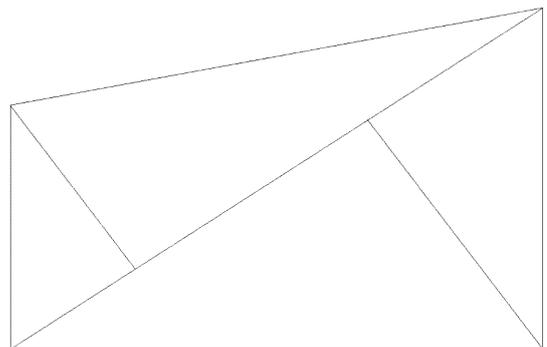
六號ニテ訂正

(一) 何坪何合

(二) 何坪何合

計 〃 〃 〃

此 際 〃 〃 〃



本地ハ元草生地ヲ何年何月何日開墾許可何年ヨリ何年迄何ヶ年歛下年期付與之所何年期明

第貳號

字何々何番 何郡何村

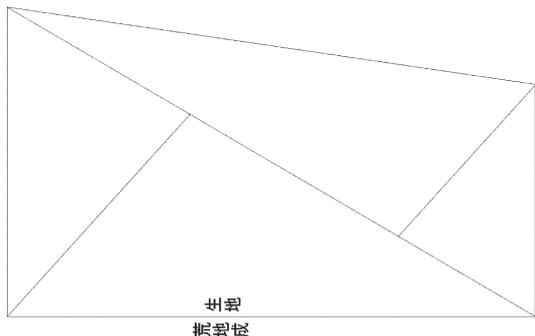
元畑何反歩 地主 某

一荒地何反歩

殘區別何反歩生地 何年何月何日

七號ニテ訂正

此圖ハ一筆ノ内荒ニシテ其殘地即チ生地ヲ丈量セシ場合ヲ揭ケシモノナリ 全筆ノ荒地ニシテ免租年期ヲ請フトキハ丈量セサルヲ以テ願書ニ添付スヘキ野取圖ナシ故ニ別段地形ヲ圖キシ圖面ヲ調成シテ編綴スヘキモノトス其荒地數筆連續セシ地ハ之ヲ一紙ニ圖クモ妨ナシ此場合ニ於テハ索引欄内ニ何番ヨリ何番何筆ト記載スヘシ



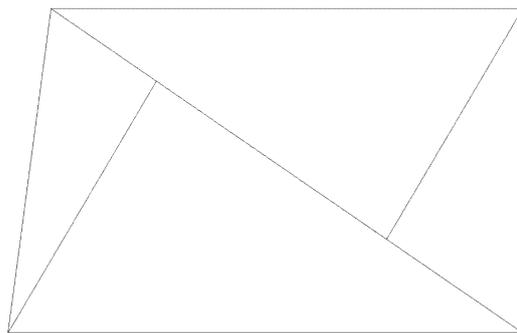
一 〃 〃 〃  
 二 〃 〃 〃  
 計 〃 〃 〃  
 此 二 除 〃

本地ハ何年何月何日荒地成何年ヨリ何年迄何ヶ年免租年期

第三號

字何々何番 何郡何村

一宅地何畝歩 地主 某



一 〃 〃 〃  
 二 〃 〃 〃  
 計 〃 〃 〃  
 此 二 除 〃

第四號

字何々何番 何郡何村

畑何畝歩ノ内 地主 某

一道路何畝歩

殘何畝歩生



第五號

字何々何番

何郡何村

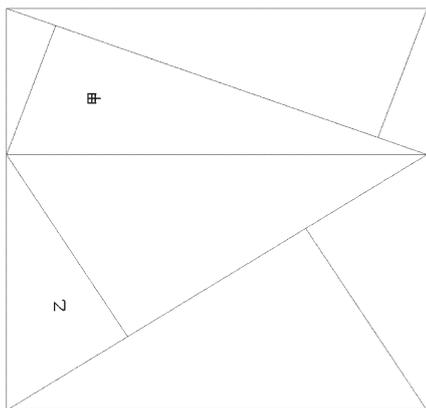
一田何反歩

地主 某

内

何畝歩分裂賣買

殘何反何畝歩



甲	一	、	、	、	、	、
	二	、	、	、	、	、
	計	、	、	、	、	、
	此	二	除	、	、	、
乙	一	、	、	、	、	、
	二	、	、	、	、	、
	計	、	、	、	、	、
	此	二	除	、	、	、

65 明治十九年六月二十三日 乙第九十五號

乙第九十五號

郡 役 所  
戸 長 役 場

明治十八年乙第百五十號達中左ノ通刪除ス  
第七條第一項境界判明ナルノ下「色分圖面」  
ノ四字及ヒ全條第二項願届書取調ノ下「色

分圖面并ニ」ノ六字ヲ刪ル  
第二號雛形中確証并ニノ下「色分圖面」ノ  
四字及ヒ割註「色分圖面并」ノ五字ヲ刪ル  
第三號雛形中<sup>概成度</sup>ノ下「色分圖面并ニ」ノ  
六字及ヒ割註「色分圖面并ニ」ノ六字ヲ刪  
ル  
右相達ス  
明治十九年六月二十三日

宮崎縣令田邊輝實

### 66 土地除賦租願届手續

宮崎縣令第五號

土地除賦租願届手續別冊ノ通り之ヲ定ム但明  
治十七年<sup>七</sup>甲第九十六號全年<sup>七</sup>甲第百五號全  
年<sup>八</sup>甲第百十六號明治十八年<sup>四</sup>甲第五十九號  
布達ハ廢止ス  
明治二十年一月三十一日

宮崎縣知事時任爲基代理  
宮崎縣書記官原退藏

### 土地除賦租願届手續

#### 目 次

第一章	總 則
第一節	各地目種類
第二節	土地丈量
第三節	地位銓定
第四節	地價算則
第二章	地目變換
第三章	開墾及墾下年期全期明
第四章	荒地免租年期全期明
第五章	畦畔廢設
第六章	官有地拂下民有地買上
第七章	免租地
第一節	公立學校
第二節	鄉村社地
第三節	墳墓地

- 第四節 用惡水路溜池堤塘井溝道路
- 第八章 願屆期限
- 第九章 雜則

土地除賦租願屆手續

第一章 總則

第一節 各地目種類

第一條 有租地中ノ各地目ニ包含スル種類

左ノ如シ

第一類

田	未作田	田	沼田	
畑	未定畑	畑	山流作畑	切糞畑

- 郡村宅地
- 市街宅地

堂宇敷地	水車敷地
社寺境内	

塩田	塩畑	塩溜
鑛泉地	温泉地	冷泉地
	製塩場	未定塩濱

第二類

池沼	堀	養魚池	水車溝
山林	崖地	竹藪	柴藪
	蓮池	井戸敷	竹雜生地
	竹藪	柴藪	山
原野	秣場	蒲生地	牧場
	芝地	萱野	柴生地
雜種地	網子場	鱒子場	濱地
	荷揚場	造船場	流木置場
	物置場	土揚場	稻干場
	土取場		海岸砂地

第二節 土地丈量

第二條 凡ソ土地ノ丈量ハ三斜法ヲ用ヒ其

地主之ヲ爲シ野取繪圖帳 (第一號雛形ニ倣ヒ) テ調理スヘシ

第三條 凡ソ間未滿ノ尺度ハ六尺ノ拾分一ヲ分ト爲シ分ノ拾分一ヲ厘ト爲シ丈量ノ際端尺三寸ヨリ五尺七寸マテ三寸ヲ増ス毎ニ六除ノ數ニ適セサルモノハ之ヲ切捨テ五釐ニ止ムヘシ (即チ四寸又ハ五寸ヲ得ルトキハ二寸又ハ三寸ヲ切捨テ三寸此六除五厘ト爲シ五尺九寸ヲ得ルトキハ二寸ヲ切捨テ五尺七寸此六除九分五厘ト爲シ) 其積算上ニ於テハ一步未滿ヲ切捨ツヘシ但一筆ノ土地ニシテ一步未滿ナルモノハ合勺迄ヲ用ユヘシ

第四條 田畑ノ丈量ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ打話ニナスヘシ

第五條 田畑ノ畦畔其地主自由ニ變更スヘキモノハ之ヲ本地ニ量入シ其常ニ變更セサルモノハ之ヲ除却ス (除却セシ畦畔ノ步數ハ之本) 畑宅地ノ一筆ノミニ用ユル通路及一筆内ニシテ其所有主便宜ニ設タル小逕ノ類ハ總テ本地ニ量入スヘシ

第六條 山林原野雜種地等ハ其實際ノ平斜面ニ應シ三斜法其他適宜ノ方法ヲ以テ丈量スルモ妨ケナシ

第三節 地位釐定 (条文省略)

第四節 地價算則 (条文省略)

- 第二章 地目變換 (条文省略)
- 第三章 開墾及墾下年期全期明 (条文省略)
- 第四章 荒地免租年期全期明 (条文省略)
- 第五章 畦畔廢設 (条文省略)
- 第六章 官有地拂下民有地買上 (条文省略)
- 第七章 免租地 (条文省略)

- 第一節 公立學校地 (条文省略)
- 第二節 鄉村社地 (条文省略)
- 第三節 墳墓地 (条文省略)
- 第四節 用惡水路溜池堤塘井溝道路  
(条文省略)

- 第八章 願届期限 (条文省略)
- 第九章 雜則 (条文省略)

(第一號) (以下書式)  
(用紙半紙)

何々野取繪圖帳

何 郡  
何 村町

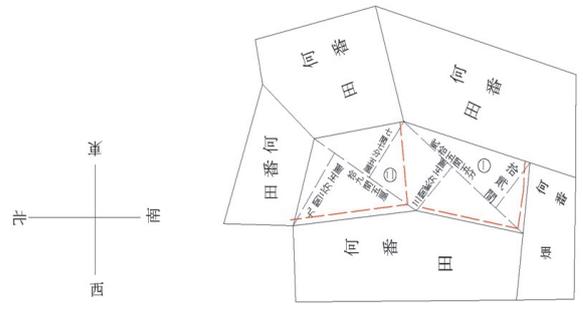
(全筆異動之例)

字何々 何 郡  
何番 何 町 村  
持主 何 某

- 一 田反別壹反壹畝廿七步  
外反別何步 畦畔四筋
  - 一 三百八拾八坪八合七勺五才
  - 二 三百二十五坪七合五勺五才

計七百十四坪六合三勺

此二除三百五十七坪三合一  
勺五才  
切捨へシ



畦畔廢除増設ニハ全部丈量シタル  
野取圖ノ次ニ左ノ例ニ因リ畦畔ヲ  
丈量シタル野取圖ヲ掲記スヘシ



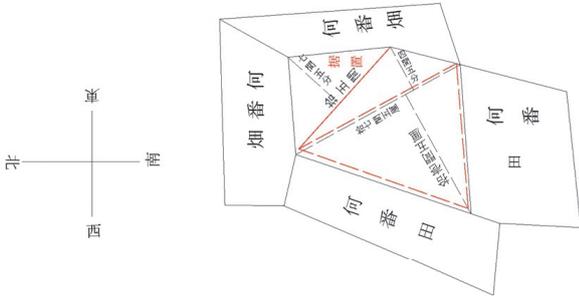
此坪何程

(幾分異動ノ例)

字何々 何 郡  
何番 何 町 村  
畑反別五畝拾五歩ノ内

- 一 田四畝拾貳歩

外反別九歩 畦畔三筋  
 外反別壹畝廿六歩据置  
 内反別壹畝貳歩丈量増



貳百六拾五坪壹合貳勺七才  
 此ニ除百三拾貳坪五合六勺三才  
 百拾貳坪五合 据置  
 此ニ除五拾六坪貳合五勺

一類地ハ残地ヲ丈量スルニ及ハスト雖モ元反別ノ丈量  
 ニ誤謬アリト視認スルトキ又ハ耕地間ニ孕在セル土地  
 ヲ開墾セシトキハ残地ヲ丈量スヘシ

右ハ何々ニ付地盤丈量仕候處毎筆ノ野取繪圖  
 前書之通相違無之候也

右地主 (又ハ地主惣代) 總代人ヲ以テシタ  
 ルトキハ其總代人一  
 同違署スヘシ以テ  
 雛形ノ分替同シ

年 月 日 何 某 印  
 戸 長  
 何 某 印

知 事 宛

67 明治二十年七月十六日 県令第五十五号

宮崎縣令第五十五號

一筆ノ土地ヲ分割シニ二筆以上ノ土地ヲ合併セ  
 ントスル者ハ其反別地價ヲ取調別紙書式ニ倣  
 ヒ所轄郡役所へ願出ツヘシ但土地丈量方ハ明  
 治二十年一月縣令第五號ニ據ルヘシ

明治二十年七月十六日

宮崎縣知事石山敬義

(以下書式)

土地分筆願

何郡何町

字何々番

一何反別何程 持主 何 某

此地價金何程

此地租金何程

右分筆

何郡何町

字何々番イ號

一何反別何程 (地番符號ハ地順ヲ失セサル様之ヲ付スヘシ)

此地價金何程

此地租金何程

何郡何町

字何々番ロ號

一何反別何程

此地價金何程

此地租金何程

分割ノ爲反別ニ増減ヲ生スルトキハ原地價ノ反金ヲ  
 分割丈量シタル現反別ニ乘シテ各其地價ヲ算定ス  
 但分割シタル土地優劣アリテ地位相當ニ地價ヲ分配  
 スルモ分割シタル各地合計上ノ反金ハ原地價反金  
 ニ異動ナカラシム其増減スル分ハ左ノ通記載スヘシ

内 (外)

反別何程

分割増 (減)

地價金何程 分割増(減)  
 此地租金何程 分割増(減)

右地所何々二付分筆仕度繪圖(何葉)相添此  
 段相願候也

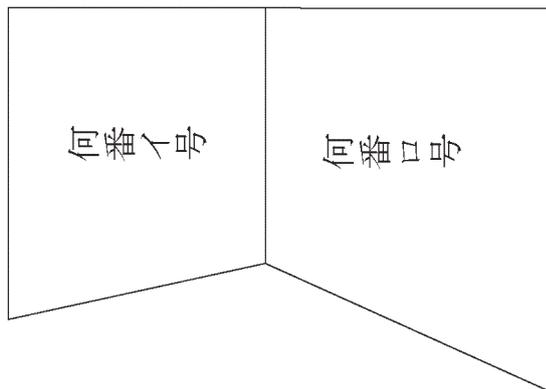
何郡何町何番戸  
 年月日 何 某 印  
 郡長宛

前書之通相違無之候也  
 戸長 何 某 印

(第壹號書式附屬)

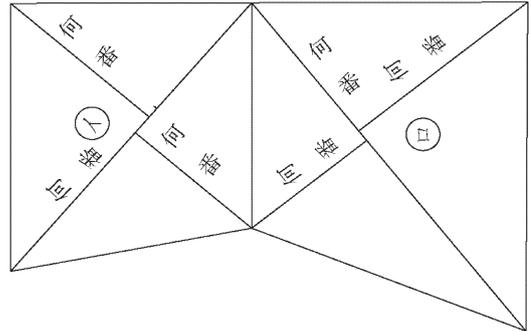
分筆繪圖

何郡何町 何郡何町  
 字何何番分筆 持主 何 某印



分筆野取繪圖

何郡何町 何郡何町  
 字何何番ノ号 持主 何 某 印  
 何反別何程  
 字何何番口号  
 何反別何程



①何百何拾何坪何合何勺  
 此二除何百何拾何坪

②何百何拾何坪何合何勺何才  
 此二除何百何拾何坪

土地合筆願

何郡何町 何郡何町  
 字何々番 持主 何 某  
 一何反別何程  
 此地價金何程  
 此地租金何程

何郡何町 何郡何町  
 字何々番 持主 全 人  
 一何反別何程  
 此地價金何程  
 此地租金何程  
 右幾筆合併

何郡何町  
村

字何番何番  
何番何番  
(數筆合併ノトキハ何番ヨリ  
何番マテ合番ト記スヘシ)

一 何反別何程

外反別何程 畦畔幾筋

此地價金何程

此地租金何程

合併シテ反別ニ増減ヲ生シ其地位同シキトキハ其原地  
價ノ反金ヲ合併丈量シタル現反別ニ乘シテ其地價ヲ算  
定ス其地位異ナルトキハ合併反別ヲ以テ合併原地價ヲ  
除キ其平均反金ヲ得之ヲ合併丈量シタル現反別ニ乘シ  
其地價ヲ算定ス其増減スル分ハ左ノ通記載スヘシ

内(外)

反別何程 合併増(減)

地價金何程 合併増(減)

此地租金何程 合併増(減)

(以下書式)

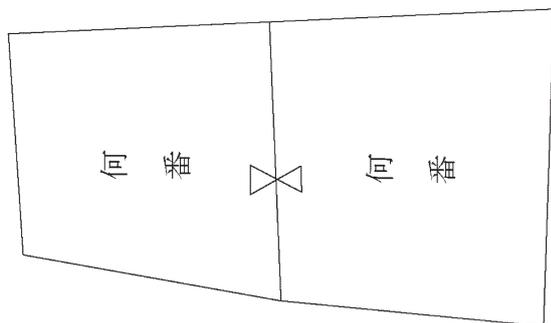
合筆繪圖

何郡何町  
村

字何番何番  
何番何番

何郡何町  
村

持主 何 某印



合筆野取繪圖

何郡何町  
村

字何番何番  
何番何番

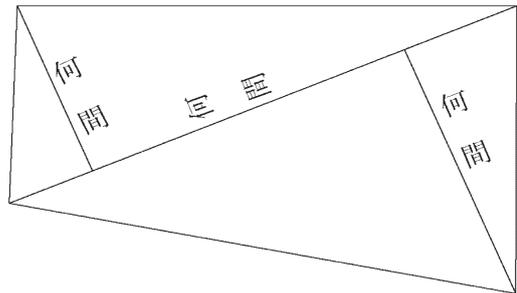
何郡何町  
村

何反別何程

持主 何 某印

何百何拾何坪何合何勺

此ニ除何百何拾何坪



68 街路取締規則

宮崎縣令第六〇號

街路取締規則左ノ通之ヲ定メ明治二十一年一月一日ヨリ施行ス但在來家屋ノ本則第六條ニ  
觸ル、者ハ改造修繕ノ節本則ニ從フヘシ

明治二十年九月十六日

宮崎縣知事 岩山敬義

街路取締規則

第一章 通則

第一條 街路ト称スルハ道敷及道敷ニ沿フ  
タル下水並ニ橋梁トス

第二條 本則ハ市街ノ街路ニ適用ス但市街  
別ニ告示ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 街路ニ對スル掃除ハ兩側居住人ノ  
負担トス其空家空地ニ係ルハ其所有者ノ

負担トス但市街接続ノ橋梁ハ其接近町村ニ於テ掃除ノ負担ヲ定ムヘシ

第四條 本則ニ於テ自費ヲ以テナスヘキ義務ヲ怠リタルトキハ官ニ於テ執行シ其費用ヲ徴収スヘシ

## 第二章 街路ノ安寧及保存

第五條 街路ニ建物軒柱物干等ヲ設ケ或ハ出スヘカラス

第六條 左ノ諸件ニ係ルモノハ街路ニ出スコトヲ得ヘキモノトス

一 釣看板ハ地盤ヲ距ル一丈以上ニ限り二尺以内

二 軒櫃ハ地盤ヲ距ル九尺以上ハ二尺六尺以上ハ一尺五寸以内

三 日除ハ支柱ヲ用ヒス地盤ヲ距ル七尺以上ニ限り三尺以内

四 掲燈ハ地盤ヲ距ル六尺以上ニ限り一尺以内

第七條 左ノ事項ハ其場ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署分署ノ検査ヲ受ケ其証書ヲ得テ縣廳エ願出許可ヲ受クヘシ

一 街路ニ樹木ヲ植ヘ又ハ街燈ヲ建ル事

二 街路ニ指道標其他公衆ノ用ニ供スル標識ヲ建設スル事

三 街路ニ消防具其他公衆ノ用ニ供スル物件ヲ置ク事

第八條 左ノ事項ハ其場ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署分署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一 街路ニ柵欄支柱ヲ設ケ又ハ齒止石ヲ置ク事

二 街路ニ一時床店葺葺張ヲ設ケル事

三 街路ニ目塗土置場ヲ設ケル事

四 工事ノ爲メ一時街路ニ竹木土石類ヲ置キ或ハ板圍繩張足代ヲ設ケ其他街路ヲ使用スル事

五 街路ヲ經テ建物ヲ移シ又ハ街路ヲ壅塞スヘキ長大ノ物件ヲ運搬スル事

六一時街路ニ舞臺(神佛堂等ノ飾)小屋掛(鐵市等ノ飾)及店飾ヲ設ケル事

七 街路ニ神輿山車又ハ手踊屋臺ヲ出ス事

八 神佛送迎ノ爲メ街路ニ飾物ヲ出シ又ハ奉納物ヲ牛車ニテ運搬スル事

九 車馬通行停止ノ傍止アル場所ニ車馬ヲ出入スル事

十 神佛開扉又ハ所興行等ノ旗幟或ハ廣告標ヲ建設スル事

十一 街路ニ沿テ建物ヲ設ケ又ハ修繕スル事

十二 工事ノ爲メ一時通行ヲ停止スル事

第九條 街路ヲ使用シ之ヲ毀損シタル者ハ直ニ原形ニ復スヘシ

第十條 街路ニ出シタル軒櫃ニハ軒櫃及堅櫃ヲ設クヘシ其堅櫃ハ街路ノ地盤ニ設クルコトヲ得ス但櫃溜ノ下水ニ落ルモノハ此限ニアラス

第十一條 街路ニ沿フタル宅地ニシテ奥行九尺以上ノ空地アル場所ハ其模様ニ依リ道敷ノ境界ニ〇塀等ヲ設クヘキモノトス

第十二條 街路ニ沿フタル場所ニ竹木ヲ立置クトキハ鐵鎖其他強韌ナル繩索ヲ以テ之ヲ〇束シ又薪炭其他ノ物件ヲ堆積スル者ハ願出ナル様堅牢ノ装置ヲ爲スヘシ

第十三條 街路ニ沿フタル建設物及樹木等崩壞願出ノ虞アルモノハ速ニ修理撤却若クハ扶植伐採スヘシ

第十四條 街路ニ竹木土石類ヲ置クトキハ標識ヲ設クヘシ

第十五條 〇〇中ノ建物若クハ長大ノ〇〇ヲ夜中街路ニ置クトキハ路傍ニ片寄セ標燈ヲ掲クヘシ

第十六條 街路ノ井戸ニシテ通行ノ妨害ヲ爲スヘキモノト認ムルトキハ地面ニ堅牢ナル蓋ヲ以テ之ヲ覆ハシムヘシ

第十七條 道路橋梁溝渠下水ヲ毀損壅塞シ街路ノ樹木ヲ伐採シ又ハ街燈ヲ破毀消滅スヘカラス

第十八條 〇札指道標便所及牆壁等ヲ毀棄

- 汚損シ又ハ樂書貼紙ヲ爲スヘカラス
- 第十九條 街路ニ家畜ヲ放置シ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス
- 第二十條 街路ニ商品新築荷車其他ノ物件ヲ排列シ又ハ出シ置クヘカラス
- 第二十一條 街路ニ於テ荷造木挽其他ノ作業ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス
- 第二十二條 街路ニ於テ火器ヲ弄シ又ハ焚火ヲ爲スヘカラス
- 第二十三條 街路ニ於テ濫ニ放歌シ若クハ喧噪シ高〇ヲ發シ又ハ怪臥スヘカラス
- 第二十四條 街路ニ於テ所轄警察署分署ヨリ指定シタル區域ノ外露店ヲ出スヘカラス
- 第二十五條 行商ニ用ユル荷車ハ長サ八尺巾三尺ヲ超過スヘカラス

### 第三章 街路ノ清潔

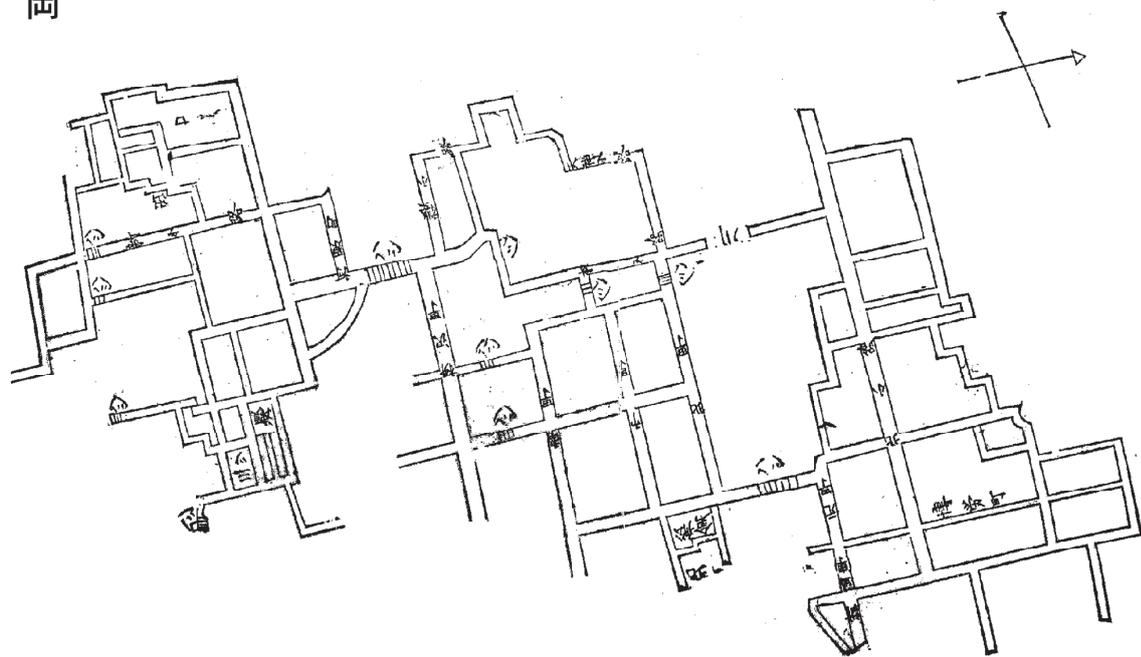
- 第二十六條 街路ハ常ニ清潔ニ掃除ヲ爲シ塵芥雜草ヲ存スヘカラス
- 第二十七條 炎天風日ニハ時々街路ニ淨水ヲ涵クヘシ
- 第二十八條 汚水ヲ街路ニ漏注スヘカラス
- 第二十九條 下水ハ毎年二回(一、三月)ニ凌〇スヘシ其凌ヒ揚ケタル淤泥塵芥等ヲ街路ニ敷キ又ハ路傍ニ留置クヘカラス但臨時凌〇セシムルコトアルヘシ
- 第三十條 街路ニ於テ便所ニ非サル場所ニ大小便ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス
- 第三十一條 街路ニ於テ敷物畳穀類其他ノ塵埃ヲ掃フヘカラス
- 第三十二條 街路ニ於テ蓋ナキ〇〇ヲ運搬スヘカラス
- 第三十三條 街路ヲ運搬スル物品ハ墜落漏出又ハ飛散セシムヘカラス
- 第三十四條 街路ニ臨ミタル屋根物干又ハ窓手摺等ニ〇〇其他見苦敷若クハ危險ナル物品ヲ置クヘカラス

### 第四章 街路ノ通行

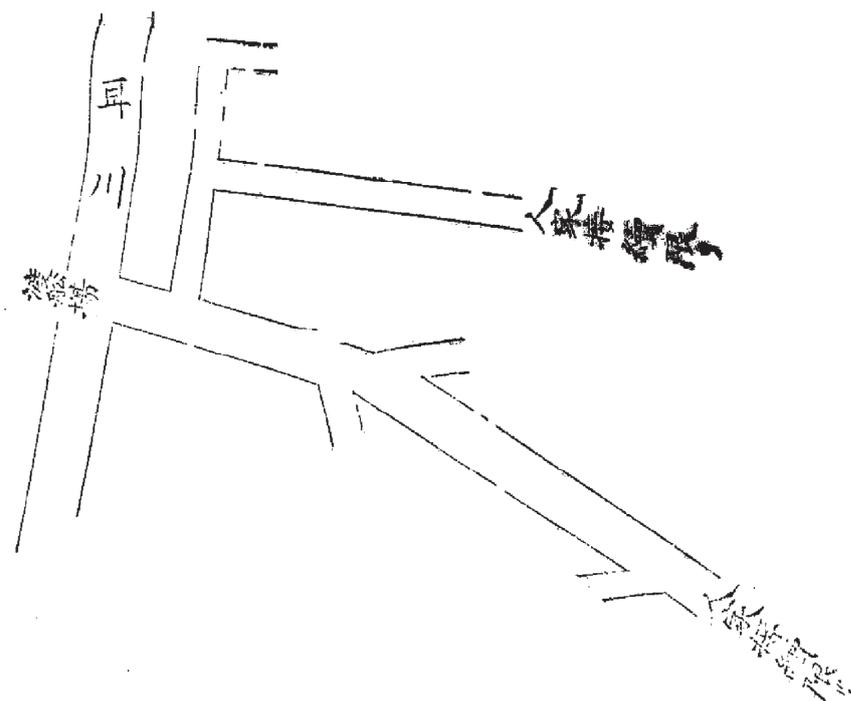
- 第三十五條 牛馬及諸車ハ夜中燈火ナクシテ疾驅スヘカラス
- 第三十六條 末口ノ尖リタル竹木等ヲ運搬スルトキハ其末口ヲ纏束スヘシ
- 第三十七條 牛馬諸車ヲ並ヘ輓キ又ハ濫ニ疾驅シテ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス
- 第三十八條 街路ニ於テ口取ナキ荷馬ニ乘リ又ハ口綱三尺以外ニ弛メ及牛馬四頭以上ヲ連繫シテ牽クヘカラス但買賣等ノ爲メ輸送スル牛馬ハ此限ニアラス
- 第三十九條 車二輛以上ヲ連繫シテ輓クヘカラス但長大ノ物件ヲ運搬スル爲メ數車ヲ連結スルハ此限ニアラス
- 第四十條 牛馬諸車ハ街路ノ中央ヲ通行スヘシ
- 第四十一條 車馬歩行者行逢フトキハ互ニ左ニ避ケ軍隊並ニ砲車輻重車ニ對シテハ右ニ避クヘシ
- 第四十二條 實車ニ對シテハ空車之ヲ避ケ坂路ハ上リ車又ハ空車ニ於テ避讓スヘシ
- 第四十三條 前車徐行シ後車疾行セントスルトキハ後車ヨリ相當ノ相圖ヲ爲シ前車ハ右ニ避ケ後車ハ左ヲ通過スヘシ
- 第四十四條 郵便用火事場ニ進行セル消防用ニ供スル車馬及葬送等ニ行逢フトキハ避讓スヘシ
- 第四十五條 往來雜沓又ハ狹隘ノ場所及街角橋上ヲ通行スル車馬ハ徐行スヘシ
- 第四十六條 車馬街角ヲ通行スルトキハ右ハ大廻ヲ爲シ左ハ小廻ヲ爲スヘシ
- 第四十七條 牛馬諸車其他ノ物件ヲ道路ニ横ヘ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス
- 第四十八條 制止ヲ肯ンセスシテ出火場其他雜沓ノ場所ニ牛馬諸車ヲ牽入ルヘカラス
- 第四十九條 街角橋上其他往來ノ妨害ト爲



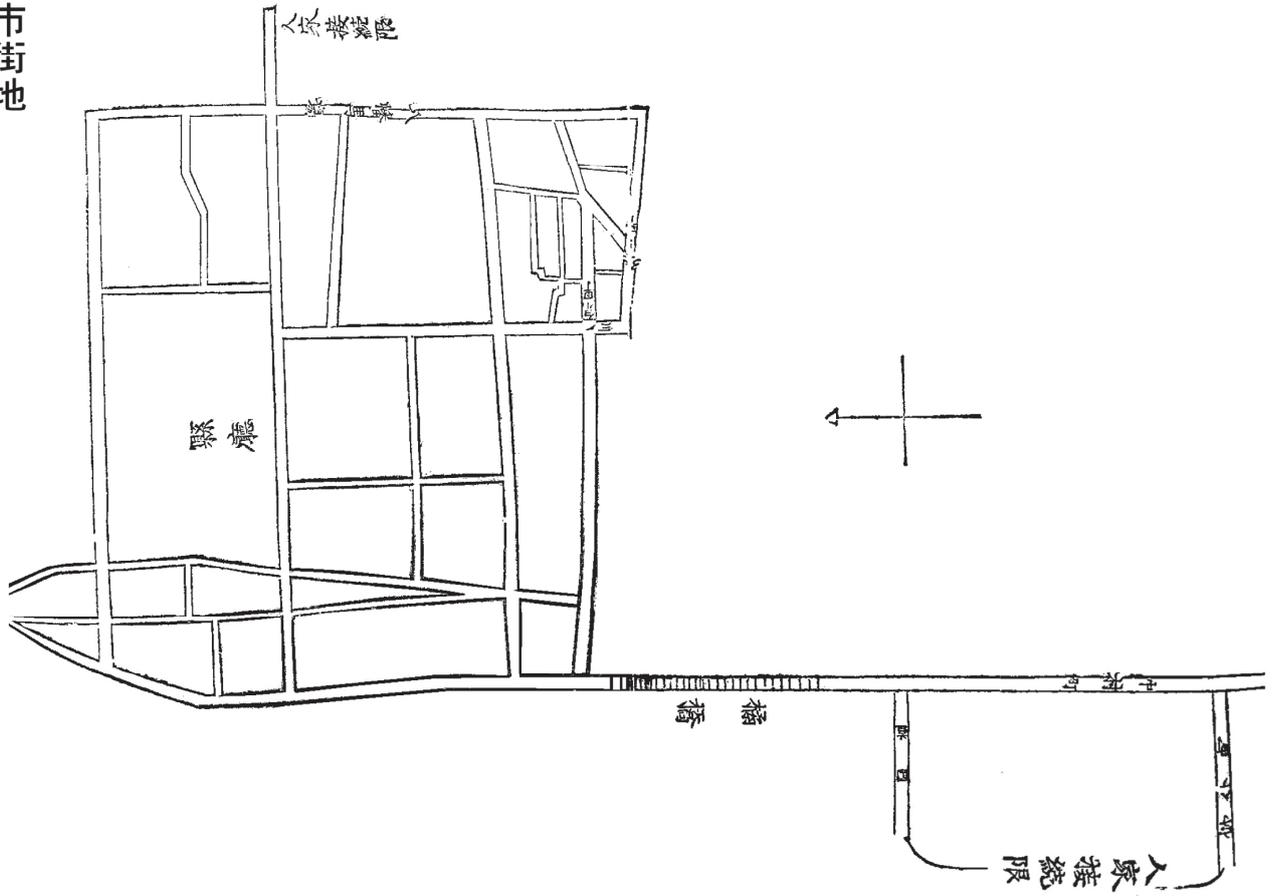
東臼杵郡延岡  
準市街地



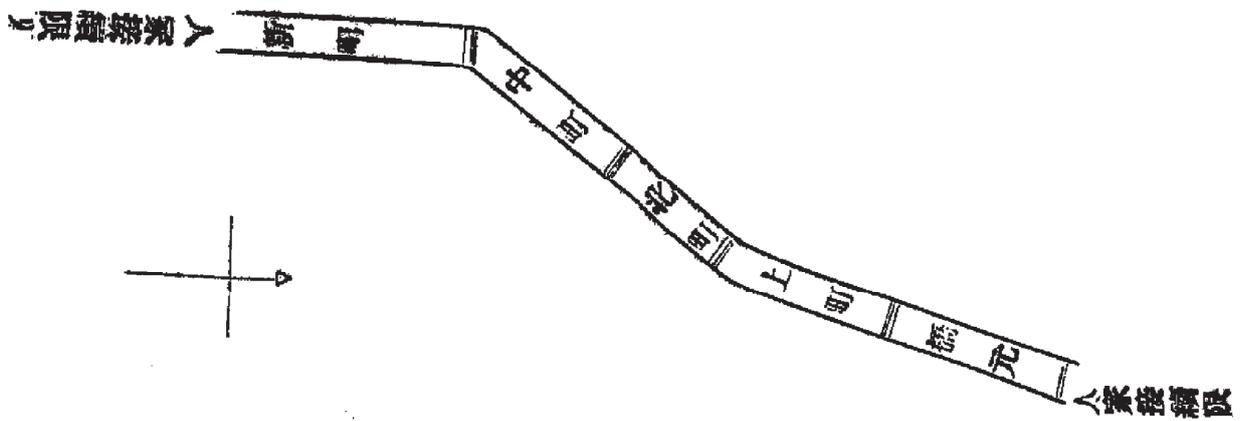
東臼杵郡岩脇村  
大字幸脇準市街地



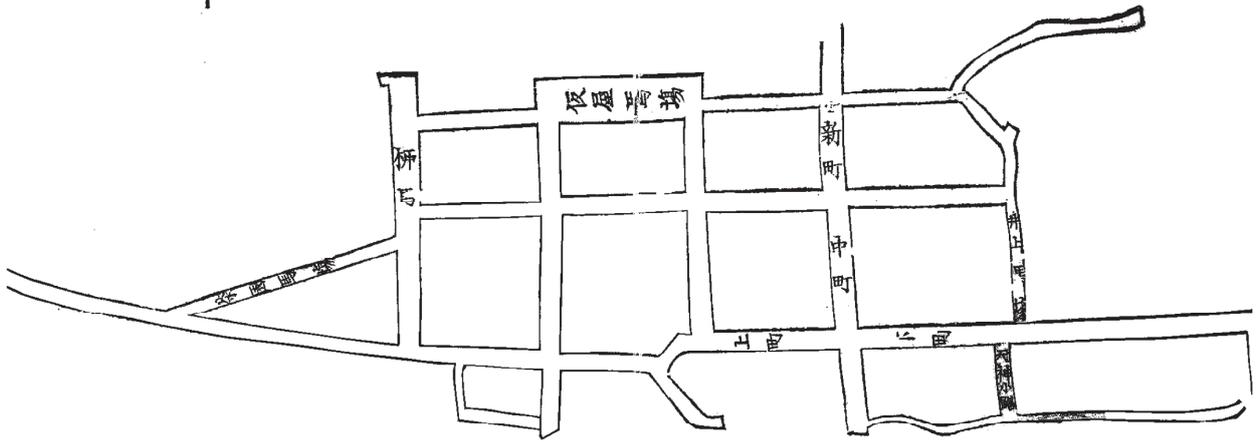
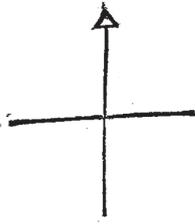
宮崎準市街地



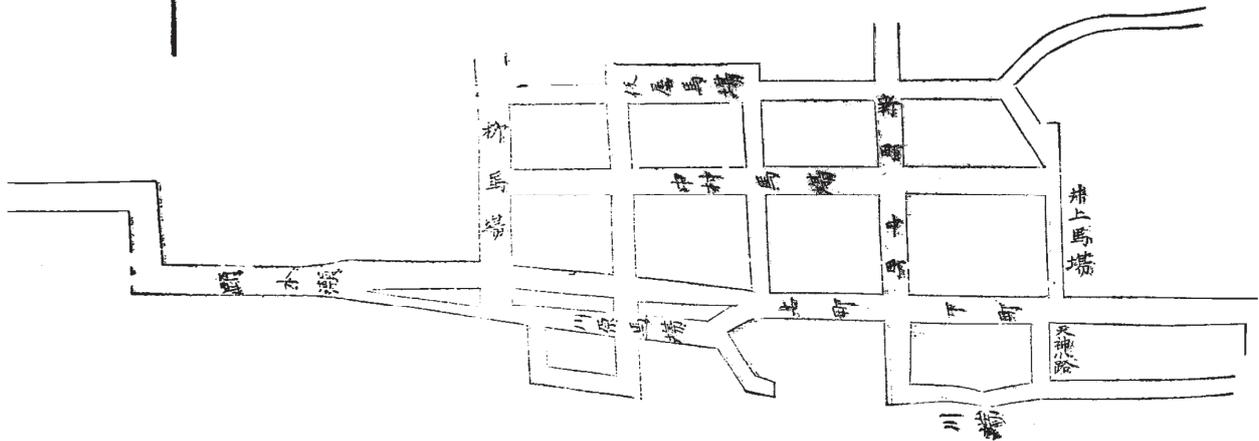
児湯郡都農村  
大字都農町  
準市街地



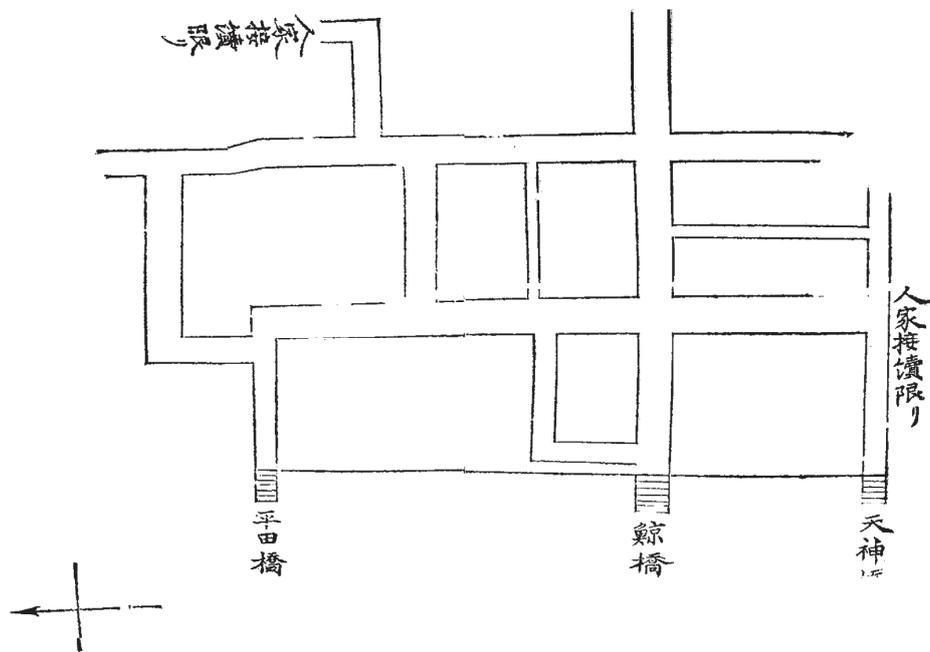
東諸県郡高岡  
準市街地



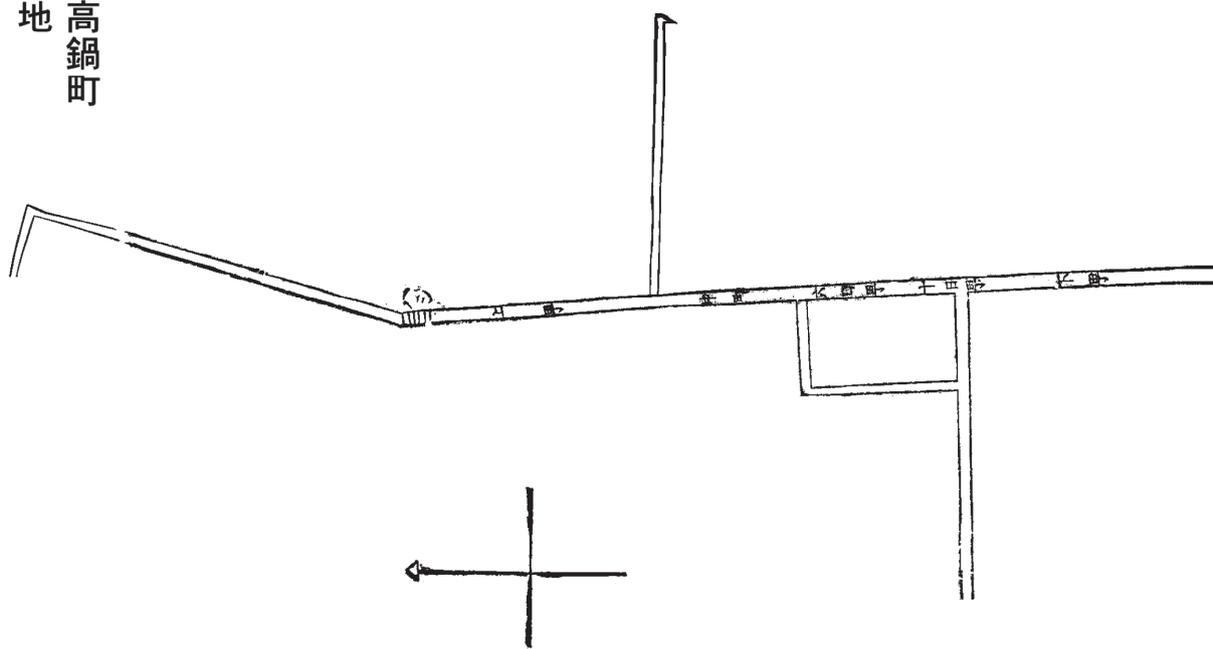
東諸県郡高岡  
準市街地



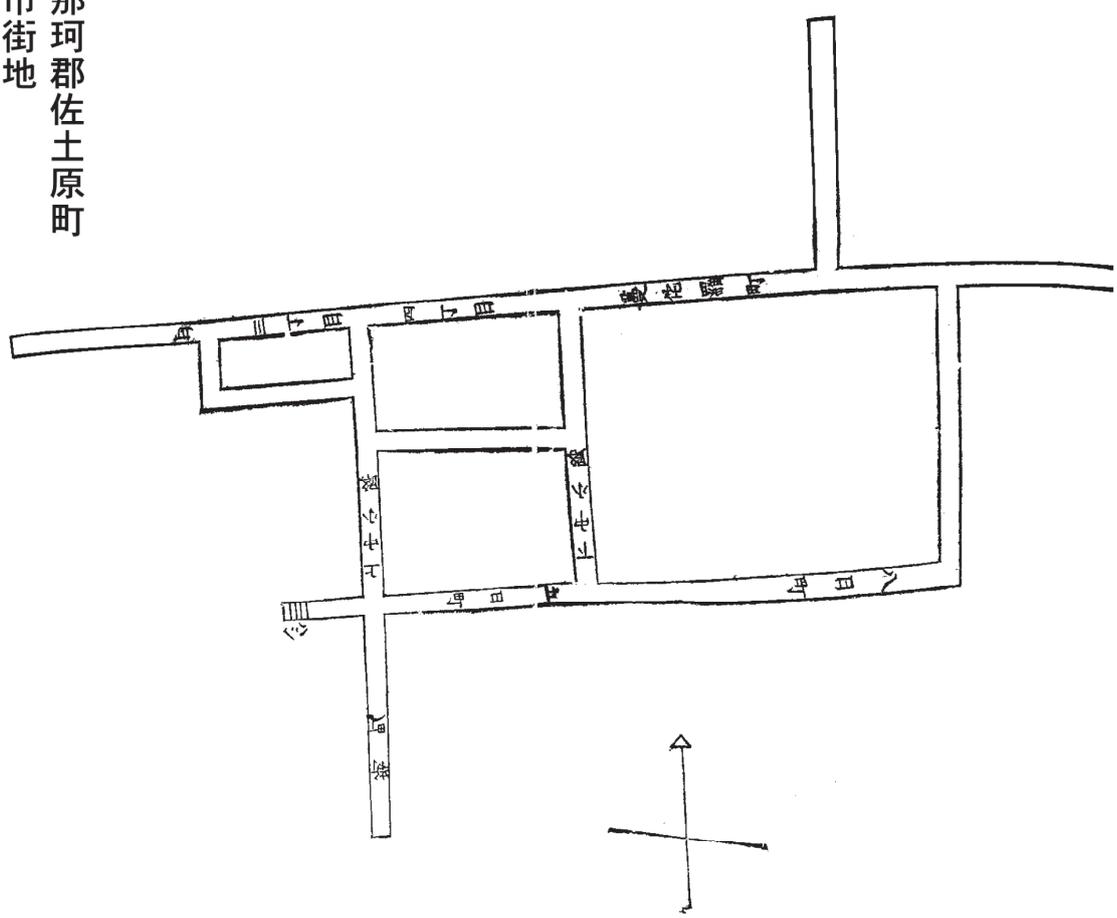
児湯郡高鍋村  
大字蚊口浦  
準市街地



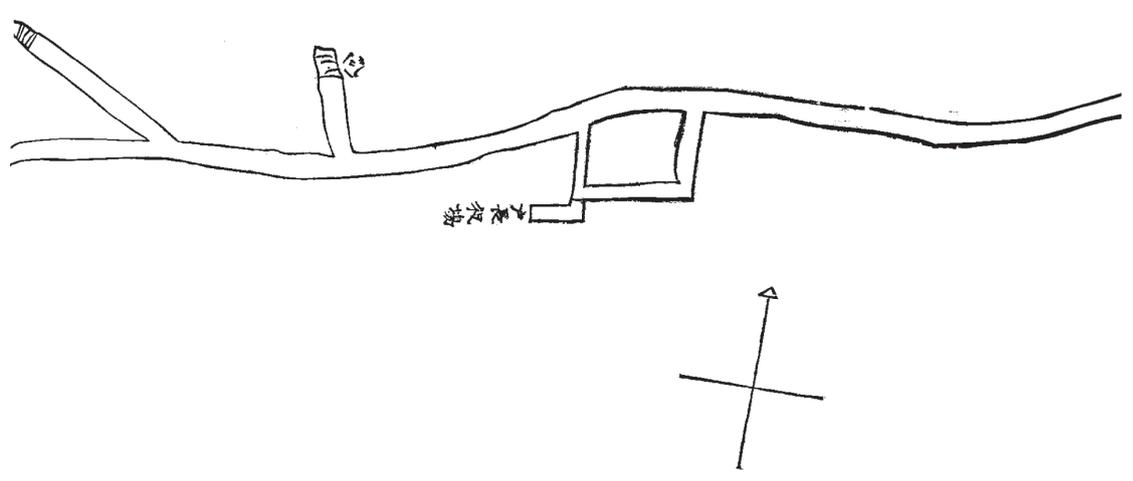
児湯郡高鍋町  
準市街地



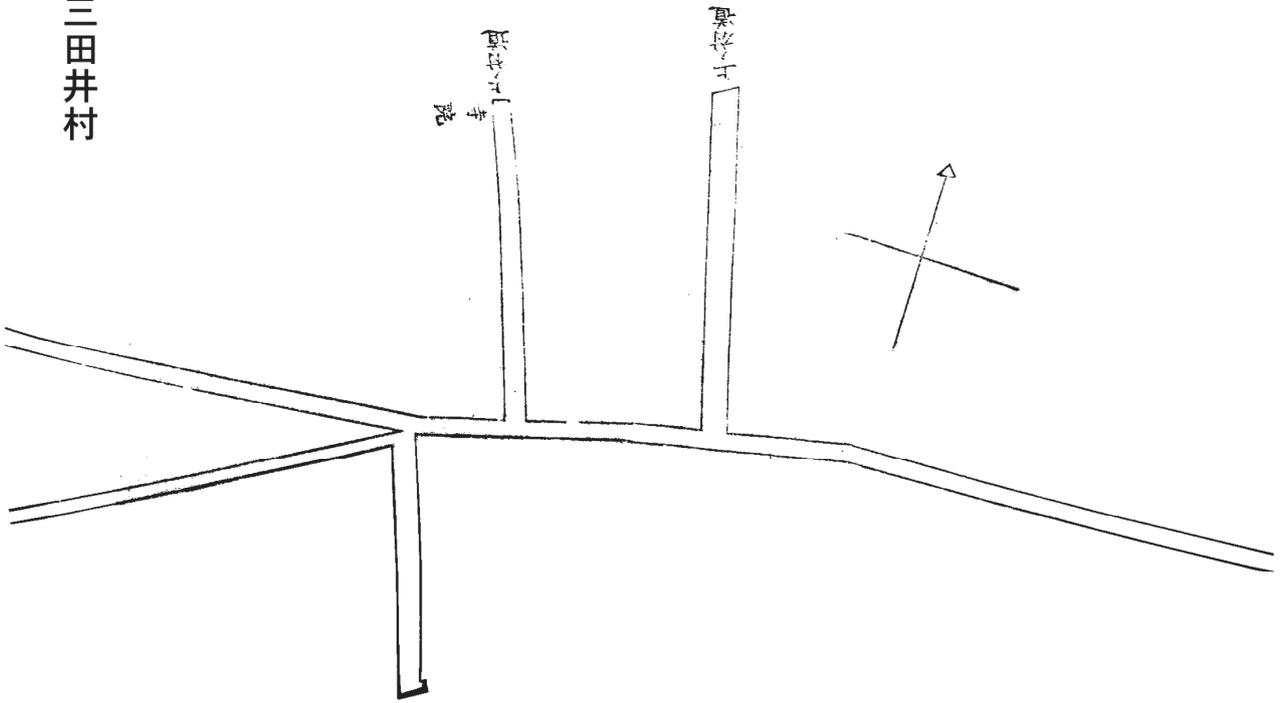
北那珂郡佐土原町  
準市街地



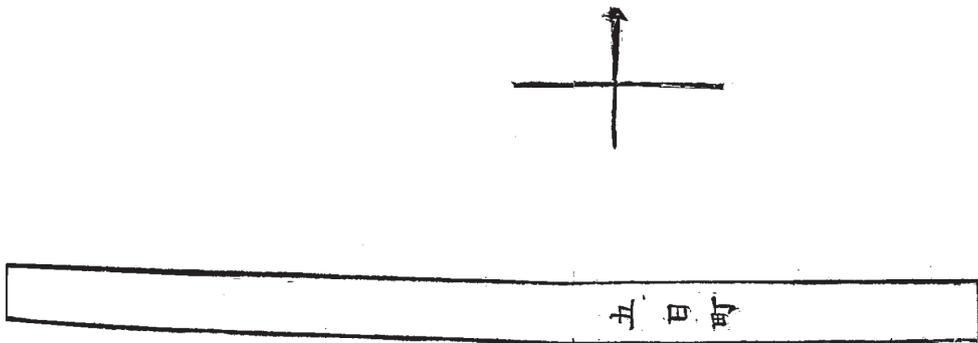
東臼杵郡細島町  
準市街地



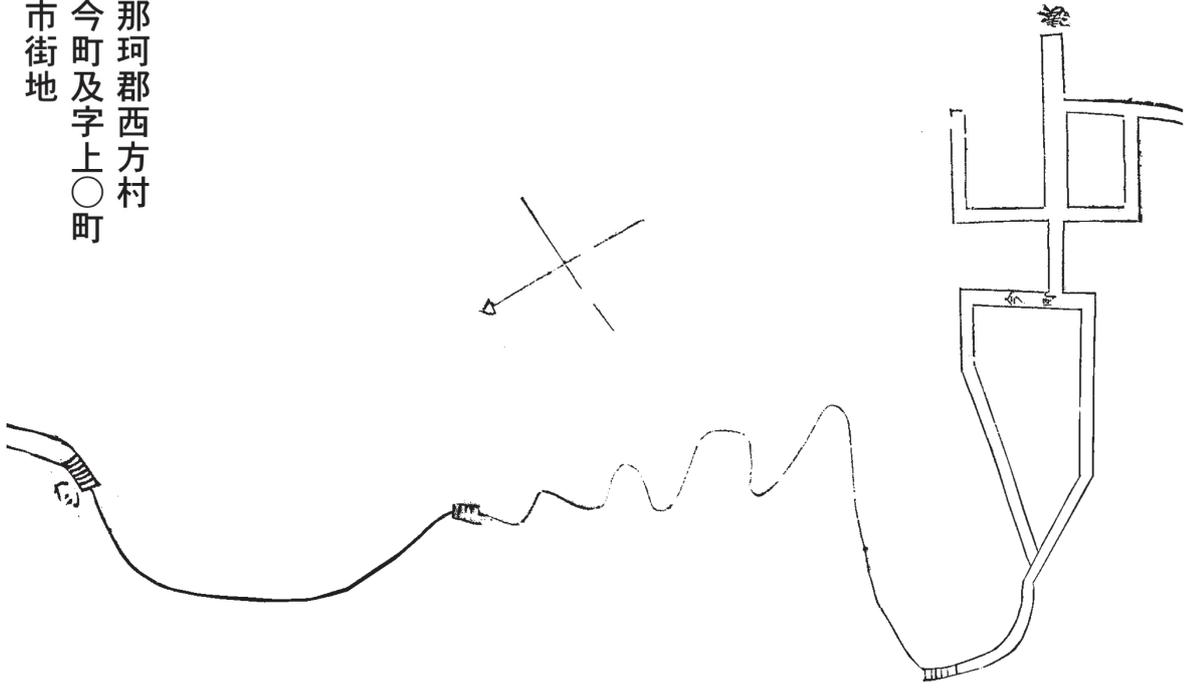
西臼杵郡三田井村  
準市街地



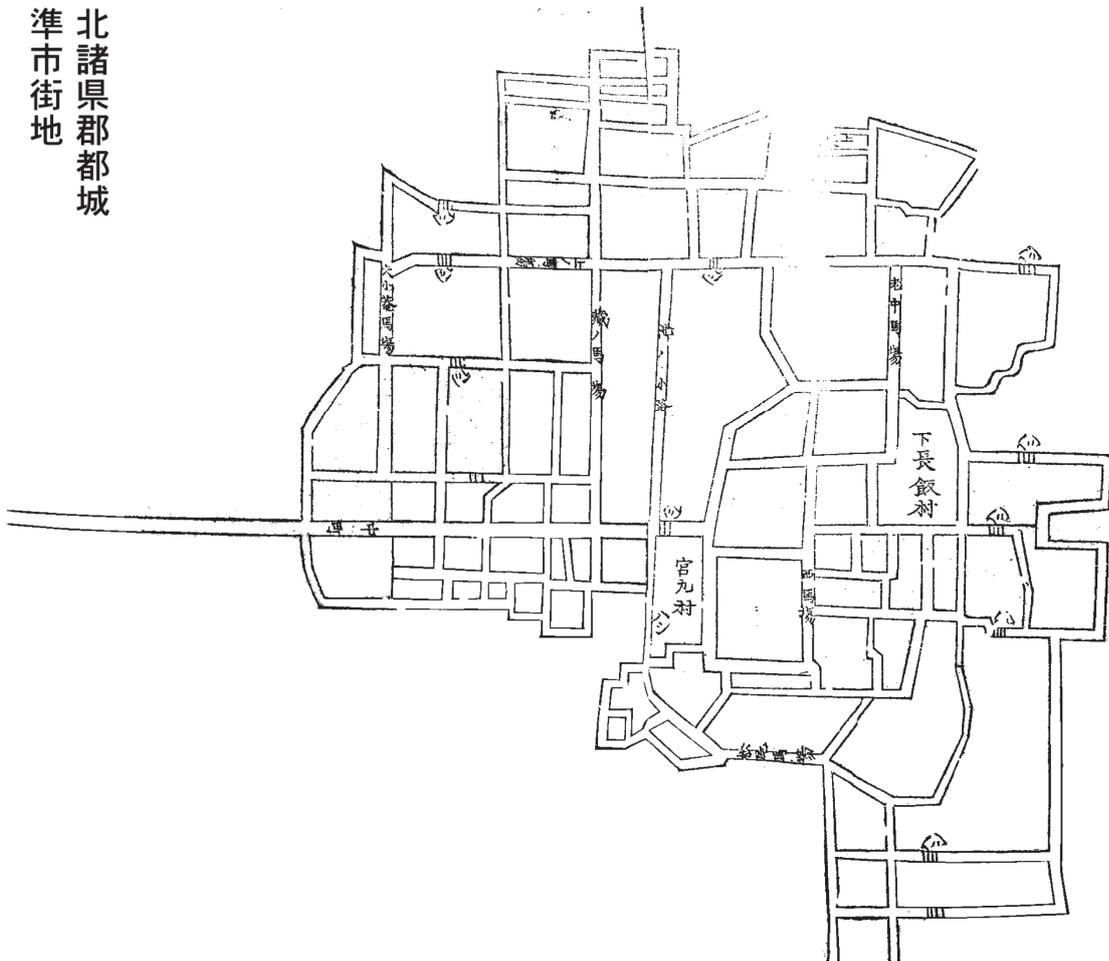
西諸県郡小林  
準市街地



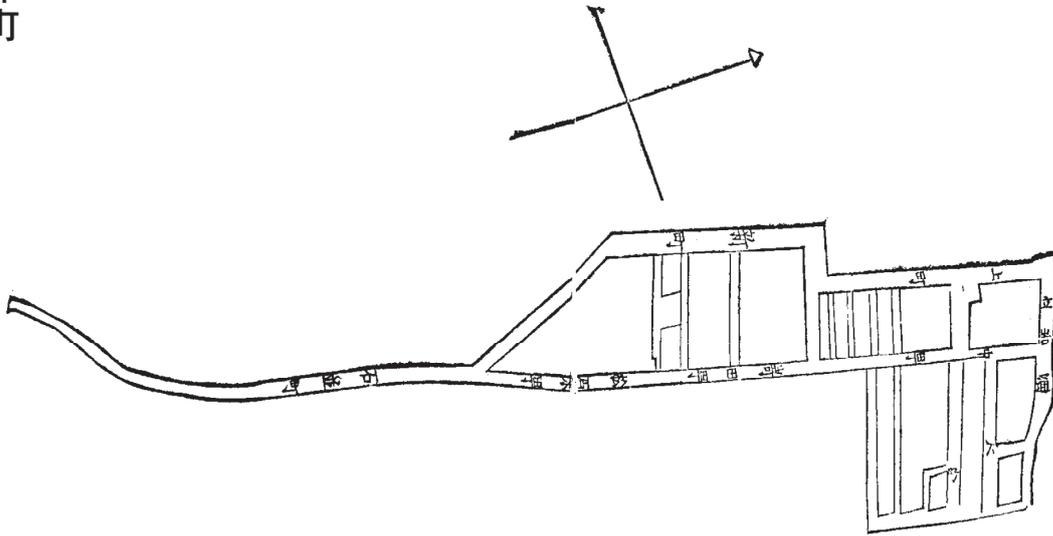
南那珂郡西方村  
 字今町及字上○町  
 準市街地



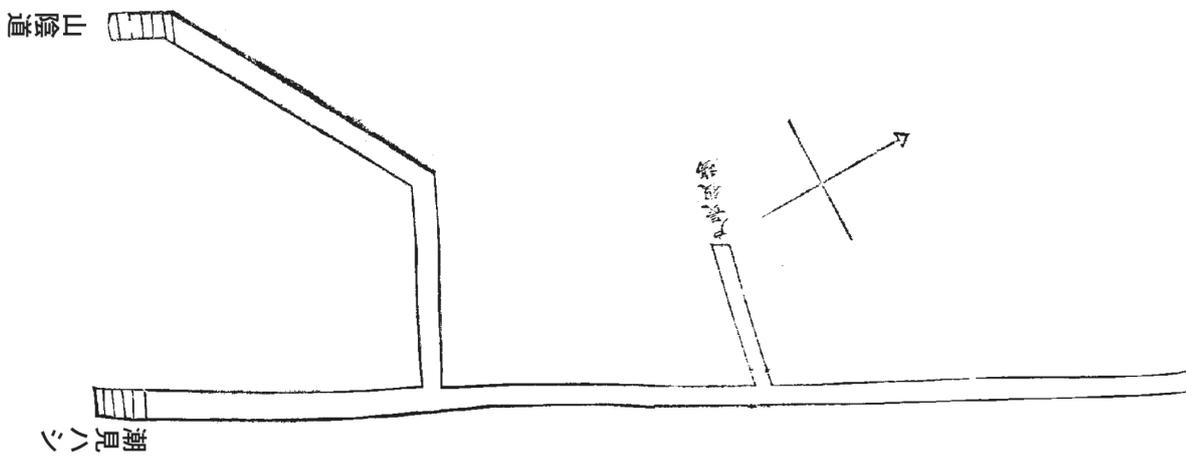
北諸県郡都城  
 準市街地



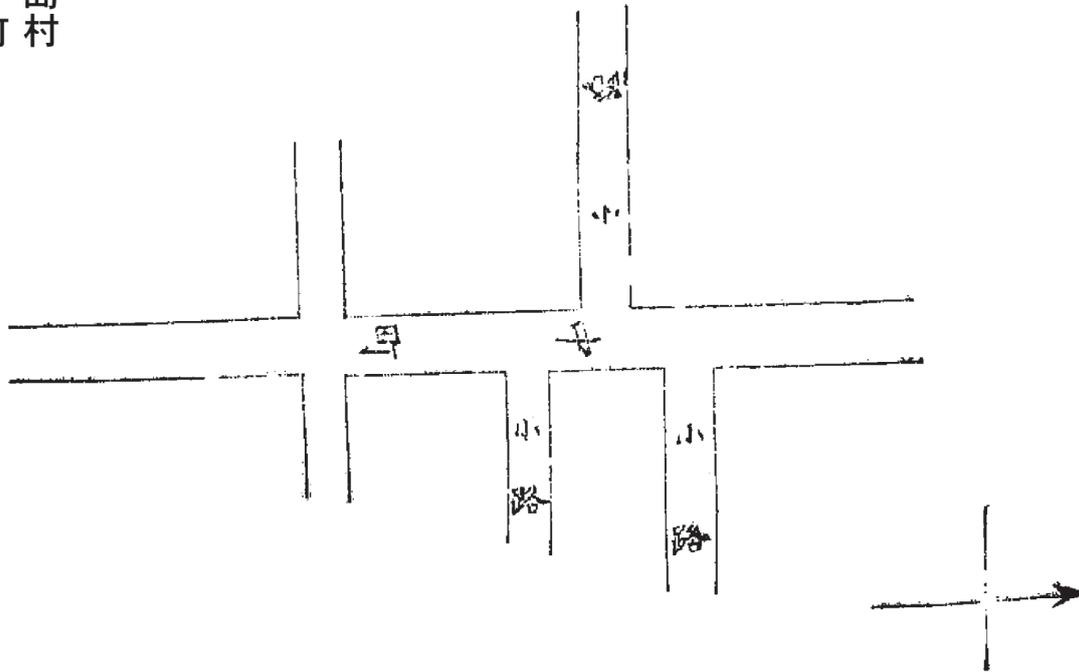
児湯郡美々津町  
準市街地



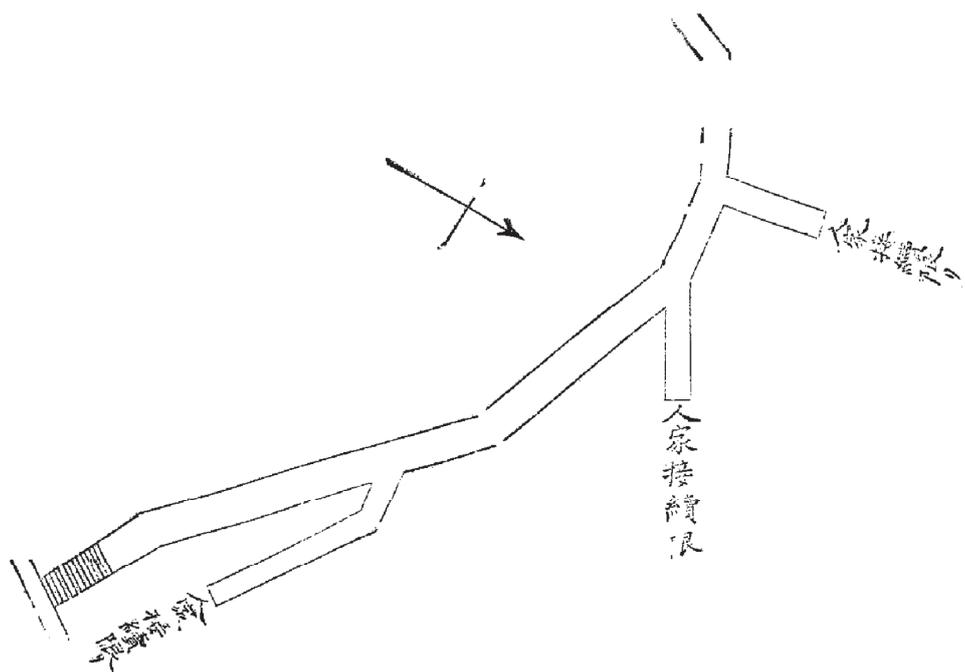
東臼杵郡富高新町  
準市街地



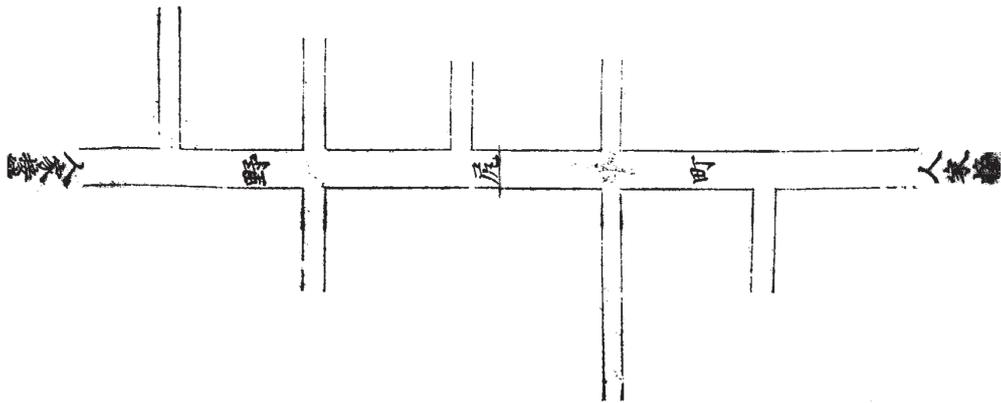
南那珂郡福島村  
 大字西方字中町  
 準市街地



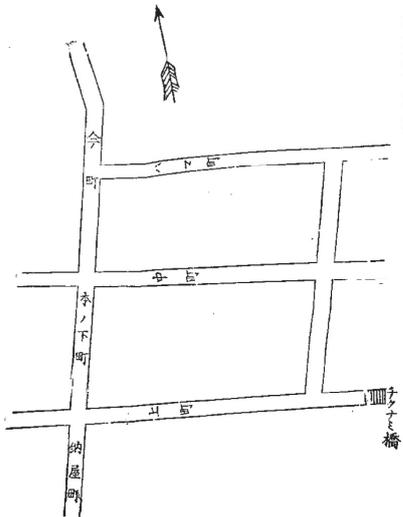
東臼杵郡北方村  
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
 準市街地



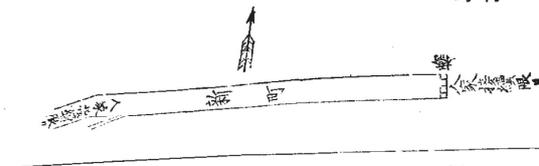
(別紙)  
 西諸県郡野尻村  
 大字東麓野尻  
 準市街地



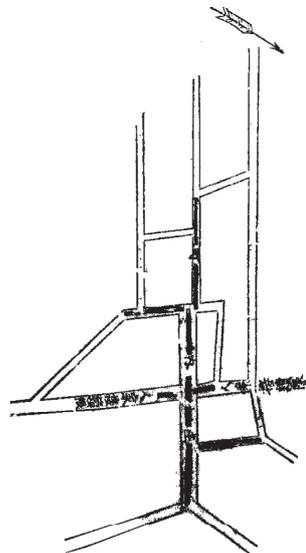
追加  
 宮崎郡青島村  
 大字折生迫準市街地



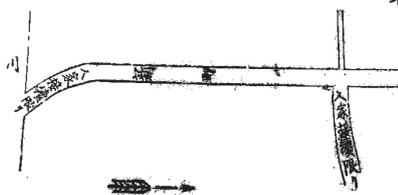
追加  
 宮崎郡大宮村大字花ヶ島準市街地  
 追加  
 西諸県郡野尻村  
 大字紙屋字新町  
 準市街地



追加  
 北諸県郡庄内村字庄内町  
 準市街地

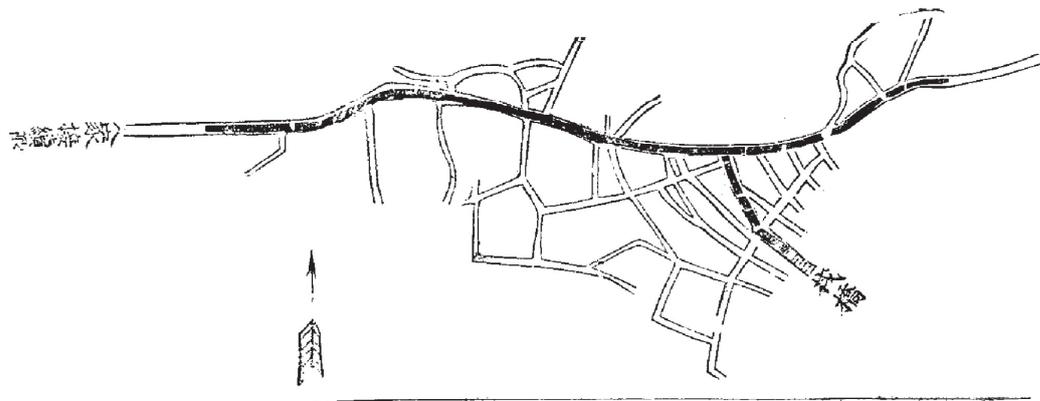


追加  
 宮崎郡清武村大字木原字新町  
 準市街地

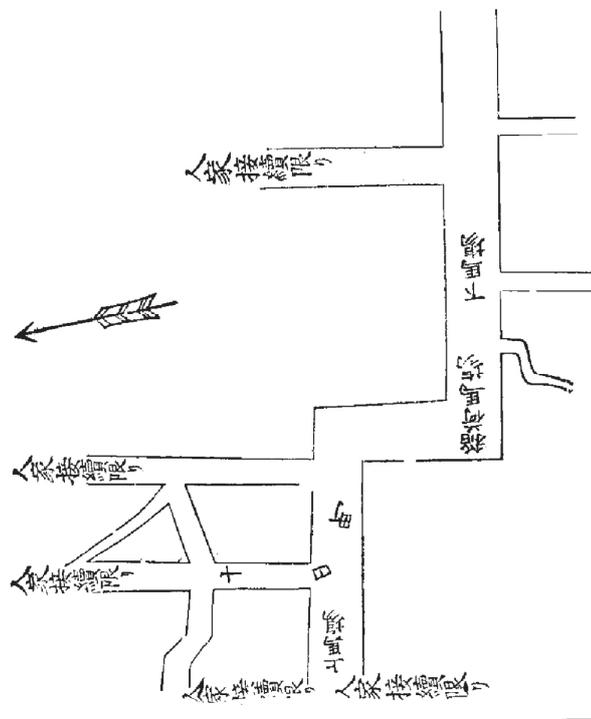




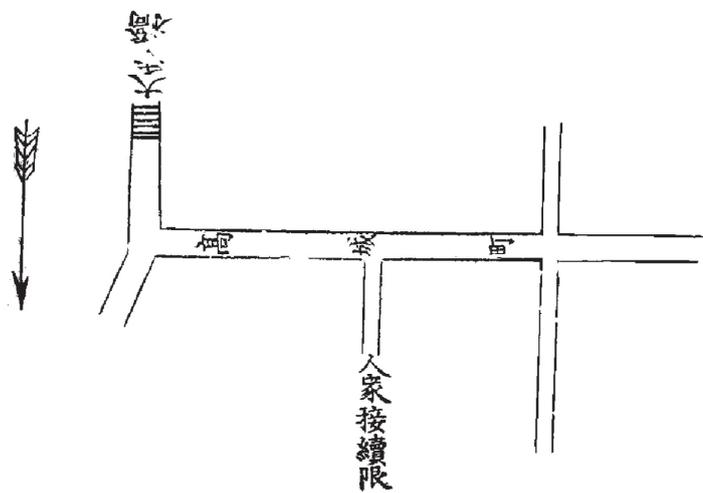
追加  
東臼杵郡伊形村土々呂準市街地



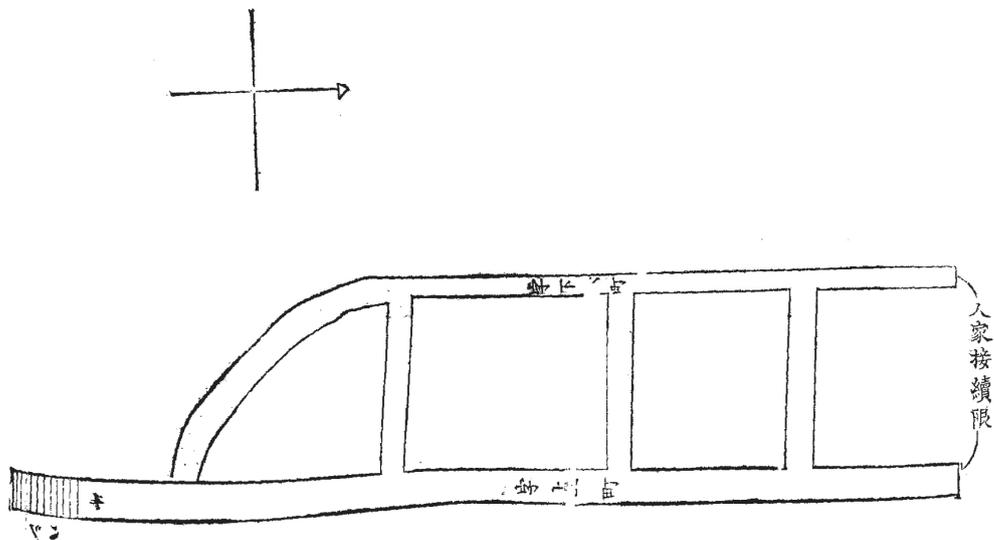
追加  
東諸県郡本庄村準市街地



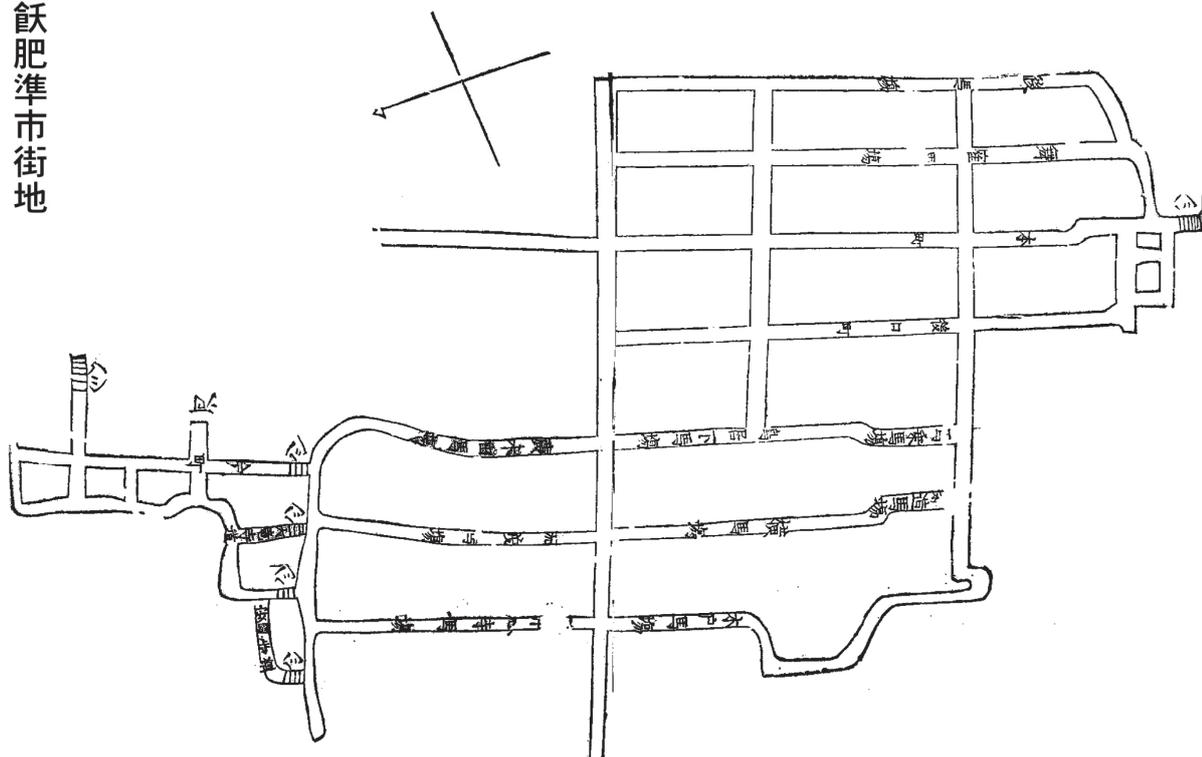
追加  
北諸県郡高城村準市街地



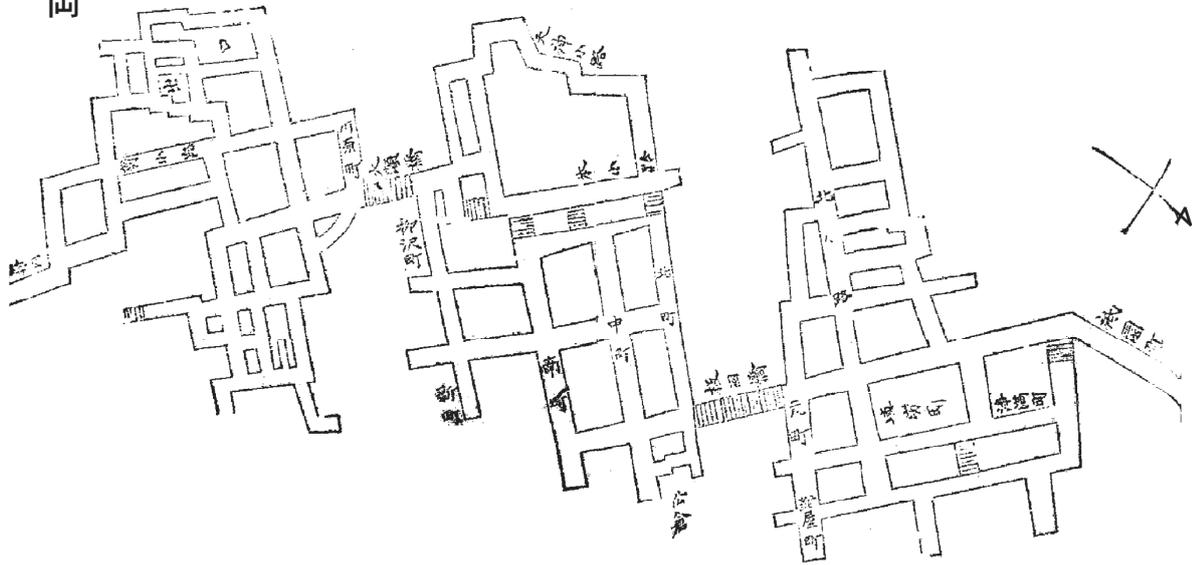
北那珂郡廣瀨町準市街地



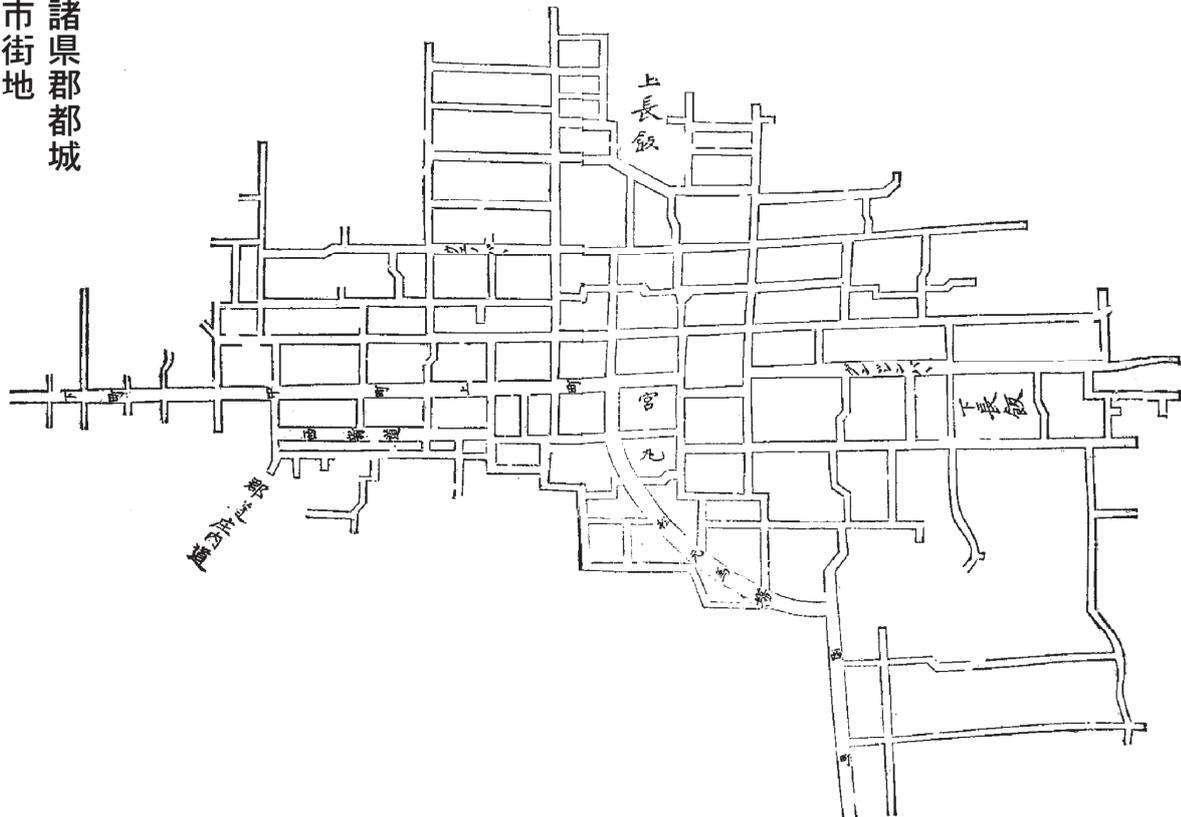
南那珂郡飢肥準市街地



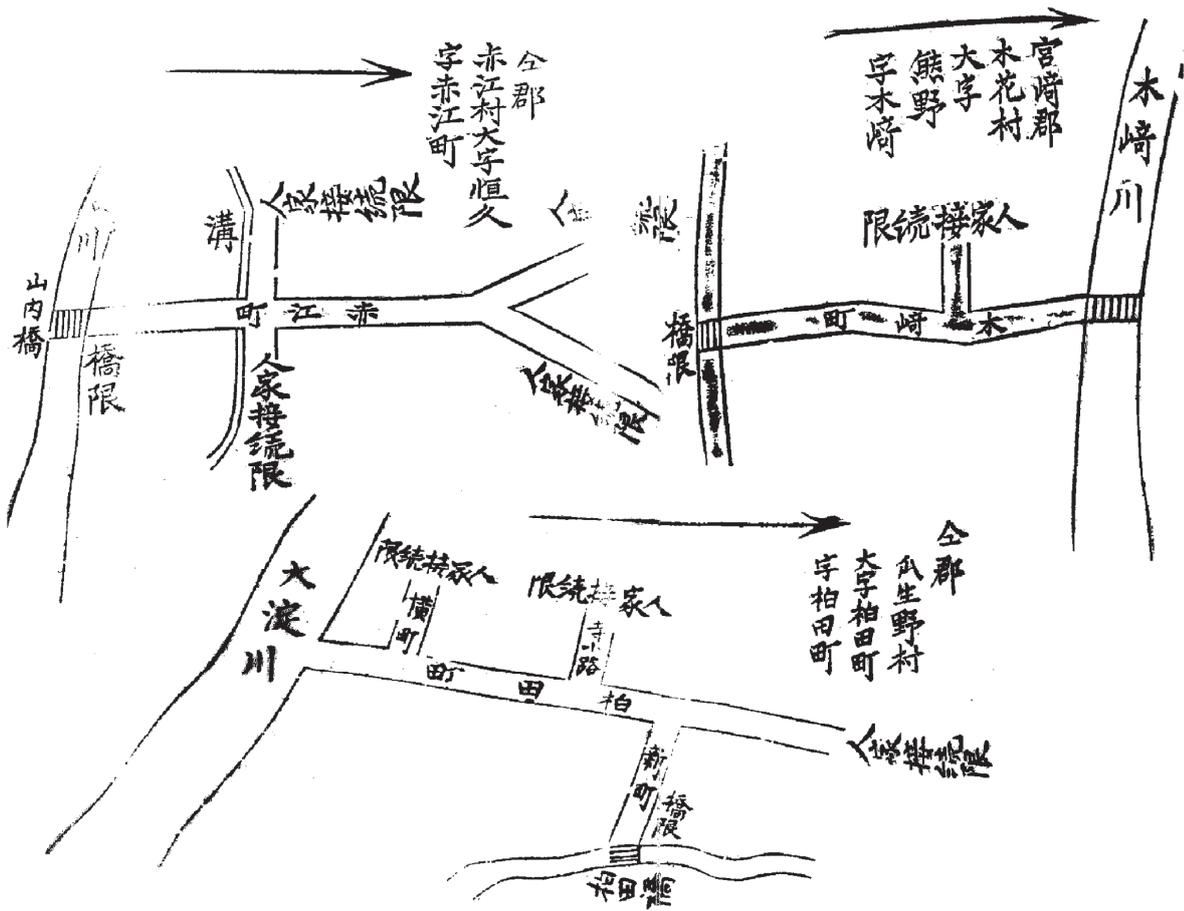
東白杵郡延岡  
準市街地



北諸県郡都城  
準市街地



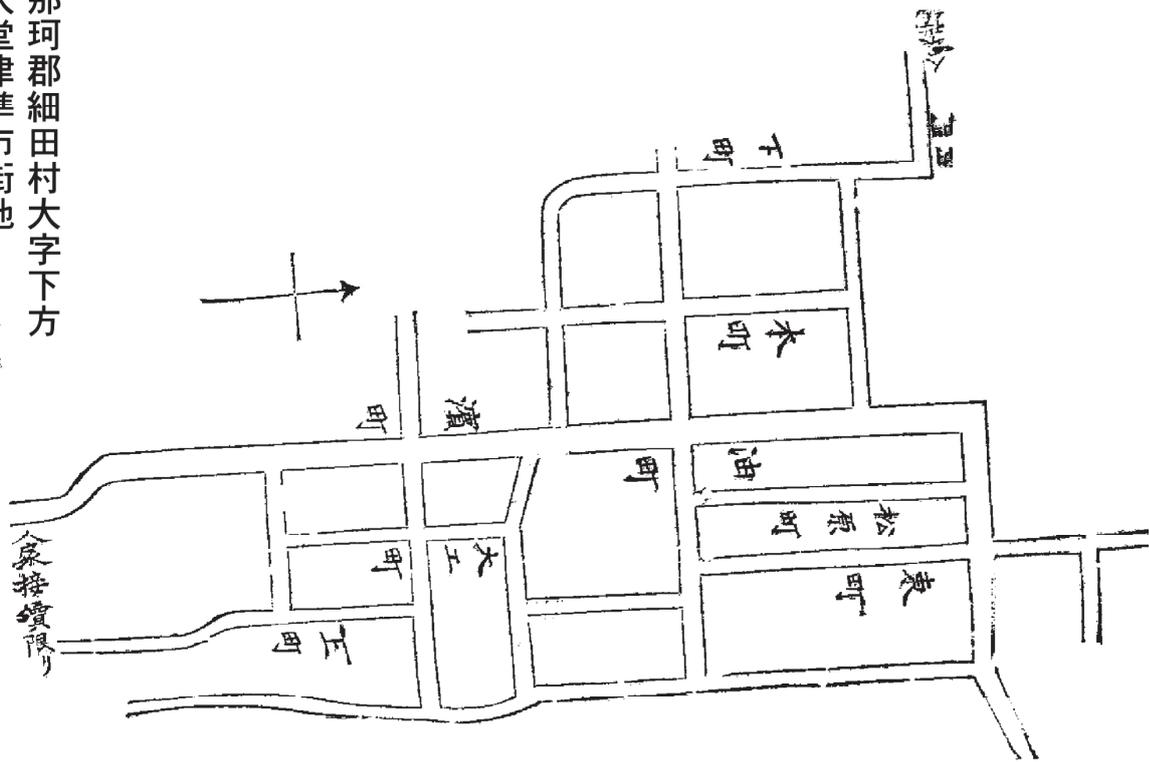




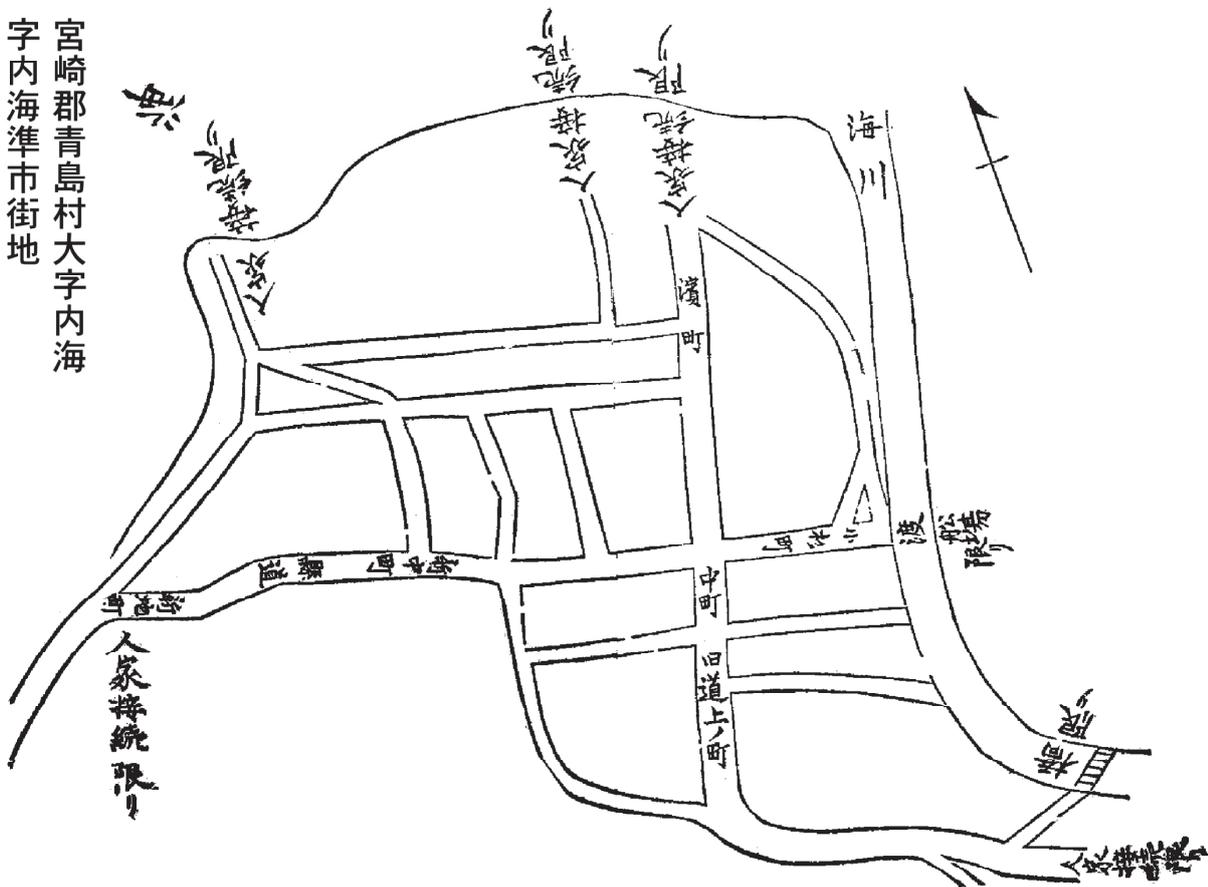
別紙  
 東諸県郡本庄村大字森永、  
 本庄村竹田

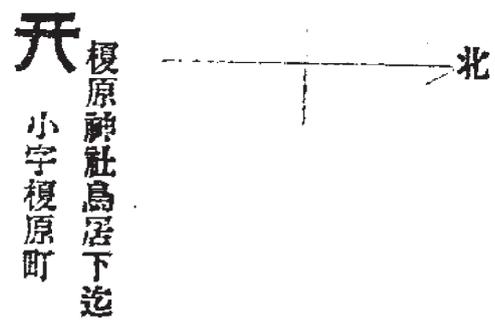
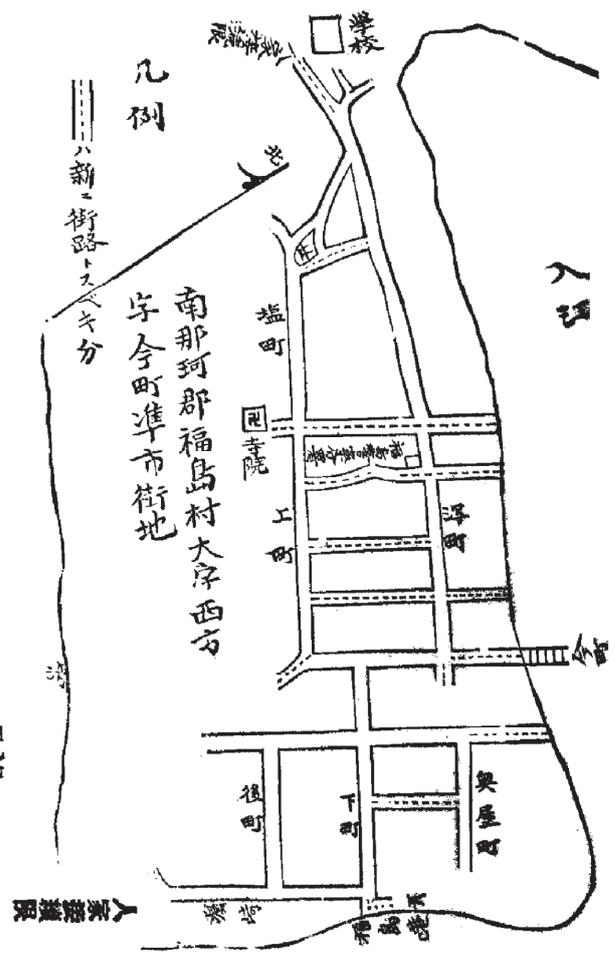
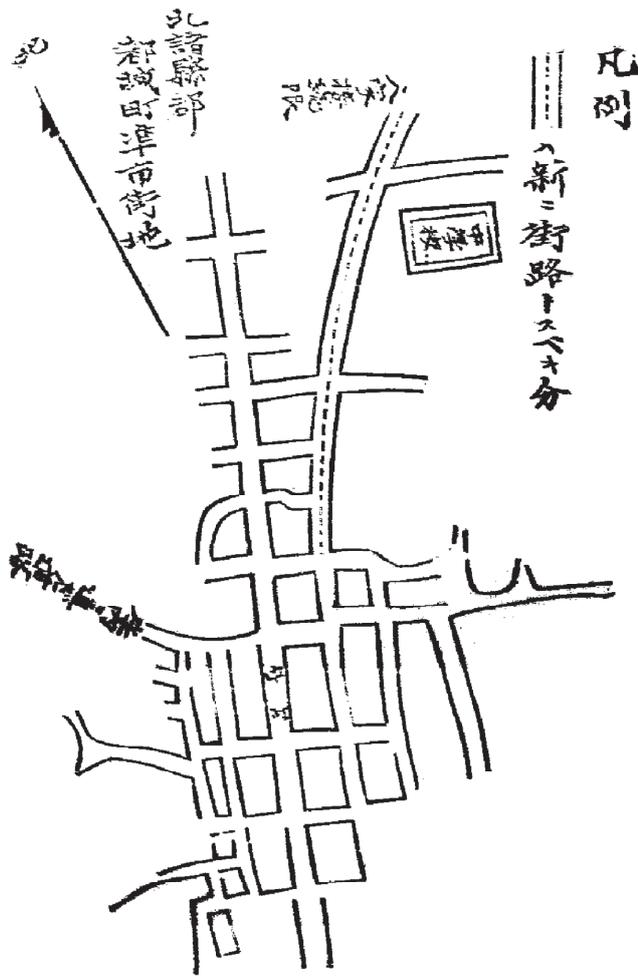


南那珂郡細田村大字下方  
字大堂津準市街地



宮崎郡青島村大字内海  
字内海準市街地

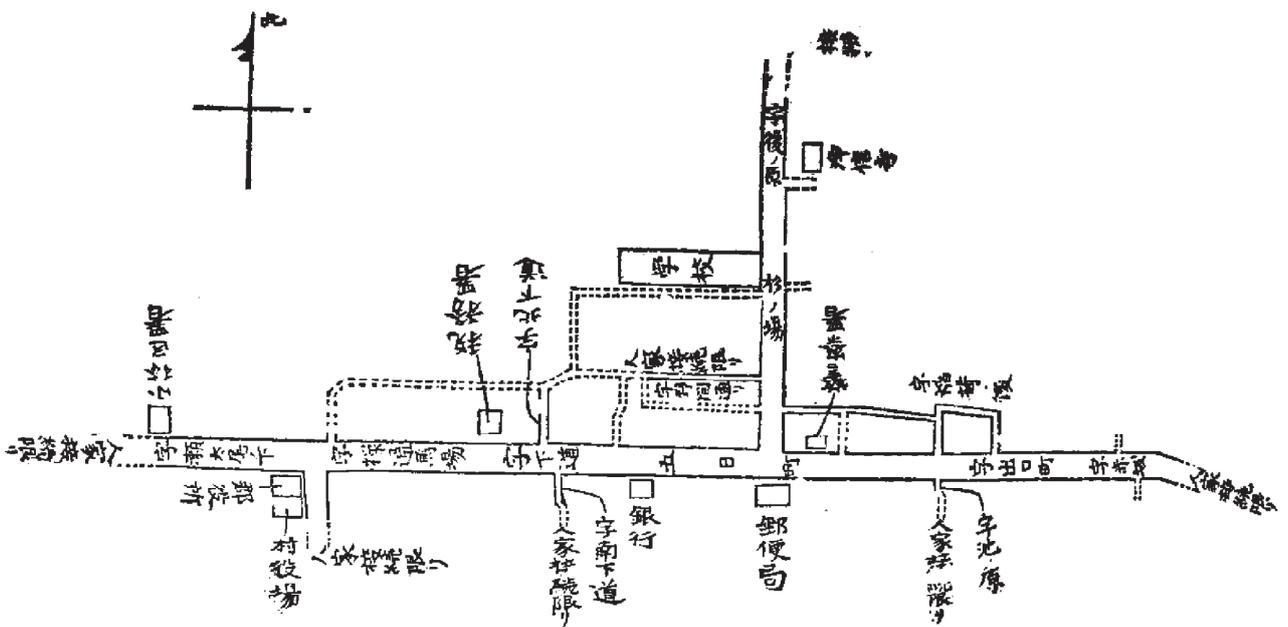
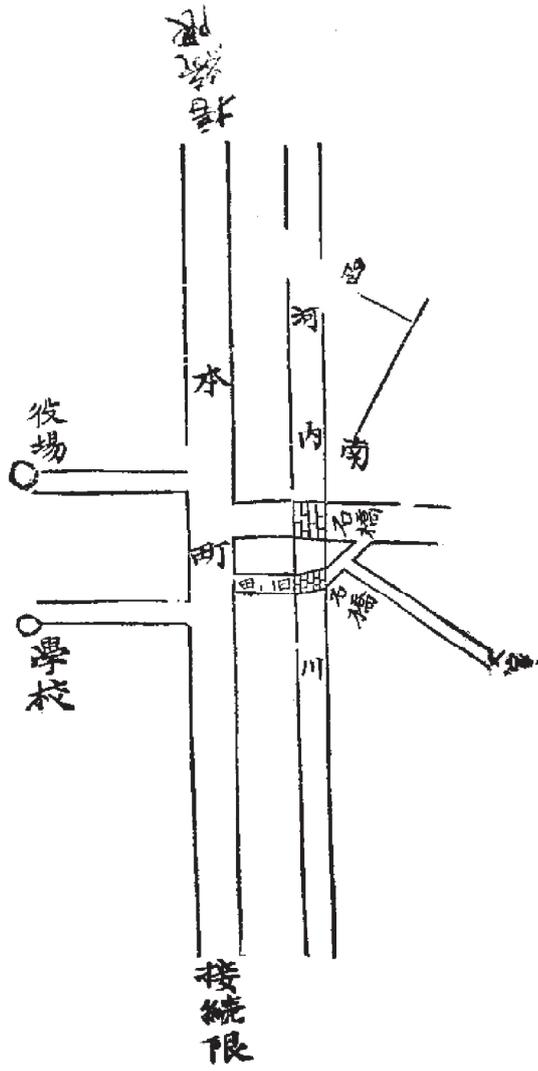




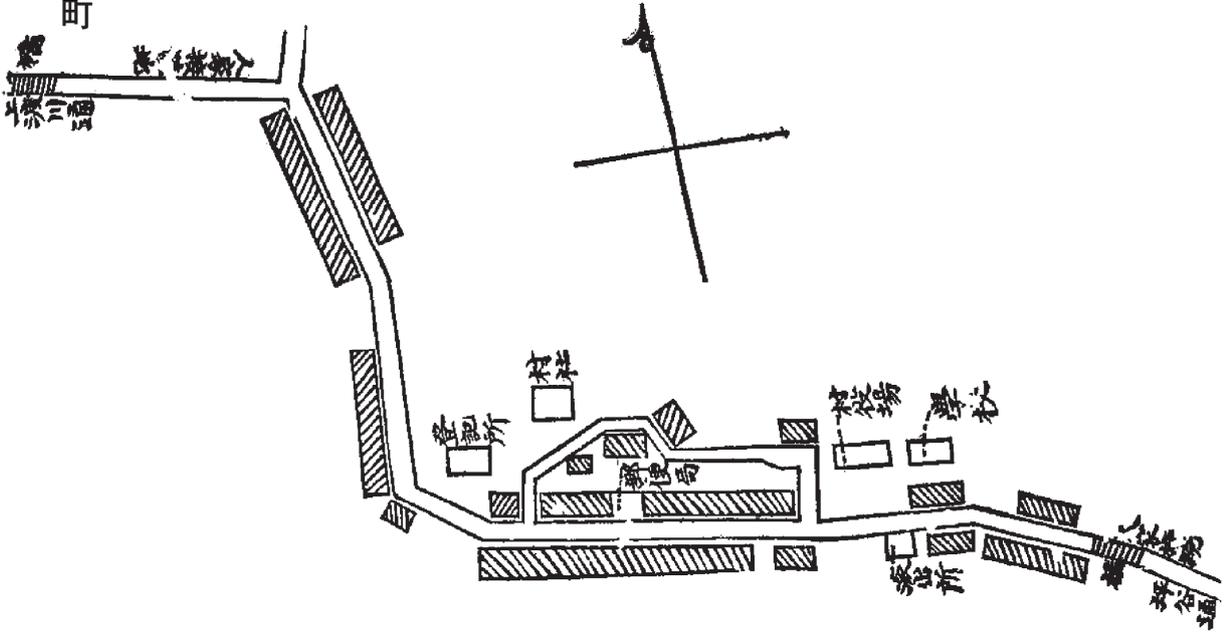
天  
 榎原神社鳥居下迄  
 小字榎原町

人家接續限

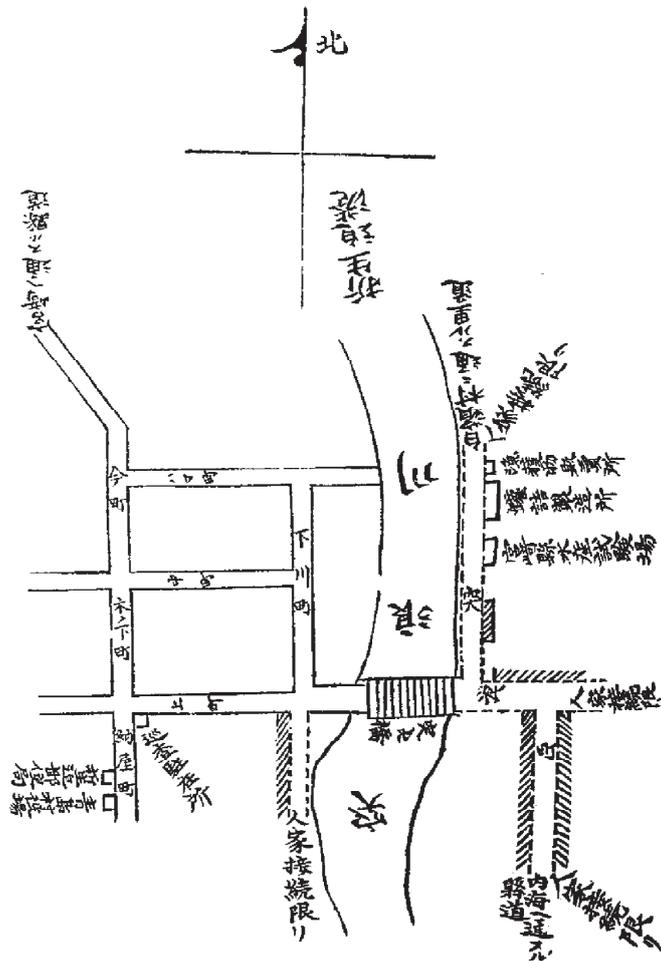
西臼杵郡田原村大字河内



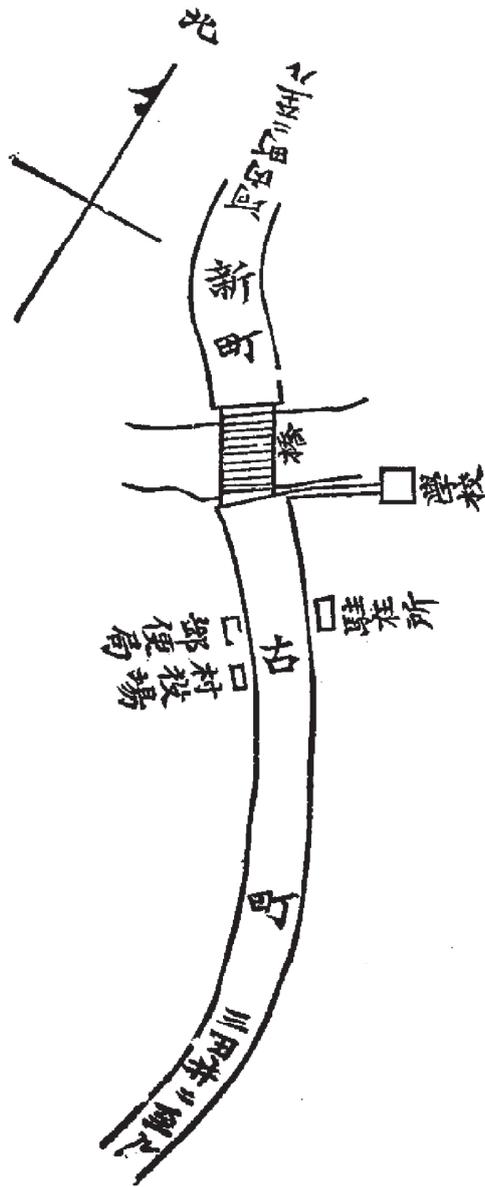
東臼杵郡南郷村  
 大字神門字神門町  
 準市街地



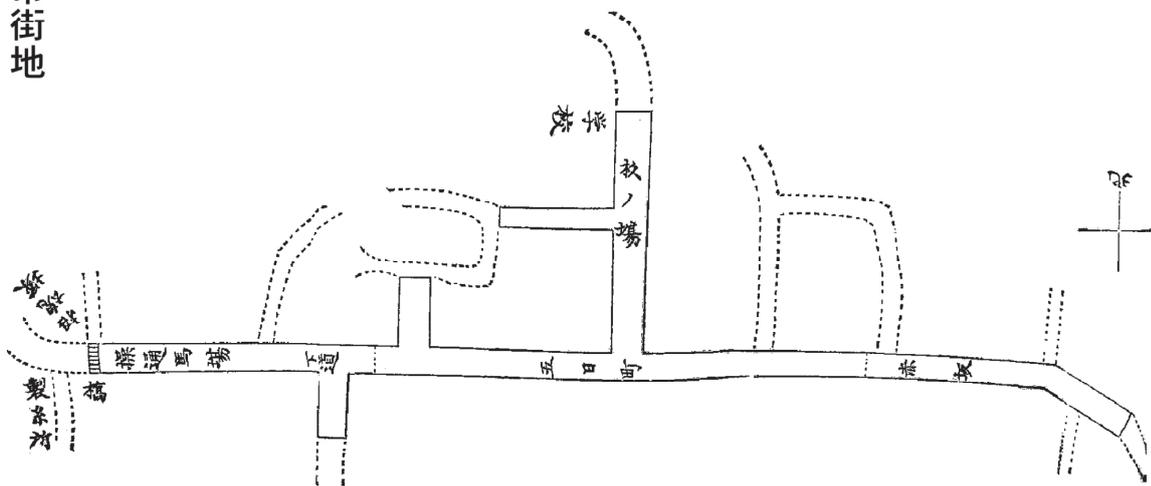
宮崎郡青島村  
 大字折生迫



西臼杵郡上野村  
 大字上野町  
 準市街地



小林準市街地



## 71 宮崎県山林特別処分例

明治三十三年四月一二日

第一条 地租改正処分ニ依リ民有ニ査定シタル土地森林原野ニシテ、明治十四年ヨリ同二十三年ニ至ル官林境界調査ニ依リ、出願又ハ命令ヲ以テ官林ニ編入シ、現ニ国有ニ属スルモノノ内誤謬ノ明確ナル箇所ハ、本例ニ依リ民有ニ下渡スヘシ

第二条 下渡ハ官林ニ編入シタル当時ノ所有者又ハ相続人ニ之ヲ為スヘシ、但シ未タ土地台帳ノ更正ヲ為サザリシモノハ、現ニ所有者トシテ台帳ニ記載セラレタル者ニ下渡スヘシ

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ下渡ヲ為スヘカラス

- 一 明治十一年調製ノ官林台帳ニ登録シタルモノニシテ、民有タリシコトヲ確認スルコト能ハサルモノ
- 二 御手山中ノ諸色山又ハ諸所山タリシ証拠アルモノ
- 三 其他官有タリシ証拠アルモノ

前項ノ規定ニ拘ハラズ土地台帳ノ更正ヲナサザリシモノハ、其下渡ヲ為スヘシ

第四条 下渡ヲ為スヘキ土地森林原野ノ位置区域ハ、地租改正ノ際調製シタル字図ニ依ルヘシ、但其字図判明ナラサルトキハ明治十一年調製ノ官林図、地押調査図、官林調査図及実況ヲ参酌シテ之ヲ定ムヘシ

第五条 下渡ヲ受ケタル者ハ、其下渡処分ニ因リテ権利ヲ取得スルモノトス

第六条 下渡ヲ受ケタル者ハ、其土地森林原野ニ関シ第三者ニ対スル国ノ権利義務ヲ継承ス

第七条 下渡ヲ為スヘキ土地森林原野ニ官木アルトキハ、其伐採及搬出ヲ終ルマテ無償ニテ之ヲ使用スルモノトス

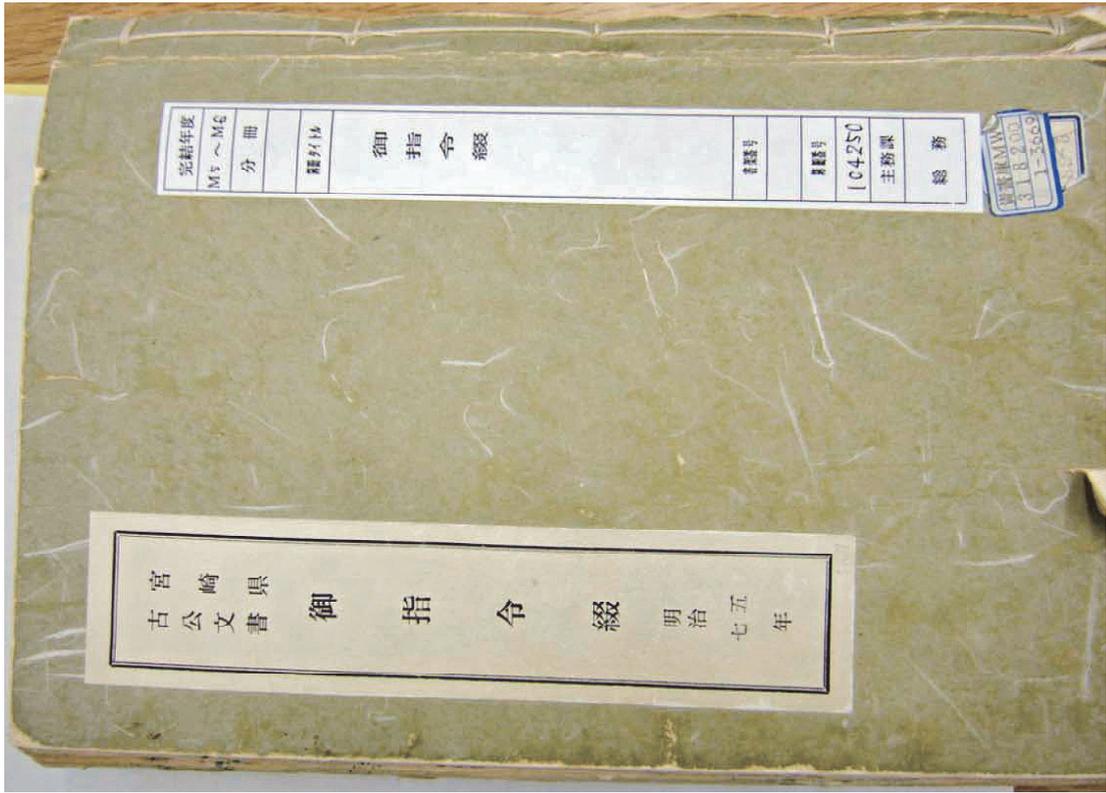
第八条 地方長官ハ左ノ書類ヲ大林区署長ニ送付スヘシ

- 一 地租改正ノ為メ旧宮崎県ニ提出シタル書上ゲ及保証書ノ類
- 二 明治十三年鹿児島県令ニ於テ指令シタル開申書又ハ竿次帳
- 三 地租改正ノ際調製シタル地価帳又ハ地券台帳
- 四 其他下渡処分上必要ナル書類

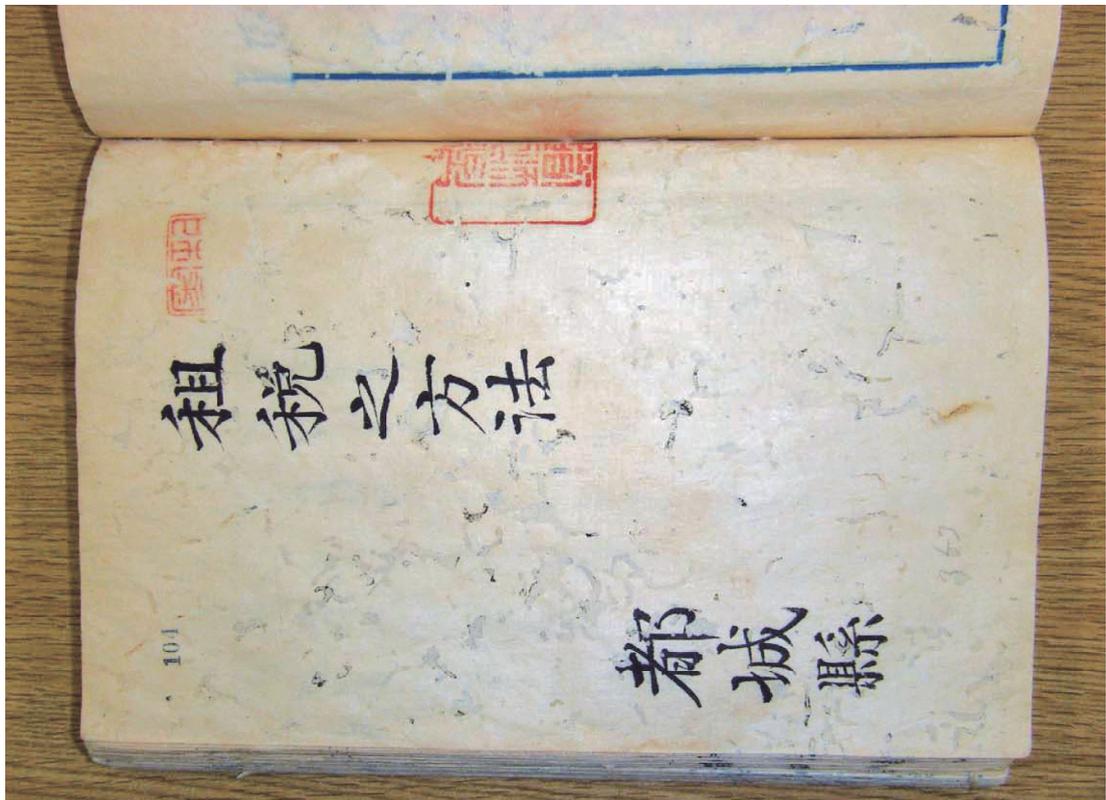
第九条 大林区署長ハ明治三十三年七月三十一日マテニ地方庁官ヲ經由シテ、別紙第一号書式ノ申立書ヲ差出サシムヘシ

第十条 大林区署長ハ経伺ノ上処分ヲ為スヘシ

下渡ヲ為スヘキモノハ別紙第二号書式ニ依リ、地方長官ヲ經由シテ下渡証ヲ申立人ニ交付スヘシ



72 租稅之方法



縣内租稅之方法

旧飲肥縣

一 旧飲肥縣管内檢地ノ儀、豊太閣ヨリ伊東祐兵、飲肥清武ニテ高貳萬八千石ヲ領知セ之、後文祿二年增高ノ願、領分中檢地アリテ高三萬六千石トナリ、猶小身ノ軍功、成難キヲ憂、祐兵卒去、後其臣、洛合甚等伏見ニテ高六萬石之ナル旨披露ニ及、高揚ノ願、慶長九年甲辰三度月

郡内租稅之方法

檢地アリテ差出、高五万七千八十石余トナリ、以來其檢地帳ヲ用、來リ其定免、四成ニ極、名元四公六民、法ニ本ト代、成取立候趣申傳候得共、名來差出、高ニテ石盛高ク、六公六民、舍代、成ニ相當、其後高入新田等ニテ、自今高六萬石余、檢地ニ相成、候

一 田畑共農民永作ニ候得共、年數ヲ終、人員多敷、或田畑ノ増減等、不同相成候ニ、廿九年

ヲ限リニシテ作所割テ来候

一 田租、真赤米、赤米、麥ニテ取立、真赤米、赤米、毎年十二月限、麥、翌年六月限取立候

但、赤米、真赤米ニ割落、麥、赤米ニ割落

規ニテ、以、真赤米、ノ、延、ト、唱、一、先、年、高、揚、ノ、節

當、毛、ノ、取、米、ニ、高、五、萬、七、千、石、余、ノ、取、箇

調、ノ、無、候、廿、翌、年、延、麥、ニ、其、高、ヲ、増、補

セ、ト、云、傳、フ

部 盛 正

一 田租、赤米、麥、ノ、取、立、候、上、願、ニ、依、リ、石、代、上、納、ニ、差、許、候、廿、赤、米、翌、年、六、月、限、麥、田、租、同、様、延、テ、六、月、限、取、立、候

一 天災地歿、ニ、テ、三、四、分、以、上、ノ、損、毛、ニ、至、リ、定、規、納、糶、来、節、村、役、ヨ、リ、内、檢、ノ、上、願、ニ、テ、官、員、出、張、檢、査、ニ、テ、収、納、ヲ、相、窮、候、其、檢、見、ノ、定、規、四、坪、試、ノ、平、均、ノ、正、出、来、米、ノ、石、盛、ヲ、定、メ、五、公、五、民、代、成、テ、真、赤、米、取、来、候

一 田畑其川等ノ濱地、檢査ノ旨水損ト山崩砂

走等ノ地取、當損ニテ二三年五六年或七十年

ノ後起返ニ定免四〇成ニ取立來候故テ之租稅ノ

増減百之候

一 本田畑真米ノ口米石ニ割外宛取立候

但真米ノ米ニ真米ト赤米、赤米麥ニ麥ト取立  
新田畑ノ下取立定規ニ御座候

雜稅之事

一 酒屋

一 油屋

一 高松

一 漁船

右御定則之通稅金取立上納仕候

一 銀五百目

呉服屋一軒

此水三貫四百四拾三匁四分

右軒銀拾六

一 銀三百目

呉屋一軒

此水貳貫六拾六文壹分

右軒數拾貳

一銀百八拾目

藥種送一軒

此水壹貫貳百三拾九文六分

右軒數三

一銀百五拾目

籠屋一軒

此水壹貫三拾二文

右軒數百貳拾

成 系  
共 車

一銀百貫拾目

藍玉屋一軒

此水八百貳拾六文四分

右軒數六

一銀百貫目

油津漁船金株運上

此水貳拾七貫六百四拾八文貳分

一銀壹貫六百貳拾五文

外浦漁船金株運上

此水拾壹貫百九拾壹文四分

一銀貳貫七百五拾目

本津漁船金株運上

此水拾八貫九百三拾九文四分

一 銀壹貫三百七拾六文

津

漁船金抹運上

此水九貫四百六拾九文七分

日向國宮崎郡之内

一 宮崎方限之儀旧幕領旧延岡領之分割令并故

檢地帳等無之旧幕領旧延岡領共慶長十

四年幕高橋右近次所領之節檢地之儀傳

其右有馬左衛門佐領地之節石盛高又別田

係

事

知舟帳之方用米俵

一 定免之地或年季之儀以之割令替之諸村有之

歲々川之水損等増減有之節檢見坪様之

上之回歩上石盛之免之掛稅則之定之十月六日

限上之章米並引相立候事

一 田畑三歲或五年之關引之割替致候事

一 真納割舟書面上二月十五日限皆濟之極

真納相違無事時皆濟目録封渡候

一 皇和太豆 于取豆又 願三枚 石八上納差

許之修

一 天災地殃 田亩甚平 歲言 三分以六 痛擯

于定免上納 難成節 村方 内檢之 上无見

願出坪 棒以 心采 五公五兵 取箇 修平

雜稅ノ事

一 酒屋

一 油屋

下 係 在 果

一 高船

一 漁船

右御定則之通稅金取立上納仕候

一 麥燒耐屋

一軒 每 永四拾七文

一 室屋

同 永五拾三文  
永貳拾四文

一 納屋

同 永三拾六文

一 鍛治屋

同 永三拾五文  
永貳拾四文

一 紬屋

同 永貳拾四文  
永拾八文

樽屋	同	永貳拾文宛
船間屋	同	永貳百三拾五文宛
旅人問屋	一軒 <small>會</small>	永貳百三拾五文宛
詰酒場	同	永百拾文 <small>ヨリ</small> 永九拾四文 <small>迄</small>
石屋	同	永貳拾四文宛
小商人	一人 <small>會</small>	永三拾三文 <small>ヨリ</small> 永拾七文 <small>迄</small>
高札	一枚 <small>會</small>	永貳拾四文 <small>ヨリ</small> 永拾四文 <small>迄</small>
投網壹帖 <small>會</small>		永貳拾四文宛
鴨	一羽 <small>會</small>	永貳拾壹文宛
銀細工職	一人 <small>會</small>	永貳拾九文宛
鑿甲細工職	一人 <small>會</small>	永貳拾九文宛
紵瀧	一軒 <small>會</small>	永拾八文宛
白魚札	一枚 <small>會</small>	永貳拾四文宛
講山 <small>運工</small> 山役	村々講山之多少 <small>二</small> 係 <small>一</small> 不同	
細荅役	一個 <small>會</small>	永貳拾四文宛
橋料木	一戸 <small>會</small>	永壹拾文宛

一 樹木運上

請山 運  
自藪

一 山手銀

一 塔運上

一 段登林役

何連村々ヨリ不同永納不之

一 樹木代米納

右者追而一般之稅則衙布達相成候也  
從前之通括置候積

一 糠等代納有之村之高壹石ニ付銀三分五厘

家掛

右一行當主申程稅ヨリ免除官御座度事

一 葦總築運上

此一行已藏前入用御座絶被仰渡候事  
被召降産奉和候事

川高鍋縣内日向國那珂郡之内福島

一 福島之儀慶長年中旧高鍋領下成其後檢地

不詳寛文六年午年檢地帳之定格用來候

一 高三万千六百六拾三石七升貳合

一 定免之地或二十年季以割替上定候地所  
有之候

一 田島十年目毎割替然<sup>上</sup>私開墾之地割  
替<sup>上</sup>事<sup>上</sup>

一 貢納十二月廿日皆<sup>上</sup>府之極<sup>上</sup>を<sup>上</sup>皆<sup>上</sup>府諸券相渡  
來<sup>上</sup>候<sup>上</sup>勿論晴雨之<sup>上</sup>汝<sup>上</sup>は<sup>上</sup>由<sup>上</sup>り<sup>上</sup>延<sup>上</sup>引<sup>上</sup>ノ<sup>上</sup>事<sup>上</sup>有<sup>上</sup>

能成候  
者其罪

之候

一 風雨水溢旱損或虫食等<sup>上</sup>常<sup>上</sup>年<sup>上</sup>ヨリ<sup>上</sup>三分  
以上ノ<sup>上</sup>損失<sup>上</sup>定免<sup>上</sup>上納<sup>上</sup>難<sup>上</sup>詰<sup>上</sup>候<sup>上</sup>時<sup>上</sup>村方内  
見<sup>上</sup>ノ<sup>上</sup>上毛<sup>上</sup>見<sup>上</sup>順<sup>上</sup>出<sup>上</sup>坪<sup>上</sup>様<sup>上</sup>ヲ<sup>上</sup>以<sup>上</sup>テ<sup>上</sup>現<sup>上</sup>在<sup>上</sup>ノ<sup>上</sup>米<sup>上</sup>ヲ<sup>上</sup>四<sup>上</sup>公  
六<sup>上</sup>民<sup>上</sup>之<sup>上</sup>取<sup>上</sup>箇<sup>上</sup>ニ<sup>上</sup>定<sup>上</sup>メ<sup>上</sup>引<sup>上</sup>米<sup>上</sup>相<sup>上</sup>立<sup>上</sup>來<sup>上</sup>候<sup>上</sup>事<sup>上</sup>

一 從前赤米納之所有之現赤米不足之候、  
色替之法<sup>上</sup>以<sup>上</sup>テ<sup>上</sup>真<sup>上</sup>米<sup>上</sup>ニ<sup>上</sup>直<sup>上</sup>シ<sup>上</sup>赤<sup>上</sup>米<sup>上</sup>壹<sup>上</sup>升<sup>上</sup>代<sup>上</sup>真<sup>上</sup>米<sup>上</sup>  
八<sup>上</sup>合<sup>上</sup>六<sup>上</sup>勺<sup>上</sup>取<sup>上</sup>立<sup>上</sup>候

一 田租、真赤貳種、定免、基き取立候  
得共願、依り赤米之場、真米割引ヲ以テ  
取立候事有之候

但

悉田、真米難産、地江、赤米ヲ植取  
箇、真米同格ニ候也

一 倉租、大豆ニテ取立候得共農、氏願ニ依り石  
代上納差許候尤石代納、十二月限リ取立

尔成  
野井果

一 山飯來運上 全

一 銃柄木 全

一 竹木賣拂

右六拾箇、茶當時有名無實又、二重上納或、

苛酷之取立事有之候付此事總ニ被免度

一 旧鹿兒島縣所屬之分、彼縣ヨリ進達仕候通

相替ハ方法无之候丹當縣ヨリハ別段

不申上候

嘗縣內從來租稅ノ方法右之通御座候間

内課書之通被仰付度此段申上候也

壬申九月

郡城縣參事桂久武



租稅頭陸奥宗光殿

都城県（明治4年11月～同6年1月）は、旧飢肥県（明治4年7月～同11月）以前（飢肥藩）と旧高鍋県福島（高鍋藩福島）の租税の方法を「縣内租税の方法」として政府に報告している。（御指令綴104250）その大意は次のようである。

## 県内（都城県）租税之方法

一、旧飢肥県管内の「検地」（この場合は土地調査そのものだけでなく調査された領地の表向きの生産高を示す）については、豊臣秀吉から伊東祐兵に「飢肥」「清武」に高2万8,000石を宛行われたが、その後、文禄2年に「増高」を願い領内の検地を行い高3万6,000石となった（検地奉行平川分右衛門「日向記」巻11）。その後もなお「小身」（少禄の大名）では軍功もなしえないと憂えて、祐兵が死去（慶長5年）したのち、家臣落合九右衛門、山縣太郎右衛門が伏見で、わが領は6万石あると披露して、「高揚」を願い出て、慶長9年には三度目の検地（奉行川崎水主、三谷作右衛門、平川分右衛門）を行い、「差出」（自らの報告）の高5万7,080石余となった。（「日向記」巻13）

以後、その検地帳を用いて「定免」（課税定率）を「四ツ成」（4割=40%）に定めたのは、本来四公六民（生産高の40%を税、60%を生産者が取得する）の法に基づいて取立てきたと伝えているのであるが、もともとがすでに述べたように限られた領地を無理に検地をした結果の「差出高」（報告高）で石盛（一反当たりの生産見込高）が高いので、五公五民以上の負担額になり、その後「高入新田」（新しく石高に入れた開墾田など）にて今は高6万石余の「検地」（公高）になっている。

※ 公高（表高）と草高（実収高）

※ 代成

一、田畑ともに本来は農民が「永作」（同一人が、その耕作地をずっと変わらず耕作する）するものであるが、年を経ると農家の家族数や村の人員、村の戸数の変動、あるいは田畑の増減など耕作条件が均等にならなくなるので、15年に一回「作所」（耕作地）の割替を行ってきた。→「村請」

※ 村請・門請の年貢

※ 普通は定免地に割替は行わない。

※ 延岡領宮崎は3～5年に1回鬮取り（10石鬮）で割替

※ 高鍋領福島は、田畠10年目毎に割替、ただし私開墾地は対象外。

一、田の年貢は、真米、赤米、麦で取り立て、真米と赤米は毎年12月限り、麦は翌年6月限り取立てている。

但、赤米は真米に対して一割落ち、麦は赤米に対して二割落ちの取り決めである。此の貢麦を「延」といい、その由来は、先年の「高揚」のとき「当毛」（当年作）の取米（収納米）高5万7,000石余の「取箇」（年貢）が収納できなかつたので翌年「延麦」で高を増して、その不

足分を補ったと伝えている。

※ 高鍋領福島は、11月20日皆済。赤米一升に対して真米8合5勺とする。

※ 延岡領宮崎は11月15日限納。

※ 「延」年貢を皆済できなかったのので、その分を次の麦で納める。

一、畑の年貢は、赤米と麦で取り立てるが、願いによっては「石代上納」(米やお金に換算して納める)も許しているのので、赤米では翌年正月限り、麦は「田租」(米)と同様に「延」として6月限りとして取り立てている。

※ 高鍋領福島は、畑の年貢は大豆で取り立てるが、石代納も12月限りで許す。

※ 延岡領宮崎は、畑の年貢は大豆にて取り立てる。願いによって石代上納も可。

一、天災地殃で3~4分(30%~40%)以上の「損毛」(収穫減)になり「定免」で上納できないときは、村役の者が「内検」(内部での検査)をした上で、藩庁(郡方)に願い出て、それによって官員が出張し、検査して収納高をきめる。

その「検見」(検査)の方法は「四坪の試し刈り」をして平均して実際の出来米の「石盛」を定めて(生産量を確定して)「五公五民」(50%)の「代成」で年貢を徴収する。

一、田畑ともに「川欠」など潰地は検査して「永損」(復旧ができない土地)とする。「山崩砂走」などの土地(田畑)は「当損」(当年損害)として2~3年、5~6年、又は7~8年の後に「起返し」(復旧すること)で、定免(定率税)の「四ツ成」として年貢を取り立ててきたので、年々税の総額に増減が生じた。

一、本田畑の年貢米の「口米」(付加税)は、米一石当たり二升宛取り立てている。

但し、真米の口米は真米で、赤米は赤米で、麦は麦で取り立てる。新田畑は取り立てないきまりである。

## 雑税のこと

一、酒屋

一、油屋

一、商船

一、漁船

右については定められた通り、税金を納めさせる。呉服屋18軒、質屋12軒、薬種屋3軒、糶屋120軒、藍玉屋6軒に課税するほか、油津、外浦、大堂津、目井津の「漁船釜株」の運上(各港に漁船をもつ権利に対する税)を課する。

「永貫文」(「永」は古代の穎一貢租の稻穂一からきたことば)は金貨・銀貨・銭の三貨を混合計算するための補助単位である。

とくに金貨には、一両のほかは（分・朱）四進法であるので、調整単位として用いられた。とくに江戸時代では関西は銀遣い、関東は金遣いであることも、この単位を発達させたと思われる。

一両＝永一貫文＝永1000文

永一貫文は流通している「錢」一貫文とはちがってあくまでも換算用の単位である。

両＝永貫文 錢→「銀」時価に換算→時価「錢」におきかえる

（例）永2貫250文＝金2両1分

のちに1両＝1円＝100錢 設定（明治5年）もこれを念頭にしたものと思われる。

### 日向国宮崎郡之内

宮崎「方限」<sup>ほうぎり</sup>は、旧幕府領（天領）旧延岡藩領に分割合併されたことから、「検地帳」などは伝わらず、旧幕府領、旧延岡藩領共に、慶長14酉年、高橋右近大夫の所領のとき、検地をしたと云々伝えている。

その後、有馬右エ門佐の領地のときの「石盛高反別田畑作付帳」を方今<sup>いまに</sup>用いている。

一、「定免之地」、或いは年季をきめて「割合替」をする諸村もある。「年々の川欠」「水損」などによる年収の増減がある時は、「検見坪様」をした上で、「反畝歩の石盛（生産高）」に「免（税率）」を掛け、税則を定め、10月18日を限りとし、「貢米」を「差引相立（きめる）」すること。

一、田畑は3年あるいは5年ごとに「鬪取」で割替をする。

一、貢納の割付の書面は11月15日までに「皆済」する定めで、貢納が間違いなく済んだとき「皆済目録」を渡（交付）する。

一、畠租は大豆で取立、又は願によっては「石代」上納を許している。

一、「天災地殃」は田畠とも平年作柄から3分（30%）以上の痛損で定免による上納ができない場合は、村側で「内検」して「毛見」（作柄調べ）を願い出て「坪様」を以て、正米五公五民の「取箇」であること。

### 旧高鍋縣内日向国那珂郡之内福島

一、福島（現串間市）については、慶長年中に旧高鍋藩領となり、その後の検地についてはわからない。

寛文6年の検地帳を定められた格合のものとして使っている。

一、公高は3万1,763石7升2合である。

一、「定免」の地と十カ年ごとに割替をすると定められた地がある。

一、田畠は10年目ごとに割替られるが、許可を得て個人で開墾したものは、割替の対象とならない。

一、年貢の納入期限は11月20日で、この日にすべてを納め終えるきまりで、皆済の証書を渡す。勿論、晴雨天候により延引することもある。

一、災害（風雨水溢早損、虫付など）で常の年よりみて3分（30%）以上の損失で、定免で上納できない時は、村で内々の調査をした上で「毛見」を願い出て「坪様」をして、現在の米を四

公六民の課税率として「引米」をして取り立ててきた。

一、従来から赤米で貢納してきたところもある。現（真）米、赤米が不足する所は、「色替」（納入物をかえる）の法で真米に直して、赤米1升の代りに真米8合5勺として取り立てる。

一、田の税は、真米、赤米の二通りの「定免」によって取り立てるが、農民からの願によっては、赤米の場合に真米の割引で取り立てることもある。

ただし、悪田のため真米を植えることができない田地では赤米を植えさせ、貢納にあたっては真米と同格に扱う。

一、畠地の税は大豆で取り立てるが、農民の願い出によっては「石代」による納入も許している。しかし「石代」納は12月限りの取り立てとなる。

宮崎県文書センター

主席運営囑託員 永井哲雄



# 全国版法令

73 明治4年9月7日 大蔵省達第47号

「田畑勝手作り」

是迄夫食不足ノ訳ヲ以テ田畑ヘハ米麦雜穀ヲ重モ二作付致シ桑楮漆茶藍麻蘭菜種其外ノ作物共其土地ニ適當致シ候テモ作付不致或ハ元地頭領主ヨリ差留候向モ有之ノ候テ追々運輸ノ道弁利相成其上是迄米納ノ向モ願次第石代納御差許相成候事ニ付村々百姓銘銘ノ夫食取入候外ハ何品ニ限ラス勝手ニ作付致シ候方下々ノ利潤ニモ可相成候間總テ從來其土地ノ貢租辻ヲ以年季ヲ究検見ノ場所ハ新規定免ノ規則ニ照準シ定納相願候上ハ屋敷成並田畑勝手作共御差許可相成候条地味ノ善惡作物ノ損得篤ト勘弁イタシ充分仕当ニ可相成見込有候ハハ可願出事

右ノ通下村々ヘ触達願出候モノ有之ニ於テハ従前ノ貢租辻等篤ト相糺不都合無之候ハ聞届置追テ可相届事（但書略）

74 明治4年12月27日 太政官布告第682号

東京府下從來武家地町地ノ称有之候処自今相廢止シ一般地券発行地租上納被仰付候条此旨可相心得事

75 明治5年正月欠日 大蔵省無号達

「地券発行地租收納規則」

其府下従前武家地町地ノ称有之候処自今相廢シ一般地券発行地租收入ノ儀被仰出候ニ付別紙規則書ニ照準取計可申事

第一 自今地券ヲ発行スルカ為ニ所轄庁ニ於テ別ニ記録局ヲ設ケ相当ノ官員ヲ備ヘ置キ地券ニ係ル事務一切ヲ司ラシムヘシ

第二 東京中各大区ヲ以テ分界シ其大区ノ一小区毎ニ地界ヲ正シ精密ナル地図ヲ製シ每分区ニ番号ヲ附置可申事

第十一 地券発行帳ヲ製シ地券ノ廉書ヲ認メ置キ是ヲ大帳ト定メ年々ノ地租モ此大帳ニ照シテ收納可致事

76 明治5年正月欠日 大蔵省（租税寮）無号達

東京府下ノ儀從來地子免許相成居候処今度御僉議ノ上沽券税御発行ニ付テハ各地方之内地子免許ノ場所ヘモ追々推及御施行ノ筈ニ候処土地ニ寄り從來ノ慣習モ可有之候ニ付夫々御取調可相成筈依テハ各地於而モ從來地稅免除ノ地ハ兼テ右心得ヲ以テ別紙規則（編注ニ地券発行地租收納規則）ノ趣ニ致照準見込取調有無共御申立可有之候此段及御達候也猶以今度田畑売買差許地券発行ノ儀本省ヨリ一般公布相成候処本文無税ノ場所沽券税取調ノ儀ト不相混様御心得可有之候也

77 明治5年2月10日 東京府達

「地券申請地租納方規則」

今般府下武家地之稱ヲ廢シ一般地券発行地租上納被仰出候ニ付テハ当府下賜邸受領地従前所持沽券地ヲ除ノ外更ニ払下ケ相成候条地券申請地租納方之義ハ別紙規則之通相心得可申（別紙規則省略）

78 明治5年2月15日 太政官布告第50号

地所永代売買従来禁制ノ処自今四民共売買所持候儀被差許候事

79 明治5年2月24日 大蔵省達第25号

「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」

第一条 地所売買譲渡ノ節地券相渡候ニ付テハ於府県元帳ヲ製シ地券申受ノ儀願出候節ハ別紙雛形ノ通地券本紙並写共二枚ヲ書シ押切印ノ上本紙ハ地主ヘ与ヘ右元帳ヘ綴込置可申事

第二条 右元帳ヲ以地券ノ大帳ト定メ以後ノ分綴込一箇年分取纏写巻通り大蔵省ヘ差出置可申事

第三条 地券申受ノ儀ハ別紙願面書式ノ通り相認為願出可申事

第四条 右願出有之節ハ雙方情実篤ト相糺相違無之候ハハ地券相渡可申事

第五条 一筆ノ地所ヲ裂キ売買致度旨願出候分ハ実地ニ於総歩数ヲ改検地帳ヘ照合シ引分ケ方偏頗無之様篤ト検査ノ上願ノ趣聞届地券相渡可申事

第六条 右地券ハ地所持主タル確証ニ付大切ニ可致所持旨兼テ相諭置可申候万一水火盜難ニテ地券ヲ失ヒ候節ハ二人以上ノ証人ヲ立村役人連印ヲ以書換ノ儀為願出可申事但盜難等ニテ失ヒ候分後日相知レ候ハハ早速可差出旨請書取置可申事

第七条 初度地券相渡候以後売買譲渡シ並代替リ其質地流込等ニテ持主相替リ候節ハ地券ノ裏ヘ雛形ノ通相認地券書換ノ儀為願出可申事

第八条 右書換願出候節ハ其情実ヲ吟味シテ後新地券ヲ渡シ旧地券ヲ取消スヘシ尤大帳ヘモ地主相替リ候趣並地代金増減ノ有無年月日共詳記シ置一箇年分取纏メ大蔵省ヘ可届出事

第九条 山林原野其他ノ地所共売買ニ付地券相渡候分総テ同様可相心得事

第十二条 爾後地券ヲ不申請密売致シ候者ハ其地所並代金共取揚可申事

但致連印候村役人ハ地代金ノ三分通罰金可申付事

第十三条 従来ノ持地ハ追テ地券渡シ方ノ儀可相達事

第十四条 東京府下ヲ始沽券税御達ノ土地ハ此規則ノ例ニアラサル事

80 明治5年7月4日 大蔵省達第83号

地所売買規則第十三則ニ従来持地ハ追テ地券渡方ノ儀可相達旨掲載布告ニ及置候所即今已ニ売買ノ者ヘ地券相渡従来持地ノ者ヘハ不相渡候ハテハ不都合ニ付管下人民地所所持ノ者ヘ最前相達候規則ニ準シ都テ地券相渡候様可致尤其代価ノ儀ハ田畑ノ位付ニ不拘方今適當ノ代価為申出地券面ヘ書載可致候

但本文地券相渡候儀ハ可成丈至急ニ取計総テ当十月中ニ渡済相成候様可取計若事実無拠次第有之延引可相成見込候ハ、其旨前以租税寮ヘ可申出事

7 明治6年7月28日 地租改正ニツキ「上諭」 24頁

8 明治6年7月28日「地租改正条例」 25頁

81 明治6年7月28日 大蔵省事務總裁達

「地方官心得書」

- 第一章 今般地租ノ改正ハ至大至重ノ事業タル固ヨリ論ヲ竣タス其調査ヨロシキヲ得サレハ従前ノ偏輕偏重ヲ平均スル能ハス故ニ調査ノ間最モ詳覈考按スルヲ要ス
- 第二章 調査ノ難キ地価ヲ定ムルヲ第一難事トシ土地ノ広狭ヲ量ルト落地或ハ重複ノ地ナキヲ檢スル亦之レニ垂ケリ故ニ調査ノ間最モ此兩件ニ注意スヘシ
- 第四章 今調査ノ方法ヲ分ツテ二節ト定ム第一ハ人民ヨリ差出セル書上ニ就キ其当否ヲ檢シ第二ハ實地ニ臨ミ人民言ヲ所ノ実否ヲ檢スルニアリ
- 第二七章 實地派出ノ節ハ兼テ地券掛ヲ命シタル郡村附属又ハ地理ニ明ナル者ヲ撰ミ隨行セシメ顧問ニ備フヘシ
- 第二八章 實地ニ臨ムニニタ手又ハ三手ニ分レ派出セハ其始メ一同集合シ先ツ一村ヲ検査シ着手ノ方法ヲ試ミ各員異様ノ処分ナキヲ要スヘシ
- 第二九章 耕地巡視ノ時ハ一筆毎ノ畝杭ヲ改メ落地ノ有無ヲ点檢シ広狭ノ当否ヲ視察シ三四ヶ所竿入様歩イタシ書上ノ歩数ト増減アルトキハ再調ヲ命スヘシ

46 明治7年11月7日 第120号

「地所名称區別改定」 105頁

47 明治8年7月2日 第114号

「地所名称區別改正」 108頁

82 明治8年7月8日 地租改正事務局議定

「地所処分仮規則」

第一章 処分綱領

- 第一條 道路堤塘河川ノ兩國郡村市ノ中間ニアルモノハ各村市ニ就テ其証跡ヲ正シ其景況ニヨツテ其中央ヲ經界トナスカ又ハ左右一方ノ傍側ヲ以テ經界トナスカヲ明瞭取調旧慣ノ儘据置カタキ分ハ地方官協議ノ上伺ヒ出ヘキ事
- 第二條 神社ノ兩國境上ニ跨リ經界ノ標目トナシ来ルモノモ第一條同様区域明瞭取調ヘキ事
- 第三條 持主一人ノ地ト雖モ道路等ヲ隔テタル地ハ各別ニ取調一筆ト致間敷事
- 第四條 従前公有地ノ内檢地帳水図帳名寄帳ニ人民名受ノ確証アルカ又ハ出金買得セシ証左アルモノハ民有地ト相定メ其他ハ官有地ト定ムヘシ若シ人民名受ノ確証又ハ出金買得セシ証書ナシト雖トモ他ニ人民所有地ト看認ムヘキ成跡アルモノハ其事實ニ拠リ民有地ト相定ムヘキ事
- 第五條 地所名称區別ハ昨七年第百二十号布告ニ従フヘシト雖トモ其種類ノ如キハ大体ニ就テ區別ス譬ハ宅地内ニ菜園林藪池泉等アルト雖トモ一區ノ宅地トナスカ如シ且ツ道路中ニ建設セル電信架線柱敷地揭示場等アリトモ今般ノ調査ニハ總テ大体ニ就テ道敷ニ取調置申スヘキ事
- 第六條 都テ地所処分ノ儀ハ下章ノ條例ニ照シ証跡ノ分明ナルモノト其名称ノ著明ナルモノトノ処分ハ地方長官ヘ協議ノ上地方官限り処分ニ任スヘキコト

第七條 渾テ官有地ト治定セル地所払下又ハ貸渡等ノ儀ハ内務省ノ処分ニ帰シ本局ノ  
権限外ト心得ヘキコト

第八條 渾テ官有地ト定ムル地処ハ地引絵図中ヘ分明ニ色分ケスヘキコト

#### 第四章 道路堤塘処分ノ事

第一條 道路堤塘敷地ハ従前民有ニアラサルモノハ官有地第三種トナシ其民有地ナルモノ  
ニシテ地稅ヲ納ムルモノハ蠲除シ民有地第三種ト定メ作徳ハ村方相對ノ処分ニ任スヘ  
キ事

第二條 家屋ヲ建設スルタメ民有地ヲ潰シ一己ノ使用ノ為メ設クル小徑ハ其本地一繩ニ取  
調生地同様処分スヘキ事

第三條 道路堤塘ハ各地凡ソ定リタル幅員アルヘシ若シ耕地ヨリ其幅員内ヲ犯シ切開タル  
カ又ハ宅地取囲ヒタルモノアルトキハ其歩數ハ旧道敷堤敷ニ復シ耕宅地ノ方ハ差除キ  
取調ヘキ事

### 83 明治8年7月8日 地租改正事務局議定

#### 「地租改正条例細目」

##### 第二章 土地丈量ノ事

第一條 土地ノ丈量ニ用ユル間竿ハ通常六尺（一步）ヲ以テ法尺トナスヘシ若不得已事情  
有之分ハ暫ラク旧慣ノ間竿ヲ用テ丈量シ追テ改正濟ノ上ハ算面上ニテ改正スヘキコト

第二條 六尺一步竿ヲ用ユルモノ間以下ノ尺度ハ三寸ヨリ五尺七寸マテ三寸ヲ倍スル毎ニ  
六除ノ數ニ適セサルハ都テ之レヲ捨ツ可シ即チ四寸若クハ五寸ヲ得ルトキハ一ニ寸ヲ  
捨三寸此間詰メ五勺トシ五尺九寸ヲ得ルトキハ二寸ヲ捨五尺七寸此間詰九合五勺トナ  
スカ如シ（間以下ハ何合何ト稱シ勺位ニ止ム）互乘シテ得ル処ノ積ハ算出ノ儘三除  
（一反三百坪）シテ反別ヲ得一步未滿ノ數ハ切捨ヘキコト（従前ノ例ニヨリ三步ノ未  
滿勿捨アルモノハ本条ノ通更生スヘシ）

但間竿六尺三寸或ハ六尺五寸ヲ用ユル時ハ其尺度ニ因リ本条ニ準シテ算出スヘシ

第三條 耕地ヲ丈量スルハ畔際ヨリ打詰ト心得ヘキ事

第四條 數箇ノ畦畔ヲ跨リ一筆トナス地ハ惣積ノ内ヨリ畔敷ノ歩合ヲ除去シテ反別ヲ定ム  
ヘキコト

第五條 山林原野池沼等ノ広漠タル地ニシテ実測ナリカタキモノハ四至ノ境界ヲ明白ニ記  
注セシメ凡ソ反別ヲ記載スヘキコト

第六條 道路河川堤塘及ヒ畦畔溝渠等ハ実測ヲ要セスト雖モ經界ヲ判然調査シ従前道敷道  
幅等ノ記録有之分ハ其旨記シ置ヘキコト

第七條 实地検査ノ節每一村ニテ三四ヶ所ヲ竿入様歩イタシ地方官ニテ取調ノ書類絵図面  
ニ引合セ稍増減アリトモ一反ニ付十歩内外程ノモノハ可トナシ右以上増減アルモノハ  
不正ナルモノト看做シ県官ヘ篤ト申談再調スヘシ決シテ甲乙寛嚴ノ処分有之間敷事

##### 第三章 地番号ノ事

第一條 番号ハ従来ノ本田畑宅地新田ヲ初メ県庁裁判所等ノ敷地社寺ノ上地反高大繩場試  
作地社寺境内地墓地堤外不定地池沼山林秣場野地海岸空地諸物干場等所ノ種類ニ不  
拘官民ノ所有ヲ不論一村所属ノ地ハ漏脱ナク地押順ヲ逐ヒ一筆限一村通シ番付ニスル  
歟又ハ大村ニテ地形ノ都合ニヨリ幾箇ニ區別シ別段ニ番付スルモ实地紛乱ナキ様処分

スヘキ事

但道路畔敷井溝敷堤塘河川等ノ如キハ番外ニナシ置第二章第六條ノ通心得ヘキコト

第二條 甲村ノ地所乙村内ヘ飛地セシ分ハ兩村熟談ヲ遂ケシメ乙村ヘ属地ニ組替セシメ若シ熟談ナリカタキモノハ地引絵図中ヘ色分ヲナシ地番号ハ甲村ノ末番ニ附着スヘキコト

第三條 従前數筆ノ地処一人持ニテ地続ノ分願ニ寄リ一筆ニ連結セシモノハ新規一筆ノ番号ヲ附スヘキコト

第四條 一旦番号ヲ定ムル後売買讓渡等ニヨリ切歩スルモノ譬ハ一番地ヲ二箇ニ分裂セハ一番地ノ内イ号ロ号トナシ尚亦右イ号ヲ分裂スルトキハ一片ハ元号ニ据置他ノ一片ハ一番地ノ内ハ号ト記号スヘキコト

第五條 右ニ反シ兩筆ノ地処隣田畑ノ持主買得シテ畦畔ヲ毀チ実地一枚トナスモノハ其畔敷ヲ丈量シ本反別ニ組入レ番号ハ従前ノ兩番ヲ存置シ（何番何番）合併旧反別若干ト肩書ニ記注スヘキコト

48 明治8年10月9日 第154号

「地所名称區別ノ内追加」 108頁

84 明治9年3月7日 地租改正事務局別報第14号達

「市街地租改正調査法細目」

第一條 土地丈量之事

第一節 市街之丈量ハ最緻密ヲ要ス旧沽券稅發行之際匆卒ニ丈量ヲナシ或ハ旧來帳簿上ニ記載ノ坪數等ニ拠リ書出セシモノハ此際悉皆調直ス可キモノトス

第二節 丈量ニ臨ミ家屋櫛比之地ニシテ一宅地ノ表裏奥行等屈曲アルモノハ実測現歩數ヲ得ル事甚タ難シ依テ初メニ該町之表通り裏通り横町之四方ヲ綿密ニ丈量シテ總坪數ヲ算定シ然ル後一宅地毎ニ丈量ヲナシ其坪數ヲ通計シテ初メニ算定セシ總坪數ニ照シ差違ナキヲ要ス可キモノトス

第三節 宅地一區画内ニ籠ル田畑ハ區別ニ及ハス宅地ヲ以テ丈量ス可キモノトス

第四節 市街地内ニ籠リ宅地ト別區域ヲナセル田畑林等ハ郡村耕地ニ準シテ丈量ス可キモノトス

第五節 様シ歩ハ実況ニ応シ一町内三四ヶ所ヨリ十ヶ所位迄適宜之ヲ檢シ百坪ニ付式坪迄ノ差ハ可トシ右以上ノ差アルモノハ再調ヲ命ス可キモノトス

第六節 最前沽券發行ノ際調査スル所ノ丈量精密ニシテ間竿端數マテ詳細野帳ニ記載セシモノハ丈量マテ調ヘ直スニ及ハスト雖モ尺度端數ノ定メ方積算法等ハ当局別報第十一号達ニ照準野帳ヲ朱書ニテ引直シ坪數ヲ改定セシメ而ル後様シ歩ヲナスヘキモノトス

85 明治9年3月10日 地租改正事務局別報第16号達

「山林原野調査法細目」

第一條 土地丈量之事

第一節 山林原野ハ耕地ト同視スヘカラスト雖モ大略耕地丈量ノ手續ニ拠ルヘキモノトス

第二節 山岳ハ斜面側面ニテ縦横ノ間數ヲ量リ反別ヲ算出スヘキモノトス

第三節 一筆限りノ區別アルモノハ其筆限り耕地同様ニ丈量シ一字限りノ區別ノミナルモノハ其字限り廻り分見或ハ板分見等ニテ適宜丈量スヘキモノトス

第四節 深山幽谷或ハ柴草山等ノ曠漠タル地ニシテ容易ニ丈量ナリ難キ地ハ差向キ四至ノ境界ヲ詳記シ周圀ノ里程ヲ量リ凡ソノ反別ヲ取調フヘキモノトス

第五節 様シ歩ハ耕地ニ準シ大差ヲ生スルモノハ再調ヲ命スヘキモノトス

44 明治9年5月12日 太政官布告第67号 96頁

45 明治9年5月12日 太政官布告第68号 98頁

86 明治9年6月8日 太政官達第60号

明治六年八月大蔵省ヨリ相達候道路ノ等級ヲ廢シ更ニ別紙ノ通相定候条右分類等級各管内限詳細取調内務省ヘ可伺出此旨相達候事

但費用ノ儀ハ追テ一般布告候迄従前ノ通相心得ヘシ

(別紙)

国道

一等 東京ヨリ各開港場ニ達スルモノ

二等 東京ヨリ伊勢ノ宗廟及各府各県鎮台ニ達スルモノ

三等 東京ヨリ各県庁ニ達スルモノ及各府各鎮台ヲ拘聯スルモノ

県道

一等 各県ヲ接続シ及各鎮台ヨリ各分營ニ達スルモノ

二等 各府県本庁ヨリ其支庁ニ達スルモノ

三等 著名ノ区ヨリ都府ニ達シ或ハ其区ニ往還スヘキ便宜ノ海港等ニ達スルモノ

里道

一等 彼此ノ数区ヲ貫通シ或ハ甲区ヨリ乙区ニ達スルモノ

二等 用水堤防牧畜坑山製造所等ノタメ該区人民ノ協議ニ依テ別段ニ設クルモノ

三等 神社仏閣及田畑耕耘ノ為ニ設クルモノ

右ノ内一道ニシテ各種ヲ兼ルモノハ其類ノ重キモノニ従フ国道並県道ノ道幅其土地ノ景況ニ拠テ各地各殊ナルモノナレハ今遽ニ之ヲ一定シ実地ニ施行スヘカラスト雖モ預メ一般ノ法則ナキ時ハ道路ヨリ生スル百般ノ事件其準拠ヲ失フノ患アリ仍テ左ノ定ヲ以テ一般ノ法則ト為シ且将来新設スル所ノ道路ハ其土地ノ便宜ニヨリ此道幅ヲ保タシムヘシ

国道

一等 道幅七間

二等 同 六間

三等 同 五間

県道 同四間乃至五間

里道ニ至テハ要スルニ街区ノ利便ヲ達スルニ在テ其關係スル所隨テ小ナレハ必ス之ヲ一定スルヲ要セス

橋梁ハ即チ路線ヲ互続スルモノナルヲ以テ道路ノ種類ニ随フヲ至当トス然レトモ其幅ノ如キハ必スシモ道幅ニ随フヲ要セス

49 明治9年6月13日 第88号  
「地所名称区别改正」 108頁

87 明治10年2月8日 地租改正事務局別報達第69号  
「崖地処分規則」

第一条 凡ソ甲乙両地ノ中間ニ在ル崖地ハ上層ノ所属トスヘシ其從來ヨリ下底所属ノ確証アルモノハ旧慣ノ儘ニ据置クヘシ

第二条 崖地ノ險歛シタルモノニシテ仮合中間ニ小樹ノ類茂立スルトモ土砂ヲ扞止スルマテニ止マリ他ノ用ヲ為ササルモノハ繩外トシ本地券面腹書ニ外何番地境崖地繩外所属ノ趣ヲ記シテ其所属主ニ付与スヘシ其ノ傾斜ノ甚シカラス開墾シテ桑茶蔬菜等ヲ植付得ヘキ者ハ本地一繩ニ籠メ取調ヘシ

第三条 従前ヨリ崖地半腹ヲ以テ境界トセサルモノハ上条ニ照準シ実況ニ応シ各個ニ処分スヘシ

第四条 第二条ノ桑茶蔬菜等植付得ヘキ崖地ニシテ未タ所有者之ナク払下ケヲ要スルモノアルトキハ先ツ上層地主ノ望ニ任セ望ナキトキハ下底地主ヘ払下クヘシ但シ斜面ノ極メテ緩ナルモノニシテ必スシモ上層地ニ属セシムルヲ要セサル者ニテ上下主共ニ払下ケヲ願フトキハ双方ノモノヘ入札法ヲ以テ払下ルカ又ハ半腹ヲ界トシ双方ヘ払下クルモ妨ケナシ

第五条 石垣又ハ竹木柵等ヲ以テ土止ヲナセル崖地ハ従前ノ証迹ニ拠テ其所属ヲ定ムヘシ

88 明治13年2月17日 司法省内訓

『明治五年第五〇号布告以前ニアリテハ凡ソ土地ナルモノハ人民ノ私有ニアラザリシハ固ヨリ言ヲ俊々ザルナリ、故ニ人民ハ唯之ヲ使用シテ其ノ利得ヲ収納セルニ過ギザリシニ、該布告ヲ以テ始メテ其借有土地ヲ各人民ノ私有ニ帰セシメタルハ実ニ行政上特別ノ恩典ニ出デタルモノトス』

89 明治15年2月 大蔵省

「地租改正報告書」

第二款 地種

地租ノ制ヲ定ムルハ所有權ヲ鞏固ニシテ地力ヲ尽サシメ所用ヲ明覈ニシ課税ヲ公平ナラシムルニ在リ然ルニ従前ノ制或ハ人民ノ土地ヲ売買スルコトヲ禁シ或ハ人民ヲシテ土地ヲ換耕セシム此ニ於テ慣習ノ久シキ其勢政府土地ヲ有シテ人民之ヲ佃作スルタ如ク且幕府諸侯ヨリ旗本社寺ノ類ニ至ルマテ各土地ヲ私有シ意ニ從テ制ヲ立テ各課税ノ法ヲ異ニス故ニ其地収獲アリテ租ヲ除ケル者アリ其地耕作セシテ其税ヲ徴スル者アリ此ニ於テ地類同一ニシテ租税課否一ナラサルヲ致ス維新以來旧制ヲ一變シ地所永代売買ヲ許シテ人民土地占有ノ權ヲ鞏固ニシ地子免除ヲ廢シテ地稅ノ課否ヲ均一ス然レトモ猶其實宅地ニシテ畑ノ稱ヲ冒スモノアリ田畑ニシテ山野ノ名ヲ負フモノアリ名実相副ハサルモノ鮮カラサルヲ以テ明治六年地所名称區別ヲ布告シ同七年更ニ改正ヲ加ヘラル故ニ地租改正ノ際先ツ土地ノ境界ヲ正シ續テ其所有ヲ確定シ又其所用ヲ明晰ス今左ニ土地所有ヲ査定セシ概況ヲ陳ス所用ヲ明晰セシ概況ニ至テハ第三款ヨリ第八款ニ於テ之ヲ陳セントス

## 第一項 経界ノ更正

土地ノ所有ヲ定ムルニ当リ其最先ツ檢セサルヘカラサル者ハ経界ナリ夫レ一地〔畦畔ヲ以テ一小区ヲ成シタル土地〕一筆〔一地乃至数十地ヲ合セ一地券中ニ記載シタル土地〕ヨリ一字一村郡国府県ニ至マテ地トシテ経界アラサルナシ故ニ経界定マラサレハ縦横広袤得テ求ムルヘカラス濶狭大小得テ量ルヘカラサルナリ然リ而テ府県国郡ノ経界大率明瞭ナリトイヘトモ村字ノ経界ニ至ツテハ錯雜犬牙ノ如クナル者又散布碁子ノ如クナル者アリ紊乱混淆名状スヘカラス盖村字ノ経界是ノ如ク紊乱混淆セシユエンノ者ハ境外ノ地ヲ開墾シ又ハ他村ノ地ヲ買ヒテ之ヲ併セシアリ土地益墾シ又ハ甲乙利害ヲ異ニシテ之ヲ分チシアリ幕政ノ際諸侯旗本等ノ封土采邑ヲ移転増減スルニヨリ村高ヲ分割シタルカ為ニ分合セシモ亦之アリ此ニ於テ或ハ通行ヲ拒ミ用水ヲ障ヘ其最甚シキ者ハ論争ヲ生シテ判ヲ法廷ニ請フニ至ル盖シ其由テ来ル所同シカラストイエトモ其不便ナルハ則一ナリ改租ノ際村吏人民ヲ諭シ彼是協議ヲ遂ケシメ或ハ分合シ或ハ交換シ大率山川溝渠道路堤塘等著名不動ナル者ニヨッテ境界ヲ定メタリ

## 第二項 土地所有ノ処分

土地所有ノ処分ハ人民ヲシテ各其持地ヲ書出サシメ村吏ヲシテ更ニ実地ニ臨ミ四隣地主ヲ会シテ官民地ノ別ナク每一筆其所有ヲ檢シ檢地帳地引帳其他村吏ニ伝ヘタル公ノ記録売買質入ノ公証等ニ照合シ更ニ丈量ヲ加ヘ方積ヲ記入シテ之ヲ出サシメ然後官吏之ヲ点檢シ其所有明瞭ナル者ハ直ニ其所有ヲ認メ其官ト民トノ間又ハ民ト民トノ間ニ於テ所有不明瞭ナル者ハ証左ヲ徴シ証人ヲ索テ之ヲ区分ス

## 第三項 隠田切添切開ノ処分

隠田トハ檢田ノ際其地ヲ欺隱スルモノヲ云ヒ切添トハ私ニ請地ノ傍ヲ墾闢併有スルモノヲ云ヒ切開トハ私ニ原野ヲ開墾シテ官認ヲ請ハサル者ヲ云要スルニ官認ヲ經サル田地ヲ有シテ租税ヲ脱スル者ナリ

夫レ欺隱田糧ハ古来ノ法禁ナリ改租ニ当リテ之ヲ發覺ス宜シク律ニヨリテ之ヲ処スヘシ然レトモ従前人民之ヲ犯セシユヘンノ者ハ嘗ニ人民ノ貪婪ノミナラス法律ノ人民ニ遍カラサルト政府ノ檢地ヲ等閑ニ付セントノ如キモ亦其因由ノ一端トイワサルヘカラス故ニ曩ニ隠田切添切開ヲナセシモ地租改正前ニ申出シ者ハ特ニ其罪ヲ不問ニ付シテ其地ヲ所有セシメタリ然レトモ道路堤塘等公用ノ地ヲ犯シタル者ハ其罪ヲ問ハサルモ其地ハ總テ之ヲ復旧セシメタリ

## 第四項 社寺地ノ処分

從來社寺大小ノ別アリト雖トモ其最モ大ナルモノハ境内数里ニ互ルアリ石高数万石ヲ擁スルアリ維新ノ初メ諸侯版籍ヲ返上シタリシカハ社寺独り土地ヲ私有スヘキノ理ナキヲ以テ境内地ノ祭事法用ニ必需ナルモノノ外スヘテ上地セシメラル此ニ於テ祭事法用必需ノ地ヲ画シテ境内トナシ其社寺買得ノ証アルモノ人民寄附ノ証アルモノハ總テ社寺ノ所有ニ歸シ自費開墾ノ証アルモノハ占有者に無代下渡シ永小作セシモノ借地シテ家屋ヲ構造セシモノ及ヒ旧神官ノ社内不用地ニ家屋ヲ營セシモノ半価又ハ相当価ニテ払下其他ハ之ヲ官有地ト為ス乃チ改正ノ際提查セシ神社ノ数ハ拾三万貳千九百拾貳ニシテ更ニ境内ト定メシ反別ハ壹万六千五百貳拾九町五反四畝拾五步余境外ト定メシ反別ハ七万六百七拾町貳反三畝拾貳步余ナリ又寺院ノ数ハ五万千貳百四拾七ニシテ更ニ境内ト定メシ反別ハ九千七拾九町八畝拾貳步余境外ト定メシ反別ハ四万三千七百四拾三町四反五畝六步余ナリ其詳細ハ左表

(省略)ニ掲記ス

### 第三款 検地

改租着手ノ初メ必ラス先ツ地積ノ精確ヲ求ムルヲ以テ主要ト為ス故ニ旧来検地ノ例規ト各地ノ慣習トヲ参酌折衷シ以テ全国ノ田畑宅地其他各地種ヲ挙テ之ヲ檢セリ今其順序ヲ陳述スルニ方リ先ツ其要領ヲ挙ン抑往昔ニ在テハ地位ヲ分テ上中下々々ノ四段トスト雖トモ之ヲ査定スルノ順序後世ニ伝ラス明治維新ノ際ニ伝フルモノハ独リ徳川氏檢地条目ノ存在スルアルノミ然レトモ其法多クハ新開地或ハ争論地ヲ檢スルニ止マリ之ヲ一國乃至數郡ニ施行セシモノ實ニ僅々タリ而シテ其檢地ノ挙タル頗ル鄭重ニシテ之カ為メ特ニ檢地總奉行繩奉行間頭奉行ヲ命シ帳付下目付及ヒ倍隸數十人ノニ屬ス而シテ本村ニ派出シ村内ノ土地悉皆官吏ノ手ヲ以テ檢地整理スルカユヘニ許多ノ日月ヲ費スノミナラス其村ニ於テハ送迎ノ勞供給ノ費實ニ僅々ナラサルナリ之レニ加フルニ檢地ヲ經由スルトキハ其段畝多少ヲ檢出シ租税モ亦随テ増加スルヲ以テ人民檢地ヲ忌嫌スルノ情状ヲ醸成シ政府モ亦容易ニ舉行セサルヲ以テ政略トセシヨリ竟ニ地積ノ紊乱ヲ極ムルニ至レリ今改租ノ始ニ當リ旧法ノ如ク鄭重煩勞ノ挙ヲ為スヤ支?扞格決シテ行ハルヘカラス故ニ勉メテ無用ノ手数ヲ節省セント欲シ土地丈量ノ業ヲ挙テ一切人民ノ担理トナシ官吏ハ適宜分派シ其丈量ノ精粗適否ヲ検査スルニ止ム是以歲月ヲ渉ル僅々竟ニ其實績ヲ整理スルヲ得タリ今其量地ノ序次ヲ略述スル左ノ如シ

#### 第一項 地押丈量

地押ハ土地ノ重複若クハ脱落ナキヲ要スル為メ当初ニ之ヲ施行スルモノナリ其方法先ツ人民ヲシテ小村ハ一村通シ番大村ハ各字限リ一地一筆毎ニ之ニ番号ヲ附シ而後十字法又ハ三斜法ヲ以テ其歩積ヲ量リ畝杭ヲ建テ字番号地目反別地主姓名等渾テ之ヲ明記シ又其番号地順ニ随ヒ一筆毎ノ形状ヲ見取図ニ製シ之レヲ連合シテ一字限リ及ヒ一村限図ヲ製シ地引帳ト共ニ之ヲ管轄庁ニ上進セシム而後官吏其本村ニ臨ミ地主ハ勿論本村總代人等ヲ會集シ其畝杭ト其地引帳地引繪図トヲ照合シ地番ノ重複或ハ脱漏ナキヲ確認スルニ至ルヲ度トセリ而シテ此際地味ノ厚薄ヲ始メ改租ニ付要用ナル諸件ヲ熟察シ以テ他日地価調査等ノ憶按ニ供セリ地押既ニ了リ次ニ丈量検査ニ着手ス此際ニ於テモ地主總代人等ヲ會集スルコト總テ地押ノ時ニ異ナラス而シテ官吏實地ニ臨ミ其積ヲ求メテ畝歩ヲ算定シ之ヲ人民ヨリ具申スル所ノ段別ニ比照シ一段歩ニ付十歩内外ノ差アルモノハ之ヲ可認セリ蓋シ丈量ノコトタル地形ノ屈曲ト量器ノ使用トニヨリ固少差ナキヲ免カレサルヲ以テナリ但人民ノ調理粗漏ニ失スルカ或ハ其實ヲ失フモノアリト認ムルトキハ更ニ再調ヲ命シ總テ確實ニ帰セシメタリ而大凡ソ検査セシ筆數ハ一字ノ土地ニテ三四ヶ所乃至五六ヶ所ナリ

市街宅地ノ丈量ハ人戸稠密ニシテ土地モ亦貴重ナルヨリ尺寸ノ差違其得失ニ関スル鮮ナカラサルヲ以テ一層緻密ヲ要セリ故ニ人民ヲシテ先ツ分見法ヲ以テ一町ノ周圍ヲ測量シ其總積ヲ求メ而後又特ニ每地ヲ丈量シ其地積ヲ合算シ之ヲ向キノ總積ト対照シテ其實積ヲ求メシム而シテ検査ノ方法モ随テ綿密ヲ加ヘ其差違百坪ニ付二坪迄ハ之レヲ可認セリ其筆數ハ一ヶ町毎ニ大凡ソ二三筆乃至五六筆ナリ

山林原野ノ丈量ハ大約耕宅地ト異ナルナシト雖トモ或ハ曠漠數町里ニ渉ルモノアリ或ハ人蹤ヲ絶ツモノアリ此ノ如キ類ハ十字及ヒ三斜ノ術ヲ施スニ由ナキカユヘニ回り分見ヲ以テ其總積ヲ求メタリ又其深山幽谷ニ至テハ足量等ヲ用ヒ又ハ四至ノ界限ト目標トヲ定メ其經界ヲ正シ其歩積ヲ査定セリ

90 明治17年4月5日 大蔵省達号外

「地租条例取扱心得書」

第一条 有租地中ノ各地目ニ包含スル種類左ノ如シ

第一類

田	未定田	沼田		
	流作田			
畑	未定畑	流作畑	切換畑	
	燒畑	山畑		
郡村宅地	堂宇敷地	水車敷地		
	社寺境内			
市街宅地				
塩田	塩畑	塩溜		
	製塩場	未定塩濱		
鑛泉地	温泉池			
	冷泉地			

第二類

池沼	堀	養魚池	水車溝	
	蓮池	井戸敷		
山林	崖地	竹木雑生地	櫨山	
	竹藪	柴草萱山	石山	
原野	秣場	蒲生地	牧場	草生地
	芝地	萱野	柴生地	野地
雑種地	網干場	鱒干場	濱地	舟揚場
	荷揚場	造船場	流木置場	布晒場
	物置場	土揚場	稻干場	海岸砂地
	土取場			

第二条 免租地中公立学校地トハ校舍建設アル一構内ノ土地及ヒ授業上ニ必要ナル土地又ハ農学実験用ニ供スル（五町歩以内ノ）土地ニシテ現ニ該学校ノ所有ニ係ルモノヲ謂フ其郷村社地トハ該社ノ現境内ニシテ該社ノ所有ニ係ル土地ヲ謂フ

第三条 凡土地ノ丈量ハ三斜法ヲ用ヒ其地主ヲシテ之ヲ爲サシメ其段別及ヒ野取絵図（第一号雛形ノ如ク）ヲ差出サシメ然ル上主務官吏ヲ派遣シテ其当否ヲ検査セシムヘシ

第四条 凡間未滿ノ尺度ハ六尺ノ拾分一ヲ分ト爲シ分ノ拾分壹ヲ釐ト爲シ丈量ノ際端尺三寸ヨリ五尺七寸マテ三寸ヲ増ス毎ニ六除ノ数ニ適セサルモノハ之ヲ切捨テ五釐ニ止ムヘシ  
即チ四寸又ハ五寸ヲ得ルトキハ一寸又ハ二寸ヲ切捨テ三寸此六除五釐ト爲シ五尺九寸ヲ得ルトキハ二寸ヲ切捨テ五尺七寸此六除九分五釐ト爲ス 其積算上ニ於テハ一步未滿ヲ切捨ツヘシ但一筆ノ土地ニシテ一步未滿ナルモノハ合、勺、返ヲ用フヘシ

市街宅地ハ丈量上ニ於テ釐未滿ヲ切捨テ釐位ニ止ム釐ハ六尺百分ノ一即チ曲分六分ヲ謂フ 其積算上ニ於テハ壹勺未滿ヲ切捨テ勺位ニ止ムヘシ壹勺ハ即チ老坪ノ百分ノ一ヲ謂フ

第五条 田畑ノ丈量ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ打誥ニ爲スヘシ

第六条 田畑ノ畦畔其地主自由ニ変更スヘキモノハ之ヲ本地ニ量入シ其常ニ変更セサルモノハ之ヲ除却ス除却セシ畦畔ノ歩数ハ之ヲ本地ノ外書トシテ反別帳ニ記載スヘシ 畑宅地ノ一筆ノミニ用フル通路及ヒ一筆内ニシ

テ其所有主便宜ニ設クル小逕ノ類ハ総テ本地ニ量入スヘシ

崖高ノ地其崖脚中ノ鍬入ニ必要ナル土地ハ之ヲ本地ニ量入シ崖脚ニシテ多少ノ収利アル土地ハ之ヲ本地ニ量入若クハ一筆ニ丈量スヘシ

一筆ノ田畑宅地内ニ孕在スル雜種地等ハ之ヲ本地ニ量入スヘシ

第七条 山林原野雜種地等ハ其實際ノ平斜面ニ応シ三斜法其他適宜ノ方法ヲ以テ丈量スルモ妨ケナシ

第八条 丈量ノ検査ハ筆数ノ多少ニ依リ適宜点檢シテ其総数ノ可否ヲ決スヘシ

第九条 土地ノ丈量又ハ地位、地価ノ検査ヲ為ストキハ其地主ヲシテ每筆字名、地番号、地目、反別、及ヒ地主ノ氏名ヲ記載セル畝杭ヲ建テシムヘシ

実地検査ノ場合ニ於テハ其町村戸長及ヒ地主ヲ立会シムヘシ

第十条 土地ノ丈量ヲ検査スルトキ主務官吏ハ地方庁ニ保存セル該町村ノ段別帳ニ及ヒ絵図面ヲ携帯シ実地ヲ丈量スルニ臨テ先ツ絵図面帳簿ニ照シテ其土地ニ接続スル土地ノ形状ヲ視察シ地番号ノ順序ヲ点檢シ町村ヨリ差出セリ野取絵図ト検査スヘキ土地ト相違ナキヤ否ヲ審査スヘシ

前項ノ場合ニ於テ絵図面ト実地ト相違スルトキハ更ニ其近傍每筆ノ地押ヲ為シ地番号ノ順序ヲ正スヘシ

第十一条 丈量検査ニ要スル器械ハ主務官吏携帯スヘシ

## 91 明治17年12月16日 大蔵省達第89号

### 「地租ニ関スル諸帳簿様式」

地租ニ関スル諸帳簿様式別冊ノ通相定ム

○府県庁ノ分（抄）

一 何〔郡区〕地租台帳

是ハ一町村限り地租條例ニ掲クル地区毎ニ調成シ毎年現在ノ反別地価地租額ヲ明カニス

一 地 図

一 野取絵図

右帳図ハ称呼ノ如何ニ拘ハラズ地租改正ノ際調製セシモノヲ指ス

目録ヲ作り其儘之ヲ保存スヘシ

○郡区役所ノ分（抄）

一 地券台帳

（従前備置ノ分）

是ハ地券授受書換ノ基礎ニ供シ一筆限地所ノ状況ヲ明ニス

一 地租台帳

（第拾七号様式）

是ハ一町村限地目毎ニ反別地価地租ヲ登記シ常ニ其増減ヲ加除訂正シ以テ現額ヲ明ニシ徴租ノ基礎ニ供ス

○戸長役場ノ分（抄）

一 土地台帳

（第拾九号様式）→現在の市町村の旧土地台帳

是ハ土地ノ沿革及ヒ反別地価地租等ヲ明ニスルノ基礎ニ供スル

一 土地所有者名寄帳

（第貳拾号様式）

是ハ一人限り其所有地地目反別地価地租ヲ列記シ各人ノ納租額ヲ明ニス

- 一 地図
- 一 野取図

右帳図ハ称呼ノ如何ニ拘ハラズ地租改正ノ際調製セシモノヲ指ス  
目録ヲ作り其儘之ヲ保存スヘシ

## 92 明治18年2月18日 大蔵大臣訓令主秘第10号

### 「地押調査ノ件」

改租ノ事業整頓以來開墾荒地地目換等ノ事故ニ因リ、実地検査ノ義ヲ請求セルモノノ外ハ絶テ一体ノ実地検査ヲナスコトナカリシヨリ、自然在来ノ帳簿図面ト実地ト齟齬スルモノ少ナカラサルヤノ聞アリ。然ルニ客年当省第八十九号ヲ以テ相違候帳簿様式中ニ示ス土地台帳ノ如キハ、毎町村毎地ノ地目反別地価地租等ヲ明カナラシムルモノニシテ固ヨリ必要欠クヘカラサルモノニ有之、今此帳簿ヲ編製スルニ当リテハ只ニ在来ノ帳簿ノミニ憑拠シテ謄写スルトキハ、或ハ実地ノ齟齬セル帳簿ヲ後年ニ伝フルノ虞アルノミナラス、若シ他日其齟齬ヲ発見スルトキハ仮令事ノ有心ニ出シモノニアラサルモ処分ヲ免カレサル義ニ有之候ニ付テハ、此際適宜期限ヲ定メ毎町村ニ於テ在来ノ帳簿図面ニ対照シ一応実地ノ取調ヲ為サシメ以テ事実相違ノ有無ヲ申告候様管内ヘ諭達シ予テ犯則ニ陥ル等ノ不幸ナカラシムル様致スヘシ。然ルニ猶事実ヲ申告セス不都合ト認ムル場合ニ於テハ臨時ニ収税官吏ヲ派遣シテ地押検査ヲ為サシメ、以テ地租改正ノ成蹟ヲ鞏固ニシ且ツ将来実地ト帳簿ト齟齬錯乱ナカラシムル様致スヘシ。

## 93 明治18年月日不詳 大蔵省

### 「実地取調順序」

第一条 今般ノ実地取調方ハ地租改正以後ニ係ル地目変換開墾地其他ノモノニシテ苟モ帳簿図面ト実地ト齟齬スルモノハ各地主ニ於テ之ヲ調理シ夫々ノ順序ヲ經由スヘキ筈ナレトモ然ルトキハ却テ事ノ煩雜ニ涉リ其要領ヲ得ヘカラサルニ付此際特ニ毎町村ニ於テ地主総代人三名以上（実地熟知ノ者）ヲ撰定シ実地取調ニ従事セシムヘシ。

第二条 実地取調着手前ニ於テ地券面ト実地ト齟齬スルモノハ其地主ヨリ該地ノ字番号及ヒ現在ノ地目ヲ記載シ之ヲ総代人ニ差出シ実地取調上ノ参照ニ供セシムヘシ。

第三条 実地取調着手前ニ於テ地租改正以後夫々正当ノ順序ヲ経既ニ処分済ニ係ル土地ニシテ未タ帳簿ノ訂正ヲ為ササルモノアルトキハ其現地目・反別・地価及ヒ処分済ノ年月日ヲ付箋ニ記載シ之ヲ該帳簿面該当ノ所ニ貼シ置キ此際ノ取調上ヨリ発顕セル相違ノモノト混淆セサル様區別シ置クヘシ。

第四条 戸長役場ニ於テハ用係等ノ中ヲ以適宜担当者ヲ定メ彼此異様ノ調査ニ涉ラサル様便宜実地ニ就キ其事業ヲ注視スヘシ。

第五条 実地調査ヲ了セントキハ総代人ヨリ直ニ其旨ヲ戸長役場ニ申出テ戸長ニ於テハ其取調調査ヲ調査シ事実精覈ナリト是認スルモノニ限り開申ノ手續ヲ為サシムヘシ。

第六条 実地ノ調査ハ現在徴租ノ基本ニ供スル帳簿（地券台帳・地価帳ノ類）及ヒ改租ノ際調製セシ絵図面ヲ根拠トシ毎筆実地ニ照ラシ地押調査ヲ為サシムヘシ。

但地押調査ハ地番号ヲ逐ヒ一字限り対照シ相違ノ土地ハ其字番号現地目及ヒ其事由ヲ別帳ニ登記シ以テ訂正方出願又ハ届出ノ根拠ト為サシムヘシ。

- 第七条 実地調査上落地或ハ無願開墾地及ヒ無届地目変換地其他渾テ実地ト帳簿・図面ト  
齟齬スルモノヲ発頭スルトキハ左ノ手續ニ依リ其町村戸長ヨリ該取調上精覈ナル旨是  
認ヲ受ケタル日ヨリ何日以内ニ訂正方開申セシムヘシ。
- 一 落地ハ其地盤ヲ丈量シ四至ノ境界判明ナル地図ヲ添ヘ隣地主連署ノ上有租地編入  
ノ義ヲ出願セシムルモノトス。
  - 二 無願開墾地及ヒ無届地目変換ハ其地盤ノ丈量図ヲ製シ而シテ何年何月第何号達ニ  
照準地価修正取調書ニ丈量図ヲ添付シ差出サシムルヘシ。
  - 三 図面及ヒ帳簿ニ対照シ渾テ実地ト齟齬セルモノアルトキハ何年何月第何号達ニ照  
準地価修正取調書ニ丈量図ヲ添付シ差出サシムヘシ。
- 但目今已ニ修正帳ヲ製シ変換届済ノモノハ本文ノ限ニアラス。
- 第八条 反別ハ地租改正ノ際確定シタルモノニ付今般ノ取調ニ方リ故サラニ実地ノ丈量ヲ  
為スニアラスト雖トモ其地ニヨリ甚シキ差異アリテ其据置キ難シト思惟スルモノハ  
此際特ニ丈量シ該地ノ図面ヲ添付シ式ノ如ク訂正方ヲ出願セシムヘシ。
- 第九条 地租改正後地主ノ便宜上ヨリ畦畔ヲ廃設シ本地反別ノ増減ヲ申出サルモノアルト  
キハ此際渾テ丈量シ其ノ増減ヲ申立テ其反別地価ノ訂正ヲ出願セシムヘシ。
- 第十条 地租改正ノ際調製セシ地図ニ異動ヲ来シ此際更正シ得ヘキモノハ更正スヘシト雖  
トモ是カ為メ不明瞭トナリ将来錯乱ノ虞アルモノハ更ニ調製スヘシ。
- 第十一条 脱落地地番ハ隣地ノ番号ヲ甲トシ脱落地ニハ其乙番号（或ハ其町村ノ末番号ヲ  
附スルモ妨ナシ）ヲ附スヘシ。
- 第十二条 実地調査上第七条ノ類ヲ発頭シ各項ノ手順ヲ以テ出願スルトキハ主務吏員ヲ派  
遣シ其反別地価ノ当否ヲ検査セシムヘシ。
- 第十三条 第七条ノ類ヲ発頭スルモ一時ノ手数ヲ厭ヒ之ヲ隠蔽シ他日吏員検査ノ際発覚ス  
ルトキハ相当ノ可及処分ノ筈ニ付右様ノ無之様注意セシムヘシ。
- 第十四条 実地ノ調査ヲ了シ夫々処分済ノ上ハ続テ土地台帳及ヒ名寄帳編製ニ着手スヘシ。

## 94 明治19年1月 大蔵省主税局「地租便覧」前款

### 「地租便覧」

#### 一 字及ヒ地番

字ハあざト訓シ其名称恰モ町村名ノ如シ古来町村内地理上ノ小区分ナリキ蓋シ昔  
時検地ニ際シ取扱上ノ便宜ヲ謀リ之ヲ定メシナリ地租改正ヲ為サントスルニ当テモ  
各町村中此等ノ小区分ヲ定サレハ丈量ニ地押ニ帳簿調製ニ諸般取扱上甚タ不便ナル  
ヲ以テ先ツ之ヲ定メ土地ノ整理ヲ為ササルヘカラス然レトモ因襲ノ久シキ其境界ノ  
紊乱セルアリ大小広狭ノ懸隔アリ為ニ従来ノ字ヲ其儘ニ据置ク能ハサルトコロ頗ル  
多シ故ニ字ノ境界ヲ正フスルコトハ地租改正上第一歩ノ事業トノ考ヘヨシタリ  
字ハ山河森林堤塘道路等ニ圍繞セラレテ一区域ヲ為セルカ如キ地形上自然ノ区域  
ニ依テ之ヲ定ムルヲ通則トス其大小広狭モ亦其町村ノ形状ニ依テ自カラ適度ナラン  
コトヲ要セリ故ニ之ヲ定ムルニ当テハ先ツ其町村内ヲ幾箇ノ字ニ分ツヘキヤヲ議定  
シ其地旧来ノ縁故若クハ地形等ニ依テ其名称ヲ定メ然ル上其境界ヲ定メシナルヘシ

地番ハ土地一筆毎ニ附スルトコロノ番号ニシテ字ト同シク昔時ヨリ襲用セルモノ  
ナリ地租改正ニ当リテモ丈量ニ地押ニ帳簿調製ニ取扱上之ヲ必要トセリ故ニ字ヲ定

ルニ垂テ每地ニ番号を付スルコトハナレリ

## 二 丈量 絵図

・一町村ノ丈量成功ニ至ルトキハ野取図及ヒ丈量帳一通ヲ地方庁ニ差出シ検査ヲ請ヘリ但一通ハ其町村ニ備ヘ置ケリ

### 95 明治20年6月20日 大蔵大臣内訓第3890号

#### 「地図更正ノ件」

地租改正ノ際調製セシ町村地図ハ各地方ノ便宜ニ任セ、技術不熟練ナル人民ノ手ニナリシモノナルカ故ニ概ネ一筆ノ広狭状況等実地ニ適合セス、或ハ脱漏重複又ハ位置ヲ転倒スル等不完備ヲ免カレサルモノ多キニ居ル。加之地租改正以後十余年間頻繁地目ノ異動アルモ地図ハ改正ヲ加ヘサルカ為メニ目今ニ至テハ頗ル錯雜ヲ極メ実地ト齟齬スルモノ夥多ニシテ、到底地図ノ用ヲナス能ハサルヨリ往々地図更正ニ着手ノ地方アリ。一体地図トハ各町村ノ実況ヲ詳カナラシムルモノニシテ地租ノ調査上ハ勿論土地百般ノ徴証ニ欠クヘカラサルモノトス。依テ今後地図ヲ更正スルモノハ別冊準則ニ憑スルモノトス。

右内訓ス。

#### 町村地図調製式及更正手続

第一項 地図ヲ調製スルニハ別紙町村製図略法ニヨルモノトス但シ従来分間法等ニヨリモ便宜タルヘシ

第二項 地図ハ村図字図ノ二種ヲ製スルモノトス村図ニハ（イ）号雛形ノ如ク毎事ノ地形ヲ画キ字図ニハ（ロ）号雛形ノ毎ク毎事ノ地形ヲ画クモノトス

第五項 町村図ハ五間ヲ以テ曲尺一分即チ三千分ノ一トシ字図ハ一間ヲ以テ一分即チ六百分ノ一トス

第六項 地図ノ用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ裏打ちヲ為スモノトス

第七項 地図ハ美濃紙ヲ用フト雖モ大ナルモノハ二枚以上ヲ継合セ又小ナルモノハ一枚中ニ二字以上ヲ画クモ妨ナシ但シ僅カニ紙巾ニ余レルモノハ紙片ヲ張足シ折返シ置クモノトス

第八項 町村図ハ一部字図ハ正副各一部ヲ府県庁及戸長役場ニ於テ其ノ願書ニ就キ第八項ノ副図ニ其時ニ貼紙ヲ以テ修正スルモノトス但シ畦畔ヲ設クルモノノ如キハ副図ニ其ノ線点ヲ画シ廢スルモノハ虚線ヲ画スヘシ

第一〇項 地図ハ年々異動地ヲ修正セシ副図ニ就キ正図副図共一〇箇年共毎ニ調整シ年月日ヲ記載シ製図者之ニ記名捺印スルモノトス

### 96 明治年月日不詳

#### 「明治18年地押調査始末」

明治六年地租改正ノ挙アリ。以テ賦租ノ均一ヲ得タリト雖トモ、当時改租成頓ノ期ヲ明治九年ト画セシヨリ倉皇事ヲ了スルノ際ニ於テ一部ノ粗漏駁雜ナキヲ免カレス。抑モ地租改正ハ本邦田制上未曾有ノ大事業ニシテ当初ノ一挙固ヨリ完全ノ功ヲ期スヘカラス。故ニ五ヶ年ノ後チ再改正ノ期ニ於テ更ニ調訂シ漸次完全ノ成績ヲ見ントセシハ地租改正条例ノ精神ナリキ。其後明治十三年ニ至リ經濟上ノ大計ヲ図リ第二十五号ヲ以テ二次改正ヲ明

治十八年迄延期スルト同時ニ、地目ヲ変換セルモノハ其地価ヲ聽許スル旨ヲ布告セラル。而シテ十八年再改正ノ期將ニ近ツカントスルニ際シ明治十七年第七号地租条例ノ發布アリ。是ニ於テ五ヶ年毎ニ地租改正ノ制ハ全ク廢止セラレタリ。尋テ同年大蔵省第八十九号達ヲ以テ地租諸帳簿様式ヲ定メ以テ地租改正ノ成績ヲ鞏固ニシ、将来実地ト帳簿トヲシテ齟齬錯乱ナカラシメントセリ。是ヨリ先キ明治十三年第二十五号ニ依リ、地目変換地価修正ノ法アリト雖トモ、単ニ人民ノ届出ニ依リ其实地ヲ調査セシノミニシテ全般ノ土地ニ就テハ絶テ実地検査ヲ為スコトナカリシヨリ、地目変換開墾等苟モ増租ニ属スルモノノ如キハ概シテ無願無届ノ状ナキ能ハス。且ツ改租ノ遺漏脱落地モ亦タ少ナシトセス。此ノ時ニ当リ輒ク右様式ニ依レル帳簿ヲ調製シ後日之ヲ実地ニ対照シテ之カ異動ヲ檢挙スルカ如キコトアレハ、該帳簿ハ忽チ古紙ト一般ノ觀ヲ呈シ其勞費水泡ニ歸スルノミナラス、之ヲ法律上ヨリ見レハ此ノ如キ類ハ罰条ニ問ハサルヘカラス。然リト雖トモ積年ノ弊害一朝法律ノ効力ヲ以テ之ヲ措置スルハ頗ル妥当ナラサルモノアリ。是ヲ以テ明治十八年第十号訓令ヲ發シ帳簿調製ノ前ニ於テ土地所有者各自ヲシテ帳簿図面ト実地等ヲ対照シ、其異動スルモノハ直チニ之ヲ自告セシメ以テ多数人民ヲシテ犯則ノ不幸ニ陥ルノ患ナカラシメ且ツ所有ノ權利ヲ鞏固ニシ賦租ノ基本ヲ正確ニスルノ趣意ヲ表示セリ。夫レ此ノ訓令ハ土地整理ノ方法ニシテ固ヨリ増租ノ主旨ニアラス。多数人民ヲシテ犯不幸ニ陥ラシメサルノ特典ニ出タリト雖トモ改租ニ垂クノ大業ニシテ其民費モ亦巨額ヲ要スルヨリ、之ヲ実施スルニ当リ地方官ニ於テモ異儀ナキニアラサリシ。今其重ナルモノヲ上クレハ左ノ如シ。

- 一 単ニ様式帳簿ヲ調製セントスルモノ。
- 二 改租ノ当時既ニ官ノ檢定ヲ經タルモノナルヲ以テ、地目変換開墾ノ外反別ノ誤謬等ハ敢テ自告セシムルニ及ハストスルモノ。
- 三 反別ニ地価ニ地図ニ苟モ改租ノ不備不整ハ悉ク之ヲ矯正訂補セントスルモノ。

此ノ如ク各地方ノ狀況ニ依リ意見区々ナリシカ、該事業ノ如キ到底地方官ニ放任スヘキニアラサルヲ以テ、全国ヲ区画シ毎区ニ主税官ヲ派遣シ第十号訓令ノ趣旨ニ依リ其方法順序ヲ地方官ニ商議セシム各地方ニ於テモ亦終ニ此事業ノ忽ニスヘカラサルヲ悟リ、前キニ異議ヲ稱ヒタルモノ悉ク解融スルニ至レリ。是ニ於テ逐次其調査ヲ為シ地租ニ関スル帳簿編製ノ基礎定マレリ。今訓令第十号ノ全文ヲ掲上スレハ左ノ如シ。

(明治一八年二月一八日大蔵大臣訓令主秘第一〇号 略)

右訓令ニ基キ一八年其調査ニ着手シ爾來其時日殆ント四ヶ年ニ涉リ全ク竣功スルヲ得タリ。而シテ此調査ニ依リ土地ノ異動に係ル筆数二千七百七万八千六十四筆ニシテ反別地価地租金ノ増加シタルモノ左ノ如シ

増加反別 四十五万九千九百八十五町九反六畝二合二勺

増加地価 三千六百六十七万八千四百九十三円二十一錢九厘

増加地租 九十一万七千二百二十七円三十六錢九厘

ナリ。又其調査ニ要セシ総費用ハ左ノ如シ

国庫負担ニ属セルモノ 百五万四千百七十四円二十六錢九厘

土地所有者ノ負担ニ属セルモノ但概算 千九十三万八千四百四十八円九十七錢

ナリトス。左ニ項ヲ分チ事蹟顛末ノ概要ヲ掲ケントス。

### 第一項 異動地整理

土地整理ハ無願開墾無届変換ヲ申告セシメ暗ニ地租条例ノ違犯ヲ特免スルノ趣旨ナリシカ、実地之ヲ調査スルニ当リ独り前二者ノ遺漏アルノミナラス、有租地ヲ免租地ニ免租地ヲ有租地ニナシタルモノ或ハ河海トナリシモノノ如キモ続々之レカ訂正ヲ申告シ、帳簿図面ト実地ト齟齬ナキニ至レリ。今全国土地整理ノ成績ヲ表上セハ左ノ如シ。

### 第二項 反別丈量

検地ノ尺度反別ノ積数ハ地租改正ニ依リ既ニ確定スト雖トモ測量法ノ如キ区々ニシテ一ナラス。十字法アリ、三斜法アリ、毎地微細ニ之ヲ再検セハ皆多少ノ増減ヲ免レス。然レトモ第十号訓令誤謬土地整理ノ趣旨タルヤ鎖少ノ広狭ヲ申告セシメ之ヲ訂正増減スルノ意ニアラサレハ、山口県長門ノ如キ往昔宝暦年度ノ反別ニ抛リタルモノ其他福岡県〔筑前・豊前〕、大分県豊前、岡山県美作、岐阜県飛騨諸県ノ如キ改租当時丈量ノ粗略ナリシヨリ、其広狭伸縮甚タシク啻ニ人民売買譲与ノ間錯誤ヲ来シ紛争ヲ生シ各自所有權ノ鞏固ヲ保持スル能ハサル如キモノニ限り、毎地総テ三斜法ニ抛リテ更ニ其反別ヲ総丈量セシメタリ。以上五県七クニ於ケル総丈量反別ノ増減左ノ如シ。(表省略)

### 第三項 帳簿図面調製

地租改正当時ヨリ地券台帳ノ備アリト雖トモ、一定ノ方式ヲ定メス各地方ノ適意ニ放任シ来リシヲ以テ、今ヤ其沿革ヲ査閲セントスル固ヨリ難シ。又徴租ノ材料ニ適セス且ツ其直接徴収ノ責ニ任スル町村ニ至テハ其帳簿図面多クハ錯雜混淆ヲ極メ、納租、公証、売買、譲与等ニ当リ頗ル困難ノ状アリ。又其地図ノ如キハ一地ノ広狭、形状実地ニ適合セサルノミナラス脱漏アリ重複アリ。甚シキハ西東位置ヲ顛倒スルノ者アリ。加之改租後土地ノ異動訂正修補セサルヲ以テモ実地ノ徴証ニ足ルモノナシ。於是明治十七年十二月地租ニ関スル諸帳簿様式ヲ定メ之ヲ府県ニ令達シ、明治二十年六月地図更正準則ヲ訓示セリ。誤謬土地調査ノ如キ皆此帳簿地図調製ニ胚胎セルモノニシテ全体ノ業務唯此ノ一点ニアリ。故ニ該事務成頓ニ從ヒ直チニ帳簿ヲ新製シ地図ノ修補調製ニ着手シ、各町村其事ヲ了スルノ後チ地方庁ノ帳簿図面ニ及スノ順序ナルヲ以テ之カ完備ヲナシタルハ其以後ニ属セリ。

## 97 明治32年4月17日 法律第99号

### 「国有土地森林原野下戻法」

第一条 地租改正又ハ社寺上地処分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ国有ニ属スル土地、森林、原野若ハ立木竹ハ其ノ処分ノ当時ニ付キ所有又ハ分収ノ事実アリタル者ハ此ノ法律ニ依リ明治三十三年六月三十日迄ニ主務大臣ニ下戻ノ申請ヲ為スコトヲ得  
前項ノ期限ヲ経過シタルモノ又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタルモノハ下戻ノ申請ヲ為スコトヲ得ス  
府県設置以後上地処分ヲ受ケタル土地及地租改正処分既済地方ニ於ケル未定地脱落地ニ付テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用ス

第二条 下戻ノ申請ヲ為ス者ハ第一条ノ事実ヲ証スル為メ少クトモ左ノ書面ノ一ヲ添附ス

ルコトヲ要ス

一 公簿若クハ公書ニ依リ所有又ハ分収ノ事実ヲ証スルモノ

二 高受又ハ正租ヲ納メタル証アルモノ

三 払下、下附、売買、譲与、質入、書入、寄附等ニ依ル所有又ハ分収ノ事実ヲ証スヘキモノ

四 木竹又ハ其ノ売却代金ヲ分収シタル証アルモノ

五 私費ヲ以テ木竹ヲ植付タル証アルモノ

六 私費ヲ以テ田畑宅地ニ開墾シタル証アルモノ

第三条 前条ノ証拠書類ニシテ所有又ハ分収ノ事実ヲ証スルニ足ルト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ下戻ヲ為スヘシ

第四条 下戻ヲ受ケタルモノハ其ノ下戻ニ因リテ所有又ハ分収ノ権利ヲ取得ス

前項ニ依リ所有又ハ分収ノ権利ヲ取得シタルモノハ其ノ土地、森林、原野若クハ立木竹ニ関シ第三者ニ対スル国ノ権利義務ヲ承継ス

第五条 第二条ニヨリ下戻ヲ受ケタルモノト離モ公用又ハ社寺境内ニ供セラルルモノハ公用又ハ社寺境内ヲ廢シタル後ニアラサレハ権利ヲ行使スルコトヲ得ス

第六条 下戻申請ニ対シ不許可ノ処分ヲ受ケタル者其ノ処分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七条 此ノ法律以前ニ差出シタル下戻ニ関スル申請書又ハ願書ハ此ノ法律ニ依リタルモノト看做ス

大 蔵 省

# 府 県 地 租 改 正 紀 要 (全)

岡 山 縣	在 來 所 轄 備 前 國
	舊 北 條 縣 美 作 國
	舊 小 田 縣 備 中 國 內 備 後 國 六 郡 廣 島 縣 所 轄 六 郡 今 多 々 合 記 ス
廣 島 縣	備 後 國 八 郡 外 備 後 國 六 郡 廣 島 縣 所 轄 六 郡 今 多 々 合 記 ス
山 口 縣	安 藝 國 長 門 國 周 防 國
和 歌 山 縣	紀 伊 國 六 郡 及 牟 婁 郡 ノ 内 若 干
德 島 縣	高 知 縣 ノ 内 阿 波 國
高 知 縣	土 佐 國
愛 媛 縣	在 來 所 轄 伊 豫 國
	舊 香 川 縣 讚 岐 國
福 岡 縣	在 來 所 轄 筑 前 國
	舊 小 倉 縣 豐 前 國 内 二 郡 現 今 大 分 縣 所 轄 々 々
	舊 三 潁 縣 筑 後 國
大 分 縣	豐 後 國 外 豐 前 國 下 毛 宇 佐 二 郡 廣 島 縣 所 轄 六 郡 今 多 々 合 記 ス
熊 本 縣	肥 後 國
鹿 兒 島 縣	薩 摩 國 日 向 國
	大 隅 國

## 地租改正紀要

### 鹿児島縣

本縣ノ地租改正ハ明治七年四月ニ著手シ同十四年七月ニ至リ整頓ス其總反別四拾四萬千貳百町五反貳畝八步三合七勺地價金四千九百五拾萬四千五拾貳圓四拾三錢九厘地租金百貳拾三萬七千六百拾壹圓五拾錢五厘ナリ今其管内ノ景況實施ノ順序ヲ左ニ掲記ス

#### 第一項 管内ノ景況

##### 第一條 管轄

薩摩國鹿児島給山給黎揖宿額娃河邊阿多日置薩摩伊佐出水高城甕島十三郡大隅國始羅菱刈桑原肝屬嘯啖大隅熊毛歐謨大島九郡日向國那珂宮崎諸縣兒湯白杵五郡ヲ管轄ス其村町數千百六拾七戶數貳拾五萬六千貳百四拾人口百拾九萬七千七百六拾三ナリ

##### 第二條 地勢及氣候

本管ハ西海道ノ南端ニ位シ東南西三面海ヲ繞ラシ尖角南海ニ斗出ス日向ハ東海岸ニ沿テ南北ニ長ク其北ハ豊後ニ接シ西ハ肥後ト峻山ヲ隔テ腹背ノ狀ヲ爲シ西南ハ薩摩大隅ニ交リ九州第一ノ大國タリ薩摩ハ西海岸ニ位シ北肥後ニ交リ東北邊僅ニ日向ニ接シ東大隅ニ隣ル大隅ハ薩日ノ中間ヨリ南海ニ突出シ其北半ハ薩摩ト犬牙疆ヲ接シ其南半ハ兩國分レテ一大灣ヲ開ク覺島灣ト稱ス灣中櫻島アリ熊毛種子歐謨久屋大島永長部島與論島ノ三郡ハ亦南方海中ニ點在スル島嶼タリ其山岳ハ日向ニ可愛岳行勝山祖母嶽黑峯國見山鷹巢山猪鼻越正カ峯住吉山霧島山小松山鈴カ峯等ノ數峯アリテ河流亦多シ就中霧島山ハ管内第一ノ高山ニシテ東肥ノ諸山ト連亘ス大隅ハ日向ニ比スレハ山卑ク水淺シ然レモ北方ハ深山重嶺國境ニ連リ峻峻ヲ極ム其高山ノ著名ナルモノヲ高隈山トス薩摩ニ紫尾山矢筈山薩摩山野間岳鹿籠ノ金山海門嶽アリ其他巒峯多ク河流少シ之ヲ概スルニ皆山國ト稱シテ可ナリ其最モ邊僻ナルハ兒湯郡米良白杵郡椎葉ノ山郷トス稍々平坦ナルハ霧島山東ナル諸縣郡一部ニ過キス氣候ハ之ヲ

大別スルニ伊佐府屬桑原菱刈諸縣數郡ハ寒冷ニシテ霜露早ク下ルカ故ニ田方  
一作ノ地多シ自餘數郡ハ温暖ニシテ大概二作ノ登量ヲ得

### 第三條 水利及土地ノ沃瘠

河流ハ日向ニ高城、一ノ瀬、五箇瀬、祝子、北門、鹽見、耳、大淀、鵜戸、渡瀬、弘木田等アリ高  
城川ハ其上流ヲ神門川ト稱ス白杵郡ニ發源シテ兒湯郡ヲ貫流シ高鍋ノ北ヲ過  
キテ海ニ入ル其河口ヲ蛟口浦ト云フ一ノ瀬川ハ兒湯郡米長山中ニ發源シ東流  
シテ海ニ入ル其河口ヲ德淵港トス五箇瀬川ハ肥後ノ東境五箇山中ニ發源シ白  
杵郡諸山ノ間ヲ曲折シ延岡ノ左右ヲ回リ海ニ注ク其北ニ祝子、北二川アリ亦海  
ニ入ル南ニ門、鹽見二川アリ其間灣アリ之ヲ細島港トス本州第一ノ良埠頭タリ  
其南ニ耳川アリ其河口ヲ美々津港トス大淀川ハ諸縣郡ニ發源シ猿瀬、繩瀬等ノ  
數流ヲ合セ宮崎、那珂二郡ヲ貫流ス其河口ヲ下別府トス鵜戸、渡瀬川、弘木田川ハ  
那珂郡ニアリ一ハ飢肥ノ北ヲ過キ一ハ飢肥ノ南ヲ廻リ河口一トナル其他細流  
枚擧ニ邊アラサ大隅ニ廣瀬川、柏原川アリ廣瀬川ハ桑原、嘯吟二郡ノ細流ヲ合セ

テ南下シ鹿兒島灣ニ入ル柏原川ハ府屬郡高隈山ニ發源シ東流シテ海ニ入ル其  
河口ヲ波見トス又一水アリ日向ヨリ來リ國ノ極北ヲ貫流シテ薩摩ニ入り川内  
川ト爲リ伊佐、薩摩、高城三郡ヲ經テ海ニ入ル其河口ハ久見崎、京泊兩市相夾ミテ  
一佳港ヲ爲セリ管内陸路ハ大率崎嶇ノ山路ニシテ貨物ノ運搬ハ馬脊人肩ニ賴ル  
然レモ運河ノ利ハ大淀、高城、五箇瀬、耳川内五川アリ皆舟楫ヲ通スル拾數里其他  
小舟ヲ行ルモノ少ナカラス耕地灌溉ニ至テハ川水ニ賴ルモノ甚少ナク池水ヲ  
以テ其用ニ充ツ故ニ最モ不便ト爲ス土地ノ沃瘠ハ薩摩ニ川邊、谿山、鹿兒島、隈ノ  
城平、佐水引、高城七郷藩制治下ヲ分ツテ百七トス他ノ大區ノ如シ大隅ニ加治木、帖佐、國分、清水、囊山、  
敷根、垂水、吉松八郷日向諸縣郡ノ内飯野、加久藤、馬關、田吉、田四郷ヲ沃土トシ其他  
數郷ハ瘠地タリ又日向四郡ニ於テハ兒湯郡穗北郷及白杵郡延岡近傍ハ沃地ニ  
シテ米長、椎葉、高千穂ノ山郷ハ薄地爲リ他ハ其間ニ居ル

### 第四條 舊封土及舊統ノ概況

薩隅二國及日向諸縣郡ノ内百三十ヶ村ハ鹿兒島藩ノ封土ニシテ日向國四郡及諸

縣郡ノ内十壹村ハ、飢肥、延岡、高鍋、佐土原、四藩ノ封土及幕府領、麾下采地タリ、鹿兒島藩ノ税法ハ、享保年間定ムル所ノ村高ニ由リ、定納米及役米代米、賦米二口米等アリ、而シテ高ニ門高、浮免高アリ、門高ハ本田ニシテ、大抵二十石或ハ二十五石若クハ三十石、テ一門トス、門中ニ名頭一戸、名子三四戸アリ、名頭ハ一伍ノ如シ、其數門ヲ束テ、村長之ヲ統括シ、逋租ヲ儆戒ス、浮免高ハ農民及士族等ノ自力新墾ノ高受地ニシテ、此浮免高ノ地ハ、所有主賣買ノ自由ヲ得ルモ、門高地ハ賣買ヲ許サス、其他大島、喜界、島徳ノ島、沖永良部、島與論、島ハ、享保年度檢地ノ際、土地ノ肥瘠ト其盛衰ヲ酌量シテ、定ムル所ノ現高納米ノ定額アリ、然レモ米穀寡少ナルガ故ニ、砂糖ヲ以テ之ヲ換納セシメ、若シ凶歉アルニ當ツテハ、毎回米穀ヲ下付セシト云フ、飢肥藩ハ、豊臣氏ノ時、伊東祐兵封テ、飢肥、清武ニ受ケ、高貳萬八千石ヲ領ス、然ルニ時俗石高ノ名稱ヲ虛張シ、以テ相誇ルノ風習アリ、故ヲ以テ、文錄以降、兩度ノ檢地ヲ經、漸ク増シテ、五萬七千八拾石餘ニ至ルト云、其税法當時四公六民ノ定免ナリシガ、經年ノ久シキ地況變換アルモ、其村高ヲ改メサルガ故ニ、到底五公五民ニ至

レリ、其耕地ハ一村人民ノ割替作付地ニシテ、定主ナシ、田租ハ、眞米、赤米、麥ヲ正納シ、畑租ハ、赤米、麥ヲ正納、又ハ代納セシム、土俗此田方貢麥ヲ延ト稱セリ、蓋往昔増加スル所ノ石高ニ對シテ、取米不足ナルヲ補充セシニ由リ、此名アルナリ、延岡、高鍋及幕府領各々少異アリト雖モ、大抵飢肥領同一、只田方貢麥ナキノミ、佐土原領ハ先ツ耕地ヲ類別シテ、諸門地、助用並、浮免、萬浮役、永作浮免ノ四トス、諸門地ハ、農夫ニ配當スル所ノ本田ニシテ、上田石盛ハ、米壹石八斗ヨリ、下々田同貳斗マテ、免六ツ上畑石盛ハ、大豆壹石壹斗ヨリ、切畑八升マテ、免四ツトシ、夫役其他ノ高掛リアリ、助用並、萬浮免ハ、諸門地ヨリ劣レル地ニシテ、諸役ヲ課シ難キガ故ニ、之ヲ除シ、其免ヲ田方六ツ九分、畑方四ツ六分トス、即諸門地ノ免ニ、壹割五分ヲ増スモノナリ、以上二件ニ口米アリ、萬浮役ハ、極薄地ノ大豆モ作付ナシ、難キヲ強テ、萬浮免ニ編入セシモノニシテ、免四ツ六分ヲ以テ取大豆ヲ定メ、之ヲ代納、代價錢百文セシムルヲ云フ、永作浮免ハ、自力新墾地ニシテ、適宜定ムル所ノ高ハ、諸門地ト同シキ免ヲ用キテ、貢租ヲ納メシム、其舊税ノ寬苛ヲ計較スレハ、各藩領ハ、大率過重ニシテ、幕

府直轄地ト延岡藩領ハ過輕ナリ故ニ改租ニ當リ幕府及延岡二領ハ多少増額ヲ見ルモ他ハ概テ減額ニ至ル其合計ノ減租ハ金貳拾八萬三千九拾三圓餘トス蓋苛重ノモノ其大部ヲ占ルニ由ルナリ

第二項 郡村地ノ調査

第一條 地押丈量ノ概況

地順番號ハ全村悉皆通シ番ヲ用キタリ

地圖ハ字限圖全村圖ニ據ニノ字限圖ハ每地ノ地形畫内ニ地番ヲ填記シ全村圖ハ每字ノ地形畫内ニ字名ヲ記入セリ

地押ハ戸長及改租總代人等之ヲ調理シ官吏ハ丈量檢査ノ後更ニ遺漏ナク之ヲ臨檢セリ

量地ハ十字三斜兩法ヲ教授シ適宜丈量セシメ檢査官吏ハ十字法三斜法及分間器器ヲ適用シ其誤失粗漏ノ弊ヲ精査セリ

第二條 地價調査所用ノ穀價

地價調査所用ノ米麥價ハ明治三年以降五ヶ年間ノ平均價格ヲ用ユ米長椎葉二郷ノ價格ハ特ニ適當ノ斟酌ヲ加ヘ左表ノ額ヲ用ヒタリ

時價提查地名	米價	麥價	所用區域
里村 中津川村 原田村	三四〇	一六二	斐苅全郡伊佐ノ内廿二村 桑原ノ内五村 諸縣ノ内三拾村
枕崎 大崎 郡村 内野町 漆町 野町 上福元町 鹿島下町 加治木 福山村	四九三	二二六	鹿島 巖山 給梨 揖宿 穎娃 阿多 日置 七 郡 川邊ノ内三十六村 薩摩ノ内壹村 給羅ノ内三十三村 嚙啖ノ内三十二村 桑原ノ内四村
鷹巢村 波留村 武本村 東手村 屋地村	四三四	二〇九	高城 出水 鹿島 三 郡 薩摩ノ内三十一村 伊佐ノ内廿二村
五拾町村 中名村 新宮村 上名村 木谷村 南方村 枯村 假宿村 都城町 細野村	三八五	一九〇	肝屬全郡嚙啖ノ内十五村 諸縣ノ内九十七村
田神村 城元村 麓村	四五九	二二七	大瀨 熊毛 駈謨 三 郡 嚙啖ノ内二村
糸原村 本庄村 五町村	三五九	一七五	諸縣郡ノ内三十村
中之村 宿禰田村	四三〇	二二五	給羅ノ内五村 桑原ノ内十六村 嚙啖ノ内三村
中村町 廣瀨町 高鍋町	三七九	一九五	宮崎 全郡 那珂ノ内二十六村 鬼陽ノ内七十八村 臼杵ノ内壹村
肥後町 外浦町 福島町	三九九	一八六	那珂郡ノ内五拾村

富宿町 延岡町 三田井町 四六〇 二四五 白杵郡ノ内六拾八村壹町

中村 廣瀬 高鍋 飢肥 二七六 一三五 見湯ノ内米良山郷 白杵ノ内椎葉山郷  
 外郷 福島 都城 高城  
 小林 富高 延岡 三田井

第三條 地位收穫地價調査ノ概況

地位ノ等數ハ定限ヲ設ケスト雖其各等間ノ差量ハ田畑收穫米麥各々壹斗五升一等内ノ甲乙ハ同七升五合宅地ハ地價金三圓ヲ目的トシ且地味ニ基キ水利運搬耕耘ノ便否ト水旱損ノ厚薄等ヲ參酌折衷シテ評議スヘキヲ示シ一地一筆上ヨリ村内各等ノ地位ヲ詮議シ尋テ各村全體ノ地位ニ論及ス其地位組織ノ方法ハ陸隅二國日向諸縣郡ハ一二郷ヲ以テ模範組合ト爲シ其組合中ノ比準宜キヲ得ルハ各組合互ニ其接壤地ニ就テ彼此組合ノ權衡如何ヲ對照ス日向四郡ハ模範ヲ立テス直ニ一大區限リ村位ヲ對照比準シテ其平準ヲ要メリ  
 收穫調理ハ陸隅二國諸縣郡ハ各模範組合村限リ日向四郡ハ大區限リノ公議ニ付シ各村連合ノ地位等級ニ應シ平年ノ穫量若干ナルヲ議定シ而シ一村平均上穫量ノ多寡ニ由リ模範或ハ大區中ノ村位當否如何ヲ顧ミ官吏更ニ實地ニ就キ

テ一組合或ハ一大區中一二村或ハ數村ヲ點檢シ民議ノ收穫相當如何及地價若干等ヲ勸査シ彼是對照追訂シ其確當ヲ得ルヲ要セリ

利子ハ無比ノ山郷ヲ除クノ外每村每地一率六朱ヲ用ユ其山郷白杵郡高千穂ハ六朱八厘見湯郡米良椎葉二郷ハ六朱五厘ヲ用キタリ

宅地地價ハ每村田畑平均地價ノ二割減ヲ目的トシ實況ヲ參照シテ應當ヲ得セシメリ

以上ノ順序ニ由リ地價ヲ算出シ地租ヲ查定ス其成跡ハ左ノ如シ

國名	地目	改正反別	收穫		地價		地租	
			全額	一反當	全額	一反當	全額	一反當
日向	田	三六八八、四八一〇	二六、〇三四、五三三	一、一五〇五	八、九六二、九四六、三七三	三九五〇、四四	二四、〇七三、六六二	〇、九八七六
	類外田	三三〇、八九〇七	八六四、一九〇	〇、三七四三	二、一七五、三二六	九一七、七〇	五、二九三、八四	〇、三三九三
	畑	一九、三七七、七三九	一三、八八一、八七三	〇、六三五八	二、一八四、七八五、一六四	一一三〇、四三	五四、六一九、六三一	〇、二八二六
	類外畑	五七三、九九一二	六、七〇八、一七二	〇、一七三	一〇四、八六四、三三六	一八三、三三	二、六二一、六〇八	〇、〇四五六
	宅地	四、三三〇、八九一四	.....	.....	九三、六七三、四六三	二、一三〇、四五	二、三〇六、八三九	〇、五三二六
計	五三、三〇〇、五四〇、九四	二六、一八八、八七二 二九、五九〇、四四	.....	一二、一九六、四四四、六五一	.....	三〇、四九一、二四	.....	
薩摩	田	五九八、一〇、七六一、五七六	六〇、一六三、六四六、九	一、〇五二	二、一九四、三九四、五六八	三、六六八、七九	五四、八、五九八、五七九	〇、九一七二

大隅 日向 一郡	類外田	七九九,一九二〇	一,三三三,七七五七	〇,一五四四	四三,九一七,二六八	五,四九五二	一〇,九七,九二九	〇,一三七三
	畑	八八,一〇六,三四三八	二七,六二六,〇三六〇 五〇六,〇五七,六〇二七	∴	一〇,三二一,五八九,九四三	一一,七〇三六	三五七,七八九,七六七	〇,二九二六
	類外畑	五〇,七二二,一七三三	三,二六九,八一〇 五四七,三六,〇二六七	∴	一,一三七,七二九,〇二九	三,二四三五	二八,四四三,二四八	〇,〇五六一
	鹽田	一四,二〇一,八三三六	∴	∴	二,六九一,〇二二,五六七	一八,九四八三	六七,二七五,三二八	〇,四七三七
	宅地	三六六,〇六二八	∴	∴	一〇,五七二,三九九九	二七,三八二一	二,六四二,八五三	〇,六八四六
	計	二四〇,一六,三九二,〇五六 五六〇,七九三,六二九四	六三三,三九三,二六九三 五〇六,七九三,六二九四	∴	三六,三三三,九〇五,三七四	∴	九〇五,八四七,七七〇	∴

各郡ニ就キ一村平均最上等最下等村ノ收穫地價ヲ摘載スル左ノ如シ

郡名	上等 下等 村名	反別	全 收 穫		地 價	
			額	一反當	額	一反當
鹿島	下伊敷	八三五九二	一六八二,六三	二二二三	七〇,四九一,〇四〇	八四,三三六
	坂元	五五二二三	三三,五〇七	〇,六〇六	一四〇,四一,一〇	二五,四〇三
谷山	上福屋	一八四二五	二八四〇,二八〇	一五〇七	一一九,〇三二,九三〇	六三,一六六
	鹽屋	二三五四二六	一五四六,一〇	〇,六四六	六四七,八一,九三〇	二七,〇三〇
給黎	西都別府	九四,三二七	一〇,四七,六四〇	一一一一	四三,三〇,三三〇	四六,五五二
	西岩元	四六,〇七二	二八五,一三三	〇,六一九	一一九,四八,〇二〇	二五,九三二
掛宿	福元	四,九二〇	七三,五〇一	一四,五四	三〇,八〇,四四〇	六三,六二一
	福元	四〇,二二六	二六,五〇一	〇,六六〇	一一一,〇,五四〇	二七,六三三
穎娃	仙田	二八,五三三	四九五,三五九	一七,三六	二〇,七五五,〇三〇	七二,七四下
	大山	〇,七二一	二,六二	〇,三〇三	九〇,六一〇	一二,六五五
川邊	古殿	二七,四九二	三九五,八六八	一四,四〇	一六,五八八,八六〇	六〇,三三三
	坊原	九,七二二	五二,六二九	〇,五四三	二二,五〇,四三〇	二二,六九
阿多	中邊	三三,六四二	四二八,〇五六	二二,七二	一七,九三七,六六〇	五三,三一
	總邊	一一,五二〇	七,七七,四五三	〇,六七三	三二,五八〇,四一〇	二八,二〇下
日置	古重	二八,五二〇	四一五,三七八	一四,五六	一七,四〇,六四二	六一,〇三〇
	古城	二,七二一	一,八八,〇六	〇,八六六	四九,七八,五五〇	三六,二九〇

薩摩	季佐	一一,八二七	一六七,一五八	一四,一五	六,一六七,一五〇	五二,一八五
	里田	三,七五二	一六七,〇二五	〇,四四五	六,一六二,五四〇	一六,四三〇
伊佐	小川	一三,六二〇	一七,八七,四四五	一,三〇八	五,一六五,七,七〇	三七八,一〇
	川内	八,五三二	五,三九〇	〇,六三一	一,五五七,八一〇	一八,二四八
高城	小倉	六,一三三	八,九二,五五五	一,四六〇	三,二九二,六三五〇	五三,八六一
	小倉	七,五二六	一四,七,八六四	〇,一九七	二四,五九六,五六〇	三三,六七九
出水	上浦	一五,五二二	一,九八七,七三	一,二八一	七〇,〇八七,六七〇	四一,一六三
	浦	三,一〇一	六,六七,五五四	二,八八六	五,四五四,七一〇	二二,六一三
妻沼	下北	八,六一一	九三,六七三	一〇,七五	二,六〇,七八,二六〇	三〇,二六〇
	花北	三,三二二	二,六六,七〇	〇,六九六	七,七〇七,六六〇	二〇,一六六
桑原	川添	六,九三四	一〇,四九,六三	一,五一四	三〇,三三四,五三〇	四三,七四四
	村松	四,二八二	二,八九,〇七	〇,七〇〇	一〇,五六五,五六四	二五,五九二
始良	西浦	一〇,五八二	一七,〇五,三二	一,六一七	七,一四二,〇〇〇	六七,七四三
	浦	九,三〇六	五,七四,五八	〇,六一七	四,四〇七,九二〇	二五,八五一
噓	上小	一四,八五二	二,五五四,八二	二,三三四	一〇,七〇五,九七〇	九三,二二一
	福澤	二,九二二	一,八九,九九	〇,六五二	七,九五七,七三〇	二七,三三一
屬	新御	五,七四二	六,八三四,五七	一,一九〇	二二,三六六,一三〇	三九,九四六
	子目	四,三九九	二,三六,八八	〇,九七二	九〇,六一,〇三〇	一八,七二二
大隅	城元	六二,九八〇	九三,八七四	一,四九一	三六,六二五,二一〇	五八,一五二
	邊田	一七,四三三	八,八七〇	〇,五〇九	三,四六〇,六二〇	一九,八四五
諸縣	栗下	七三,三四〇	一三〇,七九,五四	一,八〇八	三七,七九九,八七〇	五二,二五二
	四家	三,七〇三	一七,一四,六三	〇,四六三	五,六一,一一〇	一五,一四九
官崎	加田	一六,三三三	二,三三八,七七	一,三九八	七,五三四,三五〇	四一,〇二七
	野家	三,八二一	三,三五,五二	〇,八七七	一〇,八〇〇,一一〇	二八,二六五
郡珂	大松	五,八〇三	八,一五,四四	一,一五七	二七,六五五,七二〇	五三,三八二
	矢取	一,一八二	九,五七,六二	〇,八二七	三,二四八,四四〇	二八,〇四一
児湯	山田	一五,三二〇	二,一七〇,八六	一,四二七	六,九三三,四三〇	四一,六六一
	越尾	一,五二七	六,八五一	〇,四五一	一四,六一〇	一九,六一九
陶杵	門川	二二,二四三	三,八八〇,一三〇	一,八二九	一五,七二二,六九〇	七,一五一三
	夕所	一,三七〇	四,五八〇	〇,三三四	一六,七,四〇二	二二,〇〇四
鹿島	下伊敷	五,九九〇	五,九七,八四	〇,一〇〇	二〇,七九,〇三〇	二〇,一五七
	鹽敷	一,六七〇	六,三六五	〇,三八〇	二,八,七六〇	七,六九七
谷山	上福屋	一五,六一〇	一五,七三,三三	一,〇〇七	三,一八二,三六〇	二〇,三六〇
	鹽屋	一,九六三	八,九九,三三	〇,四五六	一八,一九三,三〇	九,二六七

畑

繪	黎	東別府	一七〇,三六〇四	一三三,三九二四	〇,七七一	二六,五八〇,六九〇	一五,六〇三
指	宿	新西	九八,二二八	一,二四一,五二七	一,五五五	二五,一六〇,九〇〇	三,一四六,二
穎	娃	別府	二四,六七〇六	二,四一七,三〇六	一,〇〇〇	四八,九〇二,一〇〇	二〇,三三三
川	邊	秋宮	七九,一〇〇一八	二,四六五,七四九	〇,三一七	四九,八八二,〇八〇	六,三〇六
阿	多	中原	一七,三三二五	八八,二六七〇	〇,九一七	一七,八五六,四二〇	一八,五四七
日	置	白鹿	一四,三八〇八	一,〇〇八,二〇八	〇,八八一	一〇,三九六,〇四〇	一七,八三一
薩	摩	上谷	一五七,一六〇五	七,七四四,六六七	〇,四九三	一五,六六七,四六〇	九,九六九
伊	佐	宮崎	三六,八二二七	七,七三六,九七七	〇,九四四	七,〇三三,九〇〇	一,九〇一
高	城	宮崎	三三,一〇七〇四	五,九三一〇七	〇,四四二	一,一九九,八三〇	一,八四九
出	水	上諸	一〇,九九一六	一,〇三一,五三七	〇,四九三	一八,三三五,〇八〇	一六,六六一
藜	刈	德重	五,九〇二一	二〇,六八一	〇,三五〇	三六,九三九〇	六,二二七
桑	原	宿霧	二四,〇五二二	一七,三六三三一	〇,七二二	二,三九〇,〇九〇	九,九三六
鳩	長	持松	一三,〇三二四	七〇,八〇四	〇,五四〇	九七,四九〇	七,四八〇
鴨	嶺	久木	一〇,八六四〇〇	一〇,三七,七二二	〇,九五五	一八,九六四,三八〇	一七,四五六
野	屬	藤原	五五,六一二二	二〇,八一四六	〇,三七四	三六,〇三三,八七〇	六,八四〇
太	隅	神濱	五七,〇一〇三	六六,九七九	一,一六六	一三,四五二,八五〇	二,三五九,七
諸	縣	高瀬	六一,五七〇二	二九,六六四三	〇,四三八	五,四五四,八七〇	八,八八四
		蒲牟	六五,九〇二六	九三,六五五	一,四二五	一八,〇六六,六一〇	二七,四一四
		川	一〇,一七四三三	二九,六四二二	〇,二九一	五,九七六,四一〇	五,九二七
		山西	二〇,八二六二二	一八,六五,七四七	〇,八九六	二七,三二四,八一〇	一三,〇七二
		平	六三,六六一一	二五,一三,八七	〇,三九五	四,〇五九,九〇〇	六,三三七
		川	八〇,六五〇	一〇,四九,六一八	一,三〇一	二〇,二五二,三八〇	二五,一一〇
		濱	六六,三二〇八	一八,八三三一	〇,二八四	三六,三三三,六五〇	五,四八〇
		牟	八八,三三二四	九二,五五八八	一,三〇六	一三,六一九,三七〇	一五,四二二
		牟	二四,五二二四	六四,六三六六	〇,二六四	一〇,四三三,八〇〇	四,二五七

方

高	崎	小村	七,〇六二五	六,二一,一七一	〇,八〇六	一〇,二九五,九〇九	一三,三五五
那	珂	上田	四四,四七〇三	二五,三九二九	〇,五七一	四,二〇八,八八〇	九,四六四
兒	湯	御崎	一三,〇八三六	一,〇八一,七五	〇,八四七	八,三六八,〇〇一	一四,〇三五
白	梓	妻野	〇,〇八〇三	〇,三三四	〇,四二五	五,四四〇	六,七六六
覺	島	大野	三三,一五〇	三,六二,八三	〇,九五四	五,二四二,三九〇	一五,八二三
谷	山	不土	三二,九〇三	一〇,〇七〇	〇,五〇六	一〇,五〇,〇四〇	三,一九二
給	黎	鹿島	五二,〇五〇九	五九,二,三六三	一,一三八	二,三三五,九六〇	三,三九九
榑	宿	小野	四二,一五二二	一〇,六五七一	〇,三三六	一,一一一,七三〇	二,四六二
穎	娃	仙田	二〇,九七一九	.....	.....	八,二七三,二五	三,九四三
川	邊	別府	一九,八九二七	.....	.....	二,二五,三〇	一,一三三
阿	多	尾下	七五,六七〇六	.....	.....	三〇,二八六,四六〇	四〇,〇三三
甘	置	上福	三三,二七二一	.....	.....	.....	.....
薩	摩	東別	一三,八〇〇六	.....	.....	.....	.....
伊	佐	利拾	九五,二七〇五	.....	.....	.....	.....
高	城	仙田	一〇,五二二三	.....	.....	.....	.....
出	水	別府	一七,〇三〇一	.....	.....	.....	.....
菱	刈	仙田	三,八四〇〇	.....	.....	.....	.....
		小野	八三,八九二八	.....	.....	.....	.....
		尾下	五,一五二一	.....	.....	.....	.....
		白川	三七,一九〇〇	.....	.....	.....	.....
		藤原	五,一一一九	.....	.....	.....	.....
		平野	一一,七五〇四	.....	.....	.....	.....
		寄田	二〇,七二一四	.....	.....	.....	.....
		山崎	四〇,一三三九	.....	.....	.....	.....
		大川	二二,〇九四	.....	.....	.....	.....
		波瀾	三三,二二七	.....	.....	.....	.....
		荒田	一三,八六一	.....	.....	.....	.....
		花北	一三,八六一	.....	.....	.....	.....
		諸浦	一三,八六一	.....	.....	.....	.....
		荒田	一三,八六一	.....	.....	.....	.....
		花北	一三,八六一	.....	.....	.....	.....

地

桑原	東嘉例川郷	九,三五九	二〇,七三〇	二,三九一	二,六六〇	二,五八二
始良	反邊川	六,六八三	四,二〇〇	二,八三五	一,〇〇〇	四,五九九
贈吟	麓福澤	一,六〇七	三,八八〇	五,九六三	六,八〇〇	三,七〇八
大隅	川北澤	三,四七九	二,一〇〇	九,三三五	七,一〇〇	二,六五二
肝屬	高須	一,六七〇	二,九一三	一,二七九	七,七〇〇	九,八四九
諸縣	有里	四,五五三	六,五二二	三,〇五九	三,〇〇〇	七,三六二
宮崎	宮家丸	六,五二二	七,一四〇	三,四六五	六,〇〇九	五,三二八
那珂	上別府	三,四七〇	三,四七〇	一,六五〇	二,三〇〇	四,六六三
兒湯	北野	三,〇五二	六,五三二	三,三六九	六,六〇〇	一,七二八
白杵	高松	二,六八二	二,七四九	三,二〇五	九,九五〇	四,九二八
	越野	〇,九九二	八,一八二	八,三三〇	四,五〇〇	三,一八三
	細島	八,二五三	二,四三〇	四,〇八五	九,七九六	四,五二二
	大河内	二,四三〇	九,三三〇	一,四二二	五,九三三	五,三三一

各郡ニ就キ一筆上最上等最下等地ノ收穫地價ヲ掲載スル左ノ如シ

田

郡名	上等村名	反	全收穫		全地價	
			額	一反當	額	一反當
覺島	下伊敷	〇,一二五	三,三〇七	二,七九五	一,三八五	二,二二三
	鹽屋	〇,〇五五	〇,八五四	一,四六四	三,五七〇	六,一三五
谷山	福元	〇,一三八	三,四三六	二,四六六	一,四三九	一,〇三三
	鹽屋	〇,〇三三	〇,五七六	一,五五七	二,四一四	六,五二四
給黎	東別府	〇,〇四二	一,七二五	三,八三三	七,二七〇	一,六〇〇
	東別府	〇,〇六一	〇,一四一	〇,三三三	五,九二〇	九,二九九
枳宿	城西	〇,〇三二	〇,九八九	三,三二六	四,一四五	一,三五六
	城川	〇,〇一四	〇,〇一九	〇,二二八	〇,七九〇	五,三三七

方

頼	大郡	〇,〇四三	一,一六三	三,四九二	四,八七三	一〇,四四三
川邊	下山	〇,〇二一	〇,三二六	〇,一五八	一,三六八	六,六三〇
	下野	〇,一〇七	三,一〇六	三,〇三三	一,三〇一	二,二八七
阿	太野	〇,〇五二	〇,〇六七	〇,一五五	二,八一〇	四,八一七
	浦之	〇,〇九二	三,九三七	四,三四三	一,六四九	一,八七七
日	郡鹿	〇,〇二〇	〇,〇三四	〇,二〇五	一,四三〇	八,五八三
	鹿倉	〇,一五二	五,五二九	三,五一四	三,一六九	一,四七二
薩摩	東見崎	〇,〇六二	〇,〇六〇	〇,〇八八	三,五一〇	三,六九一
	久見崎	一,二二二	三,六九二	三,〇六九	一,三六三	一,一〇二
伊佐	小川	〇,七〇〇	一,二七四	〇,一八二	四,七〇〇	六,七六六
	廣内	〇,一六六	五,六四三	三,三四六	二,〇八八	一,二三四
高城	五五	一,三二二	二,〇三九	〇,一四七	五,八六三	四,二二八
	五代	一,〇三三	三,六九八	二,五五八	九,七三三	九,〇三二
出水	下高尾	〇,三六三	一,〇一五	〇,一八五	三,七〇六	一,〇三七
	高尾	〇,三八〇	一,一九九	三,一三一	四,三九六	一,五五〇
菱刈	遠浦	〇,六五三	一,五九五	〇,〇六〇	五,八四〇	二,二四四
	浦	〇,一七〇	六,四二二	三,七六六	一,五五五	一,〇八七
桑原	中浦	〇,〇五三	〇,一七九	〇,一七九	五,一七〇	五,一七〇
	萬中	〇,〇三三	一,三〇〇	〇,一三三	四,七五〇	四,七五〇
始良	高野	〇,〇三三	〇,〇三〇	〇,一三三	一,一〇〇	五,〇七七
	拾浦	〇,一三七	三,四六一	二,五五一	一,四五〇	一,〇六九
贈吟	西原	〇,〇五〇	〇,〇四九	〇,〇九一	二,〇三〇	三,八二四
	諏訪	〇,〇六六	三,三三九	三,七四〇	七,五八九	一,二二四
肝屬	西原	〇,〇六五	〇,〇五七	〇,一八七	一,八五〇	二,四四六
	木谷	〇,一〇〇	二,二六七	二,五七〇	一,〇六九	九,七九一
大隅	川北	〇,〇六一	〇,〇二三	〇,〇三三	〇,七五〇	一,二四三
	麓北	〇,〇三六	一,五五五	二,二二一	五,九五〇	八,六五九
諸縣	穗満	〇,〇三二	〇,〇三〇	〇,〇一七	〇,二二〇	〇,六五七
	満山	〇,〇九六	三,八五一	四,五六六	二,六〇〇	一,三六八
宮崎	大野	〇,〇六二	〇,〇三三	〇,〇五五	〇,一六〇	〇,二三五
	大野	〇,五〇〇	一,三一九	二,六三三	四,二四九	八,四九二
那珂	大野	〇,四二〇	〇,六三五	〇,一五〇	二,〇四六	四,八三七
	野	〇,一〇〇	二,九七〇	二,九七〇	一,〇七三	一,〇七三
	野	〇,九二〇	三,三四二	〇,三五〇	七,九三〇	八,六一五



地

伊佐	小屋	〇三二四	〇三六〇五	〇三二四	〇三六〇五	一九八、二五〇	八八、二四九
高城	大小路	一、六六一	〇、二四二二	一、六六一	〇、二四二二	一、二四七、七五〇	七五、〇〇〇
出水	武元	一、三三三	〇、六五二〇	一、三三三	〇、六五二〇	一、三一三、九九〇	九八、五〇〇
菱刈	荒川	〇、一四〇四	〇、一四〇四	〇、一四〇四	〇、一四〇四	七三、二五〇	五一、二二九
桑原	針葉	一、三七二四	〇、四二九九	一、三七二四	〇、四二九九	四、五七八〇	三、三三四
始良	中葉	〇、〇三二二	〇、〇三二二	〇、〇三二二	〇、〇三二二	一、一九〇	三、五〇〇
贈	反土	〇、〇八二六	〇、〇八二六	〇、〇八二六	〇、〇八二六	一、四三、六七〇	一、六二、〇四六
大隅	福山	〇、〇四二〇	〇、〇四二〇	〇、〇四二〇	〇、〇四二〇	四、五七〇	八、九二〇
肝屬	伊佐	〇、〇三三〇	〇、〇三三〇	〇、〇三三〇	〇、〇三三〇	一、六一〇	三、三三七
諸縣	中木	〇、〇四二一	〇、〇四二一	〇、〇四二一	〇、〇四二一	〇、七八〇	三、六九六
宮崎	宮岸	〇、〇三〇九	〇、〇三〇九	〇、〇三〇九	〇、〇三〇九	二、四一五〇	五、五三〇
那珂	宮水	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	一、一〇〇	三、三三三
兒湯	宮上	〇、〇七〇三	〇、〇七〇三	〇、〇七〇三	〇、〇七〇三	八、四三三〇	二、五二九
白杵	細別	〇、〇八二四	〇、〇八二四	〇、〇八二四	〇、〇八二四	二、三六〇	三、三四〇
	瀬江	一、九二二七	〇、八二三四	一、九二二七	〇、八二三四	一、二六三、四一〇	一、五二、五八六
	高方	〇、九三二八	〇、九三二八	〇、九三二八	〇、九三二八	二、三三、一四六	一、一、二一九
	中尾	二、七三三六	〇、九三二八	二、七三三六	〇、九三二八	一、一八八、五八〇	一、二六、九八五
	大内	二、〇九一一	〇、八六〇〇	二、〇九一一	〇、八六〇〇	九、一、九七四	三、三三〇
	大内	六、〇六二六	〇、八六〇〇	六、〇六二六	〇、八六〇〇	二、四六〇、〇五八	一、一七、五〇四
	大内	一、三三二一	〇、八六〇〇	一、三三二一	〇、八六〇〇	五、二、七二八	六、一、三〇〇
	大内	一、三三二一	〇、八六〇〇	一、三三二一	〇、八六〇〇	一、〇、九三三、六六〇	一、八〇、〇〇〇
	大内	一、三三二一	〇、八六〇〇	一、三三二一	〇、八六〇〇	四、三、五二二	三、三、〇〇〇

各郡ニ就キ一村平均地租ノ最増數ト最減數トヲ掲載スル左ノ如シ

郡名	増村名	別				地租			
		舊	改	正	差引増減	舊	改	正	差引増減

覺島	吉野	七二、八八二	六、一五三〇四	一一、一三六、八	一、五八六、一九三	二、四二〇、七六五	八、三四五、七三
谷山	荒元	一、三七、六〇三	一、三八、五〇三	〇、九四、一	三、一八〇、八七	一、七二、一二三	二、四五八、九六五
給梨	下福元	三、五〇、五七二	四、二〇、二七〇	六、九、六九一	一、一五、六三二	五、一七、九〇八	三、九九三、四五八
楯宿	西別府	八、三四、〇四二	六、二〇、三九二	二、二六、四二五	三、七六、〇三二	三、二〇、三六三	五、五六、六九七
穎娃	中名	三、八四、二〇八	一、四六、六二二	一、八二、一〇一	八、六三、三三二	三、四六、八七三	二、六二、三五五
川邊	東岩元	二、四六、七七二	三、一八、五四三	七、一七、六〇七	二、七九、九〇二	二、〇六、八二七	七、三〇、七四九
阿多	東岩元	五、一、三三四	五、二、二八五	九、九、四二〇	四、四八、五九一	二、四三、八五三	二、四〇、七三七
日置	別府	一、四七、二八七	九、〇、五四六	五、七、一三三	三、五〇、七八八	一、六八、六九二	一、三〇、九三四
薩摩	大別府	三、一三、六〇三	八、七、五四四	五、六、一六四	四、二七、八五一	六、一〇、二五三	一、一七、四七二
伊佐	大浦	三、八三、八八八	五、一〇、一二六	二、六、三三〇	五、〇七、三七八	三、九二、六〇九	一、四七、六八五
高城	興倉	一、四、八〇七	一、三〇、八四〇	二、六、三三三	五、七九、五四六	九、五、五四四	三、七、九九九
出水	養池	七、九六、七五〇	二、〇、三三二	三、三三、三三三	一、一三、四六六	一、〇九、九三六	二、五、〇三〇
菱刈	養母	二、九六、一九四	七、三〇、〇七八	四、三三、八〇四	三、二四、三五三	四、一七、五三九	一、〇四、七二一
桑原	日置	二、八五、五八八	五、一七、八四一	二、三三、二八二	四、九三、九二九	三、九六、八四〇	九、七〇、八二三
始良	山田	一、八九、三一四	三、〇七、七八七	一、八四、七二三	二、〇八、四五六	二、三六、一三八	二、七六、二二四
贈	寄野	二、七四、二〇四	六、九〇、六二〇	四、一六、四一六	三、二六、二八六	一、九八、一四九	一、二八、一三七
大隅	白野	三、二五、〇一六	七、九〇、〇四〇	四、七五、〇一八	四、三〇、〇四九	五、六八、四二六	一、〇四、三七七
	白木	五、六、五八二	六、二、一五二	五、五七、〇	五、二四、三〇二	二、三三、六〇四	二、九二、六九八
	之浦	一、六〇、一九二	二、五六、六三〇	九、六四、三〇三	一、七二、六八五	一、八四、三三九	一、二六、五四一
	之浦	一、四五、五八〇	一、七三、一五二	二、七六、〇三三	一、〇五、二七五	一、四〇、〇七八	三、四八、〇二七
	子島	一、二八、二二一	七、三三、七二〇	七、二四、八一九	一、八三、三九	二、七七、七〇三	二、七五、八六四
	多田	一、〇三、〇三二	一、〇八、七四〇	六、五三、一一一	一、三三、三五五	六、七〇、七七七	六、六二、七七五
	花北	五、〇六、〇六六	六、〇〇、〇一七	九、三三、五〇一	四、二四、三七九	二、三三、七九〇	一、八六、四六九
	西光	一、二六、四〇〇	一、〇〇、七六三	一、七四、三五二	九、一四、九九二	一、二二、四三九	三、〇九、〇〇一
	中津	〇、六六、二九九	一、〇三、八一四	二、三三、二五五	一、五八、三四八	七、一三、三三〇	八、七〇、二五二
	木田	二、八六、五〇三	五、三〇、五〇〇	二、三三、九六一	一、一八、九九九	一、八五、八四三	六、八八、五七四
	木田	三、二六、七一一	三、〇四、一一七	七、七四、〇〇七	三、八七、五〇五	三、八四、八四三	二、六、五八五
	福澤	九、四、一八六	四、〇三、六二八	三、四九、四四三	二、九七、八二五	七、〇〇、四四三	四、〇二、六二六
	深川	七、四八、五九一	九、六七、二二八	二、一八、六三三	六、七五、〇八六	三、二二、八七一	三、五三、三〇五
	之	五、八、〇一一	一、〇六、五三二	四、八四、三〇二	九、九四、二一九	三、一八、二五五	二、八八、二二六
	之	四、八四、八〇六	四、〇七、三一九	七、七四、七七	二、〇二、三七	一、八一、六〇五	二、一、三三

肝屬	南	二二四二二六	二四二九一五	三、四八二九	六五〇、六〇〇	八八三、三〇五	二二二、七〇五
	方	二二七二七二四	二三八六五三二	一、三三八〇八	一、七四一、五七六	八〇二、五二六	九三九、〇五二
諸縣	粟本	二二一九一〇一	五四〇、三二一四	三〇八、二一三三	二、四四〇、二四三	三、八二八、一五五	一、六七七、八七三
	下	九五六八八八	九六、一五二〇	〇、四六二二	一、五二七、五三五	一〇七六、三三〇	四四一、二〇五
宮崎	上	一九〇八四〇二	二九八五三三五	一〇七、六九二三	一、一三三、〇四八	一九六一、三七五	八三三、二七七
	別府	六一三三三四	七六、二九二五	一四、九六〇一	一、一五九、〇二二	六九四、〇九〇	四六四、九二二
那珂	大	一三三三二二	六一、〇三〇	四七、六七〇九	六四〇、三二八	一、三三四、六七九	七〇、六五二
	矢取	一〇八、八七〇八	二六、〇〇二六	一七、一三〇八	二、一四四、三九八	一、一六六、四二八	一、〇二七、九七〇
兄湯	上	四四四〇二	一七五、三三三	二、三二一、二二二	九〇五、五五	三、三二四、二六	二、三三七〇
	米良	一七四、〇六二〇	二、三七五、五三五	六、三三九、〇五	二、〇〇六、二四八	一、一六九、七二〇	八、三六、五二八
白杵	五	八五、四七二九	一八、二六三二七	九七、一五二八	三、三二二二	二、三八、〇五〇	二、一四八、三三
	稻葉	八四、二二〇〇	九五、七五三	一、五五二	一、一五八、九一	六五、五二九	四、六四、三六二

第三項 市街地ノ調査

市街地ハ毎町ノ道路溝渠ヲ限リ一區畫ノ四方ヲ測量シ適宜分間ノ縮圖ヲ製シ  
 圖上ニ就テ全地ノ坪數ヲ算出シ又毎地十字及三斜ノ兩法ヲ用キテ之ヲ丈量シ  
 彼此對照シテ差謬ナキヲ得然後止ム其官ノ檢査ニ係ルモノハ凡壹町ニシテ一  
 二箇所トス地位ハ實況ノ便否等ニ依リ其優劣ヲ詮評シ且賣買地價等ヲ參照シ  
 テ毎等應當ヲ得セシメ以テ地價ヲ算出シ地租ヲ查定ス其成跡ハ左ノ如シ

地目	改正反別	地價		地租	
		全額	一反當	全額	一反當
市街宅地	三六四、七二〇、三四一	一九九、六八五、一五六	五、四七五、〇一	四、九九二、二二九	一、三六八、六

又地位毎等ノ地價及百坪當リヲ舉ル左ノ如シ

等級	坪數	地價	百坪平均地價
一	一三八、九七	四、八六、三五五	三五〇、〇〇〇
二	一、五七七、一三	五、〇〇、六七五七	三二七、四六〇
三	三、八二二、三五	一、一四八、八五三	二九八、二二〇
四	四、一七五、三八	一、二四六、七六六	二六九、三五九
五	一、三九六、〇二一	一、三三、七四三、〇五	二四〇、五〇〇
六	五、六二九、四七	一、一、九一四、二一〇	二二一、六四〇
七	四、二二六、二二	七、五〇三、六〇七	一七九、九七〇
八	二、〇九三、五六	三、〇二一、〇〇七	一四四、三〇〇
九	四、六三三、九四	五、一、二六五、二八	一、〇、六三〇
一〇	六、五六八、六一	五、〇、五五二、〇三	七、六、九六〇
一一	一、四、五二〇、一三	六、九、八四、一八三	四、八、一〇〇
一二	一〇、五五二、四三	四、五、六三、八二八	四、三、二九〇
一三	三、一四九、五〇	四、六、八〇、四三三	三、七、五九四
一四	一〇、二二二、〇五	二、九、四七、三二八	二、八、八六〇
一五	六、〇五二、二五	一、五、一、三三、五九	二、五、〇二二
一六	一、八、九三、九三	四、九、〇五二	二、二、一三六
一七	四、七四一、七二	八、六、六、九二	一、八、二七六
一八	一、九、二八、〇四	三、三、三、八五九	一、七、三二六
一九	一〇、四、一九、五六	一、六、〇、三、四七一	一、五、三、九六
二〇	二、七、二二、〇七	一、八、三、三、三五	一、四、四、三二
二一	一〇、四、二二、六三	一、四、〇、二、三七三	一、三、四、六八
二二	三、八、七四、〇六	一、七、五、〇、九〇	一、二、五、〇六
二三	三、八、六五、九四	三、三、八、三、八四四	一〇、六、一、九
二四	一、四、〇、二、七、二六	一、二、六、二、四、五三	九、〇、〇〇
二五	五、三、六、三、四六	四、五、五、八、九四	八、五、〇〇
二六	二、四、一〇、六〇	一、九、二、八、四八	八、〇〇〇
二七	一、一、三、一、〇、五	七、七、八、四、七四	七、〇〇〇
二八	四、九、四、五、〇、三	二、六、六、七、〇、六	六、〇〇〇
計	三、三、五、六、七、九〇	一、九、三、三、七、〇、五三	五、三、三、七、六
一	.....	.....	.....
二	.....	.....	.....
三	.....	.....	.....

地 區 族 士 同	一	九	五	三	〇	二	〇	七	三	五	二	二	一	六	四	〇						
	二	八	四	二	二	四	一	四	九	八	九	三	五	一	七	七	〇					
	三	九	〇	九	四	七	四	五	二	九	九	七	四	一	〇	六	三	〇				
	四	一	〇	一	二	六	八	七	五	四	二	〇	二	四	四	八	一	〇				
	五	二	一	六	二	七	一	二	六	三	六	二	三	七	四	三	二	九	〇			
	六	三	四	六	五	八	七	九	一	六	五	八	二	五	〇	三	五	九	四			
	七	四	五	三	〇	〇	七	三	五	〇	〇	七	八	二	九	四	一	二	五	〇		
	八	五	六	八	九	七	五	二	一	六	三	九	九	九	五	七	一	八	二	七	八	
	九	六	七	四	七	六	〇	四	七	〇	六	四	二	四	二	一	七	三	二	六	〇	
	一〇	七	八	五	七	四	五	九	二	八	八	八	二	五	三	一	五	三	九	三	〇	
	一一	八	九	六	五	〇	四	三	二	三	六	六	八	七	七	四	四	三	二	〇	〇	
	一二	九	〇	七	六	七	〇	三	一	五	九	二	八	三	三	四	六	八	〇	〇	〇	
	一三	〇	一	八	七	〇	二	二	八	三	九	三	五	三	二	五	〇	六	〇	〇	〇	
	一四	一	二	九	八	三	一	四	四	一	〇	五	六	四	〇	六	一	九	〇	〇	〇	
	一五	二	三	〇	九	七	三	一	〇	八	一	五	二	七	六	九	〇	〇	〇	〇	〇	
	一六	三	四	一	〇	八	二	〇	七	三	二	〇	八	一	七	八	五	〇	〇	〇	〇	
	一七	四	五	二	一	〇	六	八	八	八	五	一	九	〇	八	八	〇	〇	〇	〇	〇	
	一八	五	六	三	二	一	〇	五	三	一	〇	七	二	四	八	七	〇	〇	〇	〇	〇	
	一九	六	七	四	三	二	一	〇	四	二	〇	七	一	三	四	七	三	〇	〇	〇	〇	
	二〇	七	八	五	四	三	二	一	〇	三	五	二	四	七	三	六	八	一	〇	〇	〇	
	二一	八	九	六	五	四	三	二	一	〇	二	三	六	八	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	二二	九	〇	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	四	二	七	七	三	〇	〇	〇	〇	
	二三	〇	一	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	二	五	七	七	三	〇	〇	〇	
	二四	一	二	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	八	二	七	七	三	〇	〇	〇	
	二五	二	三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	七	七	三	〇	〇	〇	〇	
	二六	三	四	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	八	一	〇	〇	〇	〇	
	二七	四	五	二	一	〇	八	七	六	五	四	三	二	一	五	八	一	〇	〇	〇	〇	
	二八	五	六	三	二	一	〇	七	六	五	四	三	二	一	四	七	三	〇	〇	〇	〇	
	二九	六	七	四	三	二	一	〇	六	五	四	三	二	一	三	六	八	一	〇	〇	〇	
	三〇	七	八	五	四	三	二	一	〇	五	四	三	二	一	二	五	七	三	〇	〇	〇	
	計	九	五	二	六	九	四	七	一	〇	一	二	七	一	九	七	五	一	〇	二	七	九

第四項 山林原野各種地ノ調査

山林原野各種地ノ調査ハ每筆地押ヲナシ其丈量ハ三斜十字兩法ヲ用キ其嶮阻

ニテ手量器ヲ用キ難キ地ハ或ハ足踏等ヲ以テ四至ノ間數ヲ概量セシメ官吏亦  
 同法ヲ以テ百筆中大約二三筆ヲ檢査ス地價ヲ議スルニハ地位等級ヲ定メ  
 且各等ノ收益ヲ計リ以テ地價ヲ算出シ地租ヲ査定ス其成跡ハ左ノ如シ

地目	反別	地價		地租	
		全額	一反當	全額	一反當
山林	一五四八八、一三〇三	七五三、二七六、九六三	〇、六五四	一八八、一五、三三三	〇、〇六三
原野	五四、一〇五、三二九	一八、八五四、〇六九	〇、二九七	二九七、三〇七、三	〇、〇五五
温泉	〇、三三三	一三三、三〇一	三、七三〇、〇三	三〇、五五五	九、三三五〇
雜地	九六、三〇一七	一、五五六、三〇四	一、六一六〇	三六、九五〇	〇、〇四〇四
池沼	六八、〇九二七	一〇、五七三	〇、一五五三	二、六四九	〇、〇三九
荒地	四、三三四〇〇一	.....	.....	.....	.....
新開墾下	五三、五八八二五	.....	.....	.....	.....
計	一七四、五二八、六〇五	八七四、〇二七、二五八	.....	二、八六〇、五四九	.....

各郡ニ就キ一筆上最上等最下等地ノ一町當リ地價ヲ摘載スル左ノ如シ

郡名	覺島	給山	日置	阿多	給黎	顯娃	拵宿	川邊	高城	出水	薩摩	伊佐	甕島
林	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六、三〇〇	八、三六〇	三、〇〇〇	四、二〇〇	七、三〇〇	一、六三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、一〇〇
	五、七〇〇	八、三五〇	六、七三〇	八、三五〇	六、七三〇	八、〇〇〇	六、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	

山林	九三〇〇	一〇五〇〇	一〇〇〇〇	一一六一〇	一七〇〇〇	八五〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	七〇一〇	六〇六〇
敷	三〇〇〇	三〇〇〇	一六二〇〇	一〇八〇〇	一六八八〇	六〇〇〇	一一〇〇〇	九一〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	五四一〇	一四〇〇〇
養生地	六〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五七七〇	四八六〇	七〇〇〇	四九七〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四五二〇	一〇〇〇
生柴地	二五〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三〇〇〇	四九七〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇
草地	二五〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	三三三〇	三五〇〇	一六五〇	五〇〇〇	四九六〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一九〇〇
秣場	二五〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	三三三〇	三三三〇	二〇〇〇	一六九〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一五〇〇
原野	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	四一八〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一二〇〇
山	一四〇〇	一四〇〇	一五〇〇	一四〇〇	二〇〇〇	一三〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一七〇〇
給干場	二五〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三三三〇	三三三〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四六五〇	三〇〇〇
糶干場	二五〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三三三〇	三三三〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四六五〇	三〇〇〇
沼	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
石取場	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
土取場	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	九九六〇	九〇〇〇
井戸敷	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
物揚場	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇
池	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
砂取場	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇

物揚場	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
地名	諸縣	宮崎	那珂	白杵	兒湯	大隅	肝屬	贈吹	桑原	始良	菱刈	熊毛	馱謨
山林	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
山林	八九七〇	九〇〇〇	一一〇〇〇	一〇八〇〇	九〇〇〇	三二五七〇	三五六一〇	八二八〇	七五〇〇	八三九九〇	七〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇
敷	六二〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	一三一五〇	一三〇〇〇	六一〇〇	五九二〇	六六六〇	五四〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇
養生地	五〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	八〇〇〇	七八〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
生柴地	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	五九〇〇	四二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
草地	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	四二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
秣場	二〇〇〇	一五〇〇	一六〇〇	六〇〇〇	一五〇〇	三二八〇	三二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
原野	二〇〇〇	一四〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一四〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	四二〇〇
山	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一三〇〇	〇六五〇
給干場	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	二五〇〇	〇六五〇
糶干場	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	二五〇〇	〇六五〇
沼	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
石取場	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
土取場	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
井戸敷	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇



## 第2章 解説編

## 用語の解説

上地（あげち）	幕府が大名・旗本・御家人から、また大名が家臣からそれぞれの知行地を没収する事。（転じて）国に寄付すること。非課税地とすること。上地（じょうち）とも言い、この場合は百姓の田畑を没収する事
畦引き（あぜびき）	畦幅1尺と畦の左右両脇1尺ずつを除いて年貢を免除すること
一石二斗ヨリ四斗迄二斗劣り之法	「資料【10】貫属屋敷地券施行の儀につき伺」
允可（いんか）	許可
穿つ（うがつ）	ほる。穴をあける
浮免（うきめん）	特定の下地(したじ)を指定せず、一定の面積だけを定めて年貢を免除した土地
請地（うけち）	毎年一定額の年貢を請け負って納入する代わりに、支配権の委任を受けた土地
永作（えいさく）	同一人がその耕作地をずっと変わらず耕作する
永損（えいそん）	永久に復旧できない土地
央（おう）	なかば、まんなか
回着（かいちゃく）	回送して到着する
開陳（かいちん）	申し上げる、申し述べる。意見を述べること
楷梯（かいてい）	段階
抱地（かかえち）	江戸時代、武士・町人などが農民から買い取って所持した土地。
隠田（かくしだ）	土地を申告せず隠れて耕作し、年貢や租税を免れた田。「検田ノ際欺隠スルモノ」「資料【89】地租改正報告書第2款第3項」
掛合う（かけあう）	交渉する、話し合う
鹿児島藩分裂	歴史用語。旧鹿児島藩の日向の国、諸県郡をさす。 （えびの、小林、都城、高原、三股、野尻、綾、高岡、国富） 「資料【19】諸県郡貫属士族旧給地高の地券渡方につき達」
稼穡（かしょく）	農業。作物の植え付けと取り入れ
勘考（かんこう）	よく考えること、思案
官国幣社（かんこくへいしゃ）	旧社格による、官幣社と国幣社の総称。神宮に次ぐ高位の神社、宮崎県では宮崎神宮と鶴戸神宮が官幣大社
扞止（かんし）	せきとめること
貫属（かんぞく）	地方自治体の管轄に属すること。生まれ故郷。
涵養（かんよう）	水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること
崎嶇（きく）	険しいこと。容易でないこと。また、辛苦すること
疑似（ぎじ）	まぎらわしく見分けにくい
窮居（きゅうきょ）	わびずまいをする、困窮した生活をする
休戚（きゅうせき）	喜びと悲しみ。幸と不幸
給地（きゅうち）	主君から家臣に与えられた知行地、あるいはその支配権。給地を得たものを給人（きゅうにん）と呼ぶ
切替畑（きりかえはた）	山林の樹木を切り払い耕作をする土地で、例えば、10年ないし20年

	ごとに3年若しくは5年作付けをする土地
切添地（きりぞえち）	自分の土地の傍らを開墾併有すること。「私ニ請地ノ傍ヲ墾闢併有スルモノ」「資料【89】地租改正報告書第2款第3項」
切開（きりひらき）	原野を開墾し申告しないもの。「私ニ原野ヲ開墾シテ官認ヲ請ハサルモノ」「資料【89】地租改正報告書第2款第3項」
極（きわめ）	きまり、決着、規則
具状（ぐじょう）	詳しく事情を書き述べること
鬮割帳（くじわりちょう）	作所割替えをするための台帳「地租改正ニ付人民心得書」
口米（くちまい）	付加税、米を升で量った後には必ず少なくなるので余分に徴収した年貢のこと
鋤下年季（くわしたねんき）	荒れ地の開墾にあたり開墾の難易により、免租又は公租軽減の期間中の新田。「年期」ともある。「資料【21】地租改正ニ付人民心得書」「明治17年7月7日資料【58】甲第96号」
経伺（けいし）	伺いをたてること
仮令（かりょう）	（たとい）。たとえば。もしも。かりに。
萱葭場（けんかば）	かや、あし、よしが生える場所
検見（けんみ）（けみ）	米の収穫前に、幕府または領主が役人を派遣して稲のできを調べ、その年の年貢高を決めること。
庶幾くは（こいねがわくは）	願い事をするときなどに使う語。なにとぞ。お願いだから
郷蔵（ごうぐら）	郷村などで、年貢米を上納するまで貯蔵し、また凶作に備え穀類を保存した共同倉庫
高評（こうひょう）	評価、批判、意見
荒蕪地（こうぶち）	荒れ果てて雑草が茂るままになっている土地
黒印地（こくいんち）	領主の黒印状により支配の認められた土地
石代上納（こくだいじょうのう）	石（こく＝米）に代えて一部もしくは全部を金、銀、銭で納めること
石盛り（こくもり）	耕地、屋敷等の地位を定めこれに対応する収穫高（石高）を定めること、生産高、一反当たりの生産見込み高
国用（こくよう）	国の予算
悉く（ことごとく）	残らず。全て。みな
菜蔬（さいそ）	あおもの。野菜
作職（さくしき）	小作人がその請作（うけさく）地についてもっていた耕作権と収益権
作所割替（さくしょわりかえ）	耕作地を入れ替えること→門割（かどわり）制度
沙蹟（させき）	石や砂。砂原。砂漠
三步節減の法	「資料【29】田畑歩数極様の儀達」 則チ式歩ニ充サルハ捨テ、式歩以上ハ三步トス、五歩ニ充サルハ三步トシ、五歩以上ハ六歩トス、余倣之都テ三帰シタル時ニ何畝何合ニ止マルコトヲ要ス
四公六民（しこうろくみん）	四割が税、六割が民→五公五民
地子（じし）	（ちし）、地租、田・畑・屋敷などに課した雑税

治定（じじょう）	決定する。落ち着くこと
櫛比（しっぴ）	くしの歯のようにすき間なく並ぶこと、ぎっしり並ぶ
地引帳（じびきちょう）	土地一筆ごとに所有者等を詳細に記載した帳簿
朱印地（しゅいんち）	将軍の朱印状等により支配が認められ、課税を免除された神社仏閣の土地
出格（しゅっかく）	格式からはみだすこと、破格
出仕（しゅっし）	勤めに出ること。特に、役所などに勤めること。官庁の試補。のち、事務の忙しいとき、臨時に置いた員外官
上地（じょうち）	（あげち）
定免（じょうめん）	過去5年・10年・20年間などの田租額を平均して租額を定め、一定の期間内はその年の豊凶に関係なく、定額を徴収したこと。
上諭（じょうゆ）	旧憲法下で、法律・勅令・条約・予算などを公布するとき、その冒頭に記され天皇の裁可を示す文章
除地（じょち）	社寺境内、無税の旨の証書のある田畑居屋敷
荏苒（じんぜん）	（元は）草が盛んに繁るさま、（転じて）のびのびになるさま
進退（しんたい）	土地を具体的に用益、管理、処分する権能。あるいはこれらの行使事実。所持。支配
申牒（しんちょう）	役所などで、ある事柄を文書で通告すること。また、その文書
申諭（しんゆ）	述べ諭す、言い聞かせる
芻秣（すうまつ）	まぐさ。牛馬の飼料。
湊溜（そうりゅう）	水が集まり溜まること
即今（そっこん）	ただいま。現在。目下
卒族（そつぞく）	武士の解体を目的として政府は、明治3年9月10日太政官布達「藩制」で武士を士族と卒族に分けた
卒屋敷（そつやしき）	下級兵士の屋敷→士族屋敷
損毛（そんもう）	収穫減
代成（だいなり）	昔のやりかたを新しくする
大畧（たいりゃく）	あらまし。概略。おおよそ。大体
高（たか）	土地の反別及び標準収穫額
高入（たかいれ）	石高に入れられる
高請地（たかうけち）	石盛（こくもり）をした土地、村高に編入された土地、検地帳に登録されて年貢を徴収された土地。田畑のこと。 このような土地は基本的には田畑であり、山野河海のように耕地として開発されていない土地は高外地（たかがいち）と呼ばれた。
高内引（たかうちびき）	田畑が災害で荒廃したり、道や堤に地目が変換された場合、年貢を免除、軽減し、村高の内から控除すること
起返し（たちかえし）	復旧する
様歩（ためしぶ）	検査のため量ること
知行（ちぎょう）	武士の家禄、領主の領地に対する支配権。武士の領地。
知行高（ちぎょうだか）	所領地の石高（こくだか）

稠密 (ちゅうみつ)	一つのところに多く集まっていること。こみあっていること
兆域 (ちょういき)	墓のある区域。墓地。墓所
兆民 (ちょうみん)	たくさんの人民。万民
天災地殃 (てんさいちおう)	災害
當損 (とうそん)	何年か後には復旧できて、今年だけの損
當毛 (とうもう)	当年の作物、収穫物
取箇 (とりか)	取り分、年貢
名請 (なうけ)	耕作地の所持を認められ、年貢負担者として検地帳にその名を登録されること
野地 (のち)	小葭 (こよし) 真菰 (まこも) があって低い土地
破免 (はめん)	凶作の場合の特例として、定免(じようめん)によらず検見(けみ)法によって年貢を徴収すること
繁劇 (はんげき)	きわめて忙しいこと。また、そのさま。繁忙
畢竟 (ひっきょう)	つまるところ。結局
百事 (ひゃくじ)	さまざまなこと。また、すべてのこと。万事
渺茫 (びょうぼう)	遠くはるかなさま。広く果てしないさま
分一税 (ぶいちぜい)	無税であった市街地に地租を課すと急激な負担増となるため、それを避けるために、「地券高百分の一」にして軽減したため、地租はこう呼ばれる
分一山 (ぶいちやま)	一公九民の収益配分をする山 (明治12年1月「資料【43—2】地所所有主取定方心得書」)
布告、布達、達	布告は太政官および各省から国民一般に公布する法令で、布達・達は中央官庁から地方庁などへ通達するもの。
不日 (ふじつ)	日数をあまりへないこと。後日、近日
方今 (ほうこん)	ただ今、この頃
秣場 (まつば)	田の肥やしにする草苜場、まぐさ場
目今 (もっこん)	ただ今。さしあたり
有司 (ゆうし)	役人。官吏
壅遏 (ようあつ)	ふさぎとめる
四ツ成 (よつなり)	4割
余歩 (よぶ)	実測間数から控除する面積
埒し (らちし)	解決する
両度 (りょうど)	再度
稟請 (りんせい)	上役や上部機関などに申し出て請求すること、申請
列聖 (れっせい)	歴代の天皇
劳逸 (ろういつ)	骨折りと楽しみ。労苦と安逸。

## 資料に見る宮崎県地租改正の流れ

1. 明治5年「資料【1】屋敷地券発行につき伺い」では地券掛任命の願いを出しており地券発行作業にかかっていたことがわかる。(資料【98】府県地租改正紀要では「明治7年4月に着手し・・・」と記載されている。)
2. 明治6年8月「資料【11】高千穂18村の地券調報告」では、住民は初めは抵抗があったが実情を知ると協力的になったことが書かれている。
3. ところが、村々の境界が入り組んでいるところが多かったためか村の合併、区分願いも出されている。  
明治6年11月29日「資料【14】地券発行につき小区合村区分願」  
明治6年 都城市、串間市の例が二件(資料【13】【15】【17])
4. 明治7年2月「資料【19】諸県郡貫属士族旧給地高の地券渡方につき達」を見ると、やはり旧鹿児島藩領の改正作業は滞りがちである。
5. そのため、明治7年5月には「資料【23】官員増員伺」で、官員の増員を願い出ている。
6. 明治7年6月には「資料【26】地租改正につき告諭の布達」で、県参事福山健偉が住民に対し、地租改正の内容をわかりやすく書いて周知させている。
7. 明治7年10月「資料【30】地租改正の儀につき伺」では入会地を「部一山」「分一山」と表現している。
8. それでも作業は遅れていたとみえて、明治8年3月20日「資料【32】地租改正に一層勉励すべき旨の達」で、大蔵卿大隈重信から催促まで受けていた。
9. 黒木重国「明治8年日記」には、西米良地方の改正作業が、「明治8年2月に地券掛が入山、明治8年4月に下絵図作成作業、明治8年5月竿入れ作業(1ヶ月)」と書かれており、作業が進んでいることがわかる。
10. 明治8年10月には、地租改正に不満を感じた旧高鍋藩の士族が「不合理な施策である。」と宮崎県権令に建白書を出しており、士族は不満をいいていた。
11. 明治9年1月「資料【36】地租改正実地丈量見分につき上村行徴巡回の達」によれば、諸県地方でも第二大区(高岡、綾)では地租改正作業が進んでいた。
12. 明治9年8月31日「資料【37】第三大区村位等級表」を見ると、宮崎県の大部分が作業が進んでいたことがわかる。
13. 明治9年8月21日、本県は鹿児島県に併合され地租改正作業が一時中止した。  
【併合の理由】
  - ①政府の地方統治上障害となっていた反政府的な難治県を隣県と統合することで政府に協力させる
  - ②行政合理化を行い経費削減をする  
【併合の影響】

あまり影響を受けなかったという見方と非常に影響を受けた言う全く違う見方がある。
14. 明治9年「資料【43】地所所有主取定方心得書」では、入会地を「衆力山」と表現している。また、「進退」との表現もある。
15. 明治10年、西南戦争が勃発したことにより、宮崎県は戦場となり、地租改正作業も中止(明治10年2月「資料【40】地租改正猶予の布達」)。戦争のため、多くの書類が紛失した(西南戦争経路図参照)。

16. 明治12年1月25日「資料【41】地租改正再着手の布達」により第2次の地租改正作業が再開された。過去の法令（資料【44】から資料【49】）を再録して地租改正事業の徹底をはかっている。
- 日高家文書には、作業の委任状、名寄簿等が見られる。（資料【99】）
17. 明治12年1月25日「資料【43】土地丈量心得書」では、「間竿ノ儀是迄6尺5寸竿用來候得トモ今般ハ更ニ6尺竿相用反別可取調事」とある。また、畦畔は面積から除外した（第11条、12条）。
18. 「資料【98】府県地租改正紀要」によると「量地は十字三斜両法を教授し」との記載があり、丈量をする担当者に講習を行っていたようである。
- しかし、明治12年4月「資料【52】実地丈量請負人につき論達」をみると、丈量請負人が各地に存在し、丈量していたこともうかがわせる。
19. 明治13年9月「資料【54】鹿児島県下日向国四郡改租の件」によれば、同年4月には諸県郡を除いて地租改正作業が終了。また、明治13年7月「資料【53】薩摩大隅及び日向諸県郡改租の件」によれば、同年5月には諸県郡の「耕宅地」も終了した。
20. 「資料【98】府県地租改正紀要」によれば、明治14年7月、第2次の地租改正作業は終了した。
21. 地券交付は、明治15年2月から始まる（明治15年2月「資料【57】地券取扱心得の達」）。
22. 明治17年地租条例、同取扱心得を受けて、地目が変わった土地、開墾地、荒地、起返地などを調査するため、住民にその願出、届出などを促している。（明治17年7月「資料【58】甲96号」）
23. 明治18年2月「資料【92】地押調査ノ件」が政府から出され、本県でも、従前の調査結果と現地が異なるときは、土地台帳編成の際に不都合があるので再度調査をするように命じている（明治18年10月16日「資料【63】乙150号」）。
- 但し、対象地は「その後地目変更した土地、開墾地、その他実地と齟齬するもの」に限っており（第1条）、面積についても「地租改正の際確定しているのもう一度丈量するものではないけれど、甚だしい差があり、そのままにしておき難いと思われるもの」（第8条）となっているので、調査すべきであったがしなかった土地もかなりあったのではないだろうか。
24. 明治19年頃の中山家文書を見ると、三斜法で辺長高さとも記入された野取図や日記などが残されている。この地方（串間市）では正確に調査したものと思われる。
25. 宮崎市大字小松の更正図の凡例（資料【105—2】）には「明治20年7月1日の現況に拠り実測す」と書かれており、この時期に現在利用されている公図の調査がされていることがわかる。
26. 明治20年9月16日「資料【68】街路取締規則」（現在の都市計画法のような法律）は、地租改正には直接関係はないが、これは「市街地」における規制事項を列記したものであり、明治20年10月1日「資料【69】告示85号」で「市街地」を指定している。この地域では「資料【95】地図更正の件」に基づき作製した更正図は市街地領域として作製してある。
- ・・・正確な丈量がされていたと思われる。
27. 全国各地で起きた山林所有権をめぐる騒動に終止符を打つ法令が明治32年4月18日の「資料【97】国有土地森林原野下戻法」と言われているが、宮崎県ではそれでも騒動は続いた。そのため宮崎県だけに適用する「資料【71】宮崎県山林特別処分例」が明治33年4月12日に出され、本県でも山林事件は収束に向かった。

# 宮崎県における公図の作製経緯 宮崎県における地租改正等に関する古文書から

都城公証人役場  
公証人 新井 克美

## 1 徳川時代

a 徳川時代においては、近代法におけるような抽象的・包括的・絶対的な支配権としての所有権（一物一権主義）はなく、具体的用益と不可分に結びついた所持、支配進退といわれる土地支配権があった。この土地支配権は、封建的社会構造を反映して、一つの土地について年貢徴収権その他公法上の権能を含む領主的所持と現実的な耕作用益する農民的所持とが重なり合って存在した。

## 2 地券制度の創設

a 明治維新に至り、明治政府は、徳川時代、江戸の武家地は非課税、町地は税金が非常に安かったため、「東京府下、従来、武家地・町地の称、これ有り候ところ、自今、相い廃止し、一般地券発行、地租上納被仰付候」（明治4年12月太政官布告第682号）として、地券を発行して地租（税金）を徴収することとした。そして、明治5年正月、大蔵省は、東京府に対して「地券発行地租収納規則」を達し、具体的方法を明らかにした。また、明治5年正月、今後は、地方の地子免許地もこれを施行する旨を達した（大蔵省無号達）。

これが、城下町、宿場町等について発行した市街地券である。

b 次に、農地の地券発行に関する取扱いである。

徳川時代は、米が経済の中心であるため、農民が勝手に稲作をやめてしまうのは困るということで、原則として農地の売買は禁止され、耕作の自由も認められていなかった。

そこで、明治政府は、明治元年12月、封建領主の土地領有を廃止する（行政官布告第1096号）とともに、明治5年2月、「地所永代売買従来禁制ノ処自今四民共売買所持候儀被差許候事」（太政官布告第50号）として、土地の所持を許し、売買の自由を認めた。

そして、明治5年2月、地所売買譲渡ニ付地券渡方規則（大蔵省達第25号）によって、売買譲渡の都度郡村地券を発行することとした。これによると、土地の売買・譲渡の都度、地券を交付することにしたので、府県においては、元帳を備え、地券交付申請があったときは、別紙雛形のとおり、地券の本紙及び写しの2枚を作成してこれらを契印の上、本紙は地主へ与へ、写しは元帳へ綴り込むこと（1条）、地券は地主たる確証であるから大切に所持すること（6条）、地券交付後に、売買、贈与、相続、質流れ等によって地主が代わった場合は、地券の裏に、雛形のとおり記載して、地券書換えの申出をすべきこと（7条）、山林、原野等の土地の売買についても耕地の場合と同様とすること（9条）、地券書替え手続をせずに密売した者は、当該土地及び代金を没収すること（12条）等とし、そして、従来所有地についての地券交付方法は追って定める（13条）とした。

c しかし、このような売買・譲渡の際に地券を発行するという方法では、全国すべての土地について地券発行をすることは短期間ではできないことは明らかである。そこで、明治5年7月、

「……<sup>そっこん</sup>即今、<sup>すで</sup>已に売買の者へ地券相い渡し、<sup>あ</sup>従来持地の者へは相い渡さず<sup>そろう</sup>候<sup>て</sup>は不都合に付き、<sup>さいぜん</sup>管下人民地所所持の者へ<sup>そうろう</sup>最前相い達し<sup>すべ</sup>候<sup>よういたすべし</sup>規則に準じ、都テ地券相い渡し候様可致……」と達し（大蔵省達第83号）、売買等がいかに問はずすべての土地に地券を発行こととした。これが、郡村地域において発行された「郡村地券」である。

d これら規定に基づいて発行された地券を、その干支から「壬申地券」と呼ぶのに対して、後に述べる地租改正事業に基づいて発行された地券を「改正地券」と呼ぶ。

### 3 宮崎県の壬申地券制度

a 【資料1】から【資料15】まで、【資料17】から【資料20】まで、【資料24】、【資料25】、【資料31】、及び【資料33】から【資料35】までが、宮崎県における壬申地券発行に関する規定である。本稿においては、地券制度の検討は省略する。

## 4 地租改正事業

### (1) 地租改正事務局の設置

a 明治6年7月、「地租改正条例」（太政官布告第272号）等を制定して地租改正事業を挙行し、これらの過程で、従来の土地に対する複雑な封建的支配関係を廃止、整理し、従前の支配進退の実績に照らして官・民有の区分をするとともに、民有地についてはその所有者に対して地券（改正地券）を交付し、その後民法（明治29年法律第89号）の施行により、土地に対する近代的所有権が確立された。

b ところで、地租改正事業は、地租すなわち税金の事柄であるから大蔵省の所管であるが、これは、郡と郡、村と村等の境界を定めること、土地の官民所有の区分を定めること、地所の名称（地目）を定めること、社寺地の整理をすること等から始めなければならなかった。

ところが、明治6年11月に内務省が設置され、所有権に関する一切の処分は内務省の所管とされた結果、これら事柄は、大蔵省単独で決定することはできなくなり、大蔵省は、内務省と協議しなければならなくなったため、この協議に時間を要し、地租改正事業遂行の障害となった。そこで、明治8年3月、大蔵省と内務省との間に「地租改正事務局」が設置され、以後、地租改正事務局は、明治14年6月に廃止されるまで、地租改正事業に関する事務を所掌した。

c 地租改正及びその成果による地券発行という大事業は、府県が実施機関となって行った（注1）のであるが、これら事業は、国税の賦課徴収、官・民有地の区分や民有地所有者の認定等に関する事柄であり、全国を同一基準で実施する必要があった（注1）。

そこで、地租改正事務局は、地租改正事務担当者の執務上の準則ないし参考に供するため、各府県からの「伺い及びその指示」並びに重要なものについては「達」として、各府県に配布した。そして、地租改正事務局は、職員が各地方に出張し、その調査に従事するに当たっては、その取扱いを統一した成規が必要であるため、これら各府県の申牒及び指令を参考として、地所処分仮規則（明治8年5月地租改正事務局議定）、耕地の地租改正事業の取扱いを示した地租改正条例細目（明治8年5月地租改正事務局議定）、市街地の取扱いを示した市街地租改正調査法細目（明治9年3月地租改正事務局別報第14号達）、山林原野の取扱いを示した山林原野調査法細目（明治9年3月地租改正事務局別報第16号達）等を制定した（注2）。

（注1） 有尾敬重「本邦地租の沿革」60頁は、「夫れで實際改正の事に当りますのは県知事で

ありますけれども、県知事は土地の状態に依って地価の高低を定め賦課の多少を認定すると云う様なことを取扱ふには、情実上随分難儀な事がある、従って改正の事務を挙げて之に一任するに於ては或は其地方地方に種々の情弊を来して全国の画一を欠く事が無いとも申されませぬから、地方官が改正に着手する前に当りましては、夫々細密なる順序方法を定め、一応地租改正事務局の認可を得せしむると云ふ随分鄭重なる方法を採用したものであります。」と述べている。

(注2) 有尾・前掲書60頁は、「就ては地方によって夫々流儀もありますけれども、法律が全国画一に行くと云ふ規定であるから、先づ以て自己の流儀は取らせぬ。成る可く全国を一律に行はせると云ふ主義から、地租改正局月報及び日報なるものを発刊して、改正局の方で気付きました事を掲げ、又各地方から種々方法を立て、来た事とか、又異様な事のある時に認可を受けに出たもの等の中、他の参考になるやうなものは月報に掲げ、特に急を要するものは日報に掲げると云ふやうなことで、之を各地方に配付し、甲のものは乙に移し乙のものを甲に移すと云ふやうにして相互の事情を知らしめ、且つ研究材料を供して、終にはそれを実行させると云うやうな仕組であったのであります。」と述べている。

## (2) 地租改正事業の準備作業

### イ 村字界及び飛地の整理

a 地租改正事業の開始に当たって、最初に実施しなければならなかったのは、土地の境界であった。1枚の土地(畦畔で仕切られた最小単位の土地)、1筆の土地(1枚ないし数枚の土地を合わせ一つの地券に記載した土地)から、1字、1村、1郡、1国、1府・県まで、境界のないものはない。府、県、国、郡の境界はおおむね明瞭であったが、村や字の境界は、「錯雑犬牙」、「散布碁子」のごとくであったという。これは、徳川時代における土地の課税は、土地そのものではなく、農地の耕作者を対象とし、しかも村内の農民全員が連帯して納税義務を負っていた関係から、例えば、甲村のAが、乙村にある土地を開墾すると、この乙村内にある開墾地の納税義務者は甲村の農民全員ということになる結果、この乙村内の開墾地は甲村の飛地という関係になっていた。また、大名や旗本に領地を分割して与える場合には、地域を分割するのではなく農地の耕作者すなわち農民を分割した結果、農民が村を異にしてあちらこちらに耕作地を有していると飛地となった。それを「犬の牙のようにバラバラの状態」、あるいは「碁石をばらまいたような状態」と表現したのである。

そこで、地租改正事業の開始に当たっては、村吏が、人民に説明し、協議を経て、分合したり、交換したりして、おおむね山、川、溝渠、道路、堤塘等の著名な不動の物によって字の境界を定めた。

b ところで、「字」というものは、歴史的には、検地の際に、検地の単位として、原則として、山、河、林、堤塘、道路等の地形上自然の区域に基づいて一区域として定められたものである。

そして、地租改正事業は、原則として「字」を単位として実施した。しかし、広大な面積を有し、あるいは多くの筆数を有する字については、そのままでは地番の数が大きくなってしまい、一枚の地図も大きいものになってしまう。そこで、これを適当な地番区域に分割するために、上・中・下、甲・乙・丙、あるいは東・西・南・北等の文字や一・二・三等の数字が用いられた。「字甲」、「字乙」、あるいは「字一号」、「字二号」などという字名は、おそらくこの地租改正事業に当たって、従前の字を分割したものと推測される。

c 「大字」とは何か。現在、平成の大合併ということで、市町村合併が全国的に行われているように、明治21・22年当時においても町村合併が推進された。そして、この当時、町村合併標準其他ニ関スル訓令（明治21年6月13日内務省訓令第342号）は、「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ」、「旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」と規定しているところから、従前の「字」のほかに「大字」の名称が誕生したと推測される。したがって、例えば、a・b・cの各字からなる甲村とd・e・f・gの各字からなる乙村が合併して丙町が誕生した場合、合併前の甲村の地域を「大字甲」、合併前の乙村の地域を「大字乙」と称したと考えられる。

#### □ 所有者の認定

a 土地所有者の認定は、人民の申告に基づき、官吏が現地に赴き、隣接地所有者の立会いの下、官民有地の別なくすべての土地について、徳川時代から村に伝わる検地帳等の帳簿類や、戸長役場における売買、担保権設定等に関する公証簿等と照合し、各土地の所有者を調査し、所有者の認定が不明瞭な場合は住民の証人を求める等の方法によった。

#### ハ 隠田切添開の処分

a 「隠田<sup>かくしだ</sup>」とは「検田ノ際、其地ヲ欺隠スルモノ」、「切添<sup>きりぞえ</sup>」とは「私ニ請地<sup>うけち</sup>ノ傍<sup>かたわら</sup>ヲ墾闢<sup>こんへき</sup>併有スルモノ」、そして、「切開<sup>きりひらき</sup>」とは「私ニ原野ヲ開墾シテ官認<sup>こ</sup>ヲ請ハサル者」をいう。

b 地租改正に当たっては、地租改正前にこのことを申告すれば、その罪を問わないで、道路等の公用地を除き、その者の所有権を認めた。

#### ニ 社寺地の処分

a 古来より、神宮修理祭祀料の地及び神宮<sup>ねぎ</sup>禰<sup>ね</sup>宜<sup>ぎ</sup>等の所有する土地を「神領」と、また、堂塔<sup>どうとう</sup>伽藍<sup>がらん</sup>の造営修理その他仏事供料に当てる土地を「寺領」と称し、旧幕時代の社寺は、中世のような強大な権力は有していなかったものの、幕府諸大名の庇護の下に広大な土地を所有してた。しかし、明治2年6月の版籍奉還により、各藩においては既に版籍を返上し、一般に上地<sup>じょうち</sup>した中で、社寺のみが広大な土地を領することは、均衡を失することになる。

b そこで、明治政府は、明治4年正月、社寺領上地令（太政官布告第4号）により、社寺所有地は、現に境内地を除き、すべて上地させることとした。

c しかし、社寺領上知令等によって官有地に編入された社寺地について、これを不服とする寺社からの返還要求が跡を絶たなかったため、明治政府は、明治33年5月、御料地及立木竹<sup>かふ</sup>下付<sup>かふ</sup>規程（宮内省告示7号）により、明治34年6月31日までに宮内大臣に申請すべきこととし、同日限りで下付<sup>かふ</sup>申請を打ち切った。そして、上知<sup>じょうち</sup>され、官有地に編入された社寺地<sup>さげわた</sup>で下渡<sup>さげわた</sup>しや返還の対象とならなかったものは、戦前は、旧国有財産法（大正10年法律第43号）において、官有の神社境内地は公用財産、官有の寺院境内地は雑種財産として取り扱われてきた。

d その後、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律（昭和14年法律第78号）により、寺院又は佛堂として無償貸付してある国有財産は、寺院は2年内、仏堂は3年内に申請すれば、当該寺院又は神社等に譲与することとされた。

そして、戦後は、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）により、社寺上知、地租改正、寄附又は寄附金による購入によって国有となった土地

で、現に寺社等（神社、寺院又は教会）に対し、国有財産法によって無償貸付け、あるいは保管させており、宗教活動に必要なものは、法律施行後1年内に申請したときは、無償で寺社等に譲与することができる」とされた。

### (3) 地租改正事業における地押丈量

#### ア 徳川時代の検地

a 徳川時代においては、地位（土地の格付け）を上、中、下、下々の四段に分けていたが、明治維新時には、その査定方法の詳細は不明であった。明治維新時に判明していたのは徳川時代の検地条目のみであったが、これは、一般的な検地方法を定めたものではなく、新開地あるいは争論地の検地に関する規定で、これによって一国ないし数郡を施行したものは極めて少ないという。そして、この検地条目による検地手続は、極めて厳格であった。検地のために、検地総奉行、縄奉行、間頭奉行を命じた上、更に、帳付目付及び倍隸（従僕）数十人が配置され、これらの者が検地対象の村に派遣され、村内の土地をくまなく検地したため、幾多の月日を要するのみならず、このための送迎等の手間と費用はその村が負担する。そして、検地の結果、縄延び等が発見されて税も増加するため、人民は、検地を忌嫌する情状となっていた。

b このため、発足間もない明治維新政府としては、とても検地を実施するような政治情勢ではなかったため、徳川時代におけるような厳格な手続での検地を実施する方法は採用せず、土地の丈量すなわち測量は、人民自らが行き、政府はこれを検査するという方法を採用した。

#### イ 耕地の地押丈量

a 「地押」は、土地の重複や脱落を防止するため、当初に実施した。その方法は、先ず、人民に、小さい村は村単位で、大きな村は各字単位で、1筆の土地ごとに番号付した。これが地番のルーツである。

b 次に、十字法（注）又は三斜法により、1筆の土地ごとに測量し、字、番号（地番）、地目、反別（地積）、地主姓名等を明記した「敵杭」という杭を建て、地番順に、1筆の土地ごと形状を見取図に描画し、これを連合して一字限図及び一村限図を作成し、地引帳とともに、これらを管轄庁上進した。すなわち、人民が、自分で、測量し、地図及び帳簿を作成して提出したのである。

c その後、官吏が村に赴き、地主はもちろん、その村の総代人等の立会いの下で、敵杭と地引帳・地引絵図とを照合し、地番の重複あるいは脱漏のないことを確認した。

「資料【50】地租改正につき村総代人届出の布達」は、1村につき7名以内の総代人を選任してその氏名を届け出る旨を布達しているが、総代人は検査係官の案内役である。

d 地押作業が終わると、次に、丈量検査に着手することになるが、この場合にも、地主、総代人等が立会うこと等はすべて地押の時と同様であった

官吏の実地検査は、一字地域で3・4か所ないし5・6か所の抜取り調査であり、そして、測量成果は、「丈量ノコトタル地形ノ屈曲ト量器ノ使用トニヨリモト固少差ナキヲ免カレサル」として大幅な測量誤差を認め、反別の検査結果が人民の申告と比べて「一段歩ニ付十歩」すなわち300歩（坪）につき10歩内外の差は認めた。

（注） 「十字法」とは、屈曲した境界線からなる不整形の土地について、面積が等しくなるよ

うに目算して、屈曲した境界線を一直線に見通して長四角形を想定し、この長四角形の縦・横の長さを乗じて面積を計算する方法である。

## ウ 市街地の地押丈量

a 市街地の丈量については、市街地は地価が高いことから、「市街之丈量ハ最緻密ヲ要ス」とされた。そして、家屋が密集している市街地については、実測が困難であるため、まず、分間法（注）によって、町全体の総坪数を概測し、しかる後に、一宅地ごとに丈量を実施し、これら坪数を集計して、これと前者の総坪数とが合致するか否かを検査する方法を採った。

b 市街地においても、田、畑の場合と同様、人民自らが丈量したものを検査するという方法を採った。しかし、市街地の丈量を人民が行うことは実際には困難であるため、多くは専門家が請負って実施したようである。

「資料【52】実地丈量請負人につき論達」において、「他県下ヨリ実地丈量請負人等入込種々ノ騙術ヲ施シ……」と記述しているのは、このような実地調査の請負人のことである。

c 改租担当官の丈量検査の方法は、「一ヶ町毎ニ大凡ソ二三筆乃至五六筆」の土地を適宜検査し、その結果、「其差違百坪ニ付二坪迄ハ之レヲ可認セリ」というから、当時としては、その精度は厳しかったといえよう。

（注） 「分間法」とは、分間略器という簡単な測量器具を用いた平板測量を行って、縮図を作成し、この縮図によって求積する方法である。

## エ 山林原野の地押丈量

a 山林原野の丈量については、「大約耕宅地ト異ナルナシト」としつつも、「曠漠数町里ニ渉ルモノアリ、或ハ人蹤ヲ絶ツモアリ」というようなものについては、十字法や三斜法を用いることはできないため、「回り分見」（平板測量における導線法のような方法）をもって面積を求めた。

b また、「深山幽谷」に至っては「足量等ヲ用ヒ又四至ノ界限ト目標トヲ定メ其経界ヲ正シ其歩積ヲ査定セリ」としている。「足量」、すなわち、足で、1歩、……1000歩と測っていくというのであるが、これが「測量」の原点かもしれない。

## オ まとめ

a 公図は、地租改正事業の際に、地租徴収目的のために作製された地図が基礎となっているため、地価の高い市街地域（城下町、宿場町等）にあっては、当時としては、慎重な調査を実施し、また、耕地地域にあっては、地租が当時の国税の中心であった（当時の主要産業は農業であった。）こと、田や畑は、市街地や山林地域とは異なり、障害物はなく、丈量はそれほど困難ではなかったことから、それなりの精度を有すると推測される。これに対して、山林・原野地域にあっては、「回り分見」や「足量」によるものもあるから、杜撰なものであったと考えられる。

b したがって、当時の市街地域及び農耕地域の公図はそれなりの精度を有するものの、当時の山林・原野地域の公図は、現在が宅地造成等によって市街地となっても、その精度については問題があるものと考えられる。

c 公図は、村又は字を単位として作製されたところから、各公図ごとにその精度は異なるもの

の、一枚の公図に表示されている各筆の土地については、総代人等が立ち会ってということを見ると、その精度はほぼ同一であったと考えられる。

## カ 宮崎県の地租改正事業

a 明治政府は、明治6年7月、上諭（勅諭）、地租改正法（太政官布告第272号）及び地租改正条例（地租改正法に添付された別紙）、地租改正施行規則（大蔵省事務総裁達）並びに地方官心得書（大蔵省事務総裁の地方官への達）からなる地租改正法令を發布した。

これを受けて、宮崎県では、明治6年12月、大区及び各区正副区長あてに、これら地租改正法令を布達した（「資料【16】地租改正布告の管内布達」）。

そして、明治7年4月24日、「坤第六十四号」をもって「資料【21】地租改正につき布達」により、各区あて、町村図及び字図（第一番ないし第三番）の雛形を付し、24か条からなる「地租改正ニ付人民心得書」を布達した。

その後、同年4月28日、各区あて、「資料【22】地租改正につき一区郭実施の布達」をもって、各区ごとに1区域につき実施すべき旨を布達した。

また、同年6月12日、各区あて、「資料【26】地租改正につき告諭の布達」をもって、地租改正に関する告諭を布達した。

なお、同年7月17日、大蔵省からの指令を受けて、各区正副区長あて、「資料【27】地租改正につき人民心得書改正の布達」により、4月24日「坤第六十四号」をもって布達した「資料【21】地租改正ニ付人民心得書」の第1条ないし第3条の変更を布達した。

b 「資料【20】地券渡方見合せの申入」は、租税頭松方正義から宮崎県参事あてに、地租改正法の公布に伴い、地券交付手続の見合りに関する問合せ及びこれに対する宮崎県参事から租税頭松方正義への回答である。宮崎県では、地租改正法公布後引き続き、地券交付に関する作業を実施して、「実地一枚限地図ヲ画キ 候 地引絵図」等を作製し、これら成果を地租改正事業に利用する方策を採っていたようである。

なお、租税頭松方正義から宮崎県参事あて「問合写」中「<sup>わたしかたのぎ</sup>地券渡方之儀ニ付明治五年七月本省ヨリ布達」とは、売買譲渡のつど地券を交付する旨の取扱いを変更し、全国すべての土地について地券を交付する旨を明らかにした「明治5年7月4日大蔵省達第83号」である。

また、宮崎県参事から租税頭松方正義に対する回答中「<sup>もつ</sup>御局日報昨癸酉年第四四号ヲ以テ<sup>あいわたされそうろう</sup>被相渡 候 千葉県伺ニ準拠」とは、地租改正条例細目が議定された明治8年5月30日以前である同6年10月4日付けの「租税寮改正局日報第四四号」に、「地租改正ニ付人民心得書」として掲載されたものである。この千葉県の人民心得書をモデルにして地租改正に関する人民心得書を作成しと府県が多かったといわれている（佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」130頁）。

c 「資料【29】田畑歩数極様の儀達」は、十字法で測量した場合における長さ端数処理を「三步節減之法」に統一するというものである。

d 「資料【30】地租改正の儀につき伺」は、明治7年10月18日付け宮崎県から内務省に対する、官舎敷地、鉱山、合併した神社の寄付地及び部一山の取扱いについての照会に対する、同年12月4日付け大蔵卿からの回答である。明治政府では、明治7年1月に内務省が発足したため、明治8年3月に地租改正事務局が発足するまでの間は、土地の処分に関する事項は内務省の所管に属したため、本件伺いは大蔵省や地租改正事務局に対してではなく、内務省に対して行ったのであ

る。

e 「資料【32】地租改正に一層勉勵すべき旨の達」は、大蔵卿からの明治8年3月5日付け地租改正事業の早期成功に関する達を受けて、宮崎県が、正副区長及び正副戸長に対して、これを達したものである。

f 「資料【36】地租改正実地丈量見分につき上村行徴巡回の達」は、明治9年1月付けの地租改正の実地丈量見分に関する達である。「資料【37】第三大区村位等級表」は明治9年8月付けの第三大区から宮崎県地租改正掛あて報告である。「資料【39】諸県郡地租改正につき巡回申付」は明治9年9月付け鹿児島県諸県郡への地租改正の巡回命令である。これら文書から、宮崎県では、明治9年当時、地租改正事業が実施されていたことが分かる。

g ところが、「資料【40】地租改正猶予の布達」は、明治10年2月付けで、鹿児島県（宮崎県は廃止され明治9年に鹿児島県となった。）が地租改正事業の猶予を布達している。これは西南戦争の影響である。

すなわち、地租改正報告書（明治15年2月）第一款は、地租改正事業の竣功が政府の意図より遅れたことについて、「……又西辺ノ騒乱（筆者注－西南戦争）アリテ此事業ニ影響スル亦尠カラス」と記述している。

そして、有尾敬重「本邦地租の沿革」109頁は、「<sup>ところ</sup> <sup>ちょうど</sup> 明治十年の一月西南の役が起つて、形勢不穩となり、全国の人心 <sup>きょうきょう</sup> 恟々として地租改正の <sup>ごと</sup> <sup>しい</sup> 如き強て続行せば <sup>あるい</sup> 或は大事件を惹起するの <sup>うれい</sup> 憂がないとも限りませんので、地租改正に付き出張して居る者は一応引揚げ、又地方庁に於ても同時に地租改正の事は一時中止せよと云ふ達しを出されまして、彼の西南戦争中は官吏が席上で参考材料を <sup>こしら</sup> 拵へる事はやったが、人民に対する交渉は中止して居つたので有ります。」と述べている。

h 西南戦争の終了を待って、鹿児島県は、明治12年1月、日向国（諸県郡を除く。）に対して、地租改正事業の再着手を布達する（「資料【41】地租改正再着手の布達」とともに、これら区長及び戸長に対して、西南戦争によって地租改正事業に関する取調帳簿類が紛乱している場合はその旨を報告して係員の指示を受けるべき旨を達した（「資料【42】地租改正の取調帳簿類紛乱につき達」））。

そして、翌2月、鹿児島県は、薩摩・大隅両国及び日向国諸県郡に対して、正副戸長において地租改正事務を担当すること、1村につき7名以内の総代人を選任してその氏名を届け出ることを布達している（「資料【50】地租改正につき村総代人届出の布達」）。

一方、明治12年1月、鹿児島県は、薩摩・大隅両国及び日向国諸県郡に対して、（「資料【43】地租改正再着手につき心得書布達」）をもって、次の文書を布達している。以下、これら文書について述べる。

第一号 詔書写

第二号 地所所有主取定方心得書（23か条）

附 明治9年5月12日太政官布告67号（隠田切開切添地等処分方更正）

第三号 地所境界取扱方心得書（7か条）

第四号 地所名称細目心得書（19か条）

地所名称細目心得書附録（7か条）

附 明治7年11月7日太政官布告120号（地所名称区別）

附 明治8年7月2日太政官布告114号（地所名称區別ノ内官有地第二種民有地第三種ノ条改正）

附 明治8年10月9日太政官布告154号（地所名称區別中民有地第三種へ追加）

附 明治9年6月13日太政官布告88号（地所名称區別中改正）

第五号 地引絵図取調方心得書（4か条）並一字限絵図一村総絵図雛形

第六号 土地丈量心得書（23か条）

市街土地丈量心得書（17か条）

第七号 竿次牒雛形

i 第二号「地所所有主取定方心得書」は、地所処分仮規則（明治8年7月8日地租改正事務局議定）を踏まえたものである。

j 第三号「地所境界取扱方心得書」の各条と中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。

- ① 第1条は、地租改正事業に当たって、市街地として実施するか、郡村地として実施するかについての基本方針を定めたものである。
- ② 第2条は、村と村の境界は、徳川時代の書類、地方の慣習、実地の状況等によって定めるべき旨を規定している。
- ③ 第3条は、村と村の境界が不明である場合は、町村で協議の上で定めるべき旨を規定している。
- ④ 第4条は、<sup>とびち</sup>飛地の取扱いに関する規定である。

ところで、地租改正事業においては、徳川時代における検地帳等を基礎として実施したこと、及び村又は（大村については）字を単位とする広さが地租改正事業を実施する上で妥当であったこと等から、村又は字を調査単位として行われた（福島正夫「地租改正の研究」〔増訂版〕324頁）ため、まず、これらの範囲を明確にする必要があった。しかし、当時の字は、「因襲ノ久シキ其境界ノ紊乱セルアリ大小広狭ノ懸隔アリ為ニ従来ノ字ヲ其儘ニ据置ク能ハサルトコロ頗ル」<sup>すこぶ</sup>多かつたため、字の境界を確定することが地租改正事業の最初の仕事であった。すなわち、当時の府県、国、郡の境界はおおむね明瞭であったが、村と村又は字と字との境界は、「境外ノ地ヲ開墾シ又ハ他村ノ地ヲ買ヒテ之ヲ併セシアリ土地益墾シ又ハ甲乙利害ヲ異ニシテ之ヲ分チシアリ幕政ノ際諸候旗本等ノ封土采邑ヲ移転増減スルニヨリ村高ヲ分割シタルカ為ニ分合セシモ亦之アリ」という結果、「錯雜犬牙ノ如ク」あるいは「散布碁子ノ如ク」であり、「<sup>びらんこんこう</sup>紊乱混淆名状スヘカラ」<sup>あるい</sup>ざる状況であったため、「村吏人民ヲ論シ彼是協議ヲ遂ケシメ、或ハ分合シ或ハ交換シ、……著明不動ナル者ニヨツテ境界ヲ定メ」た（明治15年2月地租改正報告書第2款第1項）。

このことについて、有尾敬重「本邦地租の沿革」62頁は、「従来は郡と郡、村と村、字と字とは其境界が往々にして、<sup>けんが さくざつ</sup>犬牙錯雜して居る所がある。これは以前旧幕府より領地を授ける時の加減で、一村を二ツに割る様な場合に地所で割らずして、持主の持地で割ったと云ふやうなことがあった<sup>ため</sup>為めに起つたものと見へ、<sup>ただ けんが</sup>常に犬牙錯雜して居るばかりでなく、中には基石を置いたやうにぼつぼつ交つて居るものもありました。さう云ふやうなものは成る可く紛らはしくない様に、<sup>あるい</sup>或は道とか、川とか、溝とか堤防とかの如く、容易に変動す可からざるものを以て甲村乙村の境とすると云う風に<sup>とりはから</sup>取計ひました。当時人民の知識が十分に開けて居り

ませぬから、境界を改定した結果、右の村が左に入ると云うやうになれば自分の所有地でも取られる様に考へて、容易に承知しなかつたのであります。其、斯くの如く錯雑した儘で改正に取掛りましては或は重複したり或は漏れたりする憂がありますから、先づ此等の事柄を処理して掛った訳であります。此外飛地と称へて甲の村へ一向縁故のない乙の村の一部が飛込んで居るやうなものがある。さう云ふ所は事情があつて元とは甲の村へ分属して居つたのですから、さう云ふものは全く地籍のある所の乙の村の所属にして、所有主は変更致しません。が地籍だけを乙の村へ入れると云ふことが境界を定める一つでありました。」と述べている。

そして、地租改正条例細目（明治8年7月8日地租改正事務局議定）第3章第2条は、「甲村ノ地所乙村内へ飛地セシ分ハ両村熟談ヲ遂ケシメ乙村へ属地ニ組替セシメ若シ熟談ナリカタキモノハ地引絵図中へ色分ヲナシ地番号ハ甲村ノ末番ニ附着スヘキコト」と規定し、飛地として残った場合における地番の付番方法を定めている。

- ⑤ 第5条は、土地の境界が不明の場合の取扱いを定めたものである。
- ⑥ 第6条は、海と陸との境界を定めたものである。
- ⑦ 第7条は、崖地の境界を定めたものである。これは、崖地処分規則（明治10年2月8日地租改正事務局別報第69号達）と同趣旨である。

k 第四号「地所名称細目心得書」は、地目の分類を明らかにしたものであり、「附」として明治7年11月7日太政官布告120号（地所名称区別）、明治8年7月2日太政官布告114号（地所名称区別ノ内官有地第二種民有地第三種ノ条改正）、及び明治8年10月9日太政官布告154号（地所名称区別中民有地第三種へ追加）が添付されており、また、「附録」として、地所名称細目心得書（7か条）において、個別に問題がある土地について詳細な規定を設けている。

l 第五号「地引絵図取調方心得書」の各条と中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。

- ① 第1条は、「字限絵図」及び「村総絵図」の雛形を示し、その作製方法を定めている。
- ② 第2条は、「字」について、旧来のままでは取扱いが不便である場合は、道路、山、河川、溝渠、堤防等によって区画して定める、としている。

なお、「字」は、「山河森林堤塘道路等ニ圍繞セラレテ一区域ヲ為セルカ如キ地形上自然ノ区域」によって定めるのを通則としたが、広大な面積を有し、あるいは多くの筆数を有する字については、そのままでは地番の数が大きくなってしまふ結果、これを適当な地番区域に分割するために、上・中・下、甲、乙、丙、丁あるいは東・西・南・北等の文字や一・二・三等の数字が用いられた。

地籍編製地方官心得書（明治9年5月内務省達丙第35号）第8条は、「字ハ旧慣ニ依ルヲ旨トス然レトモ實際廣大ニシテ已ヲ得ス分裂セサルヲ得サルモノハ成ルヘク字ニ上中下或ハ一二三ノ文字ヲ加ヘ旧字ヲ存シ分裂ヲ為シ」と規定している。また、有尾敬重「本邦地租の沿革」78頁は、「此番号を附けますには大きい村になると何千何万と云ふ風になる事もありますから、此等は村を一番字二番字と云ふような風に区分して其字だけで通し番号を付けることに致しました」と述べている。

- ③ 第3条は、字限絵図（字限図）の作製方法を定めたものである。
- ④ 第4条は、字限絵図及び村総絵図を作製後は、竿次帳とともに、県庁に提出し、実地検査及びを受けるべき旨を定めている。

m 第六号「土地丈量心得書」の各条と中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。

- ① 第1条は、地租改正施行規則（明治6年7月大蔵省事務総裁達）第1則及び第2則と同趣旨の規定であり、地租改正事業の基本方針を明らかにしたものである。
- ② 第2条は、地番の付番方法に関する規定である。これは、地租改正条例細目（明治8年7月8日地租改正事務局議定）第3章第1条と同趣旨である。
- ③ 第3条は、地番付番後における切歩（分筆）の場合の地番の付番方法に関する規定である。これは、地租改正条例細目第3章第4条と同趣旨である。枝番に数字ではなく、イ、ロ、ハが使用されていることが注目される。
- ④ 第4条は、地番付番後における合筆の場合における丈量方法及び地番の付番方法に関する規定である。これは、地租改正条例細目第3章第5条と同趣旨である。いわゆる「合併地番」の根拠となるものである。
- ⑤ 第5条は、徳川時代の沽券税地（非課税地）に関する取扱いである。
- ⑥ 第6条は、同一人所有に係る地続きの土地は、1筆として調査する旨の規定である。
- ⑦ 第7条は、畝杭に関するの規定である。

畝杭について、地租改正施行規則第14則は、「官員派出ノ上実地点検」のため、「持主銘々所持ノ地所一筆毎ニ反別並番号持主姓名相記シ」畝杭を建てべき旨を規定している。また、明治8年6月2日若松県地租改正心得別報第9号達書は、畝杭の雛形を示した上、これを抜き取ったり、他方へ持ち去ったり、あるいは畝杭に書いた字を汚した者は相当の処分をすべき旨を定めている。そして、「地租便覧」（明治19年1月大蔵省主税局）「前款」・「三地押」は、「畝杭トハ毎筆建ツルトコロノ杭ニシテ地目反別字番号等級及ヒ持主住所氏名ヲ調査済次第漸次之ニ記入」した上、畝杭は収穫検査が終了するまで建てて置く旨を記述している。

- ⑧ 第8条は、河川、水路、堤、道路等いわゆる法定外公共物に関する地租改正事業については後日実施する旨を明らかにしたものである。

これは、地租改正条例細目第2章第6条が、これら土地については、実測は要しないが、境界を調査し、従前の魅力道敷道幅等の記録があればその旨を記録しておくべきことを規定したものを受けた規定であろうか。

- ⑨ 第9条は、測量方法を定めたものであり、十字法又は三斜法を用いて野取帳を作製し、その村にこれを備え置くべき旨を規定している。
- ⑩ 第10条は、間竿の長さ及び端竿の取扱いを定めたものである。これは、地租改正条例細目第1章第1条及び第2条と同趣旨である。
- ⑪ 第11条は、測量の範囲及び具体的測量方法を定めたものである。

田や畑は、傾斜地の造成あるいは用水・肥料の都合等から、盛土等をした畦畔によって一枚ごとに区分して利用されているが、地租改正事業の際には、所有者が同一である場合の連続する数枚の田や畑は一筆の土地として、1枚の地券を交付する取扱いであり、畦畔は、そこからは収穫を得ることができないため課税対象面積から除外し、地券上の地積の記載は外書とした。すなわち、地租改正条例細目第2章第3条は「耕地ヲ丈量スルハ畔際ヨリ打詰」と規定し、また、地租条例取扱心得書（明治17年4月5日大蔵省号外達）第5条は「田畑ノ丈量ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ打詰」と、地租改正条例施行細則（明治22年12月29日大蔵省令第19号）第6条は「田畑ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ丈量ス」と規定していた。

しかし、地租条例施行規則（明治32年3月勅令第111号）はこのような規定を設けなかった結果、以後は、田畑についても、宅地と同様、境界線から丈量する取扱いとなり、地租事務取扱心得書（明治42年9月東京税務監督局長訓令第55号）は、「丈量ハ總テ境界線ヨリシ畦畔小逕小池ノ類ハ之ヲ本地ニ量入スヘシ」（38条1号）とした上、土地台帳上「外書」とされている用悪水路、井溝、溜池及び畦畔等は、異動のつど本地の地積に合算し（16条本文）、土地台帳「内歩名称」欄に記入すること（17条）、ただし一般の供用に属する用悪水路、井溝及び溜池等並びに墳墓地は、異動のつど、本地から分筆すべきこと（16条ただし書）と規定した。

一方、土地台帳には、地積の表示欄のほかに「外歩・名称」、「内歩・名称」の表示欄があり、この地積欄に記載された地積に含まれているのが「内歩」、これに含まれていないものが「外歩」であるとされていたが、地租条例施行規則の施行によって、田畑についても宅地と同様、境界線から丈量することになった結果、土地台帳に、地積のほかに外歩、内歩を区別しておく必要がなくなった。

このような経過を踏まえて、昭和35年法律第14号によって不動産の表示に関する登記制度が創設されたことに伴う登記簿・台帳一元化作業の取扱手続を定めた「登記簿・台帳一元化実施要領」（昭和35年4月1日民事甲第685号民事局長通達）第27第4項は、「土地台帳中、地積欄に外畦畔、内畦畔、石塚又は崖地等の記載がある場合には、地積欄にこれらの記載を要しない。この場合、これらのものの地積が外歩として記載されているときは、本地の地積とこれらのものの地積とを合算して地積欄に記載するものとする。ただし、土地台帳中、地積欄にその土地の一部が別地目である旨及びその地積が記載されているときは、本来分筆すべき性質のものであるから、内歩又は外歩の区別を明らかにして、そのまま移記するものとする。例えば、田一反歩内原野一畝歩のごとき記載があるときは、そのまま移記する。」と規定し、旧土地台帳に基づき登記簿表題部を設ける場合の地積欄の表示は、外畦畔、内畦畔等の記載を要せず、また、土地台帳に「外歩」として記載されている地積は本地の地積に合算することとされた。

なお、「地租便覧」（明治19年1月大蔵省主税局）第4款に参照として掲げられている「土地丈量心得書」第4項は、畦畔敷地の測量方法について、「三斜法を用ふへき筈なれとも幅の間数全く等しきか若くは平均上にて幅の間数を知り得る場合には縦と横との間数を求め之れを掛合して坪数となすも苦しからず」と定めている。また、地図更正ノ件（明治20年6月大蔵大臣内訓第3890号）別冊「町村製図略法」第11項は、「畦畔ヲ測ルトキハ、其幅等シキトキハ、製図上ニ於テ順次平行シテ適宜ニ線ヲ画シテ、畦畔ヲ図スヘシ。其等シカラサルモノハ、箇所毎ニ丈量シテ、其広狭ヲ示スヘシ。」と規定している。

- ⑫ 第12条は、畦畔をまたがった土地の取扱いに関する規定である。これは、地租改正条例細目第2章第4条と同趣旨である。
- ⑬ 第13条は、新開地の鍬下年季（荒地の開墾に当たり、開墾の難易により、開墾成功までの免租又は貢租軽減の期間中の新田）中の土地の取扱いに関する規定である。
- ⑭ 第14条は、川欠、川成、海成、湖水成等の天災によって地形が変更した荒地の取扱いに関する規定である。
- ⑮ 第15条は、慎重に反別調査を実施すべき旨を定めたものである。
- ⑯ 第16条は、隠田、切開地、切添地等の取扱いについては明治9年5月太政官布告67号（第二号の附属文書）による旨を定めたものである。

- ⑰ 第17条は、山岳については、「斜面側面」すなわち傾斜地の斜距離の縦横の間数により丈量すべきことを定めたものである。これは、山林原野調査法細目（明治9年3月地租改正事務局別報第16号達）第1条第2節と同趣旨である。
- ⑱ 第18条は、深山幽谷等で容易に丈量をすることができない土地の丈量に関する取扱いを定めたものである。これは、山林原野調査法細目第1条第4節と同趣旨である。
- ⑲ 第19条は、山林、原野、<sup>まぐさば</sup>秣場等の土地であっても、道路、河川等をまたがって1筆の土地とすることを禁止（飛地、めがね地の禁止）したものである。これは、地所処分仮規則（明治8年7月地租改正事務局議定）第1章第3条が「持主一人ノ地ト<sup>いえど</sup>雖モ道路等ヲ隔テタル地ハ各別ニ取調一筆ト<sup>いたすまじきこと</sup>致間敷事」と規定しているのと同趣旨である。
- ⑳ 第20条は、個人墓地の取扱いに関するものである。これは、地所処分仮規則第6章第4条と同趣旨である。
- ㉑ 第21条は、田畑内にその所有者が設けた井戸、水路等の取扱いに関するものである。これは、地所処分仮規則第5章第2条と同趣旨である。
- ㉒ 第22条は、私道や宅地内にある竹藪、物置場等の取扱いに関するものである。
- ㉓ 第23条は、田畑、宅地内にある墓、塚等の取扱いに関するものである。
- n 「市街土地丈量心得書」の各条と中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。
- ① 第1条は、鹿児島県では、市街地の壬申地券発行に当たっては旧帳簿に基づいて実施しているので、実地調査の結果に基づいて、正確に調査すべき旨を明らかにしたものである。これは、市街地租改正調査法細目（明治9年3月地租改正事務局別報第14号達）第1条第1節と同趣旨である。
- ② 第2条は、家屋密集地の丈量に関する取扱いに関するものである。これは、市街地租改正調査法細目第1条第2節と同趣旨である。
- ③ 第3条は、幅員の極めて狭い「土族邸地<sup>その</sup>其他何々小路何々馬場」と称する土地の特例を定めたものである。
- ④ 第4条は、丈量及び求積の端数計算の方法、野取帳の雛形を定めたものである。
- ⑤ 第5条は、市街地内にある田、畑、山林に関する調査方法は「郡村耕地ノ丈量方法」すなわち地租改正条例細目に基づいて実施すべき旨を定めたものである。これは、市街地租改正調査法細目第1条第4節と同趣旨である。
- ⑥ 第6条は、1筆の宅地内にある家庭菜園等の土地部分は、宅地として取り扱う旨を定めたものである。これは、市街地租改正調査法細目第1条第3節と同趣旨である。
- ⑦ 第7条は、道路に沿った水路の取扱いに関する規定である。
- ⑧ 第8条は、墳墓地（墓地）の取扱いに関する規定である。
- ⑨ 第9条は、地番の付番方法に関する規定であり、1町を通し番で付番すべき旨を定めている。
- ⑩ 第10条は、道路をまたがって1筆の土地とすることを禁止（飛地、めがね地の禁止）したものである。これは、地所処分仮規則（明治8年7月地租改正事務局議定）第1章第3条が「持主一人ノ地ト<sup>いえど</sup>雖モ道路等ヲ隔テタル地ハ各別ニ取調一筆ト<sup>いたすまじきこと</sup>致間敷事」と規定しているのと同趣旨である。
- ⑪ 第11条は、地番設定後における切歩（分筆）及び合筆後の土地の地番の付番方法を定めたものである。これは、地租改正条例細目第3章第4条及び第5条と同趣旨である。

- ⑫ 第12条は、境界が錯雑している土地については、後日の紛争に備えて、境界標識を設置すべきことを定めている。
- ⑬ 第13条は、他町村内にある飛地の地番は、末番を付番すべき旨等を定めたものである。
- ⑭ 第14条は、河川、水路、堤、道路等いわゆる法定外公共物については地租改正事業の対象外とする旨を明らかにしたものである。これは、地租改正条例細目第2章第6条が、これら土地については、実測は要しないが、境界を調査し、従前の魅し道敷道幅等の記録があればその旨を記録しておくべきことを規定したものを受けた規定であろうか。
- ⑮ 第15条は、丈量調査及び地番確定後は、畝杭<sup>きぐい</sup>を建てるべき旨を定めたものである。
- ⑯ 第16条は、地図（字限図）は、原則として美濃紙1枚に作製すべき旨を定めたものである。
- ⑰ 第17条は、町村図及び竿次帳を作製して、これを県庁へ提出し、検査を受けるべき旨を定めたものである。

○ 「資料【53】薩摩大隅及び日向諸県郡改租の件」は、明治13年5月に、鹿児島県は地租改正事務局に対し、薩摩大隅両国及び日向国諸県郡について耕宅地につき地租改正事業が竣功し、明治12年からの新税施行（山林原野等は別途）について照会したものである。これを受けて、「資料【54】鹿児島県下日向国四郡改租の件」は、地租改正事務局総裁が太政大臣に対して上申し、「資料【55】明治一二年度より新税施行につき布達」により、鹿児島県は、明治12年度から新税を施行する旨を布達した。

そして、「資料【56】鹿児島県下塩田山林等改租の件」は、明治14年6月に、鹿児島県は地租改正事務局に対し、山林原野等の地租改正事業が竣功し、明治12年からの新税施行について照会したものである。

なお、宮崎県の地租改正事業について、永峰知事（明治24年4月9日～同25年8月20日）から萩原知事（明治25年8月20日～同27年1月20日）への「県系務引継書」の演舌書は、「日向国地租改正ハ旧宮崎縣治中即明治八年十二月着手（東西北三諸郡ヲ除ク）、同九年六月地押丈量検査竣業、既ニ地位<sup>すて</sup>収穫ノ調査ニ着手シタルモ（九年八月宮崎縣廢セラレ鹿児島縣トナル、地位<sup>つまびら</sup>収穫ノ調査ニ着手シタルハ旧宮崎縣ナルカ鹿児島縣ナルカ 詳カナラス）丁丑ノ兵乱ニ遭遇シ中止ス、同十二年三月ヨリ再着手、同十三年五月其筋へ稟議済、十二年度ヨリ旧税ヲ廢シ新税施行ス、東西北三諸縣郡ハ同十二年三月着手、同十三年一月全ク成功セリ、同年六月其筋へ稟議済前同様新税施行セリ」としている（「明治30年『土地に関する諸図書取調目録』にみる文書保存の状況」（宮崎県総務課 宮崎県文書センター「文書センターだより第5号（2008.6）」333頁））。

P 地租改正事業の成果を踏まえ、「資料【57】地券取扱心得の達」により、鹿児島県は、郡役所及び戸長役場に対して、「地券取扱心得書」を達し、地券（改正地券）交付に関する取扱手続を定めた。これ第14条は、旧地券は、新地券の交付の際に、戸長に返還すべき旨を定めているので、壬申地券は、改正地券の交付と引換えに回収された。

## 5 地押調査事業

### ア 地押調査事業の必要性

a 地租改正事業は、明治6年から14年という短期間に、人民の自己申告制という方法によって、全国すべての民有地を調査した。そして、役所の検査・点検は1字内の土地のうち5、6か所というものであり、しかも、耕地は100坪につき30坪、市街地は100坪つき2坪の誤差のを許容して

いたというのであるから、これら成果の中には疑問視せざるを得ないものもあったことが想像できる。

b 地租改正事業の全国的な竣功を踏まえて、明治政府は、明治17年3月、地租条例（太政官布告第7号）を發布し、地租改正条例及び地租改正に関する条規を廃止するとともに、明治17年4月、地租改正事業に関する諸法令を取捨選択して体系化した地租条例取扱心得書（大蔵省号外達）を各府県へ達して、地租条例施行に関する取扱手続を定めた。

そして、明治17年12月、府県に対して、「地租ニ関スル諸帳簿様式」（大蔵省達第89号）を達し、地租の根本台帳の整備を図った。これによれば、府県庁にあっては地租台帳、地図及び野取絵図等を、郡区役所にあっては地券台帳及び地租台帳等を、戸長役場にあっては土地台帳、土地所有者名寄帳、地図及び野取図等を、それぞれ備え付けることとされ、郡区役所備付けの地券台帳は、「従前備付ノ分」として、地券授受や書替えの基礎で1筆の土地の状況を明らかにするものであり、戸長役場備付けの土地台帳は新たに備え付ける帳簿として「第一九号様式」として定められ、「土地ノ沿革」及び「反別地価地租等」を明らかにする基礎に供するものとされた。

c この戸長役場備付けの土地台帳は、「政府ニ取テハ地租ヲ課スルノ元本」、「土地所有者ニ取テハ自家不動産ヲ明記セル正本」となる重要なものであるところ、地租改正事業後長期間経過しているため、その後において無届地目変換、無願開墾等が行われていること、及び地租改正事業が必ずしも完全なものではなかったこと等から、この土地台帳を調製するに当たり、従来の帳簿を単純に謄写する方法では、旧地券台帳の不完備なもの、記載誤りを後世に伝えてしまうことになるため、新たに土地を調査して、調製する必要があった（明治21年月日不詳地押調査ニ関スル主税局長ノ口演）。

d そこで、明治政府は、明治18年2月、無届地目変換地、無願開墾地及び地租改正事業の際の遺漏、脱落地等の土地所有者は、地租条例25条ないし28条の規定によって、本来処罰されるどころ、今般、帳簿、図面との相異を調査の上、その有無を申告した者については処罰しとし、府県に対して、「此際適宜期限ヲ定メ毎町村ニ於テ在来ノ帳簿図面ニ対照シ一応実地ノ取調ヲ為サシメ以テ事実相違ノ有無ヲ申告候様管内へ諭達シ予テ犯則ニ陥ル等ノ不幸ナカラシムル様致スヘシ」として、「地押調査ノ件」（大蔵大臣訓令主秘第10号）を発出し、全国的に、再度の地押調査を実施することとした。

そして、明治18年（月日不詳）、大蔵省は、「実地取調順序」を定め、地押調査に関する具体的取扱手続を明らかにした。

e この地押調査事業は、「改租ニ垂クノ大業」として明治18年に調査に着手し、「四ケ年ニ渉リ全ク竣功スルヲ得」たとされている（「明治18年地押調査始末」）。

## イ 地図の整備

a 明治初期の地租改正事業の成果として作製された、一筆限図、一字限図及び一村限図は、府県庁及び戸長役場で保管されていた。しかし、この地租改正の際に調製した地図（改租図）は、「各地方ノ便宜ニ任セ、技術不慣熟ナル人民ノ手ニ成リシモノナルカ故ニ、概ネ一筆ノ広狭形状等実地ニ適合セス、或ハ脱漏重複、又ハ位置ヲ転倒スル等」不完全のものが多くに加えて、地租改正以後十余年間地目の異動があっても地図を修正していなかった結果、「頗ル錯雑ヲ極メ実地ト齟齬スルモノ夥多ニシテ、到底地図ノ用ヲナス能ハサル」という状態であったた

め、地図の更正作業に着手する地方もあった。

b しかし、地図は、「各町村ノ実況ヲ詳カナラシムルモノニシテ、地租ノ調査上ハ勿論、土地百般ノ徴証ニ欠クヘカラサルモノ」であるから、今後、地図を更正する場合には「町村地図調製式及更正手続」及び「町村製図画略法」によるべきものとして、明治20年6月、「地図更正ノ件」(大蔵大臣内訓第3890号)が発出された。

この「町村地図調製式及更正手続」の主な内容は、次のとおりである。

- ① 地図を調製する場合には、原則として「町村製図略法」によること(1項)。
- ② 地図は、毎字の地形を画いた「町村図」及び毎筆の地形を画いた「字図」の二種を作製すること(2項)。
- ③ 町村図は「五間ヲ以テ曲尺一分(即チ三千分ノ一)」とし、字図は「一間ヲ以テ曲尺一分(即チ六百分ノ一)」とすること(5項)。
- ④ 地図用紙は、美濃紙を用い、裏打ちをすること(6項)。
- ⑤ 字図は、大きい地域は2枚以上を継ぎ合せ、小さい地域は1枚中に2字以上を描画して差し支えなく、また、わずかに紙幅が余る場合は紙片を張り足し、折返しとすること(7項)。
- ⑥ 町村図は1部、字図は正副各1部、府県庁及び戸長役場に備え付けること(8項)。
- ⑦ 地図調製後に土地の異動がある場合は、府県庁及び戸長役場において、その願届書に基づき、字図の副図に、その都度、貼紙をもって修正すること(9項本文)。
- ⑧ 畦畔を設けた場合は、副図に線点を画し、廃止した場合はその虚線を画すこと(9項ただし書)
- ⑨ 地図調製後に、道路・河川の位置の変更、鉄道の敷設等により、町村の大体に変易をきたし、地図の修正では支障があるときは、地図を再製すること(10項)
- ⑩ 地図は、年々の異動地を修正した副図に基づき、明瞭であるため使用可能である場合を除き、正・副図とも10か年ごとに再調し、年月日を記載して作製者が記名捺印すること(11項)。

c 「町村製図画略法」においては、使用すべき測量器具については、従来の板分間器や分間略器に代わってアリダードが、砂摺のある間竿に代わって巻尺が、梵天竿に代わって紅白に塗り分けられたポールをが使用され、また、測量については平板測量の方法を図示して明らかにしている。

d 地租改正作業においては、全国すべての民有地について測量したが、全国地押調査においては、全国すべての民有地を対象にしたわけではなく、測量成果に問題がある地域等についてのみ実施したとされている。そこで、現在、登記所に保管されている公図は、その後に耕地整理事業等が実施されていない限り、地租改正事業の成果図(改租図)か、全国地押調査の成果図(更正図)かになるのであるが、いづによるもかが判然としないものが多い。公図に作製年月日が記載されていれば、例えば、明治6年ないし14年ごろの作製年月日であれば改租図であるし、20年前後のものであれば更正図と推測することが可能である。

また、公図に地主等の署名押印があり、その肩書きに、「〇〇大区、〇〇小区」とあれば、大区小区制は、明治4年制定の戸籍法によって定められ、明治11年7月の郡区町村編成法によって廃止されたのであるから、改租図と推認できる。

さらに、明治4年7月、廃藩置県によって、日向の各藩は、延岡県、高鍋県、佐土原県、飫肥県、人吉県、鹿児島県となり、明治4年11月、改置府県によって八代県、美々津県及び都城県と

なった後、明治6年1月に宮崎県、明治9年に鹿児島県、明治16年に宮崎県となったことから、公図に鹿児島県とあれば改租図、宮崎県とあれば更正図と推測できる。

e ところで、公図が地租改正事業の成果として作製された改租図である場合は、これが明治初期に、人民が談合していかげんに作製した「談合図」である、あるいは団子のように丸が描いてあるのみの「団子図」であるから、これに基づいて土地の境界を確認することはできないが、公図が全国地押調査事業の成果として作製された更正図である場合には、これに基づいて土地の境界を確認することはある程度可能であるとして、公図が改租図であるのか更正図であるのかが問題となることがありうる。しかし、談合図あるいは団子図という表現が妥当するような低精度の改租図については、当時であっても、土地所有者間において境界紛争が生じたり、課税対象土地を特定することができないため地租徴収上支障があったところから、明治中期に再度の全国地押調査事業を行い、当時において地図としては不適当と判断された地域について更正図を作製したと理解することができるので、全国地押調査事業の際に更正図を作製しなかった地域における改租図は、当時としてはそれなりの精度を有する地図として取り扱われていたものと推察することも可能であろう。

## ウ 土地台帳の備付け

a これら作業の進捗に併せて、「地租ニ関スル諸帳簿様式」に基づき、各府県管下の戸長役場において土地台帳の編製作業が行われ、その作業は、明治21年中にはおおむね全国的に完成を遂げたとされている。

b 明治22年3月、国税徴収法（法律第9号）とともに、土地台帳規則（勅令第39号）が公布された。これにより、土地台帳は地租に関する事項を登録すること（1条）、市の土地台帳は府県庁、町村の土地台帳は島庁郡役所においてそれぞれ備え付けて、その事務を取り扱うこと（2条）、登記所は所有権移転及び質入の登記をしたときは10日以内に土地台帳所管庁に通知すべきこと（3条）とされた。

c そして、明治22年4月、土地台帳規則施行細則（大蔵省令第6号）が公布され、土地台帳は、市町村毎に区別し、「土地ノ字番号地目<sup>だんべつ</sup>段別等級地価地租所有者及質取主ノ住所氏名」を登録すること（1条）、土地台帳記載の所有者及び質権者の住所及び氏名に異動を生じたときは届出をすべきこと（2条）、土地台帳謄本を請求することができること（3条）とされた。

d 土地台帳規則に基づく土地台帳の作成について、当初は、従前の地券台帳を整理修補する予定であった（明治22年3月大蔵省訓令第11号）が、地券台帳の多くは、地租改正作業の際に調製したものであり、様式等が一定していなかったこと、内容が錯雑としていたこと等から、移記作業が容易でないのみならず、これを修補するとすると多年の使用に耐えられないという問題があったため、新たに調製して、今後3年間に整備するものとされた（明治22年5月大蔵省主税局長通知）。

e 明治29年10月、税務管理局官制（勅令第337号）の制定により、大蔵省直轄機関としての税務署が発足したことに伴い、土地台帳は、府県から税務署に引き継がれた。

そして、昭和25年7月31日法律第227号による土地台帳法の一部改正によって、土地台帳が税務署から登記所に移管され、その後、昭和35年法律第14号による不動産登記法の一部改正によって、不動産の表示に関する登記制度が新設されるとともに、土地台帳法が廃止されたことにより、

土地台帳の法令上の使命が終った。しかし、土地台帳は、「当分の間保存するものとする」(登記簿・台帳一元化実施要領(昭和35年4月1日民事甲第685号民事局長通達第19第2項)とされ、現在に至っている。

f 以上のような経緯から、現在、登記所に保管されている旧土地台帳は、おおむね明治22年から同25年までの間に調製され、その後の土地の分、合筆等土地の異動の経緯が記載されていることになる。

## エ 宮崎県の地押調査事業

a 前述(4アb)のとおり、明治政府は、地租改正事業の全国的な竣功を踏まえて、明治17年3月、地租条例(太政官布告第7号)を發布して、地租改正条例及び地租改正に関する条規を廃止するとともに、明治17年4月、地租改正事業に関する諸法令を取捨選択して体系化した地租条例取扱心得書(大蔵省号外達)を各府県へ達して、地租条例施行に関する取扱手続を定めた。

b 「資料【58】甲第九十六号」は、明治17年7月7日、宮崎県が、「地目変換開墾鍬下年期全期明荒地免租年期全期明願届心得」と題した布達であり、これは、地租条例取扱心得書(大蔵省号外達)を踏まえたものである。

以下、この布達について、関係する部分について述べる。

- ① 第1条は、第1章「各地目種類」とあるように、地目の種類について規定したものである。これは、地租条例取扱心得書第1条と同じである。
- ② 第2条は、土地の丈量方法を定めたものである。これは、地租条例取扱心得書第3条と同趣旨である。
- ③ 第3条の第1項は、耕地、山林原野に関する尺未満の取扱い及び求積の端数処理を規定したものであり、第2項は、市街宅地に関するものである。これらは、地租条例取扱心得書第4条と同趣旨である。
- ④ 第4条は、田畑は畦畔から、宅地は境界から測量すべき旨を明らかにしたものである。これは、地租条例取扱心得書第5条と同趣旨である。
- ⑤ 第5条の第1項は田畑の畦畔に関する取扱い及び宅地内の私道に関する取扱いを、第2項は崖地に関する取扱いを、第3項は1筆の土地内にある雑種地に関する取扱いを、定めたものである。これらは、地租条例取扱心得書第6条と同趣旨である。
- ⑥ 第6条は、山林、原野、雑種地等の丈量方法に関する規定である。これは、地租条例取扱心得書第6条と同趣旨である。
- ⑦ 第7条(第3章)は、地価の地価算定手続に関する規定である。これは、地租条例取扱心得書第12条と同趣旨である。
- ⑧ 第8条(第4章)は、地価の算定方法に関する規定である。これは、地租条例取扱心得書第14条と同趣旨である。
- ⑨ 第9条(第5章)は、地目変換に関する規定である。これは、地租条例取扱心得書第17条と同趣旨である。
- ⑩ 第10条ないし第19条(第6章)は、開墾及び鍬下年期に関する規定である。これは、地租条例取扱心得書第18条ないし第21条と同趣旨である。
- ⑪ 第20条ないし第28条(第7章)は、荒地免租年期及び同年期明けに関する規定である。これ

は、地租条例取扱心得書第22条ないし第27条と同趣旨である。

- ⑫ 第29条（第8章）は、各種申請期限に関する規定である。
- ⑬ 第30条及び第31条（第9章）は、丈量調査の方法、官吏の検査の方法等に関する規定である。
- ⑭ 書式第1号「段別帳」及び「野取絵図」は、地租条例取扱心得書のものと同趣旨である。
- ⑮ 省略された「第2号書式」は、地租条例取扱心得書にある「地目変換御届書」と推察される。  
なお、地租条例取扱心得書を掲載した「法令全書明治17年620頁」には、「第3号書式」ないし「第8号書式」の掲載が省略されている。

c 前述（4アd）のとおり、明治政府は、明治18年2月、「地押調査ノ件」（大蔵大臣訓令主秘第10号）を發出し、全国的に、再度の地押調査を実施するとともに、明治18年（月日不詳）、大蔵省は、「実地取調順序」を定め、地押調査に関する具体的取扱手続を明らかにした。

明治18年10月6日乙第150号をもって達した「**実地取調順序**」（「資料【63】乙第百五拾号」）は、これを受けたものであり、その内容はほとんど同じものである。

以下、重要な部分を掲げる。

- ① 実地熟知の地主総代人2名以上を選定して実地取調に従事させること（1条）。
- ② 実地取調着手前に地券と実地とが齟齬する場合は、地主から、その土地の字、番号及び現在の地目を記載した書面を総代人に差出させ、実地取調上の参照に供すること（2条）。
- ③ 実地調査前に、地租改正事業の変更処分の土地については、その旨を明らかにしておくこと（3条）。
- ④ 戸長役場においては、専任の担当者を定め、実地に赴き、注視すること（4条）。
- ⑤ 実地調査が完了した場合には、総代人は直ちにその旨を戸長役場に申し出、戸長は調査を行うこと（5条）。
- ⑥ 実地調査は、現在の地券台帳、地価帳等の徴租の基本帳簿及び地租改正事業の際に調製した絵図面を根拠として、地番号順に毎筆每一字限単位に対照し、帳簿図面と相違する土地についてはその字、番号、現地目及びその事由を別帳に登記し、訂正方出願又は届出の根拠とすること（6条）。
- ⑦ 実地調査において落地を発見したときは、その土地を丈量し、周囲の境界を明らかにした地図を添付して、隣接地主が連署の上、<sup>ゆうそち</sup>有租地編入の出願をすること（7条1号）。  
また、実地調査において無願開墾地及び無届地目変換を発見したとき並びに図面及び帳簿のすべてが実地と齟齬するものを発見したときは、地価修正取調書にその丈量図を添付して差し出すこと（7条2・3号）。
- ⑧ 反別は、地租改正事業の際に確定しているため、甚だしい差異がある場合にのみ特に丈量し、その図面を添付して訂正方を出願させること（8条）。
- ⑨ 地租改正後、地主の便宜により畦畔を廃設し、本地反別の増減の申出ある場合は、すべて丈量の上、反別地価訂正を出願させること（9条）。
- ⑩ 土地丈量及び地価算定は、「資料【58】甲第九十六号」布達によること（10条）。
- ⑪ 地租改正の際に調製した地図に異動を来した場合には、この際に更正可能なものは更正し、更正により不明瞭となるものは新調すること（11条）。
- ⑫ 脱落地の地番の付番方法は、「隣地ノ番号ヲ甲トシ、脱落地ニハ<sup>その</sup>其乙番号」とするか「其町村ノ末番号ヲ附スルモ」差し支えないこと（12条）。

⑬ 落地、無願開墾地及び無届地目変換の出願をするときは、主務吏員を派遣して、その反別及び地価の当否を検査すること（13条）。

⑭ 実地調査が完了した後は、土地台帳及び名寄帳の編製に着手すること（14条）。

⑮ 実地取調べに要する費用は、地主の負担とすること（15条）。

⑯ 願届書等の提出は、郡役所を経由すること（16条）。

d 「地租便覧」（明治19年1月大蔵省主税局）「第三款 土地検査」は、開墾<sup>くわしたねんき</sup>下年季、地目変換等における実地検査の方法を明らかにし、「明治十七年十二月大蔵省第八十九号達地租ニ関スル諸帳簿様式中改租ノ際調製セシ地図及爾後<sup>じご</sup>土地丈量ノ際調製セシ図面ハ目錄ヲ作り其儘保存シ検査ヲ受ルトキノ参照ニ供ストアリ之ヲ実施スルニハ土地検査ノ際差出セシ図ヲ左ノ順序ニ依リ編綴<sup>へんてつ</sup>スルトキハ其沿革<sup>その</sup>ヲ明確ナラシメ絵図面訂正法ト為リ大ニ便益アリトス依テ<sup>よつ</sup>為参考<sup>さんこうのため</sup>雛型左ニ掲ク」として、次の凡例を掲げるとともに、第1号ないし第7号の実測図雛形を掲げている。

#### 凡 例

- 一 改租<sup>かいそ</sup>ノ際調製シタル一村図及字限図ハ爾後訂正セシ<sup>そのまま</sup>其儘保存シ置クヘキモノトス
- 一 土地変更等願出届出ノ分許可ノ上ハ其書面ニ付属スル図面ヲ抜去シ之ニ別紙図面第壹号以下ノ如ク該地ノ沿革<sup>な</sup>ヲ記入スルモノトス
- 一 前項ノ記入ヲ為シタル上ハ号数ヲ朱記シ一町村限り又ハ字限りニ順次編綴スヘキモノトス
- 一 再度変換ノモノハ最前<sup>さいぜん</sup>ノ図面ニ何年月日何号ニテ訂正（第壹号第二号図ノ通<sup>とお</sup>）ト朱記シ索引訂正ノ欄ヘモ朱記スルモノトス
- 一 編綴<sup>へんてつ</sup>ノ順序ハ凡例<sup>はんれい</sup>ヲ初葉ニ置キ次ニ検索次ニ図面ヲ追綴ス
- 一 若シ検査ノ際境界誤謬等ニテ願書ヘ添付セシ図面ニ異動ヲ生スルトキハ更正シテ編綴<sup>へんてつ</sup>スルモノトス

「資料【64】乙第八拾号」は、その趣旨が不明であるが、これに掲げられている文言と表及び実測図と第1号ないし第5号の実測図雛形は、上記凡例及び実測図雛形が同じである。

e 「資料【66】宮崎縣令第五号土地除賦租願届手續」は、開墾<sup>くわしたねんき</sup>下年季による地租免除願、同年季明による賦租願等における地目の認定、丈量、地価の算定等に関する手続を定めたものである。

- ① 第1条は、地目の種類に関する定めである。
- ② 第2条は、土地の丈量方法及び野取絵図の雛形を明らかにしたものである。
- ③ 第3条は、単位、端数処理及び求積方法に関するものである。
- ④ 第4条は、田畑は畦畔ぎわから、宅地は境界から測量する旨を定めたものである。
- ⑤ 第5条は、田畑の畦畔に関する取扱い、宅地内の私道に関する取扱い、崖地に関する取扱い及び1筆の土地内にある雑種地に関する取扱い定めたものである。
- ⑥ 第6条は、山林、原野、雑種地等の丈量方法に関する規定である。

f 「資料【67】宮崎縣令第五十五号土地分筆願」は、「土地分合筆取扱手續」（明治20年4月大蔵省訓令第25号）を踏まえたものであろう。

分筆・合筆後の地積に変更がない場合は、地形図を作製し、変更がある場合は実測図を作製するというものである。

オ 「土地に関する諸図書取調目録」に関連して

a 宮崎県総務課 宮崎県文書センター「文書センターだより第5号(2008.6)」は、「明治30年『土地に関する諸図書取調目録』にみる文書保存の状況」と題し、「明治29年、宮崎県は訓令第133号をもって県下一斉に郡役所を通して町村に『土地に関する諸図書取調目録』を作成し、翌30年2月末日までに提出するように求めた。」として、明治30年調査時における宮崎県内の町村別の「地租改正字図枚数」、「地租改正野取帳冊数」と、「地押調査野取帳冊数」の一覧表を掲載している。

b 同誌は、これは、「明治維新政府が国家財政を確立するために行った税制の改正、地租改正に関する資料の保存状況調査である。」とした上で、「この時期のこの調査の背景には、日清戦争後の増税の中で高まってきた「地租増徴」問題に関連して公文書の保存状況を確認する必要があったと思われる。」と記述している。

しかし、日清戦争(明治27・28年)後の財政支出の増大に伴い、登録税(明治29年法律第27号)、営業税等を新設して増税が図られたのを機に、徴税の地方機関が府県に属することは課税の公平を図り難いとして徴税の地方機関を大蔵省の直轄機関とすることとなり、「税務管理局官制」(明治29年10月勅令第337号)により、「大蔵大臣ノ管轄ニ属シ内国税ニ関スル事務ヲ<sup>つかさど</sup>掌」る税務管理局が、東京、大阪、名古屋、仙台、金沢、広島、丸亀、熊本、京都、長崎、宇都宮、松本、松江、鹿児島、新潟、郡山、青森、秋田、松山、函館、札幌、根室及び那覇に設置され(1・2条)、また、「税務管理局管轄内須要ノ地」に税務署を置くこととし(3条)、「税務管理局税務署及管轄区域表」(同年勅令第346号)により、全国520か所に税務署が設置された。

したがって、従前の府県の収税部及び収税署の人員及び事務をこれら税務管理局及び税務署が引き継ぐため、上記照会がされたものと推察される。

c 「土地に関する諸図書取調目録」によると、地図については「地租改正字図」の枚数のみが計上されているから、この資料からは、この当時に保管されている地図が改租図(地租改正事業による成果図)であるのか更正図(地押調査事業による成果図)であるのかは明らかではない。

d 次に、「地押調査野取帳冊数」欄に掲げられている地域が地押調査を実施したものとも考えられるから、この欄が「0」と記載されている地域は改租図であり、数字が記載されている地域は更正図ある、と推認することもできよう。

しかし、同誌は、「この調査は再三の催促にもかかわらず、極めて町村からの目録提出が遅かったため、郡役所を通して遅延の理由書も提出させている。その結果、明らかになっている保存実態は表のとおりである。」と記述している。そして、「本県の遅れた地租改正作業が終わって20年を経ずしてその関係資料の残存状況は、このような実態であった。資料は作業を行った町や村が保管していたが、地域によっては調査立会の惣代所に保管するところもあった。美々津村高松のように「総テ完備セリ」とする村もあるが、大方の村は滅失が見られる。その滅失理由をあげてみると、①毀損・紛失 ②台風・洪水・雨水による汚損 ③役場移転による紛失 ④保管不良による摩滅 ⑤役場火災による焼失⑥西南戦争(明治10年の兵火)による焼失・紛失 ⑦町・村合併時に移管がなく行方不明⑧明治21年の地押調査の折、貸与持ち出しによる行方不明である。」と記述している。また、「大方が改正時の字限図・野帳を使用したため、かなり乱雑に扱われたものもあった。中には地押の野帳は作らず、地租改正野帳によって調査した村もあった。」と記述している。

そして、宮崎郡瓜生野村等のように、「地租改正野取帳冊数」欄と「地押調査野取帳冊数」欄

のいずれもが「0」と掲載されている地域もある。

そうすると、「地押調査野取帳冊数」欄が「0」と記載されている場合は、地押調査事業の際に地租改正事業の成果を流用した地域もあったが、地押調査事業の際に作製した野帳が紛失している地域もあったと考えられるから、結局、この資料に基づいて、改租図か更正図かを即断することはできない。

e そこで、「明治二十年更正」記載されている字限図が現存する「宮崎郡小松村」について、「土地に関する諸図書取調目録」を見てみると、「地租改正野取帳冊数」欄は「28」「地押調査野取帳冊数」欄は「12」とある。地租改正野取帳が28冊で地押調査野取帳が12冊であるから、小松村では、地租改正事業は一部の地域についてのみ実施したのではないかと推察されるが、1冊の筆数が明らかではないから、冊数の比較だけで即断することは危険である。

f 記述（3のカの0）のとおり、同誌は、宮崎県の地租改正事業について、明治25年8月の県知事の「縣務引継書」によると、日向国の地租改正は明治8年12月に着手し（東西北三諸郡ヲ除ク）、9年6月に地押丈量検査が竣業し、地位収獲調査に着手したが、西南戦争勃発によって中断し、12年3月から再着手して翌13年5月に地租改正事務局へ上申、12年度から新税を施行したこと、東・西・北の諸県郡は12年3月に着手し、翌13年1月に竣功、同年6月に地租改正事務局へ上申し、新税を施行したことを記述している。

一方、宮崎県では、地租改正法施行後においても壬申地券の発行作業を実施していた。

そうすると、西南戦争が終了した後、明治12年3月から地租改正事業を再開しても、いまだ西南戦争の影響から混乱していたことが推察されるから、宮崎県では、壬申地券の発行作業の成果を利用して地租改正事業を実施した地域も多かったのではないかと推察される。だからこそ、再開して1年という短期間の翌13年5月に事業が終了したのではないかと推察される。

このように考えると、宮崎県では、宮崎郡小松村のように、明治中期の地押調査事業の成果すなわち更正図が多いのではないかと推察される。今後の詳細な検討が待たれるところである。

## 6 地籍編纂事業

### ア 内務省による地籍編纂事業

a 明治6年11月、内務省が設置（太政官布告第375号）され、翌7年1月から省務を開始した。これにより、租税に関する事項は大蔵省であるが、所有権に関する一切の処分は内務省の所管とされた。

b 明治政府は、明治4年4月、戸籍法（太政官布告第170号）を公布して、人民の把握を図るとともに、全国各土地の国、郡、町村別の地種及び地積を、課税台帳とは別に把握する必要のため、内務省は、明治7年12月、府県に対して、一村毎の地籍編纂調査の実施を指示した（内務省達乙第84号）。

しかし、翌8年2月、地租改正事業が進行中であった等のため、これの延期を指示した（内務省達乙第19号）。一方、地籍編纂の調査方法等を検討する中で、明治7年に、地租改正事業が終了している宮城県に地理寮の職員を派遣して地籍編製事業に着手した後、明治9年5月、岡山県、豊岡県（現在の兵庫県）、島根県、鳥取県、山形県、置賜県（現在の山形県）、若松県（現在の福島県・宮城県）、三重県、岐阜県、滋賀県及び堺県（現在の大阪府）に対して、官員の派遣方を通知する（内務省達丙第26号）とともに、地籍編製地方官心得書（内務省達丙第35号）を達し

て、府県における地籍編製事業の具体的方法等を明らかにした。

c 地籍編製地方官心得書によると、地籍編製の内容、作業順序及び地図・地籍簿の調整方法は、次のとおりである。

- ① 地籍編製着手は、境界の改定、地種・名称の調理、実地丈量と求積、地図の作製、地籍簿の整頓の順序によること（3条）。
- ② 土地の経界が明らかでない場合は、その証跡を正し、従来の慣習及び実地の景況によって定めるほか、国郡村の経界に関するものは内務省に照会すること（7条）。
- ③ 海と陸地の経界は満潮をもって区別すること（7条）。
- ④ 水流を境界とするものはその中心、山頂を境界とするものは雨水の分派する所、道路を境界とするものはその中央として定めること（7条）。
- ⑤ 字は、原則として旧慣によるが、地域が広大のため分裂せざるを得ない場合は、なるべく字に上・中・下あるいは一・二・三の等文字を加へて旧字の名称を存置し、また、地域が狭小のため合併せざるを得ない場合は、旧字の広く唱える一字を採用しても差し支えないこと（8条）。
- ⑥ 地種・名称は、地所名称区別改定（明治7年11月太政官布告第120号）等によること（1条）。
- ⑦ 官用地はすべてその直轄する官省等の名称を、官有地の道路、堤塘、溝渠等は地目のみを、民有地のものはその所有者名を、記載すること（9条）。
- ⑧ 地図作製の順序は、まず字限図を作製し、字限図に基づき町村図を、町村図に基づき郡図を、郡図に基づき国図を、国図に基づき使府藩県図を、作製すること（11条）。
- ⑨ 高山広野で字限図の作製が困難な場合は、字限図の作製を省略して村町図によって差し支えないこと（12条）。
- ⑩ 地籍簿は、町村地籍簿に基づいて郡地籍簿を、郡地籍簿に基づいて国地籍簿を、国地籍簿に基づいて使府藩県地籍簿を、作成すること（13条）。
- ⑪ 町村においては、町村地籍簿及び町村地図各2通を編製してこれを地方庁へ提出し、地方庁においては、これを調査し、謬誤のない場合はこれに割印し、1通はその地方庁に備へ置き、他の1通はその町村へ下げ戻すこと（14条）。
- ⑫ 地籍簿及び地図を編製するに当たっては、地租改正事業済みの場合はその成果を基礎とすること（15条）。

d 地籍編纂事業は、10年以上の年月を要したが完成に至らず、明治23年6月、地理局地籍課が廃止されたこと（勅令第108号）により中止となったが、全国でどこの県が完了し、どこの県が未了であったかは明らかではない（佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」286頁）。また、地籍編纂事業によって地図及び地積簿を調整するのが原則であるが、実際の作業は地租改正の脱漏した土地を実測して修正する程度のもが多く、新たに実測図を作製しない府県もあったようであり、どの府県がどのような作業を実施したかも明らかではない（佐藤・前掲書318頁）。

## イ 宮崎県の地籍編纂事業

a 宮崎県は、平成18年1月27日、「資料【60】地籍編製規則」及び「資料【61】地籍編製心得」を示し、2年間で実施すべき旨を布達した。

b 「地籍編製規則」の主な内容及び中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。

- ① 第1条は、地籍編纂事業の基本方針を示したものである。これは、明治9年4月内務省議定

「地籍規則」第1条と同趣旨である。

- ② 第2条は、地籍の種類及びこれらの作製者等を定めたものである。これは、地籍規則第2条ないし第5条と同趣旨である。
- ③ 第3条は、地籍の更正に関する規定である。これは、地籍規則第7条ないし第9条に相当するものであろうか。
- ④ 第4条は、土地の境界調査に関する規定であり、当面、地租改正の成果に基づく旨を定めている。
- ⑤ 第5条は、新たに境界を定める場合は、原則として、河川は水流の中央、山頂は雨水の分派する所、道路はその中央とする、としている。これは、明治9年5月内務省達丙第35号「地籍編製地方官心得書」第7条第3号と同趣旨である。
- ⑥ 第6条は、境界紛争地の取扱いに関するものである。
- ⑦ 第7条は、入会地の取扱いに関するものである。
- ⑧ 第8条は、字の取扱いに関するものである。これは、地籍編製地方官心得書第8条と同趣旨である。
- ⑨ 第9条は、畦畔、崖地の取扱いに関するものである、上部の土地所有に属することを原則としいる。これは、崖地処分規則（明治10年2月地租改正事務局別報達第69号）と同趣旨である。
- ⑩ 第10条は、土地の丈量に関し次のとおり定めている。これは、地籍規則第13条に相当するものであろう。
  - 丈量は、水平面積によるのを原則とするが、当面は地租改正事業の成果によること。
  - 道路、水路等の長狭物を実測する場合は、三斜法により、水平面積によること。
  - 高山、湖沼等で四至の境界のみを定めたものは、なるべく面積を得ること。
- ⑪ 第11条は、距離の単位を定めたものである。これは、地籍規則第12条と同趣旨である。
- ⑫ 第12条は、面積の単位を定めたものである。これは、地籍規則第15条と同趣旨である。
- ⑬ 第13条は、地番に関する規定であり、地租改正事業により付番したものをそのまま用いている。
- ⑭ 第14条は、道路、水路等の長狭物について新たに地番を付す場合は、隣接地の地番にイ号、ロ号等の枝番を用いるものとしている。
- ⑮ 第15条は、地所の名称を定めたものである。地所の名称は、明治7年11月太政官布告120号、明治8年7月太政官布告114号、明治8年10月太政官布告154号、明治9年6月太政官布告88号及び明治13年10月太政官布告43号によるほか、次に掲げる「細目」によって類別すべし、としている。なお、この「細目」は、明治9年5月内務省議定「地所名称区別細目」と同趣旨である。
- ⑯ 第16条は、地租改正事業によって定めた地所の名称が実地と相違している場合、あるいは誤っている場合の取扱いに関するものである。
- ⑰ 第17条は、地租改正事業において、1筆の土地の内書及び外書としたものの取扱いに関するものである。
- ⑱ 第18条は、地籍図を作製するのが原則であるが、地租改正事業の成果図を補正すること等を定めている。
- ⑲ 第19条は、地籍の調製に関する規定である。

- ⑳ 第20条は、町村図の作製に関する規定である。
- ㉑ 第21条は、字図の作製に関する規定である。字図はできるだけ美濃紙1枚に1字として作図すること、これができない場合は分割して描画し、「何字ノ一号二号」をすることもできることとしている。
- ㉒ 第22条は、町村における地籍変換簿の作製等に関する規定である。
- c 「地籍編製心得書」の主な内容及び中央からの諸規定との関係等は、次のとおりである。
- ① 第1条は、境界を釐正する場合には、筆界から始め、字界、村界の順に行うべき旨を定めている。この当時から「筆界」という用語が用いられていたことは驚きである。一筆の土地の境界という意味で用いたのであろう。
- ② 第2条は、海と陸地との境界、河川等との境界、溜め池との境界を定めたものである。これは、地籍編製地方官心得書第7条第2号を踏まえたものである。
- ③ 第3条は、溝渠の幅員に関する規定である。
- ④ 第4条は、畦畔に関する規定である。1筆の土地内にある小さな畦畔は、変動するものは本地に算入し、変動しないものは本地の外書として地図上にも表示すること（1号）、大きな畦畔で刈草等の収穫のあるものは別筆とすること（2号）としている。
- ⑤ 第5条は、道路、水路等の長狭物は、複数の字にまたがる場合は各字ごとに1筆とし、1字内で途切れる場合は別筆とする旨を定めている。
- ⑥ 第6条は、堤防と道路を兼ねている場合の取扱いに関する規定である。
- ⑦ 第7条は、お墓、<sup>ほこら</sup>祠の取扱いに関する規定である。
- ⑧ 第8条は、道路、堤防、その他官有地上にあるお墓、<sup>ほこら</sup>祠の取扱いに関する規定である。
- ⑨ 第9条は、人民所有の証拠のある道路、堤防、河川等の取扱いに関する規定である。
- ⑩ 第10条は、耕地内にある石捨場等の取扱いに関する規定である。なお、「官有地第三種」、「民有地第二種」とは、明治7年11月太政官布告120号による区分である。
- ⑪ 第11条は、道路、堤防等内にある神社、<sup>どうう</sup>堂宇、民家等の取扱いに関する規定である。
- ⑫ 第12条は、道路、堤防等内にある電信柱及び掲示場の取扱いに関する規定である。
- ⑬ 第13条は、河川内にある田畑等の取扱いに関する規定である。
- ⑭ 第14条は、物置場の取扱いに関する規定である。
- ⑮ 第15条は、原野内の茅場、秣場等の取扱いに関する規定である。
- ⑯ 第16条は、並木敷地等内にある<sup>りていつか</sup>里程塚の取扱いに関する規定である。
- ⑰ 第17条は、官林の反別の取扱いに関する規定である。
- ⑱ 第18条は、社寺境内地内にある名所旧跡等の取扱いに関する規定である。
- ⑲ 第19条は、官有地・民有地が入り交じった社寺境内地の取扱いに関する規定である。
- ⑳ 第20条は、地籍の下調べ順序に関する規定である。
- ㉑ 第21条は、字図は、原則として1字につき美濃紙1枚として作図し、分割して作製する場合は、「何字ノ一号二号」をすることとし、毎筆の地目、反別及び地番を記入する旨を規定している。
- ㉒ 第22条は、岩礁の取扱いに関する規定である。
- ㉓ 第22条は、地籍調査は、明治17年7月1日現在とする旨を規定している。



地租改正名寄簿の表紙と1枚目である。名寄簿の名のとおり地主毎に作成されており、明治14年3月に作成されている。尚、名寄簿は資料【99】と同一人宅で発見されたもので、所在は同じく現在の宮崎市佐土原町下田島のものである。

特筆すべきは、地主名、地目、反別、収穫量、地価金、地租金がバランス良く記載されているのに、「字、地番」と「等級」が筆の濃淡、筆跡、記載位置、文字の大小から加筆されているように見えることである。そうであれば、地番が定まる前に反別は分かっていたことになる。

#### 資料【100-2】地租改正名寄簿（2）

地租改正名寄簿は達筆で地番等の判読が難しいものもあったが、本事例では土地台帳と所有者は異なるが字、地番、等級、地目、反別は合致した。

土地台帳のデータは、その後登記簿、登記情報と姿を変えて現在に引き継がれており、地租改正前の資料である名寄簿の記載内容が、その後発行された地券の内容と一致している。また、土地台帳とも所有者を除いて合致しているのは驚きである。

#### 資料【100-3】地租改正名寄簿（3）

上記と同様な資料である。本事例では所有者を含めてすべて合致している。

#### 資料【100-4】地租改正名寄簿（4）

上記と同様な資料である。本事例では一部地目の表記が異なるが、所有者を含めてすべて合致している。

#### 資料【100-5】地租改正名寄簿（5）

上記と同様な資料である。本事例では一部地目、所有者が異なるが、その余は合致している。以上のとおり、地番の判読さえ難しい筆が多い名寄簿の中で、且つ、土地台帳も土地改良等で当初の筆自体が無くなっている中、名寄簿記載の41筆の中で8筆が土地台帳と少なからず合致していた。

#### 資料【100-6】地租改正名寄簿（6）

地租改正名寄簿には、最後に地主毎にまとめられた反別合計、地価金、地租金合計、地目毎の反別合計、収穫量、地価金、地租金合計が記載され、まとめとなっている。

前述したように本地租改正名寄簿上では、字、地番、等級は追記されたように見える。つまり、本資料から見る限り日高〇〇の田、畑の位置、反別は明確になっており、その後に初めて字、地番、等級がついたような体裁になる。では、この反別のデータはどこから来たのかという素朴な疑問が残る。

加えて、資料【101-1】から【101-3】で後述するように地券→土地台帳と引き継がれている反別のデータが、明治20年の地押調査により途中で再実測がなされているにも拘わらず、本調査の範囲では地券の事前調査とも云える名寄簿の反別データがそのままの数値で土地台帳に引き継がれている。言い換えれば地押調査の実測データ（反別）は土地台帳の反別にすべて反映されている訳でないと云える。

### 資料【101－1】地券、土地台帳、登記簿の変遷（1）

本地券は宮崎地方法務局において保管されていたものである。その地券の記載内容と土地台帳、登記簿を比較したものである。

日向国臼杵郡三ヶ所村は、現在の西臼杵郡五ヶ瀬村大字三ヶ所であり、当時宮崎県は鹿児島県に合併されていたので、地券は鹿児島県から明治15年3月に発行されている。

本地券は明治12年改正と朱押印があり、地目：秣（まぐさ）場、反別：4畝21歩が、土地台帳を経て、登記簿では原野、466㎡としてそのまま引き継がれている。

本件土地の字図には明治20年更正と明記してあり、本件土地の字図が更正図であり、地押調査により作成されたものであることが分かる。ここで従来から疑問であったのが、明治15年に発行された地券の反別が明治19年に地押調査で再実測したことで変更されたのであろうかという素朴な疑問である。現在でも再測すれば多少の面積（反別）の相違が出ることは当然だからである。ちなみに本事例では反別の変更は無かった。

つまり、本例では地押調査の実測結果は地積（反別）には反映されていなかった。

### 資料【101－2】地券、土地台帳、登記簿の変遷（2）

上記と同様な資料である。場所も前事例と近く、所有者を含めてすべて合致している。

### 資料【101－3】地券、土地台帳、登記簿の変遷（3）

地券と土地台帳を比較した資料であるが、前述の西臼杵郡五ヶ瀬村大字三ヶ所のみでなく、東臼杵郡美郷町田代、都城市高崎町大牟田と全く違う場所の地券についても、地券と土地台帳の地積（反別）は全く同一であった。

つまり、法務局保管の地券と土地台帳が調査可能であった5事例全部で反別の変更はなく、地押調査がされたにもかかわらず、その実測結果は、地積（反別）に反映されていなかった。

### 資料【102】地押調査委任状：明治19年1月

明治18年の県令、通達により、各地主が惣代人に実地地押調査の事、土地台帳編成の事、名寄簿編成の事を委任した委任状である。地押調査と土地台帳、名寄簿が同時期に作られたことが分かる。

南那珂郡奴久見村は、現在の串間市大字奴久見である。

### 資料【103－1】地押調査日記（1）：明治19年4月

地押調査日記の表紙である。本資料は奴久見村字脇ノ田外についての資料である。

### 資料【103－2】地押調査日記（2）

概ね1筆について、半頁を使って調査内容が記載してある。本事例では字脇ノ田535番、田、5畝24歩、和田〇〇所有の土地について「右畦畔改正により、現在では16畦のところ、図面では23畦有り。依って図面の間違いについて左の図面のとおりに更正する事」と記載されており、当時の改租図上の畦畔の修正を行ったと思われる。確かに左図には16畦の畦畔が記載されており、土地台帳上で反別、所有者等に変更はない。

### 資料【103－3】地押調査日記（3）

同じく字脇ノ田の土地について各々畑から田、芝地から田に変換された事が記載されている。土地台帳では所有者は同じだが、地目、反別は変更されている。

気になるのは、同一頁に記載されているのに前頁は935番、本頁は936番と945番と地番が飛んでいる。すなわち地押調査は全ての土地は調査しておらず、外観上等明らかに違うものだけが調査された可能性が考えられる。

### 資料【103－4】地押調査日記（4）

同じく字脇ノ田の土地について、各々畑から田に変換された事例、芝地の落地が見つかった事例のようである。土地台帳においても所有者は変わらないが、田に変換した分については反別が変更されている。但し、落地（登記洩れの土地）が発見されたと思しき土地については反別の変更はなく、落地の芝地は別途登録されたものと思われる。

本頁においても前頁は945番、本頁は953番、956番、957番と地番が飛んでいる。

### 資料【103－5】地押調査日記（5）

同じく字脇ノ田の土地について各々畑から田に変換された事例、開墾により反別の増加が見つかった事例のようである。土地台帳においても所有者は変わらないが、田に変換した分については反別が減少している。開墾された土地については反別が3畝6歩から6畝28歩と大幅に増加している。

本頁においても前頁は957番、本頁は960番、962番と地番が飛んでいる。

### 資料【103－6】地押調査日記（6）

本事例は字山ノ神の事例であり、「右、田の畦畔が減って現在は5枚になっている。」と記載されている。本事例では更正図も取得して明治20年に更正された事実、更正図上も畦畔に囲まれた範囲が5枚であること、及び日記の形状と更正図の形状とが合致していることを確認した。尚、反別は畦畔が一筋減ったことで1畝6歩から1畝21歩に増加している。

### 資料【103－7】地押調査日記（7）

地押調査日記の最終頁には、田より畦畔廃除が9筆、反別増加が2筆、畦畔設立が2筆、落地が1筆、畑より田への変換（田成）が9筆、落地6筆、宅地1筆のように調査地の集計らしき記載がされており、前述したとおり調査した地番も飛んでおり、畦畔が廃除、設立されたもの、反別が増加したもの、田に変換したもの、開墾して落地が発見されたもの等、本地域においては外観等で変更が明らかなものについてだけ土地台帳の反別の変更がされている。

地押調査日記の実測結果が更正図に反映されていることは、資料【103－6】等で明らかであり、但し、反別については全部が変更された訳ではないことが読みとれる。

資料【100】の名寄簿、資料【101】の地券では、実際に土地台帳の地積（反別）に変更がないものがあることを考え併せると、更正図が宮崎県全地域で作られていることは承知のとおりであるが、更正図の再実測反別は、何らかの形で変更が明らかなものだけについてだけ、反別に増減があるのではないかと思われる。

#### 資料【104】全村図（一村図）：明治20年更正

本図は宮崎地方法務局で保管されている全村図（一村図）である。  
宮崎地方法務局では、当時13枚の全村図が保管されていた。

#### 資料【105-1】字限図：明治20年更正

本図も宮崎地方法務局で保管されている字限図である。

本図は宮崎郡小松村（現在の宮崎市大字跡江）に関するもので、全3冊があり、大きさはほぼA3サイズに近く、1冊に和紙製のほぼ40～60枚の図面が綴じてある。

各々の図面は字六反田に関していえば第1号乃至第5号の5枚から成っており、契印の位置で重ね合わせると、法務局で一般に公開されていた更正図（資料【106】）と全く同じになる。

#### 資料【105-2】字限図：凡例等の説明

字限図は資料として保管されていたと思われるが、これ以外には類似の図面は宮崎地方法務局において保管されていない。

この字限図には凡例があり、字限図の作成方法等が明確に書かれており、非常に興味深い資料である。凡例の一部を紹介する。

1. 本図は明治20年7月1日の現況であることが明記してある。
1. 本図は板分間器（平板測量のアリダード類似の機器）で実測した旨、但し、深山幽谷險阻の山岳という表現で山等の実測できなかった箇所には見取り印という○印を付ける。と書いてある。その気になってその外の土地について更正図をみると、当時実測していない箇所がたくさんあることが分かる。
1. 実測及び製図は、曲尺（かねじゃく）「1歩をもって1間とす」と縮尺600分の1で製図してあることが明記してある。
1. 毎筆の境界は、畦畔や岸脚地があっても境界線から実測した。  
等々興味深い事が沢山書いてある。

#### 資料【106】更正図：明治20年更正

現在も法務局で保管されていて閲覧に供されている更正図である。

#### 資料【107】マイラー図：昭和54年再製

コンピューター化される以前に、和紙の更正図をマイラー化（ポリエステルフィルムに再図化）したものである。

マイラー化した時点でNo.23-1、No.23-2に分割表示され、文字も算用数字になり見やすくなった、一方で地目、等級、見取り印、畦畔表示、岸脚地着色等の情報がなくなった。

#### 資料【108-1】都市計画図、空中写真、公図ほか重ね図

本図は資料【105-1】、資料【106】の現地がどのような状況にあるか、更正図（公図）にどれぐらいの精度を有するのかを、視覚的に確認するために都市計画図（S=1/2500）、空中写真（S=1/10000相当）、更正図（S=1/600）、土地改良図（S=1/1200）を同一縮尺（本事

例では $S=1/1200$ )にして重ねたものである。現在はコンピューターの処理能力、ソフト等が格段に進歩したためこのような作業が簡単に行える。

本空中写真は昭和37年に撮影されたものであるが、高度経済成長の前であり、宮崎あたりの片田舎では昔の状況がよく残っている。戦災がひどかった地域、大規模な災害（水害、土石流等）に見舞われた地域以外は、大規模な開発等もなく、もしかすると明治時代の地形があまり変わっていない可能性も高いと思われる。

空中写真に関しては、地租改正当時に撮影されたものは当然ないのであるが、要は撮影されている地域の状況が、更正図なりと合致していれば、その写真は資料能力が高く、筆界の算出に役立つということである。

この重ね図をみれば、平地部分を含めて更正図と空中写真がよく合致していることが視覚的に確認が出来ると思う。本図の山林部分には資料【105-1】、資料【106】のとおり殆ど見取り印（○印）がしてあり、深山幽谷険阻の山岳で実測できなかった箇所ということになるが、それでも隣の字との境界は、都市計画図上では尾根付近になり、それなりの精度をもって計測がされていることが推察される。

但し、問題なのは、その縮尺である。昭和32年に作成された土地改良図（和紙）は、縮尺が1185分の1と都市計画図の1200分の1とほぼ等しく、和紙だから多少縮んだのかと思われる。しかし、更正図の縮尺は1105分の1、1106分の1と、ほぼ12分の1程度にその縮みが達しており、形状は合致するのに不自然である。どうもこの辺りに公図が定性的には信用できるが、定量的には信用されない根元があると思われる。

ここで気になるのが間竿の長さである。明治8年の通達以降、本来の間竿は6尺1分竿である筈だが、実際はどうであったのであろうか。（注）

ちなみに、基準の縮尺を1200分の1とした場合、公図の縮尺は、6尺竿を使った場合は当然1200分の1前後、6尺3寸竿を使った場合は1143分の1前後、6尺5寸竿を使った場合は1107分の1前後になる。

本図においては更正図の縮尺は1105分の1、1106分の1で、6尺5寸竿が使われたと仮定した場合に非常に近い。であれば、俗にいう「縄伸び率」を全体的に把握でき、図上の読み取り面積に縄伸び率を勘案することで、定量的な部分においても更正図を活用、検証することが可能になる。

（注）明治8年7月8日「地租改正条例細目」第2章第1条では「土地ノ丈量ニ用イル間竿ハ通常6尺1分ヲ以テ法尺トナスヘシ若不得已事情有之分ハ暫ラク旧慣ノ間竿ヲ用テ丈量シ・・・」とあり、間竿の統一を指示したが、猶予期間も与えている。実際宮崎県では明治12年に「資料【43-6】土地丈量心得」10条で「間竿ノ儀是迄6尺5寸竿用來候得トモ今般ハ更ニ6尺竿相用反別可取調事」と4年後に指示している。このことから暫くは「旧慣ノ間竿」を使っていたことも思わせるが、更正図作成の時点まで使用していたのかは不明である。

#### 資料【108-2】都市計画図、空中写真、公図重ね図

本図は宮崎市花ヶ島町の事例である。同様に都市計画図（ $S=1/2500$ ）、空中写真（ $S=1/10000$ 相当）、更正図（ $S=1/600$ ）を、縮尺1200分の1に統一して重ねた事例である。道水路の形状、畦畔の位置等もよく合致している。但し、本例においても更正図の縮尺は1114分の1で6尺5

寸竿を使用したと仮定した場合に近い。

### 資料【108－3】都市計画図、空中写真、公図重ね図

本図は宮崎市大字浮田の事例である。同様に都市計画図（ $S=1/2500$ ）、空中写真（ $S=1/10000$ 相当）、更正図（ $S=1/600$ ）を、縮尺1200分の1に統一して重ねた事例である。道水路の形状、畦畔の位置等もよく合致している。

但し、本例においても更正図の縮尺に違いがみられるが、その縮尺は1138分の1、1140分の1と6尺3寸竿を使用した場合の縮尺1143分の1により近い。

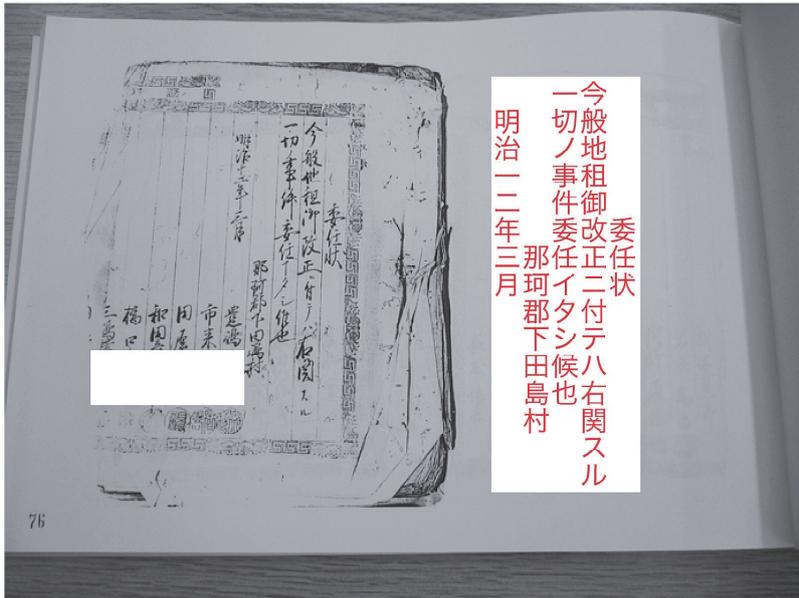
宮崎市内は旧飢肥藩、旧延岡藩、旧薩摩藩分家、旧幕府天領が混在しており、地域によって間竿自体が違っている可能性も否定できない。

しかし、いずれの地域においても、縮尺をもつ都市計画図、住宅地図に空中写真、公図を重ねることで、公図のもつ縄伸び率を全体的に把握して、公図のもつ精度を視覚的且つ定量的に判断することが可能になると思われる。一部地域においては元々の更正図と現況が合致していない区域があることも事実である。しかし、その事実は実際重ねてみた結果により判断すべきであり、その調査区域では公図が合わないという事実を確認することも重要であり、点検もせずに公図は合わないと言公図を否定するのは愚の骨頂である。

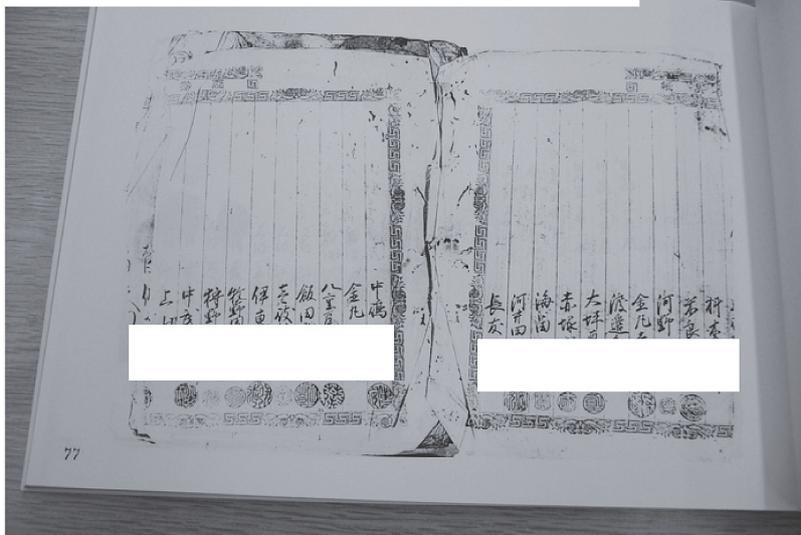
地租改正委任状：明治12年3月

資料【99】

那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）

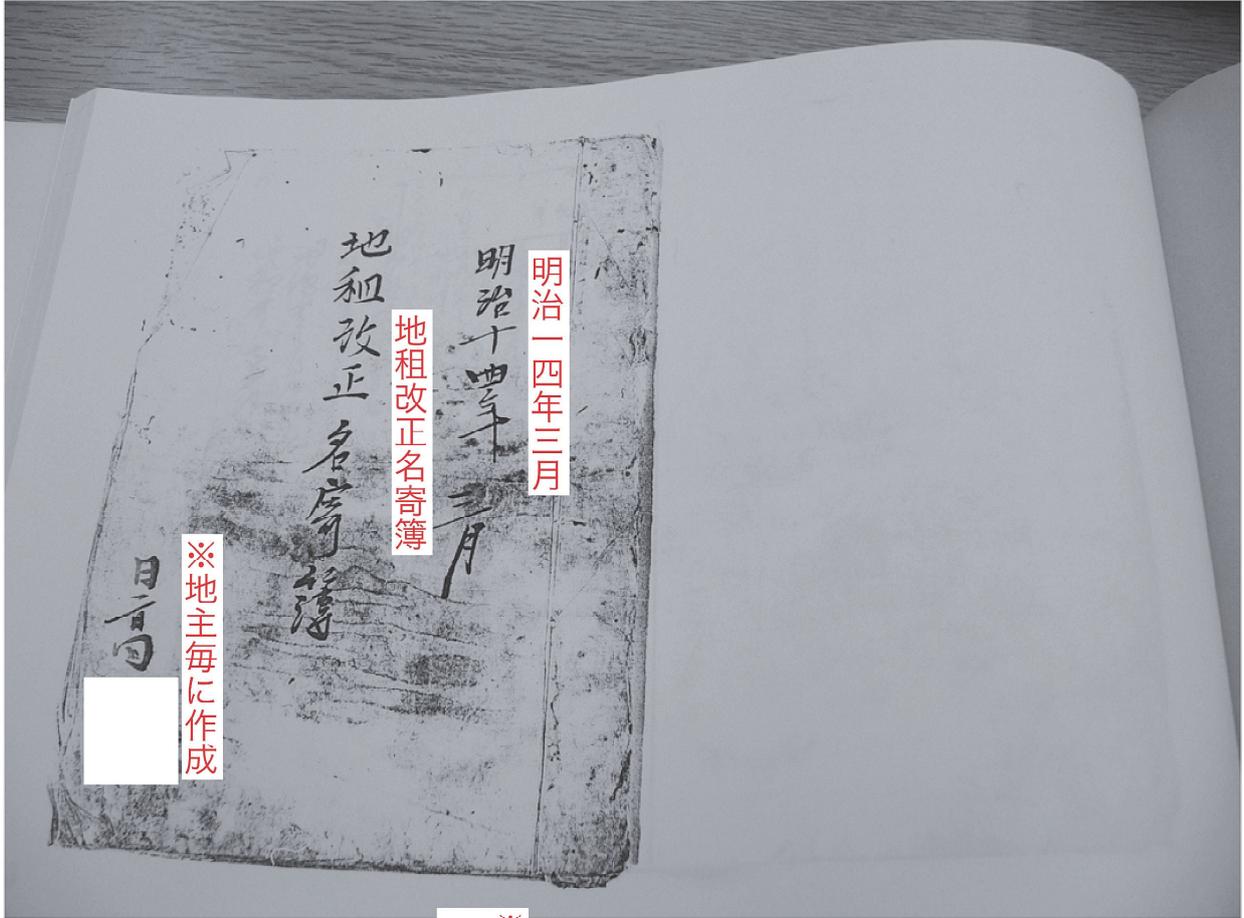


委任状  
 今般地租御改正ニ付テ八右関スル  
 一切ノ事件委任イタシ候也  
 明治一二年三月 那珂郡下田島村



別件では  
 惣代人 日高○○殿  
 の記載ある委任状もある。  
 日高○○殿

那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）

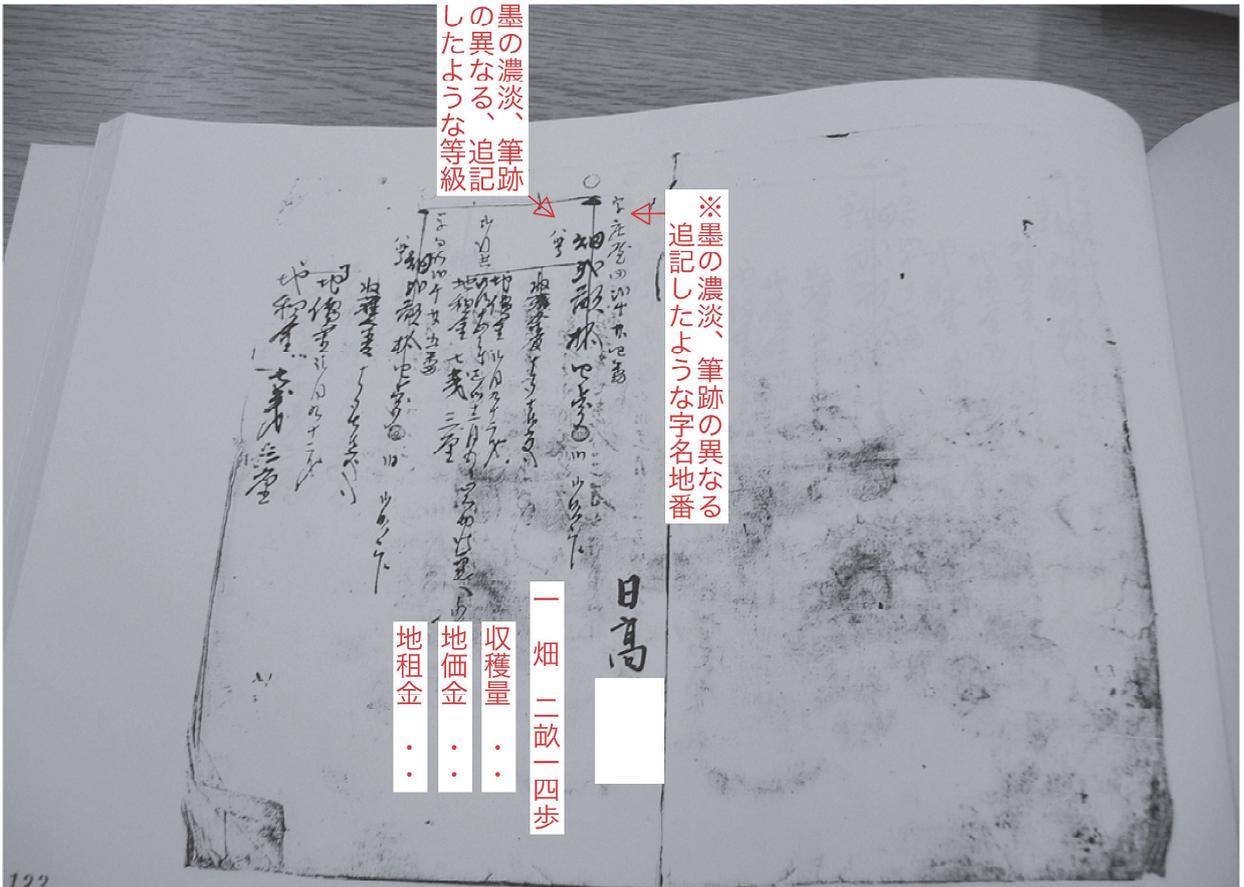


明治十四年三月

地租改正名寄簿

※地主毎に作成

日高



※墨の濃淡、筆跡の異なる、追記したような等級

※墨の濃淡、筆跡の異なる追記したような字名地番

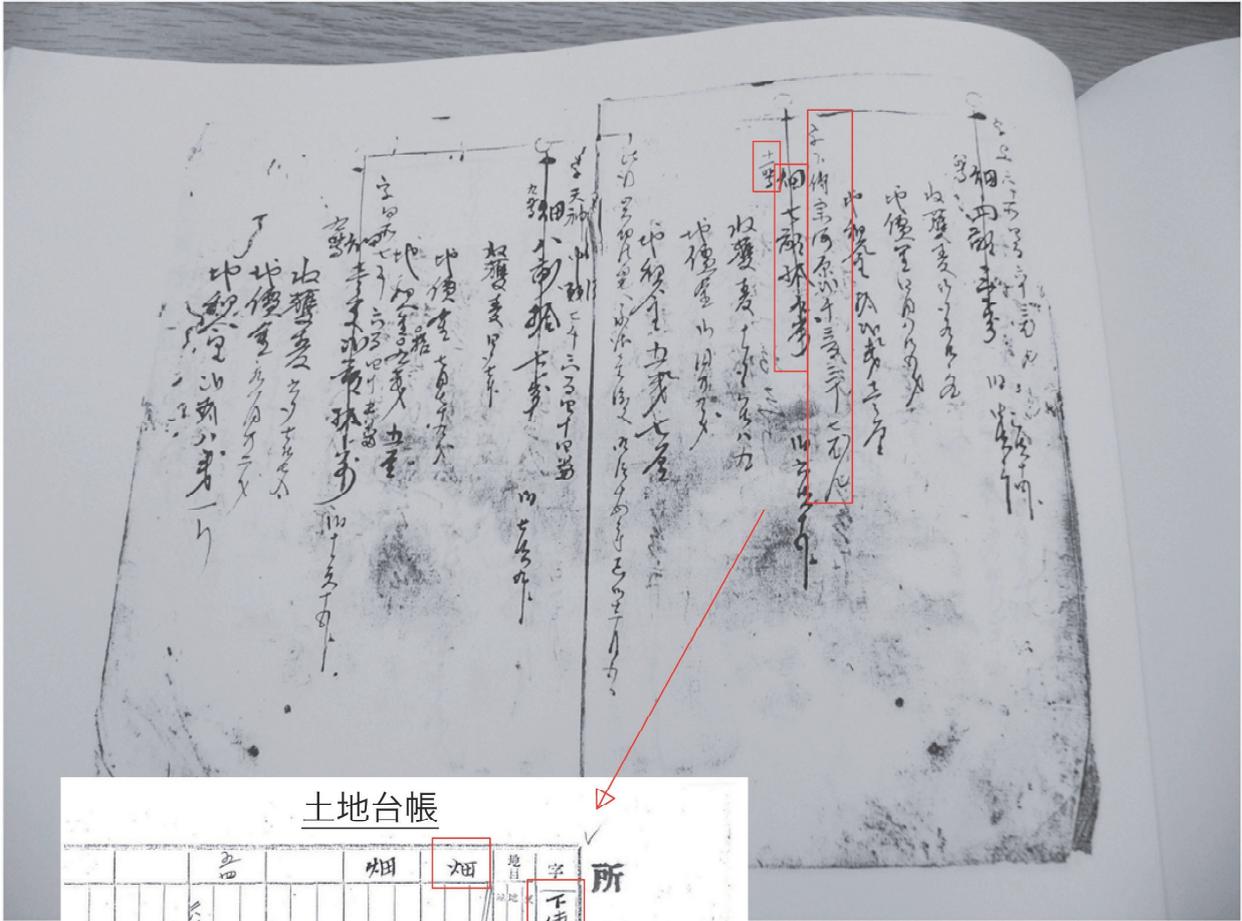
日高

一畑二畝一四歩

收穫量
地価金
地租金

・
・
・

那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）



土地台帳

字	地目	地番	地積	所有者	取得年月日	取得事由	所有主氏名
下傳宗川原	畑	貳千三百三拾七番	一〇二〇	岩本	明治十一年	買得	岩本
			〇四八	山名	明治十一年	買得	山名
			二九	山名	明治十一年	買得	山名
			〇四〇	山名	明治十一年	買得	山名
	畑	三六六	山名	明治十一年	買得	山名	
	畑	一〇二〇	岩本	明治十一年	買得	岩本	

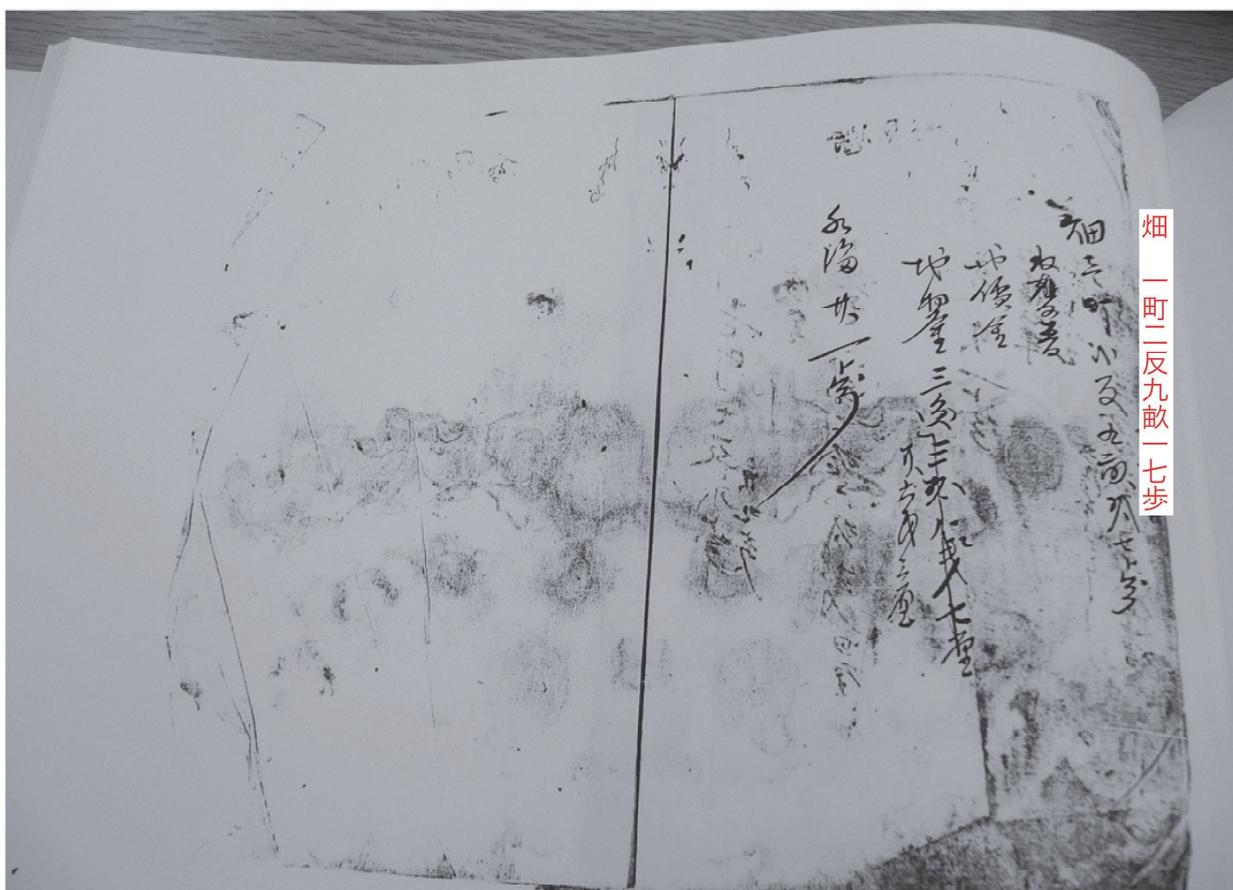
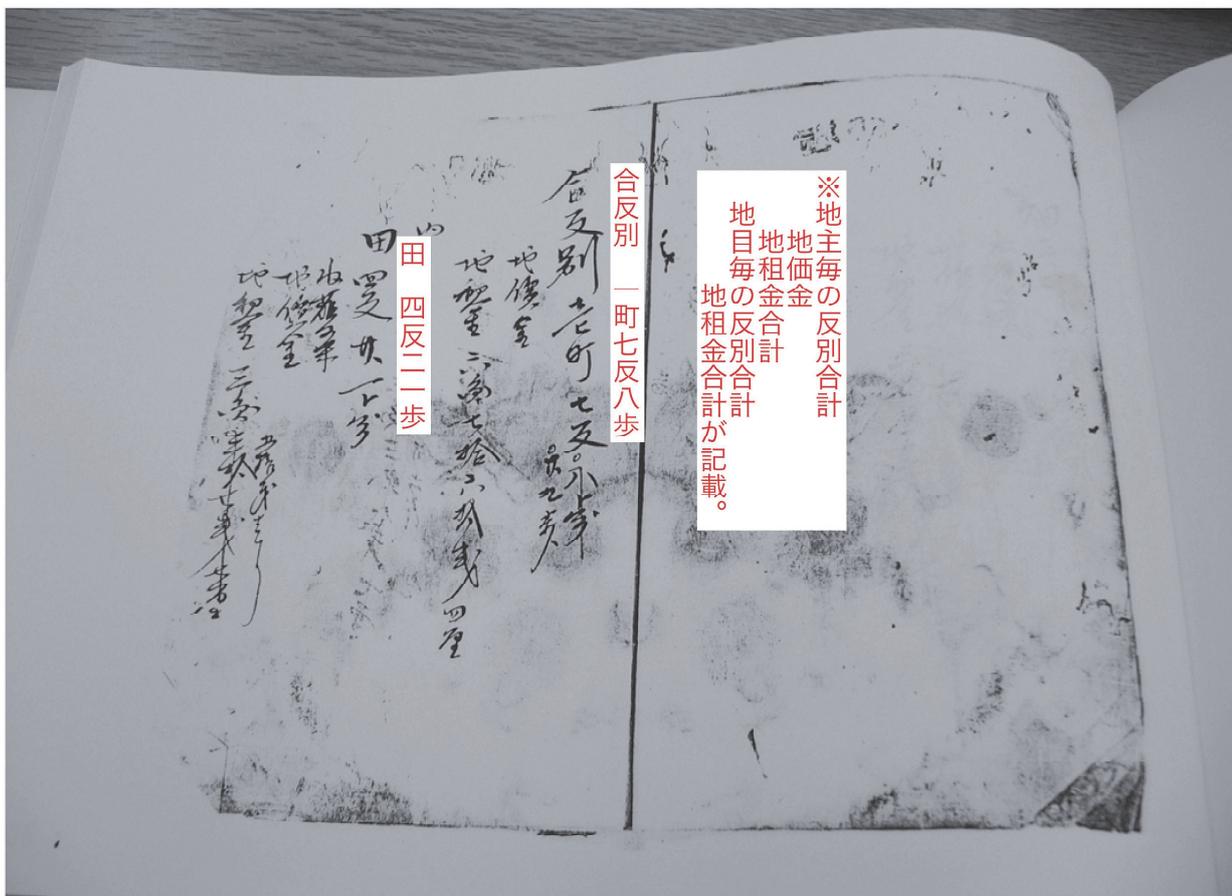
字 下傳宗川原  
 等級 拾壹等  
 地目 畑  
 所有者 (X)  
 反別 七畝一九步  
 日高 ↓ 児玉







地租改正名寄簿（6）：明治14年3月 資料【100-6】  
 那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）

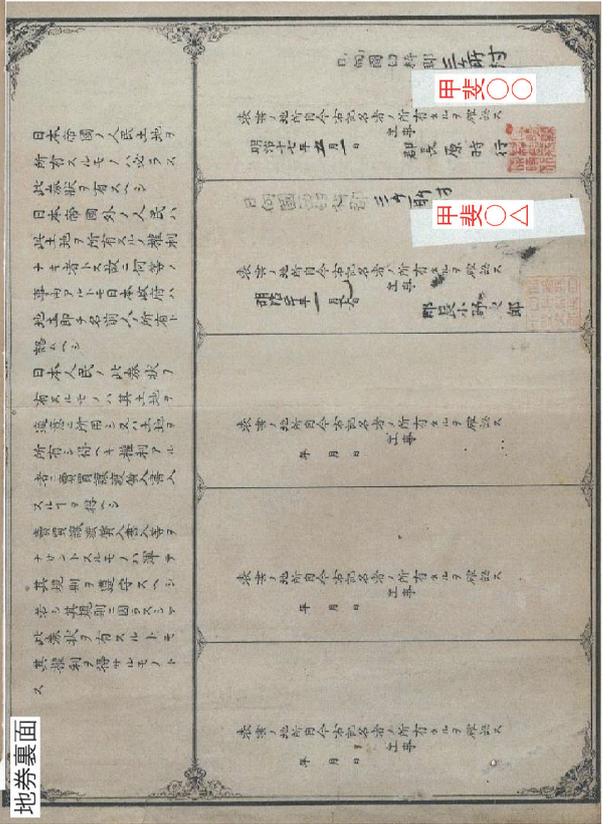
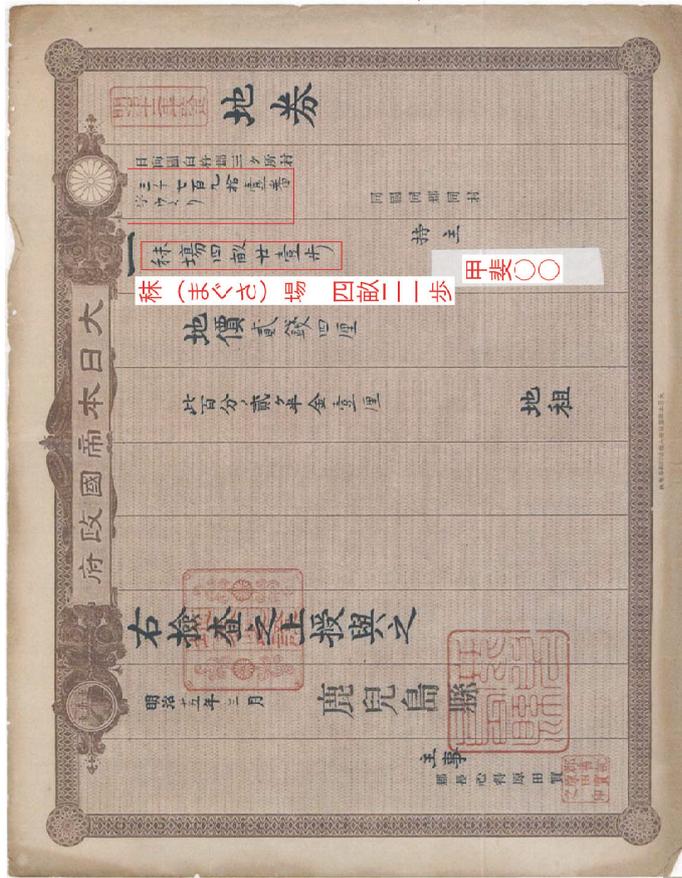




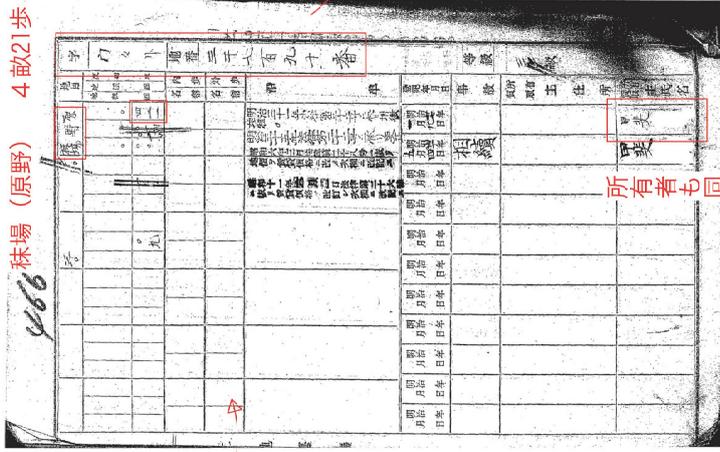
地券、土地台帳、登記簿の変遷(1)

地券 (明治15年~)

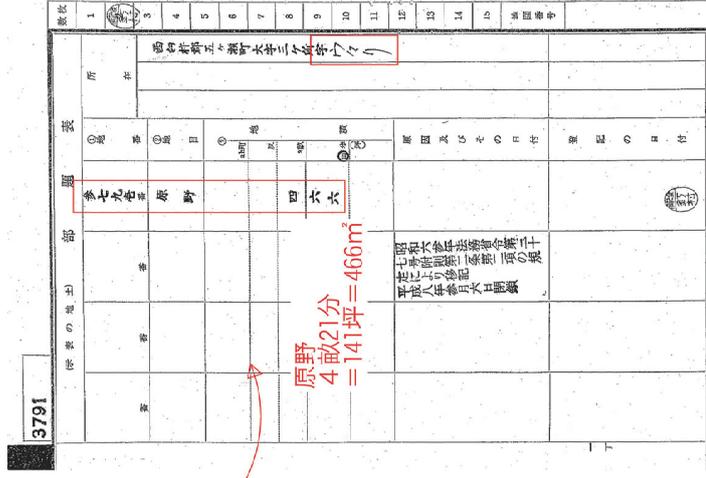
(現) 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所



土地台帳 (明治22~25年~) 4畝21歩 (原野) 株場



登記簿 (昭和35~40年~)



西臼杵郡 三ヶ所村 字ウヅリ副圖

第三拾番番百貳拾枚枚

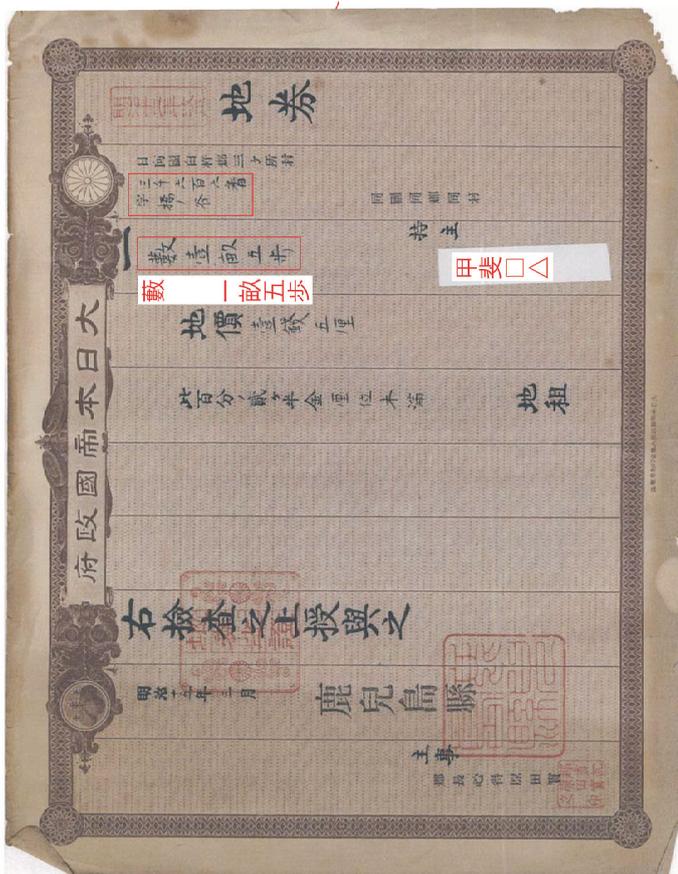
明治三十年更止

8305

地券、土地台帳、登記簿の変遷 (2)

(現) 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

地券 (明治15年～)



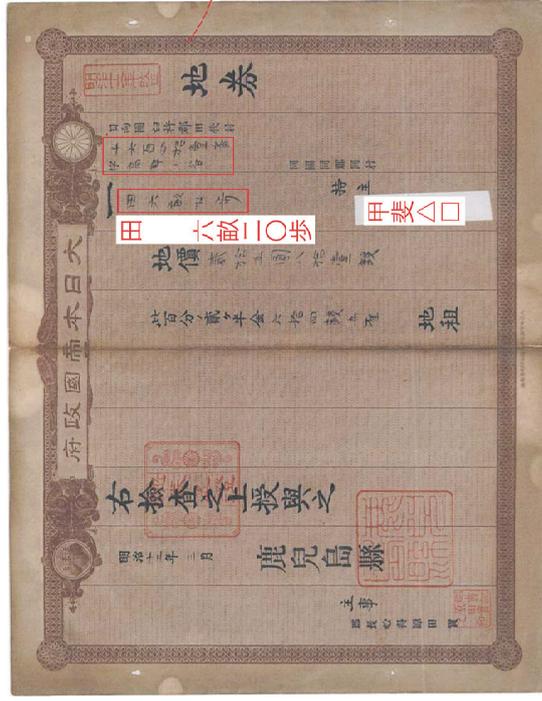
土地台帳 (明治22～25年～)

登記簿 (昭和35～40年～)

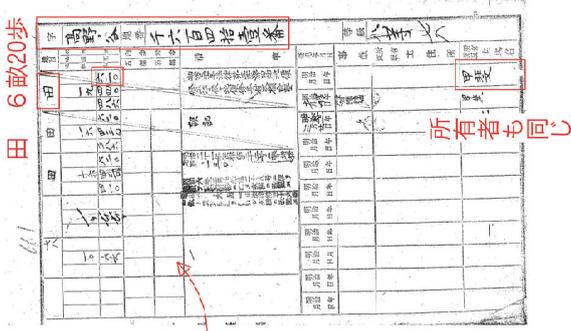
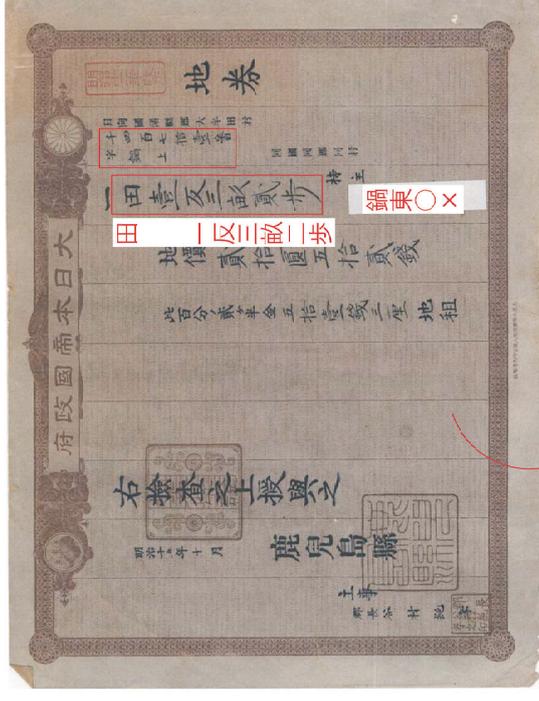
明治三十年更正 8302  
第三拾三番 百貳拾拾畝  
字橋谷副圖  
西白杵郡  
三ヶ所村

地券、土地台帳、登記簿の変遷(3)

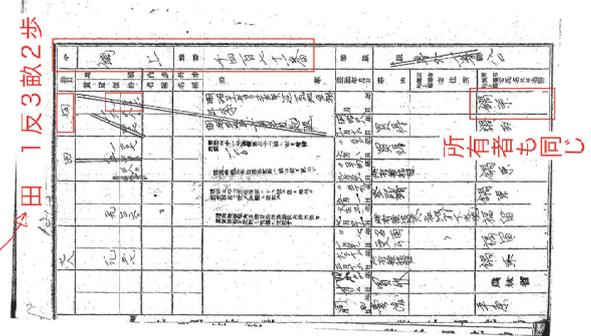
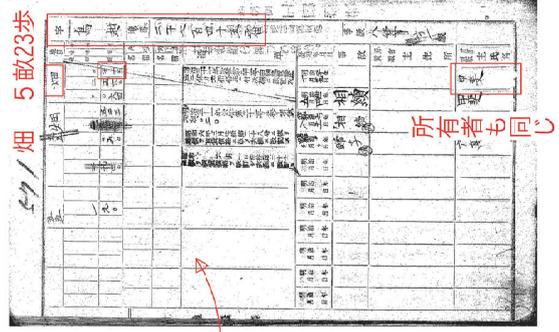
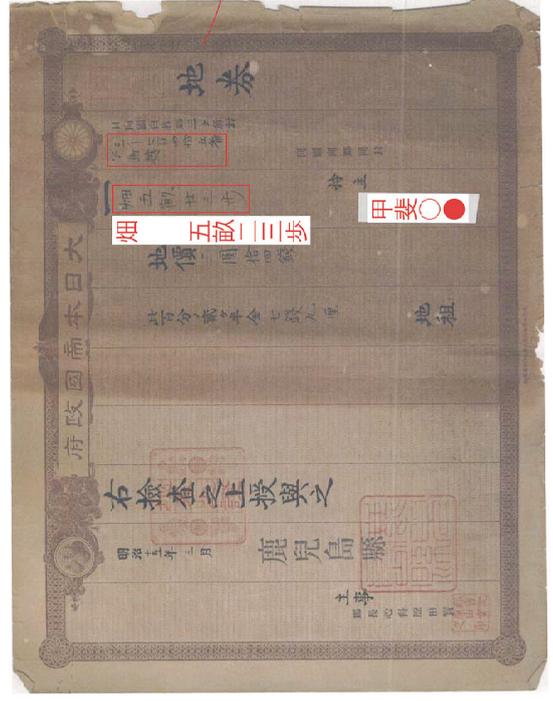
(現) 東臼杵郡美郷町田代



(現) 都市高崎町大車田



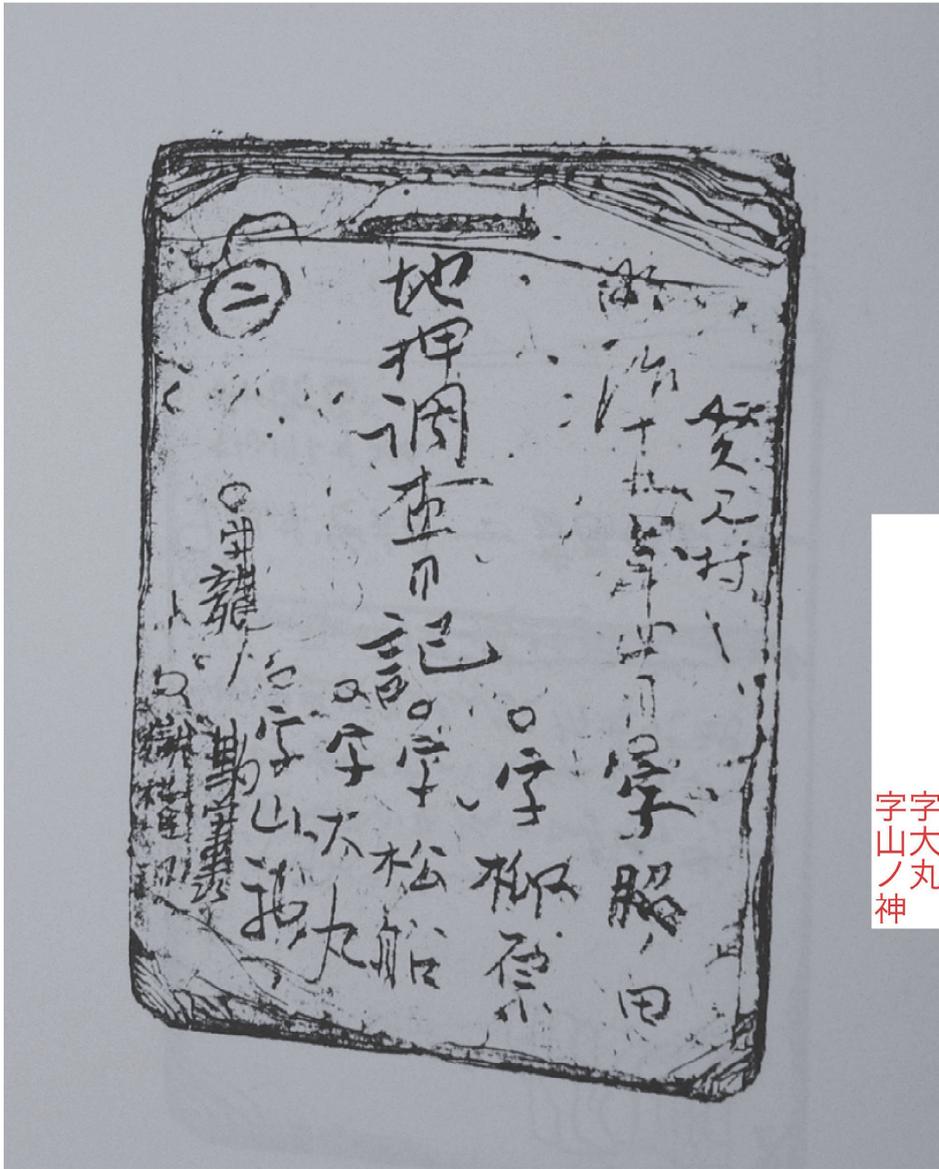
(現) 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所





地押調査日記（1）：明治19年4月  
 南那珂郡奴久見村（現：串間市）

資料【103-1】



奴久見村  
 明治一九年四月  
 地押調査日記

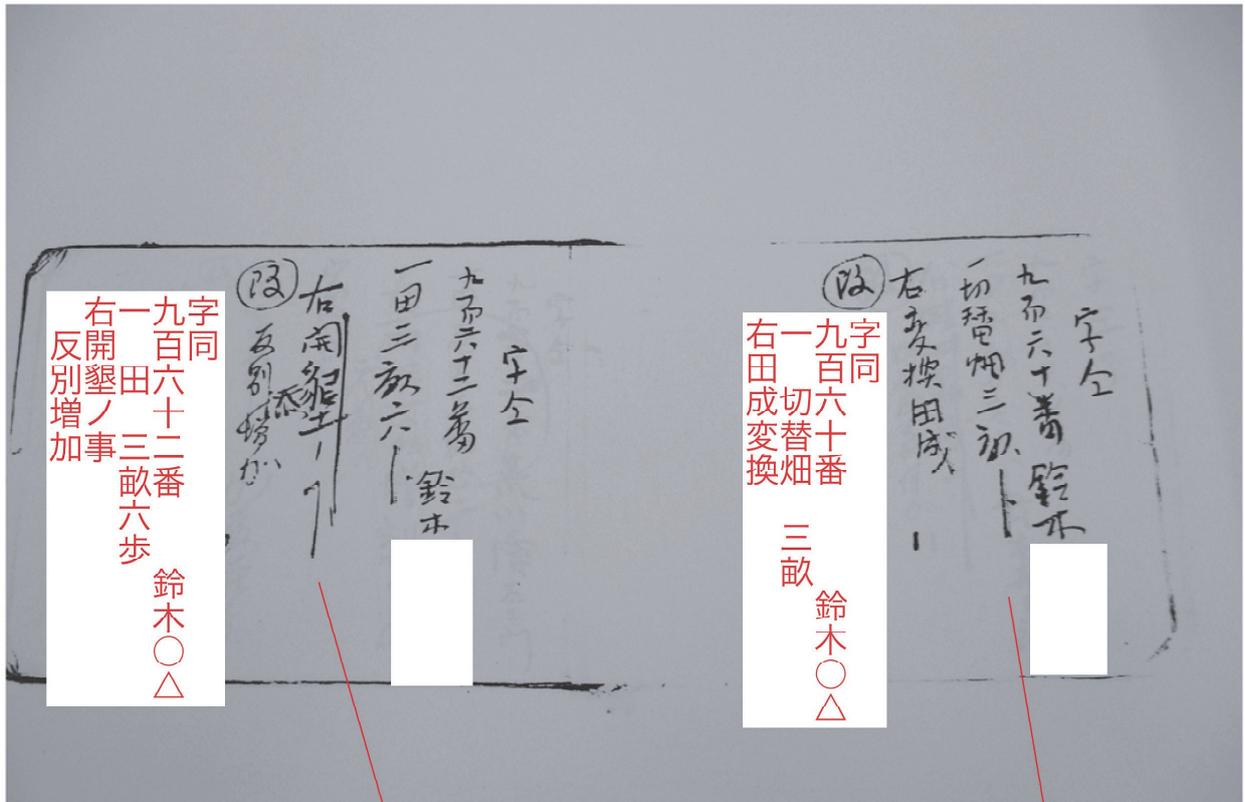
字字字字字  
 山大松柳脇  
 ノ丸船原ノ  
 神 田







# 地押調査日記（5）：明治19年4月 南那珂郡奴久見村（現：串間市）



土地台帳

字	地番	地積	内歩	外歩	名積	石積	期	事	故	主	住	氏名
字脇ノ田	九百六拾番	九百六拾式番	六畝二八歩									鈴木

（変換）田字脇ノ田 六畝二八歩 （反別相違） 鈴木〇△

土地台帳

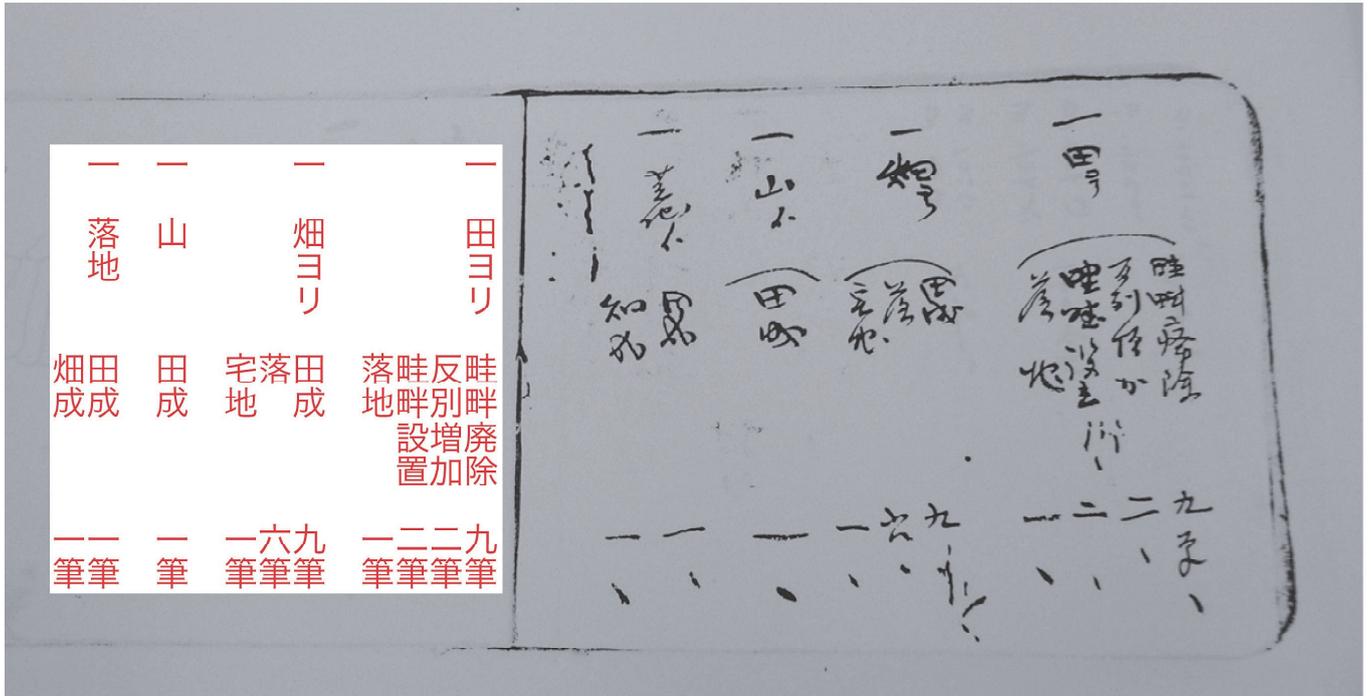
字	地番	地積	内歩	外歩	名積	石積	期	事	故	主	住	氏名
字脇ノ田	九百六拾番	九百六拾番	一畝一九歩									鈴木

（変換）田字脇ノ田 一畝一九歩 （反別相違） 鈴木〇△



地押調査日記（7）：明治19年4月  
南那珂郡奴久見村（現：串間市）

資料【103-7】

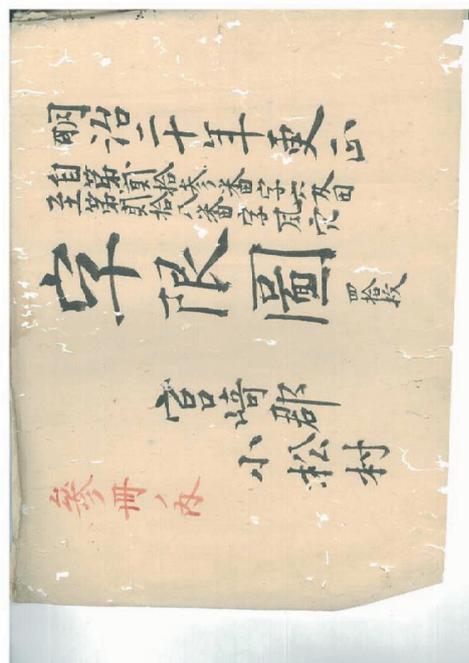


最後に字脇ノ田、字柳原、字松船、字大丸、字山ノ神の更正した筆の集計が記載されている。内容としては、畦畔廃除、反別増加、畦畔設置、落地田成、宅地、畑成等である。



# 字限図 (明治20年作成) : 宮崎郡小松村字六反田

原図縮尺1/600  
宮崎地方方法務高保管

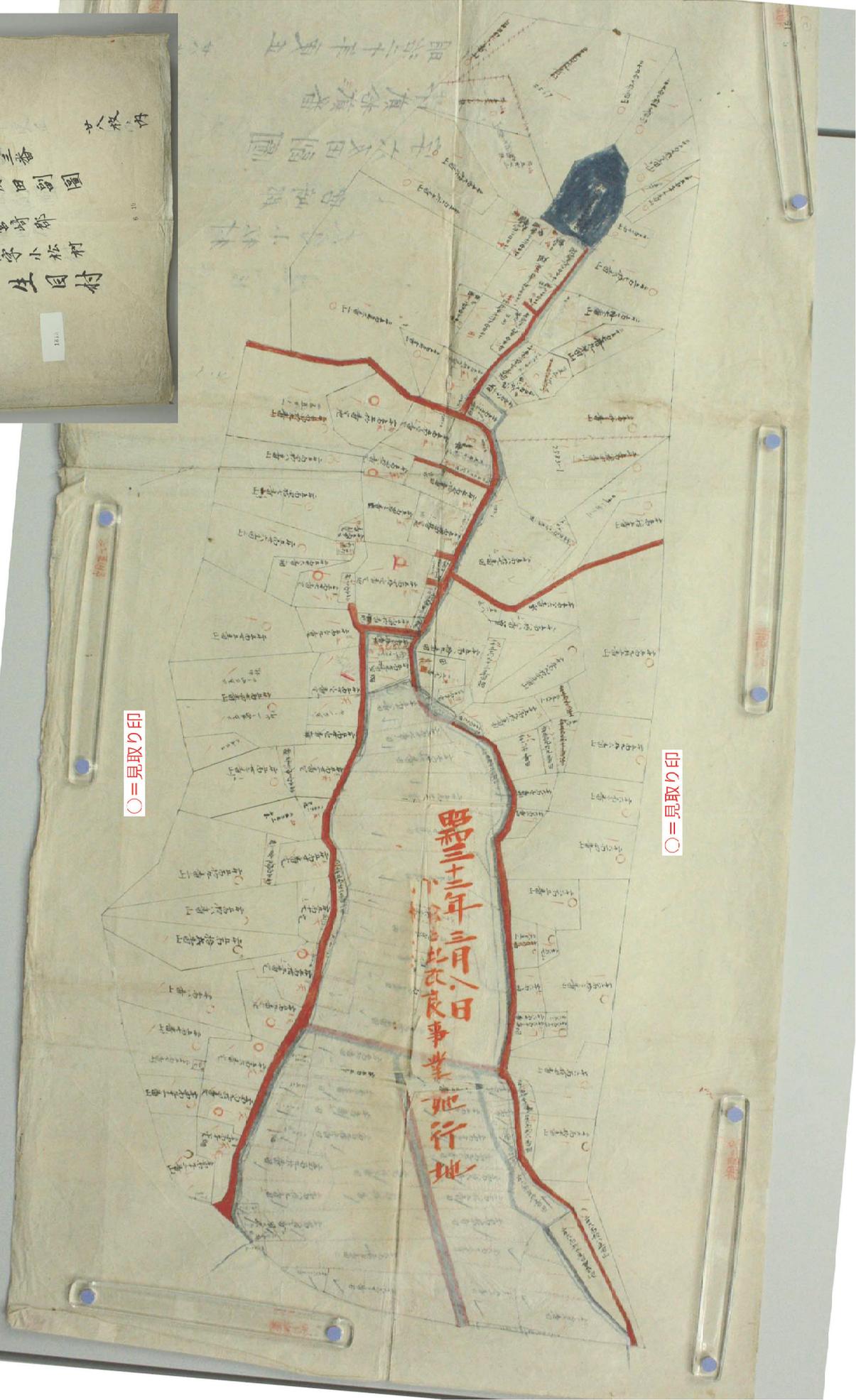
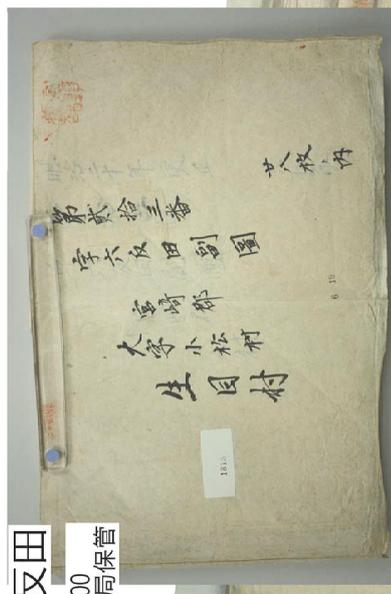




更正図（明治20年更正）：宮崎郡小松村字六反田

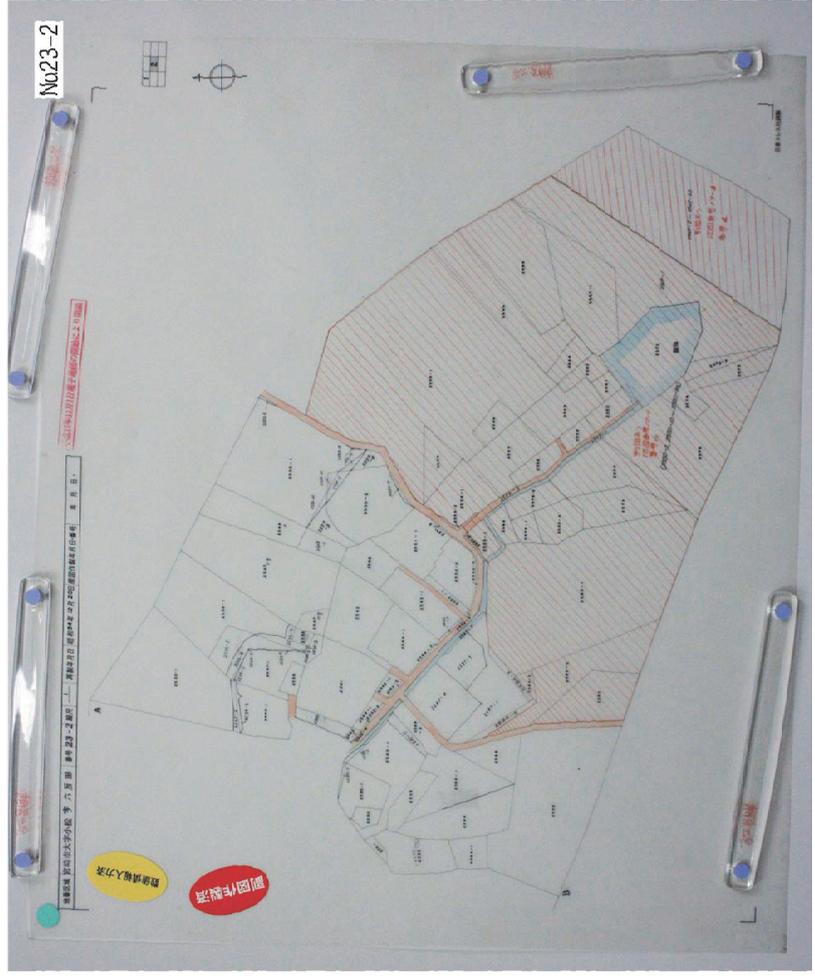
原図縮尺=1/600  
宮崎地方事務局保管

※一般に公開されていた公図



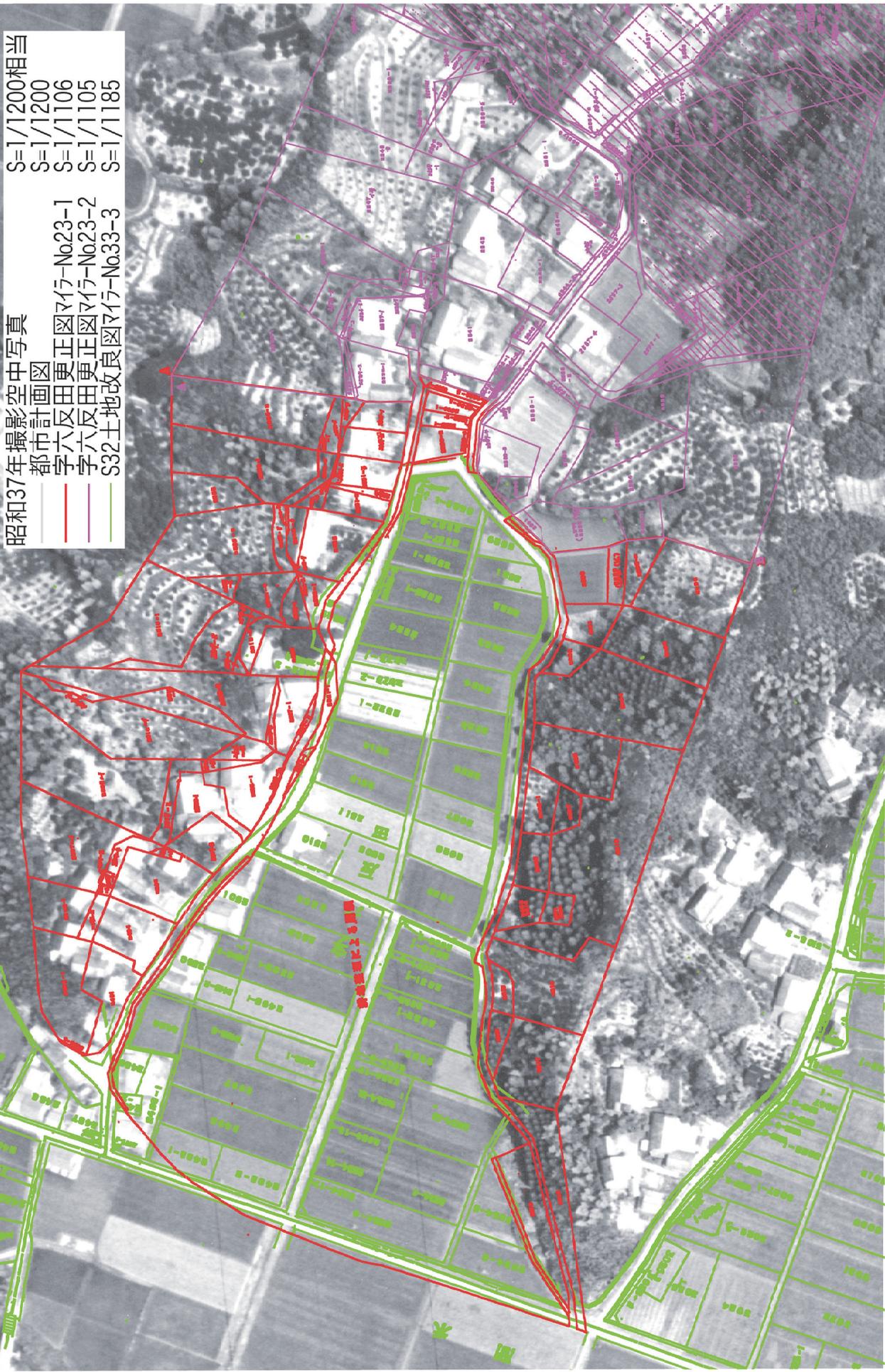
# マイラー図（昭和54年再製）：宮崎市大字小松字六反田

原図縮尺=1/600  
宮崎地方務局保管



# 都市計画図、空中写真、公図外重ね図（宮崎市大字小松字六反田）

- 昭和37年撮影空中写真
- 都市計画図
- 字六反田更正図マ15-No.23-1
- 字六反田更正図マ15-No.23-2
- S32土地改良図マ15-No.33-3
- S=1/1200相当
- S=1/1200
- S=1/1106
- S=1/1105
- S=1/1185



# 都市計画図、空中写真、公園重ね図（宮崎市花ヶ島町字柳ノ丸）

昭和37年撮影空中写真 S=1/1200相当  
都市計画図 S=1/1200  
字柳ノ丸更正図 S=1/1114



# 住宅地図、空中写真、公図重ね図

昭和37年撮影空中写真  
住宅地図  
字大工給更正図  
字溝頭更正図

S=1/1200相当  
S=1/1200  
S=1/1138  
S=1/1140



## 「調査士のつぶやき」

谷口和隆

1. 宮崎県は「瘦土にして諸穀の出産豊穰ならず」（明治6年4月22日宮崎県管内租税方法届）であったため、県から国に減税を申し入れるほど住民にとっては重税であった。

そのため、維新当初から騒擾事件が毎年のように起きていた（これは全国的な傾向）。その中でも税についての不満と見られるものは、明治2年12月26日富吉村一揆（延岡）、明治5年9月3日佐土原一揆（一次）、明治5年9月28日高鍋一揆（一次）、明治5年10月1日高城騒動、明治5年10月3日佐土原一揆（二次）、明治5年10月3日高鍋一揆（二次）などである。

その他多くの一揆や騒動、暴動が県内各地で起こっている。これは明治12年頃まで続いた。このようなことから、税金にかかわる改正事業に影響があったことは間違いない。

一揆 …… 一揆とは農民が主体となり為政者に反抗したもの

騒動 …… 豪農地主などの村の有力者に対して、村を単位として、貧民が庄屋を襲ったり、戸長の不正や不信に起因した事件

暴動 …… 一揆のなかで農民と士族が合同して起こし死者が出たもの

（以上「宮崎県史」の定義）

また、宮崎県はもともと鹿児島と縁が深い地域が多かったので、鹿児島にあわせて遅れがちであった。（鹿児島県は幕末時期の功績により中央政府の指示に従わず独立国のような動きをしていた。）

県北の山間部（椎葉、西米良、高千穂など）では米の作付けができないところが多いため、江戸時代から物納制ではなく、金納制の場所もあった。

## 2. 幕末期の宮崎県の土地制度

宮崎県では作所割替（割地）制度という特徴ある土地制度を行っていた（地割とか門割ともいう）。

これは、年限を区切って（5年ごと、10年ごと、あるいは20年ごと）それぞれの耕作場所を変える制度である。場所によっては鬮くじにより耕作場所を決める地域もあった（明治7年4月「資料【21】地租改正に付人民心得」第6条）。

村落においては何事も共同責任であり（農業水利でも、特に納税においても不作の時も豊作の時にも村全体で負担する。）これは、耕作における均分をはかるためである。特に「鹿児島藩分裂」（用語の解説参照）では、村が困窮したときや深刻な荒廃があるときは御救門割おすくいかわりを実施したり、親疎門割しんそんを実施して村落の平等化を図っている。諸県郡の真幸、庄内、蓼池（三股）、小林、都城、高原、高城、山之口、高岡、国富などの地域で行われた。

御救門割 …… 村が困窮したときや深刻な荒廃があるときに負担軽減のために実施する検地

親疎門割 …… 新田の開発や、田から畑への（あるいは畑から田へ）大量の耕地変換が行われたことにより負担の不平等が生じたときに、負担の公平化を図る目的

で、その村落ときには近隣の村落まで含めて実施する検地。

作所割替制度は、全国各地にあり、新潟県から出された伺い（明治5年10月27日租税寮改正局日報 指令）や「府県地租改正紀要」の各県報告にも記載されている。

「資料【98】府県地租改正紀要」には、飢肥藩での作所割替制について記載がある。「宮崎県の地租改正紀要」の基になっていると思われる「資料【72】県内租税の方法」にはさらに詳しく記載されている。

そして、政府は「地券ヲ発行スルノ益」五条のなかで次のように述べている。

「旧藩制中年限ヲ定メ地所割替人民一定ノ持地ナキ旧習ヲ一洗ス。蓋国土ニ依り上古班田ノ遺制ニ類セル法アリ。大略一村ノ耕地ハ一村ノ総称ニシテ一人一己ノ持地ナク、十年或ハ二十年ノ年限ヲ定メ一村ノ耕地ヲ一村戸口ニ割合、年季中ノ請持ヲ定メ之ヲ耕耘シ、年季ニ至レハ再ヒ割賦シテ地所ヲ交換ス。是古者質朴ノ時人民互ニ其力ヲ相通シ相助テ以テ戸口耗減ヲ防キシ方法ナルヘシ。然リト雖トモ人ノ性各異ニシテ智力勤惰ノ相懸絶スル霄壤ノ如キアリ。今勤惰ヲ問ハス年限ヲ以テ交換スルトキハ、培養ニ力ヲ盡シ土地ヲ肥スモ他日何人カノ手ニ落ツルヲ知ラサレハ誰カ肯テ其力ヲ盡サンヤ。是令セスシテ人ヲ怠惰ニ陥キレ、国家モ亦地力ヲ盡サ、ルノ弊ヲ受クヘシ。今地券ヲ渡シ持主ヲ確定セハ以上ノ旧習ヲ破ルヘシ。」

つまり、「古代の班田収受の法に似たやり方がある。耕地は村の所有であり、個人の所有ではない。10年或いは20年と決めて村全体で受け持ちを定めて耕作し、期限がくれば耕作地を交換する。これは皆が全員で力を合わせ助け合う方法である。しかし、これでは全員が一生懸命耕作するか分からない。人を怠惰にさせ、国家も力がかからない。今回、地券を渡して所有者を確定するのは、これらの旧習を破るためである。」と、地券発行の意義を述べている。

この慣行は、地租改正作業により解消し、宮崎県でもこの方針により作業が進められたと思われるが、この慣行が戦後の農地改革まで存続した地方もあった。

では、作所割替（割地）制度の何が問題になるのであろうか。それは、①所有者の認定はどのようにしたのか、②境界の確定は誰が行うか、③この制度により所有者の認定及び土地丈量にどのような影響があるかと、いうことである。

①については、明治5年石川県から「券状相渡候節ハ今日迄持来候地所ヲ以永代之持地ト定メ」てよいか、との伺いに対して、政府は、同年8月29日、「書面申立之通可相心得事」と指令している。（租税寮改正局日報）

また、明治5年8月大蔵省達第118号をもって「不定地年季ヲ定メ割替致候伺ハ向後持主相定可申立事」と達している。

すなわち、「一地一主」の方針の下、現在持っている耕作者を所有者と定めて、今後は必ず所有者を決めることを指令している。

②の地租改正の基本的作業である境界の確認は誰がするのかという点については、土地に関して誰もが自分の所有という意識がないのであれば境界確認をする人間はいないということになる。

しかし、村全体で区割りを決めて、村の全員がそれぞれの耕作場所を分かっていたのであるから、境界確認作業は誰でもできるということもいえる。

いったいどのように作業したのであろうか。

串間市や佐土原町では、村人が「地主惣代人」に調査を任せている委任状（資料【99】【102】）が存在している。このように代表者が一人で役人と立ち会って決めていたとも考えられる。この方法でも全く問題なく作業は完成することは出来たと思われる。

③については、現在のところ、実情を記した文書はなく、また、検証も進んでいないが、少なくとも隠田、切添地などはなかったと思われる。しかし、地押調査日記では新たに調査した土地のなかに、追加で一筆加える旨の記載等もある（資料【103—4】）。これが単に調査漏れの土地であったか隠田等であったかは判然としない。

これらの問題点については、後日の調査が必要である。

### 3. 市街地形成の様子

明治初期の絵地図から推測される街村は5000人以上が延岡、都城、2000人以上が富高、美々津、高鍋、広瀬、本庄、高岡、中村、飫肥

城下町は延岡、高鍋、佐土原（広瀬）、飫肥

藩が作った都農町、高城町

交易の町は本庄、神門

港町は細島、美々津、城ヶ崎、油津

作られた町 …… 藩主により強制的に移住をさせられて計画的に作られた町である。

特に薩摩藩では人配制度や外城制を行った。

【人配制度】 …… 大規模な干拓や開墾によって生まれた新開地経営のため村落を創出したり、過度の人口減少による百姓不足から疲弊に苦しむ農村の復興を図るために、人口豊富な農村から寡少な地域にクジ割による百姓の強制移住策を実施した。ほかに科移とがうつしという刑罰の一種の人配もある。

【外城制】 …… 吉田、馬関田まがた、加久藤、飯野、小林、須木、高原、高崎、野尻（紙屋）、綾、高岡、穆佐、倉岡、勝岡、山之口、高城などを外城として配置した。そのために惣そうの移替（人移）の策を実施し、武士も百姓も移住した。これらの地域では、中心部に管理する武士の居住地を置き、そのまわりに田畑等を配置した。すなわち、現在の都市計画に近いことがされていた。そのため、公図は正確であると考えられる。「資料【10】貫属屋敷地券施行の儀につき伺」にもその記載がある。

この政策は藩中心部の防御のためでもあり、また、増加する人口対策でもあった。そこでは農地の新規開拓をすることなども大きな目的であったので、隠田等などがあったことも考えられ、農地部分は不正確であった可能性もある。

### 4. 地租改正に対する住民の意識

① 明治9年には宮崎県の大部分が作業が進んでいたことがわかる（明治9年8月31日「資料【37】第三大区村位等級表」）。この際の費用は住民が負担した。

② その後、西南戦争により県内は経済的に大打撃を受けた。

③ 明治12年地租改正に再着手する。この際の費用は住民の負担である。

④ 明治18年「資料【92】地押調査ノ件」により再度の調査を行った。これも住民負担である。（明治17年7月7日「資料【58】甲96号」第2条、第7条、明治18年10月6日「資料【63】

乙150号」第15条 後掲)

- ⑤ 明治18年頃は政府の経済政策により米価が下がり、生活できない住民が発生し天保以来という深刻な窮乏生活を強いられていた。

以上のことより住民が積極的に実直に作業を行ったとは考えにくい。

5. 改租図について

一筆限図を継ぎ合わせて字限図、全村図を作るときにはどうしても隙間や重なり部分があったであろうが、そのしわ寄せは有租地以外の免租地で行われていた。河川敷、堤敷、道路、芝地等などである（佐藤甚次郎「公図を読む視点6（連合会報444号）」）。また、河川、道路、堤塘などは地番を付さず丈量しないことになっていた（明治12年「資料【43—6】市街地丈量心得書」第14条）。従って、これらの官有地については信頼性に欠ける。

但し、各地区では、①全村図→字限図→一筆限図、②一筆限図→字限図→全村図のどちらの手順で作成されたかも問題となる。当然①の手順の図面であれば精度はよい。しかし、②の手順で行ったのであれば単純に一筆限図をつなぎ合わせればいいだけであり、免租地で調製する必要はないはずである。最初に全体図があってその中に一筆限図を配置したから免租地での調製が必要になるのである。

「資料【98】府県地租改正紀要」には次のように書かれている。

第三項 市街地ノ調査

市街地ハ毎町ノ道路溝渠ヲ限り一区画ノ四方ヲ測量シ適宜分間ノ縮図ヲ製シ図上ニ就テ全地ノ坪数ヲ算出シ又毎地十字及三斜ノ両法ヲ用キテ之ヲ丈量シ彼此対照シテ差謬ナキヲ得・・・

第四項 山林原野各種地ノ調査

山林原野各種地ノ調査ハ毎筆地押ヲナシ其丈量ハ三斜十字両法ヲ用キ其嶮岨ニシテ量器ヲ用キ難キ地ハ足踏等ヲ以テ四至ノ間数ヲ概量セシメ・・・

つまり、市街地では前記①の手順で行い、山林原野は同②で行った。したがって、市街地に関してはある程度の精度は確保できている。但し、市街地でも「道路溝渠ヲ限り一区画ノ四方ヲ測量シ」とあるので、それぞれの区画の接合に関してはよくない事も考えられる。

以上、改租図について述べたが、宮崎県では改租図が利用されている例は見当たらない。ほとんどが更正図であり、「調査士のぼやき」（270頁）の重ね図でわかるように、宮崎県内の更正図は現地とほぼ一致すると考えてもいいのではないだろうか。

6. 一筆限図（又は野取帳）は地元役場や地元名家に眠っていても可能性もあり、今後の調査が必要である。実際に資料【99】から資料【100—6】、資料【102】から資料【103—7】のような資料も存在している。

（明治19年「資料【95】地租便覧 二、丈量絵図」、明治12年「資料【43—6】土地丈量心得書」第9条）

7. 「調査士のぼやき」（270頁）で示したように、明治18年の地押調査または明治20年の地図更

正で再調査を行ったのに、土地台帳の地積を書き替えたものが見あたらないがどうなっているか、との疑問が生ずる。

明治18年「資料【96】地押調査始末」に、次のような記載がある。

「第二項 反別丈量

・・・然レトモ第十号訓令（明治18年「地押調査の件」のこと）誤謬土地整理ノ趣旨タルヤ鎖少ノ広狭ヲ申告セシメ之ヲ訂正増減スルノ意ニアラサルレハ・・・，

第三項 帳簿図面調製

・・・故ニ該事務成頓ニ従ヒ直チニ帳簿ヲ新製シ地図ノ修補調製ニ着手シ、各町村其事ヲ了スルノ後チ地方庁ノ帳簿図面ニ及スノ順序ナルヲ以テ之カ完備ヲナシタルハ其以後ニ属セリ」このことより、図面の訂正だけはしたが帳簿は訂正しなくてもよかったか、あるいは、新しい帳簿に引き直したのか不明である。

8. 山林原野は問題が多い。

特に村境では入会地をめぐって境界争いが多い。政府方針は官有民有の区分のはっきりしない「村持山」（おおかたは入会地）は官有地にする方針であったが、民有の証拠を出せば民有と認める事にした。ところが、たとえば、（北浦町）古江村と（延岡市）熊野江村では紛争を続け地租改正作業では解決しなかったような例もある。

西南戦争で多くの書類が散逸消失したこと（資料【42】地租改正の取調帳簿類紛乱につき達）、また、元々山林は調査していなかったことを前提に、西南戦争後の山林調査について以下簡単に述べる。

- ① 明治11年内務省地理局が、1年半ばかりの短期間で調査して官林台帳を作成した。しかし、この中では、以前の地租改正作業で民有林となっていた所も一部官有となっており、官有と民有が、重複していた。
- ② 明治14年2月政府は、官有林が民有林となっているとの理由で材木の伐採、質入れ売買を禁止した。
- ③ 明治14年官民林の境界再調査を実施。民有の証拠が出せないものは強制的に官有とした。西南戦争で証拠書類を紛失して出したくても出せなかった住民には強い不満となった。地租改正作業で民有と認められ既に納税してきた住民や、入会地の収益ができなくなった住民は強く反発した。
- ④ これにより、各地で民有据置の嘆願書が出され、山林の盗伐（住民は盗伐とは思っていない）もおこった。
- ⑤ 宮崎県再置後の明治18年に境界再調査が再度行われたが、この調査も住民から見れば、不当な方法で民有林を官有にしたものと映り、不満はつのっていく。
- ⑥ 明治32年「資料【97】国有土地森林原野下戻法」が出されると、各地方で下戻申請が出されたが、ほとんど下戻しされることはなかった。
- ⑦ 明治33年4月12日農商務大臣から「資料【71】宮崎県山林特別処理例」が發布された。これは、誤りが明らかな部分は民有に下渡すという内容である。これは国有土地森林原野下戻法にはないことであり宮崎県独自の事情が反映されている。しかし、これも実際には下渡さ

れることはほとんどなかった。

山林に対してはこのような宮崎県独自の事情があり、このような中で行われた調査で正しい境界が調査されたかどうか疑わしい。

山林入会地の各地での呼び名は各地で違っている。

部一山、衆力山、深山、代官山、割場山、二部一山、銀部一山、遠山、御甲山、御留山、潮除山、請所山、見格護山（見覚悟山）、定銀山、畦山、端山、抱地

明治維新後藩の力が急速になくなった延岡地方では民有林が多い。

逆に、それ以後も力を持っていた高鍋や飫肥では官有林が多い。

9. 第1次地租作業が明治5年11月から（「資料【1】屋敷地券発行につき伺い」）明治10年2月まで（「資料【40】地租改正猶予の布達」）かかった（約4年3ヶ月）。途中、宮崎県は鹿児島県に併合され作業が一時中止したこともあるが、それでも完全に完成していない。

第2次地租作業は明治12年1月から（「資料【41】地租改正再着手の布達」）明治14年7月まで（「資料【98】府県地租改正紀要」）かかっている。（約2年半）

西南戦争で帳簿の多くが紛失したにもかかわらず、第1次作業に比べるとあまりにも短期間で完成している。

これは、江戸時代から各地に存在した検地図などを利用して作成した可能性もあるのではないだろうか。また、資料【100】【103】のように各地の名家には別に帳簿が存在した事実があるように、外の資料が多数存在していたことも考えられる。

また、西南戦争で本当に帳簿類が紛失したのかについては再検証が必要である。

この完成期間の違いは、他県が既に地租改正作業が終了しており、宮崎県でも早急に地租改正作業を終わらせる必要があったためと思われる。

(平成20年4月19日  
宮崎県土地家屋調査士会 境界鑑定講座 において講演いただいたものです。)

## 幕末期から明治初期の土地制度

宮崎県文書センター

主席運営嘱託員 永井 哲雄

ただいま、おおげさな紹介をいただきましたが、ただ、宮崎に生まれて育って、宮崎の歴史を勉強したというだけのことですが、こういうことで、少しでも皆さんの研修のお役に立てればと思っています。

特に今、私が運営を託されている、「宮崎県文書センター」という所は、宮崎県庁開庁以来の文書を保存してあるところで、そういう関係で、皆さんのお仕事とは密接に関係をもっていると思います。

最近では、本来は市町村や法務局にないといけないような資料がなくて、こちらにないかと尋ねて来られる方が非常に多くなって、その対応に追われていると言っても差し支えないかと思えます。職員には、市町村や法務局にあるべきものがどうしてないのかと、もう一回問い返してみなさいと言っていますが、様々な理由で歴史的に時間をさかのぼっていくと、なくてはならないものが大量に失われていることから、そこで、私どもの保管している資料から、捜しにおいでになる、ということです。

ところが、こういう冊子が65,000冊もあり、現在「文書センター」を開いて5年になりますが、職員を総動員して一冊の中に何が書いてあるかを一つずつ丹念に調べて、その目録をインターネット上にのせるという作業を行っているところです。現在17万件を入力準備したところですが、それでもまだ10分の1です。全部終わったら160万件になるだろうと推察していますが、毎日必死で職員を総動員してやってもまだまだかかりそうで、それぐらいの量が保存されています。

このごろ、たとえば、皆さんのお仕事の中で、ここに道があった。しかし、所有関係が非常に複雑で処理していないことがたくさんあるので調べたい。そういう相談が非常に多くなっています。また、昔、江戸時代に松並木の街道があった敷地が、どうして官有にされて、いつの時代に払い下げられたか。そういう様々な問題を抱えて相談にみえます。

しかし、うちの職員でさえ、まだ開けてみるのが初めてという資料がたくさんあるので、すぐさま即答はできない状況ですが、やがては、皆さんの仕事に大きく貢献できるのではないかと考えて、毎日仕事をしています。

ですから、お仕事の中で、何かの手掛かりとか、方向付けでも見つけようとお考えの時は、私どもの所へ一言相談していただければ、職員が相談に乗れるようにしてあるので、是非ご利用ください。もちろん、県庁の仕事に関係がなかったような私的な文書はないことが多いのですが、一方、公の仕事がかかわっている文書は結構あるものです。特に、戦後、都市計画の関係で土地の事情が変わっているといった資料は割と丹念に残してあるので、何かの縁があればご利用くだ

さい。

自分の宣伝ばかりになりましたが、肝心の中身に入ります。

さて、この「幕末期から明治初期の土地制度」という表題は、この時期の土地制度は、日本の歴史のなかで一番難しいところの上、皆さんもご苦労なされてよくわかる様に、宮崎県の土地制度は日本の土地制度の中でも特殊とってよいと思います。

それは、江戸時代にさまざまな複雑な要素がたくさん入っているためです。たとえば、今の鹿児島県なら、島津氏だけの領土である薩摩藩ひとつなので、いくら変わったといってもそれほど変わってはいません。ところが、宮崎の場合は、日向の国という狭いところに、藩が5つも6つもあって、それぞれが違った形で領地を管理していたのを、今にひきずっている習慣などがあるので、非常に難解なところがあります。おまけに江戸時代から今の社会に切り替わる明治維新の時に、宮崎県下全域が戦場になった西南戦争があったので、そのことで全国の改正の波に乗れなかったのです。戦争が終わってから、本格的にバタバタと改正をやりだしたために、非常に粗雑なところがたくさんあります。その点については、また改めて話しますが、非常に難解な所があります。

たとえば、同じ宮崎市内でも、大淀川の南と北では違った土地制度で管理されてきたので、なかなか一律ではありません。そういうところを知識として知っておいていただければ、この土地の問題は、すこし時間を遡って調べてみないと解決しないのだな、ということが解っていただけではないかと考えて、わかる限りのことを皆さんにお話したいと思います。

江戸時代の法令の周知徹底のことを、私が話しをする時に、今もっとも熱い話で例えて、高齢者医療負担の問題の話をするのですが、今の時代に法令の趣旨が徹底していないこと自体、江戸時代以前の世の中ではないか、と思うのです。江戸時代には文字の読めない人だって沢山いたのに、それでも、みんなに密接な関係のある法令が新しく出された時は、周知徹底していました。そういう社会から考えたら、今の世の中で、まだ法令の趣旨が徹底してなかったです、遅れました、ということがあるということに唖然とします。

さて、その周知徹底はどういう形でやるかということ、江戸時代は各藩だいたい同じようなことをしているのですが、皆さんの生まれた所あたりで、あるいは、お祖父さんやお父さんの時代に「正五九には旅をするな。」とか「婚礼をするな。」とかいう「いわれ」や「しきたり」があるという話を聞かれた方があると思います。つまり、正月五月九月には人の出入りをするな、ということなのです。

それは何故かということ、その時期には、お上から大事なことを言われるから、私は聞かなかったとか、旅をしていたとか、結婚で人口が移動した、ということがないようにとのことだったのです。

たとえば、高鍋藩なら、必ず、いくつかの村をまとめて管理する代官という人がいます。代官と言っても、水戸黄門に出てくるような悪徳代官とは違って、この辺の代官は、いくつかの庄屋さんの上に立って、地方行政の要になる役です。代官が個人の百姓から益を得るようなことは絶対にありません。代官が藩の命令をうけて、自分の管轄の領内を正五九月に回るのです。その時に、一つの村、だいたい5~60軒から150軒までぐらいの規模の村で、今で言えば、だいたい大字ぐらいの単位です。幕末のこのような村は、全県下で400ぐらいあって、特殊な例を除いて、

それが、のちの大字の基本だと考えて下さい。江戸時代はこの規模の、村だったところをいくつか担当して代官が回るわけです。

そうして新しい法令とか、知らせておかなければならない法令を、引率した部下に読ませて、庄屋の所に集めた農民に読み聞かせたのです。その時に、一つの家の戸主、農家の代表になる農民は必ず出席しなければなりません。欠席は許されません。従って、聞かなかったということはないわけで、もしそんなことがあれば、農民という資格を剥奪されます。村で一人前の農民という資格を持っていることはたいへん重い意味をもって、その資格を剥奪されると、村を追い出される以外ないから、その時は全員集まります。

庄屋の屋敷は、普通の農家の屋敷と違って広くて、その庄屋の屋敷の一角には必ず「お白洲」という場所があります。テレビでは「白洲」というと、裁判をするところの様に表現されているのですが、「白洲」というのは、村の農民全員が集まるところで、そこに、みんなを集めて、代官が来て法令を読み聞かせるのです。そこに全員が来ているかを確認して、家族の人数などを確認するのです。そういうことが正五九月に行われるのです。

特に正月には、宮崎の藩ではまだ確かめていませんが、ほかの藩では、キリシタンを調べる踏み絵をさせた、という記述があったりします。それは正月にします。そういうことをきちんとして、趣旨説明をするから、法令が徹底しないということは、役人の落ち度であって、農民の側から不満が出るということはほとんどないです。それに比べて、今の日本の法令はどうなっているかと思うところがあります。

江戸時代の土地の制度は、実に複雑ですが、基本的にはレジュメにあるように、すべて公領です。全部が幕府の所領、土地です、というのが基本です。そしてその中から、大名にそれぞれに分かち与えるわけです。たとえば、飢肥藩なら5万1千石分を、高鍋藩なら3万石分の土地を分かち与えます、ということです。といっても、いつそれが没収されるかはわからないのです。

皆さん、ご存じのように、宮崎県の江戸時代の大名の中で、特殊なのは延岡藩です。ほかの藩は、江戸はじめに入ってから、その大名家は断絶することなくずっと続いています。高鍋藩にしても、佐土原藩、飢肥藩、諸県の鹿兒島藩にしても変わらなかったけれど、延岡藩だけは5回も藩主が替わっています。それも江戸の半ばまでに替わったのです。藩主が5回も変わるというのはどういう事かということ、県庁組織の職員全体が5回全部入れ替わったようなものです。ただし、農村の農民は変わらずに、役人だけが全部5回替わったということです。ですから、替わるたびに違った組織になりました。

皆さんがよく知っている、延岡藩の内藤家は5回目の藩主で、幕末まで続いたのですが、初代高橋家のように、断絶した藩主もいます。また石高の増減もありました。特に2代目の有馬氏と3代目三浦氏の間ではおよそ3万石の差があり、領内に3万石が浮いたわけで、それが元禄時代のことで、それからその分だけ、県内の所々にずっと天領がおかれたわけです。典型的なところでは、もとの日向市全域とか、西都の一部、吉村、大淀川南の本郷南方、船引、国富町の本庄などに合計3万石の天領がおかれました。これは、五代将軍綱吉の頃のことですが、以降、宮崎県下に直轄領が置かれるわけです。その土地は幕府流に、全国の幕府の直轄領に倣った形で治められ、大名領とは違いました。大名領とは、違った形で治められたのが天領ということを理解して下さい。

大名に与えられたものは、レジュメにあるように、土地では、大名の直轄「蔵入地」と、家臣

に与えられた「給地」とがあります。「蔵入地」とは、藩のお倉に年貢を納める土地で、これが「蔵入地」です。それに対して、家臣に与えられた「給地」ですが、家来には、10石取りから何百石、何千石取りまであります。県内の大名の家来で、最も大きな領地を持っていたのが都城の島津氏です。これは篤姫で話題になっていますが、鹿児島藩の島津家の家来ですが、家来だけでなく、ほかの大名並みの領地を都城一円にもっていて独自の治め方をしていました。鹿児島藩領内だけでなく、独自の治め方をしていたということです。

家臣に与えられた「給地」は、その土地を自分なりの方法で治めないといけません。家来とはいえ、藩によって、たとえば、延岡の内藤家は家臣には土地を一切与えないで、農民が年貢として藩のお蔵に入れたものを、500石ならそれに相当するものを、お蔵から給料として支給していました。また高鍋藩なら、家臣に土地をその石高に応じた分だけ与えていました。だから、家臣は自分にもらった土地を経営するために、色々な治め方をします。たとえば、土地のいくらかは、下人や被官を雇って経営し、残りは農民に作らせ年貢をとるというやり方などをせざるを得ません。

鹿児島藩は、特別にまた違ったやり方をしますので別とします。

飫肥藩の場合は、給料の10石から40石取りまでは、一部を藩のお蔵から米の現物で支給し、一部は土地を支給していました。そして、40石以上は全員お蔵米の支給にしたのです。土地は全然与えずに、お屋敷が与えられました。これが、幕末から明治維新にかけて、飫肥城下の土地所有関係に大きな影響を与えました。

お城の元に住んでいる家来たちは、普通は、みなさんをご覧になって知っていると思うが、お城に近いほど重臣が住んでいて、遠くに行くほど下級武士が住んでいるものですが、飫肥城下の場合は明治維新後、重臣は飫肥城下に住めませんでした。そして、飫肥藩内にいた有力な商人達、安藤家とか服部家、川越家、河野家などに屋敷を売って藩主たちは城下から出て行きます。それで今の城下町が残っているのです。旧家臣たちは屋敷を維持できなかったのです。

幕末に、上級武士たちは、米の現物支給だったので耕地と結びつきがなく、維新後は生活の手段を失って屋敷を維持できなかったのを出て行くしかなかったのです。従って、商人のお金で今の城下の姿が残ったということです。飫肥城下町を説明する時は、誰もそのようなことを説明してくれませんが、本当はそうなのです。

屋敷を手放した家臣達は、飫肥城下でない所に移っていきます。実際それを、幕末に勧めています。だから、田野とか清武、北郷に移住した家臣達が多いようです。そうでない人は、県庁のある宮崎に出てきたり、仕事を求めて東京に出て行ったりしました。

飫肥城下に育った有力な商人のおかげで、今の城下町が維持できたということが言えます。今の姿にも密接に関係している、そういうことを理解していただくといいと思います。

さて、土地の種別からいきますと、大名領を大雑把に分けると、まず、耕地すなわち田畑があります。田畑は、「蔵入地」。つまり年貢を百姓が藩のお蔵に納める土地、これが普通の江戸時代の土地です。それから、家臣に与えられた「給地」、これには、家臣が自分で作る土地と、ほかの百姓に作らせる土地と、ふたつに分かれます。

自作する場合でも、飫肥藩の場合は、下級武士にはできるだけ米を支給しないで土地を支給したのですが、どうして土地を支給したかという、10石取りの下級武士だと、米で支給する部分が1石ぶんぐらいで、それに田を2反、畑を1反、あわせて3反ぐらいを与えて、これでなんと

かやっけ、ということにしたのです。米ばかりなら、全く融通がききませんが、田畑を与えることにより、自活する方法を見いだせというやり方だったのです。その辺のことを理解しておく必要があります。

これには、もうすこし複雑なことがあります、また後ほどにします。

耕地のほかに、皆さんが扱う事が多い、屋敷とよばれる宅地があります。

この屋敷は、身分によってそれぞれ違いますが、まず、百姓の屋敷があります。これは、村の庄屋さんの屋敷と、一般の農家の屋敷とは、広さがかなり違いますが、家が建っている部分だけでなく、ほとんどが菜園も付いた形の屋敷地であります。

それから、武士の屋敷があります。これがやっかいで、武士の屋敷は、普通その屋敷地に対して、住む人が権限を持っていると思われるかと思うが、江戸時代の屋敷は、これが全部官有物であり貸与されているもので、いつでも取り上げられるのです。

理解しやすい例として、延岡藩があります。延岡藩では、藩主が5回も替わったのですが、前の藩主から、次の藩主に武家の屋敷地の引き継ぎがあると、屋敷地の面積から、屋敷地に建っている家の状態から、畳やふすまの枚数まで文書にして引き継ぎます。これが、文書に残っています。つまり完全な官舎です。従って、屋敷を替われと言われたら替わらないといけないのです。また、立身出世をしたら、お城から遠い所に住んでいても、だんだん城のそばに屋敷地を与えられ、入れ替わるようにいわれたりするのです。

高鍋城の藩は典型的です。才能に応じて絶えず入れ替えがありました。もともと武家の屋敷はその人のものではなくすべて官有物で、売ることはできませんでした。だから、生活に困ってお金を借りるために、質に入れたりして、質流れになるなどは、実際は許される訳ではありませんでした。

もう一つ皆さんの仕事に関係のある、町屋敷と呼ばれるものがあります。この町屋敷には、江戸時代以前からできていた町と、江戸時代に、一つの村の中にはっきりと区画を作ってできた町とがあります。

たとえば、この辺で言うと清武の新町、宮崎学園短大の麓、清武川のほとりにある町ですね。あと、近いところでは、寛文2年に作られた上野町、高鍋藩では都農町、蚊口浦、美々津、細島、富高新町、こういった所は今でいえば、都市計画の目的を持って作られた町です。

街道が真ん中を通っていて、きちんと「木戸口」があって、これが町の入り口になり、この中に屋敷割りをして、これに住まわせるわけです。一番形の残っているのが、さっき申し上げた所と、他には木城町の高城町があります。今でも確かめられますが、必ず、ひとつの屋敷が、奥行き20間、間口は小さいところで3間半から7間ぐらいで、このきちんと区画割りした町に商人(町人)を住まわせて、本当の町作りをしたのです。

なぜこの様なことをしたかという、実は、参勤交代に大きな影響があるのです。たとえば、飢肥の殿様が飢肥城を出ます。参勤交代はだいたい一日に10里歩きます。10里とは40km、マラソンと同じくらいの距離を歩くのです。これを最低2週間続けて歩かないと江戸に行き着きません。途中でやめられないので大変です。

県内の大名は20歳代で家を継いで、40歳代で隠居したというのはそのせいです。お殿様も毎日40kmずつ駕籠で旅をすれば、痔を悪くするのもあたりまえです。また、家来は毎日歩くので足痛、足にくる神経痛ですが、これが家来達の持病です。そして、次の年、参勤交代から帰ってきたら

休みをもらって湯治、温泉が許されるのです。公の病気として認められるのです。宮崎人の温泉好きはこの辺から始まったのかもしれませんが、とにかく10日から15日、ずっと歩かないと東海道を歩ききることはできません。

さて、飢肥から出発した参勤交代の第1日目が、清武の中野までで、ここで40kmです。これが一日の行程で、殿様は中野の陣屋に泊まります。家来たちは、多い時は2～300人にもなり、その大勢の家来を泊めるために各藩で整備したのが町屋敷です。

そのため、特にこの街道筋には必ず泊まる所があります。飢肥の藩主の例をあげると、まず清武に泊まり、その次に泊まったのが都農、都農町です。これは、本来の本町、北町、南町と呼ばれる町から成り立っていますが、だんだん町の商業活動が活発になって、外に広がり、新町ができる。木戸口より外は本町に対して新町と呼ばれます。本来は奥行きが20間、間口も京都の町づくりになっています。

この屋敷に税金をかけるわけです。きちんとした町作りがあって、町の責任者、宮崎では部当<sup>べとう</sup>と言いますが、農村で言ったら庄屋にあたる人が仕切るわけです。参勤交代のお殿様が来た時は、藩の役人とともに、あなたの家には何人泊めるというように仕切るのです。

さて、町作りを見る時に注意しなければいけないのは、美々津でも、木城高城の場合でも、薩摩藩主が通って、大勢の人数が泊まるので、町作りも大きくなり、大勢が泊まれるような体制をとっていたということです。その上、家の形まで画一にしています。明治維新以降は変わってきていますが、今もその家が残っているのが確かめられます。この形からはみ出たら町の規則違反になるので、きっちり守られていたのです。こういうことを頭に入れておいて、一つの村の中でこのような町作りがあって、ここだけ特別の運営がなされていたのです。

その次に、屋敷地は今申し上げたような特徴を持っていますが、山林原野がなかなか非常に難しいのです。というのは、皆さんも仕事をされる上で頭を悩ませることが多いと思うのですが、面積が違うのです。江戸時代でも、江戸前半期と後半期によって、所によっては面積が10倍も違うところがあります。なぜ違うかという、江戸時代前半の山は、お金になる木を、1本1本数えて、その木を対象に山を把握したのです。これを「上ツ木<sup>うわつき</sup>」と言いますが、この「上ツ木」だけを対象にしていたのです。この木は幾らで売れる、という「上ツ木」だけを対象にした山のとらえ方でした。ですから、あまり、面積のことをいわずに、ここの山にはどんな木が植わっているかと言うことが大切だったのです。

ところが、これに変化が起こってきました。炭焼きという、燃料確保の仕事が入ってきたのです。炭山だと、木の1本1本でなく、これだけの面積の中に、どれくらいの炭の材料が植わっているかが対象になってきます。面積が必要になるのです。

それと、江戸でも大阪でもどんどん人口が増えてきます。特に大阪の発達は日向（宮崎県）に大きな影響を与えました。それというのも、江戸時代の燃料はほとんど薪で、その薪を取るのです。大きな都市になればなるほど燃料を使うものですから、大阪あたりで、薪の需要が増したわけです。特に日向の薪は質が良いというので、すごく名が上がります。

余談ですが、大阪で、一束にくくってある一把の薪を売るというのは、実は目方で量った一把<sup>もんめ</sup>なのです。1貫500匁です。日向の各港からバラバラで薪を積み込みまして、大阪へ運んで、大阪で1貫500匁を一把として売りました。

普通の江戸時代の農家でどれくらい薪を使うかという、だいたい3棚か4棚、大きな農家で

6 棚ぐらいです。棚というのは、畳 2 枚が 1 坪ですが、その広さ分を横に立てて壁にして、そこにぎっしり積み上げた薪の量が 1 棚です。ぎっしり 3 坪ぐらい積み上げた薪が、だいたい 1 戸の家の 1 年間の燃料です。ですから大変な量です。

山で、それだけの燃料を確保できない村は成り立ちません。どんな村でもそれだけの燃料を確保する必要がありました。だから、山は一軒持ちではなく共有林として発達したのです。江戸時代には共有林が、どの村にも必ずありました。そうして、期日を決めて、その村の者が一緒に山に入って 1 年間の薪を取るということをするわけです。ですから、山林の所有関係は難しいものを持っているのです。

江戸時代の前と後では木のとらえ方が違うと言いましたが、今の山の様相は、江戸時代とは全然違います。今、杉の木が植わっているところに、江戸時代は松の木が植わっていたのです。松の木が主流です。何故かという、松の木は葉から根まで、全部お金になったのです。お盆に焚く松明の迎え火は松の根ですが、それだけではなく、これは明治になっても価値があったのですが、松の根というのは、あれを燃やして煤を取り墨の原料にします。書道の墨です。幹は資材、建築材になります。木の橋をかけるときには、松の木を使います。あらゆるものに松の木を使います。葉っぱまで、全部お金になったのです。

その後、杉の木を植えたのです。今の宮崎県の山の 7 割以上は杉山ですが、これは植えすぎですね。お金にするのに困るのはそのせいですね。

山の種別には、藩の直轄林があります。「御林山」「御留山」と呼ばれた山で一番広いのです。山奉行が直轄して、藩が人を使って仕立てた山ですが、今はそれはほとんど官有林です。

それから、藩の「分一山」があります。藩が、藩の山を仕立てた人に 3 分の 1 又は 2 分の 1 をやるので、木を植えなさい、仕立てなさいという山です。これが、明治維新以降、私有林になった山です。「山持ち」の源流がこれです。私費で山を仕立てて、条件によって、例えば、木材の運びだしの掛りのいい所で 3 分の 1 ぐらい、山の頂上のように掛りの悪いところでは 2 分の 1 取りとって、木を植えた人に半分あげるから、あと半分は藩に納めなさいというものです。ただし、これには 2 つの考え方があり、木が植わっている土地そのものを半分に分けるのと、木を半分に分けるという方法がありましたから、分一山でもそこはちょっと注意しないといけないところです。

木を分けるというのが、本来の考え方ですが、これで、沢山の木を植えて、特に飼肥などは、商人層が、自分のお金で、許可を得て、各山に木を植えて材木を切り出して儲けるというようなことをやったわけです。

それと、分一山には、村の山として、村単位で山を仕立てることもありました。それから、薪を村で確保しなければならず、個人持ちは認めていないから、村持ちの入会地として認める「共有林」があります。これがないと生活できません。

その中で特殊なものが、延岡藩の「門山」というものです。延岡藩には特殊な行政組織があります。皆さんよく聞かれると思いますが、旧延岡藩領には官有林が少ないということ。ところが延岡藩領から南へ行けば、ほとんどは官有林になります。これはなぜかという、江戸時代の山の経営のあり方が影響しているのです。延岡藩に官有林が少なく、私有林や森林組合有林が多いのは、実は「門山」が大きな影響を与えているからです。

ご承知のように、飛び地は別として、今の臼杵郡地方は田畑がたいへん少ないです。山が多い

のです。圧倒的に山と言っても差し支えないです。江戸時代の臼杵郡は2万石ちょっとしかないものですから、山の経営がたいへん重要になったわけです。そこで、延岡藩が打ち出した山の経営方法というのが「門山」というものです。延岡藩の行政組織には、「組」があって、ひとつの「組」の下に5つ内外の「村」があり、その村の中に「門」という組織があり、それが一つの「村」でだいたい5門ぐらいあって、その下が「組合」つまり「5人組」というものです。

延岡藩の全領域をいくつかの組にわけ、その下に5つぐらいの村があり、一つの村の中に5つぐらいの門があります。今で言ったら、この門は区にあたるぐらいの組織ですが、1門というのは、約40~50軒をまとめた集落が1門です。この門集落に山を割り当てて経営させたわけで、これが「門山」です。

いい例として、「門山」について研究したことがあるのですが、今は日向市になっていますが、東郷町の山陰（やまげ）村という村に、「寺迫門」という門がありました。江戸時代はじめには40戸ぐらいの門でした。この「寺迫門」に延岡藩は1500町歩の山を与えてこの山を経営しろと命じました。それを寺迫門は藩主が替わっても、幕末まで営々と経営してきたのです。だから年貢が納められない時には、藩に断ってその中から木を切って年貢の代銀を出したりしてきたのですが、それが、今もって残っているのです。寺迫門には共有林として1500町歩が残っています。

これは、もとの東郷町が持っていた山と同じぐらいの山ですが、これを1地区で持っていたのです。今、名前は森林組合に替わっていますが、門がずっと続いていて、飢饉のときにはこの山を質に入れて商人から金を借りてしのぐとか、明治になってからは、学校ですね、寺迫小学校の前身ですが、学校を作って地域に寄付するなどの活動を続けていました。

これが、延岡藩のやり方です。ただ、明治になって、この門山は共有林として認められて官有林にはならなかったのですが、大方の所はこういうやり方はやめようと、明治20年代から30年代にかけて、これを分けてしまいました。つまり、いわゆる「山分け」です。

江戸時代には「田分け」というのがありました。大切な田を分割するのは、貧乏になるもとで、分けてしまうのは「たわけ」だと言われのですが、明治になってからは「山分け」だったのです。延岡領内では、この山分けを受けた農家が、お互いに売買して、大きな山持ちが生まれてきたのです。個人所有が多いのはそのような理由があるからです。

なぜかという「門」は、歴史をもっているので国有林として取り上げることができずに、共有林として残りました。国有林として没収できなかったのです。国としては、立派な山ですから没収したかったのです。金のない明治維新政府はものすごく欲しかったが、長い歴史を持った慣例が生きていて、取り上げられなかったので、共有林として認めざるを得なかったわけです。それが、山分けされて、個人持ちになったのです。個人持ちになると売買で動くので、大きな山持ちや小さな山持ちが出てくるわけです。というような歴史を持っているので、それぞれ、ひとつひとつ宮崎の具体的な歴史と密接に関係があるということを、理解していただくことが大切です。

それと、皆さんにどうしても知っておいて頂きたいことがあります。歴史の研究者が、今だに、日向全体の歴史を研究しているところですが、耕地の「割替制度」というのが各藩でありました。農家に同じ土地を耕作させることによって、貧富の差がでてきたり、あるいは没落農家が出てくるような支障がおこるのを防止するのがねらいなのですが、実は、確実に年貢を確保し、また土地を売ったり買ったりということができなくするためもあって「割替」をしました。

「割替」とは何かというと、耕地は公有地です。そうして、同じ反別を持っていても、同じ所

を作らせるのではなく、耕作地を替えるのです。飢肥藩なら、15年に1回、高鍋藩の、今の串間の場合だと、10年に1回、延岡藩の場合は3～5年に1回割り替えます。

農家は、今の農家のように、みんな地続きで、ここが自分の田圃だといえる状態ではなかったです。条件のいい所と悪い所を組み合わせそれぞれ耕作させていたのです。なるべく一つの村の中で条件が均等になるように割替する制度を続けていたのです。

それから、鹿児島藩の場合、諸県の中でも宮崎に近い、綾とか、高岡とか、穆佐とか、倉岡は、「<sup>かどわり</sup>門割制度」という特別なやり方をしていました。農家の2～3戸をひとつの組にして、それに一定面積の土地を割り与えて耕作させるというやり方で、それをずっと続けていました。

また、延岡藩は面積ではなく、生産高10石を単位にして割り当てる、これを「10石<sup>くじ</sup>鬮」といいますが、村単位、特に門単位で行っていました。農家に組をつくらせて「鬮」を作って耕作するのです。100石耕地があれば10組できるわけです。

それは、つまり税金を取るのに非常に都合がいいように作り上げられていたのです。そういう土地に絡んださまざまな制度がありました。すなわち旧各藩独自の土地制度によって、さまざまな問題が明治以降も引き続いて残っているということ、一応頭に入れておいていただくと、皆さんの役に立つのではないかと思います。

そうして、そういう様々な制度を、新しくできた明治政府はどういう風に改革しようとしたのか、というのが「地租改正」です。国の財政を確立するために、あらゆる江戸時代の組織や土地制度を否定して、一律に新しい税制を敷こうとしたのです。

一律に新しい税制を敷こうとした時、一番の根幹にしたものが、「土地」なのです。土地を元に国の基本財源を確立しようとした、これが「地租改正」なのです。

国の財政を確立するために、土地を中心に税制を作る、ということを前提とするには、まず、今まで、土地は全部が公有という立場に立っていたのを一切否定して、土地は私有、それぞれが私有するものと認めることによって、その土地を持っている人それぞれに税金をかけて、それで国の基本的な財源を得ようとする制度がこれなのです。当然その前提には、土地の私有制度を認めないといけないわけです。それをはっきりとひとりひとりに認めたのが地券です。皆さんもご覧になったことがあると思います。1筆1筆に土地の所在地、面積、それに所有者の名前が書いてありまして、地価がいくらで税金がいくらと書いてある、これが地券です。

ひとりひとりの私有を認めた上で、新しい税金の制度を作り上げようということで、「地租改正法」という法令が、明治6年に出ました。太政官布告第272号ですが、この主たる目的は、「田畑の貢納制」つまり「年貢」という収穫物にかかる税はやめて、今度はその土地が持っている価格の100分の3を税として徴収する、ということを基本に税制を作ったわけです。

ただし、宮崎県はこの100分の3の地租の納入は適用されませんでした。なぜかという、この税制を敷くのが遅れたからです。最初に申し上げたように、その理由は西南戦争でした。準備は着々と進んでいた記録はあるのですが、西南戦争で遅れて、ほかの所はだいたい明治9年頃までに終わって11年から12年頃には、それぞれに地券を配って公告をして、所有権を認めて、税金を取る体制ができたのに、宮崎県は西南戦争があったためにその作業ができずに、明治12年から15年にかけてその作業を行ったのです。

その間に地価の100分の3という制度が変わって100分の2.5になりました。それはなぜかという、西南戦争前後に、他の地域では地租が高すぎるといって、猛烈な地租反対運動が起きまし

た。政府もこれには困って結局、税率を2.5に下げました。だから、宮崎県が地租改正に従った税制を敷いた時にはもう2.5になってからで、現在、宮崎県で確認される地券は、ほとんどが、西南戦争が終わってからの明治12年から15年までの、税率2.5のもので、それは今の宮崎県が鹿児島県だった時代の地券です。

西南戦争が済んで、明治9年から16年までは、宮崎県はありませんでしたからね。鹿児島県でしたから、皆さんがご覧になるのは、鹿児島県が発行した地券で、ほとんどが明治12年から15年までの範囲にはいります。そして地租は地価の100分の2.5になっているものです。

さて、地租改正条例は、明治6年から仕事を始めるが、7章からなっていて、これは国の立場で、土地を基にした税制を、なぜ作らざるを得なかったかという理由が述べてあります。

まず、今までの様な年貢米では、豊凶によってそのたびに国の財源が変動して、国の予算が立てられないので、いくら凶作になろうと豊作であろうと、一定して国の収入が得られるようにしたという税制でした。それも、物納ではなくお金で納めるということでした。

ここでこの制度と皆さんの仕事と関わりがあるのは、いわゆる田とか畑を区別するのではなく、全部「耕地」として把握するという点です。これは、あとでいろいろ問題もあって、耕地だけではいけない、やはり田・畑というのを便宜上使う方がいいのではないかという事例も出てきますが、一応「耕地」としました。それから、屋敷地と呼んでいた所を「宅地」とするという点などが、今にかかわりがあります。

また、特に地価の場合は、これが一番の問題だといわれているのですが、地価をどうして決めたかというのが、問題になってきます。これは、はじめに地価を決めた時が大雑把だったので、いろいろな問題が出てきたわけです。

それには、従来の土地の生産高を基準にして地価を決めたとか、歴史は浅いのですが、小作料などを基にして地価を決めたといわれていますが、その地価の決め方が、村によって様々だったので、あとで、いろいろ不満が出てきますし、宮崎県の場合は、西南戦争後のどさくさの時に地券を作るという作業を行ったので、後で雑なところかなり出てきて、そのため修正を余儀なくされたという問題が、あとあとに残ってきます。

少し、問題を整理して話すと、まず、「地租改正」で一番大事なものは、この土地は誰のものを確認する作業です。今まで、その土地を所有し耕作してきた、ということに基づき、所有者を決めていくのですが、どれだけの土地を誰が持っているかということ調べるために、勿論、土地1枚1枚、1筆ごとに確認する作業が延々と続くわけです。

それは村単位で行います。役人立会のもとに、村から、土地の所有者の代表を出させて、その人とその土地が私のものだと主張する人と、役人とを立ち合わせて、ひとつひとつ確認していくわけです。そうしてこの土地はどれだけの面積があるかを確認していきます。そうして作ったのが「あざきりず字限図」です。

もともと「字限図」が生まれる前には1筆1筆の、1筆といっても必ずしも1枚とは限りませんが、それぞれ「字図」を作らなければいけません。字とは、江戸時代から使われている「小字」で、その「小字」の図を1枚1枚作って、それを合わせて全体の大字の「字限図」あるいは村の「字限図」が出来あがります。「字限図」を作ってそれを元に地券を発行します。

ただし、この図面を作るためには、当然、今でいう測量をしなければなりません。この田圃はどれだけの面積があるのか、という測量ですが、それを「丈量」といいます。「丈量」による面

積の出し方は、ほとんどが四角か三角かの形に地形を分けて測る方法で、実例として残っていますが、そのような方法で、まず測量して土地の字図を作って、それをまとめて大字の「字限図」を作るという作業を延々とするのです。

その時には、土地の持ち主と、その村の「総代」という代表と、役人などが立ち会った上でこれを作ったわけです。ところが、実際は、今のようにきちんと番地が1番から順番について全体が出来上がるまでには、なかなか時間がかかりました。こういう作業で番地をつけて、面積を決めていきましたが、まだ漏れがありました。それは、どういうことかということ、たとえば、ひとつの町の場合、全体を測った面積と、土地の1枚1枚を測った面積が違うのです。きっちり合わないのです。そういうことが出てきました。村でもそうです。

それで、「丈量」だけではなく明治21年から22年にかけて、ひとつひとつ、落ちた所とか故意に隠した所を、しっかりと落とさないようにするために「地押し」という丈量のやり直しをしたのです。その第一番の作業が、図面を全部つなぎ合わせる作業です。本来、大字なら、1枚1枚を足していけばきちんと合うはずなのに、合わないところが出てきました。それで、皆さんのお仕事でも出てくると思うのですが「地押し」の結果こうなったという記載があるはずです。明治21年から22年頃「地押し」をして、これをさらに修正したのです。これが、今の皆さんがお使いになる「字限図」の元になったわけです。

その後も山林などは、絶えず修正があります。お仕事の上でご承知だと思いますが、昭和になっても各町村などでは、山の測量を延々と行っています。面積が違うのからです。

これは「地押し」は、山の測量など、人の生活に直接関係がないというような所は、後に後に延ばして行って、合わなくなったりしたからです。測量技術の差というものもちろんありました。このように少しずつ、「字限図」を、落ちた所がないか、あるいは隠した所がないかと修正して、今の「字限図」の原形ができあがったと理解して頂くとおわかりいただけると思います。

これを宮崎県では明治6年からはじめて、実際は12年から15年の間にほぼ完成します。そうして地券を交付しました。これに基づいて所有者も、面積も、地価も計算してそれで税制を敷いたのです。ところが、最近見つかった文書で、明治30年から31年にかけて、各村にこういった一連の仕事の関係書類が残っているかどうか、ということ調査した記録がありました。こういう一連の仕事の大事な原本を残しているか、作業過程が残っているかを調査しています。

何故かということ明治27年から28年に日清戦争があって、戦争のため大変な物いりで、国家財政が厳しくなってきたため、地租の体制を見直そうという動きが出てきたのです。実際は土地にかかる税金の改革までにはいかないのですが、その税制の見直しのために、もう一度、こういう一連の作業に使った資料がどれだけ残っているかを、県から郡、郡から町村に対して調査を行っています。

その調査の資料の中身は、「土地ニ関スル諸図書取調目録」といって明治30年に行われたのですが、何が残っているのかを調査したもので、まず、地租改正の字図が何枚残っているか、村ごとに調査したもの。それから、字図を作るために使っている調査書やメモ、これを「野帳」というのですが、この「野帳」とは実際に測量に携わった人が手帳として使っている物で、歩きながら土地の形とか、測量した計数を調べたり書き留めたりしているメモですが、この「野帳」がどれくらい残っているか。それから明治21年にあった「地押しの野帳」が何冊残っているか。それから、これらを使って算出した地価の値段表、1筆ごとに書き込んだ地価の帳面が残っているか、

ということを調べています。

ところが、愕然としたのが、「地押し」の明治21年からたった10年しかたっていないのに、その資料が残っていないのです。「字限図」さえ、完全に残っていないのです。なくなっています。ですから、なくなっている所は、その後に再び作り直したと考えざるを得ません。まして「野帳」や「地押し調べの野帳」が残っている所は非常に少ないのです。一番よく残っているのは、当然ながら、税金に直接関係のある地価帳は残っています。これだけは役場が持っていないと仕事にならないから、それだけはよく残っていますが、それでさえも、失われている所があります。

その失われた理由というのが、役場が火災になったとか、台風で水浸しになって汚損されてだめになったとか、様々あるのですが、その中で注目されたのが、明治21年に「地押し」をした時に、村の総代がこれらの関係書類を持って行って返していないという理由が多々見られるのです。何故そういうことが起こったのか、今詳しく調べているがよくわからないのですね。

これは税金に関係があったりするので、村の総代として出たけれども、村全体の税金に関わってくるから隠していたのかもしれない。ある村では、役場の職員が日参しても返してくれないで、職員が出向いて行ってやっと出してもらったが、それでも完全なものは揃っていないかったという報告が出されています。地租改正後のたった10年の間に、こういう土地に関する近代化を進めた一番基本となる資料ですら、揃っていない、なかったと言うことを知って愕然としましたが、今は、すべて厳しく管理され作成されて「字限図」がきちんと残って、一つの町一つの村のことは見ることができるようになりました。その間には延々とこういう仕事が続けられてきたということです。

それは確かに、前半に申しましたとおり、江戸時代の複雑な土地所有の支配関係を一律に同じように、おしなべてやる仕事の大変さを、歴史を踏まえた上で考える必要があると思っています。そういう面では、様々な、時代時代ごとに、押さえていく資料があったはずだが、それも、失われている場合もあるので、土地に関する仕事というのは、大変なものだと思います。

また、今は、私の仕事でもそうですが、個人の資産というのは、最大の個人情報で、扱いが難しいこともあります。歴史の上で文書を遡って追っていきますと、人間というのは土地の上に足をつけていないと、安心して生きていけないという面があるのだなあ、土地と人間は密接な関係があるのだなあ、ということを感じています。

これからも、皆さんのお役に立てる情報を提供できれば、これ以上のことはないと思っております。駆け足で申し訳ありませんが、こういったことを参考にして、お仕事の役に立てただければと思っております。

ありがとうございました。

資料紹介

明治30年「土地に関する諸図書取調目録」にみる

文書保存の状況

いつの時代も公文書の保存活動は、様々な条件の下にあって困難が伴う。現今の市町村合併でも心配されることは多い。

明治29年、宮崎県は訓令第133号をもって県下一斉に郡役所を通して町村に「土地に関する諸図書取調目録」を作成し、翌30年2月末日までに提出するように求めた。明治維新政府が国家財政を確立するために行った税制の改正、地租改正に関する資料の保存状況調査である。この時期のこの調査の背景には、日清戦争後の増税の中で高まってきた「地租増徴」問題に関連して公文書の保存状況を確認する必要があったと思われる。

その調査内容は、大字名・村名ごとの

- ①地租改正字図枚数 ②ち地租改正野帳冊数  
③地押調査野帳冊数 ④旧地価帳冊数

の現存数を調べるものであった。地押調査は明治18年から明治21年にかけて行われたが、本県では主として明治21年に①②の資料を基に行われている。

この調査は再三の催促にもかかわらず、極めて町村からの目録提出が遅かったため、郡役所を通して遅延の理由書も提出させている。

その結果、明らかになっている保存実態は表のとおりである。(※(元)の数については、どれだけであったか推定できないものもあるが、遅延理由書や取調目録における備考の欄の記入事項で補っている。)

本県の地租改正への取組は、永峰知事(M24.4.9~M25.8.20)から萩原知事(M25.8.20~M27.1.20)への「縣務引継書」の演舌書によると、次のように示されている。

日向國地租改正ハ旧宮崎縣治中即明治八年十二月着手(東西北三諸郡ヲ除ク)、同九年六月地押丈量検査竣業、既ニ地位收穫ノ調査ニ着手シタルモ(九年八月宮崎縣廢セラレ鹿兒島縣トナル、地位收穫ノ調査ニ着手シタルハ旧宮崎縣ナルカ鹿兒島縣ナルカ詳カナラス)丁丑ノ兵乱ニ遭遇シ中止ス、同十二年三月ヨリ再着手、同十三年五月其筋へ稟議濟、十二年度ヨリ旧税ヲ廢シ新税施行ス、東西北三諸縣郡ハ同十二年三月着手、同十三年一月全

ク成功セリ、同年六月其筋へ稟議濟前同様新税施行セリ

本県の遅れた地租改正作業が終わって20年を経ずしてその関係資料の残存状況は、このような実態であった。資料は作業を行った町や村が保管していたが、地域によっては調査立会の惣代所に保管するところもあった。美々津村高松のように「総テ完備セリ」とする村もあるが、大方の村は滅失が見られる。その滅失理由をあげてみると、①毀損・紛失 ②台風・洪水・雨水による汚損 ③役場移転による紛失 ④保管不良による摩滅 ⑤役場火災による焼失 ⑥西南戦争(明治10年の兵火)による焼失・紛失 ⑦町・村合併時に移管がなく行方不明 ⑧明治21年の地押調査の折、貸与持ち出しによる行方不明である。

特に⑧の場合は、改正時の不備を正すために落地・隠地・誤記などの修正を行ったが、大方が改正時の字限図・野帳を使用したため、かなり乱雑に扱われたものもあった。中には地押の野帳は作らず、地租改正野帳によって調査した村もあった。

一方では細島町の次の例にみるように、「毀損又ハ紛失等ナシ」として、はじめの改正時に個人の土地所有確認の証拠として使用された江戸時代の諸資料を保存し書き上げているところもあった。

土地台帳	5冊
旧名寄帳	4冊
新名寄帳	4冊
壺筆限地引帳	2冊
新田検地帳	1冊
未改新地水帳	1冊
見改畑改帳	1冊
旧字限図及総図	19枚
地租改正字限図及惣図	19枚
旧野帳	18冊
地租改正野取帳	10冊
地価取調帳	2冊
地押調査野取帳	60冊

これらの資料が改正作業に利用されたと思われる。

乙第九〇六号

印

客月三十一日付受二第二三七五号ヲ以テ飫肥村二係ル諸図書調査表預御催促即チ別之通理由書ヲ徴シ及進達候条可然御取斗相成度此段申進候也

明治三十年九月九日

南那珂郡長 渋谷元武 印 (朱)

内務部長

宮崎縣書記官 森尾茂助殿

理由書

別冊目録ハ本年二月二十八日迄ニ可差出旨訓令相成候ニ付、其際當役場旧帳簿類ニ基キ厳密調査ヲ遂ケシモ大字楠原ヲ除クノ外其所在不相分、然ルニ當役場吏員中、右図面ハ去ル明治十九年地押調査ノ際各地主惣代人へ貸与シタル事アルヲ記憶シ居ル者アレ共、前村長ヨリノ引継書中右図面ニ対スル借用証保存無之、右ハ定メテ右惣代人借用ノ俣既ニ不用ニ属シタルモノトナシ之ヲ返却セサリシモノト認メ、右惣代人ニ就キ取調候処、大字板敷旧惣代人ノ如キハ其取調ノ煩ヲ厭ヒテ之ヲ拒絶シ役場吏員ニ対シテ暴言ヲ発スル等容易ニ其取調ノ依頼ニ応セス、然レトモ右惣代人ニ就クニ在ザレバ到底其所在ヲ捜査スルニ由ナク、止ム事ヲ得ス再三督促ノ末役場吏員ヲ本人宅ニ就カシメ懇篤依頼セシメタルニ、本月十二日ニ至リ漸ク地租改正字図五拾五葉ヲ発見シ其取調ヲ決了スル事ヲ得タリ、此段理由書ヲ以テ申上候也

明治三十年七月十六日

飫肥村長 伊東正輔 印

宮崎縣知事 千田貞暁殿

理由書

本日録ハ去ル二月廿八日限り進達可致筈ノ処、明治廿一年地租改正并ニ地押調査后漸々本書類ノ訂正変更ヲ来セシ末、現今使用ノ土地台帳名寄帳并地図等ヲ編成シタルモノニシテ別ニ既往ニ遡リ調査スルノ要件無之タメ、爾来函底ニ保蔵シアリシモ幾多ノ星霜ヲ経ルニ随ヒ自然他ノ書類中ニ散点致居候モノモ有之、其蒐集方ニ稍日数ヲ消費シ加之其際主任者ノ病氣且ツ自今非常ノ繁多ヲ極メ居タル等ニ依リ荏苒今日ニ及ヒ期限遷延致候次第ニ付此段理由書ヲ以テ上申候也

明治卅年六月八日

佐土原村長 前田清近 印

宮崎縣知事 千田貞暁殿

(朱)「天第八八号」

(理由書)

客年十二月訓令第三百三十三号御達ニ依リ土地ニ関スル諸図書取調方着手致候処、明治十二年地租改正野取<sup>(朱)</sup>ノ如キハ從來當役場ニハ保存ナキニヨリ、当時取扱者ニ就キ調査ヲ行ヒ尚同年字図ノ如キハ明治十九年森林官ガ成シタル強制ノ調査中雨天ニ拘ハラズ執行セシ等旁々不足ノモノ不尠為メニ調査方今日迄延々ニ及ヒ何共恐縮<sup>(ママ)</sup>ノ到ニ候得共、右成行ヲ記シ別紙調査目録相添及上申候也

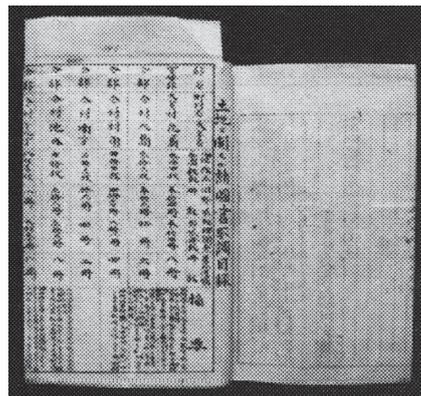
明治三十年六月

宮崎縣宮崎郡田野村長

長友安敦 印

宮崎縣知事 千田貞暁殿

土地に関する諸図書取調目録 (明治30年調)



土地に関する諸図書取調目録 (宮崎郡・部分)

宮崎郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
宮崎町	上別府	84	93	0		2	4	7	
	江平町	19		0		1		1	
	瀬頭町	0		0		1		5	
青島村	折生迫	58	61	0		0		7	
	内海	43	65	0		0		16	
広瀬村	下田島	200		154	200	52		41	
	下那珂	106		103		19		19	
那珂村	東上那珂	100	142	13	20	50		20	
	西上那珂	40	50	9	15	32		10	
赤江村	恒久	60	68	0		0		10	
	田島	20	35	0		0		9	
	本郷北方	19	24	0		0		7	
	本郷南方	24	27	0		0		8	
	郡司分	83	89	0		0		13	

(宮崎郡続き)

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
大淀村	太田	47	62	0		60	62	10	10
	大塚	42	46	46	46	46	46	6	6
	古城	29	49	0	49	35	49	5	5
生目村	源藤	10		0		0		3	
	浮田	35	40	38		9		8	
	生目	24		2		8		7	
	長嶺	25		24	25	11		2	
	細江	43		76		46		11	
	柏原	20	21	4		2		3	
	富吉	55	56	9		9		8	
	跡江	38	39	7		8		6	
	小松	28		28		12		6	
瓜生野村	大瀬町	0		0		0		5	
	瓜生野	0		0		0		7	
	上北方	0		0		0		0	
清武村	加納	0	69	0	69	0		12	
	船引	0	83	0	83	0		7	
	今泉	54	103	0	103	0	103	20	
	木原	3	47	0	47	0	47	12	
	田野	115	254	0		26		34	
	大宮村	花ヶ島	34	35	34	35	34	35	8
	大島	36	44	36	38	10		6	
	村角	44		41	44	88		4	
	南方	23		16		4		2	
	池内	70	71	66	71	56		8	
	下北方	81	93	8		93		8	
	上田島	71	114	25	114	34	34	13	20
佐土原村	住吉村	芳土	24	29	8	29	0	6	8
	新名爪	31	46	38	46	0		4	
	廣原	27	56	38	56	0		6	10
	島ノ内	67	109	87	109	46		12	14
	塩路	21	47	11	13	23		4	
	穂村	吉村	80	89	0	89	29	89	3
	新別府	28		0	28	24	28	2	3
	江田	41		0	24	8	41	4	
	山崎	14		0	14	9	14	1	2
木花村	熊野	47		0		0		13	
	加江田	52		0		30		10	11
	鏡洲	22	29	0		19		8	

東諸県郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数		
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)	
高岡村	花見	15	60	31	60	0	4	10	12	
	高濱	4	40	36	40	1	4	6		
	飯田	38	69	13	69	4		7		
	内山	12	90	30	90	8		3	9	
	五町	52	71	10	71	5		0	7	
	浦之名	11	82	17	82	4		7	12	
八代村	深年	46	104	22	84	8	104	10	10	
	八代北侯	25	74	27	74	0	74	14	14	
	八代南侯	46	68	22	68	0	68	14	14	
	伊佐生	0		0		0		0		
	綾村	南侯	61	90	56	90	38	90	16	
	北侯	30	84	72	84	38	84	16		
	入野	0	126	34	126	20	126	17		
	小山田	64	71	14		22		4		
	上倉永	67	70	58	70	82		3		
	下倉永	19		18	19	11		0	2	
	木脇村	木脇	23		0	23		8		
	岩知野	7		10		7		6		
	塚原	7		4		0		3		
	三名	72		49		0		8		
	本荘村	本荘	124		125		59		17	
	宮王丸	0		0		0		3		
	嵐田	0		0		0		4		
	田尻	0		0		0		4		
	向高	0		0		0		4		
	森永	0		0		16		7		
	竹田	24		0		2		2		
	須志田	9		0		26		4		

北諸県郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数		
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)	
志和池村	野々美谷	0	37	36		22		4		
	上水流	20	35	27		0		3		
	下水流	29	31	31		12		9		
	岩満	21	22	22		16		3		
	丸谷	57	65	63	65	0		8		
	高城村	大井手	49		54		28		5	
	四家	0		99		9		2		
	有水	0		87		99		8		
	石山	33		24		0		6		
	桜木	22		33		29		3		
	穂満坊	0		0		43		3		
	高崎村	大牟田	0		0		0		11	
	東霧島	0		0		0		6		
	縄瀬	0		0		0		6		
	前田	0		0		0		12		
	江平	0		0		0		8		
	笛水	0		0		0		4		
	都城町	上長飯	54	65	56	65	0	0	14	
	下長飯	47	65	62	65	0	0	11		
	宮丸	37	57	56	57	0	0	13	14	
	西嶽村	西嶽	103	139	52	139	29		12	
山田村	山田	168		123		45		24		
	中霧島	0		60		0		10		
	沖水村	郡元	74	74	74	74	0		11	11
	川東	54	54	0		0		12	12	
	金田	28	28	28	28	0		5	5	
	高木	0	59	0	59	0		10	10	
中郷村	安久	5	50	0	30	15		9		
	豊満	4	53	4	25	10		6		
	梅北	146		117		44		19		
山之口村	山之口	126		3		2		5	6	
	花木	0	65	2		2		4		
	富吉	0	82	6		5		5	6	
庄内村	庄内	101		56		224		26		
	三股村	樺山	60	62	56	62	11		6	
	長田	82	87	72	87	4		6		
	蓼池	39	42	34	42	3		3		
	餅原	0	19	15	19	2		2		
	宮村	31		31		2		8		
五十市村	五十町	100	100	92	100	0	0	15		
	横市	61		61		0	0	8		

西諸県郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数		
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)	
野尻村	東麓	105		35		0		0		
	三ヶ野山	80		13		0		8		
	紙屋	0		0		0		2		
須木村	須木	0		2		5		16		
	高原村	西麓	0		0		0		4	
	蒲牟田	0		0		0		12		
	廣原	0		0		0		12		
	後河内	0		0		0		7		
	飯野村	原田	83	102	71	102	6		12	
	末永	49	52	15	52	1		7	8	
	上江	37	40	38	40	6		4		
	今西	12	15	14	16	1		2		
	池島	16		0	16	2		1		
	大明司	10	32	3	32	2		5		
	坂元	12	15	6	15	2		4		
	前田	3	12	12		1		4		
	杉水流	42	44	45		4		2	3	
	大河平	102	106	96	106	7		12		
小林村	細野	76		76		1	2	9		
	堤	70		70		0		12		
	水流迫	15		0	15	0		2		
	真方	63		63		0		13		
	南西方	25	62	61	62	12		16		
	北西方	61	68	67	68	0		23		
	東方	90	97	82	97	1	2	14		

真幸村	水流	16	0	0	1
	内堅	45	0	0	4
	昌明寺	21	0	0	3
	岡松	25	0	0	3
	亀沢	18	0	0	2
	向江	22	0	0	2
	柳水流	29	0	0	2
	浦	76	0	0	2
	島内	80	0	0	5
	西川北	43	0	0	4
加久藤村	小田	26	0	0	0
	栗下	28	0	0	0
	東長江浦	54	0	0	0
	西長江浦	60	0	0	0
	灰塚	19	0	0	0
	永山	27	0	0	0
	湯田	22	0	0	0
	西郷	26	0	0	0
	東川北	108	0	0	0
	榎田	25	0	0	0

南那珂郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
大東村	大矢取	8	23	0	0	0	2		
	一氏	16	30	0	0	0	4		
	大平	14	80	0	0	0	9	12	
鉄肥村	奈留	10	92	0	0	0	5	12	
	楠原	112	117	0	0	0	9		
	板敷	55	137	0	0	0	11		
本城村	吉野方	211	291	0	0	0	15		
	本城	45	135	31	0	0	28	28	
	崎田	35	54	0	0	0	5		
榎原村	橋之口甲	46	—	0	0	0	6	8	
	橋之口乙	63	—	0	0	0	6		
	橋之口丙	26	—	0	0	0	3		
鶴戸村	大窪	181	—	0	0	35	7	8	
	宮浦	0	0	0	0	0	14		
	富士	0	0	0	0	0	4		
東郷村	伊比井	0	0	0	0	0	6		
	殿所	0	36	0	5	0	0		
	松永	35	40	40	15	4	4		
北方村	東弁分甲	35	41	0	41	13	2	3	
	東弁分乙	32	49	48	49	32	4		
	益安	71	77	28	37	22	4		
	平山	63	68	0	68	0	4		
	風田	90	96	0	96	22	5		
都井村	北方	68	89	0	10	9	9		
	南方	40	48	0	13	7	7		
	串間	18	26	0	7	4	4		
南郷村	秋山	61	68	0	4	10	10		
	大納	13	38	0	38	8	7		
	都井	47	71	24	71	6	8	10	
市木村	津屋野	0	0	0	9	9	9		
	谷之口	0	0	0	6	1	10		
	中村甲	0	0	0	3	11	11		
細田村	中村乙	0	0	0	13	11	11		
	脇本	0	0	0	5	8	8		
	潟上	0	0	0	34	26	27		
酒谷村	賢波	0	0	0	12	3	8		
	市木	133	136	0	120	0	65	15	17
	塚田	159	8	4	4	14	14		
北郷村	萩之嶺	148	150	8	0	6	7		
	毛吉田	44	4	2	5	5	5		
	上方	31	47	0	1	5	5		
酒谷村	下方	0	0	0	4	6	6		
	大藤	55	136	0	0	9	9		
	郷之原	77	142	0	0	13	13		
油津村	北河内	159	214	0	0	12	—		
	酒谷	0	136	0	0	100	32		
	油津	1	22	0	22	1	3		
福島村	西方	137	169	161	169	16	20	24	
	奴久見	28	0	0	0	2	2		
	高松	14	17	0	0	0	2		

児湯郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
下穂北村	三宅	126	128	0	0	0	18		
	清水	0	0	0	0	0	5		
	右松	25	30	34	47	6	6		
木城村	妻	20	13	0	4				
	岡富	29	29	0	4				
	黒生野	25	25	26	5				
川南村	現王島	4	3	0	2				
	高城	61	61	51	7				
	椎木	98	98	62	15				
都農村	川南	27	28	27	28	0	4		
	石河内	36	36	5	2				
	川南	184	318	127	318	43	51	28	35
美々津村	平田	42	81	0	23	26	5	9	
	川北	130	183	156	183	109	183	31	34
	高松	68	68	42	42	51	51	15	15
三財村	上三財	106	106	24	13				
	下三財	123	123	18	10				
	藤田	40	40	6	4				
三納村	加勢	71	71	18	8				
	寒川	7	7	6	1				
	三納	213	218	38	218	4	25		
西米良村	平郡	47	71	58	71	9	14		
	小川	0	0	1	3				
	越野尾	0	0	1	1				
上穂北村	横野	0	0	1	1				
	村所	0	0	1	3				
	板谷	0	0	1	2				
高鍋村	上米良	0	0	1	2				
	竹原	0	0	1	1				
	南方	94	0	25	32	10	10		
都於郡村	穂北	53	0	20	25	9	9		
	調殿	21	0	4	3	4	4		
	童子丸	13	0	2	0	2	1		
富田村	南高鍋		70						
	北高鍋		41						
	高鍋町	112	1	105	35	116			
新田村	蚊口浦		5						
	上江	76	59	8	8				
	持田	95	43	9	10				
都於郡町	上富田	0	0	11	21	10	13		
	下富田	0	0	1	10	12	12		
	日置	15	109	19	20	4	14	9	11
北川村	三納代	49	61	5	12	2	4	12	
	新田	223	0	223	16	33			
	伊倉	10	0	10	2	6			
門川村	鹿野田	105	109	99	109	0	22		
	山田	91	90	0	15				
	岩爪	16	31	16	31	0	9		
延岡町	荒武	65	65	0	11				
	都於郡町	2	2	0	1				

東臼杵郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
北川村	川内名	364	418	31	34	125	34		
	長井	45	52	7	16	78	15		
岡富村	岡富	88	25	30	87	25			
	方財島	2	3	3	3				
門川村	門川尾末	103	114	104	108	13	19		
	川内	107	113	38	13	18	18		
	加草	48	45	48	15	7	7		
伊形村	庵川	43	48	48	46	47	14		
	八ヶ町	9	9	0	9				
	伊福村	28	71	0	71	82	19		
細島町	櫛津土々呂	46	48	7	61	7	7		
	鯛名	11	0	1	14	2	2		
	赤水	9	1	4	1				
細島町	細島	19	10	60	2	2			

(東臼杵郡続き)

岩脇村	平岩	145		111	145	145		22	
	幸脇	27		11	27	27		6	
南郷村	神門								
	鬼神野								
	水清谷	106		88		73		47	
	上中渡川								
西郷村	田代	253	441	18		8		18	
	立石	33		2		1		1	
	小原	67		2		1		2	
	山三ヶ	29	40	22		3		7	
北郷村	宇納間	73		65	73	40		17	
	入下	53		0		9		5	
	黒木	63		62	63	9		4	
北方村	北方	391	406	300	406	363	400	36	
南方村	南方	97		0	97	104		97	
	大貫	65		7		4		4	
	三輪	27		27		3		3	
東海村	栗野名	57		57		7		7	
	大武	4		4		3		1	
	稲葉崎	38		38		5		3	
	川嶋	123		0		15		12	
	祝子	92	97	13		17		15	
北浦村	古江	42	68	0	68	65	68	6	
	市振	4	22	0	22	18	22	8	
	宮野浦	15	17	0	17	4	17	4	
	三川内	115	115	50	115	0	115	8	
富高村	富高	72	88	83	88	19		11	
	財光寺	51	58	52		14		12	
	塩見	128	145	145		34		29	
	日知屋	358	372	258	372	48		24	
南浦村	熊野江	33		17		23		4	
	須怒江	12		3		4		4	
	浦尻	16		0		15		2	
	島野浦	20		0		1		3	
東郷村	山陰	77	117	111	117	238		15	
	八重原迫之内	19	22	21	22	47		12	
	坪谷	26		0	26	26		4	
	下三ヶ	38		0	38	38		4	

西臼杵郡

町村名	大字名	地租改正 字図枚数		地租改正 野帳冊数		地押調査 野帳冊数		旧地価帳 冊数	
		現	(元)	現	(元)	現	(元)	現	(元)
岩井川村	岩井川	105		18		25		7	
	分城	19		0		2		2	
諸塚村	七ツ山	212		0		6		16	
	家代	154		0		0		17	
上野村	上野	65		8		65		20	
	下野	36		7		36		11	
七折村	七折	96	96	108		108	125	19	
三ヶ所村	三ヶ所	112	127	21		115		20	
	桑野内	22	34	9		30		11	
高千穂村	三田井	48	52	45	52	52	52	7	7
	押方	48	82	0		55	82	10	10
	向山	61	67	10	67	29	67	6	6
岩戸村	岩戸	126		10		35		10	
	山裏	62	62	0		23	23	4	4
田原村	田原	0		0		5	5	5	5
	河内	28	39	0		22	22	6	6
	五ヶ所	0		0		0		3	
椎葉村	下福良	24	28	12	24	16		4	
	大河内	23		1	2	7		3	
	不土野	35	40	5	40	12		4	
	松尾	0		0		7		4	
鞍岡村	鞍岡	37	59	40	59	0		13	13

※「現」は明治30年現在残存数 「元」は調査時の数

以上、「文書センターだより

宮崎県総務課 宮崎県文書センター」

第5号 2008.6 より抜粋

## 編集後記

きっかけは土地家屋調査士法第25条第2項でした。

私が入会した20年以上前は「公図だから現地とは合わない。」「公図だから違っていても当たり前」と教えられてきましたが、経験を積むに連れて「公図でも合うものがある」「いや、馬鹿にできない」と見る目も変化し、ついには「現地に合致する」と言い切れるほどの感覚を抱くほどになっています。

そうした感覚の移ろい、燦りながらも埋もれていた疑問を導くように扉を叩いてくれたのが土地家屋調査士法第25条第2項の新設です。これが本書編纂のきっかけとなりました。

宮崎会ではこれまで、政府発令の法令を中心として地租改正に関わる資料を研修会用にまとめたこともありました。が、「宮崎県」での地租改正を視点として取り組んだことはほとんどありませんでした。

つまり、公図が地域により異なっているとの実情は経験的に知ってはいるものの、その理由について地租改正の実情までに思いが至っていなかったわけです。

みちびきの第25条第2項「地域の慣習」に惹かれ、宮崎県の法令収集に取り組んだ次第です。

また、もうひとつの大きなきっかけがありました。それは尊敬する先輩土地家屋調査士のひとことでした。

「ふるさとの山河を知り、愛さなければほんとうの土地家屋調査士にはなれない。」

この言葉が、宮崎県の古文書を集め、宮崎の風俗、風習を調べるきっかけとなりました。

宮崎県の法令はこれでほぼ集まったと思います。完全とまでは言い切れないのでさらなる努力も怠ってはならないのですが、次は旧藩それぞれで異なっていた土地制度を理解し、その制度が公図作成に与えた影響を研究し、深めていただくことが必要だと思っています。

最後に、今回収録の宮崎県史料は全て宮崎県文書センター所蔵のもので、その史料の探索から読み下し文作成までご指導いただいた宮崎県文書センター主席運営嘱託員の永井哲雄先生のご尽力なくしては編纂叶わなかったものであり、深い感謝の気持ちを表させていただきます。また、全国法令と比した宮崎県地租改正の特質をご教示いただいた都城公証人役場 公証人 新井克美先生にも厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

編集責任者 谷口和隆

**田畑歩数極様**

—宮崎県の境界ことはじめ—

平成23年3月22日発行

発行者 宮崎県土地家屋調査士会  
会長 蓑原照光